令和８年（2026年）２月12日

# 第８３回（令和７年度第５回）
# 札幌市情報公開・個人情報保護審議会審議資料

【諮問第154号】市長（デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課）
住民基本台帳に関する事務における特定個人情報保護評価書の第三者点検について

【諮問第155号】市長（財政局税政部税制課）
地方税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報保護評価書の第三者点検について

【諮問第156号】市長（保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課）
介護保険に関する事務における特定個人情報保護評価書の第三者点検について

札幌市情報公開・個人情報保護審議会

# 諮　問　書

札住情第5844号
令和８年（2026年）１月30日

札幌市情報公開・個人情報保護審議会
会長　徳満　直亮　様

札幌市長　　秋 元　克 広

下記の件につきまして、札幌市情報公開・個人情報保護審議会及び札幌市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成16年条例第36号）第２条第１項第２号の規定に基づき諮問いたしますので、よろしくご審議をお願いいたします。

記

住民基本台帳に関する事務における特定個人情報保護評価書の第三者点検について

札幌市情報公開・個人情報保護審議会
受付
08.1.30
札情審議
第10号

諮問第154号

デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課

第１　諮問について

１　諮問事項等

⑴　諮問事項

住民基本台帳に関する事務（以下「住民基本台帳事務」という。）における特定個人情報保護評価書（以下「評価書」という。）の第三者点検（以下「第三者点検」という。）について

⑵　諮問の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）では、個人番号（マイナンバー）が記録された個人情報ファイル（※）を「特定個人情報ファイル」と定義しており、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは評価書を作成して公表しなければならない。

札幌市では、住民基本台帳事務において、住民記録・印鑑オンラインシステム（以下「既存住基システム」という。）、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）で特定個人情報ファイルを保有し、庁内の他業務システムに連携している（評価書は、令和７年６月27日に本審議会で審議いただき、同年10月29日に公表した）。

この度、国のシステム標準化の取組への対応として、既存住基システムは、デジタル庁が整備するガバメントクラウド上に標準準拠システムを構築し、令和９年度に移行する予定である。

これに伴い、住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルの取扱いに変更が生じるため、評価書を修正したことから、第三者点検をお願いしたい。

※　個人情報ファイル…個人情報を含む情報の集合物で、特定の個人情報を、電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものなどのこと。

２　住民基本台帳事務の概要

⑴　住民基本台帳事務について

住民基本台帳事務では、特定個人情報を次の事務で取り扱っている。

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）に基づき、市町村の事務の基礎となる住民基本台帳を管理し、住所等の変更届出の受理、住民票の写し等の諸証明の交付等の事務を行う。

また、番号法に基づき、個人番号カードの交付、庁内外の機関に対する情報連携等の事務を行う。

⑵　今回の変更点について

既存住基システムをガバメントクラウド上の標準準拠システムへ移行する。

特定個人情報取扱事務の流れについては、別紙１を参照。

第２　第三者点検について

１　特定個人情報ファイルについて

⑴　特定個人情報ファイルの名称

ア　住民基本台帳ファイル

イ　本人確認情報ファイル

ウ　送付先情報ファイル

⑵　特定個人情報ファイルの概要

ア　住民基本台帳ファイル

住民情報の基となる項目（氏名、生年月日、個人番号など住基法第７条に規定されている項目）を記録した特定個人情報ファイルであり、既存住基システムで保有する。

イ　本人確認情報ファイル

上記アを基に、全国共通の本人確認を行うために作成する特定個人情報ファイルであり、住基ネット（※）を通じて、北海道及び地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）に送付する。

※　住基ネット…全国の住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認を行えるようにしたシステム。北海道及び機構に本人確認情報を送付するためのサーバーとして、札幌市コミュニケーションサーバー（以下「札幌市ＣＳ」という。）を設置している。

ウ　送付先情報ファイル

上記アを基に、個人番号通知書（出生等により新たに個人番号を指定した際に本人に送付する通知書）を送付するために必要な情報を記録した特定個人情報ファイルであり、本市を含む各市町村は当該通知事務を委任している機構へ個人番号通知書の送付先情報を送付する。

⑶　特定個人情報ファイルの取扱いについて

評価書のとおり（別紙２）

⑷　住民からの意見聴取の結果について

・実施期間：令和７年11月12日～令和７年12月11日（30日間）

・実施結果：別紙３のとおり

２　特定個人情報の保管方法及び保護措置等

⑴　札幌市での特定個人情報の保管方法

特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち、本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

また、札幌市においても、バックアップデータを菊水分庁舎のオペレーション室に設置するサーバー機の磁気ディスクに記録・保管する。データが保存されているサーバのストレージ機器に暗号化機能を実装することにより盗難や情報漏洩の対策

を行っている。

なお、各区戸籍住民課、各出張所、大通証明サービスコーナー及び本庁住民情報課内に設置するクライアント機には、特定個人情報は保有されない。

⑵ 特定個人情報の保護措置等

ア ガバメントクラウドでの措置（今回の変更点）

ガバメントクラウドはデジタル庁が整備する政府共有のクラウド基盤であり、ISMAP※1に登録されたクラウド事業者から調達する。

(ｱ) サーバー機

クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。

また、事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。

特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは、アクセスが制御されているため、国及びガバメントクラウドのクラウド事業者が特定個人情報を消去することはない。クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。

(ｲ) ネットワーク

地方公共団体が委託したASP※2又はガバメントクラウド運用管理補助者※3は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。

クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS※4対策を24時間365日講じる。

ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。

地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。

通信は国の定める共通標準仕様書で定められた通信のセキュリティレベルを実現し、ファイル連携においてはオブジェクトストレージ※5を利用し、暗号化と復号化を行い管理する。

(ｳ) その他

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。

ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで

対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。

※1　ISMAP・・・政府が求めるセキュリティ要求を満たしているクラウドサービスをあらかじめ評価・登録することにより。政府のクラウドサービス調達におけるセキュリティ水準の確保を図り、もってクラウドサービスの円滑な導入に資することを目的とした制度。

※2　ASP・・・Application Service Provider の略称で、地方公共団体が標準準拠システム等を利用するために、アプリケーションの構築、提供、運用保守等の提供を受ける一切の事業者のこと。

※3　ガバメントクラウド運用管理補助者・・・地方公共団体又は地方公共団体が指定するガバメントクラウドの運用管理を行う事業者のこと。割り当てられたクラウドサービスを別途定める範囲内で自由に構成することができ、システムの監視やセキュリティ管理、運用保守などの役割を担う。

※4　DDoS・・・Distributed Denial of Service （分散型サービス拒否)の略称で、一度に特定のネットワークやコンピュータへ接続要求を大量に送出し、通信容量をあふれさせてサーバー機能を停止させてしまうサイバー攻撃のこと。

※5　オブジェクトストレージ・・・ガバメントクラウドの各クラウドサービス事業者が提供するオブジェクト単位でデータを管理するマネージドサービス。
データの冗長性・耐久性に優れており、高度のアクセス制御や暗号化など、データ保護やセキュリティの観点でメリットがあるとされている

イ　札幌市における措置

（ｱ）サーバー機（変更なし）

札幌市側にて保管するバックアップ用のサーバー機は、札幌市菊水分庁舎内のオペレーション室に設置する。庁舎の入退庁及びオペレーション室の入退室は、専用のＩＣカードと電子錠により入退庁・入退室の管理を行う入退室管理システムと監視カメラにより常に監視・記録され、庁舎が無人となる場合は警報装置による警備が行われる。サーバー機は施錠されたサーバーラック内に設置されており、そのサーバーラックの鍵は電子錠で管理された鍵保管庫の中に保管される。

また、サーバー機は、専用パスワードによる操作者認証の機能のほか、操作履歴の保存や複数回パスワード入力誤りが生じた権限についてアカウントロックする機能を持つ。

データ消去は、保管年数を経過した情報をシステムで自動判別し、データベースから消去する。また、磁気ディスク等を廃棄する際には、データを消去した上で物理的に破壊し、復元不可能とする。

(ｲ) クライアント機（変更なし）

既存住基システム等においては、利用できる職員を限定し、ユーザーＩＤによる識別と認証機器（トークン）に表示されたパスワード（約30秒ごとに変化する）、ＰＩＮコードによる認証を実施する。

住基ネットにおいては、利用できる職員を限定し、各職員個人に付与した照合ＩＤ及び照合情報（手のひら静脈認証）を用いることによる認証を実施する。

また、職員ごとにその職員が必要とする最低限の処理しか行えないよう、事務分掌に応じて操作権限を設定するとともに、帳票出力履歴や操作履歴を記録・抽出する機能を備えることで、不正操作の未然防止を図る。

(ｳ) セキュリティ対策実施手順の作成と周知（変更なし）

札幌市情報セキュリティポリシーに基づき、機器利用課におけるクライアント機操作者等が遵守すべき事項や、特定個人情報の管理、セキュリティ対策についての具体的な手順を定める等、規程類の整備を行うとともに、担当職員に対して特定個人情報の保護に関する研修を行う。

(ｴ) ネットワーク（変更なし）

既存住基システム及び札幌市ＣＳは、札幌市内部の専用ネットワーク回線を使用して、サーバー機とクライアント機の接続を行う。当該回線内は安全性を確保するため、外部との通信が遮断されており、サーバー機とクライアント機はいずれもインターネットに接続していない。また、デジタル戦略推進局情報システム部による管理・監視が行われている。

サービス検索・電子申請機能のあるマイナポータルと申請書をダウンロードするクライアント機との間は行政専用の閉域ネットワークである専用回線（ＬＧＷＡＮ回線）を使用し、データを暗号化して通信を行っているほか、札幌市ネットワークとの境界には指定したＰＣから、指定した外部プロキシサーバへＨＴＴＰＳ通信のみ許可するファイアウォール（パケットフィルタリング型）を設置し、外部からの不正なアクセスを防いでいる。

都道府県サーバー及び全国サーバー並びに情報提供ネットワークシステムとの接続については、それぞれ専用回線を用い、ネットワークの境界にファイアウォールを設置し、外部からの不正なアクセスを防いでいる。

ウ　委託業者における保護措置（変更なし）

既存住基システム及び住基ネットの運用保守業務を外部委託する。

運用保守業務は札幌市菊水分庁舎のみで行われ、データの持ち出しは行わない。オペレーション室や事務室への入退室は業務従事者に配布しているＩＣカードにより制限され、入退室管理システムと監視カメラにより常に監視・記録されている。記憶媒体へのデータ書き出しは、事前申請及び承認がないと行えない設定である。また、アクセスログを記録することにより、不正な操作等を抑止して

いる。

なお、委託業者が業務を行うに当たっては、委託契約において「個人情報取扱事務委託等の基準（令和５年１月６日総務局長決裁）」の別紙２「特定個人情報等取扱安全管理基準」（以下「安全管理基準」という。）に基づき、下記ａ～ｈ（主なもののみ抜粋）の措置を実施するほか、安全管理基準別紙４「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を添付し、これを遵守することで、委託業者における特定個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、札幌市情報セキュリティポリシーに基づき策定された情報セキュリティ対策実施手順に従い、セキュリティ対策を実施する。

ａ　委託業者が特定個人情報等の適正な取扱いの確保について基本方針を策定していることを確認する。

ｂ　委託業者が特定個人情報等の取扱いに関する総括責任者及び保護責任者を定めていることを確認する。

ｃ　委託業者が特定個人情報等の秘密保持に関する事項が就業規則等に明記していることを確認する。

ｄ　委託業者が特定個人情報を取り扱う従業者を指定していることを確認する。

ｅ　委託業者が特定個人情報等の取扱い、情報システムの運用・管理、セキュリティ対策及びサイバーセキュリティの研修計画を策定し、従業者に対し毎年１回以上研修等を実施していることを確認する。

ｆ　委託業者が特定個人情報等を取り扱う管理区域を明確にするとともに、管理区域の入室に係る認証機能を設定し、記録の作成と保管を行っていることを確認する。

ｇ　委託業者の従業者が使用する電子計算機等は、アクセス権等を設定し、使用できる従業者を限定するとともに、利用状況を記録・保管する。

ｈ　委託業者が情報セキュリティマネジメントシステム又はプライバシーマーク等の規格認証を保有していることを確認する。

第３　変更時期

既存住基システムのガバメントクラウド上への移行は、令和９年12月末までに行う。

第４　添付資料

１　別紙１　住民基本台帳事務における特定個人情報の流れについて

２　別紙２　評価書

３　別紙３　寄せられたご意見と本市の考え方

# 住民記録システム・印鑑オンラインシステムに係る今回の変更点

## ガバメントクラウド上へのシステム移行

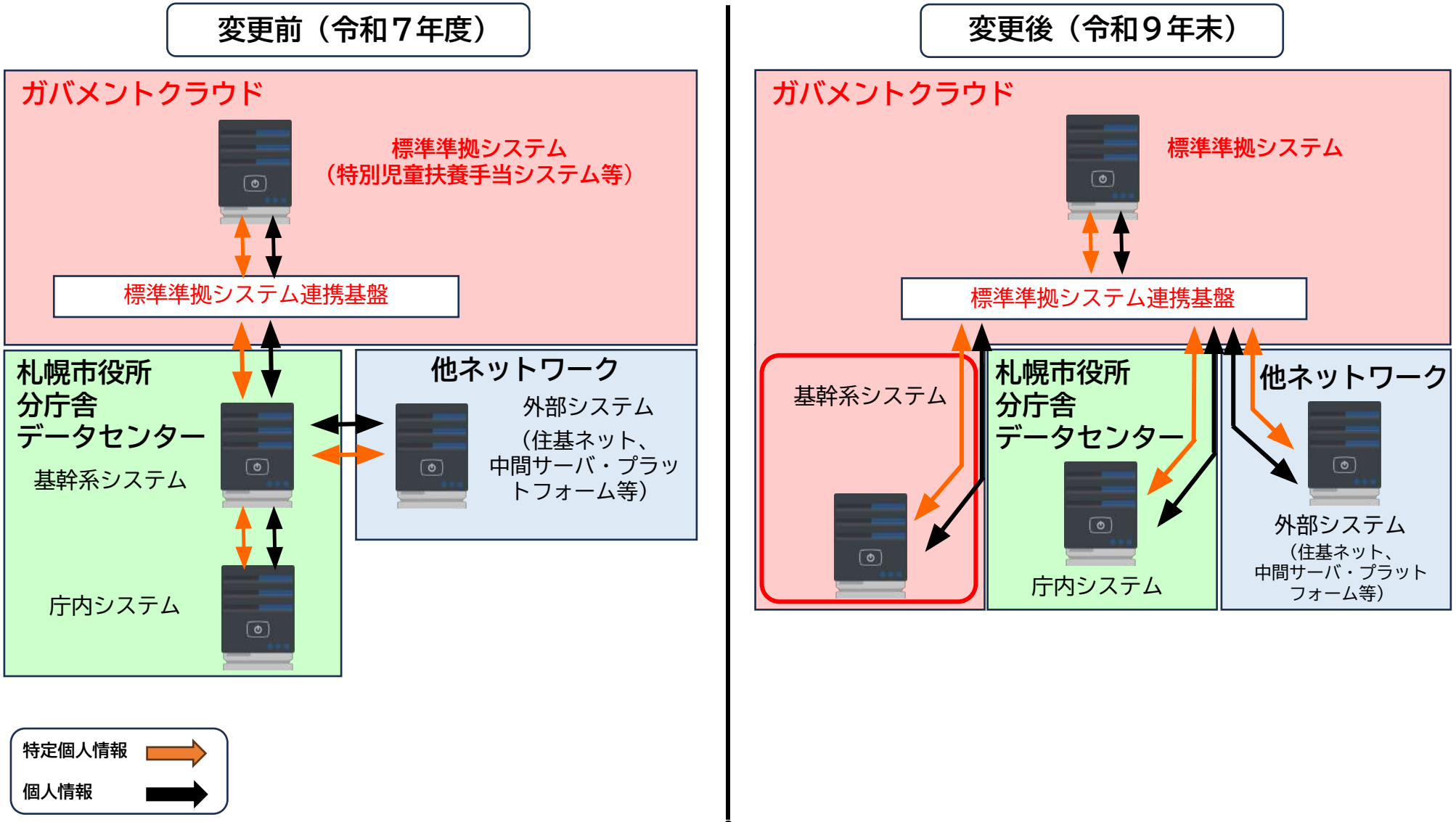

# 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）

| 評価書番号 | 評価書名 |
| --- | --- |
| 1 | 住民基本台帳に関する事務　全項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

札幌市は、住民基本台帳に関する業務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

| 特記事項 | － |
| --- | --- |

## 評価実施機関名

札幌市長

## 個人情報保護委員会　承認日　【行政機関等のみ】

## 公表日

(決裁後にデジタル企画課と調整)

［令和7年5月　様式4］

## 項目一覧


| |
|---|
| Ⅰ　基本情報 |
| （別添1）事務の内容 |
| Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 |
| （別添2）特定個人情報ファイル記録項目 |
| Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 |
| Ⅳ　その他のリスク対策 |
| Ⅴ　開示請求、問合せ |
| Ⅵ　評価実施手続 |
| （別添3） 変更箇所 |

# Ⅰ　基本情報

| 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---|---|
| ①事務の名称 | 住民基本台帳に関する事務 |
| ②事務の内容　※ | この事務は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）に基づき、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎とするとともに、住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うことにより、住民の利便を増進するとともに行政の合理化に資することを目的としている（住基法第１条）。<br><br>市町村においては、常に住民基本台帳を整備し、住民に関する正確な記録が行われるように努めるとともに、住民に関する記録の管理が適正に行われるよう必要な措置を講ずるよう努めることとされている（住基法第３条）。<br>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム（住民基本台帳ネットワークシステム。以下「住基ネット」という。）を都道府県と共同して構築している。<br><br>市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱うこととする。<br><br>①個人を単位とする住民票を世帯毎に編成し、住民基本台帳を作成<br>②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出の受理又は職権に基づく住民票の記載、消除若しくは記載の修正<br>③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置<br>④転出届に基づく転出証明書の交付又は転出証明書情報の送信<br>⑤本人又は同一の世帯に属する者その他法で定める者の請求による住民票の写し等の交付<br>⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する本人確認情報の通知<br>⑦地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への本人確認情報の照会<br>⑧住民からの請求又は職権に基づく住民票コード及び個人番号の変更<br>⑨個人番号通知書及び個人番号カードの作成及び交付<br>⑩個人番号カード等を用いた本人確認<br>⑪庁内の他業務システムとの連携<br>⑫情報提供ネットワークシステムからの情報照会に対する番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める住民票関係情報（住基法第7条第4号に規定する世帯情報）の提供<br><br>なお、⑨の「個人番号通知書及び個人番号カードの作成」に係る事務については、番号法に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成26年総務省令第85号。以下「個人番号カード省令」という。）第35条により、機構に対する事務の委任が認められている。<br>そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。<br><br>≪左欄にある※について（以下、評価書中同じ。）≫<br>特定個人情報保護評価指針の別表に定める重要な変更の対象である記載項目である。<br>※の項目の変更については、特定個人情報保護評価に関する規則第11条及び特定個人情報保護評価指針第６－２（２）で、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更である場合を除き、評価を再実施することとされている。 |
| ③対象人数 | [　30万人以上　] ＜選択肢＞<br>1）1,000人未満　2）1,000人以上1万人未満<br>3）1万人以上10万人未満　4）10万人以上30万人未満<br>5）30万人以上 |

| 2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム | |
|---|---|
| システム1 | |
| ①システムの名称 | 住民記録・印鑑オンラインシステム（以下「既存住基システム」という。） |
| | 住基法に基づき、住民基本台帳に関する事務を行うために下記の機能を有する。<br>1．住民基本台帳の記載<br>住民の転入、出生等の届出及び職権に基づき、新たに住民票を作成<br>2．住民基本台帳の記載事項変更<br>住民の転居、婚姻、離婚等の届出及び職権に基づき、住民票の記載事項を変更<br>3．住民基本台帳の消除<br>住民の転出、死亡等の届出及び職権に基づき、住民票を消除 |

| | |
|---|---|
| ②システムの機能 | 4. 住民基本台帳の照会<br>住民基本台帳から該当する住民の住民票記載事項を照会<br>5. 住民票の写し等の発行<br>住民票の写し、住民票記載事項証明書、転出証明書等の各種帳票を発行<br>6. 住民基本台帳ネットワークシステム中間サーバ（以下「住基ネット中間サーバ」という。）との情報連携<br>住基ネットを通じて住民の情報を機構、都道府県、各市町村と連携するために、住基ネット中間サーバと連携<br>7. システム基盤（個人基本）との情報連携<br>住民の情報を庁内の他部署、法務省出入国在留管理庁及び情報提供ネットワークシステムで利用するため、システム基盤（個人基本）と連携<br><br>※個人番号と紐づいている情報ではないが、住民の印鑑登録情報についても同一のシステムに格納しており、札幌市印鑑条例（平成3年条例第24号）に基づき、印鑑の登録・廃印及び印鑑登録証明書の発行に関する機能を搭載している。 |
| ③他のシステムとの接続 | [　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム<br>[　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム<br>[　　] 宛名システム等　　[　　] 税務システム<br>[ ○ ] その他　（ 住基ネット中間サーバ、システム基盤（個人基本）　　） |
| システム2 | |
| ①システムの名称 | 住基ネット<br>※本市の住基ネットの構成としては、札幌市コミュニケーションサーバ（以下「札幌市CS」という。）を設置し、北海道及び機構と「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」のデータ連携を行っている。以降は、札幌市CS部分について記載する。<br>なお、札幌市CSを操作する端末を「統合端末」という。 |
| ②システムの機能 | 1. 本人確認情報の更新<br>既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、その情報を元に札幌市CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新した情報を送信する。<br>2. 本人確認<br>特例転入（個人番号カードの交付を受けている者に対し、転出証明書を発行せずに市外転出の処理を行った場合の市外転入（住基法第24条の2）。以下同じ。）の処理や、住民票の写しの広域交付（住民基本台帳に記載されている者が、その住民基本台帳を備える市町村長以外の市町村長に対して行う住民票の写しの交付請求（住基法第12条の4）。以下同じ。）などを行う際、窓口での本人確認のため提示された個人番号カード等を基に、住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。<br>3. 個人番号カードを利用した転入（特例転入）<br>個人番号カードの交付を受けている者等の転入が予定される場合に、転出証明書情報をCSを通じて受け取り、その者に係る転入の届出を受け付けた際に、個人番号カードを用いて転入処理を行う（一定期間経過後も転入の届出が行われない場合は、受け取った転出証明書情報を消去する。）。<br>4. 本人確認情報検索<br>統合端末において入力された4情報（氏名、住所、性別及び生年月日をいう。以下同じ。）を組み合わせて本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。<br>5. 機構への情報照会<br>住基ネットにおける全国サーバ（以下、単に「全国サーバ」という。）に対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せによる本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受け取る。<br>6. 本人確認情報整合<br>本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバ（全国サーバの下の階層に位置するサーバ。以下同じ。）において保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバで保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバを介して全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。<br><br>7. 送付先情報通知<br>機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書、個人番号カード交付申請書（以下「交付申請書」という。）等)を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。<br>8. 個人番号カード管理システムとの情報連携<br>機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に関する情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。 |

| | |
|---|---|
| ③他のシステムとの接続 | [　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム<br>[　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム<br>[　　] 宛名システム等　　[　　] 税務システム<br>[ ○ ] その他　（ 住基ネット中間サーバ　　） |
| システム3 | |
| ①システムの名称 | 住基ネット中間サーバ |
| ②システムの機能 | 既存住基システムと住基ネットの間に立ち、セキュリティの境界としての役割を果たすとともに、住基ネットの稼働時間等の事情により既存住基システムの業務に与える制約を取り払う。<br>1. 既存住基システムとの情報連携<br>既存住基システムで発生した異動データを受領する。<br>2. 住基ネットとの情報連携<br>既存住基システムから受領した異動データを基に、住基ネットへ情報連携する。<br>3. 住民票広域交付用住基情報の保持<br>既存住基システム稼働時間外に住民票広域交付があった場合に、住基ネットと連携するために、住基情報を保持する。<br>4. セキュリティの管理<br>ID・パスワードの管理及びユーザの認証を行う。<br>5. 情報連携記録の管理<br>札幌市CSと既存住記システムとの異動情報連携のログを生成・管理する。 |
| ③他のシステムとの接続 | [　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム<br>[ ○ ] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[ ○ ] 既存住民基本台帳システム<br>[　　] 宛名システム等　　[　　] 税務システム<br>[　　] その他　（　　） |
| システム4 | |
| ①システムの名称 | 中間サーバ・プラットフォーム |
| ②システムの機能 | 国のシステムであり、情報提供ネットワークシステムやシステム基盤（市中間サーバー及び団体内統合宛名）とデータの受け渡しをする。また、符号の取得や特定個人情報の照会・提供の機能を有する。<br>1　符号管理<br>符号（※）と団体内統合宛名番号（※）とを紐付け、その情報の保管・管理を行う。<br>※符号…情報提供ネットワーク内で個人を特定するために用いられる見えない番号<br>※（団体内統合）宛名番号…「誰」の情報であるかを特定するために、各地方公共団体等内で共通して用いる番号。宛名番号は、それぞれの地方公共団体等の各業務システム（社会保障システム、地方税システム等）において、社会保障関係情報や地方税情報などと紐づけられている。国が管理する情報提供ネットワークシステムを利用して情報照会・情報提供を行う際には、セキュリティの観点から個人番号を直接用いるのではなく、宛名番号を媒介としてやりとりする仕組みになっている。<br>2　情報照会<br>情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の照会や照会した情報の受領を行う。<br>3　情報提供<br>情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会の要求を受け付けて特定個人情報を提供する。<br>4　既存システムとの接続<br>システム基盤（市中間サーバー）と情報照会の内容、情報提供の内容、特定個人情報、符号取得のための情報等について連携を行う。<br>5　情報提供等記録の管理<br>情報照会者と情報提供者との間で行った特定個人情報の情報照会及び情報提供等の記録を管理する。<br>6　情報提供データベース管理<br>特定個人情報を副本として、保持・管理を行う。 |

| | |
|---|---|
| | 7　データの送受信<br>　情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム（※））と情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携を行う。<br>　（※）インターフェイスシステム…情報照会者や情報提供者とコアシステムを接続するシステム<br>　＜参考＞コアシステム…符号の生成・情報連携の媒介・情報提供記録の管理の3つの機能を持つシステム<br>8　セキュリティ管理<br>　①特定個人情報の暗号化及び復号を行う。<br>　②送信するデータに対して署名（そのファイルの正当性を示すデータ）を付与する。<br>　③送信するデータ等に付与されている署名の検証を行う。<br>　④データの暗号化や復号に必要となるデータ暗号化鍵の管理を行う。<br>　⑤情報提供ネットワークシステムから受信したマスター情報（システムを利用するためにあらかじめ登録が必要な基本的な情報）の管理を行う。<br>9　職員認証・権限管理<br>　中間サーバー・プラットフォームを利用する職員の認証と職員に付与した権限に基づく各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。<br>10　システム管理<br>　バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。 |
| ③他のシステムとの接続 | ［ ○ ］情報提供ネットワークシステム　　［　　］庁内連携システム<br>［　　］住民基本台帳ネットワークシステム　　［　　］既存住民基本台帳システム<br>［　　］宛名システム等　　［　　］税務システム<br>［ ○ ］その他　（　システム基盤（市中間サーバ）　　） |
| システム5 | |
| ①システムの名称 | システム基盤（市中間サーバ） |
| ②システムの機能 | 札幌市のシステムであり、中間サーバー・プラットフォーム（※）と庁内各業務システムの間に立ち、セキュリティの境界としての役割を果たすとともに、中間サーバー・プラットフォームの稼働時間などが、庁内の各業務システムに与える過剰な負荷などの影響を吸収する。また、システム間で情報の受け渡しをする際に、フォーマットやコードを変換する。<br>1　中間サーバー・プラットフォームとの情報連携<br>中間サーバー・プラットフォームと連携して、符号取得、情報転送、情報照会を行う。<br>2　フォーマット・コード変換<br>中間サーバー・プラットフォームへの連携を行う場合や庁内各業務システムへの連携を行う場合に、データを受け取ることができるように、データのフォーマットやコードの変換を行う。<br>3　システム基盤（団体内統合宛名）との情報連携<br>中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際は、団体内統合宛名番号が必<br>要となるため、団体内統合宛名番号をシステム基盤（団体内統合宛名）から取得する。<br>また、庁内各業務システムへ情報照会結果を返却する際は、、団体内統合宛名番号を庁内各業務シ<br>ステムで管理している番号へ変換する。そのため、システム基盤（団体内統合宛名）から庁内各業務システムで管理している番号を取得する。<br>4　各業務システムとの情報連携<br>中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際の要求や、その結果を庁内各業務システムとの間で連携する。 |
| ③他のシステムとの接続 | ［　　］情報提供ネットワークシステム　　［　　］庁内連携システム<br>［　　］住民基本台帳ネットワークシステム　　［　　］既存住民基本台帳システム<br>［　　］宛名システム等　　［　　］税務システム<br>［ ○ ］その他　（　中間サーバ・プラットフォーム、<br>システム基盤（団体内統合宛名、個人基本）、庁内各業務システム　　） |
| システム6 | |
| ①システムの名称 | システム基盤（団体内統合宛名） |

| | |
|---|---|
| ②システムの機能 | 札幌市のシステムであり、団体内統合宛名番号、個人番号及び各業務で管理している番号の紐付け管理の機能を有する。<br>1　団体内統合宛名番号の登録・管理<br>団体内統合宛名番号を付番し、個人番号や各業務で管理している番号の関連づけを行う。<br><br>2　符号取得状況の管理<br>中間サーバー・プラットフォームとの間で、符号の取得が完了しているかの状況管理を行う。<br>3　団体内統合宛名番号の検索<br>個人番号・各業務で管理している番号等を検索条件とした団体内統合宛名番号検索を行う。<br>4　職員認証・権限の管理<br>システム基盤（団体内統合宛名）を利用する職員の認証と職員に付与した権限に基づき各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。<br>5　情報連携記録の管理<br>情報連携記録の生成・管理を行う。<br>6　セキュリティの管理<br>庁内各業務システムの利用のためのID・パスワードの管理及びユーザの認証を行う。 |
| ③他のシステムとの接続 | [　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム<br>[　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム<br>[　　] 宛名システム等　　[　　] 税務システム<br>[ ○ ] その他　（ システム基盤（市中間サーバ、個人基本、社会保障宛名、税宛名）、庁内各業務システム　） |
| システム7 | |
| ①システムの名称 | システム基盤（個人基本） |
| ②システムの機能 | 札幌市のシステムであり、既存住基システムから住民基本台帳の情報を受領し、その住民基本台帳の情報を移転が認められた項目のみに再編成した上で、庁内の各システムに情報移転する機能を有する。情報移転は、スマートシティ推進部へ住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けたシステムに対してのみ行う。<br><br>1　既存住基システムからのデータ受領<br>既存住基システムのデータを受領し、承認を受けているシステムにのみ必要な項目を送信する。<br>2　住民記録の異動情報の連携<br>随時（リアルタイム）で既存住基システムから送信されたデータを、要求に応じてシステム基盤（団体内統合宛名）や庁内各業務システムへ渡す。<br>※当該データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で渡す。<br>3　システム基盤（市中間サーバー）への情報転送<br>世帯情報のうち、番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定められた情報をシステム基盤（市中間サーバー）へ転送する。<br>4　職員認証・権限の管理<br>各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。<br>5　情報連携記録の管理<br>情報連携記録の生成・管理を行う。 |
| ③他のシステムとの接続 | [　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム<br>[　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム<br>[　　] 宛名システム等　　[　　] 税務システム<br>[ ○ ] その他　（ システム基盤（市中間サーバ、団体内統合宛名、社会保障宛名、税宛名）、庁内各業務システム　） |
| システム8 | |
| ①システムの名称 | サービス検索・電子申請機能 |

| | |
|---|---|
| ②システムの機能 | 国のシステムであり、以下の機能を有する。<br>・【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能<br>・【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能 |
| ③他のシステムとの接続 | [　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム<br>[　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム<br>[　　] 宛名システム等　　[　　] 税務システム<br>[　　] その他　（　　） |
| システム9 | |
| ①システムの名称 | システム基盤（標準準拠システム連携基盤） |
| ②システムの機能 | 札幌市のシステムであり、デジタル庁発行の「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」（以降、共通機能標準仕様書という。）において定義された「2.2.庁内データ連携機能」を実現するため、システム基盤と接続し、基幹系システムと標準準拠システム間での標準仕様にもとづくデータ連携を仲介する。<br>また、データ連携をシステム連携基盤で集中管理することで、データ連携の可視化やセキュリティを確保するとともに、標準準拠システム間の関連を疎結合にし、システム変更時の影響範囲局所化を実現する。 |
| ③他のシステムとの接続 | [　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム<br>[　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム<br>[　　] 宛名システム等　　[　　] 税務システム<br>[ ○ ] その他　（ ガバメントクラウド上の標準システム、システム基盤　　） |
| 3．特定個人情報ファイル名 | |
| （1）住民基本台帳ファイル<br>（2）本人確認情報ファイル<br>（3）送付先情報ファイル | |
| 4．特定個人情報ファイルを取り扱う理由 | |
| | （1）住民基本台帳ファイル<br>住基法第7条に基づき、市町村の住民基本台帳に個人番号を記載することとなっている。<br><br>それに伴い、住民票の写しの交付（第12条）や個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例（第24条の2）による住民票の記載、住基ネットを通じた市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知（第30条の6）等を行う必要がある。 |

| | |
|---|---|
| ①事務実施上の必要性 | (2)本人確認情報ファイル<br>本人確認情報ファイルは、転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。<br><br>①住基ネットを用いて市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。<br>②都道府県に対し、本人確認情報の更新情報を通知する。<br>③申請・届出の際に提示された個人番号カード等を用いた本人確認を行う。<br>④個人番号カードを利用した転入手続きを行う。<br>⑤住民基本台帳に関する事務において、本人確認情報を検索する。<br>⑥都道府県知事保存本人確認情報及び機構保存本人確認情報との整合性を確認する。<br><br>(3)送付先情報ファイル<br>市町村長が個人番号を指定した際は、個人番号通知書の形式にて付番対象者に個人番号を通知するものとされている(番号法第7条第1項)。個人番号通知書による番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づいて機構が行うこととされていることから、機構に個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供する。 |
| ②実現が期待されるメリット | 住民票の写し等に代えて本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた行政機関が発行する添付書類(住民票の写し等)の省略が図られ、もって住民の負担軽減(各機関を訪問し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながることが見込まれる。<br>また、個人番号カードによる本人確認、個人番号の真正性確認が可能となり、行政事務の効率化が期待される。 |

| 5. 個人番号の利用 ※ | |
|---|---|
| 法令上の根拠 | 1. 番号法<br>・第7条(指定及び通知)<br>・第16条(本人確認の措置)<br>・第17条(個人番号カードの交付等)<br><br>2. 住基法<br>・第5条(住民基本台帳の備付け)<br>・第6条(住民基本台帳の作成)<br>・第7条(住民票の記載事項)<br>・第8条(住民票の記載等)<br>・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)<br>・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)<br>・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)<br>・第22条(転入届)<br>・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)<br>・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)<br>・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)<br>・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) |

| 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ | | |
|---|---|---|
| ①実施の有無 | [　　実施する　　] | <選択肢><br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定 |
| | | |

| | |
|---|---|
| ②法令上の根拠 | ・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び同号に基づく主務省令第2条の表<br><br>（情報提供の根拠）<br>：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（利用特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項<br>（1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項）<br><br>（情報照会の根拠）<br>：なし<br>（住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない） |
| 7．評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 札幌市　デジタル戦略推進局　スマートシティ推進部　住民情報課 |
| ②所属長の役職名 | 住民情報課長 |
| 8．他の評価実施機関 | |
| － | |

## （別添1）事務の内容

「(1)住民基本台帳ファイル」を取り扱う事務の内容（本市既存住基システムを中心とした事務の流れ）

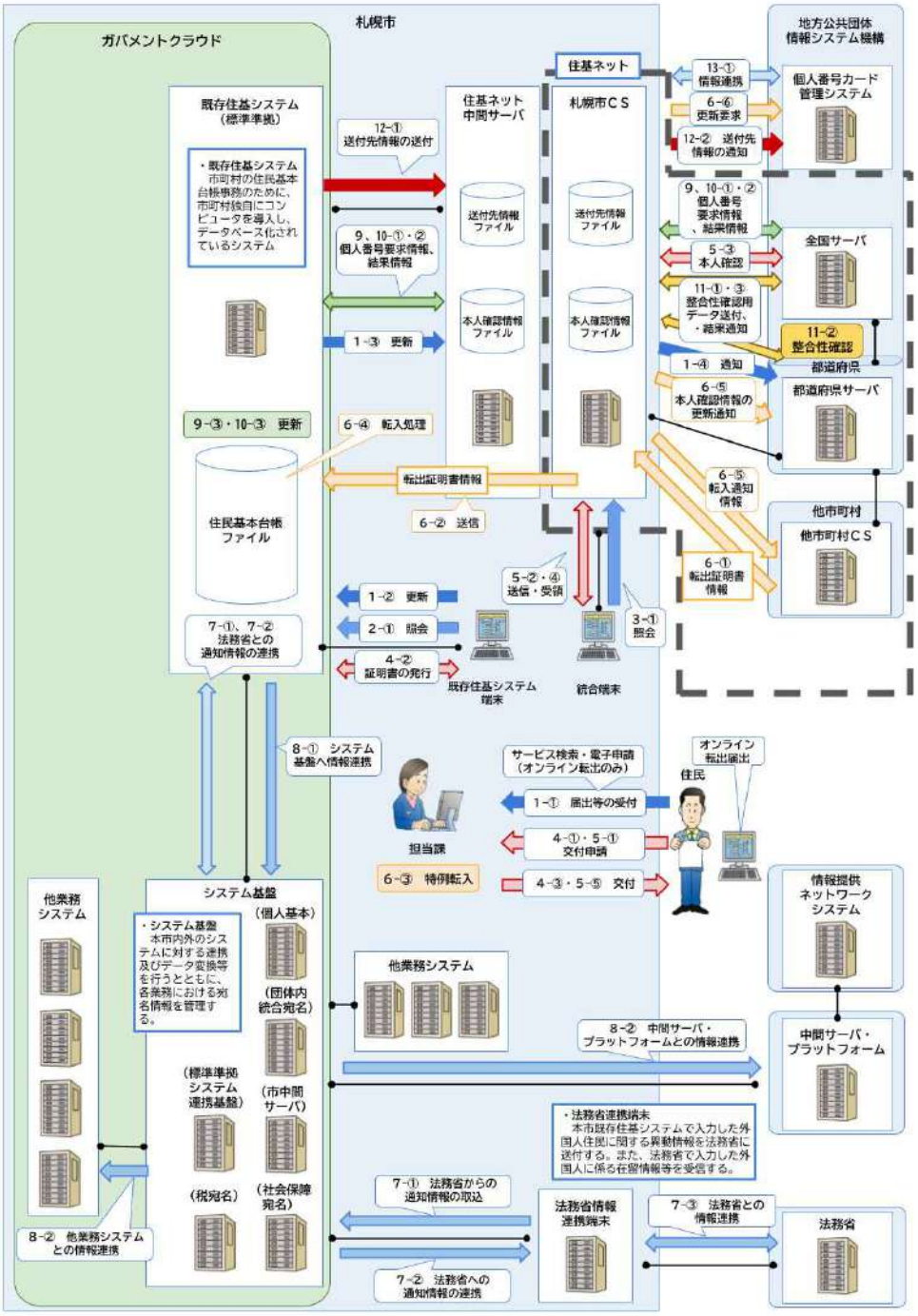


（備考）

1. 住民からの届出に伴う、住民基本台帳及び本人確認情報の更新に関する事務
  1-①. 住民より転入、転出、転居、出生、死亡等の届出等を受け付ける。（マイナポータルから届出された転出については、サービス検索・電子申請機能を利用して受け付ける）
  1-②. 住民基本台帳ファイルを更新する。
  1-③. 札幌市の住民基本台帳ファイルにて更新された住民情報を基に、札幌市CSの本人確認情報ファイルを更新する。
  1-④. 札幌市CSにて更新された本人確認情報を当該都道府県の都道府県サーバに通知する。

2. 住民基本台帳の照会
  2-①.  5情報の組合せや個人番号をキーとして、既存住基システム端末より対象者の住民基本台帳を検索する。

3. 本人確認情報検索に関する事務
  3-①. 住民票コード、個人番号または5情報の組み合わせをキーワードとして、札幌市CSの本人確認情報を検索する。
※検索対象者が自都道府県の住所地市町村以外の場合は都道府県サーバ、他都道府県の場合は全国サーバに対してそれぞれ検索の要求を行う。

4. 住民票の写しの発行に関する事務
4-①. 住民より住民票の写しの交付申請を受け付ける。
4-②. 既存住基システム端末より、対象者に係る証明書の作成、発行を行う。
4-③. 発行した証明書の写しを住民に交付する。

5. 住民票の写しの発行に関する事務（広域交付）
5-①. 札幌市以外の住民より住民票の写しの交付申請を受け付ける。
5-②、③. 統合端末において、住民から提示された個人番号カード記載の4情報又は4情報と紐づけられている住民票コードを送信し、札幌市CSを通じて、全国サーバに対して本人確認を行う。
5-④. 全国サーバより、札幌市CSを通じて、本人確認結果を受領する。
5-⑤. 発行した住民票の写しを住民に交付する。

6. 個人番号カードを利用した転入（特例転入）
6-①.市町村CSにおいて転出地市町村より転出証明書情報を受信する。
6-②.既存住基システムにおいて、市町村CSから転出証明書情報を受信する。
6-③.転入手続を行う住民から提示された個人番号カードを利用して本人確認を行う。
※ 転出証明書情報に記載の転出の予定年月日から30日後までに転入手続が行われない場合には、当該転出証明書情報を消去する。
※ 7-③の転入手続時に転出証明書情報を受信していない場合又は消去している場合には、統合端末から、市町村CSを経由して転出地市町村に対し転出証明書情報の送信依頼を行い(※特定個人情報を含まない)、その後、7-①・②を行う。
6-④.既存住基システムにおいて、転入処理を行う。
6-⑤. 札幌市CSより、既存住基システムから転入処理完了後に受け渡される転入通知情報を転出地市町村へ送信すると同時に、都道府県サーバへ本人確認情報の更新情報を送信する。
6-⑥. 転入処理完了後、個人番号カードの継続利用処理を行い、個人番号カード管理システムに対し、個人番号カード管理情報の更新要求を行う。

7. 法務省出入国在留管理庁との情報連携（特定個人情報を含まない）
7-①. 既存住基システムに、法務省情報連携端末から外国人住民に関する通知情報を取り込む。
7-②. 外国人住民の異動に関する通知情報を法務省情報連携端末に連携する。
7-③. 法務省情報連携端末は外国人住民の異動に関する通知情報を法務省と連携する。

8. システム基盤との情報連携
8-①. 既存住基システムにて更新された異動情報を、システム基盤に送付する。
8-②. システム基盤を通じて、庁内の他業務システム及び中間サーバ・プラットフォームと情報連携を行う。

9. 個人番号の付番
9-①. 個人番号を付番する必要のある異動情報に基づき個人番号生成要求情報を作成し、札幌市CSを通じて機構へ送付する。
9-②. 機構から札幌市CSを通じて個人番号生成結果情報を受領する。
9-③. 住民基本台帳ファイルを更新する。

10. 個人番号の変更
10-①. 住民からの申請や職権により個人番号変更要求情報を作成し、札幌市CSを通じて機構へ送付する。
10-②. 機構から札幌市CSを通じて個人番号変更結果情報を受領する。
10-③. 住民基本台帳ファイルを更新する。

11. 本人確認情報整合に係る事務
11-①. 札幌市CSより、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。
11-②. 都道府県サーバ及び全国サーバにおいて、札幌市CSより受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて保有する本人確認情報の整合性確認を行う。
11-③. 都道府県サーバ及び全国サーバより、札幌市CSに対して整合性確認結果を通知する。

12. 送付先情報通知に関する事務
12-①. 既存住基システムより札幌市CSへ、札幌市における個人番号カードの交付対象者の送付先情報を送付する。
12-②. 札幌市CSから個人番号カード管理システムに対し、送付先情報を通知する。

13. 個人番号カード管理システムとの情報連携
13-①. 個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。

# Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

| 1．特定個人情報ファイル名 | | |
|---|---|---|
| (1)住民基本台帳ファイル | | |
| **2．基本情報** | | |
| ①ファイルの種類　※ | | [　　システム用ファイル　　] ＜選択肢＞<br>1）システム用ファイル<br>2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等） |
| ②対象となる本人の数 | | [　100万人以上1,000万人未満　] ＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ③対象となる本人の範囲<br>※ | | 区域内の住民（住基法第5条（住民基本台帳の備付け）に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。）<br>※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除（死亡による消除を除く。）された者（以下「消除者」という。）を含む。 |
| | その必要性 | 区域内の住民に係る住民基本台帳に記載すべき項目（住基法第7条）の記録について、常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。 |
| ④記録される項目 | | [　　100項目以上　　] ＜選択肢＞<br>1）10項目未満　2）10項目以上50項目未満<br>3）50項目以上100項目未満　4）100項目以上 |
| | 主な記録項目<br>※ | ・識別情報<br>[ ○ ] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[ ○ ] その他識別情報（内部番号）<br>・連絡先等情報<br>[ ○ ] 5情報（氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所）　[　] 連絡先（電話番号等）<br>[ ○ ] その他住民票関係情報<br>・業務関係情報<br>[　] 国税関係情報　[　] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報<br>[ ○ ] 医療保険関係情報　[ ○ ] 児童福祉・子育て関係情報　[　] 障害者福祉関係情報<br>[　] 生活保護・社会福祉関係情報　[ ○ ] 介護・高齢者福祉関係情報<br>[　] 雇用・労働関係情報　[ ○ ] 年金関係情報　[ ○ ] 学校・教育関係情報<br>[　] 災害関係情報<br>[　] その他　（　　） |
| | その妥当性 | 住基法第7条の規定に基づく |
| | 全ての記録項目 | 別添2を参照。 |
| ⑤保有開始日 | | 平成27年7月25日 |
| ⑥事務担当部署 | | 各区市民部戸籍住民課<br>北区市民部篠路出張所<br>南区市民部定山渓出張所<br>デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課 |
| **3．特定個人情報の入手・使用** | | |
| | | [ ○ ] 本人又は本人の代理人 |

| | | |
|---|---|---|
| ①入手元　※ | | [　　] 評価実施機関内の他部署　（　　）<br>[ ○ ] 行政機関・独立行政法人等　（　機構　　）<br>[ ○ ] 地方公共団体・地方独立行政法人　（　転入元の市町村　　）<br>[　　] 民間事業者　（　　）<br>[　　] その他　（　　） |
| ②入手方法 | | [ ○ ] 紙　　[ ○ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）　[　　] フラッシュメモリ<br>[　　] 電子メール　　[　　] 専用線　　[ ○ ] 庁内連携システム<br>[　　] 情報提供ネットワークシステム<br>[ ○ ] その他　（　住基ネット　　） |
| ③入手の時期・頻度 | | 住民基本台帳の記載事項において、届出・通知等により変更又は新規作成が発生する都度。 |
| ④入手に係る妥当性 | | 法令に基づき住民に関する記録を正確に行う上で、住民に関する情報に変更があった、又は新規作成された際は、住民からの申請等を受け、まず既存住基システムで情報を管理した上で、全国的なシステムである住基ネットに格納する必要があるため。 |
| ⑤本人への明示 | | 住基法第7条に基づく |
| ⑥使用目的　※ | | 区域内の住民に係る特定個人情報を住民基本台帳に記載しなければならない旨、住基法第7条に規定されており、また、その者に対する個人番号の付番・変更等を行う必要があるため。 |
| | 変更の妥当性 | - |
| ⑦使用の主体 | 使用部署　※ | 各区市民部戸籍住民課<br>北区市民部篠路出張所<br>南区市民部定山渓出張所<br>デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課<br>デジタル戦略推進局情報システム部システム管理課 |
| | 使用者数 | [　　100人以上500人未満　　]　＜選択肢＞<br>1）10人未満　　2）10人以上50人未満<br>3）50人以上100人未満　　4）100人以上500人未満<br>5）500人以上1,000人未満　　6）1,000人以上 |
| ⑧使用方法　※ | | 1. 住民基本台帳の記載<br>住民の転入、出生等の届出及び職権に基づき、新たに住民票を作成する。<br>2. 住民基本台帳の記載事項変更<br>住民の転居、婚姻、離婚等の届出及び職権に基づき、住民票の記載事項を変更する。<br>3. 住民基本台帳の消除<br>住民の転出、死亡等の届出及び職権に基づき、住民票を消除する。<br>4. 住民基本台帳の照会<br>住民基本台帳から該当する住民の住民票記載事項を照会する。<br>5. 住民票の写し等の発行<br>住民票の写し、住民票記載事項証明書、転出証明書等の各種帳票を発行する。<br>6. 住基ネットとの情報連携<br>住基ネットを通じて、住民の情報を機構、都道府県、各市町村と連携する。<br>7. システム基盤との情報連携<br>システム基盤を通じて、住民の情報を庁内他業務システムに連携する。 |
| | 情報の突合　※ | ・個人番号カード等により、正確な本人確認と個人番号の真正性を確認する。<br>・4情報、個人番号、住民票コード、その他既存住基システムに記録されている情報から、対象者の正確な特定を行う。 |
| | | |

| | | |
|---|---|---|
| | 情報の統計分析 ※ | 個人に着目した分析・統計は行わず、異動届件数の集計等、事務処理実績の確認のための統計のみ行う。 |
| | 権利利益に影響を与え得る決定 ※ | 該当なし。 |
| ⑨使用開始日 | | 平成27年7月25日 |
| **4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託** | | |
| 委託の有無 ※ | | [ 委託する ] ＜選択肢＞<br>1）委託する 2）委託しない<br>（ 1 ）件 |
| 委託事項1 | | 既存住基システムの運用保守委託 |
| ①委託内容 | | 既存住基システムの運用保守及び各種処理の実行 |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | | [ 特定個人情報ファイルの全体 ] ＜選択肢＞<br>1）特定個人情報ファイルの全体<br>2）特定個人情報ファイルの一部 |
| | 対象となる本人の数 | [ 100万人以上1,000万人未満 ] ＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| | 対象となる本人の範囲 ※ | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。 |
| | その妥当性 | 既存住基システムの安定した稼動のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。 |
| ③委託先における取扱者数 | | [ 10人未満 ] ＜選択肢＞<br>1）10人未満 2）10人以上50人未満<br>3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満<br>5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上 |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | | [ ]専用線 [ ]電子メール [ ]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[ ]フラッシュメモリ [ ]紙<br>[ ○ ]その他 （ サーバ室内にてシステムの直接操作 ） |
| ⑤委託先名の確認方法 | | 契約情報は公示しており、札幌市のホームページにて確認できる。 |
| ⑥委託先名 | | BIPROGY株式会社北海道支店 |
| 再委託 | ⑦再委託の有無 ※ | [ 再委託する ] ＜選択肢＞<br>1）再委託する 2）再委託しない |
| | ⑧再委託の許諾方法 | 申請を受けて、委託内容（業務の一部であるか）や管理体制を判断し許諾する。 |
| | ⑨再委託事項 | ・運用・保守管理プロセス基準書に基づく作業<br>・運用・保守メニューに基づく作業、軽微な改修作業 |
| **5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）** | | |
| 提供・移転の有無 | | [ ○ ]提供を行っている （ 60 ）件 [ ○ ]移転を行っている （ 2 ）件<br>[ ]行っていない |
| 提供先1 | | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める情報照会者（別紙1参照） |
| ①法令上の根拠 | | 番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び同号に基づく主務省令第2条の表 |

| | |
|---|---|
| ②提供先における用途 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める各事務（別紙1参照） |
| ③提供する情報 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める特定個人情報（住民票関係情報・別紙1参照） |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | ［　100万人以上1,000万人未満　］<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ |
| ⑥提供方法 | ［ ○ ］情報提供ネットワークシステム　［　　］専用線<br>［　　］電子メール　［　　］電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>［　　］フラッシュメモリ　［　　］紙<br>［　　］その他　（　　） |
| ⑦時期・頻度 | 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度 |
| 移転先1 | 本市内部の部署であって番号法第9条第1項に基づき特定個人情報を利用できるとされる事務を行う部署<br>※具体的には7. 備考に記載のとおり |
| ①法令上の根拠 | 住基法第1条及び第3条第2項並びに番号法第9条第1項 |
| ②移転先における用途 | 番号法第9条第1項に掲げる別表に基づき特定個人情報を利用できるとされる事務<br>※具体的には7. 備考に記載のとおり |
| ③移転する情報 | 個人番号を含む住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | ［　100万人以上1,000万人未満　］<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。 |
| ⑥移転方法 | ［ ○ ］庁内連携システム　［　　］専用線<br>［　　］電子メール　［　　］電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>［　　］フラッシュメモリ　［　　］紙<br>［　　］その他　（　　） |
| ⑦時期・頻度 | 住民基本台帳の記載事項において、届出・通知等により変更又は新規作成が発生する都度。 |
| 移転先2 | 本市内部の部署であって番号法第9条第2項に基づいて制定した条例で定めた事務を行う部署 |
| ①法令上の根拠 | 住基法第1条及び第3条第2項並びに札幌市個人番号利用条例（平成27年条例第42号）別表2 |
| ②移転先における用途 | 住基法第1条及び第3条第2項並びに札幌市個人番号利用条例（平成27年条例第42号）別表2 |
| ③移転する情報 | 個人番号を含む4情報等の住民基本台帳情報 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | ［　100万人以上1,000万人未満　］<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。 |

| | | |
|---|---|---|
| ⑥移転方法 | | [ ○ ] 庁内連携システム　　[　　] 専用線<br>[　　] 電子メール　　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　　] フラッシュメモリ　　[　　] 紙<br>[　　] その他　（　　） |
| ⑦時期・頻度 | | 住民基本台帳の記載事項において、届出・通知等により変更又は新規作成が発生する都度。 |
| 6．特定個人情報の保管・消去 | | |
| ①保管場所　※ | | ＜札幌市における措置＞<br>1　セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退館管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。<br>2　サーバへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要となる。<br><br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>1　中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。<br>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。<br>・日本国内でデータ保管している。<br>2　特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。<br><br>＜ガバメントクラウドにおける措置＞<br>①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。<br>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。<br>・日本国内でのデータ保管を条件としていること。<br>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 |
| ②保管期間 | 期間 | [　　20年以上　　]　＜選択肢＞<br>1）1年未満　2）1年　3）2年<br>4）3年　5）4年　6）5年<br>7）6年以上10年未満　8）10年以上20年未満　9）20年以上<br>10）定められていない |
| | その妥当性 | ・区域内に住民登録している住民に係る情報は、住民基本台帳に記載されている限り保管する。<br>・転出や死亡、改製により除かれた住民票に係る情報は、150年間保管する（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「住基法施行令」という。）第34条第1項）。 |
| | | |

| | |
|---|---|
| ③消去方法 | ＜札幌市における措置＞<br>・消除されてから150年を経過した住民票に係る情報は、既存住基システムにて自動判別し消去する。<br>・機器更改時に、ディスクの物理的破壊を行っている。<br><br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>1　特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。<br>2　クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。<br>3　中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。<br><br>＜ガバメントクラウドにおける措置＞<br>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。<br>②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。<br>③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。 |

## 7．備考

本市内部の部署であって番号法第9条第1項に基づき特定個人情報を利用できるとされる事務とその事務を行う部署について（番号法第9条第1項に掲げる別表に基づく）

・地方税の賦課徴収に関する事務　…　財政局税政部税制課
・生活保護に関する事務　…　保健福祉局総務部保護課
・後期高齢者医療に関する事務　…　保健福祉局保険医療部保険企画課
・国民健康保険に関する事務　…　保健福祉局保険医療部保険企画課
・国民年金に関する事務　…　保健福祉局保険医療部保険企画課
・介護保険に関する事務　…　保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課
・母子父子寡婦福祉資金貸付金に関する事務　…　子ども未来局子育て支援部子育て支援課
・訪問指導業務に関する業務　…　保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課
・児童手当に関する事務　…　子ども未来局子育て支援部子育て支援課
・児童扶養手当に関する事務　…　子ども未来局子育て支援部子育て支援課
・特別障害者手当等の支給に関する事務　…　保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課
・障害児通所給付費等の支給等に関する事務　…　保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課
・自立支援給付の支給及び地域生活支援事業の実施に関する事務　…　保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課
・身体障害者手帳交付に関する事務　…　保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課
・精神障害者保健福祉手帳の交付等に関する事務　…　保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課
・特別児童扶養手当の支給に関する事務　…　保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課
・妊娠の届出に関する事務　…　子ども未来局母子保健担当課
・健康増進事業の実施に関する事務　…　保健福祉局ウェルネス推進課
・子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給に関する事務　…　子ども未来局施設運営課
・予防接種に関する事務　…　保健福祉局感染症総合対策課
・難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給に関する事務　…　保健福祉局保健管理課
・特定健診、特定保健指導等に関する事務　…　保健福祉局国保健康推進担当課
・知的障害者福祉法による障害サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務　…　保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課
・老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務　…　保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課

# Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

| 1．特定個人情報ファイル名 | |
|---|---|
| (2)本人確認情報ファイル | |
| **2．基本情報** | |
| ①ファイルの種類　※ | [　　システム用ファイル　　] ＜選択肢＞<br>1）システム用ファイル<br>2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等） |
| ②対象となる本人の数 | [　100万人以上1,000万人未満　] ＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ③対象となる本人の範囲<br>※ | 区域内の住民（住基法第5条（住民基本台帳の備付け）に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。）<br>※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除（死亡による消除を除く。）された者（以下「消除者」という。）を含む。 |
| その必要性 | 住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル（本人確認情報ファイル）において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。 |
| ④記録される項目 | [　10項目以上50項目未満　] ＜選択肢＞<br>1）10項目未満　2）10項目以上50項目未満<br>3）50項目以上100項目未満　4）100項目以上 |
| 主な記録項目<br>※ | ・識別情報<br>[ ○ ] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[ ○ ] その他識別情報（内部番号）<br>・連絡先等情報<br>[ ○ ] 5情報（氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所）　[　] 連絡先（電話番号等）<br>[ ○ ] その他住民票関係情報<br>・業務関係情報<br>[　] 国税関係情報　[　] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報<br>[　] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[　] 障害者福祉関係情報<br>[　] 生活保護・社会福祉関係情報　[　] 介護・高齢者福祉関係情報<br>[　] 雇用・労働関係情報　[　] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報<br>[　] 災害関係情報<br>[　] その他　（　） |
| その妥当性 | 住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報（個人番号、4情報、住民票コード、これらの変更情報等）を記録する必要があるため。 |
| 全ての記録項目 | 別添2を参照。 |
| ⑤保有開始日 | 平成27年7月25日 |
| ⑥事務担当部署 | 各区市民部戸籍住民課<br>北区市民部篠路出張所<br>南区市民部定山渓出張所<br>デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課 |
| **3．特定個人情報の入手・使用** | |

| | | |
|---|---|---|
| ①入手元　※ | | [　　] 本人又は本人の代理人<br>[　　] 評価実施機関内の他部署　（　　）<br>[　　] 行政機関・独立行政法人等　（　　）<br>[　　] 地方公共団体・地方独立行政法人　（　　）<br>[　　] 民間事業者　（　　）<br>[ ○ ] その他　（　自部署　　） |
| ②入手方法 | | [　　] 紙　　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）　[　　] フラッシュメモリ<br>[　　] 電子メール　　[　　] 専用線　　[　　] 庁内連携システム<br>[　　] 情報提供ネットワークシステム<br>[ ○ ] その他　（　既存住基システム　　） |
| ③入手の時期・頻度 | | 住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度入手する。 |
| ④入手に係る妥当性 | | 法令に基づき住民に関する記録を正確に行う上で、住民に関する情報に変更があった、又は新規作成された際は、住民からの申請等を受け、まず既存住基システムで情報を管理した上で、全国的なシステムである住基ネットに格納する必要があるため。 |
| ⑤本人への明示 | | 札幌市CSが既存住基システムより本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等）及び平成14年6月10日総務省告示第334号第6－6（市町村長から都道府県知事への通知及び記録）に記載されている。 |
| ⑥使用目的　※ | | 住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル（本人確認情報ファイル）において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。 |
| | 変更の妥当性 | － |
| ⑦使用の主体 | 使用部署　※ | 各区市民部戸籍住民課<br>北区市民部篠路出張所<br>南区市民部定山渓出張所<br>デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課<br>デジタル戦略推進局情報システム部システム管理課 |
| | 使用者数 | [　　100人以上500人未満　　]　＜選択肢＞<br>1）10人未満　　2）10人以上50人未満<br>3）50人以上100人未満　　4）100人以上500人未満<br>5）500人以上1,000人未満　　6）1,000人以上 |
| ⑧使用方法　※ | | ・住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、既存住基システムから当該本人確認情報の更新情報を受領し（既存住基システム→札幌市CS）、受領した情報を元に本人確認情報ファイルを更新し、当該本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知する（札幌市CS→都道府県サーバ）。<br>・住民から提示された個人番号カードに登録された住民票コードをキーとして、本人確認情報ファイルを検索し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで本人確認を行う（個人番号カード→札幌市CS）。<br>・住民票コード、個人番号又は4情報（氏名、住所、性別、生年月日）の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。<br>・本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認情報ファイル（都道府県サーバ）及び機構保存本人確認情報ファイル（全国サーバ）と整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する（札幌市CS→都道府県サーバ／全国サーバ）。 |
| | 情報の突合　※ | ・本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。<br>・個人番号カードを用いて本人確認を行う際に、提示を受けた個人番号カードと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。 |
| | 情報の統計分析　※ | 個人に着目した分析・統計は行わず、本人確認情報の更新件数の集計等、事務処理実績の確認のための統計のみ行う。 |

| | | |
|---|---|---|
| | 権利利益に影響を与え得る決定 ※ | 該当なし。 |
| ⑨使用開始日 | | 平成27年7月25日 |
| 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | |
| 委託の有無 ※ | | [ 委託する ] ＜選択肢＞ 1）委託する 2）委託しない<br>（ 1 ）件 |
| 委託事項1 | | 住基ネット運用保守委託 |
| ①委託内容 | | 住基ネット運用保守 |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | | [ 特定個人情報ファイルの全体 ] ＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部 |
| | 対象となる本人の数 | [ 100万人以上1,000万人未満 ] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上 |
| | 対象となる本人の範囲 ※ | 「2．③対象となる本人の範囲」と同じ。 |
| | その妥当性 | 住基ネットCSの安定した稼働のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。 |
| ③委託先における取扱者数 | | [ 10人未満 ] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上 |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | | [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ○ ] その他 （ サーバ室内にてシステムの直接操作 ） |
| ⑤委託先名の確認方法 | | 契約情報は公示しており、札幌市のホームページにて確認できる。 |
| ⑥委託先名 | | BIPROGY株式会社北海道支店 |
| 再委託 | ⑦再委託の有無 ※ | [ 再委託しない ] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない |
| | ⑧再委託の許諾方法 | |
| | ⑨再委託事項 | |
| 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） | | |
| 提供・移転の有無 | | [ ○ ] 提供を行っている （ 2 ）件 [ ] 移転を行っている （ ）件<br>[ ] 行っていない |
| 提供先1 | | 都道府県 |
| ①法令上の根拠 | | 住基法第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等） |
| | | |

| | | |
|---|---|---|
| ②提供先における用途 | | ・市町村より受領した住民の本人確認情報の変更情報（当該提供情報）を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルの当該住民に係る情報を更新し、機構に通知する。<br>・住基法に基づいて、本人確認情報の提供及び利用等を行う。 |
| ③提供する情報 | | 住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | | ［　100万人以上1,000万人未満　］<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ |
| ⑥提供方法 | | ［　　］情報提供ネットワークシステム　　［　　］専用線<br>［　　］電子メール　　［　　］電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>［　　］フラッシュメモリ　　［　　］紙<br>［ ○ ］その他　（　住基ネット　　） |
| ⑦時期・頻度 | | 住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度、随時。 |
| 提供先2 | | 都道府県及び機構 |
| ①法令上の根拠 | | 住基法第14条（住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置） |
| ②提供先における用途 | | 住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容（当該提供情報）と都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。 |
| ③提供する情報 | | 住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | | ［　100万人以上1,000万人未満　］<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ |
| ⑥提供方法 | | ［　　］情報提供ネットワークシステム　　［　　］専用線<br>［　　］電子メール　　［　　］電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>［　　］フラッシュメモリ　　［　　］紙<br>［ ○ ］その他　（　住基ネット　　） |
| ⑦時期・頻度 | | 必要に応じて随時（1年に1回程度） |
| 6. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| ①保管場所　※ | | セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。<br>サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。 |
| ②保管期間 | 期間 | ［　20年以上　］<br>＜選択肢＞<br>1）1年未満　2）1年　3）2年<br>4）3年　5）4年　6）5年<br>7）6年以上10年未満　8）10年以上20年未満　9）20年以上<br>10）定められていない |

| | | |
|---|---|---|
| | その妥当性 | ・住民票の記載の修正後の本人確認情報は、新たに記載の修正の通知を受けるまで保管する。<br>・住民票の記載の修正前の本人確認情報（履歴情報）及び消除者の本人確認情報は、住民基本台帳法施行令第34条第2項（保存）に定める期間（150年間）保管する。 |
| ③消去方法 | | ・保存期間経過後、札幌市CSのバッチ処理で、本人確認情報ファイルに記録されたデータを手動削除する。<br>・機器更改時に、ディスクの物理的破壊を行っている。 |
| 7．備考 | | |
| － | | |

# Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

| 1．特定個人情報ファイル名 | |
|---|---|
| (3)送付先情報ファイル | |
| **2．基本情報** | |
| ①ファイルの種類　※ | [　　システム用ファイル　　] ＜選択肢＞<br>1）システム用ファイル<br>2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等） |
| ②対象となる本人の数 | [　100万人以上1,000万人未満　] ＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ③対象となる本人の範囲　※ | 区域内の住民（住基法第5条（住民基本台帳の備付け）に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す） |
| その必要性 | 番号法第7条第1項（指定及び通知）及び個人番号カード省令第7条（個人番号の通知）に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。<br>また、通知カード所持者にあっては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。<br>機構は、個人番号カード省令第23条の2（個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務）に基づき、これらの事務を実施する。 |
| ④記録される項目 | [　50項目以上100項目未満　] ＜選択肢＞<br>1）10項目未満　2）10項目以上50項目未満<br>3）50項目以上100項目未満　4）100項目以上 |
| 主な記録項目　※ | ・識別情報<br>[ ○ ] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[　] その他識別情報（内部番号）<br>・連絡先等情報<br>[ ○ ] 5情報（氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所）　[　] 連絡先（電話番号等）<br>[ ○ ] その他住民票関係情報<br>・業務関係情報<br>[　] 国税関係情報　[　] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報<br>[　] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[　] 障害者福祉関係情報<br>[　] 生活保護・社会福祉関係情報　[　] 介護・高齢者福祉関係情報<br>[　] 雇用・労働関係情報　[　] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報<br>[　] 災害関係情報<br>[ ○ ] その他　（　個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報　） |
| その妥当性 | ・個人番号、4情報、その他住民票関係情報<br>個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。<br><br>・その他（個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報）<br>機構に対し、個人番号カード省令第23条の2（個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務）に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を機構が行うために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。 |
| 全ての記録項目 | 別添2を参照。 |
| ⑤保有開始日 | 平成27年7月25日 |

| | | |
|---|---|---|
| ⑥事務担当部署 | | 各区市民部戸籍住民課<br>北区市民部篠路出張所<br>南区市民部定山渓出張所<br>デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課 |
| 3．特定個人情報の入手・使用 | | |
| ①入手元　※ | | [　　] 本人又は本人の代理人<br>[　　] 評価実施機関内の他部署　（　　）<br>[　　] 行政機関・独立行政法人等　（　　）<br>[　　] 地方公共団体・地方独立行政法人　（　　）<br>[　　] 民間事業者　（　　）<br>[ ○ ] その他　（　自部署　　） |
| ②入手方法 | | [　　] 紙　　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）　[　　] フラッシュメモリ<br>[　　] 電子メール　　[　　] 専用線　　[　　] 庁内連携システム<br>[　　] 情報提供ネットワークシステム<br>[ ○ ] その他　（ 既存住基システム　　） |
| ③入手の時期・頻度 | | 番号法施行開始日から通知カード（現在は廃止済）送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて入手した。以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度入手している。 |
| ④入手に係る妥当性 | | 送付先情報の提供手段として住基ネットを用いるため、札幌市CSにデータを格納する必要がある。 |
| ⑤本人への明示 | | 個人番号カード省令第23条の2（個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務） |
| ⑥使用目的　※ | | 個人番号カード省令第23条の2（個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務）に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。 |
| | 変更の妥当性 | - |
| ⑦使用の主体 | 使用部署　※ | 各区市民部戸籍住民課<br>北区市民部篠路出張所<br>南区市民部定山渓出張所<br>デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課<br>デジタル戦略推進局情報システム部システム管理課 |
| | 使用者数 | [　　100人以上500人未満　　]　＜選択肢＞<br>1）10人未満　　2）10人以上50人未満<br>3）50人以上100人未満　　4）100人以上500人未満<br>5）500人以上1,000人未満　　6）1,000人以上 |
| ⑧使用方法　※ | | ・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第23条の2（個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務）に基づいて行う機構に対し提供する（既存住基システム→札幌市CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム（機構））。 |
| | 情報の突合　※ | 入手した送付先情報に含まれる4情報等の変更の有無を確認する（最新の4情報等であることを確認する。）ため、機構（全国サーバ）が保有する「機構保存本人確認情報」との情報の突合を行う。 |
| | 情報の統計分析　※ | 送付先情報ファイルに記録される個人情報を用いた統計分析は行わない。 |

| | | |
|---|---|---|
| | 権利利益に影響を与え得る決定 ※ | 該当なし。 |
| ⑨使用開始日 | | 平成27年7月25日 |
| **4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託** | | |
| 委託の有無 ※ | | [ 委託する ] ＜選択肢＞ 1）委託する 2）委託しない<br>（ 1 ）件 |
| 委託事項1 | | 住基ネットCSの運用保守委託 |
| ①委託内容 | | 住基ネットCSの運用保守 |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | | [ 特定個人情報ファイルの全体 ] ＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部 |
| | 対象となる本人の数 | [ 100万人以上1,000万人未満 ] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上 |
| | 対象となる本人の範囲 ※ | 「2．③対象となる本人の範囲」と同じ。 |
| | その妥当性 | 住基ネットCSの安定した稼働のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。 |
| ③委託先における取扱者数 | | [ 10人未満 ] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上 |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | | [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ○ ] その他 （ サーバ室内にてシステムの直接操作 ） |
| ⑤委託先名の確認方法 | | 契約情報は公示しており、札幌市のホームページにて確認できる。 |
| ⑥委託先名 | | BIPROGY株式会社北海道支店 |
| 再委託 | ⑦再委託の有無 ※ | [ 再委託しない ] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない |
| | ⑧再委託の許諾方法 | |
| | ⑨再委託事項 | |
| **5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）** | | |
| 提供・移転の有無 | | [ ○ ] 提供を行っている （ 1 ）件 [ ] 移転を行っている （ ）件<br>[ ] 行っていない |
| 提供先1 | | 機構 |
| ①法令上の根拠 | | 個人番号カード省令第23条の2（個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務） |
| ②提供先における用途 | | 個人番号カード省令第23条の2（個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務）に基づき個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。 |
| ③提供する情報 | | 「2．④記録される項目」と同じ。 |

| | | |
|---|---|---|
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | | [ 100万人以上1,000万人未満 ]　＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ |
| ⑥提供方法 | | [ ] 情報提供ネットワークシステム　[ ] 専用線<br>[ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[ ] フラッシュメモリ　[ ] 紙<br>[ ○ ] その他 （ 住基ネット ） |
| ⑦時期・頻度 | | 番号法施行開始日から通知カード送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて入手した。以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供している。 |
| 6. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| ①保管場所　※ | | セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。<br>サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。 |
| ②保管期間 | 期間 | [ 1年未満 ]　＜選択肢＞<br>1）1年未満　2）1年　3）2年<br>4）3年　5）4年　6）5年<br>7）6年以上10年未満　8）10年以上20年未満　9）20年以上<br>10）定められていない |
| | その妥当性 | 送付先情報は機構への提供のみに用いられ、また、送付後の変更は行わないことから、セキュリティ上、速やかに削除することが望ましいため。 |
| ③消去方法 | | ・保存期間が到来した送付先情報は、機構より指定された方法（※）により、システム上、一括して消去する仕組みとする。<br>※送付先情報の提供後30日経過後に、札幌市CSでのバッチ処理により自動削除される。<br>・機器更改時に、ディスクの物理的破壊を行っている。 |
| 7. 備考 | | |
| － | | |

## （別添２）特定個人情報ファイル記録項目

(1)住民基本台帳ファイル

| 項番 | 項目名 | 項番 | 項目名 |
|---|---|---|---|
| 個人情報 | | 47 | 外国人住民となった日 |
| 1 | 住民コード | 48 | 在留期間等 |
| 2 | 住民票コード | 49 | 在留期間等の満了日 |
| 3 | 旧住民票コード | 50 | 在留カード等の番号 |
| 4 | 住基カード運用状況コード | 51 | 在留資格コード |
| 5 | 住基カード有効期限 | 52 | 最初記載日 |
| 6 | 住基カード回収日 | 53 | 住民票作成事由コード |
| 7 | 住基カード表面記載バージョンコード | 54 | 住民票作成日 |
| 8 | 個人番号 | 55 | 区間転入届出日 |
| 9 | 個人番号変更事由コード | 56 | 転入添付再交付日 |
| 10 | 個人番号付番ステータス | 57 | 異動事由コード |
| 11 | 個人番号カード運用状況コード | 58 | 異動日 |
| 12 | 個人番号カード有効期限 | 59 | 届出日 |
| 13 | 個人番号カード回収日 | 60 | 区内識別番号 |
| 住民票情報 | | 61 | 区内識別番号内最新フラグ |
| 14 | 区コード | 62 | 区内最新版フラグ |
| 15 | 住民票版数 | 63 | 最新版フラグ |
| 16 | 除票事由コード | 住民票コード変更情報 | |
| 17 | 除票日 | 64 | 回答期限日 |
| 18 | 世帯コード | 65 | 宛先_氏名 |
| 19 | 日本人_外国人区分コード | 66 | 宛先_氏名_外字フラグ |
| 20 | 氏名_カナ | 67 | 宛先_郵便番号 |
| 21 | 氏名 | 68 | 宛先_住所 |
| 22 | 氏名_外字フラグ | 69 | 宛先_住所_外字フラグ |
| 23 | 氏名_アルファベット | 70 | 宛先_方書 |
| 24 | 氏名_漢字併記名 | 71 | 宛先_方書_外字フラグ |
| 25 | 氏名_漢字併記名_外字フラグ | 世帯情報 | |
| 26 | 通称名_カナ | 72 | 住所_区コード |
| 27 | 通称名 | 73 | 住所_字名コード |
| 28 | 通称名_外字フラグ | 74 | 住所_条コード |
| 29 | 生年月日 | 75 | 住所_丁目コード |
| 30 | 性別コード | 76 | 住所_番地 |
| 31 | 市民となった日 | 77 | 住所_子番地 |
| 32 | 住定日 | 78 | 住所_室番地 |
| 33 | 住定事由コード | 79 | 住所_地番タイプ |
| 34 | 住定届出日 | 80 | 住所 |
| 35 | 記載事由コード | 81 | 住所_外字フラグ |
| 36 | 本籍_市内外区分コード | 82 | 方書 |
| 37 | 本籍_市外_都道府県コード | 83 | 方書_外字フラグ |
| 38 | 本籍_市外_市町村コード | 84 | 方書_カナ |
| 39 | 本籍_市内_区コード | 85 | 世帯主_日本人_外国人区分コード |
| 40 | 本籍 | 86 | 世帯主氏名_カナ |
| 41 | 本籍_外字フラグ | 87 | 世帯主氏名 |
| 42 | 本籍筆頭者 | 88 | 世帯主氏名_外字フラグ |
| 43 | 本籍筆頭者_外字フラグ | 89 | 世帯主氏名_アルファベット |
| 44 | 30条の45に規定する区分コード | 90 | 世帯主氏名_漢字併記名 |
| 45 | 国籍等コード | 91 | 世帯主氏名_漢字併記名_外字フラグ |
| 46 | 国籍等 | 92 | 世帯主_通称名_カナ |

(1)住民基本台帳ファイル

| 項番 | 項目名 | 項番 | 項目名 |
|---|---|---|---|
| 93 | 世帯主_通称名 | 137 | 転出予定地_国名称 |
| 94 | 世帯主_通称名_外字フラグ | 138 | 転出予定地 |
| 95 | 世帯種別コード | 139 | 転出予定地_外字フラグ |
| 96 | 世帯構成員数 | 140 | 転出予定地_方書 |
| 97 | 世帯メモ | 141 | 転出予定地_方書_外字フラグ |
| 98 | 届出番号 | 142 | 転出確定地_市内外区分コード |
| 99 | 住記_受付場所コード | 143 | 転出確定地_市外_都道府県コード |
| 100 | 住記_ユーザID | 144 | 転出確定地_市外_市町村コード |
| 101 | 住紀_ユーザ名称 | 145 | 転出確定地_市内_区コード |
| 102 | 住記_受付フラグ設定日 | 146 | 転出確定地 |
| 103 | 戸籍_受付場所コード | 147 | 転出確定地_外字フラグ |
| 104 | 戸籍_ユーザID | 148 | 転出確定地_方書 |
| 105 | 戸籍_ユーザ名称 | 149 | 転出確定地_方書_外字フラグ |
| 106 | 戸籍_受付フラグ設定日 | 150 | 転出未届地_市内外区分コード |
| 世帯構成員情報 | | 151 | 転出未届地_市外_都道府県コード |
| 107 | 世帯シーケンス番号 | 152 | 転出未届地_市外_市町村コード |
| 108 | 表示順 | 153 | 転出未届地_市内_区コード |
| 109 | 続柄_1階層 | 154 | 転出未届地 |
| 110 | 続柄_2階層 | 155 | 転出未届地_外字フラグ |
| 111 | 続柄_3階層 | 156 | 転出未届地_方書 |
| 112 | 世帯離脱年月日 | 157 | 転出未届地_方書_外字フラグ |
| 113 | 除票異動管理番号 | 158 | 転出予定日 |
| 114 | 最新個人フラグ | 159 | 転出届出日 |
| 前住所情報 | | 160 | 転入確定日 |
| 115 | 前住所世帯主氏名 | 161 | 転入通知日 |
| 116 | 前住所世帯主氏名_外字フラグ | 162 | 転出証明再交付日 |
| 117 | 前住所_国内外フラグ | 審査フラグ | |
| 118 | 前住所_市内外区分コード | 163 | 審査番号コード |
| 119 | 前住所_市外_都道府県コード | 164 | 処理区コード |
| 120 | 前住所_市外_市町村コード | 行政欄情報 | |
| 121 | 前住所_市内_区コード | 165 | 行政欄コード |
| 122 | 前住所_国コード | 166 | 日付1 |
| 123 | 前住所_国名称 | 167 | 日付2 |
| 124 | 前住所 | 168 | 日付3 |
| 125 | 前住所_外字フラグ | 169 | 補助文字_前部 |
| 126 | 前住所_方書 | 170 | 補助文字_後部 |
| 127 | 前住所_方書_外字フラグ | 告知情報 | |
| 未届前住所情報 | | 171 | 発行制限フラグ |
| 128 | 未届前住所区分コード | 172 | 発行停止フラグ |
| 129 | 市内外区分コード | 173 | 被後見人フラグ |
| 130 | 市外_都道府県コード | 174 | DVフラグ |
| 131 | 市外_市町村コード | 175 | DV支援期限日 |
| 132 | 市内_区コード | 176 | 個人メモ |
| 転出先情報 | | 国保情報 | |
| 133 | 転出予定地_国内外フラグ | 177 | 記号番号 |
| 134 | 転出予定地_市外_都道府県コード | 178 | 得喪コード |
| 135 | 転出予定地_市外_市町村コード | 179 | 取得日 |
| 136 | 転出予定地_国コード | 180 | 取得届出日 |

（1）住民基本台帳ファイル

| 項番 | 項目名 | 項番 | 項目名 |
|---|---|---|---|
| 181 | 喪失日 | 223 | F省略有無フラグ |
| 182 | 喪失届出日 | 224 | G省略有無フラグ |
| 183 | 資格証交付日 | 225 | H省略有無フラグ |
| 184 | 退職被保険者等資格取得日 | 226 | I省略有無フラグ |
| 185 | 退職被保険者喪失日 | 227 | J省略有無フラグ |
| 186 | 退職被保険者区分コード | 228 | K省略有無フラグ |
| 年金情報 | | 229 | L省略有無フラグ |
| 187 | 被保険者記号番号 | 230 | 除票年月日 |
| 188 | 受給権者記号番号 | 231 | 印鑑登録番号 |
| 189 | 年金種類コード | 232 | 発行ユーザID |
| 190 | 年金取得状況コード | 旧氏情報 | |
| 191 | 取得日 | 233 | 旧氏_カナ |
| 192 | 年金取得理由コード | 234 | 旧氏 |
| 193 | 喪失日 | 235 | 旧氏_外字フラグ |
| 194 | 年金喪失理由コード | ローマ字表記名情報 | |
| 195 | 異動 | 236 | ローマ字氏名 |
| 196 | 適用除外 | 237 | ローマ字旧氏 |
| 選挙情報 | | 学校情報 | |
| 197 | 選挙人登録_有無コード | 238 | 小学区コード |
| 児童手当情報 | | 239 | 中学区コード |
| 198 | 開始日 | | |
| 199 | 廃止日 | | |
| 後期高齢 | | | |
| 200 | 被保険者記号番号 | | |
| 201 | 得喪コード | | |
| 202 | 取得日 | | |
| 203 | 喪失日 | | |
| 介護保険情報 | | | |
| 204 | 被保険者記号番号 | | |
| 205 | 介護資格種別コード | | |
| 206 | 取得日 | | |
| 207 | 取得届出日 | | |
| 208 | 喪失日 | | |
| 209 | 喪失届出日 | | |
| 証明発行履歴情報 | | | |
| 210 | 帳票種別コード | | |
| 211 | 発行日時 | | |
| 212 | 通数 | | |
| 213 | 住所区_区コード | | |
| 214 | 発行場所コード | | |
| 215 | 発行場所名称 | | |
| 216 | 郵送有無フラグ | | |
| 217 | 公用有無フラグ | | |
| 218 | A省略有無フラグ | | |
| 219 | B省略有無フラグ | | |
| 220 | C省略有無フラグ | | |
| 221 | D省略有無フラグ | | |
| 222 | E省略有無フラグ | | |

（2）本人確認情報ファイル
1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数（氏名）、4. ふりがな氏名、5. 清音化かな氏名、6. 生年月日、7. 性別、8. 市町村コード、9. 大字・字コード、10. 郵便番号、11. 住所、12. 外字数（住所）、13. 個人番号、14. 住民となった日、15. 住所を定めた日、16. 届出の年月日、17. 市町村コード（転入前）、18. 転入前住所、19. 外字数（転入前住所）、20. 続柄、21. 異動事由、22. 異動年月日、23. 異動事由詳細、24. 旧住民票コード、25. 住民票コード使用年月日、26. 依頼管理番号、27. 操作者ID、28. 操作端末ID、29. 更新順番号、30. 異常時更新順番号、31. 更新禁止フラグ、32. 予定者フラグ、33. 排他フラグ、34. 外字フラグ、35. レコード状況フラグ、36. タイムスタンプ、37. 旧氏　漢字、38. 旧氏　外字数、39. 旧氏　ふりがな、40. 旧氏　外字変更連番

（3）送付先情報ファイル
1. 送付先管理番号、2. 送付先郵便番号、3. 送付先住所　漢字項目長、4. 送付先住所　漢字、5. 送付先住所　漢字外字数、6. 送付先氏名　漢字項目長、7. 送付先氏名　漢字、8. 送付先氏名　漢字　外字数、9. 市町村コード、10. 市町村名　項目長、11. 市町村名、12. 市町村郵便番号、13. 市町村住所　項目長、14. 市町村住所、15. 市町村住所　外字数、16. 市町村電話番号、17. 交付場所名　項目長、18. 交付場所名、19. 交付場所名　外字数、20. 交付場所郵便番号、21. 交付場所住所　項目長、22. 交付場所住所、23. 交付場所住所　外字数、24. 交付場所電話番号、25. カード送付場所名　項目長、26. カード送付場所名、27. カード送付場所名　外字数、28. カード送付場所郵便番号、29. カード送付場所住所　項目長、30. カード送付場所住所、31. カード送付場所住所　外字数、32. カード送付場所電話番号、33. 対象となる人数、34. 処理年月日、35. 操作者ID、36. 操作端末ID、37. 印刷区分、38. 住民票コード、39. 氏名　漢字項目長、40. 氏名　漢字、41. 氏名　漢字　外字数、42. 氏名　かな項目長、43. 氏名　かな、44. 郵便番号、45. 住所　項目長、46. 住所、47. 住所　外字数、48. 生年月日、49. 性別、50. 個人番号、51. 第30条の45に規定する区分、52. 在留期間の満了の日、53. 代替文字変換結果、54. 代替文字氏名　項目長、55. 代替文字氏名、56. 代替文字住所　項目長、57. 代替文字住所、58. 代替文字氏名位置情報、59. 代替文字住所位置情報、60. 外字フラグ、61. 外字パターン、62. 旧氏　漢字、63. 旧氏　外字数、64. 旧氏　ふりがな、65. 旧氏　外字変更連番、66. ローマ字　氏名、67. ローマ字　旧氏

# Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※（7．リスク1⑨を除く。）

| 1．特定個人情報ファイル名 | |
|---|---|
| （1）住民基本台帳ファイル | |
| **2．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）** | |
| リスク1：　目的外の入手が行われるリスク | |
| 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 | ・窓口における届出人の本人確認を厳格に行う。<br>・住所異動届の際に、届書の記載内容、対象者の特定に誤りがないか、窓口で確認を行う。また、市外転入時には、転出証明書の記載内容も併せて確認を行う。<br>・住基法第9条第2項に基づく通知（※）等、職権で住民票に記載・修正・消除を行う際に、事前に書類審査を行い、対象者、記載内容に誤りがないか確認する。<br>※住基法第9条第2項に基づく通知　…　市町村の住民以外の者について戸籍に関する届書の受理等をしたことにより、住所地で住民票の記載等が必要になった場合、当該市町村長からその者の住所がある市町村長に対して行う当該記載等をすべき事項の通知<br>・届書の内容を既存住基システムに入力後、審査者が、異動届の記載と入力内容に相違がないか、対象者に誤りがないかについて、出力された審査リストに基づき、照合を行う。また、入力内容が多い処理（市外転入等）については、複数の職員によって審査を行う。 |
| 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容 | ・届書に記載されている項目以外は、既存住基システムの入力を行えない仕組みとなっている。 |
| その他の措置の内容 | ・窓口の受付、入力方法についての運用を、全市共通のマニュアルで定めている。 |
| リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　]　＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク2：　不適切な方法で入手が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | ・住所異動届（郵送での転出届を除く。）は統一様式を使用し、住基法に基づく届出であることを明らかにする。<br>・届書の内容を既存住基システムに入力後、適切な届出による入力であるか、審査者が照合を行う。<br>・システムを利用できる職員を限定し、ユーザIDによる識別と認証用トークンに表示されたパスワード（約30秒ごとに変化する）、PINコードによる認証を実施する。また、業務に応じて各ユーザの操作権限を制限する。 |
| リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　]　＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク3：　入手した特定個人情報が不正確であるリスク | |
| 入手の際の本人確認の措置の内容 | 個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示を受けることなどにより、必ず本人確認を行う。 |
| 個人番号の真正性確認の措置の内容 | 個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示を受け、登録済みの基本4情報（氏名・住所・性別・生年月日）と差異がないか比較することにより、個人番号の真正性を確認する。 |
| 特定個人情報の正確性確保の措置の内容 | 1　入手の各段階で本人確認を行う。<br>2　システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。<br>3　業務に関係のない職員が特定個人情報を変更したりすることがないよう、システムを利用できる職員を限定する。 |
| その他の措置の内容 | ― |
| リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　]　＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク4：　入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | ・住民からの届書等は、入力・審査が完了したら、鍵付の書庫に保管する。<br>・既存住基システムは、連携を行うシステム間において閉鎖された専用回線により通信を行うため、回線に接続されていない相手先への情報の提供・移転は行われないことがシステム上担保される。 |
| リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　]　＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| ― | |

| ３．特定個人情報の使用 | |
|---|---|
| リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク | |
| 宛名システム等における措置の内容 | ・庁内における情報連携及び宛名情報の保存は、システム基盤において行うこととなっており、事務で使用する部署の職員のみが当該情報にアクセスし、利用できる仕組みとなっている。<br>・システム基盤で保存される情報は、本市内部で共通して使用する最低限の項目のみとしている。 |
| 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容 | ・既存住基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する情報以外のものとの紐付けは行わない仕様となっている。<br>・本市内部の他システムについても、システム基盤を介して連携することとし、既存住記システムと直接のネットワーク接続を行わない。<br>・本市で策定している既存住基システムにおけるセキュリティ実施手順（以下「実施手順」という。）により、不要なネットワークとの接続が禁止されている。 |
| その他の措置の内容 | － |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク | |
| ユーザ認証の管理 | [ 行っている ] ＜選択肢＞<br>1）行っている 2）行っていない |
| 具体的な管理方法 | ・システムを利用できる職員を限定し、ユーザIDによる識別と認証用トークンに表示されたパスワード（約30秒ごとに変化する）、PINコードによる認証を実施する。また、業務に応じて各ユーザの操作権限を制限する。 |
| アクセス権限の発効・失効の管理 | [ 行っている ] ＜選択肢＞<br>1）行っている 2）行っていない |
| 具体的な管理方法 | 1 発効管理<br>① 職員ごとに必要最小限の権限が付与されるよう管理する。<br>② アクセス権限の付与を行う際、実施手順に基づき、業務主管部門（「Ⅱ．2．⑥事務担当部署」の所属長）及びシステム保守担当部門が指定する対象者及び権限について、システム担当者が設定を行う。<br>2 失効管理<br>人事異動等によりアクセス権に変更が生じた場合は、実施手順に基づき業務主管部門はシステム部門に対して、速やかに失効の申請を行う。 |
| アクセス権限の管理 | [ 行っている ] ＜選択肢＞<br>1）行っている 2）行っていない |
| 具体的な管理方法 | ・アクセス権限の付与者一覧を作成し、アクセス権限の変更がある都度、更新を行っている。<br>・機器利用課の職員名簿と、アクセス権限付与者一覧を突合し、その都度、失効申請を行っている。 |
| 特定個人情報の使用の記録 | [ 記録を残している ] ＜選択肢＞<br>1）記録を残している 2）記録を残していない |
| 具体的な方法 | システム操作記録として、いつ、どのユーザーが、誰の情報を、参照・更新したか、アクセスログを記録している。 |
| その他の措置の内容 | 1 システムが利用できる端末については、勝手に設定を変更できないようシステム部門で管理している。<br>2 指定された端末以外からアクセスできないよう、システム部門で制御している。<br>3 システム使用中以外は必ずログオフを行う。 |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク3： 従業者が事務外で使用するリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | アクセスログを記録していることを周知し、定期的に事務外で使用しないよう注意喚起を行っている。 |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク4： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | 1 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとなっている。<br>2 セキュリティ実施手順にシステム部門の承認を得なければ、情報の複製は認められない仕組みとなっている。 |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |

| 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 |
| --- |
| ・一定時間操作が無い場合は、自動的にログアウトする。<br>・スクリーンセーバを利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。<br>・端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。<br>・画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要となる範囲にとどめる。 |

| 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | [　　]委託しない |
|---|---|---|
| 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク<br>委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク<br>委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク<br>委託契約終了後の不正な使用等のリスク<br>再委託に関するリスク | | |
| 情報保護管理体制の確認 | 札幌市が規定する特定個人情報取扱安全管理基準に適合しているか予め確認して委託契約を締結している。 | |
| 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 | [　制限している　] | ＜選択肢＞<br>1）制限している　2）制限していない |
| 具体的な制限方法 | ①特定個人情報を取り扱う従業者の名簿を提出させる。<br>②電子計算機等のアクセス権限を設定し、アクセスできる従業者を限定させる。<br>③サーバ室や事務室の入退室を従業者に配布しているICカードにより制限し不正な侵入を防止している。<br>④端末機の操作者ごとにフォルダへのアクセス権限を設定し、利用可能なファイルを制限する等の方法を定める。 | |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 | [　記録を残している　] | ＜選択肢＞<br>1）記録を残している　2）記録を残していない |
| 具体的な方法 | 特定個人情報を取り扱う電子計算機等では、従業者の利用状況をアクセスログとして記録し、保管している。<br>また、システム操作記録による記録を残している。また、データベースへの接続監視を行い、30分毎に担当職員へメールで監視状況が通知されるようになっており、いつ・だれが・どのデータベースに・どのようなアクセスをしたかを把握できるようになっている。 | |
| 特定個人情報の提供ルール | [　定めている　] | ＜選択肢＞<br>1）定めている　2）定めていない |
| 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法 | （内容）<br>当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。<br>（確認方法）<br>この特記事項の中で、第三者への提供の禁止を規定している。また、遵守内容について定期的に報告させている。 | |
| 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法 | （内容）<br>当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。<br>（確認方法）<br>この特記事項の中で、札幌市の指定する手段で特定個人情報等の受渡しや確認を行うことを規定している。また遵守内容について定期的に報告させている。 | |
| 特定個人情報の消去ルール | [　定めている　] | ＜選択肢＞<br>1）定めている　2）定めていない |
| ルールの内容及びルール遵守の確認方法 | （内容）<br>当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。<br>（確認方法）<br>この特記事項の中で、札幌市の指定する手段で消去し、その内容を記録した書面で報告することを規定している。 | |
| 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 | [　定めている　] | ＜選択肢＞<br>1）定めている　2）定めていない |
| 規定の内容 | （内容）<br>当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。<br>（確認方法）<br>この特記事項の中で、札幌市の指定する手段で消去し、その内容を記録した書面で報告することを規定している。 | |
| 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 | [　十分に行っている　] | ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている<br>3）十分に行っていない　4）再委託していない |
| 具体的な方法 | 当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。この特記事項の中で、再委託するときは必ず札幌市の許諾を得ることと規定している。その際には、再委託先が札幌市の規定する特定個人情報取扱安全管理基準に適合しているか予め確認して許諾することと規定している。<br>また、再委託先における特定個人情報等の取扱状況についても定期的に報告させている。 | |
| その他の措置の内容 | － | |
| リスクへの対策は十分か | [　十分である　] | ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| － | | |

| 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） | [　　] 提供・移転しない |
|---|---|
| リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク | |
| 特定個人情報の提供・移転の記録 | [　　記録を残している　　] ＜選択肢＞ 1）記録を残している　2）記録を残していない |
| 具体的な方法 | ・特定個人情報（個人番号・4情報等）の提供・移転を行う際に、全ての提供・移転記録（提供・移転日時、操作者等）をシステム上で管理し、7年間保存する。 |
| 特定個人情報の提供・移転に関するルール | [　　定めている　　] ＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない |
| ルールの内容及びルール遵守の確認方法 | ・個人情報（特定個人情報を含む。）の提供・移転に当たり、デ）デジタル企画課に事前協議を行い、承認を得たもののみ情報提供及び移転を認める旨、本市の住民基本台帳ファイル利用要領（平成5年3月3日総務局長決裁）によって定めている。<br>・個人情報の提供・移転を行う場合は、デ）デジタル企画課の事前協議において、本市住民基本台帳ファイル利用要領を遵守した提供・移転であるか、審査・確認を行っている。 |
| その他の措置の内容 | 1 「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を管理し、情報の持ち出しを制限する。<br>2 システムにより自動化されている情報の提供・移転処理以外で、情報の提供・移転を行う場合は、情報システム部門の職員が立会う。 |
| リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である　3）課題が残されている |
| リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | ・札幌市CS、システム基盤ともに、閉鎖された専用回線により通信を行うため、回線に接続されていない相手先への情報の提供・移転は行われないことがシステム上担保される。<br>・実施手順及び運用作業・申請手順書に基づいて、特定個人情報を含む全ての個人情報の提供・移転の際には、依頼文による事前手続きを必要とするとともに、総）システム管理課長の承認を受けている。 |
| リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である　3）課題が残されている |
| リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | （誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置）<br>・既存住基システムに入力した特定個人情報の内容に相違がないか、必ず審査を行う。<br>・情報を提供・移転するファイルはシステム上で形式が定義されており、定義された形式の情報以外は連携されない。<br>・論理チェック（例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする。）により不正と判断された情報については、連携処理がストップするような仕組みとなっている。<br><br>（誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置）<br>・札幌市CS、システム基盤ともに、閉鎖された専用回線により通信を行うため、回線に接続されていない相手先への情報の提供・移転は行われないことがシステム上担保されている。 |
| リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である　3）課題が残されている |
| 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| － | |

| 6．情報提供ネットワークシステムとの接続 | [ ○ ] 接続しない（入手）　[　　] 接続しない（提供） |
|---|---|
| リスク1： 目的外の入手が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | |
| リスクへの対策は十分か | [　　] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク2： 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | |
| リスクへの対策は十分か | [　　] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | |
| リスクへの対策は十分か | [　　] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | |
| リスクへの対策は十分か | [　　] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク5： 不正な提供が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | ＜札幌市における措置＞<br>情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の各業務システムへのアクセスはできない。<br><br>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞<br>1　情報提供の要求があった際には、情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックする機能が備わっている。<br>2　情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、照会内容に対応した情報のみを自動で生成して送付する機能が備わっている。また、情報提供ネットワークシステムから、情報提供許可証と、情報照会者へたどり着くための経路情報を受け取ってから提供する機能が備わっている。これらの機能により、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。<br>3　機微情報（DV情報）については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認することで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。<br>4　ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 |
| リスクへの対策は十分か | [　十分である　] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　2）十分である<br>3）課題が残されている |

| リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク | |
|---|---|
| リスクに対する措置の内容 | ＜札幌市における措置＞<br>情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバ・プラットフォームが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の各業務システムへのアクセスはできない。<br><br>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞<br>1 情報提供ネットワークシステムに情報を送信する際は、情報が暗号化される仕組みになっている。<br>2 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。<br><br>＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞<br>1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。<br>2 中間サーバーと地方自治体等との間については、VPN（仮想プライベートネットワーク）等の技術を利用し、地方自治体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。<br>3 中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理することで、不適切な方法での情報提供を行えないようにしている。 |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | ＜札幌市における措置＞<br>1 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置<br>① システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。<br>② 情報を提供・移転するファイルは、決められたファイル形式以外では情報を提供・移転できない仕組みになっている。<br>③ システムが、入力内容や計算内容に誤りがないかチェックしている。<br>2 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置<br>① 札幌市の情報システム部門に事前協議を行い、承認を得た情報連携先とだけ連携できる仕組みになっている。<br>② 誤った相手へ提供・移転しないよう、特定個人情報の提供・移転は管理されたネットワーク内で行う。<br><br>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞<br>1 情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、照会内容に対応した情報のみを自動で生成して送付する機能が備わっている。また、情報提供ネットワークシステムから、情報提供許可証と、情報照会者へたどり着くための経路情報を受け取ってから提供する機能が備わっている。これらの機能により、誤った相手へ特定個人情報を提供するリスクに対応している。<br>2 情報提供データベースへ情報が登録される際には、決められた形式のファイルであるかをチェックする機能が備わっている。また情報提供データベースに登録された情報の内容は端末の画面で確認することができる。これらにより、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。<br>3 情報提供データベース管理機能（※）では、情報提供データベース内の副本データを既存業務システム内の正本データと照合するためのデータを出力する機能を有しており、提供する特定個人情報に誤りがないか確認することができる。<br>（※）特定個人情報を副本として保存・管理する機能。 |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |
| 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| － | |

| 7．特定個人情報の保管・消去 | | |
|---|---|---|
| リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク | | |
| ①NISC政府機関統一基準群 | [ 政府機関ではない ] | ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れて遵守している　2）十分に遵守している<br>3）十分に遵守していない　4）政府機関ではない |
| ②安全管理体制 | [ 十分に整備している ] | ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れて整備している　2）十分に整備している<br>3）十分に整備していない |
| ③安全管理規程 | [ 十分に整備している ] | ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れて整備している　2）十分に整備している<br>3）十分に整備していない |
| ④安全管理体制・規程の職員への周知 | [ 十分に周知している ] | ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れて周知している　2）十分に周知している<br>3）十分に周知していない |
| ⑤物理的対策 | [ 十分に行っている ] | ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている<br>3）十分に行っていない |
| 具体的な対策の内容 | ＜札幌市における措置＞<br>1　サーバ室は、機械による入退室管理設備を設置し、入退室カード（ICカード）を貸与された者でないと入室できない。また、入退室の記録は保存され、監視カメラも設置している。<br>2　磁気ディスクや書類は施錠可能な保管庫で保存している。<br>3　電気通信装置（ルータ・HUB）は施錠可能なラックに設置している。<br><br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>1　中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。<br>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。<br>・日本国内でデータを保管している。<br>2　事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。<br><br>＜標準準拠システム連携基盤における措置＞<br>ガバメントクラウドへの接続は閉鎖された専用線であり外部からの侵入は物理的に不可能となっている。<br><br>＜ガバメントクラウドにおける措置＞<br>①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。<br>②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 | |

| | | |
|---|---|---|
| ⑥技術的対策 | | [　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている<br>3）十分に行っていない |
| | 具体的な対策の内容 | ＜札幌市における措置＞<br>1　サーバ室は、機械による入退室管理設備を設置し、入退室カード（ICカード）を貸与された者でないと入室できない。また、入退室の記録は保存され、監視カメラも設置している。<br>2　磁気ディスクや書類は施錠可能な保管庫で保存している。<br>3　電気通信装置（ルータ・HUB）は施錠可能なラックに設置している。<br><br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>1　中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。<br>2　中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスパターンファイルを更新する。<br>3　導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチを適用する。<br>4　中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。<br>5　中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。<br>6　中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。<br>7　中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。<br><br>＜標準準拠システム連携基盤における措置＞<br>①共通標準仕様書で定められた通信のセキュリティレベルを実現する。<br>②ファイル連携においてはオブジェクトストレージを利用し、暗号化と複合化を行い管理する。<br><br>＜ガバメントクラウドにおける措置＞<br>①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。<br>②地方公共団体が委託したASP（「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和4年10月　デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。<br>③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。<br>④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。<br>⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。<br>⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。<br>⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。<br>⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 |
| ⑦バックアップ | | [　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている<br>3）十分に行っていない |
| ⑧事故発生時手順の策定・周知 | | [　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている<br>3）十分に行っていない |
| ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか | | [　発生なし　] ＜選択肢＞<br>1）発生あり　2）発生なし |
| | その内容 | － |
| | 再発防止策の内容 | － |
| ⑩死者の個人番号 | | [　　保管している　　] ＜選択肢＞<br>1）保管している　2）保管していない |
| | 具体的な保管方法 | ・生存する市民の個人番号と同様に保管し、死亡による消除後は住民基本台帳法施行令第34条第1項に基づき、150年間保管する。 |
| その他の措置の内容 | | － |
| リスクへの対策は十分か | | [　　十分である　　] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　2）十分である<br>3）課題が残されている |

| | |
|---|---|
| リスク2： 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | ・住民票に対する修正等が発生する場合、複数の職員によるチェックを行うことにより、処理漏れを防止する。<br>・住基法第14条第1項（住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置）の規定に基づき調査等の必要な措置を実施することにより、住民基本台帳の正確な記録を確保する。 |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク | |
| 消去手順 | [ 定めている ] ＜選択肢＞<br>1）定めている 2）定めていない |
| 手順の内容 | ・除票は住民基本台帳法施行令第34条第1項に定める保存期間（消除から150年間）、異動データは当該異動処理から1年間を経過した情報を、毎年1回システム上消去する仕組みを作っている。<br>・磁気ディスクの廃棄時は、要領・手順書に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。また、物理的粉砕等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。<br>・届書及び帳票の紙媒体の情報については、法令及び例規に基づき、保管及び廃棄を行うこととしている。廃棄時には、要領・手順書等に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。<br><br>＜標準準拠システム連携基盤における措置＞<br>格納期限が経過した連携ファイルは消去する。<br><br>＜ガバメントクラウドにおける措置＞<br>データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。 |
| その他の措置の内容 | － |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |
| 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| － | |

## Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※（７．リスク１⑨を除く。）

| １．特定個人情報ファイル名 | |
|---|---|
| （2）本人確認情報ファイル | |
| **２．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）** | |
| リスク1：　目的外の入手が行われるリスク | |
| 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 | 本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出／申請等の窓口において届出／申請内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 |
| 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容 | ・平成14年6月10日総務省告示第334号第6－6（本人確認情報の通知及び記録）により札幌市CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。<br>・正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上（氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ等）の指定を必須とする。 |
| その他の措置の内容 | －　 |
| リスクへの対策は十分か | ［　　十分である　　］　＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク2：　不適切な方法で入手が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | 本人確認情報の入手元を既存住基システムに限定する。 |
| リスクへの対策は十分か | ［　　十分である　　］　＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク3：　入手した特定個人情報が不正確であるリスク | |
| 入手の際の本人確認の措置の内容 | 特定個人情報の入手元である既存住基システムへの情報の登録の際、個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示を受けることなどにより、必ず本人確認を行う。 |
| 個人番号の真正性確認の措置の内容 | 個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示を受け、登録済みの基本4情報（氏名・住所・性別・生年月日）と差異がないか比較することにより、個人番号の真正性を確認する。 |
| 特定個人情報の正確性確保の措置の内容 | ・既存住基システムに特定個人情報の入力を行った場合、入力を行った者以外の職員により審査を行う。また、入力内容が多い処理（市外転入等）については、複数の職員によって審査を行う。<br>・既存住基システムで入力を行った異動情報は、事後の検証のため、一定期間保存される。 |
| その他の措置の内容 | －　 |
| リスクへの対策は十分か | ［　　十分である　　］　＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク4：　入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | ・機構が作成・配付する専用のアプリケーション（※）を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。<br>・操作者の認証を行う。<br><br>※札幌市CSのサーバ上で稼動するアプリケーション。札幌市CSで管理されるデータの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。また、札幌市CSのサーバ自体には、外部からのこじあけ等に対して防御性に優れた耐タンパー装置（通信時の相互認証及びデータの暗号化に必要な情報を保管管理する。）を内蔵している。 |
| リスクへの対策は十分か | ［　　十分である　　］　＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| － | |

| ３．特定個人情報の使用 | |
|---|---|
| リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク | |
| 宛名システム等における措置の内容 | 札幌市CSと宛名管理システム（システム基盤の各宛名システム）間の接続は行わない。 |
| 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容 | ・庁内システムにおける札幌市CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと札幌市CS間では、法令に基づく事務で使用する情報以外のものとの紐付けは行わない仕様となっている。<br>・札幌市CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、札幌市CSが設置されたセグメントにある通信機器は入退室者を制限したマシンルーム内にあり、さらに、施錠可能なラック内に設置している。<br>・システム管理部門が、ラックの鍵の厳格な利用手順を定め、別に管理している。 |
| その他の措置の内容 | － |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている |
| リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク | |
| ユーザ認証の管理 | [ 行っている ] ＜選択肢＞ 1）行っている 2）行っていない |
| 具体的な管理方法 | 住基ネットへアクセスするための端末（統合端末）は、生体認証による操作者認証を行っている。 |
| アクセス権限の発効・失効の管理 | [ 行っている ] ＜選択肢＞ 1）行っている 2）行っていない |
| 具体的な管理方法 | 照合ID（統合端末内のアプリケーションにログインするためのID）と操作者ID（統合端末内の各アプリケーションを利用するために付与された権限の管理ID）の発行・失効については、デ）住民情報課が一元的に管理することとしており、区の戸籍住民課で異動・退職等が発生した場合には、デ）住民情報課に申請を行った上で発行・失効処理が行われる仕組みとしている。また、照合IDと操作者IDを操作権限管理簿で管理し、随時チェックを行っている。 |
| アクセス権限の管理 | [ 行っている ] ＜選択肢＞ 1）行っている 2）行っていない |
| 具体的な管理方法 | ・操作者の業務内容に応じた操作権限を付与している。<br>・不正アクセスや不正利用を分析するために、札幌市CS及び統合端末の操作履歴を7年間保管している。 |
| 特定個人情報の使用の記録 | [ 記録を残している ] ＜選択肢＞ 1）記録を残している 2）記録を残していない |
| 具体的な方法 | ・本人確認情報を扱うシステム（札幌市CS及び統合端末）のアクセスログを記録する。<br>・システム管理部門が、週に1回、時間外の不正アクセスがないかをチェックし、適切な機器利用を確保している。また、調査・確認が必要な場合にはヒアリング等の実地調査を実施する。 |
| その他の措置の内容 | － |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている |
| リスク3： 従業者が事務外で使用するリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | ・本人確認情報を扱うシステム（札幌市CS及び統合端末）のアクセスログを記録する。<br>・総）システム管理課が、週に1回、時間外の不正アクセスがないかをチェックし、適切な機器利用を確保している。また、調査・確認が必要な場合にはヒアリング等の実地調査を実施する。<br>・システム利用職員への研修において、目的外利用の禁止等について指導する。<br>・業務委託契約書で「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を規定し、委託先にセキュリティ対策を講じさせている。 |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている |
| リスク4： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとなっている。 |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている |

| 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 |
| --- |
| ・長時間にわたり本人確認情報を表示させないため、5分間入力がなかった場合、スクリーンセーバが起動し、解除にもパスワード入力を求めるようOSを設定している。<br>・統合端末から離席する際には業務アプリケーションをログオフする。<br>・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。<br>・業務目的以外の画面のハードコピーを禁止している。<br>・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得ることとしている。 |

| 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | [　　]委託しない |
|---|---|---|
| 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク<br>委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク<br>委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク<br>委託契約終了後の不正な使用等のリスク<br>再委託に関するリスク | | |
| 情報保護管理体制の確認 | 札幌市が規定する特定個人情報取扱安全管理基準に適合しているか予め確認して委託契約を締結している。 | |
| 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 | [　制限している　] | ＜選択肢＞<br>1）制限している　2）制限していない |
| 具体的な制限方法 | ①特定個人情報を取り扱う従業者の名簿を提出させる。<br>②電子計算機等のアクセス権限を設定し、アクセスできる従業者を限定させる。<br>③サーバ室や事務室の入退室を従業者に配布しているICカードにより制限し不正な侵入を防止している。<br>④端末機の操作者ごとにフォルダへのアクセス権限を設定し、利用可能なファイルを制限する等の方法を定める。 | |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 | [　記録を残している　] | ＜選択肢＞<br>1）記録を残している　2）記録を残していない |
| 具体的な方法 | ・操作履歴を7年間保存している。（委託する特定個人情報ファイルを取り扱う業務は、すべて操作履歴が残る作業である。） | |
| 特定個人情報の提供ルール | [　定めていない　] | ＜選択肢＞<br>1）定めている　2）定めていない |
| 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法 | 特定個人情報を委託先に提供することはない。 | |
| 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法 | 特定個人情報を委託先に提供することはない。 | |
| 特定個人情報の消去ルール | [　定めていない　] | ＜選択肢＞<br>1）定めている　2）定めていない |
| ルールの内容及びルール遵守の確認方法 | 特定個人情報を委託先に提供することはない。 | |
| 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 | [　定めている　] | ＜選択肢＞<br>1）定めている　2）定めていない |
| 規定の内容 | 当該委託業務の契約書では「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めており、以下の事項を規定している。<br>1　秘密保持義務<br>2　事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止<br>3　特定個人情報の目的外利用の禁止<br>4　再委託における条件<br>5　漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任<br>6　委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄<br>7　特定個人情報を取り扱う従業者の明確化<br>8　従業者に対する監督・教育、契約内容の遵守状況についての報告<br>9　必要があると認めるときは実地の監査、調査等を行うこと | |
| 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 | [　再委託していない　] | ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている<br>3）十分に行っていない　4）再委託していない |
| 具体的な方法 | － | |
| その他の措置の内容 | － | |
| リスクへの対策は十分か | [　十分である　] | ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| － | | |

| 5．特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） | [　　] 提供・移転しない |
|---|---|
| リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク | |
| 特定個人情報の提供・移転の記録 | [　　記録を残している　　] ＜選択肢＞ 1）記録を残している　2）記録を残していない |
| 具体的な方法 | 特定個人情報（個人番号、4情報等）の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録（提供・移転日時、操作者等）をシステム上で管理し、7年分保存する。なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。 |
| 特定個人情報の提供・移転に関するルール | [　　定めている　　] ＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない |
| ルールの内容及びルール遵守の確認方法 | ・提供先は都道府県及び機構に限られる。<br>・相手方（都道府県サーバ）と札幌市CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手方への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 |
| その他の措置の内容 | ・「サーバ室等への入室権限」及び「特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を適切に管理する。<br>・都道府県サーバとの整合性検査時、媒体を用いて情報を連携する場合には、権限を有する職員が行う。 |
| リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている |
| リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | ・提供先は都道府県及び機構に限られる。<br>・相手方（都道府県サーバ）と札幌市CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手方への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。<br>・また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。 |
| リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている |
| リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | ・提供先は都道府県及び機構に限られるため、システム上、提供すべき情報のみを出力することを担保する。<br>・また、本人確認情報に変更が生じた際には、札幌市CSへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェック（例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする）がなされた情報を通知することをシステム上で担保する。<br>・相手方（都道府県サーバ）と札幌市CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手方への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 |
| リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている |
| 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| － | |

| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | [ ○ ] 接続しない（入手） [ ○ ] 接続しない（提供） |
|---|---|
| リスク1： 目的外の入手が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | |
| リスクへの対策は十分か | [ ] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク2： 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | |
| リスクへの対策は十分か | [ ] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | |
| リスクへの対策は十分か | [ ] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | |
| リスクへの対策は十分か | [ ] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク5： 不正な提供が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | |
| リスクへの対策は十分か | [ ] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | |
| リスクへの対策は十分か | [ ] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | |
| リスクへの対策は十分か | [ ] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |
| 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| | |

| 7．特定個人情報の保管・消去 | | |
|---|---|---|
| リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク | | |
| ①NISC政府機関統一基準群 | [ 政府機関ではない ] | ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れて遵守している　2）十分に遵守している<br>3）十分に遵守していない　4）政府機関ではない |
| ②安全管理体制 | [ 十分に整備している ] | ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れて整備している　2）十分に整備している<br>3）十分に整備していない |
| ③安全管理規程 | [ 十分に整備している ] | ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れて整備している　2）十分に整備している<br>3）十分に整備していない |
| ④安全管理体制・規程の職員への周知 | [ 十分に周知している ] | ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れて周知している　2）十分に周知している<br>3）十分に周知していない |
| ⑤物理的対策 | [ 十分に行っている ] | ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている<br>3）十分に行っていない |
| 具体的な対策の内容 | ・札幌市CSが設置されているサーバ室は、機械による入退室管理設備を設置し、入退室カード（ICカード）を貸与された者でないと入室できない。また、入退室の記録は保存され、監視カメラも設置している。<br>・磁気ディスクやドキュメント類は施錠可能な保管庫で保存している。<br>・電気通信装置（ルータ・HUB）は施錠可能なラックに設置している。 | |
| ⑥技術的対策 | [ 十分に行っている ] | ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている<br>3）十分に行っていない |
| 具体的な対策の内容 | ・ファイアウォールを設置し、必要最小限の通信のみ許可されるように設定し、毎月通信ログをチェックしている。なお、インターネットとは物理的に分離している。<br>・ウィルス対策ソフトを使用し、機構からのセキュリティ情報（脆弱性情報、セキュリティ更新プログラムの適用、ウィルスパターンファイルの適用等）に従い、必要な措置を講じている。 | |
| ⑦バックアップ | [ 十分に行っている ] | ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている<br>3）十分に行っていない |
| ⑧事故発生時手順の策定・周知 | [ 十分に行っている ] | ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている<br>3）十分に行っていない |
| ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ] | ＜選択肢＞<br>1）発生あり　2）発生なし |
| その内容 | － | |
| 再発防止策の内容 | － | |
| ⑩死者の個人番号 | [ 保管している ] | ＜選択肢＞<br>1）保管している　2）保管していない |
| 具体的な保管方法 | 生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、住民基本台帳法施行令第34条第2項（保存）に定める期間（150年間）保管する。 | |
| その他の措置の内容 | － | |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　2）十分である<br>3）課題が残されている |

| | | |
|---|---|---|
| リスク2： 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク | | |
| リスクに対する措置の内容 | 既存住基システムとの整合処理を定期的に実施し、保存する本人確認情報が最新であるかどうかを確認することにより担保する。 | |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク | | |
| 消去手順 | [ 定めている ] | ＜選択肢＞<br>1）定めている 2）定めていない |
| 手順の内容 | ・システム上、住民基本台帳法施行令第34条第2項（保存）に定める期間（150年間）を経過した住民票の記載の修正前の本人確認情報（履歴情報）及び消除者の本人確認情報を消去する仕組みとする。<br>・磁気ディスクの廃棄時は、情報セキュリティ技術対策基準、情報セキュリティ実施手順に基づき、専用ソフトウェアによる消去又は媒体の物理的破壊を行うとともに、磁気ディスクの管理台帳にその記録を残す。<br>・帳票の廃棄時には、帳票管理要領に基づき、内容が判読できないよう、焼却又は裁断することとし、帳票管理簿にその記録を残す。 | |
| その他の措置の内容 | ― | |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |
| 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| ― | | |

## Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※（7．リスク1⑨を除く。）

| 1．特定個人情報ファイル名 | |
|---|---|
| （3）送付先情報ファイル | |
| **2．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）** | |
| リスク1：　目的外の入手が行われるリスク | |
| 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 | 送付先情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出／申請等の窓口において届出／申請内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。なお、統合端末から直接情報を登録する際にも同様の措置を講ずる。 |
| 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容 | ・平成14年6月10日総務省告示第334号第6－6（本人確認情報の通知及び記録）により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することととされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。<br>・正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上（氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ等）の指定を必須とする。 |
| その他の措置の内容 | －　 |
| リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク2：　不適切な方法で入手が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | 送付先情報の入手元を既存住基システムに限定する。 |
| リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク3：　入手した特定個人情報が不正確であるリスク | |
| 入手の際の本人確認の措置の内容 | 特定個人情報の入手元である既存住基システムへの情報の登録の際、個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示を受けることなどにより、必ず本人確認を行う。 |
| 個人番号の真正性確認の措置の内容 | 個人番号の生成元である機構が設置・管理する全国サーバから住民票コードに対応する個人番号を適切に取得できることを、システムにより担保する。 |
| 特定個人情報の正確性確保の措置の内容 | 既存住基システムにおいて正確性が確保された送付先情報を適切に受信できることをシステムにより担保する。<br>なお、送付先情報ファイルは、既存住基システムから入手後、個人番号カード管理システムに送付先情報を送付した時点で役割を終える（不要となる）ため、送付後速やかに札幌市CSから削除する。<br>そのため、入手から削除までのサイクルがごく短期間であることから、入手から削除の間の正確性を維持するための特段の対策は講じない。 |
| その他の措置の内容 | －　 |
| リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク4：　入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | ・機構が作成・配付する専用のアプリケーション（※）を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。<br>・操作者の認証を行う。<br><br>※札幌市CSのサーバ上で稼動するアプリケーション。札幌市CSで管理されるデータの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。また、札幌市CSのサーバ自体には、外部からのこじあけ等に対して防御性に優れた耐タンパー装置（通信時の相互認証及びデータの暗号化に必要な情報を保管管理する）を内蔵している。 |
| リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| － | |

| 3．特定個人情報の使用 | |
|---|---|
| リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク | |
| 宛名システム等における措置の内容 | 札幌市CSと宛名管理システム（システム基盤の各宛名システム）間の接続は行わない。 |
| 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容 | 庁内システムにおける札幌市CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと札幌市CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。<br>なお、札幌市CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、札幌市CSが設置されたセグメントにある通信機器は入退室者を制限したマシンルーム内にあり、さらに、施錠可能なラック内に設置している。なお、ラックの鍵も厳格な利用手順を定め別に管理している。 |
| その他の措置の内容 | － |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク | |
| ユーザ認証の管理 | [ 行っている ] ＜選択肢＞<br>1）行っている 2）行っていない |
| 具体的な管理方法 | 住基ネットへアクセスするための端末（統合端末）は、生体認証による操作者認証を行っている。 |
| アクセス権限の発効・失効の管理 | [ 行っている ] ＜選択肢＞<br>1）行っている 2）行っていない |
| 具体的な管理方法 | 照合ID（統合端末内のアプリケーションにログインするためのID）と操作者ID（統合端末内の各アプリケーションを利用するために付与された権限の管理ID）の発行・失効については、デ）住民情報課が一元的に管理することとしており、区の戸籍住民課で異動・退職等が発生した場合には、デ）住民情報課に申請を行った上で発行・失効処理が行われる仕組みとしている。また、照合IDと操作者IDを操作権限管理簿で管理し、随時チェックを行っている。 |
| アクセス権限の管理 | [ 行っている ] ＜選択肢＞<br>1）行っている 2）行っていない |
| 具体的な管理方法 | ・操作者の業務内容に応じた操作権限を付与している。<br>・不正アクセスや不正利用を分析するために、札幌市CS及び統合端末の操作履歴を7年間保管している。 |
| 特定個人情報の使用の記録 | [ 記録を残している ] ＜選択肢＞<br>1）記録を残している 2）記録を残していない |
| 具体的な方法 | ・送付先情報を扱うシステム（札幌市CS及び統合端末）の操作履歴（操作ログ）を記録する。<br>・システム管理部門が、週に1回、時間外の不正アクセスがないかをチェックし、適切な機器利用を確保している。また、調査・確認が必要な場合にはヒアリング等の実地調査を実施する。 |
| その他の措置の内容 | － |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク3： 従業者が事務外で使用するリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | ・送付先情報を扱うシステム（札幌市CS及び統合端末）のアクセスログを記録する。<br>・システム管理部門が、週に1回、時間外の不正アクセスがないかをチェックし、適切な機器利用を確保している。また、調査・確認が必要な場合にはヒアリング等の実地調査を実施する。<br>・システム利用職員への研修において、目的外利用の禁止等について指導する。<br>・業務委託契約書で「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を規定し、委託先にセキュリティ対策を講じさせている。 |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク4： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとなっている。 |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |

| 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 |
| --- |
| ・長時間にわたり本人確認情報を表示させないため、5分間入力がなかった場合、スクリーンセーバが起動し、解除にもパスワード入力を求めるようOSを設定している。<br>・統合端末から離席する際には業務アプリケーションをログオフする。<br>・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。<br>・業務目的以外の画面のハードコピーを禁止している。<br>・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得ることとしている。 |

| 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | [　　]委託しない |
|---|---|---|
| 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク<br>委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク<br>委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク<br>委託契約終了後の不正な使用等のリスク<br>再委託に関するリスク | | |
| 情報保護管理体制の確認 | 札幌市が規定する特定個人情報取扱安全管理基準に適合しているか予め確認して委託契約を締結している。 | |
| 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 | [　制限している　] | ＜選択肢＞<br>1）制限している　2）制限していない |
| 具体的な制限方法 | ①特定個人情報を取り扱う従業者の名簿を提出させる。<br>②電子計算機等のアクセス権限を設定し、アクセスできる従業者を限定させる。<br>③サーバ室や事務室の入退室を従業者に配布しているICカードにより制限し不正な侵入を防止している。<br>④端末機の操作者ごとにフォルダへのアクセス権限を設定し、利用可能なファイルを制限する等の方法を定める。 | |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 | [　記録を残している　] | ＜選択肢＞<br>1）記録を残している　2）記録を残していない |
| 具体的な方法 | ・操作履歴を7年間保存している。（委託する特定個人情報ファイルを取り扱う業務は、すべて操作履歴が残る作業である。） | |
| 特定個人情報の提供ルール | [　定めていない　] | ＜選択肢＞<br>1）定めている　2）定めていない |
| 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法 | 特定個人情報を委託先に提供することはない。 | |
| 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法 | 特定個人情報を委託先に提供することはない。 | |
| 特定個人情報の消去ルール | [　定めていない　] | ＜選択肢＞<br>1）定めている　2）定めていない |
| ルールの内容及びルール遵守の確認方法 | 特定個人情報を委託先に提供することはない。 | |
| 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 | [　定めている　] | ＜選択肢＞<br>1）定めている　2）定めていない |
| 規定の内容 | 当該委託業務の契約書では「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めており、以下の事項を規定している。<br>1　秘密保持義務<br>2　事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止<br>3　特定個人情報の目的外利用の禁止<br>4　再委託における条件<br>5　漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任<br>6　委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄<br>7　特定個人情報を取り扱う従業者の明確化<br>8　従業者に対する監督・教育、契約内容の遵守状況についての報告<br>9　必要があると認めるときは実地の監査、調査等を行うこと | |
| 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 | [　再委託していない　] | ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている<br>3）十分に行っていない　4）再委託していない |
| 具体的な方法 | － | |
| その他の措置の内容 | － | |
| リスクへの対策は十分か | [　十分である　] | ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| － | | |

| 5．特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）［　　］提供・移転しない | | |
|---|---|---|
| リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク | | |
| 特定個人情報の提供・移転の記録 | ［　　記録を残している　　］ | ＜選択肢＞<br>1）記録を残している　　2）記録を残していない |
| 具体的な方法 | 特定個人情報（個人番号、4情報等）の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録（提供・移転日時、操作者等）をシステム上で管理し、7年分保存する。なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。 | |
| 特定個人情報の提供・移転に関するルール | ［　　定めている　　］ | ＜選択肢＞<br>1）定めている　　2）定めていない |
| ルールの内容及びルール遵守の確認方法 | ・提供先は機構に限られる。<br>・相手方（個人番号カード管理システム）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手方への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 | |
| その他の措置の内容 | ・「サーバ室等への入室権限」及び「特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を適切に管理する。 | |
| リスクへの対策は十分か | ［　　十分である　　］ | ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク | | |
| リスクに対する措置の内容 | ・提供先は機構に限られる。<br>・相手方（個人番号カード管理システム）と札幌市CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手方への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 | |
| リスクへの対策は十分か | ［　　十分である　　］ | ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク | | |
| リスクに対する措置の内容 | ・システム上、既存住基システムから入手した情報の内容に編集を加えず、適切に個人番号カード管理システムに提供することを担保する。<br>・相手方（個人番号カード管理システム）と札幌市CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手方への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 | |
| リスクへの対策は十分か | ［　　十分である　　］ | ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| － | | |

| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | [ ○ ] 接続しない（入手） [ ○ ] 接続しない（提供） |
|---|---|
| リスク1： 目的外の入手が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | |
| リスクへの対策は十分か | [ ] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク2： 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | |
| リスクへの対策は十分か | [ ] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | |
| リスクへの対策は十分か | [ ] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | |
| リスクへの対策は十分か | [ ] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク5： 不正な提供が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | |
| リスクへの対策は十分か | [ ] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | |
| リスクへの対策は十分か | [ ] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | |
| リスクへの対策は十分か | [ ] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |
| 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| | |

| 7．特定個人情報の保管・消去 | | |
|---|---|---|
| リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク | | |
| ①NISC政府機関統一基準群 | [ 政府機関ではない ] | <選択肢><br>1）特に力を入れて遵守している 2）十分に遵守している<br>3）十分に遵守していない 4）政府機関ではない |
| ②安全管理体制 | [ 十分に整備している ] | <選択肢><br>1）特に力を入れて整備している 2）十分に整備している<br>3）十分に整備していない |
| ③安全管理規程 | [ 十分に整備している ] | <選択肢><br>1）特に力を入れて整備している 2）十分に整備している<br>3）十分に整備していない |
| ④安全管理体制・規程の職員への周知 | [ 十分に周知している ] | <選択肢><br>1）特に力を入れて周知している 2）十分に周知している<br>3）十分に周知していない |
| ⑤物理的対策 | [ 十分に行っている ] | <選択肢><br>1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている<br>3）十分に行っていない |
| 具体的な対策の内容 | ・札幌市CSが設置されているサーバ室は、機械による入退室管理設備を設置し、入退室カード（ICカード）を貸与された者でないと入室できない。また、入退室の記録は保存され、監視カメラも設置している。<br>・磁気ディスクやドキュメント類は施錠可能な保管庫で保存している。<br>・電気通信装置（ルータ・HUB）は施錠可能なラックに設置している。 | |
| ⑥技術的対策 | [ 十分に行っている ] | <選択肢><br>1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている<br>3）十分に行っていない |
| 具体的な対策の内容 | ・ファイアウォールを設置し、必要最小限の通信のみ許可されるように設定し、毎月通信ログをチェックしている。なお、インターネットとは物理的に分離している。<br>・ウィルス対策ソフトを使用し、機構からのセキュリティ情報（脆弱性情報、セキュリティ更新プログラムの適用、ウィルスパターンファイルの適用等）に従い、必要な措置を講じている。 | |
| ⑦バックアップ | [ 十分に行っている ] | <選択肢><br>1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている<br>3）十分に行っていない |
| ⑧事故発生時手順の策定・周知 | [ 十分に行っている ] | <選択肢><br>1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている<br>3）十分に行っていない |
| ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ] | <選択肢><br>1）発生あり 2）発生なし |
| その内容 | － | |
| 再発防止策の内容 | － | |
| ⑩死者の個人番号 | [ 保管していない ] | <選択肢><br>1）保管している 2）保管していない |
| 具体的な保管方法 | | |
| その他の措置の内容 | － | |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | <選択肢><br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |

| | |
|---|---|
| リスク2： 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | 本特定個人情報ファイル（送付先情報ファイル）は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成／連携することとしており、システム上、連携後速やか（1営業日後）に削除する仕組みとする。<br>そのため、送付先情報ファイルにおいて特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクは少ない。 |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク | |
| 消去手順 | [ 定めている ] ＜選択肢＞<br>1）定めている 2）定めていない |
| 手順の内容 | システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する仕組みとする。 |
| その他の措置の内容 | － |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |
| 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| 送付先情報ファイルは、機構への特定個人情報の提供後、速やかに札幌市CSから削除される。その後、当該特定個人情報は機構において管理されるため、送付先情報ファイルのバックアップは取得しない。 | |

## Ⅳ　その他のリスク対策 ※

| 1．監査 | | | |
|---|---|---|---|
| ①自己点検 | | [　　十分に行っている　　] | ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れて行ってい　2）十分に行っている<br>3）十分に行っていない |
| | 具体的なチェック方法 | ＜札幌市における措置＞<br>・年１回、住民基本台帳ネットワークシステム及びそれに接続している既設ネットワークに関する調査表に基づく自己点検の際に、本評価書の記載内容どおりの運用がなされていることのチェックを追加し、運用状況を確認する。これにより、本評価書に記載されているファイルをすべて確認することができる。<br>・札幌市で毎年実施している個人番号利用事務監査の際に、各職場において、本評価書に記載された本評価書に記載された事項等が順守されているかどうか、自己点検票による確認を行う。 | |
| ②監査 | | [　　十分に行っている　　] | ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れて行ってい　2）十分に行っている<br>3）十分に行っていない |
| | 具体的な内容 | ＜札幌市における措置＞<br>札幌市で毎年実施している個人番号利用事務監査で、本評価書に記載された事項等が遵守されているかどうかの確認を実施する。内容は以下のとおり。<br>1　監査はすべての個人番号利用事務について実施する。<br>2　現地監査を定期的に実施する。<br>3　監査結果に応じフォローアップを行う。<br>4　監査結果、フォローアップの結果は、番号制度総括部門に報告する。<br><br>＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞<br>1　運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。<br>2　政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。<br><br>＜ガバメントクラウドにおける措置＞<br>ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 | |
| 2．従業者に対する教育・啓発 | | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | | [　　十分に行っている　　] | ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れて行ってい　2）十分に行っている<br>3）十分に行っていない |
| | 具体的な方法 | ＜札幌市における措置＞<br>・住民基本台帳事務に携わる職員（会計年度任用職員等を含む。）に対して、初任時及び一定期間ごとに、必要な知識の習得のための研修（個人情報保護、セキュリティ対策に関する内容を含む。）を実施するとともに、その記録を残している。<br><br>＜中間サーバ･プラットフォームにおける措置＞<br>・中間サーバ･プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。<br>・中間サーバ･プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 | |

## ３．その他のリスク対策

＜札幌市における措置＞
【基幹系システムの場合】
情報システム部門が管理するサーバ室にて、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、情報システム部門と委託業者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞
【全事務共通】
中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

＜ガバメントクラウドにおける措置＞
ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。
ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。
具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

# Ⅴ　開示請求、問合せ

| 1．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
|---|---|
| ①請求先 | 郵便番号060-8611<br>札幌市中央区北1条西2丁目<br>総務局行政部行政情報課 |
| ②請求方法 | 指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求について受け付ける。 |
| 特記事項 | 札幌市ホームページに請求先、請求手続、費用等についての案内を掲載している。 |
| ③手数料等 | [　　無料　　]　　＜選択肢＞<br>1）有料　　2）無料<br>（手数料額、納付方法：　手数料は無料。ただし写しの交付を希望する場合は、交付費用の実費相当の負担が必要。納付方法は現金、納入通知書等による。　） |
| ④個人情報ファイル簿の公表 | [　　行っている　　]　　＜選択肢＞<br>1）行っている　　2）行っていない |
| 個人情報ファイル名 | 住民基本台帳事務 |
| 公表場所 | 札幌市総務局行政部行政情報課 |
| ⑤法令による特別の手続 | － |
| ⑥個人情報ファイル簿への不記載等 | － |

| 2．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
|---|---|
| ①連絡先 | 郵便番号060-8611<br>札幌市中央区北1条西2丁目<br>デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課 |
| ②対応方法 | 問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 |

# Ⅵ　評価実施手続

| | |
|---|---|
| **1．基礎項目評価** | |
| ①実施日 | 令和7年10月29日 |
| ②しきい値判断結果 | [　　基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる　　]<br>＜選択肢＞<br>1）基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる<br>2）基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる（任意に全項目評価を実施）<br>3）基礎項目評価の実施が義務付けられる（任意に全項目評価を実施）<br>4）特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない（任意に全項目評価を実施） |
| **2．国民・住民等からの意見の聴取** | |
| ①方法 | 札幌市広報紙（広報さっぽろ）、札幌市ホームページ等で住民等からの意見の募集を実施する旨を周知し、ホームページ及び区役所等の主要施設で全文を閲覧可能とする。 |
| ②実施日・期間 | |
| ③期間を短縮する特段の理由 | |
| ④主な意見の内容 | |
| ⑤評価書への反映 | |
| **3．第三者点検** | |
| ①実施日 | |
| ②方法 | |
| ③結果 | |
| **4．個人情報保護委員会の承認 【行政機関等のみ】** | |
| ①提出日 | |
| ②個人情報保護委員会による審査 | |

## （別添3）変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| | Ⅰ－2－システム7－② | 3　システム基盤（市中間サーバー）への情報転送<br>　世帯情報のうち、番号法別表第二に定められた情報をシステム基盤（市中間サーバー）へ転送する。 | 3　システム基盤（市中間サーバー）への情報転送<br>　世帯情報のうち、番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定められた情報をシステム基盤（市中間サーバー）へ転送する。 | 事後 | 文言整理であり、特定個人情報の取り扱いに変更がないため、重要な変更に当たらない。 |
| | Ⅰ－2－6－② | ・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び同号に基づく主務省令第2条の表<br><br>（番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠）<br>省略<br><br>（番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠）<br>省略 | ・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び同号に基づく主務省令第2条の表<br><br>（情報提供の根拠）<br>省略<br><br>（情報照会の根拠）<br>省略 | 事後 | 文言整理であり、特定個人情報の取り扱いに変更がないため、重要な変更に当たらない。 |
| | （別添1）事務の内容 | | 概要図の変更 | 事前 | 特定個人情報の保管場所変更によるため、重要な変更にあたる。 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | （別添1）事務の内容 | 2. 住民基本台帳の照会<br>2-①. 4情報の組合せや個人番号をキーとして、既存住基システム端末より対象者の住民基本台帳を検索する。 | 2. 住民基本台帳の照会<br>2-①. 5情報の組合せや個人番号をキーとして、既存住基システム端末より対象者の住民基本台帳を検索する。 | 事後 | 法令改正に伴う変更であり、特定個人情報の取り扱いに変更がないため、重要な変更に当たらない。 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | （別添1）事務の内容 | 3．本人確認情報検索に関する事務<br>3-①．住民票コード、個人番号または4情報の組み合わせをキーワードとして、札幌市CSの本人確認情報を検索する。<br>※検索対象者が自都道府県の住所地市町村以外の場合は都道府県サーバ、他都道府県の場合は全国サーバに対して<br>それぞれ検索の要求を行う。 | 3．本人確認情報検索に関する事務<br>3-①．住民票コード、個人番号または5情報の組み合わせをキーワードとして、札幌市CSの本人確認情報を検索する。<br>※検索対象者が自都道府県の住所地市町村以外の場合は都道府県サーバ、他都道府県の場合は全国サーバに対して<br>それぞれ検索の要求を行う。 | 事後 | 法令改正に伴う変更であり、特定個人情報の取り扱いに変更がないため、重要な変更に当たらない。 |
| | Ⅱ－（1）－2－④ | ・連絡先等情報<br>4情報（氏名、性別、生年月日、住所） | ・連絡先等情報<br>5情報（氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所） | 事後 | 法令改正に伴う変更であり、特定個人情報の取り扱いに変更がないため、重要な変更に当たらない。 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | Ⅱ－(1)－6－① | ＜札幌市における措置＞<br>省略<br><br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>1　中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。<br>2　特定個人情報は、中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 | ＜札幌市における措置＞<br>省略<br><br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>1　中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。<br>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。<br>・日本国内でデータ保管している。<br>2　特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 | 事後 | 中間サーバー・プラットフォームに係る変更であり、本市における特定個人情報を取り扱うプロセス等に変更はないため、重要な変更には当たらない。 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | Ⅱ－（1）－6－① | （新設） | ＜ガバメントクラウドにおける措置＞<br>①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。<br>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。<br>・日本国内でのデータ保管を条件としていること。<br>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 | 事前 | 特定個人情報の保管場所変更によるため、重要な変更にあたる。 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | Ⅱ－（1）－6－③ | ＜札幌市における措置＞<br>省略<br><br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>　特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。<br>　ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバープラットフォームの保守・運用を行う事業者において、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 | ＜札幌市における措置＞<br>省略<br><br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>1　特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。<br>2　クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。<br>3　中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。 | 事後 | 中間サーバー・プラットフォームに係る変更であり、本市における特定個人情報を取り扱うプロセス等に変更はないため、重要な変更には当たらない。 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | Ⅱ－（1）－6－③ | ＜札幌市における措置＞<br>省略<br><br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>　特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。<br>　ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバープラットフォームの保守・運用を行う事業者において、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 | ＜ガバメントクラウドにおける措置＞<br>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。<br>②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。<br>③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。 | 事前 | 特定個人情報の保管場所変更によるため、重要な変更にあたる。 |
| | Ⅱ－（2）－2－④ | ・連絡先等情報<br>　4情報（氏名、性別、生年月日、住所） | ・連絡先等情報<br>　5情報（氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所） | 事後 | 法令改正に伴う変更であり、特定個人情報の取り扱いに変更がないため、重要な変更に当たらない。 |
| | Ⅱ－（3）－2－④ | ・連絡先等情報<br>　4情報（氏名、性別、生年月日、住所） | ・連絡先等情報<br>　5情報（氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所） | 事後 | 法令改正に伴う変更であり、特定個人情報の取り扱いに変更がないため、重要な変更に当たらない。 |
| | Ⅲ－（1）－2－リスク1（リスクへの対策は十分か） | 特に力を入れている | 十分である | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | Ⅲ－（1）－2－リスク2（リスクへの対策は十分か） | 特に力を入れている | 十分である | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ－（1）－2－リスク3（リスクへの対策は十分か） | 特に力を入れている | 十分である | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ－（1）－2－リスク4（リスクへの対策は十分か） | 特に力を入れている | 十分である | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ－（1）－3－リスク1（リスクへの対策は十分か） | 特に力を入れている | 十分である | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ－（1）－3－リスク2（リスクへの対策は十分か） | 特に力を入れている | 十分である | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ－（1）－3－リスク3（リスクへの対策は十分か） | 特に力を入れている | 十分である | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ－（1）－3－リスク4（リスクへの対策は十分か） | 特に力を入れている | 十分である | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ－（1）－4（リスクへの対策は十分か） | 特に力を入れている | 十分である | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ－（1）－5－リスク1（リスクへの対策は十分か） | 特に力を入れている | 十分である | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | Ⅲ－（1）－5－リスク2（リスクへの対策は十分か） | 特に力を入れている | 十分である | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ－（1）－5－リスク3（リスクへの対策は十分か） | 特に力を入れている | 十分である | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ－（1）－6－リスク6（リスクに対する措置の内容） | ″＜札幌市における措置＞<br>省略<br><br>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞<br>省略<br><br>＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞<br>省略<br>3　中間サーバー・プラットフォームの事業者が、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理することで、不適切な方法での情報提供を行えないようにしている。″ | ″＜札幌市における措置＞<br>省略<br><br>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞<br>省略<br><br>＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞<br>省略<br>3　中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理することで、不適切な方法での情報提供を行えないようにしている。″ | 事前 | 中間サーバー・プラットフォームに係る変更であり、本市における特定個人情報を取り扱うプロセス等に変更はないため、重要な変更には当たらない。 |
| | Ⅲ－（1）－7－リスク1－② | 特に力を入れて整備している | 十分に整備している | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ－（1）－7－リスク1－③ | 特に力を入れて整備している | 十分に整備している | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ－（1）－7－リスク1－④ | 特に力を入れて周知している | 十分に周知している | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ－（1）－7－リスク1－⑤ | 特に力を入れて行っている | 十分に行っている | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | Ⅲ－（1）－7－リスク1－⑤<br>（具体的な対策の内容） | ＜札幌市における措置＞<br>省略<br><br>＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞<br>1　中間サーバー･プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。<br>2　事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。<br><br>＜標準準拠システム連携基盤における措置＞<br>省略 | ＜札幌市における措置＞<br>省略<br><br>＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞<br>1　中間サーバー･プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。<br>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。<br>・日本国内でデータを保管している。<br>2　事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。<br><br>＜標準準拠システム連携基盤における措置＞<br>省略 | 事後 | 中間サーバー・プラットフォームに係る変更であり、本市における特定個人情報を取り扱うプロセス等に変更はないため、重要な変更には当たらない。 |
| | Ⅲ－（1）－7－リスク1－⑤<br>（具体的な対策の内容） | （新設） | ＜ガバメントクラウドにおける措置＞<br>①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。<br>②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 | 事前 | 特定個人情報の保管場所変更によるため、重要な変更にあたる。 |
| | Ⅲ－（1）－7－リスク1－⑥ | 特に力を入れて行っている | 十分に行っている | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | Ⅲ－（1）－7－リスク1－⑥<br>（具体的な対策の内容） | 省略 | ＜札幌市における措置＞<br>省略<br><br>＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞<br>1　中間サーバー･プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。<br>2　中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスパターンファイルを更新する。<br>3　導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチを適用する。<br>4　中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。<br>5　中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。<br>6　中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。<br><br>＜標準準拠システム連携基盤における措置＞<br>省略 | 事後 | 中間サーバー・プラットフォームに係る変更であり、本市における特定個人情報を取り扱うプロセス等に変更はないため、重要な変更には当たらない。 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | Ⅲ－（1）－7－リスク1－⑥<br>（具体的な対策の内容） | （新設） | ＜ガバメントクラウドにおける措置＞<br>①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。<br>②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和4年10月　デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。<br>③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。<br>④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。<br>⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。<br>⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。<br>⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。<br>⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 | 事前 | 特定個人情報の保管場所変更によるため、重要な変更にあたる。 |
| | Ⅲ－（1）－7－リスク1－⑦ | 特に力を入れて行っている | 十分に行っている | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | Ⅲ－（1）－7－リスク1－⑧ | 特に力を入れて行っている | 十分に行っている | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ－（1）－7－リスク3（手順の内容） | 省略 | 省略<br><br>＜ガバメントクラウドにおける措置＞<br>データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。 | 事前 | 特定個人情報の保管場所変更によるため、重要な変更にあたる。 |
| | Ⅲ－（1）－7－リスク3（リスクへの対策は十分か） | 特に力を入れている | 十分である | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ－（2）－2－リスク1（リスクへの対策は十分か） | 特に力を入れている | 十分である | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ－（2）－2－リスク2（リスクへの対策は十分か） | 特に力を入れている | 十分である | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ－（2）－2－リスク3（リスクへの対策は十分か） | 特に力を入れている | 十分である | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | Ⅲ－（2）－2－リスク4（リスクへの対策は十分か） | 特に力を入れている | 十分である | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ－（2）－3－リスク1（リスクへの対策は十分か） | 特に力を入れている | 十分である | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ－（2）－3－リスク2（リスクへの対策は十分か） | 特に力を入れている | 十分である | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ－（2）－3－リスク3（リスクへの対策は十分か） | 特に力を入れている | 十分である | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ－（2）－3－リスク4（リスクへの対策は十分か） | 特に力を入れている | 十分である | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ－（2）－4（リスクへの対策は十分か） | 特に力を入れている | 十分である | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ－（2）－5－リスク1（リスクへの対策は十分か） | 特に力を入れている | 十分である | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ－（2）－5－リスク2（リスクへの対策は十分か） | 特に力を入れている | 十分である | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | Ⅲ－（2）－5－リスク3（リスクへの対策は十分か） | 特に力を入れている | 十分である | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ－（2）－7－リスク1－② | 特に力を入れて整備している | 十分に整備している | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ－（2）－7－リスク1－③ | 特に力を入れて整備している | 十分に整備している | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ－（2）－7－リスク1－④ | 特に力を入れて周知している | 十分に周知している | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ－（2）－7－リスク1－⑤ | 特に力を入れて行っている | 十分に行っている | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ－（2）－7－リスク1－⑥ | 特に力を入れて行っている | 十分に行っている | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ－（2）－7－リスク1－⑦ | 特に力を入れて行っている | 十分に行っている | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ－（2）－7－リスク1－⑧ | 特に力を入れて行っている | 十分に行っている | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | Ⅲ－（2）－7－リスク3（リスクへの対策は十分か） | 特に力を入れている | 十分である | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ－（3）－2－リスク1（リスクへの対策は十分か） | 特に力を入れている | 十分である | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ－（3）－2－リスク2（リスクへの対策は十分か） | 特に力を入れている | 十分である | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ－（3）－2－リスク3（リスクへの対策は十分か） | 特に力を入れている | 十分である | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ－（3）－2－リスク4（リスクへの対策は十分か） | 特に力を入れている | 十分である | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ－（3）－3－リスク1（リスクへの対策は十分か） | 特に力を入れている | 十分である | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ－（3）－3－リスク2（リスクへの対策は十分か） | 特に力を入れている | 十分である | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ－（3）－3－リスク3（リスクへの対策は十分か） | 特に力を入れている | 十分である | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | Ⅲ－（3）－3－リスク4（リスクへの対策は十分か） | 特に力を入れている | 十分である | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ－（3）－4（リスクへの対策は十分か） | 特に力を入れている | 十分である | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ－（3）－5－リスク1（リスクへの対策は十分か） | 特に力を入れている | 十分である | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ－（3）－5－リスク2（リスクへの対策は十分か） | 特に力を入れている | 十分である | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ－（3）－5－リスク3（リスクへの対策は十分か） | 特に力を入れている | 十分である | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ－（3）－7－リスク1－② | 特に力を入れて整備している | 十分に整備している | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ－（3）－7－リスク1－③ | 特に力を入れて整備している | 十分に整備している | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ－（3）－7－リスク1－④ | 特に力を入れて周知している | 十分に周知している | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | Ⅲ－（3）－7－リスク1－⑤ | 特に力を入れて行っている | 十分に行っている | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ－（3）－7－リスク1－⑥ | 特に力を入れて行っている | 十分に行っている | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ－（3）－7－リスク1－⑦ | 特に力を入れて行っている | 十分に行っている | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ－（3）－7－リスク1－⑧ | 特に力を入れて行っている | 十分に行っている | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ－（3）－7－リスク3（リスクへの対策は十分か） | 特に力を入れている | 十分である | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅳ－1－① | 特に力を入れて行っている | 十分に行っている | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅳ－1－② | 特に力を入れて行っている | 十分に行っている | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | Ⅳ－１－②（具体的な内容） | ＜札幌市における措置＞<br>省略<br><br>＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞<br>　運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。<br><br>＜ガバメントクラウドにおける措置＞<br>省略 | ＜札幌市における措置＞<br>省略<br><br>＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞<br>1　運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。<br>2　政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。<br><br>＜ガバメントクラウドにおける措置＞<br>省略 | 事後 | 中間サーバー・プラットフォームに係る変更であり、本市における特定個人情報を取り扱うプロセス等に変更はないため、重要な変更には当たらない。 |
| | Ⅳ－２ | 特に力を入れて行っている | 十分に行っている | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅳ－３ | ＜札幌市における措置＞<br>省略<br><br>＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞<br>【全事務共通】<br>中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による事業者による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。<br><br>＜ガバメントクラウドにおける措置＞<br>省略 | ＜札幌市における措置＞<br>省略<br><br>＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞<br>【全事務共通】<br>中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。<br><br>＜ガバメントクラウドにおける措置＞<br>省略 | 事後 | 中間サーバー・プラットフォームに係る変更であり、本市における特定個人情報を取り扱うプロセス等に変更はないため、重要な変更には当たらない。 |

| （別紙１）番号法第19条第８号に基づく主務省令第２条の表に定める事務 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 項番 | 情報照会者 | 事務 | 情報提供者 | 特定個人情報 |
| 1 | 厚生労働大臣 | 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第四号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって主務省令で定めるもの |
| 2 | 全国健康保険協会 | 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下この条において「介護保険給付等関係情報」という。）であって主務省令で定めるもの |
| 3 | 健康保険組合 | 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 5 | 厚生労働大臣 | 船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 7 | 全国健康保険協会 | 船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号。以下この条及び第九条において「平成十九年法律第三十号」という。）附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 11 | 都道府県知事 | 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）による自立支援給付の支給に関する情報（以下この条において「障害者自立支援給付関係情報」という。）であって主務省令で定めるもの |
| 13 | 都道府県知事 | 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 15 | 市町村長 | 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの |

| （別紙１）番号法第19条第８号に基づく主務省令第２条の表に定める事務 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 項番 | 情報照会者 | 事務 | 情報提供者 | 特定個人情報 |
| 20 | 都道府県知事又は市町村長 | 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 28 | 市町村長 | 予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 37 | 市町村長 | 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 39 | 都道府県知事 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 48 | 市町村長 | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報、母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 53 | 公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長 | 公営住宅法による公営住宅（同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。第五十五条において同じ。）の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 57 | 日本私立学校振興・共済事業団 | 私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 58 | 厚生労働大臣又は共済組合等 | 厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 59 | 文部科学大臣又は都道府県教育委員会 | 特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 63 | 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会 | 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 65 | 国家公務員共済組合 | 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの |

| （別紙１）番号法第19条第８号に基づく主務省令第２条の表に定める事務 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 項番 | 情報照会者 | 事務 | 情報提供者 | 特定個人情報 |
| 66 | 国家公務員共済組合連合会 | 国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 69 | 市町村長又は国民健康保険組合 | 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 73 | 厚生労働大臣 | 国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 75 | 市町村長 | 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 76 | 住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長 | 住宅地区改良法による改良住宅（同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。第七十八条において同じ。）の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 81 | 都道府県知事等 | 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報であって主務省令で定めるもの |
| 83 | 地方公務員共済組合 | 地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 84 | 地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会 | 地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 86 | 市町村長 | 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 87 | 市町村長 | 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 91 | 厚生労働大臣又は都道府県知事 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの |

| （別紙１）番号法第19条第８号に基づく主務省令第２条の表に定める事務 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 項番 | 情報照会者 | 事務 | 情報提供者 | 特定個人情報 |
| 92 | 都道府県知事等 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 96 | 市町村長 | 母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 106 | 市町村長（児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。） | 児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 108 | 市町村長 | 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 110 | 厚生労働大臣 | 雇用保険法による未支給の失業等給付若しくは育児休業給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 住民票関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 112 | 厚生労働大臣 | 雇用保険法による育児休業給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 115 | 後期高齢者医療広域連合 | 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 118 | 厚生労働大臣 | 昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 住民票関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 124 | 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長 | 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの |

| （別紙１）番号法第19条第８号に基づく主務省令第２条の表に定める事務 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 項番 | 情報照会者 | 事務 | 情報提供者 | 特定個人情報 |
| 129 | 厚生労働大臣 | 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年法律第八十二号」という。）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 130 | 平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金 | 平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 132 | 市町村長 | 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 136 | 都道府県知事等 | 被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 住民票関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 137 | 都道府県知事又は保健所を設置する市（特別区を含む。）の長 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 138 | 厚生労働大臣 | 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 141 | 独立行政法人日本学生支援機構 | 独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報、住民票関係情報又は児童手当関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 142 | 厚生労働大臣 | 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 144 | 都道府県知事又は市町村長 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの |

| （別紙１）番号法第19条第８号に基づく主務省令第２条の表に定める事務 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 項番 | 情報照会者 | 事務 | 情報提供者 | 特定個人情報 |
| 149 | 厚生労働大臣 | 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律（平成十九年法律第百十一号）による保険給付又は給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 住民票関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 150 | 厚生労働大臣 | 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 住民票関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 151 | 文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会 | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 152 | 厚生労働大臣 | 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 155 | 市町村長 | 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 156 | 厚生労働大臣 | 年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 158 | 都道府県知事 | 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの |

| （別紙１）番号法第19条第８号に基づく主務省令第２条の表に定める事務 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 項番 | 情報照会者 | 事務 | 情報提供者 | 特定個人情報 |
| 160 | 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）） | 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 163 | 地域優良賃貸住宅制度要綱（平成十九年三月二十八日付け国住備第百六十号国土交通省住宅局長通知）第二条第九号に規定する地域優良賃貸住宅（公共供給型）又は同条第十六号に規定する公営型地域優良賃貸住宅（公共供給型）の供給を行う都道府県知事又は市町村長 | 地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 164 | 都道府県知事 | 「特定感染症検査等事業について」（平成十四年三月二十七日付け健発第〇三二七〇一二号厚生労働省健康局長通知）の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 165 | 都道府県知事 | 「感染症対策特別促進事業について」（平成二十年三月三十一日付け健発第〇三三一〇〇一号厚生労働省健康局長通知）の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 166 | 都道府県知事 | 「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」（平成三十年六月二十七日付け健発〇六二七第一号厚生労働省健康局長通知）の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの |

別紙３

# 住民基本台帳事務に関する特定個人情報保護評価書について
# 寄せられたご意見と本市の考え方

## １　意見の募集期間

令和７年11月12日（水）～令和７年12月11日（木）

## ２　公表場所

⑴　市役所等での配布

ア　デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課（本庁舎２階）

イ　市政刊行物コーナー（本庁舎２階）

ウ　各区役所総務企画課（広聴係）

⑵　札幌市公式ホームページによる公開

http://www.city.sapporo.jp/shimin/koseki/mynumber/pia_iken.html

## ３　意見の受付方法

郵送、持参、ＦＡＸ、電子メール

## ４　意見数等

⑴　提出者数

１団体

⑵　意見の受付方法別内訳

| 提出方法 | 郵送 | 持参 | ＦＡＸ | 電子メール | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 提出者数 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |

電子メール

⑶　意見総数

10件

## ５　ご意見の概要とそれに対する札幌市の考え方

別添のとおり

市政等資料番号
00-000-00-0000

**ご意見の概要とそれに対する札幌市の考え方**

（令和７年11月12日～12月11日実施）

**１　住民基本台帳事務に関する特定個人情報保護評価に対するご意見**

| No. | 寄せられたご意見 | 札幌市の考え方 |
|---|---|---|
| 1 | 【システム総論】<br>（他自治体で）アクセス権のある職員による個人情報不正閲覧事件（扶養家族で税控除目的）があったが、このような不正アクセスを防ぐために札幌市ではどのような対策を講じているのか。 | 住民記録システムは、操作権限を各区戸籍住民課職員に限定するとともに、人事異動等に伴う権限の廃止についても定期的に確認し、権限付与が必要最低限となるよう管理しております。<br>また、システムの操作履歴を記録・抽出する機能を備えるとともに、職員には各種研修（個人情報の取扱い、特定個人情報保護、情報セキュリティ対策、コンプライアンスなど）を通じ、システム操作履歴を記録していることや個人情報等の不正利用に伴う具体的な罰則を周知するなどし、不正操作の未然防止を図る対策を講じております。 |
| 2 | 札幌市で個人番号カード（いわゆるマイナンバーカード）の写真取り違え事件が発生した。報道によると今後は複数人で確認するとあったが、12月2日健康保険証廃止で、マイナ保険証か「資格確認書」で医療機関を受診することにした政府の（強引な）政策により、マイナ保険証（電子証明）の更新、大量に交付したカード更新時期とも重なり、窓口の事務負担増となった結果ではないのかと推察する。 | ご指摘の事案について、市民の皆様にご迷惑をおかけしましたこと、お詫び申し上げます。<br>当該事案は、対応した職員による不注意に加えて、組織としてのチェック機能に不備があったことにより生じたものと認識しております。今後は、同様の事案が発生しないよう、業務の流れを見直しを行うとともに、複数人による確認をより強化してまいります。 |
| 3 | 厚労省は「混乱」を避けるためとして、登録済みのマイナ保険証をもつ後期高齢者には「資格確認書」を自動交付し（いわゆる2枚持ち）、期限切れ保険証を2026年3月31日まで有効にするなどの「特別措置」を広く周知することなく、さらに国民を混乱に陥れている。 | 本評価書案の内容に関するご意見ではないため、回答を控えさせていただきますが、いただいたご意見は担当課へお伝えいたします。 |
| 4 | 個人番号カードは申請取得任意だ。しかし総務省は交付枚数が1億枚突破と発表して疑問を持つ国民に不安を与えており、個人番号カード返還や登録解除数は広く公表していない。 | ご指摘のとおり、マイナンバーカードは本人の申請に基づき交付されるものであり、申請・取得するかどうかは任意となっております。<br>なお、総務省では、マイナンバーカードの交付枚数から死亡や有効期限切れなどにより廃止されたカードの枚数を除いた「保有枚数」を毎月公表しております。 |
| 5 | マイナンバーシステムについて政府はこれまで分散管理だから国に情報の一元管理ではない、と説明していたが既に、市民が行政に預けている膨大な個人情報は次々と紐づけられさらに「ガバメントクラウド化」というデジタル政策（主に米国企業による）クラウド化で自治体のセキュリティ・リスク管理からあたかも開放される(リスク管理は「十分」と変更）かのようなだが、契約は国・デジタル庁であって、国が一元管理することの証左となるのではないか。（今後、個人情報保護法を改悪して、AIデータ蓄積利用のために「同意なく」個人情報を利活用できるようになるとのことだがのもってのほかと言わざるを得ない） | ガバメントクラウドは、クラウドサービスに高度なセキュリティ対策を施していることを評価・登録する「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度」、通称「ＩＳＭＡＰ（イスマップ）」に登録されたCSPにより提供されるものです。さらには「自治体の合意を得ない限り、一切の情報資産を国外へ持ち出ししないこと」や「取り扱う情報に厳格なアクセス制御を行うこと」など、国が定める高いセキュリティが確保されています。<br>なお、セキュリティについてはCSPが担うだけでなく、国（デジタル庁）は運用管理権限や監査ログの収集などの管理領域を担い、標準準拠システムが運用されるクラウド環境については、各自治体とその運用管理補助者としてASPが担います。<br>標準準拠システムが設置されるクラウド内の領域は、原則各自治体とその運用管理補助者が管理することとなっており、国が当該領域にて設定作業等を行えるのは、ガバメントクラウド利用権の初期設定やシステムログ・監査ログ等の取得といった限定的な処理の場合に限られています。 |
| 6 | 【クラウド化について】<br>クラウド企業の運営維持管理経費は自治体負担（税金＝市民の負担）となり、想定（予算）の５倍となるとの報道もあるが、どのような状況なのか。情報は公開され、市民の理解は得られるのか。 | 運営維持管理経費についても、常に把握・最適化に努めながら、適切な管理を講じた上で、他の経費と同様の手続きを経て、本市予算・決算に計上してまいります。 |

| No. | 寄せられたご意見 | 札幌市の考え方 |
|---|---|---|
| 7 | 札幌市は、ガバメントクラウドにするための「自治体システムの標準化」は終了したのか？ | 標準準拠システムへの移行が求められている20業務のうち、令和７年度中に特定児童扶養手当、選挙、戸籍の３業務に係るシステムを標準準拠システムへ移行する予定となっており、令和９年度までに住民記録システムを含む、残るシステムについても標準準拠システムへ移行する予定となっております。 |
| 8 | 国・デジタル庁が契約したクラウド化による情報漏洩はどこが責任を担うのか？ | ガバメントクラウドはISMAPに登録されたCSPにより提供されるクラウドサービスであり、不正アクセスなどに対する高度なセキュリティ対策が施されております。また、本市においてはガバメントクラウドの利用にあたり、個人番号を扱うシステムのみを取り扱うネットワークに、専用回線で接続することで、安全性を確保しています。<br>万が一、個人情報の漏洩があった場合の責任とその損害賠償につきましては、事案の内容により個別に判断することとなります。CSPやデジタル庁に帰責性がある場合は、CSPやデジタル庁が損害賠償責任を負うものとされています。 |
| 9 | 大企業HDに対する身代金要求型不正アクセスサイバー攻撃事件が横行しているが、クラウド化した市民の膨大な個人情報がサイバー攻撃・不正アクセスされた場合は、いったい誰が責任（賠償を含む）を取るのか。 | 上述の個人情報の漏洩時の対応と同様に、サイバー攻撃・不正アクセスを受けた際の責任とその損害賠償につきましては、事案の内容により個別に判断することとなります。CSPやデジタル庁に帰責性がある場合は、CSPやデジタル庁が損害賠償責任を負うものとされています。 |
| 10 | 国・デジタル庁主体のクラウド化は、AWSなどアメリカのIT企業で機微情報が管理され、情報主権を護れないばかりか地方自治権の放棄ではないか。 | 情報主権については、本事業で利用するガバメントクラウドにおいては、デジタル庁とクラウド事業者との契約により、準拠法を日本法、裁判管轄を東京地方裁判所と定めています。また、政府機関等からの開示請求に対する主権免除に係る対応もクラウド事業者の要件として定められているほか、データの保存場所を国内に限定し、技術的なアクセス制御を講じることで、日本政府の主権及び地方公共団体の管理権限が及ぶ体制を確保しています。 |

**２　制度全体に関するご意見**

なし

# 諮　問　書

札税制第1375号
令和8年(2026年)1月22日

札幌市情報公開・個人情報保護審議会
会　長　徳満　直亮　様

札幌市長　　秋元　克広

下記の件につきまして、札幌市情報公開・個人情報保護審議会及び札幌市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成16年条例第36号)第2条第1項第2号の規定に基づき諮問いたしますので、よろしくご審議をお願いいたします。

記

地方税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報保護評価書の第三者点検について

札幌市情報公開・個人情報保護審議会
受付
08. 1.22
札情審議
第 11 号

諮問第155号

財政局税政部税制課

第１　諮問について

１　諮問事項等

⑴　諮問事項

地方税の賦課徴収に関する事務（以下「地方税の賦課徴収事務」という。）における特定個人情報保護評価書（以下「評価書」という。）の第三者点検（以下「第三者点検」という。）について

⑵　諮問の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）では、個人番号（マイナンバー）が記録された個人情報ファイル※を「特定個人情報ファイル」と定義しており、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、評価書を作成して公表しなければならない。

札幌市では、地方税の賦課徴収事務において、税システム等で特定個人情報ファイルを保有し、情報提供ネットワーク（個人番号を利用し、他自治体等と情報の受渡しを行うための国が管理しているシステム）を使用している（評価書は、令和７年６月27日に本審議会で審議をいただき、令和７年９月18日に公表した。）。

この度、国のシステム標準化の取組への対応として、税システムは、デジタル庁が整備するガバメントクラウド上に標準準拠システムを構築し、令和９年度に移行する予定である。

これに伴い、地方税の賦課徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いに重要な変更が生じるため、評価書を修正したことから、第三者点検をお願いしたい。

※　個人情報ファイル…個人情報を含む情報の集合物で、特定の個人情報を、電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものなどのこと。

２　地方税の賦課徴収事務の概要

⑴　地方税の賦課徴収事務について

地方税法（昭和25年法律第226号）及びこれに基づく札幌市税条例（昭和25年条例第44号）により、以下の業務を行う。

ア　納税者からの申告や国税庁などから提供された課税資料などに基づいて地方税の賦課決定を行い、納税義務者に対して決定内容に係る通知書を送付する。

イ　納税者からの納税の収納管理、滞納者に対する滞納整理を行う。

ウ　納税者等からの申請に基づき、所得や課税などの証明書を交付する。

エ　庁内外の機関との間で課税情報や他業務情報の連携を行う。

⑵　今回の変更点について

税システムをガバメントクラウド上の標準準拠システムへ移行する。

特定個人情報取扱事務の流れについては、別紙１を参照。

## 第２　第三者点検について

### １　特定個人情報ファイルについて

⑴　特定個人情報ファイルの名称

税情報ファイル

⑵　特定個人情報ファイルの概要

地方税の賦課徴収事務を行う基となる項目を記録したシステム用ファイルである。地方税の賦課徴収事務において、税システムで個人番号を管理することから、特定個人情報ファイルに該当し、特定個人情報保護評価の実施対象となる。

⑶　特定個人情報ファイルの取扱いについて

評価書のとおり（別紙２）

⑷　住民からの意見聴取の結果について

・　実施期間　令和７年11月12日から令和７年12月11日まで（30日間）

・　実施結果　別紙３のとおり

### ２　特定個人情報の保管方法及び保護措置等

⑴　札幌市での特定個人情報の保管方法（今回の変更点）

特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち、本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

また、札幌市においても、バックアップデータを菊水分庁舎のオペレーション室に設置するサーバー機の磁気ディスクに記録・保管する。データが保存されているサーバのストレージ機器に暗号化機能を実装することにより盗難や情報漏洩の対策を行っている。

各市税事務所内等に設置するクライアント機には、特定個人情報は保有されない。

⑵　特定個人情報の保護措置等

ア　ガバメントクラウドでの措置（今回の変更点）

ガバメントクラウドはデジタル庁が整備する政府共有のクラウド基盤であり、ISMAP※1に登録されたクラウド事業者から調達する。

（ｱ）　サーバー機

クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。

また、事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。

特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは、アクセスが制御されているため、国及びガバメントクラウドのクラウド事業者が特定個人情報を消去することはない。

クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。

(ｲ) ネットワーク

地方公共団体が委託したASP※2又はガバメントクラウド運用管理補助者※3は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。

クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS※4対策を24時間365日講じる。

ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。

地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。

通信は国の定める共通標準仕様書で定められた通信のセキュリティレベルを実現し、ファイル連携においてはオブジェクトストレージ※5を利用し、暗号化と復号化を行い管理する。

(ｳ) その他

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、札幌市と札幌市から委託を受けたASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。

ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。

※1 ISMAP・・・政府が求めるセキュリティ要求を満たしているクラウドサービスをあらかじめ評価・登録することにより。政府のクラウドサービス調達におけるセキュリティ水準の確保を図り、もってクラウドサービスの円滑な導入に資することを目的とした制度。

※2 ASP・・・Application Service Provider の略称で、地方公共団体が標準準拠システム等を利用するために、アプリケーションの構築、提供、運用保守

等の提供を受ける一切の事業者のこと。
※3　ガバメントクラウド運用管理補助者・・・地方公共団体又は地方公共団体が指定するガバメントクラウドの運用管理を行う事業者のこと。割り当てられたクラウドサービスを別途定める範囲内で自由に構成することができ、システムの監視やセキュリティ管理、運用保守などの役割を担う。
※4　DDoS・・・Distributed Denial of Service（分散型サービス拒否)の略称で、一度に特定のネットワークやコンピュータへ接続要求を大量に送出し、通信容量をあふれさせてサーバー機能を停止させてしまうサイバー攻撃のこと。
※5　オブジェクトストレージ・・・ガバメントクラウドの各クラウドサービス事業者が提供するオブジェクト単位でデータを管理するマネージドサービス。データの冗長性・耐久性に優れており、高度のアクセス制御や暗号化など、データ保護やセキュリティの観点でメリットがあるとされている。

イ　札幌市における措置

札幌市情報セキュリティポリシーを遵守し、特定個人情報の適正管理を徹底する。

(ｱ)　サーバー機（変更なし）

札幌市側にて保管するバックアップ用のサーバー機は、札幌市菊水分庁舎内のオペレーション室に設置する。庁舎の入退庁及びオペレーション室の入退室は、専用のＩＣカードと電子錠により入退庁・入退室の管理を行う入退室管理システムと監視カメラにより常に監視・記録され、庁舎が無人となる場合は警報装置による警備が行われる。サーバー機は施錠されたサーバーラック内に設置されており、そのサーバーラックの鍵は電子錠で管理された鍵保管庫の中に保管する。

また、サーバー機は、専用パスワードによる操作者認証の機能のほか、操作履歴の保存や複数回パスワード入力誤りが生じた権限についてアカウントロックする機能を持つ。

データ消去は、保管年数を経過した情報をシステムで自動判別し、データベースから消去する。また、磁気ディスク等を廃棄する際には、データを消去した上で物理的に破壊し、復元不可能とする。

(ｲ)　クライアント機（変更なし）

税システム、国税連携システム・審査システム（eLTAX）及び市中間サーバにおいては、各職員個人に付与した認証機器（トークン）及びパスワードの組み合わせ又はICカード及びパスワードの組み合わせを用いて、市税事務所等に設置するクライアント機の利用者認証を行う。職員ごとに、最低限必要とされる処理しか行えないよう、事務分掌に応じて操作権限を設定する。また、帳票

出力履歴や操作履歴を記録・抽出する機能を備えることで、不正操作の未然防止を図る（アクセスログの保存期間は、税システムは７年、国税連携システム及び審査システム（eLTAX）は７年以上、市中間サーバは８年）。

住民基本台帳ネットワークシステムにおいては、職員個人の生体情報（静脈脈）及びIDを用いることにより、市税事務所等に設置するクライアント機の利用者認証を行う。職員ごとに、最低限必要とされる処理しか行えないよう、事務分掌に応じて操作権限を設定する。また、アクセスログを記録・抽出する機能を備えることで、不正操作の未然防止を図る（アクセスログの保存期間７年）。

(ｳ) セキュリティ対策実施手順の作成（変更なし）

札幌市情報セキュリティポリシーに基づき、機器利用課（税政部及び市税事務所の各課）における担当者等が遵守すべき事項や、特定個人情報の管理、セキュリティ対策についての具体的な手順を定める等、規程類の整備を行うともに、担当職員に対して特定個人情報の保護に関する研修を行う。

(ｴ) ネットワーク（変更あり）

札幌市内部の専用ネットワーク回線を使用して、サーバー機とクライアント機の接続を行う。当該回線内は安全性を確保するため、外部との通信が遮断されており、サーバー機とクライアント機はいずれもインターネットに接続していない。また、デジタル戦略推進局情報システム部による管理・監視が行われている。

認定委託先事業者とのネットワークには行政専用の閉域ネットワークである専用回線（LGWAN）を使用し、データを暗号化して通信を行っているほか、札幌市との境界にはファイアウォール（パケットフィルタリング型）を設置し、外部からの不正なアクセスを防いでいる。

マイナポータルとの接続についても同様に、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うほか、ファイアウォール（パケットフィルタリング型）の設置により、外部からの不正なアクセスを防ぐ。

ウ　委託業者における保護措置（変更なし）

委託業者には、個人情報取扱事務委託等の基準（令和５年１月６日総務局長決裁）において定める「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」の遵守を契約書で規定し、特定個人情報の適正な取扱いを確保する。

(ｱ)　eLTAX（地方税ポータルシステム）とのデータ連携サービスの提供及び運用支援業務

地方税共同機構が運営する地方税ポータルセンタ（eLTAX）とのデータ連携サービスの提供並びに国税連携システム及び審査システム（eLTAX）の運用支援について、eLTAXを開発する地方税共同機構によって認定された事業者（認定委託先事業者（※））に業務を委託する。

認定委託先事業者は、国税連携システム及び審査システム（eLTAX）で取り扱う特定個人情報の取扱いに当たって、上記の特記事項を遵守するとともに、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」（平成31年総務省告示第151号）（以下「技術基準」という。）に定められたセキュリティ対策を実施する。

※　eLTAXを保守運用する地方税共同機構によって、eLTAXの利用サービスを地方自治体に提供する者として認定を受けた事業者のこと。認定を受けた事業者は複数あるが、札幌市はそのうちの１事業者と契約を締結している。

ａ　サーバー機

特定個人情報は、技術基準を満たすデータセンター内の電子計算機室に設置するサーバー機の磁気ディスクで記録・保管する。サーバー機内部のデータは、暗号化している。また、バックアップ用のデータは、暗号化したうえで磁気ディスクに記録し、サーバー機が設置されているデータセンター内に設置した施錠可能なデータ保管庫に保管する。

サーバー機を設置する電子計算機室には、入退室管理システムと電子錠が備わり、入退室は、専用のICカードにより制限し入退室管理システムと監視カメラにより常に監視・記録される。

また、サーバー機には、アクセス権限の設定が施されており、許可された者でなければ操作を行うことはできない。サーバー機からのデータの持ち出しは禁止している。

ｂ　ネットワーク

eLTAXは、全てLGWANを介して接続し、データを暗号化して通信を行うことにより安全性が確保されている。

(ｲ)　システム基盤（税宛名）及び各税システムの運用保守業務委託

システム基盤（税宛名）及び各税システムの運用・保守作業について、業務を委託する。運用保守業務は札幌市菊水分庁舎でのみ行われ、データの持ち出しは行わない。オペレーション室や事務室への入退室は業務従事者に配布しているICカードにより制限され、入退室管理システムと監視カメラにより常に監視・記録されている。記憶媒体へのデータ書き出しは、事前申請及び承認がないと行えない設定である。また、アクセスログを記録することにより不正な操作等を抑止している。

(ｳ)　帳票データ印刷及び事後処理業務

税システムから出力される帳票データを印刷し、事後処理（裁断、封入・封緘等）を行う業務を委託する。

委託業者は、札幌市から暗号化された帳票データを格納した記憶媒体（DVD）を菊水分庁舎にて受け取り、委託業者施設内の作業場所まで鍵付きケースを

用いて運搬する。業務は施錠装置、警報装置及び監視装置を設置している区域で行い、入退室の記録を保管する。印刷等作業終了後、記憶媒体（DVD）は速やかに廃棄し、札幌市へ廃棄証明を提出する。

(ｴ)　給与支払報告書及び年金支払報告書のスキャニング作業

紙で提出された給与支払報告書及び年金支払報告書をイメージ化して電子データとして保管するため、スキャニング作業の業務を委託する。

委託業者は、事前に従事者名簿により届け出た作業員を市税事務所に派遣し、市税事務所内の作業場所において札幌市が貸与した機器を用いてスキャニング作業を行う。作業は市税事務所内でのみ行なわれ、スキャニングにより作成されるデータは札幌市内部の専用回線により、委託業者からはアクセスできない所定の場所に保存されるため、委託業者とのデータのやり取り及びデータ持ち出しは行われない。

(ｵ)　データ入力業務

給与支払報告書の画像データを用いて、その内容を税システムで取り込めるようデータ化する業務を委託する。

委託業者は、札幌市から暗号化された画像データを格納した記憶媒体（HDD）を菊水分庁舎にて受け取り、委託業者施設内の作業場所まで鍵付きケースを用いて運搬する。業務は入退室管理システム、警報装置及び監視装置を設置している区域で行い、入退室の記録を保管する。データ入力に使用する電子計算機はほかのネットワークから独立したネットワークとし、アクセス権限は限られた入力作業者にのみ設定する。記録媒体は事前承認された場合のみ、データの入出力が可能となるよう制御しており、必要な権限を付与された管理者が、作成したデータを札幌市から貸与した記憶媒体（DVD）に暗号化して保存する。作業完了後、貸与した記憶媒体（HDD）及びデータを保存した記憶媒体（DVD）は鍵付きケースに入れて、菊水分庁舎に納品する。契約満了時にはバックアップデータを消去し、札幌市へ消去証明書を提出する。データの利用状況はアクセスログ等により記録し、契約終了後も１年以上保管する。

(ｶ)　住基ネットコミュニケーションサーバの運用保守委託（※）

住基ネットコミュニケーションサーバの運用・保守作業を実施する。運保守業務は札幌市菊水分庁舎でのみ行われ、データの持ち出しは行わない。オペレーション室や事務室への入退室は業務従事者に配布しているICカードにより制限され、入退室管理システムと監視カメラにより常に監視・記録されている。また、アクセスログを記録することにより不正な操作等を抑止している。

※　住民基本台帳ネットワークシステム及び住基ネットコミュニケーションサーバについては、本審議会において「住民基本台帳に関する事務における評価書」の中で第三者点検を実施済みである。

## 第３　変更時期

税システムのガバメントクラウド上への移行は、令和９年12月末までに行う。

## 第４　添付資料

１　別紙１　地方税の賦課徴収事務の流れ
２　別紙２　特定個人情報保護評価書（全項目評価書）
３　別紙３　寄せられたご意見と本市の考え方

# 税システムに係る今回の変更点

## ガバメントクラウド上へのシステム移行

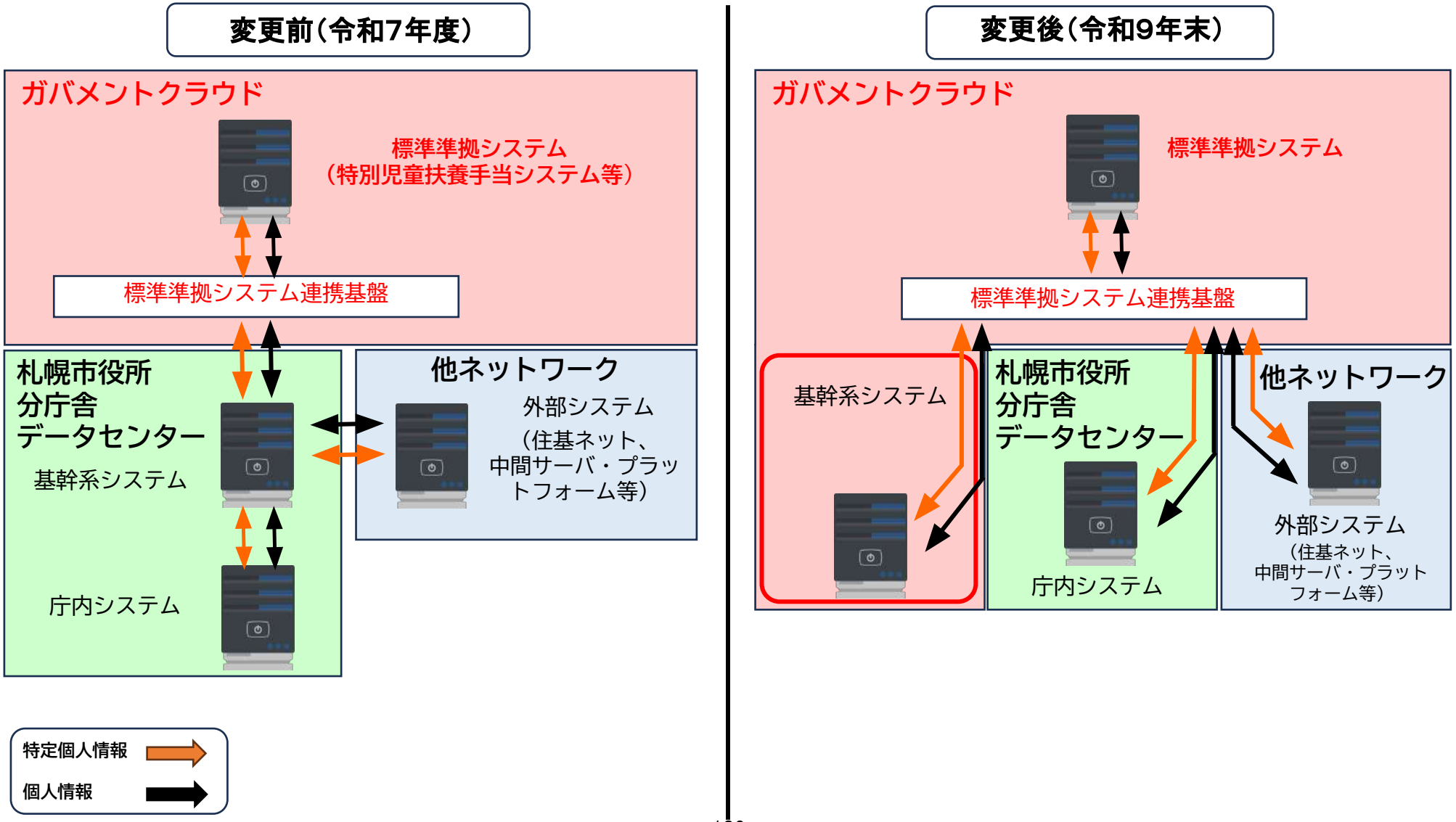

# 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）

| 評価書番号 | 評価書名 |
| --- | --- |
| 2 | 地方税の賦課徴収に関する事務　全項目評価書 |

| 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 | |
| --- | --- |
| 札幌市は、地方税の賦課徴収に関する業務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。 | |
| 特記事項 | ― |

| 評価実施機関名 |
| --- |
| 札幌市長 |

| 個人情報保護委員会　承認日 【行政機関等のみ】 |
| --- |
| |
| **公表日** |
| |

［令和７年５月　様式４］

## 項目一覧


| |
|---|
| Ⅰ　基本情報 |
| （別添1）事務の内容 |
| Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 |
| （別添2）特定個人情報ファイル記録項目 |
| Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 |
| Ⅳ　その他のリスク対策 |
| Ⅴ　開示請求、問合せ |
| Ⅵ　評価実施手続 |
| （別添3）　変更箇所 |

# Ⅰ　基本情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---|---|
| ①事務の名称 | 地方税の賦課、徴収に関する事務 |
| ②事務の内容　※ | 札幌市では、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）（以下「地方税法等」という。）により、地方税又は森林環境税（以下「地方税等」という。）の賦課、徴収事務を行っている。<br><br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）別表の24項により個人番号を利用することができるのは、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税等の賦課徴収または地方税等に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令では、地方税等の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税等の賦課徴収に関する事務又は地方税等に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務と定められている。<br>ついては、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。<br><br>1　個人住民税（森林環境税を含む）<br>地方税法等の法律に従い、個人住民税業務で以下の事務を行う。<br>①当初課税準備として給与支払報告書総括表、住民税申告書を作成し、送付する。<br>②課税情報（給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書、住民税申告書等）を受付し、管理する。<br>③賦課決定、賦課更正した内容について納税義務者に対して通知書を送付する。<br>④扶養是正調査、未申告調査を行う。<br>⑤証明書の交付申請に基づき所得（市・道民税）証明書等を交付する。<br><br>2　固定資産税・都市計画税<br>地方税法等の法律に従い、固定資産税・都市計画税業務で以下の事務を行う。<br>①償却資産申告書を作成し、送付する。<br>②登記所からの通知、実地調査、納税義務者からの申告などに基づいて、土地・家屋・償却資産課税台帳を整備する。<br>③固定資産の価格を決定し、縦覧帳簿や名寄帳を作成する。<br>④賦課決定、賦課更正した内容について納税義務者に対して通知書を送付する。<br>⑤現況確認調査、未申告調査を行う。<br>⑥証明書等の交付申請に基づき評価・公課証明書又は名寄帳を交付する。<br><br>3　軽自動車税<br>地方税法等の法律に従い、軽自動車税業務で以下の事務を行う。<br>①軽自動車等を所有した又は所有しなくなった場合に軽自動車税申告書を受付し、管理する。<br>②賦課決定、賦課更正した内容について納税義務者に対して通知書を送付する。<br>③現況確認調査、未申告調査を行う。<br>④証明書の交付申請に基づき継続検査用納税証明書を交付する。<br><br>4　収納・滞納整理<br>地方税法等の法律に従い、収納・滞納業務で以下の事務を行う。<br>①納税者からの納税の管理、納税者への還付充当を行う。<br>②納期限内に納付がない納税者に督促状を送付し、自主的に納付されない場合は財産の差し押さえなどの滞納整理を行う。<br>③証明書の交付申請に基づき納税証明書を交付する。<br><br>≪左欄にある※について（以下、評価書中同じ。）≫<br>特定個人情報保護評価指針（平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号）の別表に定める重要な変更の対象である記載項目である。<br>※の項目の変更については、特定個人情報保護評価に関する規則第11条及び特定個人情報保護評価指針第6－2（2）で、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更又は当該リスクを明らかに軽減させる変更である場合を除き、評価を再実施することとされている。 |
| ③対象人数 | [　30万人以上　] ＜選択肢＞<br>1) 1,000人未満　2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満　4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |

## 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

### システム1

| | |
|---|---|
| ①システムの名称 | 税収納管理システム |
| ②システムの機能 | 地方税法等により課税された地方税等の収納管理を行うシステムであり、次の機能を有する。<br>1　課税系統システムからの賦課情報連携<br>2　滞納整理システムからの滞納処分、処分停止情報連携<br>3　宛名システムから各課税系統の送付先情報を連携<br>4　金融機関、収納代行業者からの収納情報連携 |
| ③他のシステムとの接続 | [　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム<br>[　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム<br>[ ○ ] 宛名システム等　　[　　] 税務システム<br>[　　] その他　（　　） |

### システム2～5

### システム2

| | |
|---|---|
| ①システムの名称 | 税証明システム |
| ②システムの機能 | 地方税法等に基づき税証明書の交付を行うシステムであり、次の機能を有する。<br>1　納税証明書の交付<br>2　課税証明書の交付<br>3　所得(市・道民税)証明の交付<br>4　評価・公課証明書等の交付 |
| ③他のシステムとの接続 | [　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム<br>[　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム<br>[ ○ ] 宛名システム等　　[　　] 税務システム<br>[ ○ ] その他　（ 証明書コンビニ交付システム　　） |

### システム3

| | |
|---|---|
| ①システムの名称 | 住民税システム |
| ②システムの機能 | 地方税法等による地方税等のうち個人住民税の課税データの管理を行うシステムであり、次の機能を有する。<br>1　納税者番号の付番・確認<br>2　税額計算及び賦課情報の管理<br>3　申告書、法定調書等の情報の管理<br>4　納税者に関する基本情報や関係者情報の管理<br>5　納税通知書、税額決定通知書等の帳票発行 |
| ③他のシステムとの接続 | [　　] 情報提供ネットワークシステム　　[ ○ ] 庁内連携システム<br>[　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム<br>[ ○ ] 宛名システム等　　[　　] 税務システム<br>[ ○ ] その他　（審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)、システム基盤(市中間サーバ、団体内統合宛名）） |

| システム4 | |
|---|---|
| ①システムの名称 | 固定資産税システム |
| ②システムの機能 | 地方税法等による地方税のうち固定資産税・都市計画税の課税データの管理を行うシステムであり、次の機能を有する。<br>1　納税者番号の付番・確認<br>2　税額計算及び賦課情報の管理<br>3　申告書、法定調書等の情報の管理<br>4　納税通知書、名寄帳等の帳票発行 |
| ③他のシステムとの接続 | [　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム<br>[　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム<br>[ ○ ] 宛名システム等　　[　　] 税務システム<br>[ ○ ] その他　（ 審査システム（eLTAX）　　） |
| **システム5** | |
| ①システムの名称 | 軽自動車税システム |
| ②システムの機能 | 地方税法等による地方税のうち軽自動車税の課税データの管理を行うシステムであり、次の機能を有する。<br>1　軽自動車税の納税通知書番号の確認・付番<br>2　軽自動車税の税率適用判断及び課税台帳の管理<br>3　申告書等の情報の管理<br>4　納税義務者に関する基本情報や関係者情報の管理<br>5　軽自動車税の納税通知書等の帳票発行 |
| ③他のシステムとの接続 | [　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム<br>[　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム<br>[ ○ ] 宛名システム等　　[　　] 税務システム<br>[　　] その他　（　　） |
| **システム6～10** | |
| **システム6** | |
| ①システムの名称 | 税滞納整理システム |
| ②システムの機能 | 地方税法等により課税された地方税等の滞納整理業務を支援するシステムであり、次の機能を有する。<br>1　課税システムからの賦課情報の取り込み、税収納管理システムからの収納データの取り込み<br>2　滞納者情報の管理<br>3　各滞納処分書類の作成<br>4　納付書、催告書、実態調査・財産調査書類の作成<br>5　統計・決算情報の作成<br>6　延滞金の計算 |
| ③他のシステムとの接続 | [　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム<br>[　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム<br>[ ○ ] 宛名システム等　　[　　] 税務システム<br>[　　] その他　（　　） |

| システム7 | |
|---|---|
| ①システムの名称 | 審査システム（eLTAX） |
| ②システムの機能 | 審査システム（eLTAX※）は、総合行政ネットワーク（LGWAN）を通じて、インターネットと連携している地方税ポータルセンタ（eLTAX）等の電子データを送受信するシステムであり、次の機能を有する。<br>1　審査システム（eLTAX）から税システムへの連携<br>① 申告等データ（給与支払報告書、公的年金等支払報告書、償却資産申告書等）<br>② 利用届出データ<br>③ 申請・届出データ等の受領<br>④ 納付情報データの受領<br>2　税システムから審査システム（eLTAX）への連携<br>① プレ申告データ<br>② 特別徴収税額通知データ等<br><br>※eLTAX・・・地方税ポータルシステムの呼称。地方公共団体が共同して運営する地方税共同機構（以下「機構」という。）が開発・運用しているシステムで、地方税に関する総合窓口として地方税に関する様々な手続きを電子的に行う。地方税ポータルセンタ、審査システム、国税連携システムなどから構成される。 |
| ③他のシステムとの接続 | [　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム<br>[　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム<br>[　] 宛名システム等　[ ○ ] 税務システム<br>[ ○ ] その他　（ 地方税ポータルセンタ（eLTAX） ） |
| **システム8** | |
| ①システムの名称 | 国税連携システム（eLTAX） |
| ②システムの機能 | 国税連携システム（eLTAX）は、総合行政ネットワーク（LGWAN）を通じて、国税庁との所得等データを送受信するシステムであり、次の機能を有する。<br>1　国税連携システム（eLTAX）から税システムへの連携<br>① e-Taxに申告された所得税申告書等データ<br>② 書面で申告された所得税申告書等データ<br>③ 法定調書（配当・報酬資料せん、年金・給与資料せん）データ<br>④ 住民登録外課税通知データ<br>2　税システムから国税連携システム（eLTAX）への連携<br>① 扶養是正情報等データ<br>② 住民登録外課税通知データ |
| ③他のシステムとの接続 | [　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム<br>[　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム<br>[　] 宛名システム等　[ ○ ] 税務システム<br>[ ○ ] その他　（ 地方税ポータルセンタ（eLTAX） ） |

| システム9 | |
|---|---|
| ①システムの名称 | 中間サーバー・プラットフォーム |
| ②システムの機能 | 国のシステムであり、情報提供ネットワークシステムやシステム基盤（市中間サーバ及び団体内統合宛名）とデータの受け渡しをする。また、符号の取得や特定個人情報の照会・提供の機能を有する。<br>1　符号管理<br>　符号（※）と団体内統合宛名番号（※）とを紐付け、その情報の保管・管理を行う。<br>※符号…情報提供ネットワーク内で個人を特定するために用いられる見えない番号<br>※（団体内統合）宛名番号…「誰」の情報であるかを特定するために、各地方公共団体等内で共通して用いる番号。宛名番号は、それぞれの地方公共団体等の各業務システム（社会保障システム、地方税システム等）において、社会保障関係情報や地方税情報などと紐づけられている。国が管理する情報提供ネットワークシステムを利用して情報照会・情報提供を行う際には、セキュリティの観点から個人番号を直接用いるのではなく、宛名番号を媒介としてやりとりする仕組みになっている。<br>2　情報照会<br>　情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の照会や照会した情報の受領を行う。<br>3　情報提供<br>　情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会の要求を受け付けて特定個人情報を提供する。<br>4　既存システムとの接続<br>　システム基盤（市中間サーバ）と情報照会の内容、情報提供の内容、特定個人情報、符号取得のための情報等について連携を行う。<br>5　情報提供等記録の管理<br>　特定個人情報の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。<br>6　情報提供データベース管理<br>　特定個人情報を副本として、保持・管理を行う。<br>7　データの送受信<br>　情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム（※））と情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携を行う。<br>（※）インターフェイスシステム…情報照会者や情報提供者とコアシステムを接続するシステム<br>　＜参考＞コアシステム…符号の生成・情報連携の媒介・情報提供記録の管理の3つの機能を持つシステム<br>8　セキュリティ管理<br>　①特定個人情報の暗号化及び復号を行う。<br>　②送信するデータに対して署名（そのファイルの正当性を示すデータ）を付与する。<br>　③送信するデータ等に付与されている署名の検証を行う。<br>　④データの暗号化や復号に必要となるデータ暗号化鍵の管理を行う。<br>　⑤情報提供ネットワークシステムから受信したマスター情報（システムを利用するためにあらかじめ登録が必要な基本的な情報）の管理を行う。<br>9　職員認証・権限管理<br>　中間サーバー・プラットフォームを利用する職員の認証と職員に付与した権限に基づく各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。<br>10　システム管理<br>　バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。 |
| ③他のシステムとの接続 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　　[　 ] 庁内連携システム<br>[　 ] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　 ] 既存住民基本台帳システム<br>[　 ] 宛名システム等　　[　 ] 税務システム<br>[ ○ ] その他　（ システム基盤（市中間サーバ）　　） |

| システム10 | |
|---|---|
| ①システムの名称 | システム基盤（市中間サーバ） |
| ②システムの機能 | 札幌市のシステムであり、中間サーバー・プラットフォーム（※）と庁内各業務システムの間に立ち、セキュリティの境界としての役割を果たすとともに、中間サーバー・プラットフォームの稼働時間などが、庁内の各業務システムに与える過剰な負荷などの影響を吸収する。また、システム間で情報の受け渡しをする際に、フォーマットやコードを変換する。<br>1　サーバー・プラットフォームとの情報連携<br>中間サーバー・プラットフォームと連携して、符号取得、情報転送、情報照会を行う。<br>2　フォーマット・コード変換<br>中間サーバー・プラットフォームへの連携を行う場合や庁内各業務システムへの連携を行う場合に、データを受け取ることができるように、データのフォーマットやコードの変換を行う。<br>3　システム基盤（団体内統合宛名）との情報連携<br>中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際は、団体内統合宛名番号が必要となるため、団体内統合宛名番号をシステム基盤（団体内統合宛名）から取得する。<br>また、庁内各業務システムへ情報照会結果を返却する際は、団体内統合宛名番号を庁内各業務システムで管理している番号へ変換する。そのため、システム基盤（団体内統合宛名）から庁内各業務システムで管理している番号を取得する。<br>4　各業務システムとの情報連携<br>中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際の要求や、その結果を庁内各業務システムとの間で連携する。<br><br>※中間サーバー・プラットフォーム…自治体中間サーバー（本市の「市中間サーバ」）を含む。）のハードウェア部分。地方公共団体情報システム機構が整備・運用する中間サーバーの拠点。<br>〈参考〉<br>中間サーバー・ソフトウェア…自治体中間サーバー（本市の「市中間サーバ」）を含む。）のソフトウェア部分。番号法令に基づく、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携等を実施するため、地方公共団体からの特定個人情報の照会、及び地方公共団体による特定個人情報の提供やそれに付随する業務を行うアプリケーション（プログラム）群のこと（ハードウェアは含まない。）。 |
| ③他のシステムとの接続 | [　] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 庁内連携システム<br>[　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　] 既存住民基本台帳システム<br>[　] 宛名システム等　　[ ○ ] 税務システム<br>[ ○ ] その他　（ 中間サーバー・プラットフォーム、システム基盤（団体内統合宛名、個人基本）、庁内各業務システム　） |

| システム11～15 | |
|---|---|
| **システム11** | |
| ①システムの名称 | システム基盤（団体内統合宛名） |
| ②システムの機能 | 札幌市のシステムであり、団体内統合宛名番号、個人番号及び各業務で管理している番号の紐付け管理の機能を有する。<br>1　団体内統合宛名番号の登録・管理<br>団体内統合宛名番号を付番し、個人番号や各業務で管理している番号の関連づけを行う。<br>2　符号取得状況の管理<br>中間サーバー・プラットフォームとの間で、符号の取得が完了しているかの状況管理を行う。<br>3　団体内統合宛名番号の検索<br>個人番号・各業務で管理している番号等を検索条件とした団体内統合宛名番号検索を行う。<br>4　職員認証・権限の管理<br>システム基盤（団体内統合宛名）を利用する職員の認証と職員に付与した権限に基づき各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。<br>5　情報連携記録の管理<br>情報連携記録の生成・管理を行う。<br>6　セキュリティの管理<br>庁内各業務システムの利用のためのID・パスワードの管理及びユーザの認証を行う。<br>7　申請管理の機能<br>マイナポータルから連携される電子申請を、札幌市の各業務システムに連携する。 |
| ③他のシステムとの接続 | [　] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 庁内連携システム<br>[　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　] 既存住民基本台帳システム<br>[　] 宛名システム等　　[　] 税務システム<br>[ ○ ] その他　（ システム基盤（市中間サーバ、個人基本、税宛名、住民税システム、マイナポータル）　） |

| システム12 | |
|---|---|
| ①システムの名称 | システム基盤（個人基本） |
| ②システムの機能 | 札幌市のシステムであり、既存住基システムから住民基本台帳の情報を受領し、その住民基本台帳の情報を移転が認められた項目のみに再編成した上で、庁内の各システムに情報移転する機能を有する。情報移転は、スマートシティ推進部へ住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けたシステムに対してのみ行う。<br><br>1　既存住基システムからのデータ受領<br>　既存住基システムのデータを受領し、承認を受けているシステムにのみ必要な項目を送信する。<br>2　住民記録の異動情報の連携<br>　随時（リアルタイム）で既存住基システムから送信されたデータを、要求に応じてシステム基盤（団体内統合宛名）や庁内各業務システムへ渡す。<br>※当該データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で渡す。<br>3　システム基盤（市中間サーバ）への情報転送<br>　世帯情報のうち、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定められた情報をシステム基盤（市中間サーバ）へ転送する。<br>4　職員認証・権限の管理<br>　各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。<br>5　情報連携記録の管理<br>　情報連携記録の生成・管理を行う。 |
| ③他のシステムとの接続 | [　] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 庁内連携システム<br>[　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[ ○ ] 既存住民基本台帳システム<br>[　] 宛名システム等　　[　] 税務システム<br>[ ○ ] その他　（ システム基盤（市中間サーバ、団体内統合宛名、税宛名）、庁内各業務システム ） |

| システム13 | |
|---|---|
| ①システムの名称 | システム基盤（税宛名） |
| ②システムの機能 | 札幌市のシステムであり、システム基盤（個人基本）から住民基本台帳の情報を受領し税業務で活用する納付書情報や応対記録、口座情報などを集約管理する。<br>1　システム基盤（個人基本）からの住記異動情報の連携<br>　システム基盤（個人基本）から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。<br>2　税宛名の管理<br>　税業務共通で利用する個人（及び法人）の情報を記録し、必要に応じて各税システムへ情報連携する。また、住登外者の基本4情報（氏名・性別・生年月日・住所）を管理する。<br>3　システム基盤（団体内統合宛名）連携<br>　システム基盤（団体内統合宛名）にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、税業務で把握した対象者について、税業務で管理している番号を連携する。 |
| ③他のシステムとの接続 | [　] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 庁内連携システム<br>[　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　] 既存住民基本台帳システム<br>[　] 宛名システム等　　[ ○ ] 税務システム<br>[ ○ ] その他　（ システム基盤（団体内統合宛名、個人基本）、庁内各業務システム ） |

| システム14 | |
|---|---|
| ①システムの名称 | 住民基本台帳ネットワークシステム |
| ②システムの機能 | 国のシステムであり、住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるもので、次の機能を有する。<br>1　本人確認情報検索<br>端末に入力した4情報（氏名、住所、性別、生年月日）の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。<br>2　地方公共団体情報システム機構（※）への情報照会<br>全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。<br><br>※地方公共団体情報システム機構…地方公共団体情報システム機構法（平成25年法律第29号）に基づく地方共同法人。住民基本台帳ネットワークシステムの運営、総合行政ネットワーク（LGWAN）の運営、個人番号カードの作成業務、地方公共団体の情報化推進、情報セキュリティ対策への支援及び人材育成への支援を行っている。<br><br>3　本人確認情報整合<br>本人確認情報の内容について、都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している本人確認情報と、機　構が全国サーバにおいて保有している本人確認情報とが整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。 |
| ③他のシステムとの接続 | [　]情報提供ネットワークシステム　　[　]庁内連携システム<br>[　]住民基本台帳ネットワークシステム　　[　]既存住民基本台帳システム<br>[　]宛名システム等　　[　]税務システム<br>[　]その他　（　） |

| システム15 | |
|---|---|
| ①システムの名称 | システム基盤（標準準拠システム連携基盤） |
| ②システムの機能 | 札幌市のシステムであり、デジタル庁発行の「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」（以下「共通機能標準仕様書」という。）において定義された「2.2.庁内データ連携機能」を実現するため、システム基盤と接続し、基幹系システムと標準準拠システム間での標準仕様にもとづくデータ連携を仲介する。<br>またデータ連携をシステム連携基盤で集中管理することで、データ連携の可視化やセキュリティを確保するとともに、標準準拠システム間の関連を疎結合にし、システム変更時の影響範囲局所化を実現す |
| ③他のシステムとの接続 | [　]情報提供ネットワークシステム　　[　]庁内連携システム<br>[　]住民基本台帳ネットワークシステム　　[　]既存住民基本台帳システム<br>[　]宛名システム等　　[　]税務システム<br>[ ○ ]その他　（ ガバメントクラウド上の標準準拠システム、システム基盤　） |

| 3. 特定個人情報ファイル名 | |
|---|---|
| 税情報ファイル | |
| **4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由** | |
| ①事務実施上の必要性 | ・個人の特定、個人の宛名の突合の正確性が向上し、市税の公平・公正な課税に資するため。<br>・情報提供ネットワークを用いた他の地方公共団体等との情報連携に対応するため。<br>・社会保障に関する情報及び地方税関係情報を入手することで、被扶養者の所得確認など事務の効率化が図れるため。 |
| ②実現が期待されるメリット | 1　番号制度の導入により、住民税申告書の情報、給与支払報告書等の課税に関する情報や住所等の住民情報の名寄せ・突合ができることで正確かつ効率的に納税者等の情報を把握することが可能となり、より公平な課税に資することが期待される。<br>2　被扶養者の所得等の確認等について、紙媒体での照会よりも事務を効率化することができる。<br>3　社会保障分野の手続で求めている市・道民税証明書等の添付書類の提出を省略することが可能となり、住民負担の軽減（証明書を入手する金銭的、時間的コストの節約）につながる。 |
| **5. 個人番号の利用　※** | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項　別表の24の項、番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）　第16条<br>番号法第9条第2項に基づく札幌市個人番号利用条例（平成27年10月6日条例第42号。以下「利用条例」という。）第4条第2項、第3項 |
| **6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※** | |
| ①実施の有無 | [　　実施する　　]　　＜選択肢＞<br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び番号法第19条第8号に基づく主務省令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第2条の表<br><br>（番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠）<br>第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（利用特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項）<br><br>（番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠）<br>第1欄（情報照会者）が「市町村長」のうち、第2欄（事務）に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第50条で定めるもの」が含まれる項（48の項） |
| **7. 評価実施機関における担当部署** | |
| ①部署 | 札幌市　財政局　税政部　税制課、市民税課、固定資産税課、納税指導課 |
| ②所属長の役職名 | 税制課長、市民税課長、固定資産税課長、納税指導課長 |
| **8. 他の評価実施機関** | |
| － | |

## （別添1）事務の内容

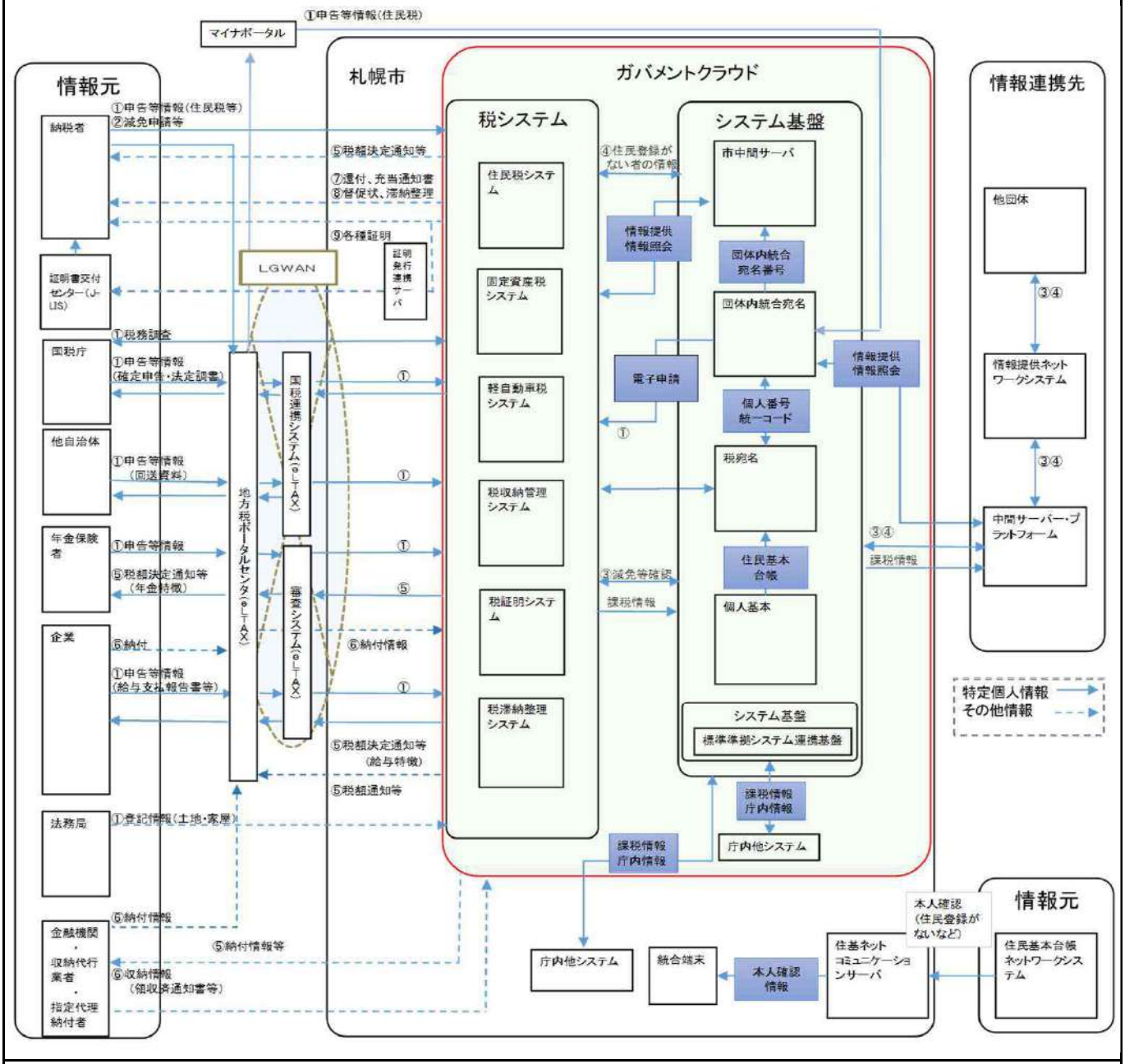


（備考）

①納税者からの申告や届出を受け付け、確認を行う。また、国税庁、年金保険者、企業、他自治体から申告情報を取得する。
②納税者からの情報により、減免等の確認を行う。
③番号法第19条第8号に基づき、生活保護情報等を情報提供ネットワーク経由で入手し、減免等の確認を行う。
④住民登録がない（以下、「住登外」という。）者等から提出された申告書の情報について、情報提供ネットワーク経由で本人確認情報の照会を行う。
⑤①～④の情報により賦課内容を決定し、税額を納税者や年金保険者、企業、金融機関・指定代理納付者・地方税ポータルセンタへ通知する。
⑥納税者の納付（納入）情報を金融機関・収納代行業者・指定代理納付者・地方税ポータルセンタからの領収済通知書等により確認する。
⑦過納付や誤納付があった場合は、還付、充当の通知を納税者へ行う。
⑧納期限までに完納しない場合は、納税者に対して督促状を発送し、督促後も完納しない場合は、財産の差し押さえなどの滞納整理を行う。
⑨納税者等から税に関する各種証明の申請があった場合は、申請に応じた証明書を発行する。

# Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 | | |
|---|---|---|
| 税情報ファイル | | |
| **2. 基本情報** | | |
| ①ファイルの種類 ※ | | [　　システム用ファイル　　] ＜選択肢＞<br>1）システム用ファイル<br>2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等） |
| ②対象となる本人の数 | | [　100万人以上1,000万人未満　] ＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ③対象となる本人の範囲 ※ | | 納税義務者及び課税調査対象者等 |
| | その必要性 | 正確かつ公平・公正な賦課徴収業務を行うに当たり、上記の範囲全てを対象にする必要がある。 |
| ④記録される項目 | | [　　100項目以上　　] ＜選択肢＞<br>1）10項目未満　2）10項目以上50項目未満<br>3）50項目以上100項目未満　4）100項目以上 |
| | 主な記録項目 ※ | ・識別情報<br>[ ○ ] 個人番号　[ ○ ] 個人番号対応符号　[ ○ ] その他識別情報（内部番号）<br>・連絡先等情報<br>[ ○ ] 5情報（氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所）　[ ○ ] 連絡先（電話番号等）<br>[ ○ ] その他住民票関係情報<br>・業務関係情報<br>[ ○ ] 国税関係情報　[ ○ ] 地方税関係情報　[　 ] 健康・医療関係情報<br>[ ○ ] 医療保険関係情報　[　 ] 児童福祉・子育て関係情報　[ ○ ] 障害者福祉関係情報<br>[ ○ ] 生活保護・社会福祉関係情報　[ ○ ] 介護・高齢者福祉関係情報<br>[　 ] 雇用・労働関係情報　[ ○ ] 年金関係情報　[　 ] 学校・教育関係情報<br>[　 ] 災害関係情報<br>[　 ] その他　（　　） |
| | その妥当性 | 1　識別情報：対象者を正確に特定するために保有<br>2　連絡先等情報：対象者の居住地、世帯情報等を把握するために保有<br>3　業務関係情報<br>①　国税関係情報：対象者の確定申告書に係る情報に基づき、住民税額の算出、減免を行うために保有<br>②　地方税関係情報：賦課・徴収に直接関わる市税情報を保有<br>③　生活保護情報：生活保護に関する情報に基づき、非課税・減免の適否の判定を行うために保有<br>④　医療保険関係情報、介護・高齢者福祉関係情報：社会保険料控除額の算出を行うために保有<br>⑤　障害者福祉関係情報：障害者控除額の算出を行うために保有<br>⑥　年金関係情報：住民税の特別徴収に関わる情報を保有 |
| | 全ての記録項目 | 別添2を参照。 |
| ⑤保有開始日 | | 平成28年1月1日 |
| ⑥事務担当部署 | | 札幌市　財政局　税政部　税制課、市民税課、固定資産税課、納税指導課 |

| 3. 特定個人情報の入手・使用 | | |
|---|---|---|
| ①入手元 ※ | | [ ○ ] 本人又は本人の代理人<br>[ ○ ] 評価実施機関内の他部署 （ 各区の戸籍住民課、保護担当課、保健福祉課、総務局職員部勤労課 ）<br>[ ○ ] 行政機関・独立行政法人等 （ 国税庁、給与支払者、日本年金機構その他公的年金等支払者、法務省 ）<br>[ ○ ] 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 各市区町村、都道府県 ）<br>[ ○ ] 民間事業者 （ 給与支払者 ）<br>[ ○ ] その他 （ 公的年金等支払者、軽自動車協会 ） |
| ②入手方法 | | [ ○ ] 紙 [ ○ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ<br>[ ] 電子メール [ ○ ] 専用線 [ ○ ] 庁内連携システム<br>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム<br>[ ○ ] その他 （ LGWAN ） |
| ③入手の時期・頻度 | | 1 識別情報：随時（変更時等）<br>2 連絡先等情報：随時（変更時等）<br>3 業務関係情報<br>① 国税関係情報：日次<br>② 地方税関係情報：随時（申告書受領時等）<br>③ 生活保護情報：随時（受給開始時等）<br>④ 医療保険関係情報、介護・高齢者福祉関係情報：随時（申告書受領時等）<br>⑤ 障害者福祉関係情報：随時（申告書受領時等）<br>⑥ 年金関係情報：随時（申告書受領時等）<br>⑦ 戸籍関係情報（随時） |
| ④入手に係る妥当性 | | 賦課徴収事務を適正に行うため、法令等の範囲内で適宜、申告等の情報及び税務調査による情報の収集を行う必要がある。 |
| ⑤本人への明示 | | ・地方税法その他の地方税に関する法律及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48項に規定されている。<br>・庁内連携による入手は番号法第9条第2項に基づく利用条例別表において明示されている。 |
| ⑥使用目的 ※ | | 行政運営の効率化、公平・公正な賦課徴収、住民負担の軽減のため。 |
| | 変更の妥当性 | ― |
| ⑦使用の主体 | 使用部署 ※ | 札幌市 財政局 税政部（税制課、市民税課、固定資産税課、納税指導課）、各市税事務所（納税課、市民税課、固定資産税課）、中央市税事務所諸税課、北部市税事務所収納管理課 |
| | 使用者数 | [ 500人以上1,000人未満 ]<br>＜選択肢＞<br>1）10人未満 2）10人以上50人未満<br>3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満<br>5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上 |
| ⑧使用方法 ※ | | 1 課税事務<br>申告及び届出等による情報や登録された資産の情報等から賦課事務に使用する。<br>① 所得情報、扶養関係情報等について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行い、扶養是正等を行う。<br>② 情報提供ネットワークシステムを通じた情報提供に対応できるよう地方税関係情報を中間サーバーに記録する。<br>2 収納事務<br>課税情報や納税情報等から収納、還付、充当などの収納事務に使用する。<br>3 滞納整理事務<br>賦課された税金に対して納付額が不足するものについて滞納整理を行うために使用する。<br>4 宛名管理事務<br>納税義務者へ通知や連絡する際の、最新の宛名を管理するために使用する。<br>5 証明事務<br>証明書を作成する際の、最新の宛名を管理するために使用する。 |
| | 情報の突合 ※ | 1 個人番号カードなどにより、正確な本人確認と個人番号の真正性を確認する。<br>2 内部識別番号である宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。 |
| | 情報の統計分析 ※ | 特定個人情報に関する統計分析については、実施しない。 |
| | 権利利益に影響を与え得る決定 ※ | 賦課決定、更正決定、減免決定 |
| ⑨使用開始日 | | 平成28年1月1日 |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | |
|---|---|---|
| 委託の有無 ※ | | [ 委託する ] <選択肢><br>1）委託する 2）委託しない<br>（ 6 ） 件 |
| **委託事項1** | | システム基盤（税宛名）及び各税システムの運用保守業務委託 |
| ①委託内容 | | システム基盤（税宛名）及び各税システムの運用・保守作業の実施 |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | | [ 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢><br>1）特定個人情報ファイルの全体<br>2）特定個人情報ファイルの一部 |
| | 対象となる本人の数 | [ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢><br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| | 対象となる本人の範囲 ※ | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。 |
| | その妥当性 | 各システムを安定的に運用するとともに、各システムの保守を実施するために、システム運用・保守の技術を保有する民間事業者に委託する。 |
| ③委託先における取扱者数 | | [ 50人以上100人未満 ] <選択肢><br>1）10人未満 2）10人以上50人未満<br>3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満<br>5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上 |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | | [ ]専用線 [ ]電子メール [ ]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[ ]フラッシュメモリ [ ]紙<br>[ ○ ]その他 （ 個人情報取扱を許可している事務室内でのシステム操作 ） |
| ⑤委託先名の確認方法 | | 札幌市ホームページ「入札等契約結果一覧」にて公表する。 |
| ⑥委託先名 | | 株式会社HBA |
| 再委託 | ⑦再委託の有無 ※ | [ 再委託する ] <選択肢><br>1）再委託する 2）再委託しない |
| | ⑧再委託の許諾方法 | 申請を受けて、委託内容（業務の一部であるか）や管理体制を判断し許諾する。 |
| | ⑨再委託事項 | ・運用・保守管理プロセス基準書に基づく作業<br>・運用・保守メニューに基づく作業、軽微な改修作業 |

| 委託事項2～5 | | |
|---|---|---|
| **委託事項2** | | データ入力業務 |
| ①委託内容 | | システムで取り込むために申告書等に記載された内容をデータ化する。 |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | | [ 特定個人情報ファイルの一部 ]　＜選択肢＞<br>1）特定個人情報ファイルの全体<br>2）特定個人情報ファイルの一部 |
| | 対象となる本人の数 | [ 10万人以上100万人未満 ]　＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| | 対象となる本人の範囲 ※ | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。 |
| | その妥当性 | 短期間でデータ入力業務を実施できる技術を保有する民間事業者に委託する。 |
| ③委託先における取扱者数 | | [ 50人以上100人未満 ]　＜選択肢＞<br>1）10人未満　2）10人以上50人未満<br>3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満<br>5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上 |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | | [ ]専用線　[ ]電子メール　[ ○ ]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[ ]フラッシュメモリ　[ ]紙<br>[ ]その他　（　　） |
| ⑤委託先名の確認方法 | | 札幌市ホームページ「入札等契約結果一覧」にて公表する。 |
| ⑥委託先名 | | 競争入札により決定する。 |
| 再委託 | ⑦再委託の有無 ※ | [ 再委託しない ]　＜選択肢＞<br>1）再委託する　2）再委託しない |
| | ⑧再委託の許諾方法 | |
| | ⑨再委託事項 | |

| | | |
|---|---|---|
| **委託事項3** | | 帳票データ印刷及び事後処理業務 |
| ①委託内容 | | システムから出力される帳票データを印刷し、事後処理（封入・封緘、裁断等）の業務を行う。 |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | | ［ 特定個人情報ファイルの一部 ］　＜選択肢＞<br>1）特定個人情報ファイルの全体<br>2）特定個人情報ファイルの一部 |
| | 対象となる本人の数 | ［ 100万人以上1,000万人未満 ］　＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| | 対象となる本人の範囲 ※ | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。 |
| | その妥当性 | 札幌市では、大量の印刷を実施できるプリンタを保有しておらず、指定の期日までに、印刷及び事後処理を実施するために、データからの印刷と事後処理の技術を保有する民間事業者に委託する。 |
| ③委託先における取扱者数 | | ［ 10人未満 ］　＜選択肢＞<br>1）10人未満　2）10人以上50人未満<br>3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満<br>5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上 |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | | ［ ］専用線　［ ］電子メール　［ ○ ］電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>［ ］フラッシュメモリ　［ ］紙<br>［ ］その他　（　　） |
| ⑤委託先名の確認方法 | | 札幌市ホームページ「入札等契約結果一覧」にて公表する。 |
| ⑥委託先名 | | 株式会社HBA |
| 再委託 | ⑦再委託の有無 ※ | ［ 再委託しない ］　＜選択肢＞<br>1）再委託する　2）再委託しない |
| | ⑧再委託の許諾方法 | |
| | ⑨再委託事項 | |

| | | |
|---|---|---|
| **委託事項4** | | 給与支払報告書及び年金支払報告書のスキャニング作業 |
| ①委託内容 | | 給与支払報告書及び年金支払報告書をイメージ化して電子データとして保管するため、スキャニング作業を行う。 |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | | [ 特定個人情報ファイルの一部 ]<br>＜選択肢＞<br>1）特定個人情報ファイルの全体<br>2）特定個人情報ファイルの一部 |
| | 対象となる本人の数 | [ 10万人以上100万人未満 ]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| | 対象となる本人の範囲 ※ | 紙で給与支払報告書及び年金支払報告書が提出された者 |
| | その妥当性 | 短期間で大量の課税資料のスキャニングを行う業務であり、庁内だけでの対応は困難であるため、民間事業者に委託する。 |
| ③委託先における取扱者数 | | [ 10人未満 ]<br>＜選択肢＞<br>1）10人未満　2）10人以上50人未満<br>3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満<br>5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上 |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | | [ ]専用線　[ ]電子メール　[ ]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[ ]フラッシュメモリ　[ ○ ]紙<br>[ ]その他　（　　） |
| ⑤委託先名の確認方法 | | 札幌市ホームページ「入札等契約結果一覧」にて公表する。 |
| ⑥委託先名 | | 競争入札により決定する。 |
| 再委託 | ⑦再委託の有無 ※ | [ 再委託しない ]<br>＜選択肢＞<br>1）再委託する　2）再委託しない |
| | ⑧再委託の許諾方法 | |
| | ⑨再委託事項 | |

| | | |
|---|---|---|
| **委託事項5** | | 住基ネットコミュニケーションサーバの運用保守委託 |
| ①委託内容 | | 住基ネットコミュニケーションサーバの運用・保守作業の実施 |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | | [ 特定個人情報ファイルの一部 ]　＜選択肢＞<br>1）特定個人情報ファイルの全体<br>2）特定個人情報ファイルの一部 |
| | 対象となる本人の数 | [ 100万人以上1,000万人未満 ]　＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| | 対象となる本人の範囲 ※ | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。 |
| | その妥当性 | 住基ネットコミュニケーションサーバの安定した稼働のため、システム運用・保守の技術を保有する民間事業者に委託する。 |
| ③委託先における取扱者数 | | [ 10人未満 ]　＜選択肢＞<br>1）10人未満　2）10人以上50人未満<br>3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満<br>5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上 |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | | [ ]専用線　[ ]電子メール　[ ]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[ ]フラッシュメモリ　[ ]紙<br>[ ○ ]その他　（ サーバ室内にてシステムの直接操作 ） |
| ⑤委託先名の確認方法 | | 札幌市ホームページ「入札等契約結果一覧」にて公表する。 |
| ⑥委託先名 | | BIPROGY株式会社 |
| 再委託 | ⑦再委託の有無 ※ | [ 再委託しない ]　＜選択肢＞<br>1）再委託する　2）再委託しない |
| | ⑧再委託の許諾方法 | |
| | ⑨再委託事項 | |

| 委託事項6～10 | | |
|---|---|---|
| **委託事項6** | | eLTAX（地方税ポータルシステム）とのデータ連携サービスの提供及び運用支援業務 |
| ①委託内容 | | 機構が運営する地方税ポータルセンタ（eLTAX）との間で行うデータ連携サービスの提供及び運用支援を実施 |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | | ［ 特定個人情報ファイルの一部 ］ ＜選択肢＞<br>1）特定個人情報ファイルの全体<br>2）特定個人情報ファイルの一部 |
| | 対象となる本人の数 | ［ 10万人以上100万人未満 ］ ＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| | 対象となる本人の範囲 ※ | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。 |
| | その妥当性 | 札幌市に対しeLTAXを通じて地方税ポータルセンタ（eLTAX）から一時期に集中して大量に送信される申告書等のデータは、指定の期日までの限られた期間で正確に処理する必要がある。このため、データを受領するサーバの運用を専門的な知識と技術を保有する事業者に委託することで、データ連携のサービスを安定的に受けることが可能となる。<br>なお、本市が求めるサービス仕様及びセキュリティ要件を満たすには、eLTAXと直接、専用線（LGWAN）で連携する必要があるが、eLTAXと専用線で接続できるのは機構より認定委託先事業者として認められた事業者に限られることなどから、特定個人情報の漏えい等のリスクは限定される。 |
| ③委託先における取扱者数 | | ［ 10人以上50人未満 ］ ＜選択肢＞<br>1）10人未満　2）10人以上50人未満<br>3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満<br>5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上 |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | | ［ ○ ］専用線　［ ］電子メール　［ ］電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>［ ］フラッシュメモリ　［ ］紙<br>［ ］その他　（ ） |
| ⑤委託先名の確認方法 | | 札幌市ホームページ「入札等契約結果一覧」にて公表する。 |
| ⑥委託先名 | | 株式会社TKC |
| 再委託 | ⑦再委託の有無 ※ | ［ 再委託する ］ ＜選択肢＞<br>1）再委託する　2）再委託しない |
| | ⑧再委託の許諾方法 | 申請を受けて、委託内容（業務の一部であるか）や管理体制（委託先の管理下にあるか）を判断し許諾する。 |
| | ⑨再委託事項 | ・システムの運用・保守支援<br>・端末機器の保守作業・導入支援 |
| **5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）** | | |
| 提供・移転の有無 | | ［ ○ ］提供を行っている　（ 72 ）件　［ ○ ］移転を行っている　（ 54 ）件<br>［ ］行っていない |
| **提供先1** | | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める情報照会者（別紙1参照） |
| ①法令上の根拠 | | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 |
| ②提供先における用途 | | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める各特定個人番号利用事務 |
| ③提供する情報 | | 市税賦課情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | | ［ 100万人以上1,000万人未満 ］ ＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ |

| | |
|---|---|
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　　[ ○ ] 専用線<br>[　 ] 電子メール　　[　 ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　 ] フラッシュメモリ　　[　 ] 紙<br>[　 ] その他　（　　） |
| ⑦時期・頻度 | 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度 |
| **提供先2～5** | |
| **提供先2** | 1　厚生労働大臣（日本年金機構）<br>2　厚生労働大臣（日本年金機構）を経由して国家公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団<br>3　地方公務員共済組合連合会を経由して地方職員共済組合、地方職員共済組合団体共済部、東京都職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、全国市町村職員共済組合連合会 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第1号、地方税法第321条の7の5第1項、第321条の7の7第2項等 |
| ②提供先における用途 | 年金所得に係る個人住民税について、年金給付の支払をする際に特別徴収して市区町村に納付する。 |
| ③提供する情報 | 地方税法第321条の7の5第1項及び第321条の7の8第3項に基づき、当該年金所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収する旨、当該特別徴収対象年金所得者に係る支払回数割特別徴収税額、当該特別徴収対象年金所得者の氏名及び住所、当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の種類並びに当該年金保険者の名称、当該特別徴収対象年金所得者の性別及び生年月日並びに当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の額 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の納税義務者 |
| ⑥提供方法 | [　 ] 情報提供ネットワークシステム　　[　 ] 専用線<br>[　 ] 電子メール　　[　 ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　 ] フラッシュメモリ　　[　 ] 紙<br>[ ○ ] その他　（ LGWAN　　） |
| ⑦時期・頻度 | 1　年金特徴停止通知　年12回<br>2　年金特徴税額等変更通知　年5回 |

| | |
|---|---|
| **提供先3** | 国税庁長官、都道府県知事、市町村長 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第10号、地方税法第46条第4項、第317条 |
| ②提供先における用途 | 国税・地方税の更正決定、修正申告の勧奨等 |
| ③提供する情報 | 地方税法第315条第1号ただし書又は第316条の規定によって、札幌市が所得を計算して個人住民税を課した場合において、該当者の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額等の市税賦課情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [ 1万人未満 ]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 2. ③ 対象となる本人の範囲と同じ |
| ⑥提供方法 | [ ] 情報提供ネットワークシステム　[ ] 専用線<br>[ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[ ] フラッシュメモリ　[ ○ ] 紙<br>[ ○ ] その他 （ LGWAN ） |
| ⑦時期・頻度 | 該当者が判明した場合に送付する。1年間に約12回 |
| **提供先4** | 給与支払者（行政機関・独立行政法人等、地方公共団体・地方独立行政法人、民間事業者） |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第1号、地方税法第321条の4 |
| ②提供先における用途 | 給与所得に係る個人住民税について、給与の支払をする際に特別徴収して市区町村に納付する。 |
| ③提供する情報 | 地方税法第321条の4第1項に基づき、給与所得に係る特別徴収税額、住所、氏名等 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [ 10万人以上100万人未満 ]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 給与の支払を受けている納税義務者のうち特別徴収の方法によって徴収する者 |
| ⑥提供方法 | [ ] 情報提供ネットワークシステム　[ ] 専用線<br>[ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[ ] フラッシュメモリ　[ ] 紙<br>[ ○ ] その他 （ LGWAN ） |
| ⑦時期・頻度 | 特別徴収税額通知　5月ほか随時 |

| | |
|---|---|
| **移転先1** | 子ども未来局児童相談所相談判定一課、同子育て支援部子育て支援課、同子育て支援部施設運営課、保健福祉局保険医療部保険企画課、同高齢保健福祉部介護保険課、同高齢保健福祉部高齢福祉課、同障がい保健福祉部障がい福祉課、同保健所健康企画課、同総務部総務課、同総務部保護課、同保健所感染症総合対策課、各区保健福祉部保険年金課、同保健福祉部保健福祉課、同保健福祉部健康・子ども課、各区保健福祉部保護課、北区市民部篠路出張所、都市局市街地整備部住宅課、教育委員会学校教育部教育推進課 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第9条第2項、利用条例第4条第2項 |
| ②移転先における用途 | 移転先の各事務における用途（別紙2参照） |
| ③移転する情報 | 市税賦課情報 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [ 100万人以上1,000万人未満 ]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。 |
| ⑥移転方法 | [ ○ ] 庁内連携システム　　[ ] 専用線<br>[ ] 電子メール　　[ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[ ] フラッシュメモリ　　[ ] 紙<br>[ ] その他　（　　） |
| ⑦時期・頻度 | 1　移転先が必要とする時期<br>2　賦課情報の変更が発生した都度、随時 |
| **移転先2～5** | |
| **移転先2** | 子ども未来局児童相談所相談判定一課、同児童相談所地域連携課、同子育て支援部子育て支援課、同子育て支援部施設運営課、保健福祉局総務部総務課、同高齢保健福祉部高齢福祉課、同高齢保健福祉部介護保険課、同高齢保健福祉部高齢福祉課、同障がい保健福祉部障がい福祉課、同総務部保護課、同保険医療部保険企画課、都市局市街地整備部住宅課、各区保健福祉部保健福祉課、同保健福祉部保険年金課、同保健福祉部保護課、同保健福祉部健康・子ども課、北区市民部篠路出張所 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第9条第2項、利用条例第4条第3項　別表2 |
| ②移転先における用途 | 移転先の各事務における用途（別紙2参照） |
| ③移転する情報 | 市税賦課情報 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [ 100万人以上1,000万人未満 ]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。 |
| ⑥移転方法 | [ ○ ] 庁内連携システム　　[ ] 専用線<br>[ ] 電子メール　　[ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[ ] フラッシュメモリ　　[ ] 紙<br>[ ] その他　（　　） |
| ⑦時期・頻度 | 1　移転先が必要とする時期<br>2　賦課情報の変更が発生した都度、随時 |

| 6. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|---|---|---|
| ①保管場所 ※ | | ＜札幌市における措置＞<br>1 セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退館管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。<br>2 サーバへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要となる。<br><br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>1 中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。<br>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。<br>・日本国内でデータ保管している。<br>2 特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。<br><br>＜eLTAXシステム認定委託先事業者における措置＞<br>1 「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準（平成25年総務省告示第206号、以下「技術基準」という。）」及び「認定委託先事業者の認定等に関する要綱（平成31年地税機要綱第5号、以下「認定要綱」という。）」に定められた基準を満たすデータセンターにサーバが設置され、このサーバ上に特定個人情報が保管される。<br>2 保管される特定個人情報は、上記基準に沿った取扱いが行われる。<br><br>＜ガバメントクラウドにおける措置＞<br>①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。<br>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。<br>・日本国内でのデータ保管を条件としていること。<br>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 |
| ②保管期間 | 期間 | ［　10年以上20年未満　］<br>＜選択肢＞<br>1）1年未満　2）1年　3）2年<br>4）3年　5）4年　6）5年<br>7）6年以上10年未満　8）10年以上20年未満　9）20年以上<br>10）定められていない |
| | その妥当性 | 地方税法に定められた保管年数要件を満たすように、情報を保管する。 |
| ③消去方法 | | ＜札幌市における措置＞<br>保管期間を経過した情報をシステムで自動判別し、データベースから自動消去する。<br><br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>1 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業所及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。<br>2 クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。<br>3 中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。 |

| | |
|---|---|
| | ＜eLTAXシステム認定委託先事業者における措置＞<br>　認定委託先事業者が予め定めた方法により、情報の消去を行う。<br><br>＜ガバメントクラウドにおける措置＞<br>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。<br>②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。<br>③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。 |

**7．備考**

－

## （別紙1）番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める各特定個人番号利用事務

| 項番 | 情報照会者 | 特定個人番号利用事務 | 情報提供者 | 利用特定個人情報 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 厚生労働大臣 | 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって次条で定めるもの | 市町村長 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）又は住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）給付等関係情報」という。）であって次条で定めるもの |
| 2 | 全国健康保険協会 | 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第四条で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下この条において「介護保険給付等関係情報」という。）であって第四条で定めるもの |
| 3 | 健康保険組合 | 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第五条で定めるもの |
| 4 | 総務大臣又は都道府県知事 | 恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。第六条において同じ。）による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって第六条で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報であって第六条で定めるもの |
| 5 | 厚生労働大臣 | 船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって第七条で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって第七条で定めるもの |
| 7 | 全国健康保険協会 | 船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号。以下この条及び第九条において「平成十九年法律第三十号」という。）附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第九条で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第九条で定めるもの |
| 11 | 都道府県知事 | 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第十三条で定めるもの | 市町村長 | 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）による自立支援給付の支給に関する情報（以下この条において「障害者自立支援給付関係情報」という。）であって第十三条で定めるもの |
| 13 | 都道府県知事 | 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第十五条で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって第十五条で定めるもの |
| 15 | 市町村長 | 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第十七条で定めるもの | 市町村長 | 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第十七条で定めるもの |
| 20 | 都道府県知事又は市町村長 | 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって第二十二条で定めるもの | 市町村長 | 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第二十二条で定めるもの |
| 28 | 市町村長 | 予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって第三十条で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって第三十条で定めるもの |
| 37 | 市町村長 | 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第三十九条で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第三十九条で定めるもの |
| 39 | 都道府県知事 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって第四十一条で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって第四十一条で定めるもの |
| 42 | 都道府県知事等 | 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第四十四条で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十二条の規定による改正前の児童手当法（以下「旧児童手当法」という。）附則第二条第一項の給付（以下「旧特例給付」という。）の支給に関する情報（以下この条において「児童手当関係情報」という。）、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第四十四条で定めるもの |
| 48 | 市町村長 | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報、母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は住民票関係情報であって第五十条で定めるもの |
| 49 | 都道府県知事 | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって第五十一条で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報であって第五十一条で定めるもの |
| 53 | 公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長 | 公営住宅法による公営住宅（同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。第五十五条において同じ。）の管理に関する事務であって同条で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって第五十五条で定めるもの |

| （別紙1）番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める各特定個人番号利用事務 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 57 | 日本私立学校振興・共済事業団 | 私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第五十九条で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって第五十九条で定めるもの |
| 58 | 厚生労働大臣又は共済組合等 | 厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって第六十条で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって第六十条で定めるもの |
| 59 | 文部科学大臣又は都道府県教育委員会 | 特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって第六十一条で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって第六十一条で定めるもの |
| 63 | 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会 | 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって第六十五条で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって第六十五条で定めるもの |
| 65 | 国家公務員共済組合 | 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第六十七条で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第六十七条で定めるもの |
| 66 | 国家公務員共済組合連合会 | 国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）による年金である給付の支給に関する事務であって第六十八条で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって第六十八条で定めるもの |
| 69 | 市町村長又は国民健康保険組合 | 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第七十一条で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第七十一条で定めるもの |
| 73 | 厚生労働大臣 | 国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって第七十五条で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって第七十五条で定めるもの |
| 75 | 市町村長 | 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第七十七条で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第七十七条で定めるもの |
| 76 | 住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長 | 住宅地区改良法による改良住宅（同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。第七十八条において同じ。）の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって同条で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって第七十八条で定めるもの |
| 81 | 都道府県知事等 | 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第八十三条で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報であって第八十三条で定めるもの |
| 83 | 地方公務員共済組合 | 地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第八十五条で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第八十五条で定めるもの |
| 84 | 地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会 | 地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）による年金である給付の支給に関する事務であって第八十六条で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって第八十六条で定めるもの |
| 86 | 市町村長 | 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による福祉の措置に関する事務であって第八十八条で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第八十八条で定めるもの |
| 87 | 市町村長 | 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第八十九条で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第八十九条で定めるもの |
| 88 | 都道府県知事 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって第九十条で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報であって第九十条で定めるもの |
| 89 | 都道府県知事又は市町村長 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって第九十一条で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報であって第九十一条で定めるもの |
| 90 | 都道府県知事等 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって第九十二条で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報であって第九十二条で定めるもの |
| 91 | 厚生労働大臣又は都道府県知事 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって第九十三条で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって第九十三条で定めるもの |
| 92 | 都道府県知事等 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって第九十四条で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって第九十四条で定めるもの |
| 96 | 市町村長 | 母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第九十八条で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって第九十八条で定めるもの |
| 98 | 厚生労働大臣又は都道府県知事 | 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって第百条で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報であって第百条で定めるもの |
| 106 | 市町村長（児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。） | 児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務であって第百八条で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百八条で定めるもの |
| 108 | 市町村長 | 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって第百十条で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第百十条で定めるもの |
| 115 | 後期高齢者医療広域連合 | 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第百十七条で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第百十七条で定めるもの |

| （別紙1）番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める各特定個人番号利用事務 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 124 | 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長 | 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって第百二十六条で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百二十六条で定めるもの |
| 125 | 都道府県知事等 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって第百二十七条で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第百二十七条で定めるもの |
| 129 | 厚生労働大臣 | 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年法律第八十二号」という。）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百三十一条で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百三十一条で定めるもの |
| 130 | 平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金 | 平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第百三十二条で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百三十二条で定めるもの |
| 132 | 市町村長 | 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第百三十四条で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第百三十四条で定めるもの |
| 137 | 都道府県知事又は保健所を設置する市（特別区を含む。）の長 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第百三十九条で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百三十九条で定めるもの |
| 138 | 厚生労働大臣 | 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百四十条で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百四十条で定めるもの |
| 140 | 独立行政法人農業者年金基金 | 独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号。第百四十二条において「平成十三年農業者年金改正法」という。）による改正前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号。第百四十二条において「平成十三年改正前農業者年金基金法」という。）若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成二年法律第二十一号）による改正前の農業者年金基金法（第百四十二条において「平成二年改正前農業者年金基金法」という。）による給付の支給に関する事務であって第百四十二条で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報であって第百四十二条で定めるもの |
| 141 | 独立行政法人日本学生支援機構 | 独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）による学資の貸与及び支給に関する事務であって第百四十三条で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報、住民票関係情報又は児童手当関係情報であって第百四十三条で定めるもの |
| 142 | 厚生労働大臣 | 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって第百四十四条で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百四十四条で定めるもの |
| 144 | 都道府県知事又は市町村長 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第百四十六条で定めるもの | 市町村長 | 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第百四十六条で定めるもの |
| 147 | 総務大臣 | 国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号）又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）による年金である給付の支給に関する事務であって第百四十九条で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報であって第百四十九条で定めるもの |
| 151 | 文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会 | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）による就学支援金の支給に関する事務であって第百五十三条で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百五十三条で定めるもの |
| 152 | 厚生労働大臣 | 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって第百五十四条で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百五十四条で定めるもの |
| 155 | 市町村長 | 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第百五十七条で定めるもの | 市町村長 | 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第百五十七条で定めるもの |

| （別紙1）番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める各特定個人番号利用事務 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 156 | 厚生労働大臣 | 年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって第百五十八条で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百五十八条で定めるもの |
| 158 | 都道府県知事 | 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第百六十条で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百六十条で定めるもの |
| 160 | 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）） | 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって第百六十二条で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百六十二条で定めるもの |
| 161 | 都道府県知事 | 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和二十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知。以下「昭和二十九年社発第三百八十二号通知」という。）に基づく外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収（以下この欄において「生活保護関係事務」という。）の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって第百六十三条で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第百六十三条で定めるもの |
| 163 | 地域優良賃貸住宅制度要綱（平成十九年三月二十八日付け国住備第百六十号国土交通省住宅局長通知）第二条第九号に規定する地域優良賃貸住宅（公共供給型）又は同条第十六号に規定する公営型地域優良賃貸住宅（公共供給型）の供給を行う都道府県知事又は市町村長 | 地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって第百六十五条で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百六十五条で定めるもの |
| 164 | 都道府県知事 | 「特定感染症検査等事業について」（平成十四年三月二十七日付け健発第〇三二七〇一二号厚生労働省健康局長通知）の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって第百六十六条で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百六十六条で定めるもの |
| 165 | 都道府県知事 | 「感染症対策特別促進事業について」（平成二十年三月三十一日付け健発第〇三三一〇〇一号厚生労働省健康局長通知）の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって第百六十七条で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百六十七条で定めるもの |
| 166 | 都道府県知事 | 「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」（平成三十年六月二十七日付け健発〇六二七第一号厚生労働省健康局長通知）の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって第百六十八条で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百六十八条で定めるもの |
| 167 | 文部科学大臣 | 国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成二十六年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第百六十九条で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報であって第百六十九条で定めるもの |
| 168 | 都道府県知事又は都道府県教育委員会 | 高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成二十六年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第百七十条で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報であって第百七十条で定めるもの |
| 169 | 都道府県知事又は都道府県教育委員会 | 高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱（平成二十六年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第百七十一条で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報であって第百七十一条で定めるもの |
| 170 | 都道府県知事又は都道府県教育委員会 | 高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）交付要綱（令和二年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第百七十二条で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報であって第百七十二条で定めるもの |

| （別紙1）番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める各特定個人番号利用事務 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 171 | 文部科学大臣 | 国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和二年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第百七十三条で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報であって第百七十三条で定めるもの |
| 172 | 都道府県知事又は都道府県教育委員会 | 高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和二年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第百七十四条で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報であって第百七十四条で定めるもの |
| 173 | 都道府県知事 | 「特定疾患治療研究事業について」（昭和四十八年四月十七日付け衛発第二百四十二号厚生省公衆衛生局長通知）の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって第百七十五条で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報であって第百七十五条で定めるもの |

| （別紙2）番号法第9条第2項に基づく利用条例第4条2項、第3項別表2に基づき情報移転する事務 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 移転先 | 法令上の根拠 | 移転先における用途 | 移転する情報 |
| 移転先1 | 1 | 子ども未来局児童相談所相談判定一課 | 番号法第9条第2項<br>利用条例第4条第2項 | 児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市税賦課情報 |
| | 2 | 保健福祉局保健所健康企画課<br>区保健福祉部健康・子ども課 | 〃 | 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 〃 |
| | 3 | 保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課<br>各区保健福祉部保健福祉課 | 〃 | 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの | 〃 |
| | 4 | 子ども未来局児童相談所相談判定一課 | 〃 | 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの | 〃 |
| | 5 | 保健福祉局保健所感染症総合対策課<br>各区保健福祉部健康・子ども課 | 〃 | 予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの | 〃 |
| | 6 | 保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 | 〃 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの | 〃 |
| | 7 | 保健福祉局総務部保護課<br>各区保健福祉部保護課 | 〃 | 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの | 〃 |
| | 8 | 都市局市街地整備部住宅課 | 〃 | 公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの | 〃 |
| | 9 | 保健福祉局保険医療部保険企画課<br>各区保健福祉部保険年金課<br>北区市民部篠路出張所 | 〃 | 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの | 〃 |
| | 10 | 保健福祉局保険医療部保険企画課<br>各区保健福祉部保険年金課 | 〃 | 国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの | 〃 |
| | 11 | 都市局市街地整備部住宅課 | 〃 | 住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの | 〃 |
| | 12 | 子ども未来局子育て支援部子育て支援課<br>各区保健福祉部保健福祉課 | 〃 | 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 〃 |
| | 13 | 保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課<br>各区保健福祉部保健福祉課 | 〃 | 老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの | 〃 |
| | 14 | 保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課<br>各区保健福祉部保健福祉課 | 〃 | 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの | 〃 |
| | 15 | 子ども未来局子育て支援部子育て支援課<br>各区保健福祉部保健福祉課 | 〃 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの | 〃 |
| | 16 | 子ども未来局子育て支援部子育て支援課<br>各区保健福祉部保健福祉課 | 〃 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの | 〃 |
| | 17 | 子ども未来局子育て支援部子育て支援課<br>各区保健福祉部保健福祉課 | 〃 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 〃 |
| | 18 | 保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課<br>各区保健福祉部保健福祉課 | 〃 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 〃 |
| | 19 | 保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課<br>各区保健福祉部保健福祉課 | 〃 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 〃 |
| | 20 | 保健福祉局保健所健康企画課<br>各区保健福祉部健康・子ども課 | 〃 | 母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの | 〃 |
| | 21 | 子ども未来局子育て支援部子育て支援課<br>各区保健福祉部保健福祉課<br>総務局職員部勤労課 | 〃 | 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 〃 |
| | 22 | 保健福祉局保険医療部保険企画課<br>各区保健福祉部保険年金課<br>北区市民部篠路出張所 | 〃 | 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの | 〃 |
| | 23 | 保健福祉局総務部総務課 | 〃 | 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 〃 |
| | 24 | 保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課、高齢福祉課<br>各区役所保健福祉部保健福祉課、保険年金課<br>北区市民部篠路出張所 | 〃 | 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの | 〃 |
| | 25 | 保健福祉局保健所感染症総合対策課 | 〃 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 〃 |
| | 26 | 保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課<br>保健福祉局保健所健康企画課<br>区保健福祉部保健福祉課 | 〃 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの | 〃 |
| | 27 | 教育委員会学校教育部教育推進課 | 〃 | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 〃 |
| | 28 | 子ども未来局子育て支援部施設運営課<br>各区保健福祉部健康・子ども課 | 〃 | 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの | 〃 |
| | 29 | 保健福祉局保健所健康企画課<br>各区保健福祉部健康・子ども課 | 〃 | 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 〃 |
| | 30 | 保健福祉局総務部総務課 | 番号法第9条第2項<br>利用条例第4条第3項<br>別表2（第2項） | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 〃 |

| （別紙2）番号法第9条第2項に基づく利用条例第4条2項、第3項別表2に基づき情報移転する事務 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 移転先2 | 31 | 保健福祉局総務部保護課<br>各区保健福祉部保護課 | 番号法第9条第2項<br>利用条例第4条第3項<br>別表2（第3項） | 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 〃 |
| | 32 | 保健福祉局総務部保護課<br>各区保健福祉部保護課 | 番号法第9条第2項<br>利用条例第4条第3項<br>別表2（第4項） | 生活に困窮する外国人の保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 〃 |
| | 33 | 保健福祉局高齢保健福祉部高齢福祉課<br>各区保健福祉部保健福祉課 | 番号法第9条第2項<br>利用条例第4条第3項<br>別表2（第6項） | 札幌市高齢者福祉電話貸与事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの | 〃 |
| | 34 | 保健福祉局高齢保健福祉部高齢福祉課<br>各区保健福祉部保健福祉課 | 番号法第9条第2項<br>利用条例第4条第3項<br>別表2（第8項） | 札幌市生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの | 〃 |
| | 35 | 保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課<br>各区役所保健福祉部保健福祉課 | 番号法第9条第2項<br>利用条例第4条第3項<br>別表2（第9項） | 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律による相談、指導及び助言、通報を受けた場合の措置又は立入調査に関する事務であって規則で定めるもの | 〃 |
| | 36 | 保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課、高齢福祉課<br>各区役所保健福祉部保健福祉課、保険年金課<br>北区市民部篠路出張所 | 番号法第9条第2項<br>利用条例第4条第3項<br>別表2（第11項） | 介護保険法による地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 〃 |
| | 37 | 保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課<br>各区役所保健福祉部保険年金課 | 番号法第9条第2項<br>利用条例第4条第3項<br>別表2（第12項） | 札幌市介護保険条例による保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 〃 |
| | 38 | 保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課<br>各区役所保健福祉部保健福祉課 | 番号法第9条第2項<br>利用条例第4条第3項<br>別表2（第13項） | 札幌市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減額措置事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの | 〃 |
| | 39 | 保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課<br>各区役所保健福祉部保健福祉課 | 番号法第9条第2項<br>利用条例第4条第3項<br>別表2（第14項） | 札幌市訪問指導事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの | 〃 |
| | 40 | 保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課<br>各区保健福祉部保健福祉課 | 番号法第9条第2項<br>利用条例第4条第3項<br>別表2（第17項） | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 〃 |
| | 41 | 保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課<br>各区保健福祉部保健福祉課 | 番号法第9条第2項<br>利用条例第4条第3項<br>別表2（第18項） | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 〃 |
| | 42 | 保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課<br>各区保健福祉部保健福祉課 | 番号法第9条第2項<br>利用条例第4条第3項<br>別表2（第19項） | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの | 〃 |
| | 43 | 保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課<br>各区保健福祉部保健福祉課 | 番号法第9条第2項<br>利用条例第4条第3項<br>別表2（第21項） | 札幌市子どもの補聴器購入費等助成事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの | 〃 |
| | 44 | 保健福祉局保険医療部保険企画課<br>各区保健福祉部保険年金課<br>北区市民部篠路出張所 | 番号法第9条第2項<br>利用条例第4条第3項<br>別表2（第25項） | 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 〃 |
| | 45 | 保健福祉局保険医療部保険企画課<br>各区保健福祉部保険年金課<br>北区市民部篠路出張所 | 番号法第9条第2項<br>利用条例第4条第3項<br>別表2（第26項） | 札幌市国民健康保険条例による保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 〃 |
| | 46 | 保健福祉局保険医療部保険企画課<br>各区保健福祉部保険年金課<br>北区市民部篠路出張所 | 番号法第9条第2項<br>利用条例第4条第3項<br>別表2（第27項） | 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 〃 |
| | 47 | 保健福祉局保険医療部保険企画課<br>各区保健福祉部保険年金課<br>北区市民部篠路出張所 | 番号法第9条第2項<br>利用条例第4条第3項<br>別表2（第28項） | 札幌市後期高齢者医療に関する条例による申請書の提出の受付に関する事務であって規則で定めるもの | 〃 |
| | 48 | 子ども未来局子育て支援部子育て支援課<br>各区保健福祉部保健福祉課 | 番号法第9条第2項<br>利用条例第4条第3項<br>別表2（第29項） | 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 〃 |
| | 49 | 子ども未来局子育て支援部子育て支援課<br>各区保健福祉部保健福祉課 | 番号法第9条第2項<br>利用条例第4条第3項<br>別表2（第30項） | 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 〃 |
| | 50 | 子ども未来局子育て支援部施設運営課<br>各区保健福祉部健康・子ども課 | 番号法第9条第2項<br>利用条例第4条第3項<br>別表2（第31項） | 児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 〃 |
| | 51 | 子ども未来局子育て支援部施設運営課<br>児童相談所地域連携課<br>各区保健福祉部健康・子ども課 | 番号法第9条第2項<br>利用条例第4条第3項<br>別表2（第32項） | 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給、地域子ども・子育て支援事業の実施又は保育料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 〃 |
| | 52 | 子ども未来局児童相談所相談判定一課 | 番号法第9条第2項<br>利用条例第4条第3項<br>別表2（第33項） | 児童福祉法による里親の認定、障害児入所給付費若しくは障害児入所医療費の支給、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 〃 |
| | 53 | 都市局市街地整備部住宅課 | 番号法第9条第2項<br>利用条例第4条第3項<br>別表2（第34項） | 公営住宅法による公営住宅（同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）の管理に関する事務であって規則で定めるもの | 〃 |
| | 54 | 都市局市街地整備部住宅課 | 番号法第9条第2項<br>利用条例第4条第3項<br>別表2（第35項） | 住宅地区改良法による改良住宅（同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。）の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの | 〃 |

## （別添2）特定個人情報ファイル記録項目

（1）税収納管理関係

個人番号、統一コード、科目コード、賦課年度、調定年度、通知書番号、課税区コード、完納区分、完納処理年月日、納期限区分、納期限年月日、納税証明書有効期限、車両番号、本税調定増減額、本税調定額、本税収入額、本税収入年月日、本税領収年月日、収入区分、収入回数、分納回数、滞納繰越調定額、本税滞繰収入額、前回調定額、調定額変更年月日、調定額変更回数、異動事由、口座実績区分、不納欠損フラグ、不納欠損区分、不納欠損金額、不納欠損年度、催告区分、滞納区分、公示区分、督促状公示年月日、督促状発付年月日、督促状返戻年月日、督促状再発付年月日、送付先氏名、送付先氏名_外字フラグ、送付先郵便番号、送付先住所所在地、送付先住所所在地_外字フラグ、送付先方書、送付先方書_外字フラグ、送付先住所_市内_区コード、送付先住所_市内_字名コード、送付先住所_市内_条コード、送付先住所_市内_丁目コード、送付先住所_番地、送付先住所_子番地、送付先住所_室番地、納管氏名、納管氏名_外字フラグ、督促状作成年月日、オンラインバッチ区分、延滞金調定額、延滞金収入額、延滞金収入年月日、延滞金領収年月日、延滞金収入区分、延滞金収入回数、延滞金分納回数、納付書作成年月日、延滞金納付書不作成出力フラグ、速報フラグ、コンビニ状況区分、コンビニ納付区分、速報収入額、速報登録年月日、速報領収年月日、速報CVSコード、本税還付区分、本税還付額、延滞金還付区分、延滞金還付額、滞納整理票作成年月日、時効完成年月日、分納区分、回数、収入額、収入年月日、領収年月日、収入区分、バッチ番号、処分番号、本税加算金区分、処分猶予区分、処分コード、処分_執行年月日、処分_終了年月日、処分_解除コード、処分_解除年月日、分納誓約区分、同日解除予定フラグ、減免区分、先行庁解除フラグ、不納欠損区分、不納欠損金額、年調定増減額、年調定額、年収入額、滞納年調定額、滞繰年収入額、年不納欠損金額、調定変更区分、完納区分、完納処理年月日、期、納期限区分、納期限年月日、本税調定増減額、本税調定額、本税収入額、本税収入年月日、本税領収年月日、収入区分、収入回数、分納回数、滞納繰越調定額、本税滞繰収入額、前回調定額、調定額変更年月日、調定額変更回数、口座実績区分、不納欠損フラグ、不納欠損区分、不納欠損金額、不納欠損年度、催告区分、滞納区分、課税保留区分、免除区分、共有者連番、共有者氏名、告知年月日、納期限年月日、公示年月日、執行・開始年月日、解除・取消年月日、調定額、年調定増減額、6～3調定額、4～5調定額、6～3収入額、4～5収入額、6～3滞繰調定額、4～5滞繰調定額、6～3滞繰収入額、4～5滞繰収入額、年度更正額、年収入額、年更正還付額、6～3不納欠損金額、4～5不納欠損金額、調定変更区分、月、表示順コード、連番、消込区分、収入消込年月日、法人番号　※管理番号（旧法人番号）、事業終了年月日、申告書提出年月日、申告区分、賦課申告区分、減額申告区分、課税区コード(所在区)、課税区コード(収納用)、事業開始年月日、法定納期限年月日、申告期限年月日、指定納期年月日、国更正区分、国更正年月日、期限変更区分、期限変更納期年月日、市更正年月日、更正請求年月日、調定年月、減額年月、申告別法人割、申告別均等割、合計法人税割額、合計均等割額、合計税額、本税繰越調定額、本税滞繰収入額、国税重加算税区分、区間異動前課税区コード、本税滞納区分、電子申告区分、延長月数、延滞金割合1、延滞金開始年月日1、延滞金終了年月日1、延滞金割合2、延滞金開始年月日2、延滞金終了年月日2、延滞金割合3、延滞金開始年月日3、延滞金終了年月日3、延滞金割合4、延滞金開始年月日4、延滞金終了年月日4、延滞金割合5、延滞金開始年月日5、延滞金終了年月日5、延滞金割合6、延滞金開始年月日6、延滞金終了年月日6、延滞金割合7、延滞金開始年月日7、延滞金控除開始年月日、延滞金控除終了年月日、履歴番号、延滞金算出基礎額、延滞金開始年月日、延滞金終了年月日、延滞金割合、延滞金算出額、延滞金算出年月日、重加算対象フラグ、延滞金算出額合計、科目コード（FK）、法人番号（FK）※管理番号（旧法人番号）、調定年度（FK）、事業終了年月日（FK）、申告書提出年月日（FK）、申告区分（FK）、通知書番号(義務者番号)、申告_事業年度、申告月_課税区分、保有税申告連番、本税法定納期限年月日、本税指定納期限年月日、本税納期限区分、本税指定納期限区分、加算金区分、加算金決定年月日、加算金調定年月日、加算金調定年月(減額)、加算金指定納期限年月日、加算金指定納期限区分、加算金調定額、加算金収入額、加算金収入年月日、加算金領収年月日、加算金収入区分、加算金収入回数、加算金分納回数、繰越加算金調定額、加算金滞繰収入額、加算金不納欠損フラグ、加算金不納欠損区分、加算金不納欠損金額、加算金不納欠損年度、加算金滞納区分、延滞金割合8、延滞金開始年月日8、延滞金終了年月日8、延滞金開始年月日9、延滞金割合9、加算金公示返戻区分、加算金督促状公示年月日、加算金督促状発付年月日、加算金督促状返戻年月日、加算金督促状再発付年月日、加算金送付先氏名、加算金送付先氏名_外字フラグ、加算金送付先郵便番号、加算金送付先住所所在地、加算金送付先住所所在地_外字フラグ、加算金送付先方書、加算金送付先方書_外字フラグ、加算金督促状作成年月日、加算金督促状オンバッチ区分、加算金還付区分、加算金還付額、加算金時効完成年月日、保有税申告連番、還付発生年月日、還付未済区分、命令番号、命令年月日、会計区分、処理区分、支払区分、課税区コード、年度、減額理由、還付事由、更正等年月日、振込予定日、還付口座_振込先銀行コード、還付口座_振込先銀行支店コード、還付口座_銀行名称、還付口座_銀行支店名称、還付口座_口座種類、還付口座_口座番号、還付口座_口座名義人カナ氏名、還付口座_口座名義人氏名、還付口座_口座名義人郵便番号、還付口座_口座名義人住所1、還付口座_口座名義人住所2、還付口座_口座名義人住所3、送付先住所所在地1、送付先住所所在地2、送付先住所所在地3、初回発送年月日、前回発送年月日、回答期限年月日、本税還付額合計、延滞金還付額合計、本税_還付加算金額合計、延滞金_還付加算金額合計、本税充当額合計、延滞金充当額合計、加算金充当額合計、差引還付額合計、自動充当額合計、伺書作成数、オンライン登録済フラグ、送付先方書1、送付先方書2、還付発生年月日、変更前本税調定額、変更後本税調定額、最新本税納付額、前回本税納付額、最新本税収入年月日、前回本税収入年月日、本税領収年月日、延滞金調定額、前回延滞金納付額、最新延滞金納付額、前回延滞金収入年月日、最新延滞金収入年月日、延滞金領収年月日、本税差引額、延滞金差引額、還付充当連番、充当先科目コード、充当先調定年度、充当先賦課年度、充当先通知書番号、充当先期／月、充当先申告_事業年度、充当先申告月_課税区分、充当先申告書提出年月日、充当先申告区分、充当先申告連番、本税調定額、本税未納額、本税充当額、延滞金調定額、延滞金未納額、延滞金充当額、加算金調定額、加算金未納額、加算金充当額、本税充当適状年月日、延滞金充当適状年月日、加算金充当適状年月日、本税充当納付書作成フラグ、延滞金充当納付書作成フラグ、加算金充当納付書作成フラグ、自動充当フラグ、自動充当削除フラグ、候補外入力フラグ、加算金連番、算出基礎税額、算出基礎延滞金、加算開始年月日、加算終了年月日、加算金割合、加算金額、延滞金還付加算金額、特徴還付連番、還付額区分、還付登録額、最新収入年月日、最新領収年月日、充当先申告年度_事業終了年月日、還付加算金連番、還付予定月、仮装租税区分、控除額合計、控除先連番、控除先_事業終了年月日、控除先_申告書提出年月日、控除先_申告区分、控除先_調定年度、加算金還付加算金額、配当割・譲渡割控除前所得割額（市民税）、配当割・譲渡割控除前所得割額（道民税）、配当割・譲渡割控除額（市民税）、配当割・譲渡割控除額（道民税）、配当割・譲渡割控除後所得割額（市民税）、配当割・譲渡割控除後所得割額（道民税）、差引控除不足額（市・道民税）、既還付（市・道民税）、充当額（市・道民税）、差引還付額（市・道民税）、リスト区分、収納データ区分、変更前年調定額、変更後年調定額、年調定増減額、変更前期調定額、変更後期調定額、期調定増減額、変更前滞繰調定額、変更後滞繰調定額、変更後納期限区分、変更後納期限年月日、変更後本税収入額、変更後収入区分、変更前本税収入年月日、変更後本税収入年月日、変更前本税領収年月日、変更後本税領収年月日、変更前バッチ番号、変更後バッチ番号、変更後連番、変更後累計本税収入額、変更後延滞金調定額、変更後延滞金収入額、変更後延滞金収入年月日、変更後延滞金領収年月日、変更後免除区分、口座実績_作成区分、口座実績_銀行コード、口座実績_銀行支店コード、変更後本税還付区分、本税過不足額、延滞金過不足額、変更後公示返戻区分、変更後督促状公示年月日、表示順年月、パンチ順番、ソート区分、データ区分、全期前納区分、エラーコード、業務処理年月日、変更納期限区分、変更納期限年月日、市更正等納期限年月日、申告別法人税割額、申告別均等割額、合計法人税割額、合計均等割額、本税滞納区分、本税猶予コード、本税処分コード、区間異動前課税区コード、本税法定納期限区分、本税指定納期限区分、加算金猶予コード、加算金処分コード、変更後法人税割額、変更後均等割額、変更後調定額、申告別法人税割増減額、申告別均等割増減額、申告別法人税割額、申告別均等割額、仮装租税控除額、申告年度_事業終了年月日、申告書提出年月日、収納日、収納時刻、期、番号、分割、取扱コンビニコード、コンビニ納付区分、データ種、データ作成年月日、期別1、収納金額1、期別2、収納金額2、期別3、収納金額3、期別4、収納金額4、電算処理予定年月日、口座課税区分、期(月)、納付額1、納付額2、納付額3、銀行コード、銀行支店コード、銀行名称、銀行支店名称、口座種類、口座番号、口座名義人カナ氏名、振替年月日、カナ氏名、氏名、郵便番号、住所所在地、方書、振替結果コード、納付区分、口座実績区分、新旧フラグ、作成年月日、口座振替納付済カウンタ、口座振替納付済通知書作成年月日、但し書_本税、振替結果取込年月日、登録区分、オンラインバッチ区分、整理番号連番、削除処理年月日、削除元登録日時、記録元システムID、記録識別番号、帳票種別、発付日、納期限年月日、宛先_郵便番号、宛先_住所、宛先_方書、宛先_氏名・名称、返戻有無フラグ、返戻日、返戻事由コード、返戻調査状況コード、返戻調査状況メモ、公示送達日、入力拠点コード、入力課コード、入力担当者ID、入力日、財務データ種別、命令年月日、作成年月日、整理番号、還付金額、収入済額、債権者カナ氏名、債権者氏名、債権者郵便番号、債権者住所、特徴義務者コード、払出命令額、非登録債権者区分、債権者コード、電話番号、電話番号枝番、請求番号、支払金額、控除額

（2）証明関係

個人番号、法人番号、統一コード、履歴番号（連番）、登録受付年月日、登録受付事務所コード、登録受付事務所名称、登録年月日、解除受付年月日、解除受付事務所コード、解除受付事務所名称、解除年月日、電話番号、証明種類、税目、制限対象区分、制限有無フラグ、起票番号、起票年月日、証明出力フラグ、起票事務所コード、住所1、住所2、氏名1、氏名2、証明発行年月日、連絡メモ、使用目的、個人_法人区分、構築物_数量、構築物_評価額、構築物_課税標準額、構築物_附記1、構築物_附記2、機械及び装置_数量、機械及び装置_評価額、機械及び装置_課税標準額、機械及び装置_附記1、機械及び装置_附記2、船舶_数量、船舶_評価額、船舶_課税標準額、船舶_附記1、船舶_附記2、航空機_数量、航空機_評価額、航空機_課税標準額、航空機_附記1、航空機_附記2、車両及び運搬具_数量、車両及び運搬具_評価額、車両及び運搬具_課税標準額、車両及び運搬具_附記1、車両及び運搬具_附記2、工具・器具及び備品_数量、工具・器具及び備品_評価額、工具・器具及び備品_課税標準額、工具・器具及び備品_附記1、工具・器具及び備品_附記2、備考1、備考2、備考3、課税区、課税標準額有無、明細番号、種類、資産名称、数量、評価額、課税標準額、備考、ページ番号、所在_地番_家屋番号1、所在_地番_家屋番号2、所在_地番_家屋番号3、地目_構造_用途1、地目_構造_用途2、登記地積、課税地積_床面積、価格、固定資産税課税標準額、都市計画税課税標準額、固定資産税相当額、都市計画税相当額、附記、備考明細番号、備考附記、共有者明細番号、氏名、持分分子、持分分母、課税年度、合計所得金額、市民税所得割額、市民税均等割額、道民税所得割額、道民税均等割額、扶養親族（配偶者）一般、扶養親族（配偶者）老人、扶養親族（扶養数）特定、扶養親族（扶養数）同居老人、扶養親族（扶養数）老人、扶養親族（扶養数）一般、扶養親族（扶養数）年少、扶養親族（扶養数）年少名称、扶養親族（障害者）同居特別障害、扶養親族（障害者）特別障害、扶養親族（障害者）普通障害、本人該当1、本人該当2、本人該当3、本人該当4、所得内訳、所得内訳額、所得控除内訳、所得控除内訳額、年度、課税額、市民税所得割額、市民税均等割額、道民税所得割額、道民税均等割額、車両番号、納付済年月日、有効期限、納付すべき税額、納付済税額、納期限未到来税額、未納税額

（3）住民税関係（その1）

個人番号、法人番号、主キー、統一コード、処理連番、電話番号1、電話番号2、FAX番号、EMAIL、バージョン、論理削除フラグ、登録ユーザID、更新ユーザID、登録日時、更新日時、賦課年度、世帯コード、地区コード、居住区分、新年度対象外区分、事務所事業所家屋敷対象区分、住登区分、日本人外国人区分、納税通知書番号、生年月日、生年月日訂正区分、生年月日みなし設定区分、性別コード、続柄コード、カナ氏名、氏名、郵便番号、市内外区分、市内住所コード、市内区コード、市内字名コード、市内条コード、市内丁目コード、市外住所コード、市外都道府県コード、市外市区郡町村コード、市外大字・通称コード、市外字・丁目コード、番地、子番地、室番地、地番タイプ、項目名、住所、方書、筆頭者氏名、障害者区分、未成年区分、死離別区分、生活保護該当区分、租税条約区分、徴収希望区分、証明停止区分、課税注意者区分、遡及異動区分、配偶者統一コード、扶養者統一コード、専従主統一コード、扶養設定確認済区分、世帯外被扶養者区分、調査状況コード1、調査状況詳細1、調査状況有効年度開始1、調査状況有効年度終了1、調査状況コード2、調査状況詳細2、調査状況有効年度開始2、調査状況有効年度終了2、調査状況コード3、調査状況詳細3、調査状況有効年度開始3、調査状況有効年度終了3、住登地郵便番号、住登地市内外区分、住登地市内住所コード、住登地市内区コード、住登地市内字名コード、住登地市内条コード、住登地市内丁目コード、住登地市外住所コード、住登地市外都道府県コード、住登地市外市区郡町村コード、住登地市外大字・通称コード、住登地市外字・丁目コード、住登地番地、住登地子番地、住登地室番地、住登地地番タイプ、住登地住所、住登地方書、住登地電話番号1、住登地電話番号2、住登地FAX番号、住登地EMAIL、住登地資料番号、その他氏名コード1、その他カナ氏名1、その他氏名1、その他生年月日1、その他支払者番号1、その他納税者番号1、その他資料番号1、その他資料番号枝番1、その他資料区分1、その他氏名コード2、その他カナ氏名2、その他氏名2、その他生年月日2、その他支払者番号2、その他納税者番号2、その他資料番号2、その他資料番号枝番2、その他資料区分2、その他氏名コード3、その他カナ氏名3、その他氏名3、その他生年月日3、その他支払者番号3、その他納税者番号3、その他資料番号3、その他資料番号枝番3、その他資料区分3、履歴番号、申告書出力禁止コード、申告書種類コード、出力区分、出力年月日、補正分出力区分、補正分出力年月日、補正分回答状況コード、補正分回答年月日、報酬等課税分出力区分、報酬等課税分出力年月日、報酬等課税分回答状況コード、報酬等課税分回答年月日、回答状況コード、回答年月日、変更前履歴番号、変更後履歴番号、扶養専従区分、扶養専従統一コード、扶養種別コード、控配区分、扶養区分、扶養障害区分、専従者区分、確認区分、否認区分、否認箋出力区分、否認箋出力年月日、是正理由、専従青白区分、専従給与受給額、賦課区コード、事務所事業所家屋敷種別コード、調査結果コード、調定年度、期月コード、減免前均等割額、減免前市均等割額、減免前道均等割額、均等割減免額、市均等割減免額、道均等割減免額、均等割額、市均等割額、道均等割額、通知予定区分、取消コード、取消年月日、決定年月日、発付年月日、資料区分、内部資料区分、資料番号、資料番号枝番、屋号、電話番号、家屋敷申告書出力コード、家屋敷申告書出力年月日、家屋敷申告書回答年月日、異動コード、異動事由コード、増減区分、通知事由、市民税係伺書発行区分、市民税係伺書発行年月日、伺書チェックリスト発行済区分、伺書チェックリスト発行年月日、特普区分、前回通知履歴番号、即時決定区分、引継済区分、特徴担当コード、業種コード、担当部署名、担当者氏名、担当者電話番号、代表電話番号、税理士法人事務所名、税理士氏名、税理士所在地、税理士方書、税理士電話番号、税理士代表電話番号、税理士FAX番号、税理士EMAIL、納税者ID、早期送付区分、通知書出力順コード、納入書不要区分、除籍区分、除籍年月日、総括表出力コード、無効区分、納期特例区分、支払者番号、事業所種別コード、媒体交換申請区分、媒体交換実績区分、給報種類区分、総括表出力年月日、給報督促状発送年月日、住所地照会票発送年月日、扶養調査票発送年月日、受給者総人員、市区町村数、特徴者報告人員、普徴者報告人員、その他報告人員、報告合計人数、総括受付年月日、最終登録年月日、特別徴収希望区分、データ区分、新年度異動区分、異動月コード、異動年月日、旧指定番号、旧受給者番号、新指定番号、新受給者番号、指定番号、最新区分、当初課税人員、当初非課税人員、最終特徴整理番号、納入書発付年月日、通知書発付年月日、前課税人員6月、前非課税人員6月、前税額6月、前納期特例区分6月、前課税人員7月、前非課税人員7月、前税額7月、前納期特例区分7月、前課税人員8月、前非課税人員8月、前税額8月、前納期特例区分8月、前課税人員9月、前非課税人員9月、前税額9月、前納期特例区分9月、前課税人員10月、前非課税人員10月、前税額10月、前納期特例区分10月、前課税人員11月、前非課税人員11月、前税額11月、前納期特例区分11月、前課税人員12月、前非課税人員12月、前税額12月、前納期特例区分12月、前課税人員1月、前非課税人員1月、前税額1月、前納期特例区分1月、前課税人員2月、前非課税人員2月、前税額2月、前納期特例区分2月、前課税人員3月、前非課税人員3月、前税額3月、前納期特例区分3月、前課税人員4月、前非課税人員4月、前税額4月、前納期特例区分4月、前課税人員5月、前非課税人員5月、前税額5月、前納期特例区分5月、前期割額合計、後課税人員6月、後非課税人員6月、後税額6月、後納期特例区分6月、後課税人員7月、後非課税人員7月、後税額7月、後納期特例区分7月、後課税人員8月、後非課税人員8月、後税額8月、後納期特例区分8月、後課税人員9月、後非課税人員9月、後税額9月、後納期特例区分9月、後課税人員10月、後非課税人員10月、後税額10月、後納期特例区分10月、後課税人員11月、後非課税人員11月、後税額11月、後納期特例区分11月、後課税人員12月、後非課税人員12月、後税額12月、後納期特例区分12月、後課税人員1月、後非課税人員1月、後税額1月、後納期特例区分1月、後課税人員2月、後非課税人員2月、後税額2月、後納期特例区分2月、後課税人員3月、後非課税人員3月、後税額3月、後納期特例区分3月、後課税人員4月、後非課税人員4月、後税額4月、後納期特例区分4月、後課税人員5月、後非課税人員5月、後税額5月、後納期特例区分5月、後期割額合計、変更区分、賦課履歴番号、次回通知予定区分、納通不作成区分、即時発行区分、異動月、税額6月、税額7月、税額8月、税額9月、税額10月、税額11月、税額12月、税額1月、税額2月、税額3月、税額4月、税額5月、月割額合計、電話番号区分、利用届出受付日時、利用届出受付番号、法人個人区分、法人格コード、法人格名、法人格前後区分、氏名法人名称カナ、氏名法人名称、本支店区分、事業所名カナ、事業所名、住所コード、住所・所在地、ビル・マンション名

（4）住民税関係（その2）

自宅電話番号、事業所電話番号、代表者資格コード、代表者資格名、代表者_氏名カナ、代表者_氏名、代表者_郵便番号、代表者_住所コード、代表者_住所、代表者_ビル・マンション名、代表者_電話番号、代表者_FAX番号、通知先_郵便番号、通知先_住所コード、通知先_住所、通知先_ビル・マンション名、通知先_所属・役職、通知先_氏名、代理人属性コード、代理人資格コード、税理士登録番号、作成区分、処理日、税目区分、税務事務所コード、納税者管理番号、課税番号、補助番号、入力区分、申告先税目有効区分、税目コード、一連番号、一連番号枝番、年度共通イメージ、特定区分、取消区分、登録異動事由、登録年月日、特定保留区分、給与収入、給与所得、源泉徴収税額、普徴区分、処理済区分、清音カナ氏名、清音カナ名、選択条件区分、候補者人数、不明者照会状況コード、資料情報メモ内容、回送先氏名、回送先郵便番号、回送先住所コード、回送先都道府県コード、回送先市区郡町村コード、回送先大字・通称コード、回送先字・丁目コード、回送先番地、回送先子番地、回送先室番地、回送先地番タイプ、回送先住所、回送先方書、資料回送票発送年月日、課税資料確認区分、入力カナ氏名、入力生年月日、入力性別、特徴個人番号、受給者番号、夫有区分、乙欄区分、死亡退職区分、災害者区分、外国人区分、就職区分、就職年月日、退職区分、退職年月日、年調済区分、前職区分、訂正表示、非統合区分、強制均等割課税区分、生活扶助区分、他市回送区分、配特適用区分、平均課税適用区分、減額申告区分、青白区分、納税者番号、特定扶養数、同居老人扶養数、老人扶養数、その他扶養数、年少扶養数、同居特障数、特別障害数、普通障害数、本人老年者区分、本人障害者区分、本人寡婦夫区分、本人勤労学生区分、本人未成年区分、本人老寡勤区分、配専区分、他専人数、本人専従者区分、徴収方法区分、申告種類青色、申告種類分離、申告種類損失、申告種類修正、申告種類特農、還付申告区分、統合済区分、統合主従判定コード、統合優先順位、統合資料区分、統合修正区分、統合エラー区分1、統合エラー区分2、統合エラー区分3、統合確認区分、統合予備1、年金特徴対象区分、主給報一連番号、主申告書一連番号、主資料一連番号、専従資料作成区分、専従主一連番号、論理エラー区分、論理エラー修正区分、項目不正区分、金額コード不正区分、金額コード重複区分、配偶設定不能区分、扶養設定不能区分、障害設定不能区分、寡婦設定不能区分、未特定資料抽出済区分、処理制御区分10、専給報自動作成不能区分、処理制御区分12、処理制御区分13、処理制御区分14、処理制御区分15、処理制御区分16、処理制御区分17、処理制御区分18、処理制御区分19、処理制御区分20、住宅控除適用数、住宅控除居住年月日1、住宅控除居住年月日2、住宅控除区分1、住宅控除区分2、利用者識別番号、ファイル種別、申告区分、確定申告書区分、課税異動事由コード、取込区分、局署番号、整理番号、バッチ番号、受付番号、連絡データ作成年月日、団体確認用コード、台帳番号、ファイル名、金額コード、金額、索引種別コード、その他氏名枝番、枝番、住民票コード、住民年月日、連番、受給者住所、受給者氏名、受給者カナ氏名、画像ID、抽出年月日、管理連番、ページ、アノテーション情報、ユーザID、国税一連番号、複数帳票フラグ、団体確認用フラグ、年分_年号、年分_年、団体任意検索キー１、団体任意検索キー２、団体任意検索キー３、団体任意検索キー４、団体任意検索キー５、A二表資料番号、B二表資料番号、三表資料番号、四表一資料番号、四表二資料番号、五表資料番号、ITレコード有無、A一表レコード有無、A二表レコード有無、B一表レコード有無、B二表レコード有無、三表レコード有無、四表一レコード有無、四表二レコード有無、五表レコード有無、第二表印刷状況、取込済区分、連携済区分、イメージ作成区分、税務署名_税務署番号、税務署名_税務署名、提出年月日_年号、提出年月日_年、提出年月日_月、提出年月日_日、氏名_名称読み、氏名_名称、納税者所在地郵便番号_上、納税者所在地郵便番号_下、納税者所在地読み、納税者所在地、納税地の地方自治体コード、１月１日住所、１月１日住所の地方自治体コード、納税者所在地屋号読み、納税者所在地屋号、納税者電話番号_市外局番、納税者電話番号_市内局番、納税者電話番号_加入者番号、性別_区分コード、性別_区分名、生年月日_年号、生年月日_年、生年月日_月、生年月日_日、世帯主氏名、世帯主との続柄、事業内容、職業、様式識別ID、見出_年分、見出_税務署名、見出_提出年月日、納住所居所_納税地区分、納住所居所_納税地区分名、納住所居所_郵便番号、納住所居所_住所、納賦課期日_年号、納賦課期日_年、納賦課期日_住所、納賦課期日_フリガナ、納賦課期日_氏名、納賦課期日_性別、納賦課期日_世帯主の氏名、納賦課期日_続柄、納賦課期日_生年月日、納賦課期日_電話番号、公的年金等収入、その他雑収入、配当収入、総合一時収入、給与区分、雑所得_特例表示、雑所得、配当所得、譲渡一時所得計、合計所得、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寡婦_寡夫控除、勤労学生_障害者控除、配偶者（特別）控除区分、配偶者控除、配偶者特控、扶養控除、基礎控除、（一表）⑥から⑮までの計、雑損控除、医療費控除、AAB00285寄附金控除区分、AAB00290寄附金控除額、所得控除計、課税所得金額又は第三表、上の21に対する税額、配当控除、特増改_住借入金等特控区分、特増改_住借入金等特控額、AAB00355政党等寄附金特控区分、AAB00360政党等寄附金特控額、AAB00550_CD住耐改特控区分、AAB00550_NM住耐改特控区分名、AAB00560_CD住特改特控区分、AAB00560_NM住特改特控区分名、AAB00570_CD認長優住特控区分、AAB00570_NM認長優住特控区分名、AAB00580住控_区分、AAB00365住耐改_住特改_認優控除額、電子証明書等特控、差引所得税額、災害減免額区分、災害減免額区分名、外国税額控除区分、外国税額控除区分名、災害減免額_外国税額控除、再差引所得税額、復興特別所得税額、AAB00610所得税及び復興特別所得税の額、外国税額控除、AAB00410源泉徴収税額、納める税金、還付される税金、配偶者の合計所得金額、雑_一時の源泉税額合計、未納付の源泉徴収税額、期限までに納付する額、延納届出額、還付口座、税理士名、税士３０条書有_区分、税士３０条書有_区分名、税士３３条２書有_区分、税士３３条２書有_区分名、納_住所、納_フリガナ、納_氏名、内訳_所得の種類_1、内訳_所得の場所_1、内訳_給与支払者名称_1、内訳_収入金額_1、内訳_源泉徴収税額_1、内訳_所得の種類_2、内訳_所得の場所_2、内訳_給与支払者名称_2、内訳_収入金額_2、内訳_源泉徴収税額_2、内訳_所得の種類_3、内訳_所得の場所_3、内訳_給与支払者名称_3、内訳_収入金額_3、内訳_源泉徴収税額_3、内訳_所得の種類_4、内訳_所得の場所_4、内訳_給与支払者名称_4、内訳_収入金額_4、内訳_源泉徴収税額_4、内訳_所得の種類_5、内訳_所得の場所_5、内訳_給与支払者名称_5、内訳_収入金額_5、内訳_源泉徴収税額_5、内訳次葉_項目名、内訳次葉_金額、AAD00070内訳次葉_源泉徴収合計額、雑等_所得の種類_1、雑等_所得の場所_1、雑等_収入金額_1、雑等_必要経費等_上_1、雑等_所得の種類_2、雑等_所得の場所_2、雑等_収入金額_2、雑等_必要経費等_上_2、雑等_所得の種類_3、雑等_所得の場所_3、雑等_収入金額_3、雑等_必要経費等_上_3、雑等_所得の種類_4、雑等_所得の場所_4、雑等_収入金額_4、雑等_必要経費等_上_4、特例適用条文等、年少_扶養親族の氏名_1、年少_続柄_1、年少_生年月日_年号_1、年少_生年月日_年_1、年少_生年月日_月_1、年少_生年月日_日_1、年少_別居の場合の住所_1、年少_扶養親族の氏名_2、年少_続柄_2、年少_生年月日_年号_2、年少_生年月日_年_2、年少_生年月日_月_2、年少_生年月日_日_2、年少_別居の場合の住所_2、年少_扶養親族の氏名_3、年少_続柄_3、年少_生年月日_年号_3、年少_生年月日_年_3、年少_生年月日_月_3、年少_生年月日_日_3、年少_別居の場合の住所_3、AAG00010_CD給与_年金外徴収_区分、AAG00010_NM給与_年金外徴収_区分名、配当に関する住民税の特例、非居住者の特例、配当割額控除額、別居控配扶養専従_氏名、別居控配扶養専従_住所、都道府県_市区町村分、住所地の共募_日赤分、条例指定_都道府県、条例指定_市区町村、社会保険の種類_1、支払保険料_1、社会保険の種類_2、支払保険料_2、社会保険の種類_3、支払保険料_3、社保次葉_項目名、社保次葉_金額、社保次葉_合計、掛金の種類_1、支払掛金_1、掛金の種類_2、支払掛金_2、掛金の種類_3、支払掛金_3、小共次葉_項目名、小共次葉_金額、小共次葉_合計、新生命保険料の計、旧生命保険料の計、新個人年金保険料の計、旧個人年金保険料の計、介護医療保険料の計、地震保険料の計、旧長期損害保険料の計、寡婦控除区分、寡婦控除区分名、寡婦原因区分、寡婦原因区分名、勤労_控除区分、勤労_控除区分名、学校名、障害者控除_氏名、配偶者の氏名、配偶者生年月日_年号、配偶者生年月日_年、配偶者生年月日_月、配偶者生年月日_日、配偶者控除区分、配偶者控除区分名、配偶者特控区分、配偶者特控区分名、扶養親族_名_1、扶養親族_続柄_1、扶養親族_生年月日_年号_1、扶養親族_生年月日_年_1、扶養親族_生年月日_月_1、扶養親族_生年月日_日_1、扶養親族_控除額_1、扶養親族_名_2、扶養親族_続柄_2、扶養親族_生年月日_年号_2、扶養親族_生年月日_年_2、扶養親族_生年月日_月_2、扶養親族_生年月日_日_2、扶養親族_控除額_2、扶養親族_名_3、扶養親族_続柄_3、扶養親族_生年月日_年号_3、扶養親族_生年月日_年_3、扶養親族_生年月日_月_3、扶養親族_生年月日_日_3、扶養親族_控除額_3、扶養次葉_項目名、扶養次葉_金額、扶養控除額の合計、損害の原因、損害年月日_年号、損害年月日_年、損害年月日_月、損害年月日_日、損害を受けた資産の種類等、損害金額、雑損_保険金補てん金額、災害関連支出の金額、支払医療費、医療_保険金補てん金額、寄附先の所在地、寄附先の名称、寄附金、AAH00540震災関連寄附金、見出_申告の種類、納住所居所_住所上、納住所居所_住所下、納賦課期日_職業、納賦課期日_屋号_雅号、青色区分、青色区分名、分離区分、分離区分名、損失区分、損失区分名、修正区分、修正区分名、特農の表示区分、特農の表示区分名、営業等収入、農業収入、不動産収入、利子収入、総合短期収入、総合長期収入、営業等所得_特例表示、営業等所得、農業所得_特例表示、農業所得、不動産所得_特例表示、不動産所得、利子所得、ABB00485寄附金控除区分、ABB00490寄附金控除額、２６税額又は第三表８４、税額控除の名称、税額控除区分、控除額、ABB00655政党等寄附金特控区分、ABB00660政党等寄附金特控額、ABB00970_CD住耐改特控区分、ABB00970_NM住耐改特控区分名、ABB00980_CD住特改特控区分、ABB00980_NM住特改特控区分名、ABB00990_CD認長優住特控区分、ABB00990_NM認長優住特控区分名、ABB01000住控_区分、ABB00663住耐改_住特改_認優控除額、免_表示、ABB01030所得税及び復興特別所得税の額、ABB00710源泉徴収税額、ABB00720申告納税額、ABB00730予定納税額_1_2期分、専従者給与控除額の合計額、青色申告特控額、雑_一時等の源泉税額合計、本年分差引繰越損失額、平均課税対象金額、変動臨時所得_区分、変動臨時所得_金額、更正・決定、ビューア用表示文言、（一表）住宅耐震改修特別控除、（一表）住宅特定改修特別税額控除、K0000060（一表）認定長期優良住宅新築等特別税額控除、（一表）災害減免額、

（5）住民税関係（その3）

（一表）外国税額控除、（一表）定率減税額、（一表）変動所得、（一表）臨時所得、（一表）臨時雑所得、（五表）住宅耐震改修特別控除、（五表）住宅特定改修特別税額控除、K0000150（五表）認定長期優良住宅新築等特別税額控除、（五表）災害減免額、（五表）外国税額控除、（五表）定率減税額、準確事実発生年月日、K0000200（一表）震災寄附金控除額、K0000210（一表）申告記載寄附金控除額、（一表）再取得住宅借入金控除額、（一表）減失住宅借入金控除額、（一表）重複適用住宅借入金控除額、K0000250（一表）特定震災寄附金税額控除額、K0000260（一表）申告記載寄附金税額控除額、（四表付表一）繰越本年震災青色損失額、（四表付表一）繰越本年青色純損失額、（四表付表一）繰越本年震災山林被災損失額、（四表付表一）繰越本年山林特定純損失額、（四表付表一）繰越本年震災その他被災損失額、（四表付表一）繰越本年その他特定純損失額、（四表付表二）繰越本年特定雑損失額、（五表）震災寄附金控除額、（五表）申告記載寄附金控除額、（五表）再取得住宅借入金控除額、（五表）減失住宅借入金控除額、（五表）重複適用住宅借入金控除額、（五表）特定震災寄附金税額控除額、（五表）申告記載寄附金税額控除額、（一表）基準所得税額、（一表）復興特別所得税額、（一表）合計所得税額、（五表）復興基準所得税額、（五表）復興特別所得税額、（五表）復興合計所得税額、（一表）特定支出区分、（一表）外国税額控除区分、（五表）特定支出区分、（五表）外国税額控除区分、納_住所以外事業所、納_屋号、内訳_所得の種類_6、内訳_所得の場所_6、内訳_給与支払者名称_6、内訳_収入金額_6、内訳_源泉徴収税額_6、ABD00070内訳次葉_源泉徴収合計額、専従者_氏名_1、専従者_生年月日_年号_1、専従者_生年月日_年_1、専従者_生年月日_月_1、専従者_生年月日_日_1、専従者_続柄_1、専従者_従事月数内容_1、専従者_専従者控除額_1、専従者_氏名_2、専従者_生年月日_年号_2、専従者_生年月日_年_2、専従者_生年月日_月_2、専従者_生年月日_日_2、専従者_続柄_2、専従者_従事月数内容_2、専従者_専従者控除額_2、専従者_氏名_3、専従者_生年月日_年号_3、専従者_生年月日_年_3、専従者_生年月日_月_3、専従者_生年月日_日_3、専従者_続柄_3、専従者_従事月数内容_3、専従者_専従者控除額_3、専従次葉_項目名、専従次葉_金額、専従次葉_専従控除額合計、雑等_必要経費等_下_1、雑等_差引金額_上_1、雑等_差引金額_下_1、雑等_必要経費等_下_2、雑等_差引金額_上_2、雑等_差引金額_下_2、雑等_必要経費等_下_3、雑等_差引金額_上_3、雑等_差引金額_下_3、雑等_必要経費等_下_4、雑等_差引金額_上_4、雑等_差引金額_下_4、ABH00550震災関連寄附金、扶養親族_名_4、扶養親族_続柄_4、扶養親族_生年月日_年号_4、扶養親族_生年月日_年_4、扶養親族_生年月日_月_4、扶養親族_生年月日_日_4、扶養親族_控除額_4、ABI00010_CD給与_年金外徴収_区分、ABI00010_NM給与_年金外徴収_区分名、控配専従_氏名、控配専従_給与、株式等譲渡所得割額控除額、事_番号、事_所得金額、事_損通特例前不動産所得、事_青色申告特控額、事_事業資産の譲損等、開始_廃止の区分、開始_廃止の区分名、開始廃止月日_月、開始廃止月日_日、他県の事務所区分、他県の事務所区分名、分短一般収入、分短軽減収入、分長一般収入、分長特定収入、分長軽課収入、未公開株式収入、上場株式譲渡収入、上場株式配当収入、先物取引収入、山林収入、退職収入、分短一般所得、分短軽減所得、分長一般所得、分長特定所得、分長軽課所得、未公開株式所得、上場株式譲渡所得、上場株式配当所得、先物取引所得、山林所得、退職所得、総合課税の合計額、所得から差し引かれる金額、9_対応分、57_58_対応分、59_60_61_対応分、62_63_対応分、64_対応分、65_対応分、66_対応分、67_対応分、68_対応分、69_対応分、70_対応分、71_対応分、72_対応分、73_対応分、74_対応分、75_対応分、76から83までの合計、本年分62_63繰損額、株_翌年以後繰越損失額、本年分の64繰越損失額、本年分の65繰越損失額、先_翌年以後繰越損失額、条文_法区分_1、条文_法区分名_1、条文_条1_1、条文_条2_1、条文_条3_1、条文_項_1、条文_号_1、条文_法区分_2、条文_法区分名_2、条文_条1_2、条文_条2_2、条文_条3_2、条文_項_2、条文_号_2、条文_法区分_3、条文_法区分名_3、条文_条1_3、条文_条2_3、条文_条3_3、条文_項_3、条文_号_3、分譲明_区分_1、分譲明_所得の場所_1、分譲明_必要経費_上_1、分譲明_必要経費_下_1、分譲明_差引金額_上_1、分譲明_差引金額_下_1、分譲明_特控額_1、分譲明_区分_2、分譲明_所得の場所_2、分譲明_必要経費_上_2、分譲明_必要経費_下_2、分譲明_差引金額_上_2、分譲明_差引金額_下_2、分譲明_特控額_2、分譲明_合計、分離配当_種目_所得の場所、分離配当_収入金額、分離配当_負債の利子、分離配当_差引金額、退職所得の場所、退職所得_収入金額_上、退職所得_収入金額_下、退職所得控除額_上、退職所得控除額、納_納税地区分、経常所得、分短_区分等、分短_一般_区分等、分短_一般_区分等名、分短_軽減_区分等、分短_軽減_区分等名、分短_所得の場所、分短_収入金額、分短_必要経費等_上、分短_必要経費等_下、分短_差引金額_上、分短_差引金額_下、分短_損失又は所得_上、分短_損失又は所得_下、総合短期_差引金額_上、総合短期_差引金額_下、総合短期_特控額、総合短期_損失又は所得_上、総合短期_損失又は所得_下、分長_区分等、分長_一般_区分等、分長_一般_区分等名、分長_特定_区分等、分長_特定_区分等名、分長_軽課_区分等、分長_軽課_区分等名、分長_所得の場所、分長_収入金額、分長_必要経費等_上、分長_必要経費等_下、分長_差引金額_上、分長_差引金額_下、分長_損失又は所得_上、分長_損失又は所得_下、総合長期_差引金額_上、総合長期_差引金額_下、総合長期_特控額、総合長期_損失又は所得_上、総合長期_損失又は所得_下、一時_差引金額、一時_特控額、一時_損失又は所得_上、一時_損失又は所得_下、山林_収入金額、山林_損失又は所得、退職_区分等、退職_所得の場所、退職_収入金額_上、退職_収入金額、退職_必要経費等_上、退職_必要経費等、退職_差引金額_上、退職_差引金額、退職_損失又は所得、未公開株式_収入金額、未公開株式_損失又は所得、上場株式_収入金額、上場株式_損失又は所得、上場配当_区分等、上場配当_所得の場所、上場配当_収入金額、上場配当_必要経費等、上場配当_差引金額、上場配当_損失又は所得、先物取引_収入金額、先物取引_損失又は所得、特例適用条文、経常所得_通算前、短期_総合譲渡_通算前、長期_分譲_特損_通算前、長期_総合譲渡_通算前、一時_通算前、経常所得_一通後、短期_総合譲渡_一通後、長期_分譲_特損_一通後、長期_総合譲渡_一通後、一時_一通後、山林_一通後、経常所得_二通後、短期_総合譲渡_二通後、長期_分譲_特損_二通後、長期_総合譲渡_二通後、一時_二通後、山林_二通後、退職_二通後、経常所得_三通後、短期_総合譲渡_三通後、長期_分譲_特損_三通後、長期_総合譲渡_三通後、一時_三通後、山林_三通後、退職_三通後、経常所得_損失又は所得下、短期_総合_損失又は所得下、長期_分譲_損失又は所得下、一時_損失又は所得下、山林_損失又は所得下、退職_損失又は所得下、損失又は所得の合計額下、青色申告者損失の金額、居住通算後譲損額、変動所得損失額、営業等_被災資産の種類等、営業等_損害の原因、営業等_損害年月日_年号、営業等_損害年月日_年、営業等_損害年月日_月、営業等_損害年月日_日、営業等_損害金額、営業等_保険金補てん金額、営業等_差引損失額、不動産_被災資産の種類等、不動産_損害の原因、不動産_損害年月日_年号、不動産_損害年月日_年、不動産_損害年月日_月、不動産_損害年月日_日、不動産_損害金額、不動産_保険金補てん金額、不動産_差引損失額、山林_被災資産の種類等、山林_損害の原因、山林_損害年月日_年号、山林_損害年月日_年、山林_損害年月日_月、山林_損害年月日_日、山林_損害金額、山林_保険金補てん金額、山林_差引損失額、山林外所得の被災損失額、山林の被災資産損失額、A_年分_A_年号、A_年分_A_年、A_青色の場合_年号、A_青色の場合_年、A_白色の場合_年号、A_白色の場合_年、B_年分_B_年号、B_年分_B_年、B_青色の場合_年号、B_青色の場合_年、B_白色の場合_年号、B_白色の場合_年、C_年分_C_年号、C_年分_C_年、C_青色の場合_年号、C_青色の場合_年、C_白色の場合_年号、C_白色の場合_年、A_山林外損失、A_山林所得損失、A_変動所得損失、A_被災資産損失_山林以外、A_被災資産損失_山林、A_居住通算後譲損額、A_雑損失、B_山林外損失、B_山林所得損失、B_変動所得損失、B_被災資産損失_山林以外、B_被災資産損失_山林、B_居住通算後譲損額、B_雑損失、C_山林外損失、C_山林所得損失、C_変動所得損失、C_被災資産損失_山林以外、C_被災資産損失_山林、C_居住通算後譲損額、C_雑損失、本引_A_山林外損失、本引_A_山林所得損失、本引_A_変動所得損失、本引_A_山林以外、本引_A_山林、本引_A_居住通算後譲損額、本引_A_雑損失、本引_B_山林外損失、本引_B_山林所得損失、本引_B_変動所得損失、本引_B_山林以外、本引_B_山林、本引_B_居住通算後譲損額、本引_B_雑損失、本引_C_山林外損失、本引_C_山林所得損失、本引_C_変動所得損失、本引_C_山林以外、本引_C_山林、本引_C_居住通算後譲損額、本引_C_雑損失、本年分株式譲渡損失額、本年分上場株式配当損失額、本年分先物取引損失額、翌引_B_山林外損失、翌引_B_山林所得損失、翌引_B_変動所得損失、翌引_B_山林以外、翌引_B_山林、翌引_B_居住通算後譲損額、翌引_B_雑損失、翌引_C_山林外損失、翌引_C_山林所得損失、翌引_C_変動所得損失、翌引_C_山林以外、翌引_C_山林、翌引_C_居住通算後譲損額、翌引_C_雑損失、翌引_雑医寄使用所得計、翌年後繰越本年分雑損失額、翌年後繰越株式譲渡損失額、翌年後繰越先物取引損失額、総合譲渡_一時所得、その他_所得の種類_1、その他_所得金額_1、その他_所得の種類_2、その他_所得金額_2、ABR00255寄附金控除区分、ABR00260寄附金控除額、所得控除合計、10_対応分、11_対応分、28_対応分、29_対応分、30_対応分、税額_計、税控_名称、税控_区分、税控_控除額、税控_住借入金等特控区分、税控_住借入金等特控額、ABR00495税控_政党等寄附金特控区分、ABR00500税控_政党等寄附金特控額、ABR01080_CD住控_住耐改特控区分、ABR01080_NM住控_住耐改特控区分名、ABR01090_CD住控_住特改特控区分、ABR01090_NM住控_住特改特控区分名、ABR01100_CD住控_認長優住特控区分、ABR01100_NM住控_認長優住特控区分名、ABR01110住控_区分、ABR00503住耐改_住特改_認長優控除、ABR01140所得税及び復興特別所得税の額、ABR00550源泉徴収税額、ABR00560申告納税額、ABR00570予定納税額、ABR00604申告納税額の増加額、ABR00606第3期分の税額の増加額、所得_所得の種類_1、所得_種目_所得の場所_1、所得_収入金額_1、所得_必要経費_1、所得_所得の種類_2、所得_種目_所得の場所_2、所得_収入金額_2、所得_必要経費_2、異動の理由、専従者_控除額異動前_1、専従者_控除額異動後_1、専従者_控除額異動前_2、専従者_控除額異動後_2、所得控除の種類_1、所得控除額_1、所得控除_異動の理由_1、所得控除の種類_2、所得控除額_2、所得控除_異動の理由_2、所得控除の種類_3、所得控除額_3、所得控除_異動の理由_3、税額控除等の種類_1、税額控除額等_1、税控_異動の理由_1、税額控除等の種類_2、税額控除額等_2、税控_異動の理由_2、条例指定分_都道府県、条例指定分_市区町村、事_異動の理由、内特徴区分、状態区分、徴収区分、課税区分、所得割非課税事由、均等割非課税事由、特徴決定年月日、特徴発付年月日、普徴決定年月日、普徴発付年月日、強制入力区分、課税保留区分、減免通知年月日、減免事由、給報資料枚数、年金資料枚数、確申資料枚数、地申資料枚数、その他資料枚数、課税月、課税期、変更月、変更期

(6)住民税関係(その4)

特徴異動区分、特徴異動年月、徴収期、納入月、過年度区分、訂正分給報区分、非課税区分、税務署調査対象区分、税務署連絡対象区分、期月区分、期別税額、期別充当額、納期変更区分、中止予定区分、中止事由、主担当区分、特徴係伺書発行区分、特徴係伺書発行年月日、夫統一コード、置換区分、置換メッセージ1、置換メッセージ2、置換メッセージ3、置換メッセージ4、置換メッセージ5、置換メッセージ6、置換メッセージ7、置換メッセージ8、置換メッセージ9、置換メッセージ10、合計所得金額、本人前控配区分、本人前特定扶養数、本人前同居老人扶養数、本人前老人扶養数、本人前その他扶養数、本人前年少扶養数、本人前同居特障数、本人前特別障害数、本人前普通障害数、本人前夫有区分、本人前配特適用区分、本人前強制均等割区分、本人前配偶者合計所得、本人前配偶者特別控除、本人前均等割額、本人後控配区分、本人後特定扶養数、本人後同居老人扶養数、本人後老人扶養数、本人後その他扶養数、本人後年少扶養数、本人後同居特障数、本人後特別障害数、本人後普通障害数、本人後夫有区分、本人後配特適用区分、本人後強制均等割区分、本人後配偶者合計所得、本人後配偶者特別控除、本人後均等割額、配偶者控配区分、配偶者特定扶養数、配偶者同居老人扶養数、配偶者老人扶養数、配偶者その他扶養数、配偶者年少扶養数、配偶者同居特障数、配偶者特別障害数、配偶者普通障害数、配偶者夫有区分、配偶者配特適用区分、配偶者強制均等割区分、配偶者配偶者合計所得、配偶者配偶者特別控除、配偶者均等割額、発行連番、本税事務所事業所家屋敷区分、納税通知書発付日、税額更正日、税額更正事由コード、納付手段、期別コード1、期別区分1、調定額1、調定増減額1、納期限1、納期限区分1、納期特例有無区分1、期別コード2、期別区分2、調定額2、調定増減額2、納期限2、納期限区分2、納期特例有無区分2、期別コード3、期別区分3、調定額3、調定増減額3、納期限3、納期限区分3、納期特例有無区分3、期別コード4、期別区分4、調定額4、調定増減額4、納期限4、納期限区分4、納期特例有無区分4、期別コード5、期別区分5、調定額5、調定増減額5、納期限5、納期限区分5、納期特例有無区分5、期別コード6、期別区分6、調定額6、調定増減額6、納期限6、納期限区分6、納期特例有無区分6、期別コード7、期別区分7、調定額7、調定増減額7、納期限7、納期限区分7、納期特例有無区分7、期別コード8、期別区分8、調定額8、調定増減額8、納期限8、納期限区分8、納期特例有無区分8、期別コード9、期別区分9、調定額9、調定増減額9、納期限9、納期限区分9、納期特例有無区分9、期別コード10、期別区分10、調定額10、調定増減額10、納期限10、納期限区分10、納期特例有無区分10、期別コード11、期別区分11、調定額11、調定増減額11、納期限11、納期限区分11、納期特例有無区分11、期別コード12、期別区分12、調定額12、調定増減額12、納期限12、納期限区分12、納期特例有無区分12、当初例月区分、前回連携履歴番号、最新決定履歴番号、前回控除不足額、前回充当額合計、前回充当額差額、前回既還付額、前回差引還付額、今回控除前市所得割額、今回控除前道所得割額、今回市所得割控除額、今回道所得割控除額、今回控除後市所得割額、今回控除後道所得割額、今回控除不足額、今回充当額合計、今回充当額差額、今回既還付額、今回差引還付額、今回連携履歴番号、連携状態区分、年金保険者コード、年金種別コード、基礎年金番号、回付一連番号、特定方法区分、特定候補者数、特徴判定区分、市区町村コード、通知内容コード、特別徴収制度コード、作成年月日、性別、カナ住所、新規引継区分、処理結果、各種年月日、各種金額1、各種金額2、各種金額3、整理番号2、通知年月日、中止年月日、特徴変更月、特別徴収依頼額合計、特別徴収依頼額10月、特別徴収依頼額12月、特別徴収依頼額2月、特別徴収依頼額4月、特別徴収依頼額6月、特別徴収依頼額8月、特別徴収実績額10月、特別徴収実績額12月、特別徴収実績額2月、特別徴収実績額4月、特別徴収実績額6月、特別徴収実績額8月、年金支給額、支払回数割特徴税額、年金保険者用整理番号2、特徴対象外区分、論理削除区分、論理削除年月日、金額1、金額2、各種区分、OL更新有無、金額3、回付年月、仮徴収税額4月、仮徴収税額6月、仮徴収税額8月、収納引継済区分、本算済区分、新年度統一コード、還付理由コード1、還付理由コード2、徴収依頼額、徴収実績額、連携済変更前調定額、連携済変更後調定額、連携済還付額、連携予定変更前調定額、連携予定変更後調定額、連携予定還付額、還付先区分、予定確定区分、予定連携回数、確定連携回数、予定期月コード、メモ折衝一連番号、メモ折衝送付区分、折衝年月日、折衝時刻、折衝相手、折衝手段、折衝場所、表題、内容、重要度、利用期限、ソート用年月日、入力拠点コード、入力課コード、入力担当者ID、更新年月日、送付管理一連番号、帳票種類、再発行区分、抜取区分、発付先種類、発付先郵便番号、発付先住所、発付先方書、発付先氏名、返戻年月日、返戻事由、公示送達日、調査経緯、端末検索、賦課情報確認、電話照会、本籍地照会、関係部局照会、実態調査、調査結果、再送付先、システム登録区分、処理日時、個人法人区分、金額3、回付年月、履歴番号、仮徴収税額4月、仮徴収税額6月、仮徴収税額8月、中止事由、中止年月日、特徴変更月、収納引継済区分、本算済区分、新年度統一コード、期月コード、異動コード、異動事由コード、異動年月日、還付理由コード1、還付理由コード2、徴収依頼額、徴収実績額、連携済変更前調定額、連携済変更後調定額、連携済還付額、連携予定変更前調定額、連携予定変更後調定額、連携予定還付額、還付先区分、予定確定区分、予定連携回数、確定連携回数、予定期月コード、連携状態区分、連携済区分、出力区分、回答状況コード、回答年月日、地区コード、年金保険者コード、賦課履歴番号、メモ折衝一連番号、折衝年月日、折衝時刻、折衝相手、折衝手段、折衝場所、内容、利用期限、送付管理一連番号、処理連番、メモ折衝送付区分、調定年度、賦課年度、納税通知書番号、表題、重要度、発付年月日、出力年月日、帳票種類、再発行区分、抜取区分、発付先種類、発付先郵便番号、発付先住所、発付先方書、発付先氏名、返戻年月日、返戻事由、公示送達日、調査経緯、端末検索、賦課情報確認、電話照会、本籍地照会、関係部局照会、実態調査、調査結果、再送付先、ソート用年月日、システム登録区分、取消区分、入力拠点コード、入力課コード、入力担当者ID、更新年月日、主キー、ユーザID、処理日時、統一コード、世帯コード、個人法人区分、住登区分、日本人外国人区分、氏名、バージョン、論理削除フラグ、登録ユーザID、更新ユーザID、登録日時、更新日時

（7）固定資産税関係

個人番号、法人番号、延床面積総評価見込、延床面積実績、評価額総評価見込、評価額実績、1㎡当たり再建築費評点数、経年減点補正率、1点単価、総評価見込理由、論理削除フラグ、登録ユーザID、更新ユーザID、返還金決定伺賦課情報のサロゲート主キー、課税年度、区コード、所有者コード、変更前土地固定資産税課税標準額、変更後土地固定資産税課税標準額、変更前土地都市計画税課税標準額、変更後土地都市計画税課税標準額、変更前家屋固定資産税課税標準額、変更後家屋固定資産税課税標準額、変更前家屋都市計画税課税標準額、変更後家屋都市計画税課税標準額、変更前合計固定資産税課税標準額、変更後合計固定資産税課税標準額、変更前合計都市計画税課税標準額、変更後合計都市計画税課税標準額、変更前固定資産税額、変更後固定資産税額、変更前都市計画税額、変更後都市計画税額、変更前年税額、変更後年税額、返還金決定伺情報のサロゲート主キー、起案日、起案者コード、返還金決定伺理由文標題、返還金決定伺理由文、返還金決定通知文標題、返還金決定通知文、更正物件数、返還金文書番号、処理番号、調定年度、非木造基本情報のサロゲート主キー、非木造基本キー情報のサロゲート主キー 、家屋一連番号、非木造管理番号本番、非木造管理番号枝番、入力処理モード、適用基準表区分、新増改減、家屋区分、工事費、内装仕上メモ、保温工事メモ、評価資料情報メモ、履歴管理ID、履歴管理VER_FROM、履歴管理VER_TO、従前地情報のサロゲート主キー、仮換地管理情報のサロゲート主キー 、並び順、所在コード、条、丁目、登記所在地本番、登記所在地枝番、甲乙コード、不完全コード、指定開始年月日、登記地目区分、登記地積、課税地積、登記名義人コード、履歴番号、家屋番号本番1、家屋番号本番2、家屋番号枝番1、家屋番号枝番2、戸順親番、戸順子番1、戸順子番2、戸順附属家番号、建物番号、登記事由、市街化区域等区分、未完成区分、建物名称、タイプ名称、施工業者、登記所在コード、登記所在条、登記所在丁目、登記所在本番、登記所在枝番、登記所在甲乙コード、登記所在先コード、登記所在筆数、所有者共有枝番、木造/非木造区分、家屋構造区分、家屋用途区分、主たる用途無しフラグ、屋根区分、階層地上、階層地下、階層PH、～階層部分、合算コード、住宅個数、住宅床面積、更正ステータス、家屋案件申請書情報のサロゲート主キー、家屋案件情報のサロゲート主キー 、案件一連番号、申請種別、申請者氏名、申請年月日、家屋評価情報のサロゲート主キー、物件番号、建築年次、修正建築年次、再建築費評点数、損耗減点補正率、需給事情減点補正率、建築年次不明フラグ、家屋評価調書伺書情報のサロゲート主キー、家屋整理番号本番、評価調査書変更伺理由コード、標題、伺理由文、家屋権利登記所有者情報のサロゲート主キー、登記一連番号、所有者区分、氏名、住所、持分、家屋基本情報のサロゲート主キー、担当区、家屋整理番号枝番、家屋整理番号枝番ソート順、異動理由、除台区分、調査状況、更正年月日、専有部分個数、区分按分元一連番号、相違理由、親評価区分、再按分フラグ、評価替フラグ、備考、仮登録フラグ、家屋登記情報のサロゲート主キー、家屋登記基本情報のサロゲート主キー、登記情報区分、案件担当者キー、木造/非木造担当、案件処理状況、案件確認区分、一括登録年月日、家屋登記通知書情報のサロゲート主キー、発行番号、物件種別、物件キー、家屋特例・非課税情報のサロゲート主キー、特例コード、特例補正率、特例終了年度、減免コード、減免補正率、減免期コード、減免床面積、減免終了年度、マンション集会室減免コード、MS減免補正率、MS減免床面積、非課税コード、非課税床面積、仮換地情報のサロゲート主キー、所在地本番、所在地枝番、異筆、仮換地事由コード、使用収益開始日、納税者住所不明調査表情報のサロゲート主キー、税目、当初送付先住所、住所不明調査結果、調査結果区分、納税者住所不明調査表明細情報のサロゲート主キー、(明細)並び順、返戻日、通知書発送日、送付先住所、調査内容、償却申告状況情報のサロゲート主キー、償却基本情報のサロゲート主キー 、申告書確認年月日、申告フラグ、申告書・葉書区分、申告書一連番号、再送申告書一連番号、申告書送付年月日、申告書受付年月日、申告書返戻年月日、申告書再送年月日、確認担当者コード、償却賦課情報のサロゲート主キー、調定年月日、価格、特例後減免前課税標準額、課税標準額、減免前年税額、年税額、配分資産コード、個人法人区分、業種コード、担当地区コード、道税番号、事業種目、事業開始年月日、資本金等、決算月日1、決算月日2、短縮耐用年数有無、増加償却有無、特別償却有無、償却方法コード、青色申告有無、借用資産有無、申告方法コード、申告書送付先コード、申告書送付コード、税務署調査コード、償却基本情報事由、異動資産有無、閲覧年月日、入力確定申告リスト出力フラグ、納税者ID、償却資産情報のサロゲート主キー、資産整理番号、償却履歴番号、資産種類コード、特殊入力コード、資産名称、資産数量、取得価額、取得年月、耐用年数、償却資産特例コード、特例率、償却資産減免コード、決定価額、減免率、増減事由コード、残存率、残価到達フラグ、前年度評価額、本年度評価額、異動フラグ、取消フラグ、所有者コード発番管理情報のサロゲート主キー、所有者種別コード、最終発番所有者コード、土地表示登記所有者情報のサロゲート主キー、土地登記情報のサロゲート主キー 、変更内容、生年月日(文字列)、原因、原因の日付、登記の日付、土地評価調書情報のサロゲート主キー、土地一連番号、土地整理番号、レコードグループ番号、更正事由コード、共有枝番、総合補正区分1、総合補正率1、総合補正区分2、総合補正率2、現年度評点数、当該土地小規模分地積、異動コード、画地サイン、公衆浴場サイン、小規模又は非住達成率サイン、一般達成率サイン、都市計画税達成率サイン、都市計画税一般達成率サイン、価格変更サイン、画地終了サイン、画地計算適用サイン、時点修正前評価額小規模分、時点修正前評価額一般分、時点修正前評価額合計、時点修正後評価額小規模分、時点修正後評価額一般分、時点修正後評価額合計、手入力区分、手計算区分、土地評価・賦課関連情報のサロゲート主キー、土地家屋賦課台帳のサロゲート主キー 、賦課課税年度、賦課履歴番号、土地評価登記情報のサロゲート主キー、登記名義人番号、登記名義人氏名、土地評価調書伺書情報のサロゲート主キー、減免通知書一連番号、通知用減免コード、減免前土地固定資産税課税標準額、減免前家屋固定資産税課税標準額、減免前合計固定資産税課税標準額、減免前土地都市計画税課税標準額、減免前家屋都市計画税課税標準額、減免前合計都市計画税課税標準額、減免前固定資産税額、減免前都市計画税額、土地固定資産税課税標準額、家屋固定資産税課税標準額、合計固定資産税課税標準額、土地都市計画税課税標準額、家屋都市計画税課税標準額、合計都市計画税課税標準額、固定資産税額、都市計画税額、土地評価額合計、家屋評価額合計、免税点用土地課税標準額、免税点用家屋課税標準額、土地免税点用サイン、家屋免税点用サイン、土地件数、家屋件数、土地家屋賦課決定伺情報のサロゲート主キー、賦課決定伺理由コード、賦課決定伺標題、賦課決定伺理由文、賦課決定通知文、土地課税情報のサロゲート主キー、特例前減免前固定資産税課税標準額小規模分、特例前減免前固定資産税課税標準額一般分、特例前減免前都市計画税課税標準額小規模分、特例前減免前都市計画税課税標準額一般分、特例前減免前固定資産税課税標準額、特例前減免前都市計画税課税標準額、特例後減免前固定資産税課税標準額、特例後減免前都市計画税課税標準額、特例後減免後固定資産税課税標準額、特例後減免後都市計画税課税標準額、前年度特例前減免前固定資産税課税標準額小規模分、前年度特例前減免前固定資産税課税標準額一般分、前年度特例前減免前都市計画税課税標準額小規模分、前年度特例前減免前都市計画税課税標準額一般分、前年度特例後減免後固定資産税課税標準額、前年度特例後減免後都市計画税課税標準額、前年度特例按分後減免後固定資産税課税標準額、前年度特例按分後減免後都市計画税課税標準額、固定資産税住宅用地特例額小規模分、固定資産税住宅用地特例額一般分、固定資産税住宅用地特例額合計、都市計画税住宅用地特例額小規模分、都市計画税住宅用地特例額一般分、都市計画税住宅用地特例額合計、固定資産税負担水準小規模分、固定資産税負担調整小規模分、固定資産税負担水準一般分、固定資産税負担調整一般分、都市計画税負担水準小規模分、都市計画税負担調整小規模分、都市計画税負担水準一般分、都市計画税負担調整一般分、土地権利登記所有者情報のサロゲート主キー、土地登記・案件情報のサロゲート主キー、土地案件情報のサロゲート主キー 、土地登記日付情報のサロゲート主キー、登記の目的、付記の日付、土地登記通知書情報のサロゲート主キー、登記変更前・変更後区分 、登記整理番号 、受付番号 、受付年月日 、発行年月日 、通知書種類 、登録日時 、更新日時

（8）軽自動車税関係

個人番号、法人番号、車両整理番号、車両履歴番号、メッセージ、回収車種、回収標識番号－管轄、回収標識番号－かな、回収標識番号－番号、市町村名、新規申告理由コード、納税義務者住所、納税義務者氏名、納税義務者生年月日、適用開始年月日、支払期限、収納代行会社名、企業コード、委託者コード、賦課年度、車種、標識番号－管轄、標識番号－かな、標識番号－番号、賦課履歴番号、納税義務者－統一コード、承認却下区分、申請却下理由、申請年月日、申請区分、申請理由、減免区分、変更前減免区分、減免異動年月日、減免異動理由コード、個人法人区分、出力区分、依頼区分、課税区分、出力区分設定理由、非課税課税免除理由、根拠となる理由区分、入力担当者ID、入力年月日、連絡先連番、連絡先名称、連絡先電話番号、連絡先使用未使用区分、帳票区分、再発行履歴番号、発付年月日、納税通知書番号、納税義務者－統一コード、所有者－統一コード、所有者－電話番号、使用者－統一コード、使用者－電話番号、所有形態コード、定置場住所区分、定置場住所コード、定置場住所、旧主たる定置場所在の市町村名、その他車種、車名、原動機の型式、型式認定番号、型式、年式、排気量、排気量単位区分、車台番号、電気区分、初度検査年月、受付年月日、事実発生年月日、標識回収有無、標識交付証明書返納有無、申告書受付場所区分、課税保留有無、課税保留理由コード、課税保留解除年月日、課税保留申告有無、異動年月日、異動理由コード、取得年月日、取得理由コード、廃車年月日、廃車理由コード、変更前課税区分、標識変更有無、変更前車種、変更前標識番号－管轄、変更前標識番号－かな、変更前標識番号－番号、変更前初度検査年月、変更前車両履歴番号、チェック済フラグ、チェックリスト出力済フラグ、取消済フラグ、障がい種別、障がい区分、障がい級別・程度、障がい者手帳番号、障がい者手帳交付年月日、有効期限、障がい者－統一コード、納税義務者－障がい者関係種別、運転者－統一コード、運転者－障がい者関係種別、折衝記録番号、折衝種別コード、折衝タイトル、折衝内容、折衝日時、折衝場所コード、折衝相手コード、重要度区分、他システム間共有フラグ、集計年月、調定年度、税率区分、前月末課税件数、前月末課税調定額、当月増分件数、当月増分調定額、当月減分件数、当月減分調定額、当月末課税件数、当月末課税調定額、前月末課税台数、前月末非課税台数、前月末課税免除台数、前月末減免台数、当月増分課税台数、当月増分非課税台数、当月増分課税免除台数、当月増分減免台数、当月減分課税台数、当月減分非課税台数、当月減分課税免除台数、当月減分減免台数、当月末非課税台数、当月末課税免除台数、当月末減免台数、納税通知書発付連番、納税通知書発送区分、納税通知書作成年月日、納税通知書作成時点－郵便番号、納税通知書作成時点－氏名、納税通知書作成時点－住所、納税通知書作成時点－方書、集計年度、集計月、寄託先コード、受入枚数、受入枚数－内委託先、交付枚数、交付枚数－内委託先、年度内－新規、年度内－新規－内委託先、年度内－譲渡、年度内－譲渡－内標識変更、年度内－譲渡－内委託先、年度内－変更、年度内－変更－内標識変更、年度内－廃車、年度内－廃車－内委託先、年度内－課税保留、年度内－証再、集計年月日、賦課異動年月日、賦課異動理由コード、納期限－始期、納期限、課税額、減免額、増減額、賦課決定理由、賦課決定年月日、決裁番号、決裁済フラグ、当初随時区分、賦課時点－車種、賦課時点－標識番号－管轄、賦課時点－標識番号－かな、賦課時点－標識番号－番号、賦課時点－車両履歴番号、賦課時点－定置場住所コード、賦課時点－定置場住所、返戻履歴番号、返戻年月日、返戻理由コード、送付先判明区分、変更前納期限、変更後納期限、再発送年月日、再送先－郵便番号、再送先－住所・所在地、再送先－方書、再送先－氏名・名称、メモ、調査終了理由区分、収納確認納付年月日、処理区分、統一コード、記録元システムID、記録識別番号、折衝日、折衝時刻、表題、入力拠点コード、入力課コード、入力日、税目コード、通知書番号、異動コード、課税区、調定額、調定増減額、納期限区分、納期限年月日、異動事由コード、納税証明書有効期限、車両番号、帳票種別、発付日、宛先_郵便番号、宛先_住所、宛先_方書、宛先_氏名・名称、返戻有無フラグ、返戻日、返戻事由コード、返戻調査状況コード、返戻調査状況メモ、公示送達日、車種コード、日本人_外国人区分、氏名_カナ、氏名_漢字、氏名_アルファベット、氏名_漢字併記名、通称名_カナ、通称名_漢字、性別コード、生年月日、住所、方書、市民年月日、除票年月日、除票事由コード、市内外区分、郵便局区分、納税義務者－氏名・名称、納税義務者－住所、納税義務者－方書、宛先－郵便番号、宛先1、宛先2、宛先3、宛先4、宛先5、宛先6、カスタマーバーコード、桁オーバー外字有無フラグ、出力理由、連番、発送区分、納税通知書－桁オーバー外字有無フラグ、納通発付連番、納税義務者－旧住所、納税義務者－旧方書、桁あふれマーク、未登録外字マーク、調定年度、納付額、領収日、収入日

（9）税滞納整理関係（その1）

個人番号、法人番号、MT連番、財産番号、回答データ作成年月日、統一コード、カナ氏名、生年月日、住所コード、住所カナ具体名、金融機関コード、店舗コード、口座種別、口座番号、借越区分、預金・貸付残高、最終取引日、金融機関届出-住所コード、住所漢字具体名、取込データ、徴収担当者コード、イベント種別、徴収担当者コード、企業コード、委託者コード、登録担当者コード、更新担当者コード、徴収担当者コード、徴収担当者コード、徴収担当者コード、ステータスコード、進行状況コード、ステータスコード、進行状況コード、内容、内容、メモ、徴収担当者コード、滞納原因ランクコード、業種ランクコード、措置状況ランクコード、現年滞納有無、滞納繰越有無、担当者コード、依頼先区分、担当者コード、依頼先区分、滞納宛名コード、滞納宛名名称、滞納宛名所属名称、郵便番号、住所、方書、担当者コード、依頼先区分、条件作成担当者コード、ソート順番-郵便番号、ソート順番-徴収担当者、ソート順番-統一コード、ソート昇順降順区分-郵便番号、ソート昇順降順区分-徴収担当者、ソート昇順降順区分-統一コード、通知書番号、同一人指示前-統一コード、納税管理人-統一コード、納税管理人-氏名、前徴収担当者コード、新徴収担当者コード、個人法人区分、新-住所コード、新-住所、新-方書、新-続柄名称、新-続柄コード1階層、新-続柄コード2階層、新-続柄コード3階層、新-生年月日、新-電話番号1、新-電話番号2、新-電話番号3、新-個人漢字名称、新-個人カナ名称、新-法人漢字名称、新-法人カナ名称、旧-住所コード、旧-住所、旧-方書、旧-続柄名称、旧-続柄コード1階層、旧-続柄コード2階層、旧-続柄コード3階層、旧-生年月日、旧-電話番号1、旧-電話番号2、旧-電話番号3、旧-個人漢字氏名、旧-個人カナ氏名、旧-法人漢字名称、旧-法人カナ名称、滞納額、未納額、通知書番号、税額、延滞金、通知書番号、納税義務承継税額、売却通知-滞納税額総額、売却実施-売却価額、売却実施-委託手数料額、売却実施-充当金額、公売公告-滞納者数、公売公告-財産数量、公売公告-税額、公売公告-件数、換価中止-完納-税額、換価中止-完納-件数、換価中止-その他-税額、換価中止-その他-件数、換価処分-滞納者数、換価処分-財産数量、換価処分-公売公告税額、換価処分-公売公告件数、換価処分-公売公告徴収金、換価処分-公売公告以外-税額、換価処分-公売公告以外-徴収金、関連者-統一コード、関連者-氏名、関連者-住所、拡張者-統一コード、納税義務承継税額合計、通知書番号、通知書番号、車種コード、標識番号-所在地・分類番号、標識番号-記号、標識番号-番号、車体番号、標識番号、債権額、極度額、申立人氏名、申立人住所、住所、方書、氏名、送達書類、通知書番号、滞納額その他税、滞納額市民税、滞納額市道民税、滞納者名称、住所、債務者-統一コード、折衝-電話催告、折衝-訪問催告、折衝-来電相談、折衝-来庁相談、直近の支給額、振込口座、財産番号、銀行口座種別、銀行口座番号、銀行残高、銀行貸付金、銀行口座住所、滞納額その他税、滞納額市民税、滞納額市道民税、宛名氏名、氏名、続柄名称、職業・勤務先、月収、所在等調査-住基-台帳有無、所在等調査-住基-職権消除年月日、所在等調査-住基-本籍地、所在等調査-住基-筆頭者、所在等調査-住基-転出予定地区分、所在等調査-市外-調査不明区分、所在等調査-代表者等住所、所在等調査-代表者等氏名、所在等調査-代表者等関係、個人別-本籍住所、個人別-本籍筆頭者、個人別-現住所、個人別-現住所方書、給与収入額、給与所得額、その他所得額計、主たる給与以外の合算所得区分-営業所得、主たる給与以外の合算所得区分-農業所得、主たる給与以外の合算所得区分-その他事業所得、主たる給与以外の合算所得区分-不動産所得、主たる給与以外の合算所得区分-利子所得、主たる給与以外の合算所得区分-配当所得、主たる給与以外の合算所得区分-雑所得、主たる給与以外の合算所得区分-譲渡・一時所得、総所得額金額、所得控除-雑損、所得控除-医療費、所得控除-社会保料、所得控除-小規模企業共済、所得控除-生命保険料、所得控除-損害保険料、所得控除-個人年金、所得控除-寄付金、所得控除-配偶者合計所得、所得控除-障・老・寡・勤、所得控除-配偶者、所得控除-配偶者特別、所得控除-扶養、所得控除-基礎、所得控除額合計、扶養親族該当区分-控配、扶養親族該当区分-老配、扶養親族該当区分-特定、扶養親族該当区分-同老、扶養親族該当区分-老人、扶養親族該当区分-その他、扶養親族該当区分-同障、扶養親族該当区分-特障、扶養親族該当区分-他障、本人該当区分-夫有、本人該当区分-未成年者、本人該当区分-特障、本人該当区分-他障、本人該当区分-老年者、本人該当区分-寡婦、本人該当区分-特寡、本人該当区分-寡夫、本人該当区分-勤労学生、繰越損失、課税標準-総所得、課税標準-分離短期譲渡、課税標準-分離長期譲渡、課税標準-山林所得、課税標準-株式等の譲渡、課税標準-退職所得、課税標準-分離配当、市税額-特別減税控除前所得割額、市税額-特別減税控除額、市税額-所得割額、市税額-均等割額、道税額-特別減税控除前所得割額、道税額-特別減税控除額、道税額-所得割額、道税額-均等割額、課税資料記載の所得税額、計算後の所得税額、折衝内容、被相続人-氏名、被相続人-氏名カナ、被相続人-住所、被相続人-死亡年月日、書類種類-被相続人の住民票の除票、書類種類-被相続人戸籍・除籍籍謄本、書類種類-相続関係説明図、書類種類-滞納金額明細、続柄名称、相続分、相続財産の評価額、納付責任額、相続人備考、補正後-宛名氏名、補正後-郵便番号、補正後-住所、補正後-方書、相続人候補-相続順位、相続人候補-氏名、相続人候補-住所、相続人候補-本籍、

(10)税滞納整理関係(その2)

相続人候補-続柄名称、相続人候補-生年月日、滞納額その他税、滞納額市民税、滞納額市道民税、MT連番、財産番号、回答データ作成年月日、カナ氏名、生年月日、住所コード、住所カナ具体名、金融機関コード、店舗コード、口座種別、口座番号、借越区分、預金・貸付残高、最終取引日、金融機関届出-住所コード、住所漢字具体名、取込データ、徴収担当者コード、イベント種別、企業コード、委託者コード、登録担当者コード、更新担当者コード、ステータスコード、進行状況コード、内容、メモ、滞納原因ランクコード、業種ランクコード、措置状況ランクコード、現年滞納有無、滞納繰越有無、名義人印字区分、登録名義人区分、変更前住所、変更前氏名、担当者コード、通知書番号、期別枝番、賦課年度、事業年度-開始年月日、事業年度-終了年月日、税目コード、税額、収入年月日、納付額、送付先名称、削除金額、削除理由、課税年度、欠損年度、不納欠損額、現年・滞繰区分、不納欠損区分、即時フラグ、不納欠損処分理由コード、事業倒産フラグ、不納欠損件数、不納欠損合計金額、不納欠損処分年月日、税額配当分、既納付税額、納付予定額、事件名-年、事件名-記号、事件名-番号、事件名-区分、事件開始年月日、事件終了年月日、執行機関-滞納宛名コード、管理人名称、送付先-宛名氏名、送付先-郵便番号、送付先-住所、送付先-方書、滞納者-氏名、滞納者-郵便番号、滞納者-住所、滞納者-方書、受付年月日、誓約年月日、解約年月日、誓約理由コード、誓約理由内容、解約理由コード、備考、支払条件-納付方法区分、発行年月日、納付誓約者-統一コード、納付誓約者-氏名、納付誓約者-郵便番号、納付誓約者-住所、納付誓約者-方書、委託年月日、委託事由コード、取消年月日、取消・返還理由コード、銀行返却依頼年月日、返還理由備考、組戻年月日、受託証書番号、証券種類コード、記号番号、支払期日、券面金額、振出期日、支払人、支払場所、振出人-名称、振出人-住所、振出人-方書、分納回、納期限、誓約額、配当金額-税額、配当金額-延滞金、売却・取立額、公売管理番号、配当計算書用財産名、権利者・共同担保番号、税目等コード、法定納期限等、債権額、配当順位、配当額、換価年月日、滞納処分費-法定納期限等、滞納処分費-滞納額、滞納処分費-配当順位、滞納処分費-配当金額、滞納処分費-備考、滞納明細-延滞金計算有無、滞納明細-延滞金計算基準年月日、滞納明細-配当順位、残余金-交付先、換価代金交付-納入期日、換価代金交付-納入場所、差押解除理由コード、入札者氏名、入札者カナ、郵便番号、住所、方書、入札順位コード、入札価格、入札取消年月日、入札取消理由コード、入札取消理由詳細、入札取消備考、依頼理由フラグ-滞納処分執行のため、依頼理由フラグ-処分等による延滞金額変更、依頼理由フラグ-居所・所在不明、依頼理由フラグ-担当者作成・発送済、依頼理由フラグ-納付・受託済、依頼理由フラグ-滞納処分の停止、依頼理由フラグ-その他、依頼書備考、送付先職員名称、督促状発行理由フラグ-滞納処分、督促状発行理由フラグ-強制執行、督促状発行理由フラグ-担保権としての競売、督促状発行理由フラグ-企業担保実行手続き、督促状発行理由フラグ-破産手続き、督促状発行理由フラグ-その他、添付書類フラグ-債権届出の催告書、添付書類フラグ-不動産登記簿謄本、添付書類フラグ-破産宣告の通知、添付書類フラグ-差押調書等、添付書類フラグ-その他、督促状送達方法区分、旧統一コード、新統一コード、個人法人区分、住登区分、日本人外国人区分、氏名-カナ、氏名-漢字、氏名-アルファベット、氏名-漢字併記名、性別コード、旧氏名-カナ、旧氏名-漢字、課税の有無、抽出時の税額、抽出時の未納額、抽出時の収納額、抽出時の速報額、領収年月日、架電回、折衝年月日、折衝時刻、折衝種別、折衝記録ID、登録日時、督促状発送年月日、催告書最終発送年月日、最終折衝年月日、最終送付帳票ID、最終送付帳票名称、最終送付帳票発送年月日、現年-調定額、現年-収納額、滞繰-調定額、滞繰-収納額、現年-滞納額、現年-実滞納額、現年-速報額、滞繰-滞納額、滞繰-実滞納額、滞繰-速報額、直近収納年月日、直近収納額、収納連携日時、所在、地番、家屋番号又は所有者、要共担フラグ、権利者共通番号、照会先名称1、照会先名称2、給与支払者-滞納宛名コード、給与支払者名称1、給与支払者名称2、文言、処分種別、猶予処理区分、申請-申請年月日、申請-申請期間開始年月日、申請-申請期間終了年月日、申請-承認・却下区分、申請-決定年月日、申請-決定期間開始年月日、申請-決定期間終了年月日、申請-猶予該当条項区分、申請-延滞金免除区分、申請-却下理由詳細、申請-備考、担保提供処理区分、担保提供年月日、猶予原因年月日、担保抵当権設定年月日、担保提供者-統一コード、担保提供者-氏名、担保提供者-郵便番号、担保提供者-住所、担保提供者-方書、担保解除-決裁区分、担保解除年月日、担保解除理由詳細、担保備考、期間延長-決裁区分、期間延長-申請年月日、期間延長-申請期間開始年月日、期間延長-申請期間終了年月日、期間延長-承認・却下区分、期間延長-決定年月日、期間延長-決定期間開始年月日、期間延長-決定期間終了年月日、期間延長-猶予該当条項区分、期間延長-延滞金免除区分、期間延長-却下理由詳細、期間延長-備考、取消年月日、猶予取消該当条項区分、猶予取消理由詳細、弁明年月日、債権者名称、代表者名称、電話番号、宅地取引登録番号、滞納者名称、猶予開始年月日、猶予終了年月日、期間延長-決議年月日、期間延長-猶予開始年月日、期間延長-猶予終了年月日、完結年月日、完結理由、完結担当者コード、送付先-宛名、返戻年月日、返戻理由、催告回数、メモ、更新日時、補正後-宛名氏名、補正後-郵便番号、補正後-住所、補正後-方書、納付書種別、補記事項-該当条項コード、納通-発行年月日、納通-文書番号、納通-納期限、納通-備考、納催-催告年月日、納催-起案年月日、納催-文書番号、更正フラグ、免除フラグ、分納フラグ、受託フラグ、徴収猶予フラグ、換価猶予フラグ、差押フラグ、交付要求フラグ、参加差押フラグ、繰上徴収フラグ、執行停止フラグ、速報データ種別、代表統一コード、納税義務拡張区分、納付書送付年月日、督促催告区分、督促発付年月日、督促公示年月日、最終催告書発行年月日、時効完成予定年月日、課税区コード、収納額、滞納繰越額、繰越時収納額、減免前確定延滞金、確定延滞金、延滞金収納額、延滞金不納欠損額、延滞金確定フラグ、法定納期限、督促区分、最終催告書文書番号、差押予告指定納期限、更正事由、更正年月日、最終収納年月日、時効完成予定年月日、備考、期別、延滞金、繰上納期限、充当順位、時効完成・消滅年月日、通知フラグ、債権申立フラグ、欠損確定フラグ、滞納処分費番号、処分番号、発生年月日、滞納処分費名称、内訳等、支払先、処分概要、金額欄備考、滞納処分費、入力順、確定延滞金利用有無、速報値利用有無、延滞金計算基準年月日、延滞金計算有無、繰上差押有無、納期未到来有無

# Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※（7. リスク1⑨を除く。）

| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
|---|---|
| 税情報ファイル | |
| **2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）** | |
| リスク1：　目的外の入手が行われるリスク | |
| 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 | 1　窓口対応では、個人番号カードなどと身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報の入手を防止する。<br>2　電子申請時は、利用届出の情報と申告時に添付する電子証明書による本人確認を行うか、又は公的個人認証による電子署名が付与された申告データを受領することで、なりすましではないかの検証を行う。また、利用届出や申告データ等に記載された提出先のみが情報を入手できるようシステムで制御しており、対象者以外の情報を入手することはできない。 |
| 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容 | 1　必要な情報以外記載できない書類様式とする。<br>2　審査システム（eLTAX）、国税連携システム（eLTAX）及び団体内統合宛名システムでは、各入手元からの情報に設定された提出先により、対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御するとともに、法令等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手できないようシステムで制御している。 |
| その他の措置の内容 | ― |
| リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　]　＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク2：　不適切な方法で入手が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | ＜税システム、国税連携システム、審査システムにおける措置＞<br>1　手続に当たっては、個人番号の記載が必要であることを認識してもらった上で申告書等を提出してもらう。これにより、本人が知らぬ間に個人番号を提出してしまうことを防止している。<br>2　電子データで提出される申告情報等は、国税連携及び電子申告の専用回線を介して入手するため、中間で詐取・奪取が行われるリスクは低い。<br>3　紙媒体や電子記録媒体の申告等情報は、本人等が来庁して提出するか直接札幌市に郵送するため、中間で詐取・奪取が行われるリスクは低い。<br>＜税宛名システム、税収納システム、税滞納整理システムにおける措置＞<br>システムへアクセスできる職員と端末を限定している。<br>＜団体内統合宛名システムにおける措置＞<br>システムへアクセスできる職員と端末を限定している。<br>マイナポータルから、届出先が本市である申請情報のみ取得するよう制御している。<br>＜住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置＞<br>システムへアクセスできる職員と端末を限定している。<br>＜システム外の措置＞<br>窓口等で個人番号の提示を受けるときは、法令で定める本人確認を行ったうえで受付を行う。 |
| リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　]　＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク3：　入手した特定個人情報が不正確であるリスク | |
| 入手の際の本人確認の措置の内容 | 個人番号カードなどと身分証明書の提示を受けることなどにより、必ず本人確認を行う。<br>電子申告の場合には、公的個人認証等による電子署名が付与されたデータを受領し、署名検証を行う。<br>※　国税庁等からは、当該団体等が番号法第16条に基づく本人確認を行って入手した情報が提供される。 |
| 個人番号の真正性確認の措置の内容 | 個人番号カードなどと身分証明書の提示を受け、登録済みの基本4情報（氏名・住所・性別・生年月日）と差異がないか比較することにより、個人番号の真正性を確認する。 |
| 特定個人情報の正確性確保の措置の内容 | 1　入手の各段階で本人確認を行う。<br>2　審査システム（eLTAX）は、受領した情報をそのまま保管する。<br>3　システム基盤（団体内統合宛名システム）は、取得した情報をそのまま連携する。<br>4　システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。<br>5　業務に関係のない職員が特定個人情報を変更したりすることがないよう、システムを利用できる職員を限定する。 |
| その他の措置の内容 | ― |
| リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　]　＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　　2）十分である<br>3）課題が残されている |

| リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク | |
|---|---|
| リスクに対する措置の内容 | ＜税システム、国税連携システム（eLTAX）、審査システム（eLTAX）における措置＞<br>1　電子データで提出される申告情報等は、国税連携システム（eLTAX）及び審査システム（eLTAX）の専用回線を介して暗号化通信により入手しており、入手した電子データは庁内連携システムを通じて税システムに取り込むことで漏えい・紛失を防止している。<br>2　紙媒体及び電子媒体により提出された申告等情報は、鍵付きの保管庫で保管する。<br>3　システム保守委託業者との契約において、秘密保持の遵守に関する条項を明記して、情報の漏えいを防止する。<br><br>＜税宛名システム、税収納システム、税滞納整理システムにおける措置＞<br>システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとするので、外部に漏れることはない。<br><br>＜団体内統合宛名システムにおける措置＞<br>団体内統合宛名システムは、中間サーバー、マイナポータルや各システムとの接続に専用回線を用いるため、外部に漏れることはない。<br><br>＜住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置＞<br>住民基本台帳ネットワークシステムとの接続に専用回線を用いるため、外部に漏れるリスクはことはない。 |
| リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| ― | |

## 3. 特定個人情報の使用

| リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク | |
|---|---|
| 宛名システム等における措置の内容 | 1　税業務に関する宛名情報は、システム基盤（税宛名）に保存しており、事務で使用する部署の職員のみが当該情報にアクセスし、利用できる仕組みとなっている。<br>2　税業務以外との情報連携は、番号法や条例などの関係法令で定められた必要な範囲に限定する。<br>3　システム基盤（個人基本）との連携は、住民基本台帳に関する情報連携に限定する。<br>4　システム基盤（団体内統合宛名）との連携は、番号制度に伴う、個人の特定に必要な範囲に限定する。 |
| 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容 | システム基盤（市中間サーバ）との連携は、番号制度に伴う、他の地方公共団体等との情報連携に必要な範囲に限定する。 |
| その他の措置の内容 | ― |
| リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　　2）十分である<br>3）課題が残されている |

| | | |
|---|---|---|
| リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク | | |
| ユーザ認証の管理 | ［　行っている　］ | ＜選択肢＞<br>1）行っている　2）行っていない |
| 具体的な管理方法 | システムを利用できる職員を限定し、ユーザIDによる識別と認証用トークンに表示されたパスワード（約30秒ごとに変化する）、PINコードによる認証を実施する。また、業務に応じて各ユーザの操作権限を制限する。 | |
| アクセス権限の発効・失効の管理 | ［　行っている　］ | ＜選択肢＞<br>1）行っている　2）行っていない |
| 具体的な管理方法 | 1　発効管理<br>①　職員ごとに必要最小限の権限が付与されるよう管理する。<br>②　アクセス権限の付与を行う際、実施手順に基づき、業務主管部門（「Ⅱ．2．⑥事務担当部署」の所属長）及びシステム保守担当部門が指定する対象者及び権限について、システム担当者が設定を行う。<br>2　失効管理<br>　人事異動等によりアクセス権に変更が生じた場合は、実施手順に基づき業務主管部門は情報システム部門に対して、速やかに失効の申請を行う。 | |
| アクセス権限の管理 | ［　行っている　］ | ＜選択肢＞<br>1）行っている　2）行っていない |
| 具体的な管理方法 | 1　アクセス権限の付与者一覧を作成し、アクセス権限の変更がある都度、更新を行っている。<br>2　機器利用課の職員名簿と、アクセス権限付与者一覧を突合し、その都度、失効申請を行っている。 | |
| 特定個人情報の使用の記録 | ［　記録を残している　］ | ＜選択肢＞<br>1）記録を残している　2）記録を残していない |
| 具体的な方法 | システム操作記録として、いつ、どのユーザーが、誰の情報を、参照・更新したか、アクセスログを記録している。 | |
| その他の措置の内容 | 1　システムが利用できる端末については、勝手に設定を変更できないようシステム部門で管理している。<br>2　指定された端末以外からアクセスできないよう、システム部門で制御している。<br>3　システム使用中以外は必ずログオフを行い、一定時間端末を操作しなかった場合は再度パスワード認証を要求する設定としている。 | |
| リスクへの対策は十分か | ［　十分である　］ | ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク3： 従業者が事務外で使用するリスク | | |
| リスクに対する措置の内容 | 1　外部記憶媒体へのコピーを禁止している。また、外部記憶媒体利用制御システムにより外部記憶媒体が作動しないようにすることで、情報の不正な持ち出しを禁止している。<br>2　システム操作記録を取得していることを周知して、定期的に事務外で使用することに対する注意喚起を行っている。<br>3　臨時職員等に、業務上知り得た情報の業務外利用禁止と、違反した場合の罰則について周知している。 | |
| リスクへの対策は十分か | ［　十分である　］ | ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク4： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク | | |
| リスクに対する措置の内容 | 1　システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとなっている。<br>2　セキュリティ実施手順に情報システム部門の承認を得なければ、情報の複製は認められない仕組みとなっている。 | |
| リスクへの対策は十分か | ［　十分である　］ | ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| 1　一定時間操作が無い場合は、自動的にログアウトする。<br>2　スクリーンセーバを利用して、長時間にわたり個人情報を表示させない。<br>3　端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。<br>4　事務処理に必要のない画面のハードコピーは取得しない。<br>5　特定個人情報の目視が不要なシステム（税収納、税証明、税滞納整理）については、システム画面に個人番号を表示しない。 | | |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | [　]委託しない |
|---|---|---|
| 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク<br>委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク<br>委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク<br>委託契約終了後の不正な使用等のリスク<br>再委託に関するリスク | | |
| 情報保護管理体制の確認 | 札幌市が規定する特定個人情報等取扱安全管理基準に適合しているか予め確認して委託契約を締結している。 | |
| 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 | [　制限している　] | ＜選択肢＞<br>1）制限している　2）制限していない |
| 具体的な制限方法 | 1　特定個人情報を取り扱う従業者の名簿を提出させる。<br>2　電子計算機等のアクセス権限を設定し、アクセスできる従業者を限定させる。<br>3　サーバ室や事務室の入退室を従業者に配布しているICカードにより制限し不正な侵入を防止している。また、端末機の操作者ごとにフォルダへのアクセス権限を設定し、利用可能なファイルを制限する等の方法を定める。 | |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 | [　記録を残している　] | ＜選択肢＞<br>1）記録を残している　2）記録を残していない |
| 具体的な方法 | 特定個人情報を取り扱う電子計算機等では、従業者の利用状況をアクセスログとして記録し、保管している。<br>＜システム基盤（税宛名）および各税システムの運用保守業務における措置＞<br>システム操作記録による記録を残している。また、データベースへの接続監視を行い、30分毎に担当職員へメールで監視状況が通知されるようになっており、いつ・だれが・どのデータベースに・どのようなアクセスをしたかを把握できるようになっている。<br>＜eLTAXシステム認定委託先事業者における措置＞<br>システムを操作した履歴を記憶媒体に記録し、法令を順守していることを監査する等、その利用の正当性について確認することが技術基準に定められている。 | |
| 特定個人情報の提供ルール | [　定めている　] | ＜選択肢＞<br>1）定めている　2）定めていない |
| 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法 | （内容）<br>当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。<br>（確認方法）<br>この特記事項の中で、第三者への提供の禁止を規定している。また、遵守内容について定期的に報告させている。 | |
| 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法 | （内容）<br>当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。<br>（確認方法）<br>この特記事項の中で、札幌市の指定する手段で特定個人情報等の受渡しや確認を行うことを規定している。<br>また遵守内容について定期的に報告させている。 | |
| 特定個人情報の消去ルール | [　定めている　] | ＜選択肢＞<br>1）定めている　2）定めていない |
| ルールの内容及びルール遵守の確認方法 | （内容）<br>当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。<br>（確認方法）<br>この特記事項の中で、札幌市の指定する手段で消去し、その内容を記録した書面で報告することを規定している。 | |
| 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 | [　定めている　] | ＜選択肢＞<br>1）定めている　2）定めていない |

| | | |
|---|---|---|
| | 規定の内容 | 当該委託業務の契約書では「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めており、以下の事項を規定している。<br>1 秘密保持義務<br>2 事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止<br>3 特定個人情報の目的外利用の禁止<br>4 再委託における条件<br>5 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任<br>6 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄<br>7 特定個人情報を取り扱う従業者の明確化<br>8 従業者に対する監督・教育、契約内容の遵守状況についての報告<br>9 必要があると認めるときは実地の監査、調査等を行うこと |
| 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 | | [ 十分に行っている ]<br>＜選択肢＞<br>1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている<br>3）十分に行っていない 4）再委託していない |
| | 具体的な方法 | 当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。この特記事項の中で、再委託するときは必ず札幌市の許諾を得ることと規定している。その際には、再委託先が札幌市の規定する特定個人情報等取扱安全管理基準に適合しているか予め確認して許諾することと規定している。<br>また、再委託先における特定個人情報等の取扱状況についても定期的に報告させている。 |
| その他の措置の内容 | | ― |
| リスクへの対策は十分か | | [ 十分である ]<br>＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| ― | | |

| 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） | [　　] 提供・移転しない |
|---|---|
| リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク | |
| 特定個人情報の提供・移転の記録 | [　　記録を残している　　] ＜選択肢＞ 1）記録を残している　2）記録を残していない |
| 具体的な方法 | 特定個人情報の提供・移転の実行記録をシステムに保管する。紙で提供・移転を行う場合も、紙をシステム出力した時の実行記録が保管される。 |
| 特定個人情報の提供・移転に関するルール | [　　定めている　　] ＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない |
| ルールの内容及びルール遵守の確認方法 | （内容）<br>札幌市内部の税業務以外との情報連携は、番号法や条例などの関係法令で定められた必要な範囲に限定する。<br>（確認方法）<br>個人番号利用事務監査を実施し、提供・移転が適切であるか確認している。 |
| その他の措置の内容 | 1 「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を管理し、情報の持ち出しを制限する。<br>2 システムにより自動化されている情報の提供・移転処理以外で、情報の提供・移転を行う場合は、情報システム部門の職員が立会う。<br>3 外部記憶媒体へのコピーを禁止している。また、外部記憶媒体利用制御システムにより外部記憶媒体が作動しないようにすることで、情報の不正な持ち出しを禁止している。 |
| リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている |
| リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | 1 誤った相手へ提供・移転しないように、管理されたネットワーク上の通信を用いる。<br>2 システム処理によらない特定個人情報の提供・移転を行う必要がある場合は、業務主管部門からの事前手続に基づいて、情報システム部門の管理の下に実施する。 |
| リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている |
| リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | 1 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置<br>① システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。また、システム操作者によるオンラインでの誤入力を防止するため、入力が必要な業務をシステム化して減らしたほか、入力を誤りやすい業務については入力結果を後日に抜き出して再確認できるようにしている。更に研修やマニュアルを充実させるとともに、マニュアルを順守するよう徹底している。<br>② 情報を提供・移転するファイルはシステム上で形式が定義されており、定義された形式の情報以外は連携されない。<br>③ システムによって入力内容や計算内容のエラーチェックが行われている。<br>2 誤った相手に情報を提供・移転してしまうリスクへの措置<br>① 本市の情報システム部門に事前協議を行い、相手システムとの情報連携について承認を得る必要がある。また、承認された相手システムとしか情報連携されない仕組みになっている。<br>② 誤った相手へ提供・移転しないように、管理されたネットワーク上の通信を用いる。 |
| リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている |
| 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| － | |

| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | [　] 接続しない（入手）　[　] 接続しない（提供） |
|---|---|
| リスク1： 目的外の入手が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | ＜札幌市における措置＞<br>情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、本市の各業務システムから、情報提供ネットワークシステム側へのアクセスはできない。<br><br>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞<br>1　番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を有しており、目的外の入手が行われないように備えている。<br>2　ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 |
| リスクへの対策は十分か | [　十分である　] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク2： 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | ＜札幌市における措置＞<br>情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、本市の各業務システムから、情報提供ネットワークシステム側へのアクセスはできない。<br><br>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞<br>情報提供ネットワークシステムは、個人情報保護委員会との協議を経て内閣総理大臣が設置・管理している。中間サーバーは、この情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報しか入手できない設計になっており、安全性を保っている。<br><br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>1　中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。<br>2　中間サーバーと地方自治体等との間については、VPN（仮想プライベートネットワーク）等の技術を利用し、地方自治体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 |
| リスクへの対策は十分か | [　十分である　] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞<br>情報提供ネットワークシステムは、個人情報保護委員会との協議を経て内閣総理大臣が設置・管理している。中間サーバーは、この情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報しか入手できない設計になっている。そのため、照会対象者の正確な特定個人情報を入手することが担保されている。 |
| リスクへの対策は十分か | [　十分である　] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　2）十分である<br>3）課題が残されている |

| リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク | |
|---|---|
| リスクに対する措置の内容 | ＜札幌市における措置＞<br>情報提供ネットワークシステムとの情報連携は、システム基盤（市中間サーバ）を通じて、閉鎖された専用回線により通信を行う。<br><br>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞<br>1 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している（※）。<br>2 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。<br>3 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。<br>4 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。<br>（※）中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。<br><br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>① 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。<br>② 中間サーバーと地方自治体等との間については、VPN（仮想プライベートネットワーク）等の技術を利用し、地方自治体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。<br>③ 中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはない。 |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク5： 不正な提供が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | ＜札幌市における措置＞<br>情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の各業務システムへのアクセスはできない。<br><br>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞<br>1 情報提供の要求があった際には、情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックする機能が備わっている。<br>2 情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、照会内容に対応した情報のみを自動で生成して送付する機能が備わっている。また、情報提供ネットワークシステムから、情報提供許可証と、情報照会者へたどり着くための経路情報を受け取ってから提供する機能が備わっている。これらの機能により、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。<br>3 機微情報（支援措置対象者情報等）については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認することで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。<br>4 ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |

| リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク | |
|---|---|
| リスクに対する措置の内容 | ＜札幌市における措置＞<br>情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバ・プラットフォームが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の各業務システムへのアクセスはできない。<br><br>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞<br>1 情報提供ネットワークシステムに情報を送信する際は、情報が暗号化される仕組みになっている。<br>2 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。<br><br>＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞<br>1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。<br>2 中間サーバーと地方自治体等との間については、VPN（仮想プライベートネットワーク）等の技術を利用し、地方自治体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。<br>3 中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が、特定個人情報にはアクセスができないよう管理することで、不適切な方法での情報提供を行えないようにしている。 |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ]　＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | ＜札幌市における措置＞<br>1 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置<br>① システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。<br>② 情報を提供・移転するファイルは、決められたファイル形式以外では情報を提供・移転できない仕組みになっている。<br>③ システムが、入力内容や計算内容に誤りがないかチェックしている。<br>2 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置<br>① 札幌市の情報システム部門に事前協議を行い、承認を得た情報連携先とだけ連携できる仕組みになっている。<br>② 誤った相手へ提供・移転しないよう、特定個人情報の提供・移転は管理されたネットワーク内で行う。<br><br>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞<br>1 情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、照会内容に対応した情報のみを自動で生成して送付する機能が備わっている。また、情報提供ネットワークシステムから、情報提供許可証と、情報照会者へたどり着くための経路情報を受け取ってから提供する機能が備わっている。これらの機能により、誤った相手へ特定個人情報を提供するリスクに対応している。<br>2 情報提供データベースへ情報が登録される際には、決められた形式のファイルであるかをチェックする機能が備わっている。また情報提供データベースに登録された情報の内容は端末の画面で確認することができる。これらにより、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。<br>3 情報提供データベース管理機能（※）では、情報提供データベース内の副本データを既存業務システム内の正本データと照合するためのデータを出力する機能を有しており、提供する特定個人情報に誤りがないか確認することができる。<br>（※）特定個人情報を副本として保存・管理する機能。 |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ]　＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　2）十分である<br>3）課題が残されている |

| 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置 |
|---|
| その他のリスク①：不正なアクセスがなされるリスク<br>＜札幌市における措置＞<br>　情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成とすることにより、システムの仕組みとして、情報提供ネットワークシステム側から本市の各業務システムへのアクセスが不可能となるようにしている。<br>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞<br>　ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施される機能を有することにより、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止している。<br><br>その他のリスク②：情報提供用符号が不正に用いられるリスク<br>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞<br>　システム上、情報連携時にのみ符号を用いる仕組みになっており、不正な名寄せが行われることのないよう、安全性を確保している。<br><br>その他のリスク③：通信中の情報に対する不正なアクセスにより情報が漏えいするリスク<br>＜札幌市における措置＞<br>　情報提供ネットワークシステムとの情報連携は、システム基盤（市中間サーバー）を通じて、閉鎖された専用回線により通信を行うことにより、通信中の情報に不正なアクセスを受けることのないよう、安全性を確保している。<br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>1　中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間における通信は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、通信中の情報が不正なアクセスを受けることのないよう、安全性を確保している。<br>2　中間サーバーと自治体等についてはVPN（仮想プライベートネットワーク）等の技術を利用し、自治体ごとに通信回線を分離することで、通信中の情報が不正なアクセスを受けることのないよう、安全性を確保している。<br>3　中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間における通信は暗号化されており、万が一通信中の情報に不正なアクセスがあったとしても容易に情報漏えいが起こらないよう対応している。<br><br>その他のリスク④：情報提供データベースに保存される情報が漏えいするリスク<br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>1　中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方自治体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、他の地方自治体が管理する情報には一切アクセスできない仕組みとすることで、保存された情報が漏えいすることのないよう、安全性を確保している。<br>2　地方自治体のみが特定個人情報の管理を行う仕組みとし、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報にアクセスできないようにしているため、事業者における情報漏えい等のリスクを極小化している。 |

## 7．特定個人情報の保管・消去

| リスク1：　特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク | | |
|---|---|---|
| ①NISC政府機関統一基準群 | [　政府機関ではない　] | ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れて遵守している　2）十分に遵守している<br>3）十分に遵守していない　4）政府機関ではない |
| ②安全管理体制 | [　十分に整備している　] | ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れて整備している　2）十分に整備している<br>3）十分に整備していない |
| ③安全管理規程 | [　十分に整備している　] | ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れて整備している　2）十分に整備している<br>3）十分に整備していない |
| ④安全管理体制・規程の職員への周知 | [　十分に周知している　] | ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れて周知している　2）十分に周知している<br>3）十分に周知していない |

| | | |
|---|---|---|
| ⑤物理的対策 | | [　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている<br>3）十分に行っていない |
| | 具体的な対策の内容 | ＜札幌市における措置＞<br>1　サーバ室は、機械による入退室管理設備を設置し、入退室カード（ICカード）を貸与された者でないと入室できない。また、入退室の記録は保存され、監視カメラも設置している。<br>2　磁気ディスクや書類は施錠可能な保管庫で保存している。<br>3　電気通信装置（ルータ・HUB）は施錠可能なラックに設置している。<br><br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。<br>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。<br>・日本国内でデータを保管している。<br><br>＜eLTAXシステム認定委託先事業者における措置＞<br>技術基準及び認定要綱に定められた基準を満たすデータセンターにサーバを設置するとともに、これらの基準に沿ってサーバの管理を行っている。<br><br>＜標準準拠システム連携基盤における措置＞<br>ガバメントクラウドへの接続は閉鎖された専用線であり外部からの侵入は物理的に不可能となっている。<br><br>＜ガバメントクラウドにおける措置＞<br>①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。<br>②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 |

| | | |
|---|---|---|
| ⑥技術的対策 | | [　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている<br>3）十分に行っていない |
| | 具体的な対策の内容 | ＜札幌市における措置＞<br>1　コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。併せて、端末機及びサーバ機のハードディスクドライブの全ファイルのウイルススキャンを毎週1回、自動実行する。<br>2　本市の情報セキュリティに関する規程に基づき、ネットワーク管理に係る手順等を整備するとともに、機器を設置する際はファイアウォールを敷設することとしている。<br><br>＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞<br>1　中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。<br>2　中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスパターンファイルを更新する。<br>3　導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチを適用する。<br>4　中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。<br>5　中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。<br>6　中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。<br><br>＜eLTAXシステム認定委託先事業者における措置＞<br>　技術基準及び認定要綱に沿って、ファイアウォールによる通信制御やコンピュータウイルス混入防止などのセキュリティ対策を実施している。<br><br>＜標準準拠システム連携基盤における措置＞<br>①共通機能標準仕様書で定められた通信のセキュリティレベルを実現する。<br>②ファイル連携においてはオブジェクトストレージを利用し、暗号化と複合化を行い管理する。<br><br>＜ガバメントクラウドにおける措置＞<br>①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。<br>②地方公共団体が委託したASP（「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和4年10月　デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。<br>③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。<br>④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。<br>⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。<br>⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。<br>⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。<br>⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 |
| ⑦バックアップ | | [　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている<br>3）十分に行っていない |
| ⑧事故発生時手順の策定・周知 | | [　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている<br>3）十分に行っていない |

| | | |
|---|---|---|
| ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか | | [　発生なし　] <選択肢><br>1）発生あり　2）発生なし |
| | その内容 | ― |
| | 再発防止策の内容 | ― |
| ⑩死者の個人番号 | | [　保管している　] <選択肢><br>1）保管している　2）保管していない |
| | 具体的な保管方法 | 生存する市民の個人番号と同様に管理し、保管年数経過後に消去する。 |
| その他の措置の内容 | | ― |
| リスクへの対策は十分か | | [　十分である　] <選択肢><br>1）特に力を入れている　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク | | |
| リスクに対する措置の内容 | | 保有する情報は異動があった場合に随時更新しており、更新していない場合は他の職員から判別可能であるなど複数人で確認できる体制にあることから、古い情報のまま保管されるリスクは小さい。 |
| リスクへの対策は十分か | | [　十分である　] <選択肢><br>1）特に力を入れている　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク | | |
| 消去手順 | | [　定めている　] <選択肢><br>1）定めている　2）定めていない |
| | 手順の内容 | 1　保管年数を経過した情報は消去する。<br>2　磁気ディスクの廃棄時は、内容の復元ができないように消去又は物理的破砕等を行う。<br>3　帳票及び申告書等の廃棄時は、内容が判読できないよう、焼却又は裁断する。<br>4　標準準拠システム連携基盤においては、格納期限が経過した連携ファイルは消去する。<br>5　ガバメントクラウドにおいては、データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。 |
| その他の措置の内容 | | ― |
| リスクへの対策は十分か | | [　十分である　] <選択肢><br>1）特に力を入れている　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| ― | | |

## Ⅳ　その他のリスク対策 ※

| 1. 監査 | | |
|---|---|---|
| ①自己点検 | | [　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |
| | 具体的なチェック方法 | ＜札幌市における措置＞<br>札幌市で毎年実施している個人番号利用事務監査の際に、各職場において、本評価書に記載された事項等が順守されているかどうか、自己点検票による確認を行う。<br><br>＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞<br>地方公共団体情報システム機構機構処理事務管理規程（平成29年地情機規程第12号）などに基づき、中間サーバー･プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。<br><br>＜eLTAXシステム認定委託先事業者における措置＞<br>技術基準により、認定委託先事業者はセキュリティ対策の定期的な見直しを行うことが定められている。 |
| ②監査 | | [　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |
| | 具体的な内容 | ＜札幌市における措置＞<br>札幌市で毎年実施している個人番号利用事務監査で、本評価書に記載された事項等が遵守されているかどうかの確認を実施する。内容は以下のとおり。<br>1　監査はすべての個人番号利用事務について実施する。<br>2　現地監査を定期的に実施する。<br>3　監査結果に応じフォローアップを行う。<br>4　監査結果、フォローアップの結果は、番号制度総括部門に報告する。<br><br>＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞<br>1　地方公共団体情報システム機構機構処理事務管理規程などに基づき、中間サーバー･プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。<br>2　政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。<br><br>＜eLTAXシステム認定委託先事業者における措置＞<br>技術基準及び認定要綱により、認定委託先事業者は機構による外部監査を受検することが定められている。<br><br>＜ガバメントクラウドにおける措置＞<br>ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 |
| **2. 従業者に対する教育･啓発** | | |
| 従業者に対する教育･啓発 | | [　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |
| | 具体的な方法 | ＜札幌市における措置＞<br>地方税賦課徴収事務にかかわる職員（会計年度任用職員等を含む。）に対して、初任時及び一定期間ごとに、必要な知識の習得に資するための研修（個人情報保護、セキュリティ対策に関する内容を含む。）を実施するとともに、その記録を残している。<br><br>＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞<br>IPA（情報処理推進機構）が提出する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー･プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則（接続運用規程等）や情報セキュリティに関する教育を年次（年2回）及び随時（新規要員着任時）実施することとしている。<br><br>＜eLTAXシステム認定委託先事業者における措置＞<br>技術基準により、認定委託先事業者は、システムに係わる職員に対し、セキュリティ対策についての教育及び研修を実施することが定められている。 |

## 3. その他のリスク対策

＜札幌市における措置＞
　情報システム部門が管理するサーバ室にて、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、情報システム部門と委託業者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現している。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞
　中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

＜eLTAXシステム認定委託先事業者における措置＞
　技術基準及び認定要綱に沿って整備された環境によるセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現している。

＜ガバメントクラウドにおける措置＞
　ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。
ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。
具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

# Ⅴ　開示請求、問合せ

| 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
|---|---|
| ①請求先 | 郵便番号060-8611<br>札幌市中央区北1条西2丁目<br>総務局行政部行政情報課 |
| ②請求方法 | 指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求について受け付ける。 |
| 特記事項 | 札幌市ホームページに請求先、請求手続、費用等についての案内を掲載している。 |
| ③手数料等 | [　　無料　　]　＜選択肢＞<br>1) 有料　2) 無料<br>（手数料額、納付方法：手数料は無料。ただし、写しの交付を希望する場合は、交付費用の実費相当の負担が必要。納付方法は現金、納入通知書等による。） |
| ④個人情報ファイル簿の公表 | [　　行っている　　]　＜選択肢＞<br>1) 行っている　2) 行っていない |
| 個人情報ファイル名 | 地方税の賦課徴収事務 |
| 公表場所 | 札幌市総務局行政部行政情報課 |
| ⑤法令による特別の手続 | ― |
| ⑥個人情報ファイル簿への不記載等 | ― |

| 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
|---|---|
| ①連絡先 | 郵便番号060-8611<br>札幌市中央区北1条西2丁目<br>財政局税政部税制課 |
| ②対応方法 | 問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 |

# Ⅵ　評価実施手続

| 1. 基礎項目評価 | |
|---|---|
| ①実施日 | 令和5年12月11日 |
| ②しきい値判断結果 | [　　基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる　　]<br>＜選択肢＞<br>1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる<br>2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる（任意に全項目評価を実施）<br>3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる（任意に全項目評価を実施）<br>4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない（任意に全項目評価を実施） |
| **2. 国民・住民等からの意見の聴取** | |
| ①方法 | 札幌市ホームページ等で住民等からの意見の募集を実施する旨を周知し、ホームページ及び主要市有施設（区役所等）で全文を閲覧可能とする。 |
| ②実施日・期間 | 令和7年1月16日～2月14日 |
| ③期間を短縮する特段の理由 | － |
| ④主な意見の内容 | ・ガバメントクラウドのセキュリティリスクはどこが担うのか。どの企業と契約するか公表すべき。<br>・サイバー攻撃など不正アクセスの危険がより増すことになるのではないのか。<br>・「ガバメントクラウド」のために、自治体基幹システムを標準化することは、地方自治権の放棄に繋がり、膨大なシステム経費を市税で行うことについて市議会の決議が必要になる。 |
| ⑤評価書への反映 | 上記意見を踏まえた、評価書の修正はない。 |
| **3. 第三者点検** | |
| ①実施日 | 令和7年6月27日 |
| ②方法 | 学識経験者等で組織される札幌市情報公開・個人情報保護審議会に諮問した。 |
| ③結果 | 評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いは、特定個人情報保護評価指針に定める実施手続等に適合しており、特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当であるとの答申を得た。 |
| **4. 個人情報保護委員会の承認 【行政機関等のみ】** | |
| ①提出日 | |
| ②個人情報保護委員会による審査 | |

## （別添3）変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和6年2月5日 | Ⅰ-1<br>②事務の内容 | 札幌市では、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例により、地方税の賦課、徴収事務を行っている。<br><br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。）別表第一の16項により個人番号を利用することができるのは、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収または地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、内閣府・総務省令では、地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務と定められている。 | 札幌市では、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例（以下「地方税法等」という。）により、地方税の賦課、徴収事務を行っている。<br><br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）別表第一の16項により個人番号を利用することができるのは、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収または地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令では、地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務と定められている。 | 事後 | 文言整理のため、重要な変更には当たらない。 |
| 令和6年2月5日 | Ⅰ-1<br>②事務の内容 | ≪左欄にある※について（以下、評価書中同じ。）≫<br>特定個人情報保護評価指針の別表に定める重要な変更の対象である記載項目である。<br>※の項目の変更については、特定個人情報保護評価に関する規則第11条及び特定個人情報保護評価指針第6－2（2）で、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更である場合を除き、評価を再実施することとされている。 | ≪左欄にある※について（以下、評価書中同じ。）≫<br>特定個人情報保護評価指針（平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号）の別表に定める重要な変更の対象である記載項目である。<br>※の項目の変更については、特定個人情報保護評価に関する規則第11条及び特定個人情報保護評価指針第6－2（2）で、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更又は当該リスクを明らかに軽減させる変更である場合を除き、評価を再実施することとされている。 | 事後 | 文言整理及び特定個人情報保護評価指針の改正に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。 |
| 令和6年2月5日 | Ⅰ-2<br>システム3<br>②システムの機能 | ［〇］その他（審査システム（eLTAX）、国税連携システム（eLTAX））） | ［〇］その他（審査システム（eLTAX）、国税連携システム（eLTAX）、システム基盤（市中間サーバ））） | 事後 | 誤字脱字の修正であり、重要な変更にはあたらない（システム10　システム基盤（市中間サーバ）の記載との整合性を図る）。 |
| 令和6年2月5日 | Ⅰ-2<br>システム7<br>②システムの機能 | 審査システム（eLTAX）は、総合行政ネットワーク（LGWAN）を通じて、インターネットと連携している地方税ポータルセンタ（eLTAX）等の電子データを送受信するシステムであり、次の機能を有する。<br>1　審査システム（eLTAX）から税システムへの連携<br>①　申告等データ（給与支払報告書、公的年金等支払報告書、償却資産申告書等）<br>②　利用届出データ<br>③　申請・届出データ等の受領<br>2　税システムから審査システム（eLTAX）への連携<br>①　プレ申告データ<br>②　特別徴収税額通知データ等 | 審査システム（eLTAX※）は、総合行政ネットワーク（LGWAN）を通じて、インターネットと連携している地方税ポータルセンタ（eLTAX）等の電子データを送受信するシステムであり、次の機能を有する。<br>1　審査システム（eLTAX）から税システムへの連携<br>①　申告等データ（給与支払報告書、公的年金等支払報告書、償却資産申告書等）<br>②　利用届出データ<br>③　申請・届出データ等の受領<br>④　納付情報データの受領<br>2　税システムから審査システム（eLTAX）への連携<br>①　プレ申告データ<br>②　特別徴収税額通知データ等<br><br>※eLTAX・・・地方税ポータルシステムの呼称。地方公共団体が共同して運営する地方税共同機構（以下「機構」という。）が開発・運用しているシステムで、地方税に関する総合窓口として地方税に関する様々な手続きを電子的に行う。地方税ポータルセンタ、審査システム、国税連携システムなどから構成される。 | 事後 | 文言整理及びその他情報（特定個人情報以外）に係る機能の追加であり、リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため、重要な変更には当たらない。 |
| 令和6年2月5日 | Ⅰ-2<br>システム14<br>②システムの機能 | 2　機構（※）への情報照会<br>全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。<br><br>※機構…地方公共団体情報システム機構のこと。地方公共団体情報システム機構法（平成25年法律第29号）に基づく地方共同法人。住民基本台帳ネットワークシステムの運営、総合行政ネットワーク（LGWAN）の運営、個人番号カードの作成業務、地方公共団体の情報化推進、情報セキュリティ対策への支援及び人材育成への支援を行っている。 | 2　地方公共団体情報システム機構（※）への情報照会<br>全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。<br><br>※地方公共団体情報システム機構…地方公共団体情報システム機構法（平成25年法律第29号）に基づく地方共同法人。住民基本台帳ネットワークシステムの運営、総合行政ネットワーク（LGWAN）の運営、個人番号カードの作成業務、地方公共団体の情報化推進、情報セキュリティ対策への支援及び人材育成への支援を行っている。 | 事後 | 文言整理のため、重要な変更には当たらない。 |
| 令和6年2月5日 | Ⅰ-5<br>法令上の根拠 | 番号法第9条第1項　別表第一の16の項、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第16条、番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例（平成27年10月6日条例第42号。以下「利用条例」という。） | 番号法第9条第1項　別表第一の16の項、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第16条<br>番号法第9条第2項に基づく札幌市個人番号利用条例（平成27年10月6日条例第42号。以下「利用条例」という。）第4条第2項、第3項 | 事後 | 文言整理のため、重要な変更には当たらない。 |
| 令和6年2月5日 | Ⅰ-（別添1）<br>事務の内容 | | 「納付」、「納付情報」、「税額通知等」の流れの追加 | 事後 | その他情報（特定個人情報以外）の流れの追加であり、リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため、重要な変更にはあたらない。 |
| 令和6年2月5日 | Ⅱ-3<br>⑤本人への明示 | ・地方税法その他の地方税に関する法律及び番号法別表第二の27項に規定されている。<br>・庁内連携による入手は番号法第9条第2項に基づく条例において明示されている。 | ・地方税法その他の地方税に関する法律及び番号法別表第二の27項に規定されている。<br>・庁内連携による入手は番号法第9条第2項に基づく利用条例別表において明示されている。 | 事後 | 文言整理のため、重要な変更には当たらない。 |
| 令和6年2月5日 | Ⅱ-3<br>⑧使用方法<br>情報の突合 | 1　個人番号カード又は通知カードにより、正確な本人確認と個人番号の真正性を確認する。 | 1　個人番号カードなどにより、正確な本人確認と個人番号の真正性を確認する。 | 事後 | 文言整理のため、重要な変更には当たらない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和6年2月5日 | Ⅱ-4<br>委託事項2<br>④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | [○]紙 | [ ]紙 | 事後 | 特定個人情報の提供方法を減らす変更であり、重要な変更には当たらない。 |
| 令和6年2月5日 | Ⅱ-4<br>委託事項6<br>①委託内容 | 地方税共同機構(以下「機構」という。)が運営する地方税ポータルセンタ(eLTAX)との間で行うデータ連携サービスの提供及び運用支援を実施 | 機構が運営する地方税ポータルセンタ(eLTAX)との間で行うデータ連携サービスの提供及び運用支援を実施 | 事後 | 文言整理のため、重要な変更には当たらない。 |
| 令和6年2月5日 | Ⅱ-5<br>特定個人情報の提供・移転<br>提供・移転の有無 | [○]提供を行っている(60件) | [○]提供を行っている(61件) | 事後 | 誤字脱字の修正であり、重要な変更にはあたらない。 |
| 令和6年2月5日 | Ⅱ-5<br>(別紙1)<br>項番20　市町村長 | ※記載漏れ | (情報照会者)市町村長<br>(事務)　身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの<br>(情報提供者)市町村長<br>(特定個人情報)地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの | 事後 | 番号法の一部改正に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。 |
| 令和6年2月5日 | Ⅱ-5<br>(別紙1)<br>項番53　市町村長 | ※記載漏れ | (情報照会者)市町村長<br>(事務)　知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの<br>(情報提供者)市町村長<br>(特定個人情報)地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの | 事後 | 番号法の一部改正に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。 |
| 令和6年2月5日 | Ⅱ-5<br>(別紙1)<br>項番71　厚生労働大臣又は都道府県知事 | 雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 事後 | 番号法の一部改正に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。 |
| 令和6年2月5日 | Ⅱ-5<br>(別紙1)<br>項番97　都道府県知事又は保健所を設置する市の長 | 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの | 事後 | 番号法の一部改正に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。 |
| 令和6年2月5日 | Ⅱ-5<br>(別紙1)<br>項番106　独立行政法人日本学生支援機構 | 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの | 地方税関係情報、住民票関係情報又は児童手当関係情報であって主務省令で定めるもの | 事後 | 番号法の一部改正に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。 |
| 令和6年2月5日 | Ⅱ-5<br>(別紙1)<br>項番107　厚生労働大臣 | 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの | 事後 | 番号法の一部改正に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。 |
| 令和6年2月5日 | Ⅱ-5<br>(別紙2) | (別紙2)番号法第9条第2項及び条例第4条2項、3項別表2に基づき情報移転する事務 | (別紙2)番号法第9条第2項に基づく利用条例第4条第2項、第3項別表2に基づき情報移転する事務 | 事後 | 文言整理のため、重要な変更には当たらない。 |
| 令和6年2月5日 | Ⅱ-6　特定個人情報の保管・消去<br>①保管場所 | ＜eLTAXシステム認定委託先事業者における措置＞<br>1 「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示第206号、以下「技術基準」という。)」及び「認定委託先事業者の認定等に関する要綱(平成25年6月20日地電協制定、以下「認定要綱」という。)」に定められた基準を満たすデータセンターにサーバが設置され、このサーバ上に特定個人情報が保管される。 | ＜eLTAXシステム認定委託先事業者における措置＞<br>1 「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示第206号、以下「技術基準」という。)」及び「認定委託先事業者の認定等に関する要綱(平成31年地税機要綱第5号、以下「認定要綱」という。)」に定められた基準を満たすデータセンターにサーバが設置され、このサーバ上に特定個人情報が保管される。 | 事後 | 引用する要綱の形式的な変更であるため、重要な変更にはあたらない。 |
| 令和6年2月5日 | Ⅲ-2　リスク1<br>対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 | 1　窓口対応では、個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 | 1　窓口対応では、個人番号カードなどと身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 | 事後 | 文言整理のため、重要な変更には当たらない。 |
| 令和6年2月5日 | Ⅲ-2　リスク3<br>入手の際の本人確認の措置の内容 | 個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示を受けることなどにより、必ず本人確認を行う。 | 個人番号カードなどと身分証明書の提示を受けることなどにより、必ず本人確認を行う。 | 事後 | 文言整理のため、重要な変更には当たらない。 |
| 令和6年2月5日 | Ⅲ-2　リスク3<br>個人番号の真正性確認の措置の内容 | 個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示を受け、登録済みの基本4情報(氏名・住所・性別・生年月日)と差異がないか比較することにより、個人番号の真正性を確認する。 | 個人番号カードなどと身分証明書の提示を受け、登録済みの基本4情報(氏名・住所・性別・生年月日)と差異がないか比較することにより、個人番号の真正性を確認する。 | 事後 | 文言整理のため、重要な変更には当たらない。 |
| 令和6年2月5日 | Ⅲ-3　特定個人情報の使用<br>その他のリスク及びそのリスクに対する措置 | 1　一定時間操作が無い場合は、自動的にログアウトする。<br>2　スクリーンセーバを利用して、長時間にわたり個人情報を表示させない。<br>3　端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。<br>4　事務処理に必要のない画面のハードコピーは取得しない。 | 1　一定時間操作が無い場合は、自動的にログアウトする。<br>2　スクリーンセーバを利用して、長時間にわたり個人情報を表示させない。<br>3　端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。<br>4　事務処理に必要のない画面のハードコピーは取得しない。<br>5　特定個人情報の目視が不要なシステム(税収納、税証明、税滞納整理)については、システム画面に個人番号を表示しない。 | 事後 | 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更であるため、重要な変更には当たらない。 |
| 令和6年2月5日 | Ⅲ-6<br>リスク2<br>リスクに対する措置の内容 | ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞<br>情報提供ネットワークシステムは、特定個人情報保護委員会との協議を経て総務大臣が設置・管理している。中間サーバーは、この情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報しか入手できない設計になっており、安全性を保っている。 | ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞<br>情報提供ネットワークシステムは、個人情報保護委員会との協議を経て内閣総理大臣が設置・管理している。中間サーバーは、この情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報しか入手できない設計になっており、安全性を保っている。 | 事後 | 文言整理のため、重要な変更には当たらない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和6年2月5日 | Ⅲ-6<br>リスク3<br>リスクに対する措置の内容 | ＜中間サーバー･ソフトウェアにおける措置＞<br>情報提供ネットワークシステムは、特定個人情報保護委員会との協議を経て総務大臣が設置・管理している。中間サーバーは、この情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報しか入手できない設計になっている。そのため、照会対象者の正確な特定個人情報を入手することが担保されている。 | ＜中間サーバー･ソフトウェアにおける措置＞<br>情報提供ネットワークシステムは、個人情報保護委員会との協議を経て内閣総理大臣が設置・管理している。中間サーバーは、この情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報しか入手できない設計になっている。そのため、照会対象者の正確な特定個人情報を入手することが担保されている。 | 事後 | 文言整理のため、重要な変更には当たらない。 |
| 令和6年2月5日 | Ⅳ-1<br>①自己点検<br>具体的なチェック方法 | ＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞<br>運用規則等に基づき、中間サーバー･プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。 | ＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞<br>地方公共団体情報システム機構機構処理事務管理規程などに基づき、中間サーバー･プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。 | 事後 | 文言整理のため、重要な変更には当たらない。 |
| 令和6年2月5日 | Ⅳ-1<br>②監査　具体的な内容 | ＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞<br>運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 | ＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞<br>地方公共団体情報システム機構機構処理事務管理規程などに基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 | 事後 | 文言整理のため、重要な変更には当たらない。 |
| 令和6年2月5日 | Ⅳ-1<br>②監査　具体的な内容 | ＜eLTAXシステム認定委託先事業者における措置＞<br>技術基準及び認定要綱により、認定委託先事業者は協議会による外部監査を受検することが定められている。 | ＜eLTAXシステム認定委託先事業者における措置＞<br>技術基準及び認定要綱により、認定委託先事業者は機構による外部監査を受検することが定められている。 | 事後 | 組織の名称変更であるため、重要な変更にはあたらない。 |
| 令和6年2月5日 | Ⅱ-4<br>委託事項1<br>⑥委託先名 | 競争入札により決定する。 | 株式会社HBA | 事後 | 評価時点での委託先名を反映させたものであり、重要な変更にはあたらない。 |
| 令和6年2月5日 | Ⅱ-4<br>委託事項3<br>⑥委託先名 | 競争入札により決定する。 | 株式会社HBA | 事後 | 評価時点での委託先名を反映させたものであり、重要な変更にはあたらない。 |
| 令和6年2月5日 | Ⅱ-4<br>委託事項5<br>⑥委託先名 | 競争入札により決定する。 | BIPROGY株式会社 | 事後 | 評価時点での委託先名を反映させたものであり、重要な変更にはあたらない。 |
| 令和6年2月5日 | Ⅱ-4<br>委託事項6<br>⑥委託先名 | 競争入札により決定する。 | 株式会社TKC | 事後 | 評価時点での委託先名を反映させたものであり、重要な変更にはあたらない。 |
| 令和6年2月5日 | Ⅱ-6<br>特定個人情報の保管・消去<br>③消去方法 | ＜札幌市における措置＞<br>年に1回、保管年数を経過した情報を特定する作業を行い、手動操作でデータベースから情報を消去する。<br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>1　特定個人情報の消去は地方公共団体等からの操作によって行われるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業所が特定個人情報を消去することはない。<br>2　ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業所が、保存された情報を読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する | ＜札幌市における措置＞<br>保管期間を経過した情報をシステムで自動判別し、データベースから自動消去する。<br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>1　特定個人情報の消去は地方公共団体等からの操作によって行われるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業所が特定個人情報を消去することはない。<br>2　ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業所が、保存された情報を読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。 | 事後 | 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更であるため、重要な変更にはあたらない。 |
| 令和6年2月5日 | Ⅵ-1<br>①実施日 | 平成27年8月7日 | 令和5年12月11日 | 事後 | 第三者点検を経た記載内容の更新であるため、重要な変更にはあたらない。 |
| 令和6年2月5日 | Ⅵ-2<br>②実施日・期間 | 平成30年4月11日～5月10日 | 令和5年6月12日～7月11日 | 事後 | 第三者点検を経た記載内容の更新であるため、重要な変更にはあたらない。 |
| 令和6年2月5日 | Ⅵ-2<br>④主な意見の内容 | ・本人の同意がなければ情報提供連携はできないのではないか。<br>・個人情報流出の危険があるので情報提供連携するべきではない。<br>・業務委託・再委託に伴うリスクが大きい。 | ・業務委託先について、評価時点で決定していれば社名を記載すべき。<br>・特定個人情報の消去については、札幌市の担当者が立会いのうえ物理的に破壊し、その記録を残すべき。<br>・システムの不具合などで個人情報の漏えいがあった場合には、直ちに公表し説明すべき。 | 事後 | 第三者点検を経た記載内容の更新であるため、重要な変更にはあたらない。 |
| 令和6年2月5日 | Ⅵ-2<br>⑤評価書への反映 | 住民意見による評価書の修正はない。 | 上記1点目の意見を踏まえて、「Ⅰ、4特定個人情報ファイルの取扱いの委託」において、該当する委託事項については⑥委託先名に社名を反映させた。 | 事後 | 第三者点検を経た記載内容の更新であるため、重要な変更にはあたらない。 |
| 令和6年2月5日 | Ⅵ-3<br>①実施日 | 平成30年11月28日 | 令和5年12月11日 | 事後 | 第三者点検を経た記載内容の更新であるため、重要な変更にはあたらない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和6年3月18日 | Ⅰ-1<br>②事務の内容 | 札幌市では、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例（以下「地方税法等」という。）により、地方税の賦課、徴収事務を行っている。<br><br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）別表第一の16項により個人番号を利用することができるのは、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収または地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令では、地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務と定められている。<br>ついては、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 | 札幌市では、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）（以下「地方税法等」という。）により、地方税又は森林環境税（以下「地方税等」という。）の賦課、徴収事務を行っている。<br><br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）別表第一の16項により個人番号を利用することができるのは、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税等の賦課徴収または地方税等に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令では、地方税等の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税等の賦課徴収に関する事務又は地方税等に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務と定められている。<br>ついては、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 | 事前 | 森林環境税法の施行及び番号法の一部改正に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。 |
| 令和6年3月18日 | Ⅰ-1<br>②事務の内容 | 1　個人住民税<br>地方税法等の法律に従い、個人住民税業務で以下の事務を行う。<br>①当初課税準備として給与支払報告書総括表、住民税申告書を作成し、送付する。<br>②課税情報（給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書、住民税申告書等）を受付し、管理する。<br>③賦課決定、賦課更正した内容について納税義務者に対して通知書を送付する。<br>④扶養是正調査、未申告調査を行う。<br>⑤証明書の交付申請に基づき所得（市・道民税）証明書等を交付する。 | 1　個人住民税（森林環境税を含む）<br>地方税法等の法律に従い、個人住民税業務で以下の事務を行う。<br>①当初課税準備として給与支払報告書総括表、住民税申告書を作成し、送付する。<br>②課税情報（給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書、住民税申告書等）を受付し、管理する。<br>③賦課決定、賦課更正した内容について納税義務者に対して通知書を送付する。<br>④扶養是正調査、未申告調査を行う。<br>⑤証明書の交付申請に基づき所得（市・道民税）証明書等を交付する。 | 事前 | 森林環境税法の施行に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。 |
| 令和6年3月18日 | Ⅰ-2<br>システム1<br>②システムの機能 | 地方税法等により課税された地方税の収納管理を行うシステムであり、次の機能を有する。 | 地方税法等による地方税等のうち個人住民税の課税データの管理を行うシステムであり、次の機能を有する。 | 事前 | 森林環境税法の施行に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。 |
| 令和6年3月18日 | Ⅰ-2<br>システム3<br>②システムの機能 | 地方税法等による地方税のうち個人市民税の課税データの管理を行うシステムであり、次の機能を有する。 | 地方税法等による地方税等のうち個人住民税の課税データの管理を行うシステムであり、次の機能を有する。 | 事前 | 森林環境税法の施行に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。 |
| 令和6年3月18日 | Ⅰ-2<br>システム6<br>②システムの機能 | 地方税法等により課税された地方税の滞納整理業務を支援するシステムであり、次の機能を有する。 | 地方税法等により課税された地方税等の滞納整理業務を支援するシステムであり、次の機能を有する。 | 事前 | 森林環境税法の施行に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。 |
| 令和6年3月18日 | Ⅰ-6<br>②法令上の根拠 | （別表第二における情報照会の根拠）<br>第1欄（情報照会者）が「市町村長」のうち、第2欄（事務）に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（27の項） | （別表第二における情報照会の根拠）<br>第1欄（情報照会者）が「市町村長」のうち、第2欄（事務）に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（27の項） | 事前 | 番号法の一部改正に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。 |
| 令和6年3月18日 | Ⅱ-3<br>①入手元 | [〇]行政機関・独立行政法人等<br>（国税庁、給与支払者、日本年金機構その他公的年金等支払者） | [〇]行政機関・独立行政法人等<br>（国税庁、給与支払者、日本年金機構その他公的年金等支払者、法務省） | 事前 | 番号法の改正による入所元の追加であり、リスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更には当たらない。 |
| 令和6年3月18日 | Ⅱ-3<br>③入手の時期・頻度 | 1　識別情報：随時（変更時等）<br>2　連絡先等情報：随時（変更時等）<br>3　業務関係情報<br>①　国税関係情報：日次<br>②　地方税関係情報：随時（申告書受領時等）<br>③　生活保護情報：随時（受給開始時等）<br>④　医療保険関係情報、介護・高齢者福祉関係情報：随時（申告書受領時等）<br>⑤　障害者福祉関係情報：随時（申告書受領時等）<br>⑥　年金関係情報：随時（申告書受領時等） | 1　識別情報：随時（変更時等）<br>2　連絡先等情報：随時（変更時等）<br>3　業務関係情報<br>①　国税関係情報：日次<br>②　地方税関係情報：随時（申告書受領時等）<br>③　生活保護情報：随時（受給開始時等）<br>④　医療保険関係情報、介護・高齢者福祉関係情報：随時（申告書受領時等）<br>⑤　障害者福祉関係情報：随時（申告書受領時等）<br>⑥　年金関係情報：随時（申告書受領時等）<br>⑦　戸籍関係情報（随時） | 事前 | 番号法の改正により提供が開始される特定個人情報の入手時期等の追加であり、リスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更にはあたらない。 |
| 令和6年3月18日 | Ⅱ-（別添2）<br>（2）証明関係 | （追加） | 森林環境税額 | 事前 | 森林環境税法の施行に伴う追加であり、リスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更にはあたらない。 |
| 令和6年3月18日 | Ⅱ-（別添2）<br>（6）住民税関係（その4） | （追加） | 森林環境税額 | 事前 | 森林環境税法の施行に伴う追加であり、リスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更にはあたらない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和7年9月18日 | Ⅰ-1<br>②事務の内容 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）別表第一の16項により個人番号を利用することができるのは、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税等の賦課徴収または地方税等に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令では、地方税等の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税等の賦課徴収に関する事務又は地方税等に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務と定められている。 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）別表の24項により個人番号を利用することができるのは、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税等の賦課徴収または地方税等に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令では、地方税等の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税等の賦課徴収に関する事務又は地方税等に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務と定められている。 | 事後 | 番号法の改正に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。 |
| 令和7年9月18日 | Ⅰ-2<br>システム12<br>②システムの機能 | 3 システム基盤（市中間サーバ）への情報転送<br>世帯情報のうち、番号法別表第二に定められた情報をシステム基盤（市中間サーバ）へ転送する。 | 3 システム基盤（市中間サーバ）への情報転送<br>世帯情報のうち、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定められた情報をシステム基盤（市中間サーバ）へ転送する。 | 事後 | 番号法の改正に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。 |
| 令和7年9月18日 | Ⅰ-5<br>個人番号の利用 | 番号法第9条第1項 別表第一の16の項、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 | 番号法第9条第1項 別表の24の項、番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 | 事後 | 番号法の改正に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。 |
| 令和7年9月18日 | Ⅰ-6<br>②法令上の根拠 | 番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二<br><br>（別表第二における情報提供の根拠）<br>第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項）<br><br>（別表第二における情報照会の根拠）<br>第1欄（情報照会者）が「市町村長」のうち、第2欄（事務）に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（27の項） | 番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表<br><br>（番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠）<br>第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（利用特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項）<br><br>（番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠）<br>第1欄（情報照会者）が「市町村長」のうち、第2欄（事務）に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第50条で定めるもの」が含まれる項（48の項） | 事後 | 番号法の改正に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。 |
| 令和7年9月18日 | Ⅱ-3<br>⑤本人への明示 | ・地方税法その他の地方税に関する法律及び番号法別表第二の27項に規定されている。<br>・庁内連携による入手は番号法第9条第2項に基づく利用条例別表において明示されている。 | ・地方税法その他の地方税に関する法律及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48項に規定されている。<br>・庁内連携による入手は番号法第9条第2項に基づく利用条例別表において明示されている。 | 事後 | 番号法の改正に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。 |
| 令和7年9月18日 | Ⅱ-5<br>提供・移転の有無 | [〇]提供を行っている（61）件 | [〇]提供を行っている（72）件 | 事後 | 番号法の改正に伴う件数の追加であり、重要な変更にはあたらない。 |
| 令和7年9月18日 | Ⅱ-5<br>提供先1 | 番号法第19条第8号別表第二に定める情報照会者（別紙1参照） | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める情報照会者（別紙1参照） | 事後 | 番号法の改正に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。 |
| 令和7年9月18日 | Ⅱ-5<br>提供先1<br>①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号別表第二 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 | 事後 | 番号法の改正に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。 |
| 令和7年9月18日 | Ⅱ-5<br>提供先1<br>②提供先における用途 | 番号法第19条第8号別表第二に定める各事務 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める各特定個人番号利用事務 | 事後 | 番号法の改正に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。 |
| 令和7年9月18日 | Ⅱ-5<br>移転先1 | （前略）、同総務部保護自立支援課、（後略） | （前略）、同総務部保護課、（後略） | 事後 | 機構名の変更に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。 |
| 令和7年9月18日 | Ⅱ-5<br>移転先2 | （前略）、同総務部保護自立支援課、（後略） | （前略）、同総務部保護課、（後略） | 事後 | 機構名の変更に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。 |
| 令和7年9月18日 | （別紙1）<br>Ⅱ-5-提供先 | （別紙1）番号法第19条第8号別表二に定める事務 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める各特定個人番号利用事務 | 事後 | 番号法の改正に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。 |
| 令和7年9月18日 | （別紙1）<br>Ⅱ-5-提供先 | （番号法第19条第8号別表二に基づき）情報の提供先61件について、「項番」「情報照会者」「事務」「情報提供者」「特定個人情報」を記載 | （番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づき）情報の提供先72件について、「項番」「情報照会者」「特定個人番号利用事務」「情報提供者」「利用特定個人情報」を記載 | 事後 | 番号法の改正に伴う提供先の追加及び文言修正であり、重要な変更にはあたらない。 |
| 令和7年9月18日 | （別紙2）<br>Ⅱ-5-移転先<br>7、31、32 | 保健福祉局総務部保護自立支援課 | 保健福祉局総務部保護課 | 事後 | 機構名の変更に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。 |
| 令和7年9月18日 | Ⅰ-2<br>システム16<br>①システムの名称 | | システム基盤（標準準拠システム連携基盤） | 事前 | 当システムを構築して、ガバメントクラウドに移行する他システムと庁内連携を開始するため、重要な変更に当たる。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和7年9月18日 | Ⅰ-2<br>システム16<br>②システムの機能 | | 札幌市のシステムであり、デジタル庁発行の「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」（以下、「共通機能標準仕様書」という。）において定義された「2.2.庁内データ連携機能」を実現するため、システム基盤と接続し、基幹系システムと標準準拠システム間での標準仕様にもとづくデータ連携を仲介する。<br>またデータ連携をシステム連携基盤で集中管理することで、データ連携の可視化やセキュリティを確保するとともに、標準準拠システム間の関連を疎結合にし、システム変更時の影響範囲局所化を実現する。 | 事前 | 当システムを構築して、ガバメントクラウドに移行する他システムと庁内連携を開始するため、重要な変更に当たる。 |
| 令和7年9月18日 | Ⅰ-2<br>システム16<br>③他のシステムとの接続 | | [O]その他 （ガバメントクラウド上の標準準拠システム、システム基盤） | 事前 | 当システムを構築して、ガバメントクラウドに移行する他システムと庁内連携を開始するため、重要な変更に当たる。 |
| 令和7年9月18日 | Ⅰ-（別添）<br>事務の内容 | | システム基盤（標準準拠システム連携基盤）によるガバメントクラウド上のデータ連携の流れを追加<br>申請管理システムを介したデータ連携の流れを追加 | 事前 | ガバメントクラウドに移行する他システムとの庁内連携の開始及び新たに特定個人情報ファイルを取得するシステムの追加のため、重要な変更に当たる。 |
| 令和7年9月18日 | Ⅲ-7<br>リスク1<br>⑤物理的対策 | ＜札幌市における措置＞<br>（省略）<br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>（省略）<br>＜eLTAXシステム認定委託先事業者における措置＞<br>（省略） | ＜札幌市における措置＞<br>（現行どおり）<br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>（現行どおり）<br>＜eLTAXシステム認定委託先事業者における措置＞<br>（現行どおり）<br>＜標準準拠システム連携基盤における措置＞<br>ガバメントクラウドへの接続は閉鎖された専用線であり外部からの侵入は物理的に不可能となっている。 | 事前 | 特定個人情報ファイルの取扱プロセスにおけるリスク対策の追加のため、重要な変更に当たる。 |
| 令和7年9月18日 | Ⅲ-7<br>リスク1<br>⑥技術的対策 | ＜札幌市における措置＞<br>（省略）<br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>（省略）<br>＜eLTAXシステム認定委託先事業者における措置＞<br>（省略） | ＜札幌市における措置＞<br>（省略）<br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>（省略）<br>＜eLTAXシステム認定委託先事業者における措置＞<br>（省略）<br>＜標準準拠システム連携基盤における措置＞<br>①共通機能標準仕様書で定められた通信のセキュリティレベルを実現する。<br>②ファイル連携においてはオブジェクトストレージを利用し、暗号化と複合化を行い管理する。 | 事前 | 特定個人情報ファイルの取扱プロセスにおけるリスク対策の追加のため、重要な変更に当たる。 |
| 令和7年9月18日 | Ⅲ-7<br>リスク3<br>手順の内容 | 1　保管年数を経過した情報は消去する。<br>2　磁気ディスクの廃棄時は、内容の復元ができないように消去又は物理的破砕等を行う。<br>3　帳票及び申告書等の廃棄時は、内容が判読できないよう、焼却又は裁断する。 | 1　保管年数を経過した情報は消去する。<br>2　磁気ディスクの廃棄時は、内容の復元ができないように消去又は物理的破砕等を行う。<br>3　帳票及び申告書等の廃棄時は、内容が判読できないよう、焼却又は裁断する。<br>4　標準準拠システム連携基盤においては、格納期限が経過した連携ファイルは消去する。 | 事前 | 特定個人情報ファイルの取扱プロセスにおけるリスク対策の追加のため、重要な変更に当たる。 |
| 令和7年9月18日 | Ⅳ-1<br>②監査<br>具体的な内容 | ＜札幌市における措置＞<br>（省略）<br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>（省略）<br>＜eLTAXシステム認定委託先事業者における措置＞<br>（省略） | ＜札幌市における措置＞<br>（省略）<br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>（省略）<br>＜eLTAXシステム認定委託先事業者における措置＞<br>（省略）<br>＜ガバメントクラウドにおける措置＞<br>ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 | 事前 | 特定個人情報ファイルの取扱プロセスにおけるリスク対策の追加のため、重要な変更に当たる。 |
| 令和7年9月18日 | Ⅳ-3<br>その他のリスク対策 | ＜札幌市における措置＞<br>（省略）<br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>（省略）<br>＜eLTAXシステム認定委託先事業者における措置＞<br>（省略） | ＜札幌市における措置＞<br>（省略）<br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>（省略）<br>＜eLTAXシステム認定委託先事業者における措置＞<br>（省略）<br>＜ガバメントクラウドにおける措置＞<br>ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。<br>ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。<br>具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。 | 事前 | 特定個人情報ファイルの取扱プロセスにおけるリスク対策の追加のため、重要な変更に当たる。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和7年9月18日 | Ⅰ　システム3<br>住民税システム<br>③他のシステムとの接続 | [○]その他　（審査システム（eLTAX）、国税連携システム（eLTAX）、システム基盤（市中間サーバ）） | [○]その他　（審査システム（eLTAX）、国税連携システム（eLTAX）、システム基盤（市中間サーバ、団体内統合宛名）） | 事前 | 令和8年1月から、新たに特定個人情報ファイルを取得するため、重要な変更に当たる。 |
| 令和7年9月18日 | Ⅰ　システム11<br>システム基盤（団体内統合宛名）<br>②システムの機能 | 札幌市のシステムであり、団体内統合宛名番号、個人番号及び各業務で管理している番号の紐付け管理の機能を有する。<br>1　団体内統合宛名番号の登録・管理<br>団体内統合宛名番号を付番し、個人番号や各業務で管理している番号の関連づけを行う。<br>2　符号取得状況の管理<br>中間サーバー・プラットフォームとの間で、符号の取得が完了しているかの状況管理を行う。<br>3　団体内統合宛名番号の検索<br>個人番号・各業務で管理している番号等を検索条件とした団体内統合宛名番号検索を行う。<br>4　職員認証・権限の管理<br>システム基盤（団体内統合宛名）を利用する職員の認証と職員に付与した権限に基づき各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。<br>5　情報連携記録の管理<br>情報連携記録の生成・管理を行う。<br>6　セキュリティの管理<br>庁内各業務システムの利用のためのID・パスワードの管理及びユーザの認証を行う。 | 札幌市のシステムであり、団体内統合宛名番号、個人番号及び各業務で管理している番号の紐付け管理の機能を有する。<br>1　団体内統合宛名番号の登録・管理<br>団体内統合宛名番号を付番し、個人番号や各業務で管理している番号の関連づけを行う。<br>2　符号取得状況の管理<br>中間サーバー・プラットフォームとの間で、符号の取得が完了しているかの状況管理を行う。<br>3　団体内統合宛名番号の検索<br>個人番号・各業務で管理している番号等を検索条件とした団体内統合宛名番号検索を行う。<br>4　職員認証・権限の管理<br>システム基盤（団体内統合宛名）を利用する職員の認証と職員に付与した権限に基づき各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。<br>5　情報連携記録の管理<br>情報連携記録の生成・管理を行う。<br>6　セキュリティの管理<br>庁内各業務システムの利用のためのID・パスワードの管理及びユーザの認証を行う。<br>7　申請管理の機能<br>マイナポータルから連携される電子申請を、札幌市の各業務システムに連携する。 | 事前 | 令和8年1月から、新たに特定個人情報ファイルを取得するため、重要な変更に当たる。 |
| 令和7年9月18日 | Ⅰ　システム11<br>システム基盤（団体内統合宛名）<br>③他のシステムとの接続 | [○]その他　（システム基盤（市中間サーバ、個人基本、税宛名）） | [○]その他　（システム基盤（市中間サーバ、個人基本、税宛名、住民税システム、マイナポータル）） | 事前 | 令和8年1月から、新たに特定個人情報ファイルを取得するため、重要な変更に当たる。 |
| 令和7年9月18日 | Ⅲ-2<br>リスク1<br>目的外の入手が行われるリスク | [対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容]<br>2　電子申請時は、利用届出の情報と申告時に添付する電子証明書による本人確認を行うことで、なりすましではないかの検証を行う。また、利用届出や申告データ等に記載された提出先のみが情報を入手できるようシステムで制御しており、対象者以外の情報を入手することはできない。 | [対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容]<br>2　電子申請時は、利用届出の情報と申告時に添付する電子証明書による本人確認を行うか、又は公的個人認証による電子署名が付与された申告データを受領することで、なりすましではないかの検証を行う。また、利用届出や申告データ等に記載された提出先のみが情報を入手できるようシステムで制御しており、対象者以外の情報を入手することはできない。 | 事前 | 特定個人情報ファイルの取扱プロセスにおけるリスク対策の追加のため、重要な変更に当たる。 |
| 令和7年9月18日 | Ⅲ-2<br>リスク1<br>目的外の入手が行われるリスク | [必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容]<br>2　審査システム（eLTAX）及び国税連携システム（eLTAX）では、各入手元からの情報に設定された提出先により、対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御するとともに、法令等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手できないようシステムで制御している。 | [必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容]<br>2　審査システム（eLTAX）、国税連携システム（eLTAX）及び団体内統合宛名システムでは、各入手元からの情報に設定された提出先により、対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御するとともに、法令等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手できないようシステムで制御している。 | 事前 | 特定個人情報ファイルの取扱プロセスにおけるリスク対策の追加のため、重要な変更に当たる。 |
| 令和7年9月18日 | Ⅲ-2<br>リスク2<br>不適切な方法で入手が行われるリスク | [リスクに対する措置の内容]<br>＜税システム、国税連携システム、審査システムにおける措置＞<br>（省略）<br>＜税宛名システム、税収納システム、税滞納整理システムにおける措置＞<br>（省略）<br>＜団体内統合宛名システムにおける措置＞<br>システムへアクセスできる職員と端末を限定している。<br>＜住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置＞<br>（省略）<br>＜システム外の措置＞<br>（省略） | [リスクに対する措置の内容]<br>＜税システム、国税連携システム、審査システムにおける措置＞<br>（省略）<br>＜税宛名システム、税収納システム、税滞納整理システムにおける措置＞<br>（省略）<br>＜団体内統合宛名システムにおける措置＞<br>システムへアクセスできる職員と端末を限定している。<br>マイナポータルから、届出先が本市である申請情報のみ取得するよう制御している。<br>＜住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置＞<br>（省略）<br>＜システム外の措置＞<br>（省略） | 事前 | 特定個人情報ファイルの取扱プロセスにおけるリスク対策の追加のため、重要な変更に当たる。 |
| 令和7年9月18日 | Ⅲ-2<br>リスク3<br>入手した特定個人情報が不正確であるリスク | [入手の際の本人確認の措置の内容]<br>個人番号カードなどと身分証明書の提示を受けることなどにより、必ず本人確認を行う。<br>※　国税庁等からは、当該団体等が番号法第16条に基づく本人確認を行って入手した情報が提供される。 | [入手の際の本人確認の措置の内容]<br>個人番号カードなどと身分証明書の提示を受けることなどにより、必ず本人確認を行う。<br>電子申告の場合には、公的個人認証等による電子署名が付与されたデータを受領し、署名検証を行う。<br>※　国税庁等からは、当該団体等が番号法第16条に基づく本人確認を行って入手した情報が提供される。 | 事前 | 特定個人情報ファイルの取扱プロセスにおけるリスク対策の追加のため、重要な変更に当たる。 |
| 令和7年9月18日 | Ⅲ-2<br>リスク3<br>入手した特定個人情報が不正確であるリスク | [特定個人情報の正確性確保の措置の内容]<br>1　入手の各段階で本人確認を行う。<br>2　審査システム（eLTAX）は、受領した情報をそのまま保管する。<br>3　システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。<br>4　業務に関係のない職員が特定個人情報を変更したりすることがないよう、システムを利用できる職員を限定する。 | [特定個人情報の正確性確保の措置の内容]<br>1　入手の各段階で本人確認を行う。<br>2　審査システム（eLTAX）は、受領した情報をそのまま保管する。<br>3　システム基盤（団体内統合宛名システム）は、取得した情報をそのまま連携する。<br>4　システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。<br>5　業務に関係のない職員が特定個人情報を変更したりすることがないよう、システムを利用できる職員を限定する。 | 事前 | 特定個人情報ファイルの取扱プロセスにおけるリスク対策の追加のため、重要な変更に当たる。 |
| 令和7年9月18日 | Ⅲ-2<br>リスク4<br>入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク | ＜団体内統合宛名システムにおける措置＞<br>団体内統合宛名システムは、中間サーバーや各システムとの接続に専用回線を用いるため、外部に漏れることはない。 | ＜団体内統合宛名システムにおける措置＞<br>団体内統合宛名システムは、中間サーバー、マイナポータルや各システムとの接続に専用回線を用いるため、外部に漏れることはない。 | 事前 | 特定個人情報ファイルの取扱プロセスにおけるリスク対策の追加のため、重要な変更に当たる。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和7年9月18日 | Ⅵ-1　基礎項目評価<br>①実施日 | 令和5年12月11日 | | 事後 | 様式改正に伴う基礎項目評価実施日の記載であるため、重要な変更にはあたらない。 |
| 令和7年9月18日 | Ⅵ-2<br>②実施日・期間 | 令和5年6月12日～7月11日 | 令和7年1月16日～2月14日 | 事後 | 第三者点検を経た記載内容の更新であるため、重要な変更にはあたらない。 |
| 令和7年9月18日 | Ⅵ-2<br>④主な意見の内容 | ・業務委託先について、評価時点で決定していれば社名を記載すべき。<br>・特定個人情報の消去については、札幌市の担当者が立会いのうえ物理的に破壊し、その記録を残すべき。<br>・システムの不具合などで個人情報の漏えいがあった場合には、直ちに公表し説明すべき。 | ・ガバメントクラウドのセキュリティリスクはどこが担うのか。どの企業と契約するか公表すべき。<br>・サイバー攻撃など不正アクセスの危険がより増すことになるのではないのか。<br>・「ガバメントクラウド」のために、自治体基幹システムを標準化することは、地方自治権の放棄に繋がり、膨大なシステム経費を市税で行うことについて市議会の決議が必要になる。 | 事後 | 第三者点検を経た記載内容の更新であるため、重要な変更にはあたらない。 |
| 令和7年9月18日 | Ⅵ-2<br>⑤評価書への反映 | 上記1点目の意見を踏まえて、「Ⅰ、4特定個人情報ファイルの取扱いの委託」において、該当する委託事項については⑥委託先名に社名を反映させた。 | 上記意見を踏まえた、評価書の修正はない。 | 事後 | 第三者点検を経た記載内容の更新であるため、重要な変更にはあたらない。 |
| 令和7年9月18日 | Ⅵ-3<br>①実施日 | 令和5年12月11日 | 令和7年6月27日 | 事後 | 第三者点検を経た記載内容の更新であるため、重要な変更にはあたらない。 |
| 令和7年9月18日 | Ⅵ-3<br>③結果 | 評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いは、特定個人情報保護評価指針に定める実施手続等に適合しており、特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当であるとの答申を得た。 | 特定個人情報ファイルの取扱い及び保護措置が適正であると認められるため、審議会として妥当であるとの答申を得た。 | 事後 | 第三者点検を経た記載内容の更新であるため、重要な変更にはあたらない。 |
| | Ⅰ-2<br>システム1<br>②システムの機能 | 4　金融機関・財務連携代行システムからの収納情報連携 | 4　金融機関、収納代行業者からの収納情報連携 | 事前 | システムの廃止による変更であるが、特定個人情報ファイルの取扱いはないため、重要な変更には当たらない。 |
| | Ⅰ-2<br>システム1<br>③他のシステムとの接続 | 〔○〕その他（金融機関・財務連携代行システム） | （削除） | 事前 | 接続先システムの廃止に伴う記載削除のため、重要な変更には当たらない。 |
| | Ⅰ-2<br>システム15<br>①システムの名称<br>②システムの機能<br>③他のシステムとの接続 | ①金融機関・財務連携代行システム<br>②金融機関・財務連携代行システムは、金融機関等との間で、口座振替依頼や口座振替結果、日々の収入情報を送受信するシステムであり、税システムにおいては、以下の機能を活用する。<br>1　税システムから金融機関・財務連携代行システムへの連携<br>　税システムから、口座振替依頼の情報を金融機関・財務連携代行システムへ連携する。<br>2　金融機関・財務連携代行システムから税システムへの連携<br>　金融機関・財務連携代行システムから、口座振替結果および日々の税額の収納情報を税システムへ連携する。<br>③〔○〕税務システム | （削除） | 事前 | システムの廃止による変更であるが、特定個人情報ファイルの取扱いはないため、重要な変更には当たらない。 |
| | Ⅰ-2<br>システム16 | システム16 | システム15 | 事前 | 他システムの廃止に伴う項番繰り上げのため、重要な変更には当たらない。 |
| | Ⅰ-5<br>個人番号の利用<br>法令上の根拠 | 番号法第9条第1項　別表の24の項、番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条<br>番号法第9条第2項に基づく札幌市個人番号利用条例（平成27年10月6日条例第42号。以下「利用条例」という。）第4条第2項、第3項 | 番号法第9条第1項　別表の24の項、番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）　第16条<br>番号法第9条第2項に基づく札幌市個人番号利用条例（平成27年10月6日条例第42号。以下「利用条例」という。）第4条第2項、第3項 | 事後 | 文言整理のため、重要な変更には当たらない。 |
| | Ⅰ-6<br>情報提供ネットワークシステムによる情報連携※<br>②法令上の根拠 | 番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表<br>（略） | 番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び番号法第19条第8号に基づく主務省令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第2条の表<br>（略） | 事後 | 文言整理のため、重要な変更には当たらない。 |
| | （別添1）事務の内容 | | 「ガバメントクラウド」の記載を追加<br>「金融機関・財務連携代行システム」を削除 | 事前 | 1点目については、特定個人情報の保管場所変更によるため、重要な変更にあたる。 |
| | Ⅱ-6<br>①保管場所 | ＜札幌市における措置＞<br>（中略）<br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>1　中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前の入館・入室の申請との照合を行う。<br>2　特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。<br>（省略） | ＜札幌市における措置＞<br>（中略）<br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>1　中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。<br>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。<br>・日本国内でデータ保管している。<br>2　特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。<br>（中略） | 事後 | 中間サーバー・プラットフォームに係る変更であり、本市における特定個人情報を取り扱うプロセス等に変更はないため、重要な変更には当たらない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| | Ⅱ-6<br>①保管場所 | （新設） | ＜ガバメントクラウドにおける措置＞<br>①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。<br>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。<br>・日本国内でのデータ保管を条件としていること。<br>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 | 事前 | 特定個人情報の保管場所変更によるため、重要な変更にあたる。 |
| | Ⅱ-6<br>③消去方法 | ＜札幌市における措置＞<br>（中略）<br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>１　特定個人情報の消去は地方公共団体等からの操作によって行われるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業所が特定個人情報を消去することはない。<br>２　ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業所が、保存された情報を読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。<br>（省略） | ＜札幌市における措置＞<br>（中略）<br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>１　特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業所及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。<br>２　クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。<br>３　中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。<br>（中略） | 事後 | 中間サーバー・プラットフォームに係る変更であり、本市における特定個人情報を取り扱うプロセス等に変更はないため、重要な変更には当たらない。 |
| | Ⅱ-6<br>③消去方法 | （新設） | ＜ガバメントクラウドにおける措置＞<br>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。<br>②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。<br>③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。 | 事前 | 特定個人情報の保管場所変更によるため、重要な変更にあたる。 |
| | Ⅲ-2　特定個人情報の入手リスク1：目的外の入手が行われるリスク　リスクへの対策は十分か | 特に力を入れている | 十分である | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ-2　特定個人情報の入手リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク　リスクへの対策は十分か | 特に力を入れている | 十分である | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ-2　特定個人情報の入手リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク　リスクへの対策は十分か | 特に力を入れている | 十分である | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ-2　特定個人情報の入手リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク　リスクへの対策は十分か | 特に力を入れている | 十分である | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ-3　特定個人情報の使用リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク　リスクへの対策は十分か | 特に力を入れている | 十分である | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ-2　特定個人情報の使用リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク　リスクへの対策は十分か | 特に力を入れている | 十分である | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| | Ⅲ-2　特定個人情報の使用<br>リスク3：従業者が事務外で使用するリスク　リスクへの対策は十分か | 特に力を入れている | 十分である | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ-3　特定個人情報の使用<br>リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク　リスクへの対策は十分か | 特に力を入れている | 十分である | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ-4　特定個人情報ファイルの取扱いの委託　リスクへの対策は十分か | 特に力を入れている | 十分である | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ-5<br>特定個人情報の提供・移転<br>リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク　リスクへの対策は十分か | 特に力を入れている | 十分である | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ-5<br>特定個人情報の提供・移転<br>リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク　リスクへの対策は十分か | 特に力を入れている | 十分である | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ-5<br>特定個人情報の提供・移転<br>リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク　リスクへの対策は十分か | 特に力を入れている | 十分である | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ-6　情報提供ネットワークシステムとの接続<br>リスク1：目的外の入手が行われるリスク<br>リスクへの対策は十分か | 特に力を入れている | 十分である | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ-6　情報提供ネットワークシステムとの接続<br>リスク2：安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク<br>リスクへの対策は十分か | 特に力を入れている | 十分である | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ-6　情報提供ネットワークシステムとの接続<br>リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク<br>リスクへの対策は十分か | 特に力を入れている | 十分である | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ-6<br>リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク<br>リスクに対する措置の内容 | ＜札幌市における措置＞<br>（中略）<br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>（中略）<br>③　中間サーバー・プラットフォーム事業者が運用、監視・障害対応等の業務をする際に、特定個人情報へはアクセスすることはできない。 | ＜札幌市における措置＞<br>（中略）<br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>（中略）<br>③　中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはない。 | 事後 | 中間サーバー・プラットフォームに係る変更であり、本市における特定個人情報を取り扱うプロセス等に変更はないため、重要な変更には当たらない。 |
| | Ⅲ-6　情報提供ネットワークシステムとの接続<br>リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク<br>リスクへの対策は十分か | 特に力を入れている | 十分である | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ-6　情報提供ネットワークシステムとの接続<br>リスク5：不正な提供が行われるリスク<br>リスクへの対策は十分か | 特に力を入れている | 十分である | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ-6<br>リスク6：不適切な方法で提供されるリスク　リスクに対する措置の内容 | ＜札幌市における措置＞<br>（中略）<br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>（中略）<br>3　中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理することで、不適切な方法での情報提供を行えないようにしている。 | ＜札幌市における措置＞<br>（中略）<br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>（中略）<br>3　中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が、特定個人情報にはアクセスができないよう管理することで、不適切な方法での情報提供を行えないようにしている。 | 事後 | 中間サーバー・プラットフォームに係る変更であり、本市における特定個人情報を取り扱うプロセス等に変更はないため、重要な変更には当たらない。 |
| | Ⅲ-6　情報提供ネットワークシステムとの接続<br>リスク6：不適切な方法で提供されるリスク<br>リスクへの対策は十分か | 特に力を入れている | 十分である | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| | Ⅲ-6　情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | ＜札幌市における措置＞<br>（中略）<br>その他のリスク④：情報提供データベースに保存される情報が漏えいするリスク<br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>１　（略）<br>２　地方自治体のみが特定個人情報の管理を行う仕組みとし、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報にアクセスできないようにしているため、事業者における情報漏えい等のリスクを極小化している。 | ＜札幌市における措置＞<br>（中略）<br>その他のリスク④：情報提供データベースに保存される情報が漏えいするリスク<br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>１　（略）<br>２　地方自治体のみが特定個人情報の管理を行う仕組みとし、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報にアクセスできないようにしているため、事業者における情報漏えい等のリスクを極小化している。 | 事後 | 中間サーバー・プラットフォームに係る変更であり、本市における特定個人情報を取り扱うプロセス等に変更はないため、重要な変更には当たらない。 |
| | Ⅲ-6　情報提供ネットワークシステムとの接続<br>リスク7：誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク<br>リスクへの対策は十分か | 特に力を入れている | 十分である | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ-7　特定個人情報の保管・消去<br>リスク1：特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスク<br>②安全管理体制 | 特に力を入れて整備している | 十分に整備している | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ-7　特定個人情報の保管・消去<br>リスク1：特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスク<br>③安全管理規程 | 特に力を入れて整備している | 十分に整備している | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ-7　特定個人情報の保管・消去<br>リスク1：特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスク<br>④安全管理体制・既定の職員への周知 | 特に力を入れて周知している | 十分に周知している | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ-7　特定個人情報の保管・消去<br>リスク1：特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスク⑤物理的対策 | 特に力を入れて行っている | 十分に行っている | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ-7<br>リスク1<br>⑤物理的対策<br>具体的な対策の内容 | ＜札幌市における措置＞<br>（中略）<br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>１　中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。<br>２　事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。<br>（略） | ＜札幌市における措置＞<br>（中略）<br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>　中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。<br>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。<br>・日本国内でデータを保管している。<br>（略） | 事後 | 中間サーバー・プラットフォームに係る変更であり、本市における特定個人情報を取り扱うプロセス等に変更はないため、重要な変更には当たらない。 |
| | Ⅲ-7<br>リスク1<br>⑤物理的対策<br>具体的な対策の内容 | （新設） | ＜ガバメントクラウドにおける措置＞<br>①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。<br>②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 | 事前 | 特定個人情報の保管場所変更によるため、重要な変更にあたる。 |
| | Ⅲ-7　特定個人情報の保管・消去<br>リスク1：特定個人丈夫の漏洩・滅失・毀損リスク<br>⑥技術的対策 | 特に力を入れて行っている | 十分に行っている | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| | Ⅲ-7<br>リスク1<br>⑥技術的対策<br>具体的な対策の内容 | ＜札幌市における措置＞<br>（中略）<br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>（略） | ＜札幌市における措置＞<br>（中略）<br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>（中略）<br>４　中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。<br>５　中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。<br>６　中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。 | 事後 | 中間サーバー・プラットフォームに係る変更であり、本市における特定個人情報を取り扱うプロセス等に変更はないため、重要な変更には当たらない。 |
| | Ⅲ-7<br>リスク1<br>⑥技術的対策<br>具体的な対策の内容 | （新設） | ＜ガバメントクラウドにおける措置＞<br>①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。<br>②地方公共団体が委託したASP（「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和４年１０月　デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。<br>③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。<br>④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。<br>⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。<br>⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。<br>⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。<br>⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 | 事前 | 特定個人情報の保管場所変更によるため、重要な変更にあたる。 |
| | Ⅲ-7　特定個人情報の保管・消去<br>リスク1：特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスク<br>⑦バックアップ | 特に力を入れて行っている | 十分に行っている | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ-7　特定個人情報の保管・消去<br>リスク1：特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスク<br>⑧事故発生時手順の策定・周知 | 特に力を入れて行っている | 十分に行っている | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ-7　特定個人情報の保管・消去<br>リスク１：特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスク<br>⑩死者の個人番号　リスクへの対策は十分か | 特に力を入れて行っている | 十分である | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ-7　特定個人情報の保管・消去<br>リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク<br>リスクへの対策は十分か | 特に力を入れて行っている | 十分である | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ-7<br>リスク3　特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク<br>消去手順-手順の内容 | １　保管年数を経過した情報は消去する。<br>２　磁気ディスクの廃棄時は、内容の復元ができないように消去又は物理的破砕等を行う。<br>３　帳票及び申告書等の廃棄時は、内容が判読できないよう、焼却又は裁断する。<br>４　標準準拠システム連携基盤においては、格納期限が経過した連携ファイルは消去する。 | １　保管年数を経過した情報は消去する。<br>２　磁気ディスクの廃棄時は、内容の復元ができないように消去又は物理的破砕等を行う。<br>３　帳票及び申告書等の廃棄時は、内容が判読できないよう、焼却又は裁断する。<br>４　標準準拠システム連携基盤においては、格納期限が経過した連携ファイルは消去する。<br>５　ガバメントクラウドにおいては、データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。 | 事前 | 特定個人情報の保管場所変更によるため、重要な変更にあたる。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| | Ⅲ-7<br>リスク3　特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク<br>リスクへの対策は十分か | 特に力を入れている | 十分である | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅳ-1　監査<br>①自己点検 | 特に力を入れて行っている | 十分に行っている | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅳ-1　監査<br>②監査 | 特に力を入れて行っている | 十分に行っている | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅳ-1　監査<br>②監査<br>具体的な内容 | ＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞<br>地方公共団体情報システム機構機構処理事務管理規程などに基づき、中間サーバー･プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 | ＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞<br>1　地方公共団体情報システム機構機構処理事務管理規程などに基づき、中間サーバー･プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。<br>2　政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 | 事後 | 中間サーバー・プラットフォームに係る変更であり、本市における特定個人情報を取り扱うプロセス等に変更はないため、重要な変更には当たらない。 |
| | Ⅳ-2　従業者に対する教育・啓発 | 特に力を入れて行っている | 十分に行っている | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅳ-3　その他のリスク対策 | （前略）<br>＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞<br>中間サーバー･プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用･監視を実現している。<br>（略） | （前略）<br>＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞<br>中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。<br>（略） | 事後 | 中間サーバー・プラットフォームに係る変更であり、本市における特定個人情報を取り扱うプロセス等に変更はないため、重要な変更には当たらない。 |

別紙３

**地方税賦課徴収事務に関する特定個人情報保護評価書について**
**寄せられたご意見と本市の考え方**

## １　意見の募集期間

令和７年11月12日（水）から令和７年12月11日（木）

## ２　公表場所

⑴　市役所等での配布

ア　財政局税政部税制課（本庁舎２階）

イ　市政刊行物コーナー（本庁舎２階）

ウ　各区役所総務企画課（広聴係）

エ　各市税事務所

⑵　札幌市公式ホームページによる公開

https://www.city.sapporo.jp/citytax/mynumber2/20251112mynumber.html

## ３　意見の受付方法

郵送、持参、ファクス、電子メール

## ４　意見数等

⑴　提出者数

１団体

⑵　意見の受付方法別内訳

| 提出方法 | 郵送 | 持参 | ＦＡＸ | 電子メール | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 提出者数 | ０名 | ０名 | ０名 | １名 | １名 |

⑶　意見総数

10件

## ５　ご意見の概要とそれに対する札幌市の考え方

別添のとおり

市政等資料番号
00-C00-00-0000

**ご意見の概要とそれに対する札幌市の考え方**

（令和７年11月12日～12月11日実施）

**地方税の賦課徴収事務に関する特定個人情報保護評価に対するご意見**

| No. | 寄せられたご意見 | 札幌市の考え方 |
|---|---|---|
| 1 | 【総論】<br>（他自治体で）アクセス権のある職員による個人情報不正閲覧事件（扶養家族で税控除目的）があったが、このような不正アクセスを防ぐために札幌市ではどのような対策を講じているのか。 | 利用するシステムにおいて、システムの操作履歴を記録・抽出する機能を備えるとともに、職員には各種研修（個人情報の取扱い、特定個人情報保護、情報セキュリティ対策、コンプライアンスなど）を通じ、システム操作履歴を記録していることや個人情報等の不正利用に伴う具体的な罰則を周知するなどし、不正操作の未然防止を図る対策を講じております。 |
| 2 | 札幌市で個人番号カード（いわゆるマイナンバーカード）の写真取り違え事件が発生した。報道によると今後は複数人で確認するとあったが、１２月２日健康保険証廃止で、マイナ保険証か「資格確認書」で医療機関を受診することにした政府の（強引な）政策により、マイナ保険証（電子証明）の更新、大量に交付したカード更新時期とも重なり、窓口の事務負担増となった結果ではないのかと推察する。 | 本評価書案の内容に関するご意見ではないため、回答を控えさせていただきますが、このような意見があったということは担当課へお伝えいたします。 |
| 3 | 厚労省は「混乱」を避けるためとして、登録済みのマイナ保険証をもつ後期高齢者には「資格確認書」を自動交付し（いわゆる2枚持ち）、期限切れ保険証を２０２６年3月３１日まで有効にするなどの「特別措置」を広く周知することなく、さらに国民を混乱に陥れている。 | 本評価書案の内容に関するご意見ではないため、回答を控えさせていただきますが、このような意見があったということは担当課へお伝えいたします。 |
| 4 | 個人番号カードは申請取得任意だ。しかし総務省は交付枚数が1億枚突破と発表して疑問を持つ国民に不安を与えており、個人番号カード返還や登録解除数は広く公表していない。 | ご指摘のとおり、マイナンバーカードは本人の申請に基づき交付されるものであり、申請・取得するかどうかは任意となっております。<br>総務省では、マイナンバーカードの交付枚数から死亡や有効期限切れなどにより廃止されたカードの枚数を除いた「保有枚数」を毎月公表しております。 |
| 5 | マイナンバーシステムについて政府はこれまで分散管理だから国に情報の一元管理ではない、と説明していたが既に、市民が行政に預けている膨大な個人情報は次々と紐づけられさらに「ガバメントクラウド化」というデジタル政策（主に米国企業による）クラウド化で自治体のセキュリティ・リスク管理からあたかも開放される(リスク管理は「十分」と変更）かのようなだが、契約は国・デジタル庁であって、国が一元管理することの証左となるのではないか。（今後、個人情報保護法を改悪して、AIデータ蓄積利用のために「同意なく」個人情報を利活用できるようになるとだがのもってのほかと言わざるを得ない） | ガバメントクラウドは、クラウドサービスに高度なセキュリティ対策を施していることを評価・登録する「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度」、通称「ＩＳＭＡＰ（イスマップ）」に登録されたCSPにより提供されるものです。さらには「自治体の合意を得ない限り、一切の情報資産を国外へ持ち出ししないこと」や「取り扱う情報に厳格なアクセス制御を行うこと」など、国が定める高いセキュリティが確保されています。<br>なお、セキュリティについてはCSPが担うだけでなく、国（デジタル庁）は運用管理権限や監査ログの収集などの管理領域を担い、標準準拠システムが運用されるクラウド環境については、各自治体とその運用管理補助者としてASPが担います。<br>標準準拠システムが設置されるクラウド内の領域は、原則各自治体とその運用管理補助者が管理することとなっており、国が当該領域にて設定作業等を行えるのは、ガバメントクラウド利用権の初期設定やシステムログ・監査ログ等の取得といった限定的な処理の場合に限られています。 |
| 6 | 【クラウド化について】<br>クラウド企業の運営維持管理経費は自治体負担（税金＝市民の負担）となり、想定（予算）の５倍となるとの報道もあるが、どのような状況なのか。情報は公開され、市民の理解は得られるのか。 | 運営維持管理経費についても、常に把握・最適化に努めながら、適切な管理を講じた上で、他の経費と同様の手続きを経て、本市予算・決算に計上してまいります。 |

**ご意見の概要とそれに対する札幌市の考え方**

（令和７年11月12日～12月11日実施）

**地方税の賦課徴収事務に関する特定個人情報保護評価に対するご意見**

| No. | 寄せられたご意見 | 札幌市の考え方 |
|---|---|---|
| 7 | 札幌市は、ガバメントクラウドにするための「自治体システムの標準化」は終了したのか？ | 標準準拠システムへの移行が求められている20業務のうち、令和７年度中に特定児童扶養手当、選挙、戸籍の３業務に係るシステムを標準準拠システムへ移行する予定となっており、令和９年度までに税システムを含む、残るシステムについても標準準拠システムへ移行する予定となっております。 |
| 8 | 国・デジタル庁が契約したクラウド化による情報漏洩はどこが責任（賠償を伴う）を担うのか？ | ガバメントクラウドはISMAPに登録されたCSPにより提供されるクラウドサービスであり、不正アクセスなどに対する高度なセキュリティ対策が施されております。また、本市においてはガバメントクラウドの利用にあたり、個人番号を扱うシステムのみを取り扱うネットワークに、専用回線で接続することで、安全性を確保しています。<br>万が一、個人情報の漏洩があった場合の責任とその損害賠償につきましては、事案の内容により個別に判断することとなります。CSPやデジタル庁に帰責性がある場合は、CSPやデジタル庁が損害賠償責任を負うものとされています。 |
| 9 | 大企業HDに対する身代金要求型不正アクセスサイバー攻撃事件が横行しているが、クラウド化した市民の膨大な個人情報がサイバー攻撃・不正アクセスされた場合は、いったい誰が責任を取るのか。 | 上述の個人情報の漏洩時の対応と同様に、サイバー攻撃・不正アクセスを受けた際の責任とその損害賠償につきましては、事案の内容により個別に判断することとなります。CSPやデジタル庁に帰責性がある場合は、CSPやデジタル庁が損害賠償責任を負うものとされています。 |
| 10 | 国・デジタル庁主体のクラウド化は、AWSなどアメリカのIT企業で機微情報が管理され、情報主権を護れないばかりか地方自治権の放棄ではないか。 | 情報主権については、本事業で利用するガバメントクラウドにおいては、デジタル庁とクラウド事業者との契約により、準拠法を日本法、裁判所管轄を東京地方裁判所と定めています。また、政府機関等からの開示請求に対する主権免除に係る対応もクラウド事業者の要件として定められているほか、データの保存場所を国内に限定し、技術的なアクセス制御を講じることで、日本政府の主権及び地方公共団体の管理権限が及ぶ体制を確保しています。 |

# 諮　問　書

札介保第3442-2号
令和８年（2026年）１月26日

札幌市情報公開・個人情報保護審議会
会　長　　徳 満　直 亮　様

札幌市長　　秋 元　克 広

下記の件につきまして、札幌市情報公開・個人情報保護審議会及び札幌市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成16年条例第36号）第２条第１項第２号の規定に基づき諮問いたしますので、よろしくご審議をお願いいたします。

記

介護保険に関する事務における特定個人情報保護評価書の第三者点検について

札幌市情報公開・個人情報保護審議会
受付
08. 1. 26
札情審議
第 12 号

諮問第156号

保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課

## 第１　諮問について

### １　諮問事項等

⑴　諮問事項

介護保険に関する事務（以下「介護保険事務」という。）における特定個人情報保護評価書（以下「評価書」という。）の第三者点検（以下「第三者点検」という。）について。

⑵　諮問の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）では、個人番号（マイナンバー）が記録された個人情報ファイル※1を「特定個人情報ファイル」と定義しており、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、評価書を作成して公表しなければならない。

札幌市では、介護保険事務において、介護保険システム等で特定個人情報ファイルを保有し、情報提供ネットワーク（個人番号を利用し、他自治体等と情報の受渡しを行うための国が管理しているシステム）を使用している（評価書は、令和６年６月４日に本審議会で審議いただき、同年８月５日に公表済み）。

この度、国のシステム標準化の取組への対応として、介護保険システムは、デジタル庁が整備するガバメントクラウド上に標準準拠システムを構築し、令和９年度に移行する予定である。

これに伴い、介護保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いに重要な変更が生じるため、評価書を修正したことから、第三者点検をお願いしたい。

※1　個人情報ファイル…個人情報を含む情報の集合物で、特定の個人情報を、電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものなどのこと。

### ２　介護保険事務の概要

⑴　介護保険事務について

介護保険事務では、特定個人情報を次のア～クの事務で取り扱っている。

ア　介護保険の資格に関する事務
イ　介護保険料の賦課に関する事務
ウ　介護保険料の収納管理に関する事務
エ　介護保険料の滞納整理に関する事務
オ　介護保険の認定に関する事務
カ　介護保険のケアプランに関する事務

キ　介護保険の給付に関する事務

ク　地域支援事業及び保健福祉事業に関する事務

※　介護保険事務における各種届出及び申請においては、介護保険法施行規則に基づき平成28年１月から原則として被保険者の個人番号を記載する必要がある。

⑵　今回の変更点について

介護保険システムをガバメントクラウド上の標準準拠システムへ移行する。

特定個人情報取扱事務の流れについては、別紙１を参照。

## 第２　第三者点検について

### １　特定個人情報ファイルについて

⑴　特定個人情報ファイルの名称

介護保険情報ファイル

⑵　特定個人情報ファイルの内容

介護保険事務を行う基となる項目を記録した電子ファイルであり、介護保険システム、高齢・障がい福祉システム及び統合収納管理・滞納管理システム（以下「介護保険システム等」という。）で保有する。個人番号を介護保険システム等で管理することから特定個人情報ファイルに該当し、特定個人情報保護評価の実施対象となる。

なお、高齢・障がい福祉システム（介護保険関係部分）及び統合収納管理・滞納管理システムでは個人番号を登録したり、画面上表示したりすることはしないが、介護保険システムの個人番号等と紐付いた情報を保有していることから、一体で１つの特定個人情報ファイルとして取扱う。

⑶　特定個人情報ファイルの取扱いについて

評価書のとおり（別紙２）

⑷　住民からの意見聴取の結果について

・　実施期間：令和７年11月12日から令和７年12月11日（30日間）

・　実施結果：別紙３のとおり

### ２　特定個人情報の保管方法及び保護措置等

⑴　札幌市での特定個人情報の保管方法

ア　介護保険システム等で取り扱う特定個人情報（今回の変更点）

特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち、本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

また、札幌市においても、バックアップデータを菊水分庁舎のオペレーション室に設置するサーバー機の磁気ディスクに記録・保管する。データが保存されているサーバのストレージ機器に暗号化機能を実装することにより盗難や情報漏洩の対策を行っている。

なお、各区役所保健福祉課、保険年金課、篠路出張所、本庁介護保険課内に設置するクライアント機には、特定個人情報は保有されない。

イ　サービス検索・電子申請機能で取り扱う特定個人情報（変更なし）

介護保険事務の一部の申請手続は、電子申請（マイナポータル※1）に対応している。

なお、電子申請で入力された申請書等の情報は、保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課（以下「介護保険課」という。）が、介護保険課内に設置されているＬＧＷＡＮ※2接続端末でダウンロードし、印刷した紙媒体を各区役所の保健福祉課又は保険年金課へ庁内メール便で回送し、各区役所では窓口で提出された申請書等と同様に事務処理を行っている。

このサービス検索・電子申請機能での申請手続のために入力された電子申請情報は、帳票印刷後ＬＧＷＡＮ端末から削除し端末機に特定個人情報を保管しない。

※1　電子申請（マイナポータル）・・・内閣府が運営するオンラインサービスで、行政サービスの検索や電子申請、行政機関からのお知らせ確認、自分の個人情報の確認などの機能がある。

※2　ＬGWAN・・・総合行政ネットワーク。地方自治体のコンピュータネットワークを相互に接続した広域ネットワークで、インターネットからは切り離されている。

⑵　特定個人情報の保護措置等

ア　ガバメントクラウドでの措置（今回の変更点）

ガバメントクラウドはデジタル庁が整備する政府共有のクラウド基盤であり、ISMAP※1に登録されたクラウド事業者から調達する。

(ｱ)　サーバー機

クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。

また、事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。

特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは、アクセスが制御されているため、国及びガバメントクラウドのクラウド事業者が特定個人情報を消去することはない。

クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。

(ｲ) ネットワーク

地方公共団体が委託したASP※2又はガバメントクラウド運用管理補助者※3は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。

クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS※4対策を24時間365日講じる。

ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。

地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。

通信は国の定める共通標準仕様書で定められた通信のセキュリティレベルを実現し、ファイル連携においてはオブジェクトストレージ※5を利用し、暗号化と復号化を行い管理する。

(ｳ) その他

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。

ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。

※1 ISMAP・・・政府が求めるセキュリティ要求を満たしているクラウドサービスをあらかじめ評価・登録することにより。政府のクラウドサービス調達におけるセキュリティ水準の確保を図り、もってクラウドサービスの円滑な導入に資することを目的とした制度。

※2 ASP・・・Application Service Provider の略称で、地方公共団体が標準準拠システム等を利用するために、アプリケーションの構築、提供、運用保守等の提供を受ける一切の事業者のこと。

※3　ガバメントクラウド運用管理補助者・・・地方公共団体又は地方公共団体が指定するガバメントクラウドの運用管理を行う事業者のこと。割り当てられたクラウドサービスを別途定める範囲内で自由に構成することができ、システムの監視やセキュリティ管理、運用保守などの役割を担う。

※4　DDoS・・・Distributed Denial of Service（分散型サービス拒否)の略称で、一度に特定のネットワークやコンピュータへ接続要求を大量に送出し、通信容量をあふれさせてサーバー機能を停止させてしまうサイバー攻撃のこと。

※5　オブジェクトストレージ・・・ガバメントクラウドの各クラウドサービス事業者が提供するオブジェクト単位でデータを管理するマネージドサービス。データの冗長性・耐久性に優れており、高度のアクセス制御や暗号化など、データ保護やセキュリティの観点でメリットがあるとされている。

イ　札幌市における措置

(ｱ)　サーバー機（変更なし）

サーバー機は、札幌市菊水分庁舎内のオペレーション室に設置する。庁舎の入退庁及びオペレーション室の入退室は、専用のＩＣカードと電子錠により入退庁・入退室の管理を行う入退室管理システムと監視カメラにより常に監視・記録され、庁舎が無人となる場合は警報装置による警備が行われる。サーバー機は施錠されたサーバーラック内に設置されており、そのサーバーラックの鍵は電子錠で管理された鍵保管庫の中に保管される。

また、サーバー機は、専用パスワードによる操作者認証の機能のほか、操作履歴の保存や複数回パスワード入力誤りが生じた権限についてアカウントロックする機能を持つ。

データ消去は、保管年数を経過した情報をシステムで自動判別し、データベースから消去する。また、磁気ディスク等を廃棄する際には、データを消去した上で物理的に破壊し、復元不可能とする。

(ｲ)　クライアント機（変更なし）

介護保険システム等においては、介護保険システム等を利用できる職員を限定し、ユーザーＩＤによる識別と認証機器（トークン）に表示されたパスワード（約30秒ごとに変化する）、ＰＩＮコードによる認証を実施する。また、職員ごとにその職員が必要とする最低限の処理しか行えないよう、事務分掌に応じて操作権限を設定するとともに、帳票出力履歴や操作履歴を記録・抽出する機能を備えることで、不正操作の未然防止を図る。

電子申請情報をダウンロードするＬGWAN端末については、ＩＣカード及びパスワードによるパソコン自体へのアクセス制限を行うとともに、サービス検索・電子申請サービスに登録された職員ごとのログインＩＤ及びパス

ワードによるアクセス制限を行う。

(ｳ)　セキュリティ対策実施手順の作成（変更なし）

札幌市情報セキュリティポリシーに基づき、機器利用課（介護保険課、各区保健福祉課及び保険年金課）における担当者等が遵守すべき事項や、特定個人情報の管理、セキュリティ対策についての具体的な手順を定める等、規程類の整備を行うとともに、担当職員に対して特定個人情報の保護に関する研修を行う。

(ｴ)　ネットワーク（変更なし）

札幌市内部の専用ネットワーク回線を使用して、サーバー機とクライアント機の接続を行う。当該回線内は安全性を確保するため、外部との通信が遮断されており、サーバー機とクライアント機はいずれもインターネットに接続していない。また、デジタル戦略推進局情報システム部による管理・監視が行われている。

サービス検索・電子申請機能のあるマイナポータルと申請書をダウンロードするクライアント機との間は行政専用の閉域ネットワークである専用回線（ＬGWAN回線）を使用し、データを暗号化して通信を行っているほか、札幌市ネットワークとの境界には指定したＰＣから、指定した外部プロキシサーバへＨＴＴＰＳ通信のみ許可するファイアウォール（パケットフィルタリング型）を設置し、外部からの不正なアクセスを防いでいる。

ウ　委託業者における保護措置（変更なし）

委託業者が下記(ｱ)～(ｳ)の業務を行うに当たっては、委託契約において「個人情報取扱事務委託等の基準（令和５年１月６日総務局長決裁）」の別紙２「特定個人情報等取扱安全管理基準」（以下「安全管理基準」という。）に基づき、下記ａ～ｈ（主なもののみ抜粋）の措置を実施するほか、安全管理基準別紙４「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を添付し、これを遵守することで、委託業者における特定個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、札幌市情報セキュリティポリシーに基づき策定された情報セキュリティ対策実施手順に従い、セキュリティ対策を実施する。

ａ　委託業者が特定個人情報等の適正な取扱いの確保について基本方針を策定していることを確認する。

ｂ　委託業者が特定個人情報等の取扱いに関する総括責任者及び保護責任者を定めていることを確認する。

ｃ　委託業者が特定個人情報等の秘密保持に関する事項が就業規則等に明記していることを確認する。

ｄ　委託業者が特定個人情報を取り扱う従業者を指定していることを確認する。

ｅ　委託業者が特定個人情報等の取扱い、情報システムの運用・管理、セキュリティ対策及びサイバーセキュリティの研修計画を策定し、従業者に対し毎年１回以上研修等を実施していることを確認する。

ｆ　委託業者の従業者が勤務するセンターは介護保険課が提供する。センター内の管理区域（クライアント機の設置区域、特定個人情報等を保管する区域）の入室に係る認証機能を設定し、記録の作成と保管を行う。

ｇ　委託業者の従業者が利用する介護保険システムのクライアント機は、利用できる従事者を限定し、本市職員と同じく、ユーザーＩＤによる識別と認証機器（トークン）に表示されたパスワード（約30秒ごとに変化する）、ＰＩＮコードによる認証を実施する。また、委託業務範囲内に応じた操作権限を設定するとともに、帳票出力履歴や操作履歴を記録・抽出する機能を備えることで、不正操作の未然防止を図る。

ｈ　委託業者が情報セキュリティマネジメントシステム又はプライバシーマーク等の規格認証を保有していることを確認する。

(ｱ)　介護保険システム等の運用保守業務（変更なし）

介護保険システム等の運用保守業務等を外部委託する。運用保守業務は札幌市菊水分庁舎でのみ行われ、データの持ち出しは行わない。オペレーション室や事務室への入退室は業務従事者に配布しているＩＣカードにより制限され、入退室管理システムと監視カメラにより常に監視・記録されている。記憶媒体へのデータ書き出しは、事前申請及び承認がないと行えない設定である。また、アクセスログを記録することにより不正な操作等を抑止している。

(ｲ)　介護保険審査支払等事務（変更なし）

介護保険事務における介護報酬等の審査・支払事務や第三者行為求償業務を北海道国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に外部委託する。また、国保連における特定個人情報の取扱いについては、「北海道国民健康保険団体連合会特定個人情報等取扱規程」に基づき、特定個人情報の取扱者を限定しているほか、業務手順の策定や特定個人情報等の取得、利用及び提供の制限を行っている。

(ｳ)　センターにおける認定事務（変更なし）

今回の要介護認定事務の一部のセンターへの集約化及び外部委託に伴い、新たに受託者の従業者が介護保険システムを利用する。受託者は、各区役所から個人番号が記載された介護認定申請書の原本（紙文書）を郵送により受理した後に、被保険者番号と個人番号との紐付けが正しく行われているかどうか区役所が確認した結果について、介護保険システムにより被保険者の個人番号を参照しながら再確認する。

## 第３　変更時期

介護保険システムのガバメントクラウド上への移行は、令和９年12月末までに行う。

## 第４　添付資料


１　今回の変更点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　別紙１
２　特定個人情報保護評価書（全項目評価書）・・・・・・・・・・　別紙２
３　市民からのご意見の概要と札幌市の回答（市民意見）・・・・　別紙３

# 介護保険システムに係る今回の変更点

## ガバメントクラウド上へのシステム移行

**変更前（令和7年度当初）**

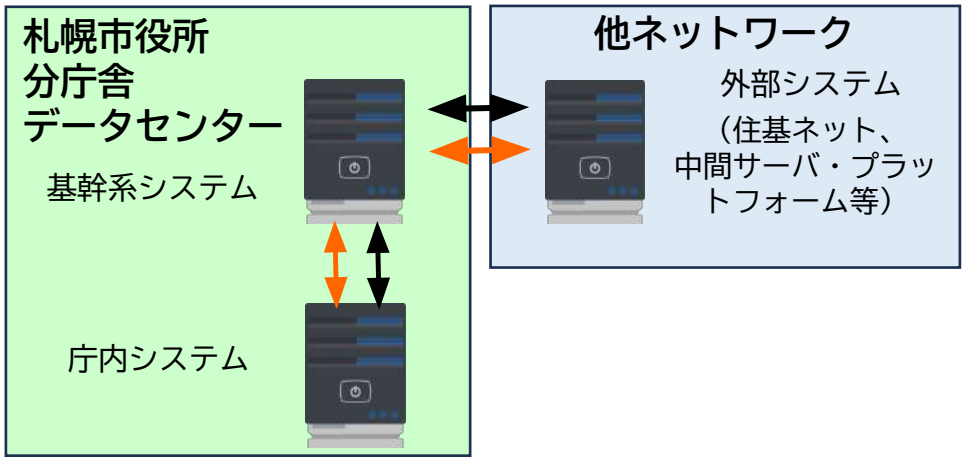


**変更後（令和9年末）**

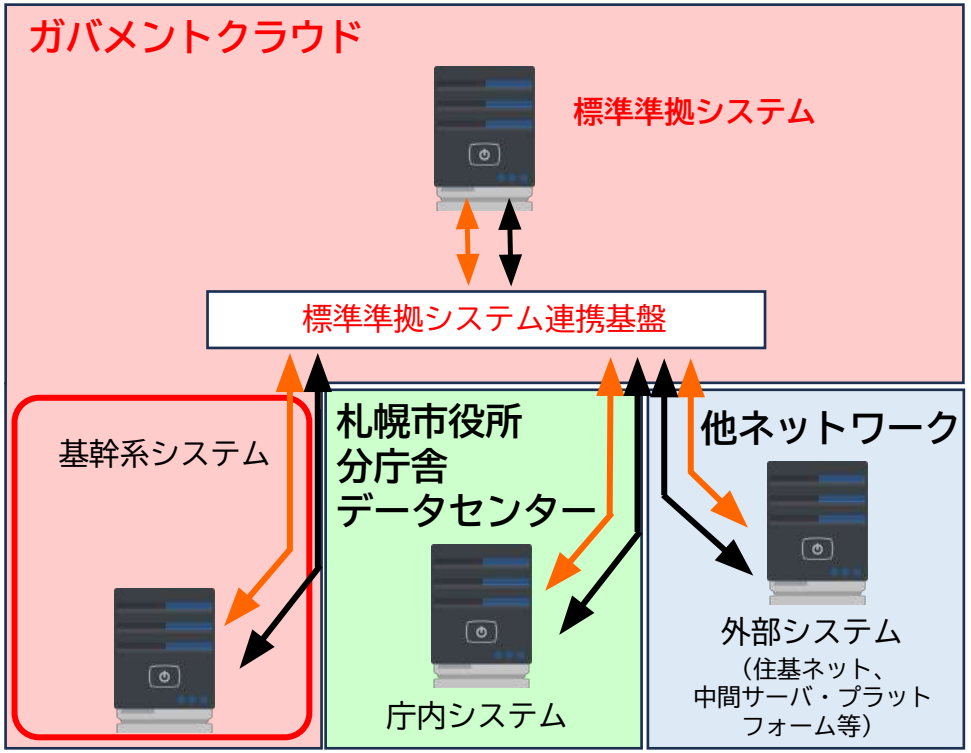


特定個人情報 ⇒

個人情報 ➡

# 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）

| 評価書番号 | 評価書名 |
| --- | --- |
| 7 | 介護保険に関する事務　全項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

札幌市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

| 特記事項 | ― |
| --- | --- |

## 評価実施機関名

札幌市長

## 個人情報保護委員会　承認日 【行政機関等のみ】

## 公表日

［令和7年5月　様式4］

## 項目一覧


| |
|---|
| Ⅰ　基本情報 |
| （別添1）事務の内容 |
| Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 |
| （別添2）特定個人情報ファイル記録項目 |
| Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 |
| Ⅳ　その他のリスク対策 |
| Ⅴ　開示請求、問合せ |
| Ⅵ　評価実施手続 |
| （別添3）　変更箇所 |

# Ⅰ　基本情報

| 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---|---|
| ①事務の名称 | 介護保険に関する事務 |
| ②事務の内容　※ | 札幌市では、介護保険法（平成9年法律第123号）及びこれに基づく条例により、介護保険に関する事務を行っている。<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項別表の100項により個人番号を利用することができるのは、介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、内閣府・総務省令で定められている。<br>また、同法第9条第2項に基づき札幌市個人番号利用条例（平成27年札幌市条例42号。以下「利用条例」という。）により個人番号の利用に関し必要な事項を定めている。<br>ついては、特定個人情報ファイルを当該内閣府・総務省令及び利用条例に定める以下の事務で取り扱う。<br><br>1　介護保険の資格に関する事務<br>住民基本台帳により異動状況を把握し、介護保険の資格の取得・喪失の処理を行う。<br><br>2　介護保険料の賦課に関する事務<br>被保険者等の所得情報を把握し、介護保険料賦課額の決定、更正の処理を行う。<br><br>3　介護保険料の収納管理に関する事務<br>徴収した介護保険料の収納状況を管理し、決算の集計を行う。<br><br>4　介護保険料の滞納整理に関する事務<br>滞納している納付義務者を把握し、催告等の処理を行う。<br><br>5　介護保険の認定に関する事務<br>被保険者等の申請に基づき、要介護認定の調査等を実施し、要介護・要支援状態区分等を認定する。<br>また、主治医等から提供依頼があった場合、要介護（要支援）認定決定情報に関する情報提供を行う。<br><br>6　介護保険のケアプランに関する事務<br>要介護（要支援）の認定決定等を受けた被保険者のケアプランを管理する。<br><br>7　介護保険の給付に関する事務<br>介護サービス等の受給者に対して介護保険給付を行う。また、介護サービス利用料等の各種減額、減免及び利用者負担割合証交付に関する事務を行う。<br><br>8　地域支援事業及び保健福祉事業に関する事務<br>対象となる被保険者からの利用申請を受付、支給決定を行い対象者を管理する。<br><br>上記事務における申請・届出の受理については、郵送と窓口での受け付けのほか、サービス検索・電子申請機能（※）でも受け付ける。<br>（※）サービス検索・電子申請機能…地方公共団体のサービスの検索やオンライン申請ができる機能。<br><br>≪左欄にある※について（以下、評価書中同じ。）≫<br>特定個人情報保護評価指針（平成26年4月18日号外特定個人情報保護委員会告示第4号）の別表に定める重要な変更の対象である記載項目である。<br>※の項目の変更については、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第11条及び特定個人情報保護評価指針第6－2（2）で、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更である場合を除き、評価を再実施することとされている。 |
| ③対象人数 | [　30万人以上　]<br>＜選択肢＞<br>1) 1,000人未満　2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満　4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |

## 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

### システム1

| | |
|---|---|
| ①システムの名称 | 介護保険システム |
| ②システムの機能 | 介護保険法及びこれに基づく条例により、介護保険に関する資格の管理、給付、保険料の賦課等を行うシステムであり、次の機能を有する。<br><br>1　介護保険の資格に関する機能<br>・取得及び喪失など介護保険者の資格管理<br>・住所地特例、介護保険適用除外などの管理<br>・住所指定、送付先指定などの住所管理<br>・本市に住民登録のない被保険者の登録<br>・被保険者証及び受給資格証明書の発行<br><br>2　介護保険料の賦課に関する機能<br>・賦課情報の照会<br>・新規資格取得者の賦課決定及び納入通知書の発行<br>・税更正等による賦課更正及び納入通知書の発行<br>・減免申請の登録<br><br>3　介護保険の認定に関する機能(総合事業含む)<br>・要介護及び要支援認定の申請登録<br>・訪問調査及び主治医意見書等の登録<br>・一次判定及び認定審査会関係の登録<br>・認定決定通知書、介護被保険者証等の発行<br>・受給者情報の照会<br><br>4　介護保険のケアプランに関する機能<br>・ケアプランの届出登録<br><br>5　介護保険の給付に関する機能<br>・各種償還払い申請の登録、支給決定通知書等の発行<br>・高額医療合算介護サービス費の登録、支給管理<br>・減額及び減免の登録、減額証など関係帳票の発行<br>・過誤情報の登録<br>・国民健康保険連合会との受給者異動情報又は給付実績情報等の授受<br><br>6　宛名システムからの送付先情報の連携機能 |
| ③他のシステムとの接続 | [　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム<br>[　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム<br>[ ○ ] 宛名システム等　　[　　] 税務システム<br><br>[ ○ ] その他　（ 国保・介護・後期　統合収納管理／滞納管理システム　　） |

### システム2

| | |
|---|---|
| ①システムの名称 | 国保・介護・後期　統合収納管理／滞納管理システム |
| ②システムの機能 | 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、介護保険法、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）及びこれに基づく条例により賦課された保険料の収納管理及び滞納整理を行うシステムであり、次の機能を有する。<br><br>＜収納管理＞<br>1　国民健康保険・介護保険・後期高齢支援システムからの賦課情報連携<br>2　国民健康保険・介護保険・後期高齢支援システムからの送付先情報連携<br>3　eLTAXとの納付書情報及び納付情報連携<br><br>＜滞納整理＞<br>1　滞納者情報の管理<br>2　各滞納処分書類の作成<br>3　納付書、催告書、実態調査・財産調査書類の作成<br>4　統計・決算情報の作成<br>5　延滞金の計算 |
| ③他のシステムとの接続 | [　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム<br>[　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム<br>[ ○ ] 宛名システム等　　[　　] 税務システム<br>[ ○ ] その他　（ 庁内各業務システム、eLTAX　　） |

| システム3 | |
|---|---|
| ①システムの名称 | 高齢・障がい福祉システム |
| ②システムの機能 | 高齢者や障がい者に関する福祉制度の事務を行うシステムであり、介護保険事務においては、介護保険法に基づく介護保険の地域支援事業及び保健福祉事業に関する事務において、次の機能を使用する。<br><br>・地域支援事業及び保健福祉事業に関するサービスの申請登録(決定、変更、廃止等)<br>・地域支援事業及び保健福祉事業に関するサービスの実績入力、確認、支払登録、照会<br>・地域支援事業及び保健福祉事業に関するサービスの支給決定通知書、利用券、関係帳票の発行<br>・受給者情報の照会<br>・所得情報を反映する機能(階層再設定) |
| ③他のシステムとの接続 | [　] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 庁内連携システム<br>[　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　] 既存住民基本台帳システム<br>[ ○ ] 宛名システム等　　[　] 税務システム<br>[ ○ ] その他　( 介護保険システム　　) |

| システム4 | |
|---|---|
| ①システムの名称 | 中間サーバー・プラットフォーム |
| ②システムの機能 | 国のシステムであり、情報提供ネットワークシステムやシステム基盤(市中間サーバー及び団体内統合宛名)とデータの受け渡しをする。また、符号の取得や特定個人情報の照会・提供の機能を有する。<br>1　符号管理<br>　符号(※)と団体内統合宛名番号(※)とを紐付け、その情報の保管・管理を行う。<br>(※)符号…情報提供ネットワーク内で個人を特定するために用いられる見えない番号<br>(※)(団体内統合)宛名番号…「誰」の情報であるかを特定するために、各自治体内で共通して用いる番号。宛名番号は、それぞれの自治体の各業務システム(社会保障システム、地方税システム等)において、社会保障関係情報や地方税情報などと紐づけられている。国が管理する情報提供ネットワークシステムを利用して情報照会・情報提供を行う際には、セキュリティの観点から個人番号を直接用いるのではなく、宛名番号を媒介としてやりとりする仕組みになっている。<br>2　情報照会<br>　情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の照会や照会した情報の受領を行う。<br>3　情報提供<br>　情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会の要求を受け付けて特定個人情報を提供する。<br>4　既存システムとの接続<br>　システム基盤(市中間サーバー)と情報照会の内容、情報提供の内容、特定個人情報、符号取得のための情報等について連携を行う。<br>5　情報提供等記録の管理<br>　特定個人情報の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。<br>6　情報提供データベース管理<br>　特定個人情報を副本として、保持・管理を行う。<br>7　データの送受信<br>　情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム(※))と情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携を行う。<br>(※)インターフェイスシステム…情報照会者や情報提供者とコアシステムを接続するシステム<br>＜参考＞コアシステム…符号の生成・情報連携の媒介・情報提供記録の管理の3つの機能を持つシステム<br>8　セキュリティ管理<br>　①特定個人情報の暗号化及び復号を行う。<br>　②送信するデータに対して署名(そのファイルの正当性を示すデータ)を付与する。<br>　③送信するデータ等に付与されている署名の検証を行う。<br>　④データの暗号化や複合に必要となるデータ暗号化鍵の管理を行う。<br>　⑤情報提供ネットワークシステムから受信したマスター情報(システムを利用するためにあらかじめ登録が必要な基本的な情報)の管理を行う。<br>9　職員認証・権限管理<br>　中間サーバー・プラットフォームを利用する職員の認証と職員に付与した権限に基づく各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。<br>10　システム管理<br>　バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。 |
| ③他のシステムとの接続 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 庁内連携システム<br>[　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　] 既存住民基本台帳システム<br>[　] 宛名システム等　　[　] 税務システム<br>[ ○ ] その他　( システム基盤(市中間サーバー)　　) |

| システム5 | |
|---|---|
| ①システムの名称 | システム基盤（市中間サーバー） |
| ②システムの機能 | 札幌市のシステムであり、中間サーバー・プラットフォーム（※）と庁内各業務システムの間に立ち、セキュリティの境界としての役割を果たすとともに、中間サーバー・プラットフォームの稼働時間などが、庁内の各業務システムに与える過剰な負荷などの影響を吸収する。また、システム間で情報の受け渡しをする際に、フォーマットやコードを変換する。<br>1　サーバー・プラットフォームとの情報連携<br>　中間サーバー・プラットフォームと連携して、符号取得、情報転送、情報照会を行う。<br>2　フォーマット・コード変換<br>　中間サーバー・プラットフォームへの連携を行う場合や庁内各業務システムへの連携を行う場合に、データを受け取ることができるように、データのフォーマットやコードの変換を行う。<br>3　システム基盤（団体内統合宛名）との情報連携<br>　中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際は、団体内統合宛名番号が必要となるため、団体内統合宛名番号をシステム基盤（団体内統合宛名）から取得する。<br>また、庁内各業務システムへ情報照会結果を返却する際は、、団体内統合宛名番号を庁内各業務システムで管理している番号へ変換する。そのため、システム基盤（団体内統合宛名）から庁内各業務システムで管理している番号を取得する。<br>4　各業務システムとの情報連携<br>　中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際の要求や、その結果を庁内各業務システムとの間で連携する。<br>　※中間サーバー・プラットフォーム　…自治体中間サーバーのハードウェア部分。地方公共団体情報システム機構が整備・運用する中間サーバーの拠点。<br>〈参考〉<br>　中間サーバー・ソフトウェア…自治体中間サーバーのソフトウェア部分。番号法令に基づく、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携等を実施するため、地方公共団体からの特定個人情報の照会及び地方公共団体による特定個人情報の提供やそれに付随する業務を行うアプリケーション（プログラム）群のこと（ハードウェアは含まない。） |
| ③他のシステムとの接続 | [　] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 庁内連携システム<br>[　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　] 既存住民基本台帳システム<br>[　] 宛名システム等　　[　] 税務システム<br>[ ○ ] その他　（ 中間サーバー・プラットフォーム、システム基盤（団体内統合宛名、個人基本）、庁内各業務システム　） |

| システム6 | |
|---|---|
| ①システムの名称 | システム基盤（団体内統合宛名） |
| ②システムの機能 | 札幌市のシステムであり、団体内統合宛名番号、個人番号及び各業務で管理している番号の紐付け管理の機能を有する。<br>1　団体内統合宛名番号の登録・管理<br>　団体内統合宛名番号を付番し、個人番号や各業務で管理している番号の関連づけを行う。<br>2　符号取得状況の管理<br>　中間サーバー・プラットフォームとの間で、符号の取得が完了しているかの状況管理を行う。<br>3　団体内統合宛名番号の検索<br>　個人番号・各業務で管理している番号等を検索条件とした団体内統合宛名番号検索を行う。<br>4　職員認証・権限の管理<br>　システム基盤（団体内統合宛名）を利用する職員の認証と職員に付与した権限に基づき各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。<br>5　情報連携記録の管理<br>　情報連携記録の生成・管理を行う。<br>6　セキュリティの管理<br>　庁内各業務システムの利用のためのID・パスワードの管理及びユーザの認証を行う。 |
| ③他のシステムとの接続 | [　] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 庁内連携システム<br>[　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　] 既存住民基本台帳システム<br>[　] 宛名システム等　　[　] 税務システム<br>[ ○ ] その他　（ システム基盤（市中間サーバー、個人基本、税宛名、社会保障宛名）　） |

| システム7 | |
|---|---|
| ①システムの名称 | システム基盤（個人基本） |
| ②システムの機能 | 札幌市のシステムであり、既存住基システムから住民基本台帳の情報を受領し、その住民基本台帳の情報を移転が認められた項目のみに再編成した上で、庁内の各システムに情報移転する機能を有する。情報移転は、スマートシティ推進部へ住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けたシステムに対してのみ行う。<br>1　既存住基システムからのデータ受領<br>既存住基システムのデータを受領し、承認を受けているシステムにのみ必要な項目を送信する。<br>2　住民記録の異動情報の連携<br>随時（リアルタイム）で既存住基システムから送信されたデータを、要求に応じてシステム基盤（団体内統合宛名）や庁内各業務システムへ渡す。<br>※当該データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で渡す。<br>3　システム基盤（市中間サーバー）への情報転送<br>世帯情報のうち、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定められた情報をシステム基盤（市中間サーバー）へ転送する。<br>4　職員認証・権限の管理<br>各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。<br>5　情報連携記録の管理 |
| ③他のシステムとの接続 | [　] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 庁内連携システム<br>[　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[ ○ ] 既存住民基本台帳システム<br>[　] 宛名システム等　　[　] 税務システム<br>[ ○ ] その他　（ システム基盤（市中間サーバー、団体内統合宛名、社会保障宛名、税宛名）、庁内各業務システム　） |
| **システム8** | |
| ①システムの名称 | システム基盤（社会保障宛名） |
| ②システムの機能 | 札幌市のシステムであり、システム基盤（個人基本）から住民基本台帳の情報を受領し、社会保障業務（介護保険、高齢・障がい福祉、児童福祉などの業務）で活用する。個人（及び法人）の宛名情報、応対記録、口座情報及び税宛名から連携される課税情報などを集約管理する。<br>1　システム基盤（個人基本）からの住記異動情報連携<br>システム基盤（個人基本）から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。<br>2　システム基盤（税宛名）からの課税情報連携<br>システム基盤（税宛名）から課税額、所得額、収入額などの課税情報を受領し、必要に応じて各社会保障システムへ情報連携する。<br>3　社会保障宛名管理<br>社会保障業務共通で利用する個人（及び法人）の情報を記録し、必要に応じて各社会保障システムへ情報連携する。また、住登外者の基本4情報（氏名・性別・生年月日・住所）を管理する。<br>4　システム基盤（団体内統合宛名）連携<br>システム基盤（団体内統合宛名）にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、社会保障業務で把握した対象者について、社会保障業務で管理している番号を連携する。 |
| ③他のシステムとの接続 | [　] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 庁内連携システム<br>[　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　] 既存住民基本台帳システム<br>[　] 宛名システム等　　[　] 税務システム<br>[ ○ ] その他　（ システム基盤（団体内統合宛名、個人基本、税宛名）、庁内各業務システム　） |

| システム9 | |
|---|---|
| ①システムの名称 | 住民基本台帳ネットワークシステム |
| ②システムの機能 | 国のシステムであり、住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるもので、次の機能を有する。<br>1　本人確認情報検索<br>　端末に入力した4情報（氏名、住所、性別、生年月日）の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。<br>2　機構（※）への情報照会<br>　全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。<br>　※機構…地方公共団体情報システム機構のこと。地方公共団体情報システム機構法（平成25年法律第29号）に基づく地方協働法人。住民基本台帳ネットワークシステムの運営、総合行政ネットワーク（LGWAN）の運営、個人番号カードの作成業務、地方公共団体の情報化推進、情報セキュリティ対策への支援及び人材育成への支援を行っている。<br>3　本人確認情報整合<br>　本人確認情報の内容について、都道府県知事が都道府県サーバーにおいて保有している本人確認情報と、機構が全国サーバーにおいて保有している本人確認情報とが整合することを確認するため、都道府県サーバー及び全国サーバーに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。 |
| ③他のシステムとの接続 | [　] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 庁内連携システム<br>[　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　] 既存住民基本台帳システム<br>[　] 宛名システム等　　[　] 税務システム<br>[ ○ ] その他　（ なし　） |

| システム10 | |
|---|---|
| ①システムの名称 | システム基盤（税宛名） |
| ②システムの機能 | 札幌市のシステムであり、システム基盤（個人基本）から住民基本台帳の情報を受領し税業務で活用する。個人（及び法人）の納付書情報や応対記録、口座情報などを集約管理する。<br>1　システム基盤（個人基本）からの住基異動情報連携<br>　システム基盤（個人基本）から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。<br>2　税宛名管理<br>　税業務共通で利用する個人及び法人の情報を記録し、必要に応じて各税システムへ情報連携する。また、住登外者の基本4情報（氏名・性別・生年月日・住所）を管理する。<br>3　システム基盤（団体内統合宛名）連携<br>　システム基盤（団体内統合宛名）にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、税業務で把握した対象者について、税業務で管理している番号を連携する。<br>4　システム基盤（社会保障宛名）への課税情報連携<br>　課税額、所得額、収入額などの課税情報をシステム基盤（社会保障宛名）へ情報連携する。 |
| ③他のシステムとの接続 | [　] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 庁内連携システム<br>[　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　] 既存住民基本台帳システム<br>[　] 宛名システム等　　[ ○ ] 税務システム<br>[ ○ ] その他　（ システム基盤（団体内統合宛名、個人基本、社会保障宛名）、庁内各業務システム ） |

| システム11 | |
|---|---|
| ①システムの名称 | 伝送通信ソフト |
| ②システムの機能 | 伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険の審査支払等の業務で使用するデータについて、専用端末を用いて電子メール方式で保険者（市区町村）と国保連合会との間で、送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。（専用端末で送受するデータで個人番号は利用しない。）<br><br>1. 受給者情報異動連絡票データの送信<br>　受給者情報異動連絡票データを暗号化し、国保連合会へ送信する。<br><br>2. 受給者情報訂正連絡票データの送信<br>　受給者情報訂正連絡票データを暗号化し、国保連合会へ送信する。 |
| ③他のシステムとの接続 | [　] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 庁内連携システム<br>[　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　] 既存住民基本台帳システム<br>[　] 宛名システム等　　[　] 税務システム<br>[　] その他　（　） |

| システム12 | |
|---|---|
| ①システムの名称 | サービス検索・電子申請機能 |
| ②システムの機能 | 【住民向け機能】<br>自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能<br><br>【地方公共団体向け機能】<br>住民が行った電子申請データを取得するため、地方公共団体に公開する機能 |
| ③他のシステムとの接続 | [　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム<br>[　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム<br>[　　] 宛名システム等　　[　　] 税務システム<br>[　　] その他　（　　） |

| 3. 特定個人情報ファイル名 |
|---|
| 介護保険情報ファイル |

| 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 | |
|---|---|
| ①事務実施上の必要性 | 特定個人情報ファイルを利用することで、個人の特定、個人の宛名の突合の正確性が向上し、適正な賦課及び給付に資することとなる。また、社会保障に関する情報及び地方税関係情報を入手することで、被保険者の給付や保険料決定時の手続に添付書類を省略できるなど、住民の負担軽減及び事務の効率化が図れる。 |
| ②実現が期待されるメリット | 1　番号制度の導入により、税情報や住所等の住民情報の名寄せ・突合ができることで正確かつ効率的に介護保険被保険者等の情報を把握することが可能となり、より公平な保険料の賦課及び保険給付に資することが期待される。<br>2　介護保険被保険者の所得等の確認等について、紙媒体での照会よりも事務を効率化することができる。<br>3　市・道民税証明書等の添付書類の提出を省略することが可能となり、住民の負担軽減（証明書を入手する金銭的、時間的コストの節約）につながる。 |

| 5. 個人番号の利用　※ | |
|---|---|
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項別表の100の項<br>番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令　第50条<br>番号法第9条第2項及び利用条例第4条 |

| 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ | | |
|---|---|---|
| ①実施の有無 | [　　実施する　　] | <選択肢><br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表<br><br>（番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠）<br>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（利用特定個人情報）に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項（2、3、7、11、15，42、56、65、69、80、83、86，87、108、115、125，128、132、144、161の項）<br><br>（番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠）<br>第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄（特定個人情報利用事務）に「介護保険法」が含まれる項（131、132の項） | |

| 7. 評価実施機関における担当部署 | |
|---|---|
| ①部署 | 札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課 |
| ②所属長の役職名 | 介護保険課長 |

| 8. 他の評価実施機関 |
|---|
| |

## （別添1）事務の内容

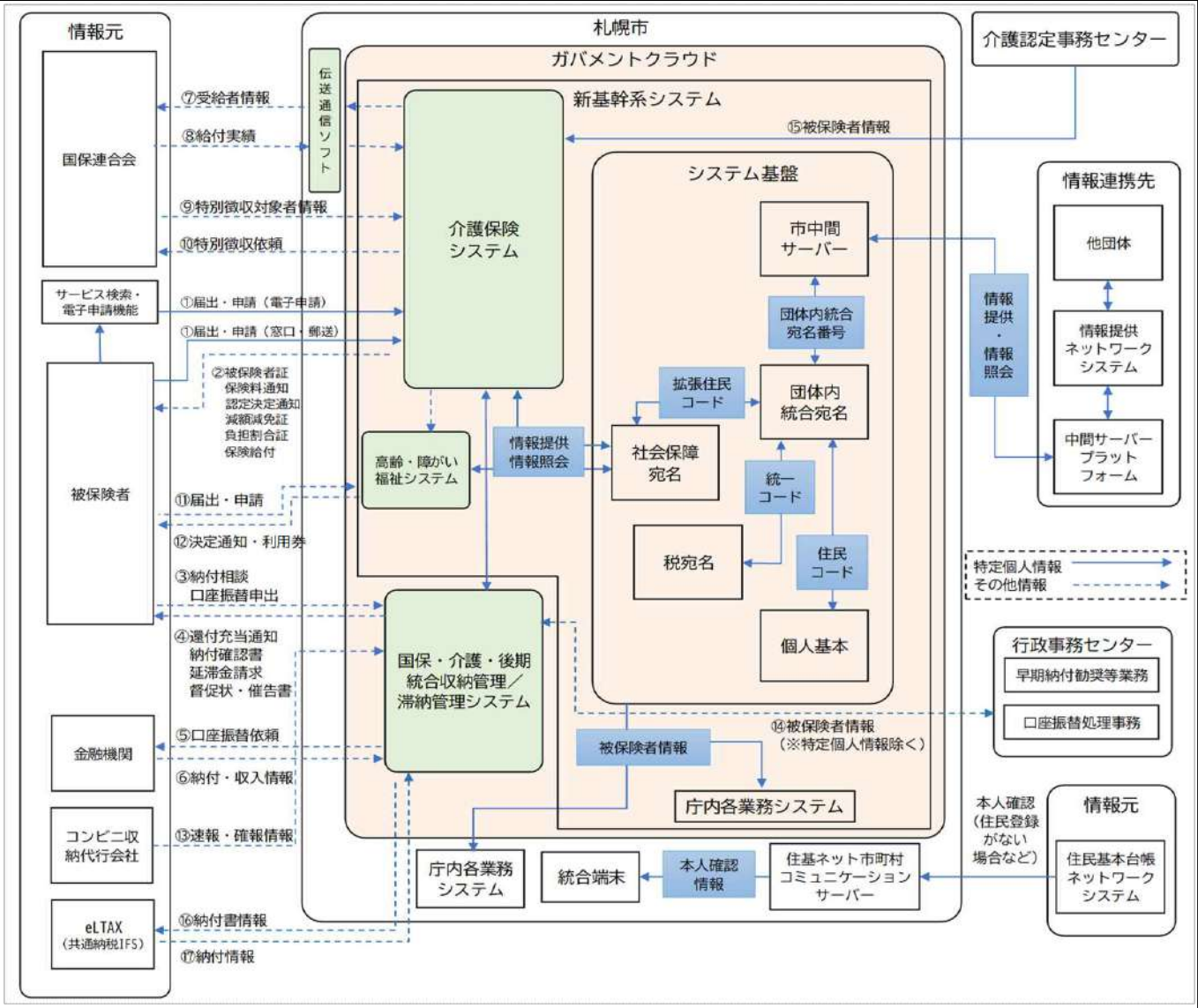


（備考）

①被保険者からの申請や届出を受け付け、確認を行う。
②資格情報・所得情報等に基づき、被保険者証の交付、保険料の通知、認定決定の通知並びに減額減免証及び負担割合証の交付を行う。
③被保険者からの納付相談を受け付ける。口座振替依頼書を受け付ける。
④過誤納が発生した場合は保険料の還付・充当を行い、被保険者に通知する。被保険者からの請求により納付確認書を発行する。納付の遅延により延滞金が発生した場合は対象の被保険者に対し延滞金の請求を行う。保険料未納者に対し督促状及び催告書を送付する。
⑤金融機関へ口座振替依頼を行う。
⑥金融機関から領収済通知書、口座振替結果を受け取る。
⑦受給者異動情報等を提供する。
⑧給付実績情報等を受け取る。
⑨特別徴収の対象者情報を受け取る。
⑩特別徴収の依頼を行う。
⑪被保険者からの地域支援事業及び保健福祉事業に関する申請や届出を受け付け、確認を行う。
⑫所得情報等に基づき、地域支援事業及び保健福祉事業に関するサービスの決定通知、利用券の発行を行う。
⑬コンビニエンスストアで納付した情報を受け取る。
⑭行政事務センターが口座振替処理業務及び早期納付勧奨に係る業務に関する被保険者情報を取扱う。
⑮介護認定事務センターが介護認定事務に関する被保険者情報を取扱う。
⑯eLTAXへ納付書情報を提供する。
⑰eLTAXから納付情報を受け取る。

# Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

## 1. 特定個人情報ファイル名

介護保険情報ファイル

## 2. 基本情報

| | | |
|---|---|---|
| ①ファイルの種類 ※ | | [　　システム用ファイル　　] ＜選択肢＞<br>1）システム用ファイル<br>2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等） |
| ②対象となる本人の数 | | [　100万人以上1,000万人未満　] ＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ③対象となる本人の範囲 ※ | | ①介護保険の第1号被保険者及びその世帯構成員（喪失者を含む）<br>②介護保険被保険者証を交付した第2号被保険者及びその世帯構成員（資格喪失者を含む）<br>③札幌市に住所を有する介護保険適用除外者及び住所地特例者。 |
| | その必要性 | 介護保険業務を正確かつ公平・公正に行うため、上記の範囲を対象にする必要がある。 |
| ④記録される項目 | | [　　100項目以上　　] ＜選択肢＞<br>1）10項目未満　2）10項目以上50項目未満<br>3）50項目以上100項目未満　4）100項目以上 |
| | 主な記録項目 ※ | ・識別情報<br>[ ○ ] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[ ○ ] その他識別情報（内部番号）<br>・連絡先等情報<br>[ ○ ] 5情報（氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所）　[ ○ ] 連絡先（電話番号等）<br>[ ○ ] その他住民票関係情報<br>・業務関係情報<br>[　] 国税関係情報　[ ○ ] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報<br>[ ○ ] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[ ○ ] 障害者福祉関係情報<br>[ ○ ] 生活保護・社会福祉関係情報　[ ○ ] 介護・高齢者福祉関係情報<br>[　] 雇用・労働関係情報　[ ○ ] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報<br>[　] 災害関係情報<br>[ ○ ] その他　（　口座登録・連携ファイル関係情報　） |
| | その妥当性 | 1　識別情報：対象者を正確に特定するために保有<br>2　連絡先等情報：対象者の居住地、世帯情報等を把握するために保有<br>3　業務関係情報<br>①　地方税関係情報：介護保険料段階及び介護保険の利用者負担段階等を決定するために保有<br>②　医療保険関係情報：第2号被保険者の医療保険を把握するため、また、高額医療合算介護サービス費の給付のために保有<br>③　障害者福祉関係情報：被保険者の介護保険の適用除外の確認等を行うために保有<br>④　生活保護・社会福祉関係情報：生活保護に関する情報に基づき、介護保険料段階及び介護保険の利用者負担段階等を決定するために保有<br>⑤　介護・高齢者福祉関係情報：介護保険給付の適切な給付実績等を確認するために保有<br>⑥　年金関係情報：特別徴収を行うために保有。また、老齢福祉年金にあっては、介護保険料段階及び介護保険の利用者負担段階等を決定するために保有。<br>⑦　公金受取口座情報：住民が公金受取口座の利用を希望した場合、保険料の還付及びサービス費等支給時の受取口座として保有。 |
| | 全ての記録項目 | 別添2を参照。 |
| ⑤保有開始日 | | 平成28年1月1日 |
| ⑥事務担当部署 | | 札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課 |

## 3. 特定個人情報の入手・使用

| | |
|---|---|
| ①入手元 ※ | [ ○ ] 本人又は本人の代理人<br>[ ○ ] 評価実施機関内の他部署　（　各区の戸籍住民課、保険年金課、保護担当課及び保健福祉課、各市税事務所の市民税課　）<br>[ ○ ] 行政機関・独立行政法人等　（　デジタル庁、医療保険者、日本年金機構、年金保険者　）<br>[ ○ ] 地方公共団体・地方独立行政法人　（　各市町村　）<br>[　] 民間事業者　（　　）<br>[ ○ ] その他　（　国民健康保険団体連合会　） |

| | | |
|---|---|---|
| ②入手方法 | | ［ ○ ］紙　［ ○ ］電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）　［　　］フラッシュメモリ<br>［　　］電子メール　［　　］専用線　［　　］庁内連携システム<br>［ ○ ］情報提供ネットワークシステム<br>［ ○ ］その他　（ サービス検索・電子申請機能　　） |
| ③入手の時期・頻度 | | 1　識別情報：随時（変更時等）<br>2　連絡先等情報：随時（変更時等）<br>3　業務関係情報<br>①　地方税関係情報：随時又は月次、年次<br>②　医療保険関係情報：随時<br>③　障害者福祉関係情報：随時<br>④　生活保護・社会福祉関係情報：随時<br>⑤　介護・高齢者福祉関係情報：随時<br>⑥　年金関係情報：月次、年次<br>⑦　公金受取口座情報：随時 |
| ④入手に係る妥当性 | | 介護保険事務を適正に行うため、法令等の範囲内で適宜、申請等の情報、税情報等の収集を行う必要がある。 |
| ⑤本人への明示 | | 介護保険法並びに番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の131項及び132項の規定に明示している。また、庁内連携による入手は条例別表2の9項から15項までにおいて明示している。 |
| ⑥使用目的　※ | | 行政運営の効率化と公平・公正な介護保険事務を行うため。 |
| | 変更の妥当性 | ― |
| ⑦使用の主体 | 使用部署　※ | 札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課、高齢福祉課、各区役所保健福祉部保健福祉課・保険年金課、北区市民部篠路出張所 |
| | 使用者数 | ［　　500人以上1,000人未満　　］　＜選択肢＞<br>1）10人未満　2）10人以上50人未満<br>3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満<br>5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上 |
| ⑧使用方法　※ | | 1　介護保険の資格に関する事務<br>①　住民基本台帳から65歳到達者情報を取得し、資格を取得させる事務に使用する。<br>②　住民基本台帳の異動情報から、資格の取得及び喪失、住所変更の事務に使用する。<br><br>2　介護保険料の賦課に関する事務<br>①　被保険者及び世帯構成員の住民税情報から保険料賦課額を決定又は更正する事務に使用する。<br>②　他市町村からの転入者の住民税情報を把握し、保険料賦課額を決定する事務に使用する。<br>③　生活保護受給情報及び老齢福祉年金情報から、保険料賦課額を決定する事務に使用する。<br>④　年金保険者からの年金情報に基づき、特別徴収の開始又は停止などの事務に使用する。<br><br>3　介護保険料の収納管理に関する事務<br>①　本人等の金融機関口座情報を取得し、保険料の口座振替や還付の事務に使用する。<br>②　金融機関からの普通徴収の保険料入金情報を取得し、収納の事務に使用する。<br>③　年金保険者からの特別徴収の保険料入金情報を取得し、収納の事務に使用する。<br>④　生活保護受給情報に基づき、保険料の受領委任払いの事務に使用する。<br><br>4　介護保険料の滞納整理に関する事務<br>①　保険料の滞納情報及び督促情報から、催告書の送付及び滞納処分に使用する。<br>②　本人等との納付相談内容等を記録。<br><br>5　介護保険の認定に関する事務<br>①　第2号被保険者の医療保険情報を確認する事務に使用する。<br>②　保険料の滞納情報から、給付制限の措置に該当するか判断する事務に使用する。<br>③　他市町村からの転入者の受給資格証明書の情報に基づき、認定情報を継続する事務に使用する。<br><br>6　介護保険のケアプランに関する事務<br>①　本人や代理人からのケアプランを受け付け、ケアプラン届出状況を管理する事務に使用する。<br><br>7　介護保険の給付に関する事務<br>①　住民税や社会保障の給付状況等の情報を把握し、利用者負担段階を決定する事務に使用する。<br>②　金融機関口座情報を取得し、サービス費等支給の事務に使用する。<br><br>8　地域支援事業及び保健福祉事業に関する事務<br>①　対象となる被保険者を管理し、利用申請の受付、支給決定する事務に使用する。 |
| | 情報の突合　※ | 1　個人番号カード等により、正確に本人確認をして個人番号の真正性を確認する。<br>2　内部識別番号である宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。 |
| | 情報の統計分析　※ | 特定個人情報に関する統計分析については実施しない。 |
| | 権利利益に影響を与え得る決定　※ | 介護保険料の賦課額・減免等の決定、要介護（要支援）認定等の決定、介護給付の支給・減額・減免の決定、償還払いの支給決定 |
| ⑨使用開始日 | | 平成28年1月1日 |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | |
|---|---|---|
| 委託の有無 ※ | | [ 委託する ] <選択肢> 1）委託する 2）委託しない<br>（ 5 ） 件 |
| **委託事項1** | | 介護保険システムのアプリケーションの運用・保守 |
| ①委託内容 | | システムの運用管理、バッチ処理の実行、オンライン稼働監視などを行う。<br>また、アプリケーションに関する要望対応、障害対応、介護制度改正対応、職員からの問合せ対応や調査、作業指示書に基づくデータ抽出などを行う。 |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | | [ 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢> 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部 |
| | 対象となる本人の数 | [ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上 |
| | 対象となる本人の範囲 ※ | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。 |
| | その妥当性 | 特定個人情報ファイルの一部ではなく全体について運用管理等を行う必要がある。 |
| ③委託先における取扱者数 | | [ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上 |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | | [ ]専用線 [ ]電子メール [ ]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[ ]フラッシュメモリ [ ]紙<br>[ ○ ]その他 （ 個人情報取扱を許可している事務室内でのシステム操作 ） |
| ⑤委託先名の確認方法 | | 札幌市ホームページ「入札等契約結果一覧」にて公表する。 |
| ⑥委託先名 | | 競争入札により決定する。 |
| 再委託 | ⑦再委託の有無 ※ | [ 再委託する ] <選択肢> 1）再委託する 2）再委託しない |
| | ⑧再委託の許諾方法 | 申請を受けて、委託内容（業務の一部であるか）や管理体制を判断し許諾する。 |
| | ⑨再委託事項 | 運用・保守管理プロセス基準書に基づく作業<br>運用・保守メニューに基づく作業、軽微な改修作業 |
| **委託事項2** | | 国保・介護・後期 統合収納管理／滞納管理システムのアプリケーション運用・保守 |
| ①委託内容 | | システムの運用管理、バッチ処理の実行、オンライン稼働監視などを行う。<br>また、アプリケーションに関する要望対応、障害対応、介護制度改正対応、職員からの問合せ対応や調査、作業指示書に基づくデータ抽出などを行う。 |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | | [ 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢> 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部 |
| | 対象となる本人の数 | [ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上 |
| | 対象となる本人の範囲 ※ | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。 |
| | その妥当性 | 特定個人情報ファイルの一部ではなく全体について運用管理等を行う必要がある。 |
| ③委託先における取扱者数 | | [ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上 |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | | [ ]専用線 [ ]電子メール [ ]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[ ]フラッシュメモリ [ ]紙<br>[ ○ ]その他 （ 個人情報取扱を許可している事務室内でのシステム操作 ） |

| | | |
|---|---|---|
| ⑤委託先名の確認方法 | | 札幌市ホームページ「入札等契約結果一覧」にて公表する。 |
| ⑥委託先名 | | 競争入札により決定する。 |
| 再委託 | ⑦再委託の有無 ※ | [　　再委託する　　]　＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない |
| 再委託 | ⑧再委託の許諾方法 | 申請を受けて、委託内容（業務の一部であるか）や管理体制を判断し許諾する。 |
| 再委託 | ⑨再委託事項 | 運用・保守管理プロセス基準書に基づく作業<br>運用・保守メニューに基づく作業、軽微な改修作業 |
| **委託事項3** | | 高齢障がい福祉システムのアプリケーション運用・保守 |
| ①委託内容 | | システムの運用管理、バッチ処理の実行、オンライン稼働監視などを行う。<br>また、アプリケーションに関する要望対応、障害対応、制度改正対応、職員からの問合せ対応や調査、作業指示書に基づくデータ抽出などを行う。 |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | | [ 特定個人情報ファイルの全体 ]　＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部 |
| | 対象となる本人の数 | [　100万人以上1,000万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上 |
| | 対象となる本人の範囲 ※ | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。 |
| | その妥当性 | 特定個人情報ファイルの一部ではなく全体について運用管理等を行う必要がある。 |
| ③委託先における取扱者数 | | [　　10人以上50人未満　　]　＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上 |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | | [　]専用線　[　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　]フラッシュメモリ　[　]紙<br>[ ○ ]その他　（ 個人情報取扱を許可している事務室内でのシステム操作　） |
| ⑤委託先名の確認方法 | | 札幌市ホームページ「入札等契約結果一覧」にて公表する。 |
| ⑥委託先名 | | 競争入札により決定する。 |
| 再委託 | ⑦再委託の有無 ※ | [　　再委託する　　]　＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない |
| 再委託 | ⑧再委託の許諾方法 | 申請を受けて、委託内容（業務の一部であるか）や管理体制を判断し許諾する。 |
| 再委託 | ⑨再委託事項 | 運用・保守管理プロセス基準書に基づく作業<br>運用・保守メニューに基づく作業、軽微な改修作業 |
| **委託事項4** | | 介護保険審査支払等事務 |
| ①委託内容 | | 介護報酬等の審査支払業務、第三者求償業務及び保険者事務共同処理業務 |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | | [ 特定個人情報ファイルの一部 ]　＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部 |
| | 対象となる本人の数 | [　100万人以上1,000万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上 |
| | 対象となる本人の範囲 ※ | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。 |
| | その妥当性 | 介護保険法第176条において国民健康保険団体連合会は市町村から委託を受けて、介護報酬等の審査・支払い事務、第三者行為求償業務の他、介護保険事業の円滑な運営に資する事業を行うことができる旨規定されている。 |

| | | |
|---|---|---|
| ③委託先における取扱者数 | | [　　10人以上50人未満　　] <選択肢><br>1）10人未満　2）10人以上50人未満<br>3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満<br>5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上 |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | | [ ○ ]専用線　[　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　]フラッシュメモリ　[　]紙<br>[　]その他　（　） |
| ⑤委託先名の確認方法 | | 介護保険法第176条において、国民健康保険団体連合会は市町村から委託を受けて、介護報酬等の審査・支払い事務、第三者行為求償業務の他、介護保険事業の円滑な運営に資する事業を行うことができる旨規定されている。 |
| ⑥委託先名 | | 北海道国民健康保険団体連合会 |
| 再委託 | ⑦再委託の有無　※ | [　　再委託しない　　] <選択肢><br>1）再委託する　2）再委託しない |
| | ⑧再委託の許諾方法 | |
| | ⑨再委託事項 | |
| **委託事項5** | | 介護認定事務 |
| ①委託内容 | | 区役所で行っている介護認定事務の一部を集約した介護認定事務センターの業務を行う。 |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | | [ 特定個人情報ファイルの一部 ] <選択肢><br>1）特定個人情報ファイルの全体<br>2）特定個人情報ファイルの一部 |
| | 対象となる本人の数 | [　100万人以上1,000万人未満　] <選択肢><br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| | 対象となる本人の範囲　※ | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。 |
| | その妥当性 | 介護認定事務センターでは、個人番号が記載された介護認定申請書を各区役所から受理する。受理後に、介護保険システムにて個人番号を閲覧しながら、各区役所で行った介護認定申請のシステム入力が別の被保険者になっていないかを確認するため。 |
| ③委託先における取扱者数 | | [　　50人以上100人未満　　] <選択肢><br>1）10人未満　2）10人以上50人未満<br>3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満<br>5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上 |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | | [　]専用線　[　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　]フラッシュメモリ　[ ○ ]紙<br>[　]その他　（　） |
| ⑤委託先名の確認方法 | | 札幌市ホームページ「入札等契約結果一覧」にて公表する。 |
| ⑥委託先名 | | 企画競争により決定する。 |
| 再委託 | ⑦再委託の有無　※ | [　　再委託する　　] <選択肢><br>1）再委託する　2）再委託しない |
| | ⑧再委託の許諾方法 | 申請を受けて、委託内容（業務の一部であるか）や管理体制を判断し許諾する。 |
| | ⑨再委託事項 | 業務内容の一部であって、役務の性質上やむを得ないと認められる事項。 |

| 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） | |
|---|---|
| 提供・移転の有無 | [ ○ ] 提供を行っている （ 23 ）件 [ ○ ] 移転を行っている （ 11 ）件<br>[ ] 行っていない |
| **提供先1** | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める情報照会者（別紙1参照） |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 |
| ②提供先における用途 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める各事務 |
| ③提供する情報 | 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって主務省令で定めるもの |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [ 10万人以上100万人未満 ]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ |
| ⑥提供方法 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 （ ） |
| ⑦時期・頻度 | 情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度 |
| **移転先1** | 保健福祉局総務部保護自立支援課及び各区保健福祉部保護課 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第9条第2項及び条例第4条第2項 |
| ②移転先における用途 | 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| ③移転する情報 | 介護保険給付等関係情報 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [ 100万人以上1,000万人未満 ]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。 |
| ⑥移転方法 | [ ] 庁内連携システム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ○ ] その他 （ システム基盤 ） |
| ⑦時期・頻度 | 1 移転先が必要とする時期<br>2 介護保険給付等関係情報の変更が発生した都度、随時 |
| **移転先2** | 保健福祉局保険医療部保険企画課、各区保健福祉部保険年金課及び北区市民部篠路出張所 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第9条第2項、条例第4条第2項及び条例第4条第3項別表2（第25項及び第27項） |
| ②移転先における用途 | 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの<br>高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの<br>国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの<br>高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの |
| ③移転する情報 | 介護保険給付等関係情報 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [ 100万人以上1,000万人未満 ]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |

| | |
|---|---|
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。 |
| ⑥移転方法 | [　　] 庁内連携システム　　[　　] 専用線<br>[　　] 電子メール　　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　　] フラッシュメモリ　　[　　] 紙<br>[ ○ ] その他　（ システム基盤　　） |
| ⑦時期・頻度 | 1　移転先が必要とする時期<br>2　介護保険給付等関係情報の変更が発生した都度、随時 |
| **移転先3** | 危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第9条第2項及び条例第4条第2項 |
| ②移転先における用途 | 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| ③移転する情報 | 介護保険給付等関係情報 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [　100万人以上1,000万人未満　] <選択肢><br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。 |
| ⑥移転方法 | [　　] 庁内連携システム　　[　　] 専用線<br>[　　] 電子メール　　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　　] フラッシュメモリ　　[　　] 紙<br>[ ○ ] その他　（ システム基盤　　） |
| ⑦時期・頻度 | 1　移転先が必要とする時期<br>2　介護保険給付等関係情報の変更が発生した都度、随時 |
| **移転先4** | 保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課及び各区保健福祉部保健福祉課 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第9条第2項、条例第4条第2項及び条例第4条第3項別表2（第9項、第11の2項、第13項及び第14項） |
| ②移転先における用途 | 老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの<br>老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの<br>高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）による相談、指導及び助言、通報を受けた場合の措置又は立入調査に関する事務であって規則で定めるもの<br>介護保険法による保健福祉事業としての在宅の高齢者等に対して紙おむつを支給する事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの<br>札幌市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減額措置事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの<br>札幌市訪問指導事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの |
| ③移転する情報 | 介護保険給付等関係情報 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [　100万人以上1,000万人未満　] <選択肢><br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。 |
| ⑥移転方法 | [　　] 庁内連携システム　　[　　] 専用線<br>[　　] 電子メール　　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　　] フラッシュメモリ　　[　　] 紙<br>[ ○ ] その他　（ システム基盤　　） |
| ⑦時期・頻度 | 1　移転先が必要とする時期<br>2　介護保険給付等関係情報の変更が発生した都度、随時 |
| **移転先5** | 保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課、各区保健福祉部保健福祉課及び北区市民部篠路出張所 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第9条第2項及び条例第4条第3項別表2（第10項及び第15項） |
| ②移転先における用途 | 札幌市高齢者生活支援型ショートステイ事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの<br>札幌市要介護認定等情報提供事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの |
| ③移転する情報 | 介護保険給付等関係情報 |

| | |
|---|---|
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [ 100万人以上1,000万人未満 ]<br><選択肢><br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。 |
| ⑥移転方法 | [ ] 庁内連携システム　[ ] 専用線<br>[ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[ ] フラッシュメモリ　[ ] 紙<br>[ ○ ] その他 （ システム基盤 ） |
| ⑦時期・頻度 | 1 移転先が必要とする時期<br>2 介護保険給付等関係情報の変更が発生した都度、随時 |
| **移転先6** | 保健福祉局総務部総務課 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第9条第2項及び条例第4条第2項 |
| ②移転先における用途 | 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| ③移転する情報 | 介護保険給付等関係情報 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [ 100万人以上1,000万人未満 ]<br><選択肢><br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。 |
| ⑥移転方法 | [ ] 庁内連携システム　[ ] 専用線<br>[ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[ ] フラッシュメモリ　[ ] 紙<br>[ ○ ] その他 （ システム基盤 ） |
| ⑦時期・頻度 | 1 移転先が必要とする時期<br>2 介護保険給付等関係情報の変更が発生した都度、随時 |
| **移転先7** | 財政局税政部市民税課及び各市税事務所市民税課 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第9条第2項及び条例第4条第3項別表2（第1項） |
| ②移転先における用途 | 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの |
| ③移転する情報 | 介護保険給付等関係情報 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [ 100万人以上1,000万人未満 ]<br><選択肢><br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。 |
| ⑥移転方法 | [ ] 庁内連携システム　[ ] 専用線<br>[ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[ ] フラッシュメモリ　[ ] 紙<br>[ ○ ] その他 （ システム基盤 ） |
| ⑦時期・頻度 | 1 移転先が必要とする時期<br>2 介護保険給付等関係情報の変更が発生した都度、随時 |
| **移転先8** | 保健福祉局高齢保健福祉部高齢福祉課及び各区保健福祉部保健福祉課 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第9条第2項及び条例第4条第3項別表2（第5項及び第8項） |
| ②移転先における用途 | 札幌市高齢者生活支援型ホームヘルプサービス事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの<br>札幌市生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの |
| ③移転する情報 | 介護保険給付等関係情報 |

| | |
|---|---|
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [ 100万人以上1,000万人未満 ]<br><選択肢><br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。 |
| ⑥移転方法 | [ ] 庁内連携システム　[ ] 専用線<br>[ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[ ] フラッシュメモリ　[ ] 紙<br>[ ○ ] その他 （ システム基盤 ） |
| ⑦時期・頻度 | 1 移転先が必要とする時期<br>2 介護保険給付等関係情報の変更が発生した都度、随時 |
| **移転先9** | 保健福祉局高齢保健福祉部高齢福祉課、各区保健福祉部保健福祉課及び北区市民部篠路出張所 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第9条第2項及び条例第4条第3項別表2（第7項） |
| ②移転先における用途 | 札幌市高齢者理美容サービス事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの |
| ③移転する情報 | 介護保険給付等関係情報 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [ 100万人以上1,000万人未満 ]<br><選択肢><br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。 |
| ⑥移転方法 | [ ] 庁内連携システム　[ ] 専用線<br>[ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[ ] フラッシュメモリ　[ ] 紙<br>[ ○ ] その他 （ システム基盤 ） |
| ⑦時期・頻度 | 1 移転先が必要とする時期<br>2 介護保険給付等関係情報の変更が発生した都度、随時 |
| **移転先10** | 保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課及び各区保健福祉部保健福祉課 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第9条第2項及び条例第4条第3項別表2（第19項） |
| ②移転先における用途 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの |
| ③移転する情報 | 介護保険給付等関係情報 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [ 100万人以上1,000万人未満 ]<br><選択肢><br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。 |
| ⑥移転方法 | [ ] 庁内連携システム　[ ] 専用線<br>[ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[ ] フラッシュメモリ　[ ] 紙<br>[ ○ ] その他 （ システム基盤 ） |
| ⑦時期・頻度 | 1 移転先が必要とする時期<br>2 介護保険給付等関係情報の変更が発生した都度、随時 |

| | | |
|---|---|---|
| **移転先11** | | 子ども未来局子育て支援部子育て支援課及び各区保健福祉部保健福祉課 |
| ①法令上の根拠 | | 番号法第9条第2項及び条例第4条第3項別表2（第29項） |
| ②移転先における用途 | | 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの |
| ③移転する情報 | | 介護保険給付等関係情報 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | | ［　100万人以上1,000万人未満　］　＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。 |
| ⑥移転方法 | | ［　］庁内連携システム　［　］専用線<br>［　］電子メール　［　］電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>［　］フラッシュメモリ　［　］紙<br>［ ○ ］その他　（ システム基盤　） |
| ⑦時期・頻度 | | 1　移転先が必要とする時期<br>2　介護保険給付等関係情報の変更が発生した都度、随時 |
| **6. 特定個人情報の保管・消去** | | |
| ①保管場所　※ | | ＜札幌市における措置＞<br>1　セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。<br>2　サーバーへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要となる。<br>3　外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。<br><br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>1　中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。<br>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。<br>・日本国内でデータ保管している。<br>2　特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。<br><br>＜ガバメントクラウドにおける措置＞<br>①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。<br>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。<br>・日本国内でのデータ保管を条件としていること。<br>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 |
| ②保管期間 | 期間 | ［　定められていない　］　＜選択肢＞<br>1）1年未満　2）1年　3）2年<br>4）3年　5）4年　6）5年<br>7）6年以上10年未満　8）10年以上20年未満　9）20年以上<br>10）定められていない |
| | その妥当性 | 過去の情報を必要とする業務が多いため、介護保険法等ではデータの保管期間の定めがない。 |

| | |
|---|---|
| ③消去方法 | ＜札幌市における措置＞<br>1　一定の保管期間を経過するなど業務上不要と判断される情報を、システムが自動判別し消去する仕組みを備えている。<br>2　ディスクの交換時は、物理的破壊や専用ソフトにて完全に消去する。<br>3　札幌市が定めた保管期間を経過した紙書類は、シュレッダーで裁断する。<br>4　個人番号付電子申請データは紙に打ち出した後、LGWAN接続端末から速やかに完全消去する。<br>5　外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全消去する。<br><br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>1　特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業所及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。<br>2　クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。<br>3　中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。<br><br>＜ガバメントクラウドにおける措置＞<br>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。<br>②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。<br>③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。 |
| **7．備考** | |
| ― | |

## （別添2）特定個人情報ファイル記録項目

| 項番 | 項目名 | 項番 | 項目名 | 項番 | 項目名 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 個人番号 | 61 | 旧併記名 | 121 | 本料収入額 |
| 2 | 住民コード | 62 | 旧併記名外字フラグ | 122 | 延滞金収入額 |
| 3 | 介護被保険者番号 | 63 | 旧通称名カナ | 123 | 決算時収入累計額 |
| 4 | 後期高齢被保険者番号 | 64 | 旧通称名 | 124 | 決算時賦課額 |
| 5 | 日本人・外国人区分 | 65 | 旧通称名外字フラグ | 125 | 滞繰調定額 |
| 6 | 住登区分 | 66 | 旧住所 | 126 | 不現住者フラグ |
| 7 | ケース番号 | 67 | 旧住所外字フラグ | 127 | 分割フラグ |
| 8 | 都道府県コード | 68 | 旧方書 | 128 | 公費負担フラグ |
| 9 | 市町村コード | 69 | 旧方書外字フラグ | 129 | 不納欠損額合計 |
| 10 | 区コード | 70 | 住登外事由コード | 130 | 期別 |
| 11 | 生年月日 | 71 | 国名コード | 131 | 期別賦課額 |
| 12 | 生年月日-元号コード | 72 | 在留資格区分 | 132 | 延滞金賦課額 |
| 13 | 生年月日-変換後 | 73 | 在留期限年月日 | 133 | 不現住分賦課額 |
| 14 | 性別コード | 74 | 通称名カナ | 134 | 期別滞繰調定額 |
| 15 | 住記続柄コード1 | 75 | 通称名 | 135 | 本料収入年月日 |
| 16 | 住記続柄コード2 | 76 | 通称名外字フラグ | 136 | 本料領収年月日 |
| 17 | 住記続柄コード3 | 77 | 介護異動取込フラグ | 137 | 延滞金収入年月日 |
| 18 | 介護続柄コード1 | 78 | 登録年月日 | 138 | 延滞金領収年月日 |
| 19 | 介護続柄コード2 | 79 | 登録制度区分 | 139 | 納期限年月日 |
| 20 | 介護続柄コード3 | 80 | 登録区コード | 140 | 納期変更月 |
| 21 | 氏名カナ | 81 | 処理対象外フラグ | 141 | 収入回数 |
| 22 | 氏名 | 82 | 処理日時 | 142 | 明細番号 |
| 23 | 氏名外字フラグ | 83 | バージョン | 143 | 納付書公示フラグ |
| 24 | 氏名アルファベット | 84 | 論理削除フラグ | 144 | 不納欠損時滞納理由コード |
| 25 | 併記名 | 85 | 登録ユーザID | 145 | 滞直区分コード |
| 26 | 併記名外字フラグ | 86 | 更新ユーザID | 146 | 督促区分コード |
| 27 | 外国人フリガナ | 87 | 登録日時 | 147 | 不納欠損区分コード |
| 28 | 世帯コード | 88 | 更新日時 | 148 | 延滞金不納欠損区分コード |
| 29 | 住所区コード | 89 | 更新コンピュータID | 149 | 延滞金区分コード |
| 30 | 字コード | 90 | 保険番号 | 150 | 延滞金納付通知書発付年月日 |
| 31 | 条コード | 91 | 口座シーケンス連番 | 151 | 督促出力年月日 |
| 32 | 丁コード | 92 | 金融機関本店コード | 152 | 督促状連番 |
| 33 | 番地 | 93 | 金融機関支店コード | 153 | 督促状抜取フラグ |
| 34 | 子番地 | 94 | 金融機関本店名 | 154 | 督促公示年月日 |
| 35 | 室番地 | 95 | 金融機関支店名 | 155 | 不納欠損年月日 |
| 36 | 地番タイプ | 96 | 口座種類コード | 156 | 延滞金不納欠損年月日 |
| 37 | 住所 | 97 | 口座番号 | 157 | 時効起算年月日 |
| 38 | 住所外字フラグ | 98 | 口座名義人カナ | 158 | 時効予定年月日 |
| 39 | 方書 | 99 | 口座名義人漢字 | 159 | 新住民コード |
| 40 | 方書外字フラグ | 100 | 口座名義人-外字フラグ | 160 | 旧住民コード |
| 41 | 郵便番号 | 101 | 口座登録年月日 | 161 | 被保険者番号 |
| 42 | 住定年月日 | 102 | 口座廃止年月日 | 162 | 業務メモ番号 |
| 43 | 住定年月日-元号コード | 103 | 口座異動区分コード | 163 | 業務メモ枝番 |
| 44 | 住定事由コード | 104 | 異動日時 | 164 | 業務年月日 |
| 45 | 市民年月日 | 105 | 口座登録区分コード | 165 | 入力時刻 |
| 46 | 市民年月日-元号コード | 106 | 期別口座フラグ | 166 | メモ内容コード |
| 47 | 死亡年月日 | 107 | 分割口座フラグ | 167 | メモ詳細コード |
| 48 | 死亡年月日-元号コード | 108 | 還付口座フラグ | 168 | 対応者-担当ID |
| 49 | 住記異動年月日 | 109 | 承継人還付口座フラグ | 169 | 対応者-係名称 |
| 50 | 住記異動理由 | 110 | 給付口座フラグ | 170 | 対応者-氏名 |
| 51 | 除票年月日 | 111 | 重複口座フラグ | 171 | 連絡元役割コード |
| 52 | 除票事由コード | 112 | 依頼書名 | 172 | 業務メモ |
| 53 | 旧区コード | 113 | 依頼書区分コード | 173 | メッセージ通知フラグ |
| 54 | 旧生年月日 | 114 | 依頼書登録年月日 | 174 | メッセージ通知期間-開始年月日 |
| 55 | 旧生年月日-元号コード | 115 | 依頼書置換年月日 | 175 | メッセージ通知期間-終了年月日 |
| 56 | 旧性別コード | 116 | 調定年度 | 176 | 連絡先役割コード |
| 57 | 旧氏名カナ | 117 | 賦課年度 | 177 | 資格区コード |
| 58 | 旧氏名 | 118 | 納付通知書番号 | 178 | 国保番号 |
| 59 | 旧氏名外字フラグ | 119 | 賦課区コード | 179 | 管理番号 |
| 60 | 旧氏名アルファベット | 120 | 賦課額合計 | 180 | 基本カード番号 |

| 項番 | 項目名 | 項番 | 項目名 | 項番 | 項目名 |
|---|---|---|---|---|---|
| 181 | 現年実績 | 241 | 続柄-2階層 | 301 | 続柄1 |
| 182 | 所得区分 | 242 | 続柄-3階層 | 302 | 続柄2 |
| 183 | 徴収区分 | 243 | 資格取得年月日 | 303 | 続柄3 |
| 184 | 課非区分 | 244 | 資格取得事由コード | 304 | 更新年月日 |
| 185 | 扶養情報 | 245 | 資格喪失年月日 | 305 | 指定区分 |
| 186 | 障害情報 | 246 | 資格喪失事由コード | 306 | 削除フラグ |
| 187 | 特別徴収番号 | 247 | 賦課開始年月日 | 307 | 最新フラグ |
| 188 | 義務者番号 | 248 | 証交付年月日 | 308 | 国内外区分 |
| 189 | 整理番号 | 249 | 証有効期限年月日 | 309 | 転出予定年月日 |
| 190 | 所得情報 | 250 | 賦課期日年月日 | 310 | 転出確定年月日 |
| 191 | 損失情報 | 251 | 軽減区分コード | 311 | 電話番号-自宅 |
| 192 | 医療費 | 252 | 所得段階 | 312 | 電話番号見出し1 |
| 193 | 社会保険料 | 253 | 減免区分コード | 313 | 電話番号1 |
| 194 | 共済 | 254 | 減免金額 | 314 | 電話番号見出し2 |
| 195 | 保険料 | 255 | 賦課額 | 315 | 電話番号2 |
| 196 | 控除情報 | 256 | 履歴の最新連番 | 316 | 電話番号見出し3 |
| 197 | 所得割 | 257 | 確定日時 | 317 | 電話番号3 |
| 198 | 均等割 | 258 | 納付通知書発付年月日 | 318 | 電話番号見出し4 |
| 199 | 住民税額 | 259 | 特別徴収方法コード | 319 | 電話番号4 |
| 200 | 宛名情報 | 260 | 特別徴収額合計 | 320 | 同一人指示区分 |
| 201 | 退職区分 | 261 | 特別徴収仮依頼情報作成年月日 | 321 | 名寄せ住民コード |
| 202 | 得喪情報 | 262 | 特別徴収本依頼情報作成年月日 | 322 | 新被保険者番号 |
| 203 | 前年度情報 | 263 | 特別徴収仮停止事由コード | 323 | 旧被保険者番号 |
| 204 | 転出先住所情報 | 264 | 特別徴収仮停止通知書作成年月日 | 324 | 住記情報更新フラグ |
| 205 | 保護区コード | 265 | 特別徴収仮停止依頼情報作成年月日 | 325 | 旧ケース番号 |
| 206 | 保護種別コード | 266 | 特別徴収仮停止年月 | 326 | 新世帯コード |
| 207 | 受領委任開始年月 | 267 | 特別徴収本停止事由コード | 327 | 賦課期日構成員情報登録フラグ |
| 208 | 受領委任終了年月 | 268 | 特別徴収本停止通知書作成年月日 | 328 | 個人所得履歴登録フラグ |
| 209 | 受領委任終了事由コード | 269 | 特別徴収本停止依頼情報作成年月日 | 329 | 処理区分 |
| 210 | バッチ処理ID | 270 | 特別徴収本停止年月 | 330 | 同一人指示年月日 |
| 211 | 処理年月日 | 271 | 特別徴収仮不能受取年月日 | 331 | 通知対象連番 |
| 212 | 履歴シーケンス連番 | 272 | 特別徴収仮不能年月 | 332 | 通知対象月 |
| 213 | 変更後納期限年月日 | 273 | 特別徴収本不能受取年月日 | 333 | 年金保険者通知期限月日 |
| 214 | 公示送達年月日 | 274 | 特別徴収本不能年月 | 334 | 切替年月 |
| 215 | 公示送達・納期変更区分コード | 275 | 特別徴収変更事由コード | 335 | 現年テーブル番号 |
| 216 | 特徴期別 | 276 | 特別徴収変更依頼情報作成年月日 | 336 | 現年度 |
| 217 | 支払回数割保険料 | 277 | 特別徴収変更開始年月 | 337 | 過年度 |
| 218 | 特別徴収義務者コード | 278 | 徴収区分変更年月日 | 338 | 過ヵ年度 |
| 219 | 作成年月日 | 279 | 普通徴収額合計 | 339 | 翌年度 |
| 220 | 基礎年金番号 | 280 | 仮徴収対象外事由コード | 340 | 賦課保有年数 |
| 221 | 年金コード | 281 | 本徴収対象外事由コード | 341 | 所得保有年数 |
| 222 | 住所カナ | 282 | 特別徴収停止フラグ | 342 | 賦課更正年数 |
| 223 | 金額1-介護依頼額 | 283 | 仮徴収年金連結有無フラグ | 343 | 減額遡及年数 |
| 224 | 金額2 | 284 | 本徴収年金連結有無フラグ | 344 | 確定賦課-処理年月日 |
| 225 | 金額3-年金受給額 | 285 | 年金受給額 | 345 | 納期登録済判定日数 |
| 226 | 共済年金証記号番号 | 286 | 個人所得情報登録区分 | 346 | 期 |
| 227 | 個人コード | 287 | 現年実績-調査区分 | 347 | 月次賦課年月日 |
| 228 | 国保加入履歴番号 | 288 | 現年実績-所得区分 | 348 | 納期年月日 |
| 229 | 被保険者証発行連番 | 289 | 合計所得金額 | 349 | 有効年度 |
| 230 | 氏名-カナ | 290 | 年金収入 | 350 | 第1段階保険料額 |
| 231 | 発行事由コード | 291 | 社会保険料控除 | 351 | 第2段階保険料額 |
| 232 | 交付年月日 | 292 | 納税通知書番号 | 352 | 第3段階保険料額 |
| 233 | 証区分コード | 293 | 個人所得情報論理削除フラグ | 353 | 第4段階保険料額 |
| 234 | 回収年月日 | 294 | 職員コード | 354 | 第5段階保険料額 |
| 235 | 被保険者証回収事由コード | 295 | 関係者区分 | 355 | 第6段階保険料額 |
| 236 | 氏名-外字フラグ | 296 | 氏名-漢字 | 356 | 第7段階保険料額 |
| 237 | 氏名-アルファベット | 297 | 職務区分 | 357 | 第8段階保険料額 |
| 238 | 氏名-漢字併記名 | 298 | 開始年月日 | 358 | 第9段階保険料額 |
| 239 | 通称名-カナ | 299 | 終了年月日 | 359 | 第10段階保険料額 |
| 240 | 続柄-1階層 | 300 | 履歴番号 | 360 | 第11段階保険料額 |

| 項番 | 項目名 | 項番 | 項目名 | 項番 | 項目名 |
|---|---|---|---|---|---|
| 361 | 第12段階保険料額 | 421 | 居宅サービス3-計画適用終了年月日 | 481 | 他市被保険者番号 |
| 362 | 第13段階保険料額 | 422 | 訪問通所系支給限度額 | 482 | 施設履歴区分 |
| 363 | 第14段階保険料額 | 423 | 訪問通所系限度額適用開始年月日 | 483 | 施設履歴区分-履歴番号 |
| 364 | 第15段階保険料額 | 424 | 訪問通所系限度額適用終了年月日 | 484 | 施設コード |
| 365 | 経過措置該当3 | 425 | 償還払開始年月日 | 485 | 施設入所年月日 |
| 366 | 経過措置該当4 | 426 | 償還払終了年月日 | 486 | 施設退所年月日 |
| 367 | 経過措置該当5 | 427 | 給付率引下開始年月日 | 487 | 適用除外-施設入所-照会年月日 |
| 368 | 納付書発行年月日 | 428 | 給付率引下終了年月日 | 488 | 適用除外-施設退所連絡票-受付年月日 |
| 369 | 名寄せ年度 | 429 | 2号差止開始年月日 | 489 | 適用除外-他市連絡票-作成年月日-入所 |
| 370 | 処理区分-4月 | 430 | 2号差止終了年月日 | 490 | 適用除外-他市連絡票-作成年月日-退所 |
| 371 | 厚労省-発番-開始-4月 | 431 | 留意事項 | 491 | 住所地特例-退所連絡年月日-施設 |
| 372 | 共済-発番-開始-4月 | 432 | 指定サービス種類1 | 492 | 住所地特例-退所連絡年月日-他市 |
| 373 | 処理区分-6月 | 433 | 指定サービス種類2 | 493 | 住所地特例-入所連絡年月日-施設 |
| 374 | 厚労省-発番-開始-6月 | 434 | 指定サービス種類3 | 494 | 住所地特例-入所連絡年月日-他市 |
| 375 | 共済-発番-開始-6月 | 435 | 指定サービス種類4 | 495 | 住所地特例-変更届提出年月日 |
| 376 | 処理区分-8月 | 436 | 指定サービス種類5 | 496 | 老齢福祉年金-受給者番号 |
| 377 | 厚労省-発番-開始-8月 | 437 | 指定サービス種類6 | 497 | 受給開始年月 |
| 378 | 共済-発番-開始-8月 | 438 | 指定サービス種類7 | 498 | 受給停止年月 |
| 379 | 処理区分-10月 | 439 | 指定サービス種類8 | 499 | 調査状況コード |
| 380 | 厚労省-発番-開始-10月 | 440 | 指定サービス種類9 | 500 | 居所不明管理-登録年月日 |
| 381 | 共済-発番-開始-10月 | 441 | 指定サービス種類10 | 501 | 住変指導先-都道府県コード |
| 382 | 処理区分-12月 | 442 | サービス種類指定開始年月日 | 502 | 住変指導先-市町村コード |
| 383 | 厚労省-発番-開始-12月 | 443 | 認定等申請中フラグ | 503 | 住変指導先-区コード |
| 384 | 共済-発番-開始-12月 | 444 | 履歴区分 | 504 | 住変指導先-字コード |
| 385 | 処理区分-2月 | 445 | 被保険者資格種別 | 505 | 住変指導先-条コード |
| 386 | 厚労省-発番-開始-2月 | 446 | 資格取得-処理年月日 | 506 | 住変指導先-丁コード |
| 387 | 共済-発番-開始-2月 | 447 | 資格取得-旧措置者フラグ | 507 | 住変指導先-番地 |
| 388 | 住所-区コード | 448 | 資格取得-旧措置者資格フラグ | 508 | 住変指導先-子番地 |
| 389 | 連番 | 449 | 資格取得-旧措置非該当年月日 | 509 | 住変指導先-室番地 |
| 390 | 住記世帯コード | 450 | 前被保険者番号 | 510 | 住変指導先-地番タイプ |
| 391 | 適用除外フラグ | 451 | 前住民コード | 511 | 住変指導先-住所 |
| 392 | 証交付済フラグ | 452 | 後住民コード | 512 | 住変指導先-住所-外字フラグ |
| 393 | DV該当フラグ | 453 | 住民コード変更区分 | 513 | 住変指導先-方書 |
| 394 | 本市住特フラグ | 454 | 適用除外-該当年月日 | 514 | 住変指導先-方書-外字フラグ |
| 395 | 処理済フラグ | 455 | 適用除外-非該当年月日 | 515 | 住変指導先-郵便番号 |
| 396 | 要介護状態区分 | 456 | 住所地特例-該当年月日 | 516 | 居所不明年月日 |
| 397 | 被保険者証非表示フラグ | 457 | 住所地特例-非該当年月日 | 517 | 解除年月日 |
| 398 | 認定年月日 | 458 | 資格喪失-処理年月日 | 518 | 判明現住所-都道府県コード |
| 399 | 認定有効期間始期年月日 | 459 | 住所地特例区分 | 519 | 判明現住所-市町村コード |
| 400 | 認定有効期間終期年月日 | 460 | 住所地特例-適用届提出年月日 | 520 | 判明現住所-区コード |
| 401 | 居宅サービス1-計画作成区分 | 461 | 住所地特例-該当処理年月日 | 521 | 判明現住所-字コード |
| 402 | 居宅サービス1-介護支援事業者コード | 462 | 住所地特例-終了届提出年月日 | 522 | 判明現住所-条コード |
| 403 | 居宅サービス1-介護支援事業者区分 | 463 | 住所地特例-非該当処理年月日 | 523 | 判明現住所-丁コード |
| 404 | 居宅サービス1-介護支援事業者種別 | 464 | 証区分 | 524 | 判明現住所-番地 |
| 405 | 居宅サービス1-計画届出年月日 | 465 | 証連番 | 525 | 判明現住所-子番地 |
| 406 | 居宅サービス1-計画適用開始年月日 | 466 | 証交付事由コード | 526 | 判明現住所-室番地 |
| 407 | 居宅サービス1-計画適用終了年月日 | 467 | 証回収年月日 | 527 | 判明現住所-地番タイプ |
| 408 | 居宅サービス2-計画作成区分 | 468 | 証回収事由コード | 528 | 判明現住所-住所 |
| 409 | 居宅サービス2-介護支援事業者コード | 469 | 滞納フラグ | 529 | 判明現住所-住所-外字フラグ |
| 410 | 居宅サービス2-介護支援事業者区分 | 470 | 顛末フラグ | 530 | 判明現住所-方書 |
| 411 | 居宅サービス2-介護支援事業者種別 | 471 | 納付書区分 | 531 | 判明現住所-方書-外字フラグ |
| 412 | 居宅サービス2-計画届出年月日 | 472 | 滞納地区コード | 532 | 判明現住所-郵便番号 |
| 413 | 居宅サービス2-計画適用開始年月日 | 473 | 電話番号見出し5 | 533 | 現地調査年月日 |
| 414 | 居宅サービス2-計画適用終了年月日 | 474 | 電話番号5 | 534 | シーケンス番号 |
| 415 | 居宅サービス3-計画作成区分 | 475 | 適用除外区分 | 535 | 資格異動事由コード |
| 416 | 居宅サービス3-介護支援事業者コード | 476 | 適用除外-該当処理年月日 | 536 | 異動区分 |
| 417 | 居宅サービス3-介護支援事業者区分 | 477 | 適用除外-非該当処理年月日 | 537 | 届出処理区分 |
| 418 | 居宅サービス3-介護支援事業者種別 | 478 | 適用除外-事由コード | 538 | 旧措置者フラグ |
| 419 | 居宅サービス3-計画届出年月日 | 479 | 保険者名 | 539 | 旧措置者資格フラグ |
| 420 | 居宅サービス3-計画適用開始年月日 | 480 | 保険者番号 | 540 | 旧措置者-非該当年月日 |

| 項番 | 項目名 | 項番 | 項目名 | 項番 | 項目名 |
|---|---|---|---|---|---|
| 541 | 資格取得処理年月日 | 601 | 変更前-地番コード | 661 | 所得調査済みフラグ |
| 542 | 資格喪失処理年月日 | 602 | 変更後-地番コード | 662 | 異動ログ区分 |
| 543 | 他市町村保険者-措置者名 | 603 | 変更前-市民年月日-元号コード | 663 | 世帯変更フラグ |
| 544 | 生活保護-受給フラグ | 604 | 変更後-市民年月日-元号コード | 664 | 世帯変更年月日 |
| 545 | 生活保護-開始年月日 | 605 | 変更前-市民年月日 | 665 | 住記反映フラグ |
| 546 | 生活保護-廃止年月日 | 606 | 変更後-市民年月日 | 666 | 住登外同一人指示フラグ |
| 547 | 生活保護-廃止事由コード | 607 | 変更前-住定年月日-元号コード | 667 | 給付期日年月日 |
| 548 | 生活保護-区コード | 608 | 変更後-住定年月日-元号コード | 668 | 異動者-住民コード |
| 549 | 生活保護-市町村 | 609 | 変更前-住定年月日 | 669 | 異動者-被保険者番号 |
| 550 | 生活保護-変更区分 | 610 | 変更後-住定年月日 | 670 | 届出番号 |
| 551 | 老齢福祉年金-受給フラグ | 611 | 変更前-死亡年月日-元号コード | 671 | 同日異動連番 |
| 552 | 老齢福祉年金-開始年月 | 612 | 変更後-死亡年月日-元号コード | 672 | 処理コード |
| 553 | 老齢福祉年金-終了年月 | 613 | 変更前-死亡年月日 | 673 | 入力取消対象-届出番号 |
| 554 | 老齢福祉年金-変更区分 | 614 | 変更後-死亡年月日 | 674 | 入力取消対象-処理コード |
| 555 | 公費医療-受給フラグ | 615 | 変更前-転出予定・確定年月日 | 675 | 前住所-都道府県コード |
| 556 | 公費医療-受給開始年月日 | 616 | 変更後-転出予定・確定年月日 | 676 | 前住所-市町村コード |
| 557 | 公費医療-受給終了年月日 | 617 | 変更前-国名コード | 677 | 前住所-区コード |
| 558 | 労災等-受給フラグ | 618 | 変更後-国名コード | 678 | 前住所-住所 |
| 559 | 労災等-受給開始年月日 | 619 | 変更前-在留資格 | 679 | 前住所-住所外字フラグ |
| 560 | 労災等-受給終了年月日 | 620 | 変更後-在留資格 | 680 | 前住所-方書 |
| 561 | 老人保健-受給者番号 | 621 | 変更前-在留期限年月日 | 681 | 前住所-方書外字フラグ |
| 562 | 不現住-現地調査年月日 | 622 | 変更後-在留期限年月日 | 682 | 前住所-国内外フラグ |
| 563 | 不現住-現地調査内容 | 623 | 変更前-漢字通称名 | 683 | 前住所-市内外区分 |
| 564 | 不現住年月日 | 624 | 変更後-漢字通称名 | 684 | 前住所-国コード |
| 565 | 不現住認定年月日 | 625 | 変更前-カナ通称名 | 685 | 転出予定地-都道府県コード |
| 566 | 不現住変更区分 | 626 | 変更後-カナ通称名 | 686 | 転出予定地-市町村コード |
| 567 | 住所区分 | 627 | 変更前-併記名漢字 | 687 | 転出予定地-国コード |
| 568 | 異動年月日 | 628 | 変更後-併記名漢字 | 688 | 転出予定地-国名称 |
| 569 | 変更前-資格区コード | 629 | 変更前-氏名アルファベット | 689 | 転出予定地 |
| 570 | 変更後-資格区コード | 630 | 変更後-氏名アルファベット | 690 | 転出予定地-外字フラグ |
| 571 | 変更前-氏名-漢字 | 631 | 変更前-住所地特例-該当年月日 | 691 | 転出予定地-方書 |
| 572 | 変更後-氏名-漢字 | 632 | 変更後-住所地特例-該当年月日 | 692 | 転出予定地-方書-外字フラグ |
| 573 | 変更前-氏名-カナ | 633 | 変更前-住所地特例-適用届出年月日 | 693 | 転出予定地-国内外フラグ |
| 574 | 変更後-氏名-カナ | 634 | 変更後-住所地特例-適用届出年月日 | 694 | 転出確定地-市内外区分 |
| 575 | 変更前-外字フラグ | 635 | 変更前-住所地特例-非該当年月日 | 695 | 転出確定地-市外-都道府県コード |
| 576 | 変更後-外字フラグ | 636 | 変更後-住所地特例-非該当年月日 | 696 | 転出確定地-市外-市町村コード |
| 577 | 変更前-オーバーフラグ | 637 | 変更前-住所地特例-終了届出年月日 | 697 | 転出確定地-市内-区コード |
| 578 | 変更後-オーバーフラグ | 638 | 変更後-住所地特例-終了届出年月日 | 698 | 転出確定地 |
| 579 | 変更前-生年月日-元号コード | 639 | 変更前-施設コード | 699 | 転出確定地-外字フラグ |
| 580 | 変更後-生年月日-元号コード | 640 | 変更後-施設コード | 700 | 転出確定地-方書 |
| 581 | 変更前-生年月日 | 641 | 変更前-適用除外施設フラグ | 701 | 転出確定地-方書-外字フラグ |
| 582 | 変更後-生年月日 | 642 | 変更後-適用除外施設フラグ | 702 | 住記取込処理警告フラグ |
| 583 | 変更前-性別コード | 643 | 変更前-福祉措置フラグ | 703 | 行政欄コード |
| 584 | 変更後-性別コード | 644 | 変更後-福祉措置フラグ | 704 | 宛名異動事由コード |
| 585 | 変更前-住記続柄1 | 645 | 変更前-施設入所年月日 | 705 | 次年度賦課区コード |
| 586 | 変更後-住記続柄1 | 646 | 変更後-施設入所年月日 | 706 | 資格取得-資格得喪フラグ |
| 587 | 変更前-住記続柄2 | 647 | 変更前-施設退所年月日 | 707 | 資格取得-資格取得年月日 |
| 588 | 変更後-住記続柄2 | 648 | 変更後-施設退所年月日 | 708 | 資格取得-資格取得事由コード |
| 589 | 変更前-住記続柄3 | 649 | 変更前-世帯コード | 709 | 資格取得-被保険者資格種別 |
| 590 | 変更後-住記続柄3 | 650 | 変更後-世帯コード | 710 | 資格取得-性別裏面参照表示区分 |
| 591 | 変更前-住所種類 | 651 | 処理区コード | 711 | 資格取得-点字対象区分 |
| 592 | 変更後-住所種類 | 652 | 自宅電話番号 | 712 | 資格取得-旧被保険者番号 |
| 593 | 変更前-住所-漢字 | 653 | 介護続柄1 | 713 | 資格取得-新被保険者番号 |
| 594 | 変更後-住所-漢字 | 654 | 介護続柄2 | 714 | 資格喪失-資格喪失年月日 |
| 595 | 変更前-方書-漢字 | 655 | 介護続柄3 | 715 | 資格喪失-資格喪失事由コード |
| 596 | 変更後-方書-漢字 | 656 | 世帯区分 | 716 | 受給資格証明書-交付年月日 |
| 597 | 変更前-郵便番号 | 657 | 世帯指定フラグ | 717 | 証回収案内はがき-発行年月日 |
| 598 | 変更後-郵便番号 | 658 | 出力帳票区分 | 718 | 証回収催告状-発行年月日 |
| 599 | 変更前-市内住所コード | 659 | 賦課更正年度 | 719 | 証未交付フラグ |
| 600 | 変更後-市内住所コード | 660 | 賦課更正フラグ | 720 | 老齢福祉年金-停止年月 |

| 項番 | 項目名 | 項番 | 項目名 | 項番 | 項目名 |
|---|---|---|---|---|---|
| 721 | 世帯等-変更年月日 | 781 | 控除情報-扶養控除 | 841 | 特定扶養数 |
| 722 | 世帯等-変更届出年月日 | 782 | 控除情報-基礎控除 | 842 | 同居老人扶養数 |
| 723 | 特別徴収-基礎年金番号 | 783 | 控除情報-控除合計額 | 843 | その他扶養数 |
| 724 | 被保険者フラグ | 784 | 一時所得2分の1前 | 844 | 年少扶養数 |
| 725 | 同一人指示終了履歴番号 | 785 | 総合長期譲渡2分の1前 | 845 | 同居特障数 |
| 726 | 返戻物連番 | 786 | 総合短期譲渡-特別控除前 | 846 | 特別障害数 |
| 727 | 返戻年月日 | 787 | 総合長期譲渡-特別控除前 | 847 | 普通障害数 |
| 728 | 返戻郵便物種類 | 788 | 税情報-市区町村民税-減免前-所得割 | 848 | 本人障害者区分 |
| 729 | 統一コード | 789 | 税情報-市区町村民税-減免前-均等割 | 849 | 本人寡婦夫区分 |
| 730 | 指定番号 | 790 | 税情報-市区町村民税-減免後-所得割 | 850 | 本人勤労学生区分 |
| 731 | 現年実績-内部資料区分 | 791 | 税情報-市区町村民税-減免後-均等割 | 851 | 本人専従者区分 |
| 732 | 現年実績-徴収区分 | 792 | 税情報-異動年月日 | 852 | 専従青白区分 |
| 733 | 現年実績-非課税等コード | 793 | 更新回数 | 853 | 配専区分 |
| 734 | 現年実績-調査状況コード1 | 794 | 賦課更正対象フラグ | 854 | 他専人数 |
| 735 | 現年実績-調査状況コード2 | 795 | 所得確定フラグ | 855 | 老人扶養数 |
| 736 | 現年実績-調査状況コード3 | 796 | 所得段階1 | 856 | 年金特徴対象区分 |
| 737 | 現年実績-課非区分 | 797 | 算定基礎事由コード1 | 857 | 調査状況コード1 |
| 738 | 現年実績-状況区分 | 798 | 月数1 | 858 | 調査状況コード2 |
| 739 | 扶養構成欄-配偶 | 799 | 算定基礎期間-開始年月日1 | 859 | 調査状況コード3 |
| 740 | 扶養構成欄-扶養親族数 | 800 | 算定基礎期間-終了年月日1 | 860 | 生活保護該当区分 |
| 741 | 扶養構成欄-特定扶養 | 801 | 所得段階2 | 861 | 課税注意者区分 |
| 742 | 扶養構成欄-年少 | 802 | 算定基礎事由コード2 | 862 | 配偶者統一区分 |
| 743 | 扶養構成欄-同老 | 803 | 月数2 | 863 | 扶養者統一区分 |
| 744 | 扶養構成欄-老扶 | 804 | 算定基礎期間-開始年月日2 | 864 | 事務所事業所家屋敷対象区分 |
| 745 | 扶養構成欄-一般 | 805 | 算定基礎期間-終了年月日2 | 865 | 給与所得-算出値 |
| 746 | 扶養構成欄-同特 | 806 | 所得段階3 | 866 | 不動産所得 |
| 747 | 扶養構成欄-特障 | 807 | 算定基礎事由コード3 | 867 | 営業等所得 |
| 748 | 扶養構成欄-普障 | 808 | 月数3 | 868 | 利子所得 |
| 749 | 給与収入 | 809 | 算定基礎期間-開始年月日3 | 869 | 農業所得 |
| 750 | 給与所得 | 810 | 算定基礎期間-終了年月日3 | 870 | 特例肉用牛所得 |
| 751 | 不動産 | 811 | オーバーフローフラグ | 871 | 免税所得 |
| 752 | 営業等 | 812 | 保険料-年額 | 872 | 株式配当所得 |
| 753 | 利子 | 813 | 被保険者所得額 | 873 | 外貨証券配当所得 |
| 754 | 農業 | 814 | 被保険者年金収入額 | 874 | 証券投信配当所得 |
| 755 | 配当 | 815 | 本人-住民税課非区分 | 875 | 少額配当所得 |
| 756 | 年金所得 | 816 | 世帯-住民税課非区分 | 876 | その他配当所得 |
| 757 | 雑所得-年金除 | 817 | 市税事務所マスタID | 877 | 年金所得-算出値 |
| 758 | 総合短期譲渡 | 818 | 地方公共団体コード | 878 | その他雑所得-算出値 |
| 759 | 総合長期譲渡 | 819 | 団体名 | 879 | 総合短期譲渡所得-控除後 |
| 760 | 一時 | 820 | ふりがな | 880 | 総合長期譲渡所得-控除後 |
| 761 | 退職 | 821 | ふりがな小書き | 881 | 一時所得-控除後 |
| 762 | 山林 | 822 | 電話番号 | 882 | 退職所得-住民税 |
| 763 | 土地等の事業・雑 | 823 | レコード区分 | 883 | 山林所得-控除後 |
| 764 | 分離短期譲渡-特別控除前 | 824 | 所得種別 | 884 | 土地等事業 |
| 765 | 分離長期譲渡-特別控除前 | 825 | 調査区分 | 885 | 土地等雑 |
| 766 | 分離長期居住-特別控除前 | 826 | 居住区分 | 886 | 分離短期譲渡所得一般分-特別控除前 |
| 767 | 上場株式等配当 | 827 | 課税区分 | 887 | 分離短期軽減-控除前 |
| 768 | 上場株式等譲渡 | 828 | 所得割非課税事由コード | 888 | 分離長期一般特控前 |
| 769 | 未公開株式等譲渡 | 829 | 均等割非課税事由コード | 889 | 分離長期特定特控前 |
| 770 | 先物取引 | 830 | 減免事由コード | 890 | 分離長期軽課特控前 |
| 771 | 控除情報-特定支出控除 | 831 | 課税保留区分 | 891 | 分離長期居住-控除後 |
| 772 | 控除情報-雑損控除 | 832 | 異動コード | 892 | 上場株式等譲渡所得 |
| 773 | 控除情報-医療費控除 | 833 | 異動事由コード | 893 | 未公開株式等譲渡所得 |
| 774 | 控除情報-社会保険料控除 | 834 | 特徴異動区分 | 894 | 先物取引に係わる雑所得等 |
| 775 | 控除情報-小規模共済控除 | 835 | 資料区分 | 895 | 合計所得金額-住民税 |
| 776 | 控除情報-生命保険料控除 | 836 | 内部資料区分 | 896 | 特定支出額 |
| 777 | 控除情報-地震保険料控除 | 837 | 特徴個人番号 | 897 | 特定支出控除額 |
| 778 | 控除情報-寡婦・寡夫控除 | 838 | 非課税区分 | 898 | 雑損控除-住民税 |
| 779 | 控除情報-勤労学生・障害者控除 | 839 | 青白区分 | 899 | 医療費控除-住民税 |
| 780 | 控除情報-配偶者-特別控除 | 840 | 控配区分 | 900 | 社会保険料控除-住民税 |

| 項番 | 項目名 | 項番 | 項目名 | 項番 | 項目名 |
|---|---|---|---|---|---|
| 901 | 小規模共済控除-住民税 | 961 | 普徴賦課額履歴-納期変更年月日4 | 1021 | 算定情報-前年度保険料率 |
| 902 | 生命保険料控除-住民税 | 962 | 普徴賦課額履歴-納期単位賦課額5 | 1022 | 算定情報-今年度特徴回数 |
| 903 | 地震保険料控除-住民税 | 963 | 普徴賦課額履歴-納期年月日5 | 1023 | 算定情報-算定基礎所得段階 |
| 904 | 寡婦夫控除-住民税 | 964 | 普徴賦課額履歴-納期変更有無区分5 | 1024 | 算定情報-激変緩和フラグ |
| 905 | 寡婦特別控除-住民税 | 965 | 普徴賦課額履歴-納期変更年月日5 | 1025 | 仮賦課額情報-仮賦課額合計 |
| 906 | 勤労学生控除-住民税 | 966 | 普徴賦課額履歴-納期単位賦課額6 | 1026 | 仮賦課額情報-仮賦課額1 |
| 907 | 本人障害者控除-住民税 | 967 | 普徴賦課額履歴-納期年月日6 | 1027 | 仮賦課額情報-仮賦課額2 |
| 908 | 同居障害控除-住民税 | 968 | 普徴賦課額履歴-納期変更有無区分6 | 1028 | 仮賦課額情報-仮賦課額3 |
| 909 | 特別障害控除-住民税 | 969 | 普徴賦課額履歴-納期変更年月日6 | 1029 | 年金種類 |
| 910 | 普通障害控除-住民税 | 970 | 普徴賦課額履歴-納期単位賦課額7 | 1030 | 年金保険者名 |
| 911 | 配偶者控除-住民税 | 971 | 普徴賦課額履歴-納期年月日7 | 1031 | 仮賦課-随時処理年月日 |
| 912 | 配偶者特別控除-住民税 | 972 | 普徴賦課額履歴-納期変更有無区分7 | 1032 | 年金保険者MT内容-府県コード |
| 913 | 同居老人扶養控除-住民税 | 973 | 普徴賦課額履歴-納期変更年月日7 | 1033 | 年金保険者MT内容-市町村コード |
| 914 | 老人扶養控除-住民税 | 974 | 普徴賦課額履歴-納期単位賦課額8 | 1034 | 年金保険者MT内容-特別徴収義務者コード |
| 915 | 特定扶養控除-住民税 | 975 | 普徴賦課額履歴-納期年月日8 | 1035 | 住所-カナ |
| 916 | その他扶養控除-住民税 | 976 | 普徴賦課額履歴-納期変更有無区分8 | 1036 | 住所-漢字 |
| 917 | 基礎控除-住民税 | 977 | 普徴賦課額履歴-納期変更年月日8 | 1037 | 金額1 |
| 918 | 所得控除合計-住民税 | 978 | 普徴賦課額履歴-納期単位賦課額9 | 1038 | 金額3 |
| 919 | 総合短期譲渡所得-控除前 | 979 | 普徴賦課額履歴-納期年月日9 | 1039 | 賦課-生年月日 |
| 920 | 総合長期譲渡所得-控除前 | 980 | 普徴賦課額履歴-納期変更有無区分9 | 1040 | 賦課-変換カナ氏名 |
| 921 | 市減免前所得割 | 981 | 普徴賦課額履歴-納期変更年月日9 | 1041 | 年金保険者区分 |
| 922 | 市減免前均等割 | 982 | 普徴賦課額履歴-納期単位賦課額10 | 1042 | 継続区分 |
| 923 | 市減免後所得割 | 983 | 普徴賦課額履歴-納期年月日10 | 1043 | 前年分-基礎年金番号 |
| 924 | 市減免後均等割 | 984 | 普徴賦課額履歴-納期変更有無区分10 | 1044 | 帳票種類 |
| 925 | 統一コード重複フラグ | 985 | 普徴賦課額履歴-納期変更年月日10 | 1045 | 通知内容 |
| 926 | 統一コード最新フラグ | 986 | 普徴賦課額履歴-納期単位賦課額11 | 1046 | 共済情報-年金証書記号番号 |
| 927 | 異動後情報-賦課区コード | 987 | 普徴賦課額履歴-納期年月日11 | 1047 | 共済情報-介護保険被保険者番号 |
| 928 | 異動後情報-賦課更正年月日 | 988 | 普徴賦課額履歴-納期変更有無区分11 | 1048 | 削除レコードフラグ |
| 929 | 異動後情報-賦課更正事由コード | 989 | 普徴賦課額履歴-納期変更年月日11 | 1049 | 区分 |
| 930 | 異動後情報-賦課異動回数 | 990 | 普徴賦課額履歴-納期単位賦課額12 | 1050 | 捕捉月 |
| 931 | 異動後情報-徴収方法 | 991 | 普徴賦課額履歴-納期年月日12 | 1051 | 特徴開始月 |
| 932 | 不現住情報-不現住賦課額 | 992 | 普徴賦課額履歴-納期変更有無区分12 | 1052 | 被保険者本人区分 |
| 933 | 特別徴収情報-特別徴収額合計 | 993 | 普徴賦課額履歴-納期変更年月日12 | 1053 | 世帯員削除フラグ |
| 934 | 特別徴収情報-支払回数割保険料額1 | 994 | 過年度賦課額情報-過年度賦課額合計 | 1054 | 税統一コード |
| 935 | 特別徴収情報-支払回数割保険料額2 | 995 | 過年度賦課額情報-過々年度年度賦課額合計 | 1055 | 氏名オーバーフラグ |
| 936 | 特別徴収情報-支払回数割保険料額3 | 996 | 減免情報-減免区分 | 1056 | 現住所 |
| 937 | 特別徴収情報-支払回数割保険料額4 | 997 | 減免情報-減免事由・取消事由コード | 1057 | 漢字方書 |
| 938 | 特別徴収情報-支払回数割保険料額5 | 998 | 減免情報-減免申請年月日 | 1058 | 他市町村役所郵便番号 |
| 939 | 特別徴収情報-支払回数割保険料額6 | 999 | 減免情報-減免決定年月日 | 1059 | 他市町村役所住所 |
| 940 | 特徴停止情報-特別徴収停止事由コード | 1000 | 減免情報-減免額-年額 | 1060 | 他市町村役所宛名 |
| 941 | 特徴停止情報-特別徴収停止年月 | 1001 | 合計所得フラグ | 1061 | 他市町村役所種別 |
| 942 | 特徴変更情報-特別徴収変更事由コード | 1002 | 市外居住者フラグ | 1062 | 市区町村コード |
| 943 | 徴収区分変更有無情報-徴収区分変更年月日 | 1003 | 国保専従者フラグ | 1063 | 転入前住所 |
| 944 | 徴収区分変更有無情報-徴収区分変更前徴収方法 | 1004 | 国保削除フラグ | 1064 | 転入年月日 |
| 945 | 普徴賦課額履歴-普通徴収合計額 | 1005 | 税削除フラグ | 1065 | 他市町村税額照会作成年月日 |
| 946 | 普徴賦課額履歴-納期単位賦課額1 | 1006 | 住民フラグ | 1066 | 帳票出力済フラグ |
| 947 | 普徴賦課額履歴-納期年月日1 | 1007 | 統一コードフラグ | 1067 | 調定件数 |
| 948 | 普徴賦課額履歴-納期変更有無区分1 | 1008 | 課税保留フラグ | 1068 | 調定額 |
| 949 | 普徴賦課額履歴-納期変更年月日1 | 1009 | 減額遡及フラグ | 1069 | 通知書番号 |
| 950 | 普徴賦課額履歴-納期単位賦課額2 | 1010 | 変更前-調査区分 | 1070 | 発行区分 |
| 951 | 普徴賦課額履歴-納期年月日2 | 1011 | 変更前-課非区分 | 1071 | 出力区分 |
| 952 | 普徴賦課額履歴-納期変更有無区分2 | 1012 | 変更前-合計所得金額 | 1072 | 発行年月日 |
| 953 | 普徴賦課額履歴-納期変更年月日2 | 1013 | 変更前-年金収入 | 1073 | 帳票種別コード |
| 954 | 普徴賦課額履歴-納期単位賦課額3 | 1014 | 変更前-市民税所得割合計 | 1074 | 納入通知書種類 |
| 955 | 普徴賦課額履歴-納期年月日3 | 1015 | 変更前-市民税均等割合計 | 1075 | 納付区分 |
| 956 | 普徴賦課額履歴-納期変更有無区分3 | 1016 | 変更前-資料区分 | 1076 | 府県コード |
| 957 | 普徴賦課額履歴-納期変更年月日3 | 1017 | 変更前-状況等コード | 1077 | 特別徴収-義務者コード |
| 958 | 普徴賦課額履歴-納期単位賦課額4 | 1018 | 捕捉年月 | 1078 | 賦課-生年月日-元号コード |
| 959 | 普徴賦課額履歴-納期年月日4 | 1019 | 特徴開始年月 | 1079 | 特徴開始ソート区分 |
| 960 | 普徴賦課額履歴-納期変更有無区分4 | 1020 | 算定情報-前年度所得段階 | 1080 | 処理月 |

| 項番 | 項目名 | 項番 | 項目名 | 項番 | 項目名 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1081 | 支払回数割保険料額1 | 1141 | 本徴収有無 | 1201 | 納期単位賦課額9 |
| 1082 | 支払回数割保険料額2 | 1142 | 住所地特例-通知状態 | 1202 | 納期年月日9 |
| 1083 | 支払回数割保険料額3 | 1143 | 住所地特例通知年月日 | 1203 | 納期変更有無区分9 |
| 1084 | 支払回数割保険料額4 | 1144 | 随時フラグ | 1204 | 納期変更年月日9 |
| 1085 | 支払回数割保険料額5 | 1145 | 名寄せ近似レベル | 1205 | 公示送達年月日9 |
| 1086 | 支払回数割保険料額6 | 1146 | 重複有無 | 1206 | 納期単位賦課額10 |
| 1087 | 特別徴収-依頼情報-作成年月日 | 1147 | 処理番号 | 1207 | 納期年月日10 |
| 1088 | 特別徴収-通知書-作成年月日 | 1148 | 介護処理区分 | 1208 | 納期変更有無区分10 |
| 1089 | 特別徴収-停止事由コード | 1149 | 通知内容コード | 1209 | 納期変更年月日10 |
| 1090 | 特別徴収-停止通知書-作成年月日 | 1150 | 特別徴収-制度コード | 1210 | 公示送達年月日10 |
| 1091 | 特別徴収-停止依頼情報-作成年月日 | 1151 | 各種区分 | 1211 | 納期単位賦課額11 |
| 1092 | 特別徴収-停止年月 | 1152 | 処理結果 | 1212 | 納期年月日11 |
| 1093 | 特徴不能-受取年月日1 | 1153 | 後期移管コード | 1213 | 納期変更有無区分11 |
| 1094 | 特徴不能-受取年月日2 | 1154 | 各種年月日 | 1214 | 納期変更年月日11 |
| 1095 | 特徴不能-受取年月日3 | 1155 | 共済年金証書記号番号 | 1215 | 公示送達年月日11 |
| 1096 | 特徴不能-受取年月日4 | 1156 | 連番-サブ毎 | 1216 | 納期単位賦課額12 |
| 1097 | 特徴不能-受取年月日5 | 1157 | 連番-介護 | 1217 | 納期年月日12 |
| 1098 | 特徴不能-受取年月日6 | 1158 | 介護個人番号 | 1218 | 納期変更有無区分12 |
| 1099 | 特徴不能-処理年月日1 | 1159 | サブ基幹番号 | 1219 | 納期変更年月日12 |
| 1100 | 特徴不能-処理年月日2 | 1160 | 普通徴収合計額 | 1220 | 公示送達年月日12 |
| 1101 | 特徴不能-処理年月日3 | 1161 | 納期単位賦課額1 | 1221 | 納付書作成年月日 |
| 1102 | 特徴不能-処理年月日4 | 1162 | 納期年月日1 | 1222 | 普通徴収開始年月日 |
| 1103 | 特徴不能-処理年月日5 | 1163 | 納期変更有無区分1 | 1223 | 異動前後区分 |
| 1104 | 特徴不能-処理年月日6 | 1164 | 納期変更年月日1 | 1224 | 賦課更正事由コード |
| 1105 | 特徴不能-事由コード1 | 1165 | 公示送達年月日1 | 1225 | 初回手計算事由コード |
| 1106 | 特徴不能-事由コード2 | 1166 | 納期単位賦課額2 | 1226 | 算定基礎-所得確定フラグ |
| 1107 | 特徴不能-事由コード3 | 1167 | 納期年月日2 | 1227 | 算定基礎-所得段階1 |
| 1108 | 特徴不能-事由コード4 | 1168 | 納期変更有無区分2 | 1228 | 算定基礎-算定基礎事由コード1 |
| 1109 | 特徴不能-事由コード5 | 1169 | 納期変更年月日2 | 1229 | 算定基礎-月数1 |
| 1110 | 特徴不能-事由コード6 | 1170 | 公示送達年月日2 | 1230 | 算定基礎-算定基礎期間-開始年月日1 |
| 1111 | 特別徴収-変更事由コード | 1171 | 納期単位賦課額3 | 1231 | 算定基礎-算定基礎期間-終了年月日1 |
| 1112 | 特別徴収-変更通知書-作成年月日 | 1172 | 納期年月日3 | 1232 | 算定基礎-所得段階2 |
| 1113 | 特別徴収-変更依頼情報-作成年月日 | 1173 | 納期変更有無区分3 | 1233 | 算定基礎-算定基礎事由コード2 |
| 1114 | 特別徴収-変更開始年月 | 1174 | 納期変更年月日3 | 1234 | 算定基礎-月数2 |
| 1115 | 特別徴収依頼結果 | 1175 | 公示送達年月日3 | 1235 | 算定基礎-算定基礎期間-開始年月日2 |
| 1116 | 初回賦課期日年月日 | 1176 | 納期単位賦課額4 | 1236 | 算定基礎-算定基礎期間-終了年月日2 |
| 1117 | 賦課異動回数 | 1177 | 納期年月日4 | 1237 | 算定基礎-所得段階3 |
| 1118 | 賦課更正年月日 | 1178 | 納期変更有無区分4 | 1238 | 算定基礎-算定基礎事由コード3 |
| 1119 | 賦課更正事由コード1 | 1179 | 納期変更年月日4 | 1239 | 算定基礎-月数3 |
| 1120 | 賦課更正事由コード2 | 1180 | 公示送達年月日4 | 1240 | 算定基礎-算定基礎期間-開始年月日3 |
| 1121 | 賦課更正事由コード3 | 1181 | 納期単位賦課額5 | 1241 | 算定基礎-算定基礎期間-終了年月日3 |
| 1122 | 賦課更正事由コード4 | 1182 | 納期年月日5 | 1242 | 算定基礎-オーバーフローフラグ |
| 1123 | 賦課更正事由コード5 | 1183 | 納期変更有無区分5 | 1243 | 算定基礎-徴収方法区分 |
| 1124 | 法定納期限チェックフラグ | 1184 | 納期変更年月日5 | 1244 | 算定基礎-保険料-年額 |
| 1125 | 変更前-特別徴収額合計 | 1185 | 公示送達年月日5 | 1245 | 算定基礎-被保険者所得額 |
| 1126 | 変更後-特別徴収額合計 | 1186 | 納期単位賦課額6 | 1246 | 算定基礎-本人-住民税課非区分 |
| 1127 | 変更前-支払回数割保険料額1 | 1187 | 納期年月日6 | 1247 | 算定基礎-世帯-住民税課非区分 |
| 1128 | 変更後-支払回数割保険料額1 | 1188 | 納期変更有無区分6 | 1248 | 生活保護-受給有無 |
| 1129 | 変更前-支払回数割保険料額2 | 1189 | 納期変更年月日6 | 1249 | 生活保護種類1 |
| 1130 | 変更後-支払回数割保険料額2 | 1190 | 公示送達年月日6 | 1250 | 生活保護種類2 |
| 1131 | 変更前-支払回数割保険料額3 | 1191 | 納期単位賦課額7 | 1251 | 生活保護種類3 |
| 1132 | 変更後-支払回数割保険料額3 | 1192 | 納期年月日7 | 1252 | 生活保護種類4 |
| 1133 | 変更前-支払回数割保険料額4 | 1193 | 納期変更有無区分7 | 1253 | 生活保護種類5 |
| 1134 | 変更後-支払回数割保険料額4 | 1194 | 納期変更年月日7 | 1254 | 老齢福祉年金-受給有無 |
| 1135 | 変更前-支払回数割保険料額5 | 1195 | 公示送達年月日7 | 1255 | 老齢福祉年金-開始年月1 |
| 1136 | 変更後-支払回数割保険料額5 | 1196 | 納期単位賦課額8 | 1256 | 老齢福祉年金-終了年月1 |
| 1137 | 変更前-支払回数割保険料額6 | 1197 | 納期年月日8 | 1257 | 老齢福祉年金-開始年月2 |
| 1138 | 変更後-支払回数割保険料額6 | 1198 | 納期変更有無区分8 | 1258 | 老齢福祉年金-終了年月2 |
| 1139 | 特徴依頼区分 | 1199 | 納期変更年月日8 | 1259 | 老齢福祉年金-開始年月3 |
| 1140 | 特別徴収-停止開始年月 | 1200 | 公示送達年月日8 | 1260 | 老齢福祉年金-終了年月3 |

| 項番 | 項目名 | 項番 | 項目名 | 項番 | 項目名 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1261 | 不現住賦課額 | 1321 | 普通徴収-納期変更有無区分12 | 1381 | 内容 |
| 1262 | 徴収区分-変更年月日 | 1322 | 普通徴収-納期変更年月日12 | 1382 | エラー発生区分 |
| 1263 | 徴収区分-変更前徴収方法 | 1323 | 普通徴収-公示送達年月日12 | 1383 | 訪問調査履歴番号 |
| 1264 | 普通徴収-納期単位賦課額1 | 1324 | 普通徴収-納付書作成年月日 | 1384 | 前回認定審査会結果 |
| 1265 | 普通徴収-納期年月日1 | 1325 | 普通徴収-開始年月日 | 1385 | 前回介護保険認定結果 |
| 1266 | 普通徴収-納期変更有無区分1 | 1326 | 過年度賦課額合計 | 1386 | 訪問介護回数 |
| 1267 | 普通徴収-納期変更年月日1 | 1327 | 過々年度年度賦課額合計 | 1387 | 訪問入浴回数 |
| 1268 | 普通徴収-公示送達年月日1 | 1328 | 減免情報-減免区分 | 1388 | 訪問看護回数 |
| 1269 | 普通徴収-納期単位賦課額2 | 1329 | 減免情報-減免事由-取消事由コード | 1389 | 訪問リハビリ回数 |
| 1270 | 普通徴収-納期年月日2 | 1330 | 減免情報-減免申請年月日 | 1390 | 通所介護回数 |
| 1271 | 普通徴収-納期変更有無区分2 | 1331 | 減免情報-減免決定年月日 | 1391 | 通所リハビリ回数 |
| 1272 | 普通徴収-納期変更年月日2 | 1332 | 減免情報-減免額-年額 | 1392 | 用具貸与回数 |
| 1273 | 普通徴収-公示送達年月日2 | 1333 | 減免情報-手計算フラグ | 1393 | 短期生活介護回数 |
| 1274 | 普通徴収-納期単位賦課額3 | 1334 | 減免情報-減免決定通知書発行年月日 | 1394 | 短期療養介護回数 |
| 1275 | 普通徴収-納期年月日3 | 1335 | 減免情報-減免分納付書発行年月日 | 1395 | 用具購入回数 |
| 1276 | 普通徴収-納期変更有無区分3 | 1336 | 境界層該当年月日1 | 1396 | 住宅改修回数 |
| 1277 | 普通徴収-納期変更年月日3 | 1337 | 境界層該当後所得段階1 | 1397 | 痴呆対応型共同生活介護回数 |
| 1278 | 普通徴収-公示送達年月日3 | 1338 | 境界層該当年月日2 | 1398 | 特定施設入所者生活介護回数 |
| 1279 | 普通徴収-納期単位賦課額4 | 1339 | 境界層該当後所得段階2 | 1399 | 居宅療養管理指導回数 |
| 1280 | 普通徴収-納期年月日4 | 1340 | 境界層該当年月日3 | 1400 | 障害老人自立度コード |
| 1281 | 普通徴収-納期変更有無区分4 | 1341 | 境界層該当後所得段階3 | 1401 | 痴呆老人自立度コード |
| 1282 | 普通徴収-納期変更年月日4 | 1342 | 異動理由コード | 1402 | 視力コード |
| 1283 | 普通徴収-公示送達年月日4 | 1343 | 他市町村税額照会年月日 | 1403 | 聴力コード |
| 1284 | 普通徴収-納期単位賦課額5 | 1344 | 減免区分 | 1404 | じょくそうコード |
| 1285 | 普通徴収-納期年月日5 | 1345 | 減免申請年月日 | 1405 | 皮膚疾患コード |
| 1286 | 普通徴収-納期変更有無区分5 | 1346 | 減免決定年月日 | 1406 | 片手胸元持ち上げコード |
| 1287 | 普通徴収-納期変更年月日5 | 1347 | 減免額 | 1407 | 嚥下コード |
| 1288 | 普通徴収-公示送達年月日5 | 1348 | 徴収方法区分 | 1408 | 寝返りコード |
| 1289 | 普通徴収-納期単位賦課額6 | 1349 | 減免-取消事由コード | 1409 | 起き上がりコード |
| 1290 | 普通徴収-納期年月日6 | 1350 | 減免額-年額 | 1410 | 両足つき座位保持コード |
| 1291 | 普通徴収-納期変更有無区分6 | 1351 | 減免決定通知書発行年月日 | 1411 | 足つきなし座位保持コード |
| 1292 | 普通徴収-納期変更年月日6 | 1352 | 減免分納付書発行年月日 | 1412 | 立ち上がりコード |
| 1293 | 普通徴収-公示送達年月日6 | 1353 | 手計算フラグ | 1413 | 両足立位保持コード |
| 1294 | 普通徴収-納期単位賦課額7 | 1354 | 賦課履歴-履歴番号 | 1414 | 片足立位保持コード |
| 1295 | 普通徴収-納期年月日7 | 1355 | 賦課期日構成員-履歴番号 | 1415 | 歩行コード |
| 1296 | 普通徴収-納期変更有無区分7 | 1356 | 個人所得-履歴番号 | 1416 | 移乗コード |
| 1297 | 普通徴収-納期変更年月日7 | 1357 | 受付番号 | 1417 | 尿意コード |
| 1298 | 普通徴収-公示送達年月日7 | 1358 | 意見書等履歴番号 | 1418 | 便意コード |
| 1299 | 普通徴収-納期単位賦課額8 | 1359 | 受理連番 | 1419 | 排尿後始末コード |
| 1300 | 普通徴収-納期年月日8 | 1360 | 医師区分 | 1420 | 排便後始末コード |
| 1301 | 普通徴収-納期変更有無区分8 | 1361 | 医療機関コード | 1421 | 浴槽出入りコード |
| 1302 | 普通徴収-納期変更年月日8 | 1362 | 医師名称-カナ | 1422 | 洗身コード |
| 1303 | 普通徴収-公示送達年月日8 | 1363 | 医師名称-漢字 | 1423 | 口腔清潔コード |
| 1304 | 普通徴収-納期単位賦課額9 | 1364 | 作成依頼年月日 | 1424 | 洗顔コード |
| 1305 | 普通徴収-納期年月日9 | 1365 | 受理年月日 | 1425 | 整髪コード |
| 1306 | 普通徴収-納期変更有無区分9 | 1366 | 未提出事由コード | 1426 | つめ切りコード |
| 1307 | 普通徴収-納期変更年月日9 | 1367 | 未提出事由-確認年月日 | 1427 | 食事摂取コード |
| 1308 | 普通徴収-公示送達年月日9 | 1368 | 意見書回答期限-年月日 | 1428 | ボタンかけはずしコード |
| 1309 | 普通徴収-納期単位賦課額10 | 1369 | 診断受診場所 | 1429 | 上衣着脱コード |
| 1310 | 普通徴収-納期年月日10 | 1370 | 診断実施年月日 | 1430 | ズボン等着脱コード |
| 1311 | 普通徴収-納期変更有無区分10 | 1371 | 意見書等結果区分 | 1431 | 靴下着脱コード |
| 1312 | 普通徴収-納期変更年月日10 | 1372 | 作成費支払有無 | 1432 | 居室掃除コード |
| 1313 | 普通徴収-公示送達年月日10 | 1373 | 作成費集計済フラグ | 1433 | 薬内服コード |
| 1314 | 普通徴収-納期単位賦課額11 | 1374 | 医療機関-施設区分 | 1434 | 金銭管理コード |
| 1315 | 普通徴収-納期年月日11 | 1375 | 業者-施設コード-医師用 | 1435 | 意志伝達コード |
| 1316 | 普通徴収-納期変更有無区分11 | 1376 | 業者-施設区分-医師用 | 1436 | 指示への反応コード |
| 1317 | 普通徴収-納期変更年月日11 | 1377 | 業者-施設種別-医師用 | 1437 | 日課理解コード |
| 1318 | 普通徴収-公示送達年月日11 | 1378 | 医師情報提供同意フラグ | 1438 | 年齢回答コード |
| 1319 | 普通徴収-納期単位賦課額12 | 1379 | 意見書作成料区分 | 1439 | 短期記憶コード |
| 1320 | 普通徴収-納期年月日12 | 1380 | エラー発生日時 | 1440 | 名前回答コード |

| 項番 | 項目名 | 項番 | 項目名 | 項番 | 項目名 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1441 | 季節理解コード | 1501 | 介護予防訪問看護 | 1561 | 自立度パターン-介2 |
| 1442 | 場所理解コード | 1502 | 介護予防訪問リハビリテーション | 1562 | 自立度パターン-介3 |
| 1443 | 物忘れコード | 1503 | 介護予防居宅療養管理指導 | 1563 | 自立度パターン-介4 |
| 1444 | 周囲への関心コード | 1504 | 介護予防通所リハビリテーション | 1564 | 自立度パターン-介5 |
| 1445 | 被害的コード | 1505 | 介護予防短期入所療養介護 | 1565 | 重度-軽度-指標 |
| 1446 | 錯話コード | 1506 | 介護予防特定施設入所者生活介護 | 1566 | 認知症高齢者の日常生活自立度 |
| 1447 | 感情不安定コード | 1507 | 介護予防福祉用具貸与 | 1567 | 認知症高齢者の日常生活自立度の蓋然性評価コード |
| 1448 | 昼夜逆転コード | 1508 | 特定介護予防福祉用具販売 | 1568 | 認知症高齢者の日常生活自立度の蓋然性評価率 |
| 1449 | 大声コード | 1509 | 介護予防認知症対応型通所介護 | 1569 | 介護予防訪問介護-ホームヘルプサービス |
| 1450 | 抵抗コード | 1510 | 介護予防小規模多機能型居宅介護 | 1570 | 介護予防通所介護-デイサービス |
| 1451 | 徘徊コード | 1511 | 日中の生活 | 1571 | 介護予防短期入所生活介護-ショートステイ |
| 1452 | 落ち着きなしコード | 1512 | 外出頻度 | 1572 | 住宅改修-予防給付 |
| 1453 | 帰還不能コード | 1513 | 自分勝手行動コード | 1573 | 介護予防認知症対応型共同生活介護-グループホーム |
| 1454 | 要監視コード | 1514 | 話のまとめコード | 1574 | 環境-参加状況等変化 |
| 1455 | 収集僻コード | 1515 | 集団参加コード | 1575 | 独り言-独り笑いコード |
| 1456 | 火の不始末コード | 1516 | 買い物コード | 1576 | 一次判定結果コード-基準時間の積み足し後 |
| 1457 | 破壊行為コード | 1517 | 簡単な調理コード | 1577 | 要介護認定基準時間-積み足し時間 |
| 1458 | 不潔行為コード | 1518 | 一次判定09警告コード | 1578 | 状態安定性コード |
| 1459 | 異食行動コード | 1519 | 廃用程度給付区分 | 1579 | 定期巡回-随時対応訪問介護 |
| 1460 | 迷惑行動コード | 1520 | 複合型サービス | 1580 | 給付制限フラグ |
| 1461 | 点滴管理コード | 1521 | 現在状況コード | 1581 | 地区区コード |
| 1462 | 中心静脈栄養コード | 1522 | 麻痺-左上肢コード | 1582 | 地区コード |
| 1463 | 透析コード | 1523 | 麻痺-右上肢コード | 1583 | 同意フラグ |
| 1464 | ストーマ処置コード | 1524 | 麻痺-左下肢コード | 1584 | 同意年月日 |
| 1465 | 酸素療法コード | 1525 | 麻痺-右下肢コード | 1585 | 同意解除年月日 |
| 1466 | レスピレータコード | 1526 | 麻痺-その他コード | 1586 | 移管先区コード |
| 1467 | 気管切開コード | 1527 | 拘縮-肩関節コード | 1587 | 新予防給付経過措置フラグ |
| 1468 | 疼痛看護コード | 1528 | 拘縮-肘関節コード | 1588 | 新予防給付経過措置-非該当年月日 |
| 1469 | 経管栄養コード | 1529 | 拘縮-股関節コード | 1589 | 異動番号 |
| 1470 | モニタ測定コード | 1530 | 拘縮-膝関節コード | 1590 | 認定有効期間-開始年月日 |
| 1471 | じょくそう処置コード | 1531 | 拘縮-足関節コード | 1591 | 認定有効期間-終了年月日 |
| 1472 | カテーテルコード | 1532 | 拘縮-その他コード | 1592 | 事業者番号 |
| 1473 | 一次判定結果コード | 1533 | 幻視-幻聴コード | 1593 | 事業者区分 |
| 1474 | 一次判定警告コード | 1534 | 暴言-暴行コード | 1594 | 支援事業者種別 |
| 1475 | 要介護認定基準時間 | 1535 | 同じ話-不快音コード | 1595 | 計画作成届出年月日 |
| 1476 | 審査会修正フラグ | 1536 | 機能訓練-間接生活介助 | 1596 | 計画届出年月日 |
| 1477 | 一次判定状況区分 | 1537 | 中間評価項目得点-第1群 | 1597 | 支給限度額-訪問通所系 |
| 1478 | 認定ソフト用フラグ | 1538 | 中間評価項目得点-第2群 | 1598 | 基準該当分-訪問通所系 |
| 1479 | 意見書短期記憶 | 1539 | 中間評価項目得点-第3群 | 1599 | 支給限度額-短期入所系 |
| 1480 | 意見書認知能力 | 1540 | 中間評価項目得点-第4群 | 1600 | 支払変更-開始年月日 |
| 1481 | 意見書伝達能力 | 1541 | 中間評価項目得点-第5群 | 1601 | 支払変更-終了年月日 |
| 1482 | 意見書食事 | 1542 | 中間評価項目得点-第6群 | 1602 | 新規受給者フラグ |
| 1483 | 一次判定02警告コード | 1543 | 中間評価項目得点-第7群 | 1603 | 指定サービス種類 |
| 1484 | 痴呆高齢コード | 1544 | 前回-認定有効期間-開始年月日 | 1604 | 給付制限決定受付番号 |
| 1485 | 移動コード | 1545 | 前回-認定有効期間-終了年月日 | 1605 | 申請年月日 |
| 1486 | 飲水コード | 1546 | 前回-受付番号 | 1606 | 居宅サービス計画作成区分1 |
| 1487 | 排尿コード | 1547 | 前回-最大訪問履歴番号 | 1607 | 介護支援事業者コード1 |
| 1488 | 排便コード | 1548 | 前回-認定ソフト用フラグ | 1608 | 介護支援事業者区分1 |
| 1489 | 電話利用コード | 1549 | 基準時間-03 | 1609 | 介護支援事業者種別1 |
| 1490 | 意思決定コード | 1550 | 基準時間-食事 | 1610 | 居宅サービス計画届出年月日1 |
| 1491 | 申請代行区分 | 1551 | 基準時間-排泄 | 1611 | 居宅サービス計画適用開始年月1 |
| 1492 | 新要介護認定適用区分 | 1552 | 基準時間-移動 | 1612 | 居宅サービス計画適用終了年月日1 |
| 1493 | 推定される給付区分 | 1553 | 基準時間-清潔保持 | 1613 | 居宅サービス計画作成区分2 |
| 1494 | 現在のサービス区分 | 1554 | 基準時間-間接ケア | 1614 | 介護支援事業者コード2 |
| 1495 | 夜間対応型訪問介護 | 1555 | 基準時間-問題行動 | 1615 | 介護支援事業者区分2 |
| 1496 | 認知症対応型通所介護 | 1556 | 基準時間-機能訓練 | 1616 | 介護支援事業者種別2 |
| 1497 | 小規模多機能型居宅介護 | 1557 | 基準時間-医療関連 | 1617 | 居宅サービス計画届出年月日2 |
| 1498 | 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 1558 | 自立度パターン-自立 | 1618 | 居宅サービス計画適用開始年月日2 |
| 1499 | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 1559 | 自立度パターン-要支援 | 1619 | 居宅サービス計画適用終了年月日2 |
| 1500 | 介護予防訪問入浴介護 | 1560 | 自立度パターン-介1 | 1620 | 居宅サービス計画作成区分3 |

| 項番 | 項目名 | 項番 | 項目名 | 項番 | 項目名 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1621 | 介護支援事業者コード3 | 1681 | 弁明書提出期限年月日 | 1741 | 収入役コード |
| 1622 | 介護支援事業者区分3 | 1682 | 支払変更予告-処理年月日 | 1742 | 振込依頼人コード |
| 1623 | 介護支援事業者種別3 | 1683 | 医療保険者通知-回答期限年月日 | 1743 | 仕向支店番号 |
| 1624 | 居宅サービス計画届出年月日3 | 1684 | 徴収方法 | 1744 | 振込依頼人名 |
| 1625 | 居宅サービス計画適用開始年月日3 | 1685 | 収納済額 | 1745 | 金融機関-本店コード |
| 1626 | 居宅サービス計画適用終了年月日3 | 1686 | 滞納額 | 1746 | 金融機関-支店コード |
| 1627 | 訪問系限度額-適用開始年月日 | 1687 | 時効消滅額 | 1747 | 予算執行課名-部 |
| 1628 | 訪問系限度額-適用終了年月日 | 1688 | 滞納欠損区分 | 1748 | 予算執行課名-課 |
| 1629 | 償還払化-開始年月日 | 1689 | 減額計算使用区分 | 1749 | 口座名義人-氏名-カナ |
| 1630 | 償還払化-終了年月日 | 1690 | 算定額-消 | 1750 | 口座名義人-氏名-漢字 |
| 1631 | 給付率引下-開始年月日 | 1691 | 算定額-納 | 1751 | 口座名義人-住所-漢字 |
| 1632 | 給付率引下-終了年月日 | 1692 | 年賦課額 | 1752 | 居宅サービス限度額管理期間-開始年月日 |
| 1633 | 2号差止開始年月日 | 1693 | 給付済額 | 1753 | 居宅サービス限度額管理期間-終了年月日 |
| 1634 | 2号差止終了年月日 | 1694 | 時効未到来額 | 1754 | 変更前居宅サービス限度額管理期間-終了年月日 |
| 1635 | サービス種類指定-開始年月日 | 1695 | 申請時被保険者種別 | 1755 | 管理期間変更受付番号 |
| 1636 | 移管年月日 | 1696 | 本料収納済額 | 1756 | 訪問系限度額-適用開始年月 |
| 1637 | 元区コード | 1697 | 解除対象処理年月日 | 1757 | 申請区分 |
| 1638 | 元地区コード | 1698 | 給付制限-決定年月日 | 1758 | 名義人住所 |
| 1639 | 先区コード | 1699 | 給付制限-開始年月日 | 1759 | 旧措置者みなしフラグ |
| 1640 | 先地区コード | 1700 | 給付制限-終了年月日 | 1760 | 確定フラグ |
| 1641 | バッチ更新フラグ | 1701 | 給付制限-解除年月日 | 1761 | 請求金額 |
| 1642 | 適用開始年月日 | 1702 | 給付制限-解除事由 | 1762 | 消費税 |
| 1643 | 地区名称 | 1703 | 給付制限-解除決定年月日 | 1763 | 支払情報フラグ |
| 1644 | 適用終了年月日 | 1704 | 消化済減額期間 | 1764 | 名義人氏名-カナ |
| 1645 | 枝番 | 1705 | 職権-終了申請区分 | 1765 | 名義人氏名-漢字 |
| 1646 | 住所開始-字コード | 1706 | 終了申請受理年月日 | 1766 | 住所-字コード |
| 1647 | 住所開始-条コード | 1707 | 無効フラグ | 1767 | 住所-条コード |
| 1648 | 住所開始-丁コード | 1708 | 解除申請受理年月日 | 1768 | 住所-丁コード |
| 1649 | 住所開始-翻訳部 | 1709 | 公費負担有りフラグ | 1769 | 住所-番地 |
| 1650 | 住所終了-字コード | 1710 | 公費負担区分1 | 1770 | 住所-子番地 |
| 1651 | 住所終了-条コード | 1711 | 公費負担者番号1 | 1771 | 住所-室番地 |
| 1652 | 住所終了-丁コード | 1712 | 公費受給者番号1 | 1772 | 住所-地番タイプ |
| 1653 | 住所終了-翻訳部 | 1713 | 公費受給-開始年月日1 | 1773 | 方書-漢字 |
| 1654 | 旧地区コード | 1714 | 公費受給-終了年月日1 | 1774 | 請求年月日 |
| 1655 | 新地区コード | 1715 | 公費負担区分2 | 1775 | 審査処理年月日 |
| 1656 | 区名 | 1716 | 公費負担者番号2 | 1776 | 口座名義人-住所-区コード |
| 1657 | 新地区名称 | 1717 | 公費受給者番号2 | 1777 | 口座名義人-住所-字コード |
| 1658 | 新地区枝番 | 1718 | 公費受給-開始年月日2 | 1778 | 口座名義人-住所-条コード |
| 1659 | 旧地区名称 | 1719 | 公費受給-終了年月日2 | 1779 | 口座名義人-住所-丁コード |
| 1660 | 命令対象受付番号 | 1720 | 他公費有りフラグ | 1780 | 口座名義人-住所-番地 |
| 1661 | 帳票区分 | 1721 | 老人保健-負担者番号 | 1781 | 口座名義人-住所-子番地 |
| 1662 | 期時点被保険者番号 | 1722 | 老人保健-資格取得年月日 | 1782 | 口座名義人-住所-室番地 |
| 1663 | 収入額 | 1723 | 老人保健-資格喪失年月日 | 1783 | 口座名義人-住所-地番タイプ |
| 1664 | 備考 | 1724 | 支払年度 | 1784 | シーケンス |
| 1665 | 公費コード | 1725 | 事業コード | 1785 | 処理時分秒 |
| 1666 | 収入年月日 | 1726 | 事業名称 | 1786 | 生活扶助フラグ |
| 1667 | 生活保護-公費負担医療 | 1727 | 種目コード | 1787 | 教育扶助フラグ |
| 1668 | 給付制限候補者フラグ | 1728 | 種目名称 | 1788 | 医療扶助フラグ |
| 1669 | 償還差止区分 | 1729 | 支払年月日 | 1789 | 住宅扶助フラグ |
| 1670 | 給付制限区分 | 1730 | 口座種別 | 1790 | 介護扶助フラグ |
| 1671 | 償還差止結果区分 | 1731 | 請求番号 | 1791 | 公費受給-開始年月日 |
| 1672 | 給付減額結果区分 | 1732 | 予算執行課 | 1792 | 公費受給-終了年月日 |
| 1673 | 給付減額区分 | 1733 | 予算統括部 | 1793 | 変更前-住記続柄 |
| 1674 | 徴収権消滅期間 | 1734 | 予算統括部名 | 1794 | 変更後-住記続柄 |
| 1675 | 保険料納付済期間 | 1735 | 短縮コード | 1795 | 旧地区-地区区コード |
| 1676 | 給付額減額期間 | 1736 | 支出科目 | 1796 | 旧地区-地区コード |
| 1677 | 弁明書受理年月日 | 1737 | 分類コード | 1797 | 旧地区-地区名称 |
| 1678 | 受理通知書処理年月日 | 1738 | 支払方法 | 1798 | 旧地区-担当者名 |
| 1679 | 償還差止-非該当-決定年月日 | 1739 | 支出区分 | 1799 | 新地区-地区区コード |
| 1680 | 給付減額-非該当-決定年月日 | 1740 | 金額 | 1800 | 新地区-地区コード |

| 項番 | 項目名 | 項番 | 項目名 | 項番 | 項目名 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1801 | 新地区-地区名称 | 1861 | 受給資格証明書有無 | 1921 | 被保情報提供同意フラグ |
| 1802 | 新地区-担当者名 | 1862 | 前給付制限区分 | 1922 | 認定結果提供依頼区分 |
| 1803 | 地区更新フラグ | 1863 | 申請時特定疾病区分 | 1923 | 情報提供済フラグ |
| 1804 | 旧住所-区コード | 1864 | 認定処理完了期限年月日 | 1924 | 判定結果変更理由区分 |
| 1805 | 旧住所-字コード | 1865 | 調査担当区分 | 1925 | 介護保険審査会命令区分 |
| 1806 | 旧住所-条コード | 1866 | 調査担当種別 | 1926 | 変更前要介護状態区分 |
| 1807 | 旧住所-丁コード | 1867 | 調査員コード | 1927 | 却下禁止フラグ |
| 1808 | 旧住所-番地 | 1868 | 調査員区分 | 1928 | 申請みなし区分 |
| 1809 | 旧住所-子番地 | 1869 | 業者-施設コード | 1929 | 意見書受理連番 |
| 1810 | 旧住所-室番地 | 1870 | 業者-施設区分 | 1930 | 調査票受理連番 |
| 1811 | 旧住所-地番タイプ | 1871 | 業者-施設種別 | 1931 | 現認定受付番号 |
| 1812 | 旧住所-現住所 | 1872 | 調査予定年月日 | 1932 | 決定解除年月日 |
| 1813 | 旧住所-住所方書 | 1873 | 調査予定時刻 | 1933 | 予約認定開始年月日 |
| 1814 | 旧住所-郵便番号 | 1874 | 調査票回答期限年月日 | 1934 | 合議体番号 |
| 1815 | 旧住所-住所区分 | 1875 | 再調査有無 | 1935 | 要介護1の場合の状態像 |
| 1816 | 旧住所-転出先情報 | 1876 | 診断予定年月日 | 1936 | 文言区分 |
| 1817 | 新住所-区コード | 1877 | 診断予定時刻 | 1937 | 文言 |
| 1818 | 新住所-字コード | 1878 | 再受診有無 | 1938 | 福祉個人番号 |
| 1819 | 新住所-条コード | 1879 | 判定依頼年月日 | 1939 | 名称コード |
| 1820 | 新住所-丁コード | 1880 | 審査会資料-印刷年月日 | 1940 | 認定番号 |
| 1821 | 新住所-番地 | 1881 | 審査会開催年月日 | 1941 | 申請受付番号 |
| 1822 | 新住所-子番地 | 1882 | セットナンバー | 1942 | 措置区コード |
| 1823 | 新住所-室番地 | 1883 | 前-審査会開催年月日 | 1943 | 申請種別-申請管理 |
| 1824 | 新住所-地番タイプ | 1884 | 前セットナンバー | 1944 | 申請受理担当者 |
| 1825 | 新住所-現住所 | 1885 | 意見聴取フラグ | 1945 | 判定年月日 |
| 1826 | 新住所-住所方書 | 1886 | 審査会完了年月日 | 1946 | 判定結果 |
| 1827 | 新住所-郵便番号 | 1887 | 事情聴取-保留区分 | 1947 | 判定依頼要否 |
| 1828 | 新住所-住所区分 | 1888 | 審査会結果-印刷年月日 | 1948 | 実態調査年月日 |
| 1829 | 新住所-転出先情報 | 1889 | 認定結果区分 | 1949 | 実態調査状況 |
| 1830 | 新ケース番号 | 1890 | 却下年月日 | 1950 | 実態調査要否 |
| 1831 | 旧氏名-氏名-漢字 | 1891 | 却下区分 | 1951 | 決定年月日 |
| 1832 | 旧氏名-氏名-カナ | 1892 | サービス種類指定-終了年月日 | 1952 | 決定結果 |
| 1833 | 旧氏名-性別コード | 1893 | 認定有効期間-月数 | 1953 | サービス開始年月日 |
| 1834 | 旧氏名-生年月日-元号コード | 1894 | 認定決定-処理年月日 | 1954 | サービス終了年月日 |
| 1835 | 旧氏名-生年月日 | 1895 | 結果通知書-発行年月日 | 1955 | 障害児フラグ |
| 1836 | 新氏名-氏名-漢字 | 1896 | 処理見込-期限年月日 | 1956 | 移管予定年月日 |
| 1837 | 新氏名-氏名-カナ | 1897 | 処分延期-通知年月日 | 1957 | 重度更生-旧措置者フラグ |
| 1838 | 新氏名-性別コード | 1898 | 保険料滞納有無 | 1958 | 申請代理人-氏名 |
| 1839 | 新氏名-生年月日-元号コード | 1899 | 徴収権消滅期間有無 | 1959 | 申請代理人-電話番号 |
| 1840 | 新氏名-生年月日 | 1900 | 公費負担医療受給有無 | 1960 | Nヶ月前 |
| 1841 | 連絡票出力済フラグ | 1901 | 保険料減免有無 | 1961 | サービス実施年月 |
| 1842 | 処理票出力済フラグ | 1902 | 徴収猶予有無 | 1962 | 訪問通所系利用実績 |
| 1843 | 証明書交付保険者番号 | 1903 | 医療保険区分 | 1963 | 訪問通所系利用割合 |
| 1844 | 証明書交付保険者名 | 1904 | 給付制限有無 | 1964 | 短期入所系現物実績 |
| 1845 | 証明書被保険者番号 | 1905 | 給付制限結果区分 | 1965 | 短期入所系償還実績 |
| 1846 | 証明書認定年月日 | 1906 | 給付制限-非該当-決定年月日 | 1966 | 施設入所日数 |
| 1847 | 証明書給付額減額期間 | 1907 | 28条3項申立有無 | 1967 | 入院日数 |
| 1848 | 証明書認定期間-開始年月日 | 1908 | 28条3項該当区分 | 1968 | 該当有無-推定 |
| 1849 | 証明書認定期間-終了年月日 | 1909 | 支給限度額-短期入所系1 | 1969 | 最大生年月日 |
| 1850 | 疾病区分 | 1910 | 支給限度額-短期入所系2 | 1970 | 最大生年月日-元号コード |
| 1851 | 年齢 | 1911 | 短期系管理期間-境界年月日 | 1971 | 施設区分 |
| 1852 | 連携受付番号 | 1912 | 日割支給限度額-訪問通所系 | 1972 | 施設種別 |
| 1853 | 消込受付番号 | 1913 | 日割支給限度額-短期入所系 | 1973 | 経過措置フラグ |
| 1854 | 処理ステータス | 1914 | 短期系限度拡大フラグ | 1974 | 経過措置非該当年月日 |
| 1855 | 申請ステータス | 1915 | 調査結果区分 | 1975 | 特例措置未対応フラグ |
| 1856 | 申請書交付フラグ | 1916 | 申請時意見書添付有無 | 1976 | 特例措置該当年月日 |
| 1857 | 申請認定区分 | 1917 | 短期系限度額-管理期間-開始年月日 | 1977 | 特例措置非該当年月日 |
| 1858 | 訪問調査状態区分 | 1918 | 短期系限度額-管理期間-終了年月日 | 1978 | 申請年月 |
| 1859 | 意見書等状態区分 | 1919 | 申請指定サービス種類 | 1979 | 統計施設種別 |
| 1860 | 連絡先-電話番号 | 1920 | 短期系限度拡大申請フラグ | 1980 | 進捗区分 |

| 項番 | 項目名 | 項番 | 項目名 | 項番 | 項目名 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1981 | 件数 | 2041 | 電話種別 | 2101 | 移管無効フラグ |
| 1982 | 基準年月 | 2042 | 連絡先名称 | 2102 | 階層設定エラーフラグ |
| 1983 | 認定-年齢区分 | 2043 | 医療機関コード1 | 2103 | 減免却下フラグ |
| 1984 | 増減区分 | 2044 | 医師1 | 2104 | 現住所-漢字 |
| 1985 | 処理日数区分 | 2045 | 診療科目1 | 2105 | 調査実施機関区分 |
| 1986 | 処分延期有無 | 2046 | 緊急連絡先名称 | 2106 | 調査受理年月日 |
| 1987 | 職権通知年月日 | 2047 | 緊急連絡先-住所 | 2107 | 調査実施年月日 |
| 1988 | 職権変更事由 | 2048 | 緊急連絡先-方書 | 2108 | 調査依頼年月日 |
| 1989 | 職権変更区分 | 2049 | 緊急連絡先-電話番号 | 2109 | 一次判定-処理年月日 |
| 1990 | 被保証提出-期限年月日 | 2050 | 緊急連絡先-関係 | 2110 | 拒否-不完全事由コード |
| 1991 | 有効期間終了年月日-変更事由コード | 2051 | 医療機関コード2 | 2111 | 委託調査費支払有無 |
| 1992 | 有効期間終了年月日-変更年月日 | 2052 | 医師2 | 2112 | 委託調査費集計済フラグ |
| 1993 | 変更前有効期間-終了年月日 | 2053 | 診療科目2 | 2113 | ランク値 |
| 1994 | 傷病名称 | 2054 | 医療機関コード3 | 2114 | 計画作成届出番号 |
| 1995 | 判定地区区コード | 2055 | 医師3 | 2115 | 届出種類 |
| 1996 | 一次判定結果区分 | 2056 | 診療科目3 | 2116 | 届出区分 |
| 1997 | 一次二次アップダウン | 2057 | 保護者-カナ | 2117 | 届出年月日 |
| 1998 | 前回-要介護状態区分 | 2058 | 保護者-漢字 | 2118 | 計画作成区分 |
| 1999 | 前回-疾病区分 | 2059 | 保護者-区コード | 2119 | 代理人氏名 |
| 2000 | 前回-今回アップダウン | 2060 | 保護者-字コード | 2120 | 変更事由コード |
| 2001 | 認定フラグ | 2061 | 保護者-条コード | 2121 | 変更年月日 |
| 2002 | 年度 | 2062 | 保護者-丁コード | 2122 | 変更計画作成届出番号 |
| 2003 | 対象年月 | 2063 | 保護者-番地 | 2123 | 無効区分 |
| 2004 | 160万以上該当フラグ | 2064 | 保護者-子番地 | 2124 | 届出入力年月日 |
| 2005 | 同一世帯1号該当フラグ | 2065 | 保護者-室番地 | 2125 | 届出終了年月日 |
| 2006 | 単身収入該当フラグ | 2066 | 保護者-住所 | 2126 | 居宅サービス計画作成区分 |
| 2007 | 世帯収入該当フラグ | 2067 | 保護者-方書 | 2127 | 小規模多機能居宅利用有無 |
| 2008 | 号種別 | 2068 | 保護者-郵便番号 | 2128 | リカバリ送信フラグ |
| 2009 | 旧措置者該当フラグ | 2069 | 保護者-電話番号 | 2129 | 削除年月日 |
| 2010 | 未申告該当フラグ | 2070 | 保護者-関係者区分 | 2130 | 認定履歴-受付番号 |
| 2011 | 二割非該当事由コード | 2071 | 保護者-把握年月日 | 2131 | 計画届出履歴-届出番号 |
| 2012 | 証交付連番 | 2072 | 保護者-地番タイプ | 2132 | 基準年月日 |
| 2013 | 証有効期間始期年月日1 | 2073 | 居住地修正フラグ | 2133 | 証記載保険者番号 |
| 2014 | 証有効期間終期年月日1 | 2074 | 地区番号 | 2134 | 入力識別番号 |
| 2015 | 負担割合1 | 2075 | 担当民生委員 | 2135 | サービス提供年月 |
| 2016 | 160万以上該当フラグ1 | 2076 | 福祉受給者番号 | 2136 | 審査年月 |
| 2017 | 同一世帯1号該当フラグ1 | 2077 | 申請種別-福祉受給 | 2137 | 実績区分 |
| 2018 | 二割負担非該当事由コード1 | 2078 | サービス廃止年月日 | 2138 | サービス種類コード |
| 2019 | 証有効期間始期年月日2 | 2079 | サービス廃止事由コード | 2139 | サービス事業者番号 |
| 2020 | 証有効期間終期年月日2 | 2080 | サービス内容-変更年月日 | 2140 | 対象年度 |
| 2021 | 負担割合2 | 2081 | サービス内容-変更事由コード | 2141 | 申請書番号 |
| 2022 | 160万以上該当フラグ2 | 2082 | サービス減免有無 | 2142 | 適用解除年月日 |
| 2023 | 同一世帯1号該当フラグ2 | 2083 | サービス停止有無 | 2143 | 適用解除事由 |
| 2024 | 二割負担非該当事由コード2 | 2084 | 印刷済フラグ | 2144 | 申請者-氏名 |
| 2025 | 月内情報取得 | 2085 | 決定区分 | 2145 | 申請者-住所 |
| 2026 | 世帯基準年月日 | 2086 | 印刷-決定年月日 | 2146 | 本人との関係 |
| 2027 | 世帯-被保険者番号 | 2087 | 印刷-処理年月日 | 2147 | 世帯人数 |
| 2028 | 1号該当フラグ | 2088 | 印刷時間 | 2148 | 世帯収入額合計 |
| 2029 | 負担割合-8月 | 2089 | 最新受給フラグ | 2149 | 8月適用フラグ |
| 2030 | 負担割合-9月 | 2090 | 利用券フラグ | 2150 | 9月適用フラグ |
| 2031 | 負担割合-10月 | 2091 | 寝台自動車有無 | 2151 | 10月適用フラグ |
| 2032 | 負担割合-11月 | 2092 | 最大枝番フラグ | 2152 | 11月適用フラグ |
| 2033 | 負担割合-12月 | 2093 | 階層異動事由コード | 2153 | 12月適用フラグ |
| 2034 | 負担割合-1月 | 2094 | 緊急通報協力員変更区分 | 2154 | 1月適用フラグ |
| 2035 | 負担割合-2月 | 2095 | 階層変更フラグ | 2155 | 2月適用フラグ |
| 2036 | 負担割合-3月 | 2096 | 最新階層適用年月 | 2156 | 3月適用フラグ |
| 2037 | 負担割合-4月 | 2097 | 業者変更フラグ | 2157 | 4月適用フラグ |
| 2038 | 負担割合-5月 | 2098 | 受給適用終了年月日 | 2158 | 5月適用フラグ |
| 2039 | 負担割合-6月 | 2099 | 支援費変更内容区分 | 2159 | 6月適用フラグ |
| 2040 | 負担割合-7月 | 2100 | 明細削除フラグ | 2160 | 7月適用フラグ |

| 項番 | 項目名 | 項番 | 項目名 | 項番 | 項目名 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2161 | 実績情報作成区分 | 2221 | 決定後公費1公費請求額 | 2281 | 名義人カナ |
| 2162 | 交換情報識別番号 | 2222 | 決定後公費1本人負担額 | 2282 | 名義人漢字 |
| 2163 | レコード種別 | 2223 | 決定後公費1緊急時施設療養費公費請求分合計額 | 2283 | 振込額 |
| 2164 | 給付実績区分 | 2224 | 決定後公費1特定診療費公費請求分合計額 | 2284 | 支払情報 |
| 2165 | 公費1負担者番号 | 2225 | 決定後公費1食事提供費請求分 | 2285 | 債権者-氏名-カナ |
| 2166 | 公費1受給者番号 | 2226 | 決定後公費2サービス点数 | 2286 | 債権者-氏名-漢字 |
| 2167 | 公費2負担者番号 | 2227 | 決定後公費2公費請求額 | 2287 | 債権者-住所 |
| 2168 | 公費2受給者番号 | 2228 | 決定後公費2本人負担額 | 2288 | 基準該当-受領委任契約-有無 |
| 2169 | 公費3負担者番号 | 2229 | 決定後公費2緊急時施設療養費公費請求分合計額 | 2289 | 基準該当-受領委任契約-開始年月日 |
| 2170 | 公費3受給者番号 | 2230 | 決定後公費2特定診療費公費請求分合計額 | 2290 | 基準該当-受領委任契約-終了年月日 |
| 2171 | 旧措置入所者特例コード | 2231 | 決定後公費2食事提供費請求分 | 2291 | 高額サービス費-受領委任契約-有無 |
| 2172 | 老人保健-市町村番号 | 2232 | 決定後公費3サービス点数 | 2292 | 高額サービス費-受領委任契約-開始年月日 |
| 2173 | 後期高齢保険者番号 | 2233 | 決定後公費3公費請求額 | 2293 | 高額サービス費-受領委任契約-終了年月日 |
| 2174 | 国保保険者番号 | 2234 | 決定後公費3本人負担額 | 2294 | 住宅改修費-受領委任契約-有無 |
| 2175 | 国保被保険者証番号 | 2235 | 決定後公費3緊急時施設療養費公費請求分合計額 | 2295 | 住宅改修費-受領委任契約-開始年月日 |
| 2176 | 国保個人番号 | 2236 | 決定後公費3特定診療費公費請求分合計額 | 2296 | 住宅改修費-受領委任契約-終了年月日 |
| 2177 | 作成者区分 | 2237 | 決定後公費3食事提供費請求分 | 2297 | 福祉用具購入費-受領委任契約-有無 |
| 2178 | 居宅介護支援事業者番号 | 2238 | 警告区分 | 2298 | 福祉用具購入費-受領委任契約-開始年月日 |
| 2179 | 中止年月日 | 2239 | 受付区コード | 2299 | 福祉用具購入費-受領委任契約-終了年月日 |
| 2180 | 中止理由コード | 2240 | 集計区分 | 2300 | 支払対象外フラグ |
| 2181 | 入所年月日 | 2241 | 申請時資格区コード | 2301 | 点数単価 |
| 2182 | 退所年月日 | 2242 | 状況 | 2302 | 居宅サービス計画作成依頼-届出年月日 |
| 2183 | 入所実日数 | 2243 | 出力行 | 2303 | サービスコード |
| 2184 | 外泊日数 | 2244 | 認定区分 | 2304 | 点数 |
| 2185 | 退院後の状態コード | 2245 | 食費-居住費区分 | 2305 | 摘要 |
| 2186 | 保険給付率 | 2246 | 利用者負担段階 | 2306 | 決定後点数 |
| 2187 | 公費1給付率 | 2247 | 公費区分 | 2307 | 決定後請求金額 |
| 2188 | 公費2給付率 | 2248 | 保険者負担割合 | 2308 | 再審査回数 |
| 2189 | 公費3給付率 | 2249 | 管理票実績区分 | 2309 | 過誤回数 |
| 2190 | サービス点数 | 2250 | 抽出区分 | 2310 | サービス計画費明細行番号 |
| 2191 | 保険請求額 | 2251 | 疑義事由コード | 2311 | 単位数 |
| 2192 | 利用者負担額 | 2252 | 状況区分 | 2312 | 回数 |
| 2193 | 緊急時施設療養費保険請求分合計額 | 2253 | 取下年月 | 2313 | サービス単位数 |
| 2194 | 特定診療費保険請求分合計額 | 2254 | 更新区コード | 2314 | サービス単位数合計 |
| 2195 | 食事提供費請求額 | 2255 | 申立理由 | 2315 | 決定後単位数 |
| 2196 | 公費1サービス点数 | 2256 | 過誤区分-給付 | 2316 | 決定後回数 |
| 2197 | 公費1公費請求額 | 2257 | 給付管理票種別区分 | 2317 | 決定後サービス単位数 |
| 2198 | 公費1本人負担額 | 2258 | 指定-基準該当居宅介護支援事業者作成区分 | 2318 | 決定後サービス単位数合計 |
| 2199 | 公費1緊急時施設療養費公費請求分合計額 | 2259 | 給付管理票-作成年月日 | 2319 | 標準負担額-6月 |
| 2200 | 公費1特定診療費公費請求分合計額 | 2260 | 給付管理票情報作成区分 | 2320 | 本人自己負担区分-6月 |
| 2201 | 公費1食事提供費請求分 | 2261 | 給付管理票明細行番号 | 2321 | 給付額減額区分-6月 |
| 2202 | 公費2サービス点数 | 2262 | レコード種別コード | 2322 | 居住費負担限度額区分-6月 |
| 2203 | 公費2公費請求額 | 2263 | 被保険者生年月日 | 2323 | 食費負担限度額区分-6月 |
| 2204 | 公費2本人負担額 | 2264 | 被保険者生年月日-元号コード | 2324 | 標準負担額-7月 |
| 2205 | 公費2緊急時施設療養費公費請求分合計額 | 2265 | 被保険者性別コード | 2325 | 本人自己負担区分-7月 |
| 2206 | 公費2特定診療費公費請求分合計額 | 2266 | 訪問通所-短期入所支給限度額 | 2326 | 給付額減額区分-7月 |
| 2207 | 公費2食事提供費請求分 | 2267 | 指定-基準該当サービス識別コード | 2327 | 居住費負担限度額区分-7月 |
| 2208 | 公費3サービス点数 | 2268 | 給付計画点数-日数 | 2328 | 食費負担限度額区分-7月 |
| 2209 | 公費3公費請求額 | 2269 | 前月までの給付計画日数 | 2329 | 標準負担額-8月 |
| 2210 | 公費3本人負担額 | 2270 | 指定サービス分小計 | 2330 | 本人自己負担区分-8月 |
| 2211 | 公費3緊急時施設療養費公費請求分合計額 | 2271 | 基準該当等サービス分小計 | 2331 | 給付額減額区分-8月 |
| 2212 | 公費3特定診療費公費請求分合計額 | 2272 | 給付計画合計点数-日数 | 2332 | 居住費負担限度額区分-8月 |
| 2213 | 公費3食事提供費請求分 | 2273 | 担当介護支援専門員番号 | 2333 | 食費負担限度額区分-8月 |
| 2214 | 決定後サービス点数 | 2274 | 委託先居宅介護支援事業者番号 | 2334 | 標準負担額-9月 |
| 2215 | 決定後保険請求額 | 2275 | 委託先担当介護支援専門員番号 | 2335 | 本人自己負担区分-9月 |
| 2216 | 決定後利用者負担額 | 2276 | 限度額適用期間-開始年月 | 2336 | 給付額減額区分-9月 |
| 2217 | 決定後緊急時施設療養費保険請求分合計額 | 2277 | 限度額適用期間-終了年月 | 2337 | 居住費負担限度額区分-9月 |
| 2218 | 決定後特定診療費保険請求分合計額 | 2278 | エラーフラグ | 2338 | 食費負担限度額区分-9月 |
| 2219 | 決定後食事提供費請求額 | 2279 | 申請種別 | 2339 | 標準負担額-10月 |
| 2220 | 決定後公費1サービス点数 | 2280 | 受領委任フラグ | 2340 | 本人自己負担区分-10月 |

| 項番 | 項目名 | 項番 | 項目名 | 項番 | 項目名 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2341 | 給付額減額区分-10月 | 2401 | 緊急時治療管理日数 | 2461 | 保留事由コード01 |
| 2342 | 居住費負担限度額区分-10月 | 2402 | 緊急時治療管理小計 | 2462 | 保留事由コード02 |
| 2343 | 食費負担限度額区分-10月 | 2403 | リハビリテーション点数 | 2463 | 保留事由コード03 |
| 2344 | 標準負担額-11月 | 2404 | 処置点数 | 2464 | 保留事由コード04 |
| 2345 | 本人自己負担区分-11月 | 2405 | 手術点数 | 2465 | 保留事由コード05 |
| 2346 | 給付額減額区分-11月 | 2406 | 麻酔点数 | 2466 | 保留事由コード06 |
| 2347 | 居住費負担限度額区分-11月 | 2407 | 放射線治療点数 | 2467 | 保留事由コード07 |
| 2348 | 食費負担限度額区分-11月 | 2408 | 摘要1 | 2468 | 保留事由コード08 |
| 2349 | 標準負担額-12月 | 2409 | 摘要2 | 2469 | 保留事由コード09 |
| 2350 | 本人自己負担区分-12月 | 2410 | 摘要3 | 2470 | 保留事由コード10 |
| 2351 | 給付額減額区分-12月 | 2411 | 摘要4 | 2471 | 保留事由コード11 |
| 2352 | 居住費負担限度額区分-12月 | 2412 | 摘要5 | 2472 | 保留事由コード12 |
| 2353 | 食費負担限度額区分-12月 | 2413 | 摘要6 | 2473 | 保留事由コード13 |
| 2354 | 標準負担額-1月 | 2414 | 摘要7 | 2474 | 本人自己負担区分 |
| 2355 | 本人自己負担区分-1月 | 2415 | 摘要8 | 2475 | 世帯自己負担区分 |
| 2356 | 給付額減額区分-1月 | 2416 | 摘要9 | 2476 | 高額勧奨区分 |
| 2357 | 居住費負担限度額区分-1月 | 2417 | 摘要10 | 2477 | 高額介護サービス費 |
| 2358 | 食費負担限度額区分-1月 | 2418 | 摘要11 | 2478 | 高額介護サービス費差額 |
| 2359 | 標準負担額-2月 | 2419 | 摘要12 | 2479 | 本人自己負担額 |
| 2360 | 本人自己負担区分-2月 | 2420 | 摘要13 | 2480 | 要員区分 |
| 2361 | 給付額減額区分-2月 | 2421 | 摘要14 | 2481 | 本人課非区分 |
| 2362 | 居住費負担限度額区分-2月 | 2422 | 摘要15 | 2482 | 計算期間-開始年月日 |
| 2363 | 食費負担限度額区分-2月 | 2423 | 摘要16 | 2483 | 計算期間-終了年月日 |
| 2364 | 標準負担額-3月 | 2424 | 摘要17 | 2484 | 精算対象者 |
| 2365 | 本人自己負担区分-3月 | 2425 | 摘要18 | 2485 | 住登外-外国人該当 |
| 2366 | 給付額減額区分-3月 | 2426 | 摘要19 | 2486 | 資格有効期間-開始年月日 |
| 2367 | 居住費負担限度額区分-3月 | 2427 | 摘要20 | 2487 | 資格有効期間-終了年月日 |
| 2368 | 食費負担限度額区分-3月 | 2428 | 緊急時施設療養費-合計点数 | 2488 | 所得情報除台 |
| 2369 | 標準負担額-4月 | 2429 | 決定後往診日数 | 2489 | 80万以下該当フラグ |
| 2370 | 本人自己負担区分-4月 | 2430 | 決定後通院日数 | 2490 | 激変緩和対象者フラグ |
| 2371 | 給付額減額区分-4月 | 2431 | 決定後緊急時治療管理点数 | 2491 | 台帳履歴有無 |
| 2372 | 居住費負担限度額区分-4月 | 2432 | 決定後緊急時治療管理日数 | 2492 | 境界層区分 |
| 2373 | 食費負担限度額区分-4月 | 2433 | 決定後リハビリテーション点数 | 2493 | 世帯課非区分 |
| 2374 | 標準負担額-5月 | 2434 | 決定後処置点数 | 2494 | 世帯自己負担額 |
| 2375 | 本人自己負担区分-5月 | 2435 | 決定後手術点数 | 2495 | 世帯自己負担上限額 |
| 2376 | 給付額減額区分-5月 | 2436 | 決定後麻酔点数 | 2496 | 本人自己負担上限額 |
| 2377 | 居住費負担限度額区分-5月 | 2437 | 決定後放射線治療点数 | 2497 | 合算対象人数 |
| 2378 | 食費負担限度額区分-5月 | 2438 | 所定疾患施設療養費-傷病名1 | 2498 | 未着区分 |
| 2379 | 標準負担額-翌6月 | 2439 | 所定疾患施設療養費-傷病名2 | 2499 | 支給申請書整理番号 |
| 2380 | 本人自己負担区分-翌6月 | 2440 | 所定疾患施設療養費-傷病名3 | 2500 | 支給額 |
| 2381 | 給付額減額区分-翌6月 | 2441 | 所定疾患施設療養費-開始年月日1 | 2501 | 支給額2 |
| 2382 | 居住費負担限度額区分-翌6月 | 2442 | 所定疾患施設療養費-開始年月日2 | 2502 | 補正後-自己負担額 |
| 2383 | 食費負担限度額区分-翌6月 | 2443 | 所定疾患施設療養費-開始年月日3 | 2503 | 補正後-自己負担額2 |
| 2384 | 標準負担額-翌7月 | 2444 | 所定疾患施設療養費-単位数 | 2504 | 補正後-高額療養費 |
| 2385 | 本人自己負担区分-翌7月 | 2445 | 所定疾患施設療養費-日数 | 2505 | 減免種別 |
| 2386 | 給付額減額区分-翌7月 | 2446 | 所定疾患施設療養費-小計 | 2506 | 修正フラグ |
| 2387 | 居住費負担限度額区分-翌7月 | 2447 | 決定後所定疾患施設療養費単位数 | 2507 | 対象収入-所得税 |
| 2388 | 食費負担限度額区分-翌7月 | 2448 | 決定後所定疾患施設療養費日数 | 2508 | 標準負担額 |
| 2389 | 緊急時施設療養情報レコード順次番号 | 2449 | 介護-予防別 | 2509 | 保険負担割合 |
| 2390 | 緊急時傷病名1 | 2450 | 自己負担額 | 2510 | 理由 |
| 2391 | 緊急時傷病名2 | 2451 | 自己負担額2 | 2511 | 旧措置者 |
| 2392 | 緊急時傷病名3 | 2452 | 対象区分 | 2512 | 生計中心者 |
| 2393 | 緊急時治療開始年月日1 | 2453 | 対象外事由コード01 | 2513 | 特別対策給付率 |
| 2394 | 緊急時治療開始年月日2 | 2454 | 対象外事由コード02 | 2514 | 公費負担者番号 |
| 2395 | 緊急時治療開始年月日3 | 2455 | 対象外事由コード03 | 2515 | 公費受給者番号 |
| 2396 | 往診日数 | 2456 | 対象外事由コード04 | 2516 | 徴収基準有無 |
| 2397 | 往診医療機関名 | 2457 | 対象外事由コード05 | 2517 | 居室種別 |
| 2398 | 通院日数 | 2458 | 対象外事由コード06 | 2518 | 特例減額措置区分 |
| 2399 | 通院医療機関名 | 2459 | 対象外事由コード07 | 2519 | 居住費利用者負担区分 |
| 2400 | 緊急時治療管理点数 | 2460 | 対象外事由コード08 | 2520 | 居住費-ユニット型個室-負担限度額 |

| 項番 | 項目名 | 項番 | 項目名 | 項番 | 項目名 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2521 | 居住費-ユニット型準個室-負担限度額 | 2581 | 申請者-住所-室番地 | 2641 | 被保険者氏名 |
| 2522 | 居住費-従来型個室1-負担限度額 | 2582 | 申請者-住所-地番タイプ | 2642 | 支払方法区分 |
| 2523 | 居住費-従来型個室2-負担限度額 | 2583 | 申請者-方書 | 2643 | 窓口払-支払場所 |
| 2524 | 居住費-多床室-負担限度額 | 2584 | 申請者-郵便番号 | 2644 | 窓口払-支払期間-開始年月日 |
| 2525 | 食費利用者負担区分 | 2585 | 申請者-電話番号 | 2645 | 窓口払-支払期間-終了年月日 |
| 2526 | 食費限度額 | 2586 | 送付先フラグ | 2646 | 窓口払-支払期間-開始曜日 |
| 2527 | 境界層該当フラグ | 2587 | 医療保険者番号 | 2647 | 窓口払-支払期間-終了曜日 |
| 2528 | 実質的負担軽減者該当区分 | 2588 | 口座-金融機関本店コード | 2648 | 窓口払-支払期間-開始時間 |
| 2529 | 社会福祉法人-軽減率 | 2589 | 口座-金融機関支店コード | 2649 | 窓口払-支払期間-終了時間 |
| 2530 | 確認番号 | 2590 | 口座-口座種類 | 2650 | 口座払-金融機関コード |
| 2531 | 証有効期限-開始年月日 | 2591 | 口座-口座番号 | 2651 | 口座払-金融機関名 |
| 2532 | 証有効期限-終了年月日 | 2592 | 口座-住所 | 2652 | 口座払-金融機関支店コード |
| 2533 | 社福特例措置フラグ | 2593 | 口座-住所-区コード | 2653 | 口座払-金融機関支店名 |
| 2534 | 預貯金フラグ | 2594 | 口座-住所-字コード | 2654 | 口座払-口座種目 |
| 2535 | 不動産フラグ | 2595 | 口座-住所-条コード | 2655 | 口座払-口座種目名 |
| 2536 | 夫婦合算フラグ | 2596 | 口座-住所-丁コード | 2656 | 口座払-口座番号 |
| 2537 | 申請時住民コード | 2597 | 口座-住所-番地 | 2657 | 口座払-口座名義人-カナ |
| 2538 | 公的-年金収入額 | 2598 | 口座-住所-子番地 | 2658 | 国保連合会名 |
| 2539 | 世帯員追加フラグ | 2599 | 口座-住所-室番地 | 2659 | 連絡票整理番号 |
| 2540 | 世帯員無効フラグ | 2600 | 口座-住所-地番タイプ | 2660 | 支給対象者-氏名-カナ |
| 2541 | 統計区分 | 2601 | 口座-方書 | 2661 | 支給対象者-氏名-漢字 |
| 2542 | 年齢区分 | 2602 | 口座-郵便番号 | 2662 | 支給対象者-生年月日 |
| 2543 | 要介護状態区分-統計用 | 2603 | 口座-電話番号 | 2663 | 支給対象者-生年月日-元号コード |
| 2544 | カウント種別 | 2604 | 連合会-支給額 | 2664 | 支給対象者-性別コード |
| 2545 | 実人数 | 2605 | 自己負担額総額 | 2665 | 支給対象者-保険者番号 |
| 2546 | 日数及び回数 | 2606 | 合算サービス費 | 2666 | 支給対象者-証記号 |
| 2547 | 費用額 | 2607 | 一部支給額 | 2667 | 世帯負担総額 |
| 2548 | 保険支給額 | 2608 | 支給区分 | 2668 | 介護等合算一部負担金等世帯合算額 |
| 2549 | 種類コード | 2609 | 基準日時点号種別 | 2669 | 70歳以上介護等合算一部負担金等世帯合算額 |
| 2550 | 品目コード | 2610 | 支払変更期間 | 2670 | 70歳以上所得区分 |
| 2551 | 適用開始年月 | 2611 | 差止期限年月日 | 2671 | 介護等合算算定基準額 |
| 2552 | 適用終了年月 | 2612 | 差止解除年月日 | 2672 | 70歳以上介護等合算算定基準額 |
| 2553 | 公費負担率 | 2613 | 差止対象フラグ | 2673 | 世帯支給総額 |
| 2554 | 控除番号 | 2614 | 差止対象額 | 2674 | うち70歳以上分世帯支給総額 |
| 2555 | 給付種目 | 2615 | 差止時号種別 | 2675 | 按分後支給額 |
| 2556 | 差止額 | 2616 | ソート用対象年月 | 2676 | うち70歳以上分按分後支給額 |
| 2557 | 控除額 | 2617 | 本算定－取込年月 | 2677 | 介護低所得者Ⅰ再計算実施の有無 |
| 2558 | 残額 | 2618 | 証明書－申請書連番 | 2678 | 連絡先-郵便番号 |
| 2559 | 差止決定年月日 | 2619 | 通知年月日 | 2679 | 連絡先-住所 |
| 2560 | 控除決定年月日 | 2620 | 連合会－支払方法 | 2680 | 連絡先-支給額計算結果連絡先名称1 |
| 2561 | 取消年月日 | 2621 | 戻入フラグ | 2681 | 連絡先-支給額計算結果連絡先名称2 |
| 2562 | 世帯自己負担額合計 | 2622 | 口座種類 | 2682 | 連絡先-通知年月日 |
| 2563 | 世帯自己負担-内公費負担分 | 2623 | 最終変更区コード | 2683 | 発行者-連絡票発行者名 |
| 2564 | 本人自己負担額合計 | 2624 | サービス対象年月 | 2684 | 発行者-連絡票発行者郵便番号 |
| 2565 | 本人自己負担-内公費負担分 | 2625 | 被保険者番号-世帯員 | 2685 | 発行者-連絡票発行者住所-漢字 |
| 2566 | 世帯課非 | 2626 | 賦課期日構成員有無 | 2686 | 問い合わせ郵便番号 |
| 2567 | 按分後負担上限額 | 2627 | 受給区分 | 2687 | 問い合わせ住所 |
| 2568 | 取込年月 | 2628 | 償還申請書番号 | 2688 | 問い合わせ名称1 |
| 2569 | 送付年月日 | 2629 | サービス識別 | 2689 | 問い合わせ名称2 |
| 2570 | 合算支払番号 | 2630 | サービス金額 | 2690 | 問い合わせ電話番号 |
| 2571 | 整理番号区分 | 2631 | 公費負担額 | 2691 | 70歳以上負担額合計 |
| 2572 | 自己負担額証明書整理番号 | 2632 | 支給対象フラグ | 2692 | 70歳以上按分後支給額合計 |
| 2573 | 申請種類 | 2633 | 申請中区分 | 2693 | 70歳未満負担額合計 |
| 2574 | 申請者-本人との関係 | 2634 | 支給済区分 | 2694 | 70歳以上按分後支給額を除く負担額合計 |
| 2575 | 申請者-住所-区コード | 2635 | 不正不当区分 | 2695 | 按分後支給額合計 |
| 2576 | 申請者-住所-字コード | 2636 | 社福法人軽減額 | 2696 | 支給総額合計 |
| 2577 | 申請者-住所-条コード | 2637 | 統計基準年月 | 2697 | 取込連番 |
| 2578 | 申請者-住所-丁コード | 2638 | 帳票関連付け番号 | 2698 | 被保険者証番号 |
| 2579 | 申請者-住所-番地 | 2639 | 保険制度コード | 2699 | 対象者氏名-漢字 |
| 2580 | 申請者-住所-子番地 | 2640 | 被保険者証記号 | 2700 | 70歳以上負担額 |

| 項番 | 項目名 | 項番 | 項目名 | 項番 | 項目名 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2701 | 70歳以上按分率 | 2761 | 居住費-ユニット型準個室-負担限度額-照 | 2821 | 自己負担額-12月 |
| 2702 | 70歳以上按分後支給額 | 2762 | 居住費-ユニット型準個室-負担限度額-受 | 2822 | 自己負担額2-12月 |
| 2703 | 70歳未満負担額 | 2763 | 居住費-従来型個室1-負担限度額-照 | 2823 | 支給額-12月 |
| 2704 | 70歳以上按分後支給額を除く負担額 | 2764 | 居住費-従来型個室1-負担限度額-受 | 2824 | 支給額2-12月 |
| 2705 | 按分率 | 2765 | 居住費-従来型個室2-負担限度額-照 | 2825 | 摘要-12月 |
| 2706 | 支給総額 | 2766 | 居住費-従来型個室2-負担限度額-受 | 2826 | 自己負担額-翌1月 |
| 2707 | 備考欄記載70歳以上負担額-平成20年4月-7月分 | 2767 | 居住費-多床室-負担限度額-照 | 2827 | 自己負担額2-翌1月 |
| 2708 | 備考欄記載70歳未満負担額-平成20年4月-7月分 | 2768 | 居住費-多床室-負担限度額-受 | 2828 | 支給額-翌1月 |
| 2709 | 宛先郵便番号 | 2769 | 保険者名称 | 2829 | 支給額2-翌1月 |
| 2710 | 宛先住所 | 2770 | 被保険者氏名-カナ | 2830 | 摘要-翌1月 |
| 2711 | 宛先氏名 | 2771 | 被保険者氏名-漢字 | 2831 | 自己負担額-翌2月 |
| 2712 | 給付の種類 | 2772 | 証明書整理番号 | 2832 | 自己負担額2-翌2月 |
| 2713 | 不支給の理由 | 2773 | 突-後期保険者番号 | 2833 | 支給額-翌2月 |
| 2714 | 通知書発行者名 | 2774 | 突-後期被保険者番号 | 2834 | 支給額2-翌2月 |
| 2715 | 通知書発行者郵便番号 | 2775 | 突-国保保険者番号 | 2835 | 摘要-翌2月 |
| 2716 | 通知書発行者住所-漢字 | 2776 | 突-国保被保険者証番号 | 2836 | 自己負担額-翌3月 |
| 2717 | 不服の申し立て先名称 | 2777 | 突-国保個人番号 | 2837 | 自己負担額2-翌3月 |
| 2718 | 実績作成区分 | 2778 | 送付区分 | 2838 | 支給額-翌3月 |
| 2719 | 性別コード-照 | 2779 | 被保期間-開始年月日 | 2839 | 支給額2-翌3月 |
| 2720 | 性別コード-受 | 2780 | 被保期間-終了年月日 | 2840 | 摘要-翌3月 |
| 2721 | 生年月日-照 | 2781 | 自己負担額-4月 | 2841 | 自己負担額-翌4月 |
| 2722 | 生年月日-元号コード-照 | 2782 | 自己負担額2-4月 | 2842 | 自己負担額2-翌4月 |
| 2723 | 生年月日-受 | 2783 | 支給額-4月 | 2843 | 支給額-翌4月 |
| 2724 | 生年月日-元号コード-受 | 2784 | 支給額2-4月 | 2844 | 支給額2-翌4月 |
| 2725 | 旧措置特例コード-照 | 2785 | 摘要-4月 | 2845 | 摘要-翌4月 |
| 2726 | 旧措置特例コード-受 | 2786 | 自己負担額-5月 | 2846 | 自己負担額-翌5月 |
| 2727 | 要介護状態区分-照 | 2787 | 自己負担額2-5月 | 2847 | 自己負担額2-翌5月 |
| 2728 | 要介護状態区分-受 | 2788 | 支給額-5月 | 2848 | 支給額-翌5月 |
| 2729 | 認定開始年月日-照 | 2789 | 支給額2-5月 | 2849 | 支給額2-翌5月 |
| 2730 | 認定開始年月日-受 | 2790 | 摘要-5月 | 2850 | 摘要-翌5月 |
| 2731 | 認定終了年月日-照 | 2791 | 自己負担額-6月 | 2851 | 自己負担額-翌6月 |
| 2732 | 認定終了年月日-受 | 2792 | 自己負担額2-6月 | 2852 | 自己負担額2-翌6月 |
| 2733 | 支給限度基準額-照 | 2793 | 支給額-6月 | 2853 | 支給額-翌6月 |
| 2734 | 支給限度基準額-受 | 2794 | 支給額2-6月 | 2854 | 支給額2-翌6月 |
| 2735 | 限度管理期間-開始年月日-照 | 2795 | 摘要-6月 | 2855 | 摘要-翌6月 |
| 2736 | 限度管理期間-開始年月日-受 | 2796 | 自己負担額-7月 | 2856 | 自己負担額-翌7月 |
| 2737 | 限度管理期間-終了年月日-照 | 2797 | 自己負担額2-7月 | 2857 | 自己負担額2-翌7月 |
| 2738 | 限度管理期間-終了年月日-受 | 2798 | 支給額-7月 | 2858 | 支給額-翌7月 |
| 2739 | 計画作成区分-照 | 2799 | 支給額2-7月 | 2859 | 支給額2-翌7月 |
| 2740 | 計画作成区分-受 | 2800 | 摘要-7月 | 2860 | 摘要-翌7月 |
| 2741 | 支援事業者番号-照 | 2801 | 自己負担額-8月 | 2861 | 自己負担額合計 |
| 2742 | 支援事業者番号-受 | 2802 | 自己負担額2-8月 | 2862 | 自己負担額2合計 |
| 2743 | 単位数単価-照 | 2803 | 支給額-8月 | 2863 | 支給額合計 |
| 2744 | 単位数単価-受 | 2804 | 支給額2-8月 | 2864 | 支給額2合計 |
| 2745 | 保険給付率-照 | 2805 | 摘要-8月 | 2865 | 発行者名 |
| 2746 | 保険給付率-受 | 2806 | 自己負担額-9月 | 2866 | 発行郵便番号 |
| 2747 | 公費1給付率-照 | 2807 | 自己負担額2-9月 | 2867 | 発行者住所 |
| 2748 | 公費1給付率-受 | 2808 | 支給額-9月 | 2868 | 結果送付先郵便番号 |
| 2749 | 公費2給付率-照 | 2809 | 支給額2-9月 | 2869 | 結果送付先住所 |
| 2750 | 公費2給付率-受 | 2810 | 摘要-9月 | 2870 | 結果送付先名称1 |
| 2751 | 公費3給付率-照 | 2811 | 自己負担額-10月 | 2871 | 結果送付先名称2 |
| 2752 | 公費3給付率-受 | 2812 | 自己負担額2-10月 | 2872 | 結果送付先電話番号 |
| 2753 | 標準負担日額-照 | 2813 | 支給額-10月 | 2873 | 窓口判定コード |
| 2754 | 標準負担日額-受 | 2814 | 支給額2-10月 | 2874 | 支払場所 |
| 2755 | 標準負担月額-照 | 2815 | 摘要-10月 | 2875 | 支払期間-開始年月日 |
| 2756 | 標準負担月額-受 | 2816 | 自己負担額-11月 | 2876 | 支払期間-終了年月日 |
| 2757 | 食費負担限度額-照 | 2817 | 自己負担額2-11月 | 2877 | 支払期間開始曜日 |
| 2758 | 食費負担限度額-受 | 2818 | 支給額-11月 | 2878 | 支払期間終了曜日 |
| 2759 | 居住費-ユニット型個室-負担限度額-照 | 2819 | 支給額2-11月 | 2879 | 支払期間開始時間 |
| 2760 | 居住費-ユニット型個室-負担限度額-受 | 2820 | 摘要-11月 | 2880 | 支払期間終了時間 |

| 項番 | 項目名 | 項番 | 項目名 | 項番 | 項目名 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2881 | 備考欄 | 2941 | 二次予防事業区分 | 3001 | 決定後公費2出来高請求額 |
| 2882 | 証明書送付先フラグ | 2942 | 二次予防事業有効期間-開始年月日 | 3002 | 決定後公費3出来高点数合計 |
| 2883 | 出力形態 | 2943 | 二次予防事業有効期間-終了年月日 | 3003 | 決定後公費3出来高請求額 |
| 2884 | 他被保険者番号有無 | 2944 | 利用者-減免開始年月日 | 3004 | 改修対象住宅住所 |
| 2885 | 交付事由コード | 2945 | 利用者-減免終了年月日 | 3005 | 住宅所有者名 |
| 2886 | 支払済みフラグ | 2946 | 標準負担-減免開始年月日 | 3006 | 改修着工年月日 |
| 2887 | 勧奨対象区分 | 2947 | 標準負担-減免終了年月日 | 3007 | 改修完了年月日 |
| 2888 | 勧奨処理済みフラグ | 2948 | 住所地特例対象者区分コード | 3008 | 改修業者名 |
| 2889 | 70-74歳到達-開始年月 | 2949 | 施設所在保険者番号 | 3009 | 改修内容 |
| 2890 | 70-74歳到達-終了年月 | 2950 | 住所地特例適用-開始年月日 | 3010 | 領収書金額 |
| 2891 | 高額勧奨-処理年月日 | 2951 | 住所地特例適用-終了年月日 | 3011 | 件数カウント区分 |
| 2892 | 軽減率 | 2952 | 居住費-新1-負担限度額 | 3012 | 申請状況 |
| 2893 | 受領すべき利用者負担の総額 | 2953 | 居住費-新2-負担限度額 | 3013 | 領収書合計 |
| 2894 | 軽減額 | 2954 | 居住費-新3-負担限度額 | 3014 | サービス金額合計 |
| 2895 | 軽減後利用者負担額 | 2955 | 二割負担適用-開始年月日 | 3015 | 福祉用具給付割合 |
| 2896 | 決定後受領すべき利用者負担の総額 | 2956 | 二割負担適用-終了年月日 | 3016 | 利用者負担額合計 |
| 2897 | 決定後軽減額 | 2957 | 住登外フラグ | 3017 | 内公費負担額 |
| 2898 | 決定後軽減後利用者負担額 | 2958 | 施設-在宅区分 | 3018 | 保険支給額合計 |
| 2899 | 日数 | 2959 | 人数 | 3019 | 貸付金との相殺額 |
| 2900 | 点数合計 | 2960 | サービス実日数 | 3020 | 振込額-残額 |
| 2901 | サービス合計 | 2961 | 計画点数 | 3021 | 給付制限-償還払い化 |
| 2902 | 限度額内点数 | 2962 | 限度額管理対象点数 | 3022 | 給付制限-2号差し止め |
| 2903 | 限度額外点数 | 2963 | 限度額管理対象外点数 | 3023 | 給付制限-給付額減額 |
| 2904 | 給付率 | 2964 | 短期入所計画日数 | 3024 | 負担限度額決定区分 |
| 2905 | 基本食単価 | 2965 | 短期入所実日数 | 3025 | 高額一括処理区分 |
| 2906 | 基本食自己負担 | 2966 | 給付点数 | 3026 | 高額自動更新対象フラグ |
| 2907 | 基本食日数 | 2967 | 公費1請求分点数 | 3027 | 高額一括更新可能フラグ |
| 2908 | 基本食提供金額 | 2968 | 公費1請求額 | 3028 | 高額支給該当フラグ |
| 2909 | 特別食単価 | 2969 | 公費1利用者負担 | 3029 | 高額処理済みフラグ |
| 2910 | 特別食自己負担 | 2970 | 公費2請求分点数 | 3030 | 高額非該当理由コード |
| 2911 | 特別食日数 | 2971 | 公費2請求額 | 3031 | 差額返還事由コード |
| 2912 | 特別食提供金額 | 2972 | 公費2利用者負担 | 3032 | 現物審査年月 |
| 2913 | 異動データ連番 | 2973 | 公費3請求分点数 | 3033 | 既支給額 |
| 2914 | 取消区分 | 2974 | 公費3請求額 | 3034 | 変更後支給額 |
| 2915 | 異動識別コード | 2975 | 公費3利用者負担 | 3035 | 負担割合 |
| 2916 | 広域連合-政令市-保険者番号 | 2976 | 保険分出来高点数合計 | 3036 | 不支給理由 |
| 2917 | 変更申請中区分 | 2977 | 保険分出来高請求額 | 3037 | 基本食提供日数 |
| 2918 | みなし要介護区分 | 2978 | 保険分出来高医療費利用者負担額 | 3038 | 基本食提供単価 |
| 2919 | 居宅サービス計画適用-開始年月日 | 2979 | 公費1出来高点数合計 | 3039 | 特別食提供日数 |
| 2920 | 居宅サービス計画適用-終了年月日 | 2980 | 公費1出来高請求額 | 3040 | 特別食提供単価 |
| 2921 | 訪問通所-支給限度基準額 | 2981 | 公費1出来高医療費本人負担額 | 3041 | 食事提供延べ日数 |
| 2922 | 訪問通所-支給限度管理-開始年月日 | 2982 | 公費2出来高点数合計 | 3042 | 公費1対象食事提供延べ日数 |
| 2923 | 訪問通所-支給限度管理-終了年月日 | 2983 | 公費2出来高請求額 | 3043 | 公費2対象食事提供延べ日数 |
| 2924 | 短期入所-支給限度基準額 | 2984 | 公費2出来高医療費本人負担額 | 3044 | 公費3対象食事提供延べ日数 |
| 2925 | 短期入所-支給限度管理-開始年月日 | 2985 | 公費3出来高点数合計 | 3045 | 食事提供費合計 |
| 2926 | 短期入所-支給限度管理-終了年月日 | 2986 | 公費3出来高請求額 | 3046 | 標準負担額-月額 |
| 2927 | 公費負担上限額減額有無 | 2987 | 公費3出来高医療費本人負担額 | 3047 | 食事提供費公費1請求分 |
| 2928 | 利用者-減免申請中区分 | 2988 | 決定後短期入所実日数 | 3048 | 食事提供費公費2請求分 |
| 2929 | 利用者-区分 | 2989 | 決定後給付点数 | 3049 | 食事提供費公費3請求分 |
| 2930 | 利用者-給付率 | 2990 | 決定後公費1請求分点数 | 3050 | 標準負担額-日額 |
| 2931 | 標準負担-負担区分 | 2991 | 決定後公費1請求額 | 3051 | 決定後基本食提供単価 |
| 2932 | 標準負担-負担額 | 2992 | 決定後公費2請求分点数 | 3052 | 決定後特別食提供単価 |
| 2933 | 特定入所者-認定申請中区分 | 2993 | 決定後公費2請求額 | 3053 | 時効到達年月日 |
| 2934 | 特定入所者-介護サービス区分 | 2994 | 決定後公費3請求分点数 | 3054 | サービス項目コード |
| 2935 | 課税層の特例減額措置対象 | 2995 | 決定後公費3請求額 | 3055 | 日数-回数 |
| 2936 | 食事負担限度額 | 2996 | 決定後保険分出来高点数合計 | 3056 | 公費1対象日数-回数 |
| 2937 | 負担限度額適用開始年月日 | 2997 | 決定後保険分出来高請求額 | 3057 | 公費2対象日数-回数 |
| 2938 | 負担限度額適用終了年月日 | 2998 | 決定後公費1出来高点数合計 | 3058 | 公費3対象日数-日数 |
| 2939 | 社会福祉法人軽減率-適用開始年月日 | 2999 | 決定後公費1出来高請求額 | 3059 | 公費1対象サービス点数 |
| 2940 | 社会福祉法人軽減率-適用終了年月日 | 3000 | 決定後公費2出来高点数合計 | 3060 | 公費2対象サービス点数 |

| 項番 | 項目名 | 項番 | 項目名 | 項番 | 項目名 |
|---|---|---|---|---|---|
| 3061 | 公費3対象サービス点数 | 3121 | 公費3リハビリテーション点数 | 3181 | 費用額合計 |
| 3062 | 決定後日数-回数 | 3122 | 公費3精神科専門療法点数 | 3182 | 保険分請求額合計 |
| 3063 | 決定後公費1対象サービス回数 | 3123 | 公費3予備1 | 3183 | 公費1負担額-明細 |
| 3064 | 決定後公費2対象サービス回数 | 3124 | 公費3予備2 | 3184 | 公費1負担額合計 |
| 3065 | 決定後公費3対象サービス回数 | 3125 | 公費3合計点数 | 3185 | 公費1本人負担月額 |
| 3066 | 現物基準年月 | 3126 | 決定後指導管理料点数 | 3186 | 公費2負担額-明細 |
| 3067 | 償還基準年月 | 3127 | 決定後単純エックス線 | 3187 | 公費2負担額合計 |
| 3068 | 減額減免基準年月 | 3128 | 決定後精神科専門療法点数 | 3188 | 公費2本人負担月額 |
| 3069 | 過誤対象区分 | 3129 | 決定後予備1 | 3189 | 公費3負担額-明細 |
| 3070 | 居住費-利用額 | 3130 | 決定後予備2 | 3190 | 公費3負担額合計 |
| 3071 | 居住費-負担限度額 | 3131 | 決定後公費1指導管理料点数 | 3191 | 公費3本人負担月額 |
| 3072 | 居住費-保険支給額 | 3132 | 決定後公費1単純エックス線 | 3192 | 決定後費用単価 |
| 3073 | 食費-利用額 | 3133 | 決定後公費1リハビリテーション点数 | 3193 | 決定後日数 |
| 3074 | 食費-負担限度額 | 3134 | 決定後公費1精神科専門療法点数 | 3194 | 決定後公費1日数 |
| 3075 | 食費-保険支給額 | 3135 | 決定後公費1予備1 | 3195 | 決定後公費2日数 |
| 3076 | 食費利用負担限度 | 3136 | 決定後公費1予備2 | 3196 | 決定後公費3日数 |
| 3077 | 居住費-ユニット型個室-利用日額 | 3137 | 決定後公費2指導管理料点数 | 3197 | 決定後費用額 |
| 3078 | 居住費-ユニット型個室-利用日数 | 3138 | 決定後公費2単純エックス線 | 3198 | 決定後保険分請求額 |
| 3079 | 居住費-ユニット型個室-保険支給額 | 3139 | 決定後公費2リハビリテーション点数 | 3199 | 決定後費用額合計 |
| 3080 | 居住費-ユニット型準個室-利用日額 | 3140 | 決定後公費2精神科専門療法点数 | 3200 | 決定後保険分請求額合計 |
| 3081 | 居住費-ユニット型準個室-利用日数 | 3141 | 決定後公費2予備1 | 3201 | 決定後利用者負担額合計 |
| 3082 | 居住費-ユニット型準個室-保険支給額 | 3142 | 決定後公費2予備2 | 3202 | 決定後公費1負担額-明細 |
| 3083 | 居住費-従来型個室1-利用日額 | 3143 | 決定後公費3指導管理料点数 | 3203 | 決定後公費1負担額合計 |
| 3084 | 居住費-従来型個室1-利用日数 | 3144 | 決定後公費3単純エックス線 | 3204 | 決定後公費1本人負担月額 |
| 3085 | 居住費-従来型個室1-保険支給額 | 3145 | 決定後公費3リハビリテーション点数 | 3205 | 決定後公費2負担額-明細 |
| 3086 | 居住費-従来型個室2-利用日額 | 3146 | 決定後公費3精神科専門療法点数 | 3206 | 決定後公費2負担額合計 |
| 3087 | 居住費-従来型個室2-利用日数 | 3147 | 決定後公費3予備1 | 3207 | 決定後公費2本人負担月額 |
| 3088 | 居住費-従来型個室2-保険支給額 | 3148 | 決定後公費3予備2 | 3208 | 決定後公費3負担額-明細 |
| 3089 | 居住費-多床室-利用日額 | 3149 | 識別番号 | 3209 | 決定後公費3負担額合計 |
| 3090 | 居住費-多床室-利用日数 | 3150 | 保険回数 | 3210 | 決定後公費3本人負担月額 |
| 3091 | 居住費-多床室-保険支給額 | 3151 | 保険サービス単位数 | 3211 | 訪問通所区分トータル実績 |
| 3092 | 食費利用日額 | 3152 | 保険合計単位数 | 3212 | 短期入所区分トータル実績 |
| 3093 | 食費利用日数 | 3153 | 公費1回数 | 3213 | 帳票出力年月 |
| 3094 | 入退所日-食費利用額 | 3154 | 公費1サービス単位数 | 3214 | 福祉用具明細番号 |
| 3095 | 入退所日-食費利用日数 | 3155 | 公費1合計単位数 | 3215 | 福祉用具種類 |
| 3096 | 入退所日-食費保険支給額 | 3156 | 公費2回数 | 3216 | 福祉用具商品名 |
| 3097 | 特定診療費情報レコード順次番号 | 3157 | 公費2サービス単位数 | 3217 | 福祉用具製造事業者名 |
| 3098 | 傷病名 | 3158 | 公費2合計単位数 | 3218 | 福祉用具販売事業者名 |
| 3099 | 指導管理料点数 | 3159 | 公費3回数 | 3219 | 必要な理由 |
| 3100 | 単純エックス線 | 3160 | 公費3サービス単位数 | 3220 | 販売事業者番号 |
| 3101 | 精神科専門療法点数 | 3161 | 公費3合計単位数 | 3221 | 販売事業者種類コード |
| 3102 | 予備1 | 3162 | 決定後保険回数 | 3222 | 購入年月日 |
| 3103 | 予備2 | 3163 | 決定後保険サービス単位数 | 3223 | オンライン処理年月日 |
| 3104 | 合計点数 | 3164 | 決定後保険合計単位数 | 3224 | 除台フラグ |
| 3105 | 公費1指導管理料点数 | 3165 | 決定後公費1回数 | 3225 | 除台リスト-出力年月日 |
| 3106 | 公費1単純エックス線 | 3166 | 決定後公費1サービス単位数 | 3226 | 公費3対象日数-回数 |
| 3107 | 公費1リハビリテーション点数 | 3167 | 決定後公費1合計単位数 | 3227 | 訂正年月日 |
| 3108 | 公費1精神科専門療法点数 | 3168 | 決定後公費2回数 | 3228 | 利用者-減免区分 |
| 3109 | 公費1予備1 | 3169 | 決定後公費2サービス単位数 | 3229 | 有料老人ホームの同意書の有無 |
| 3110 | 公費1予備2 | 3170 | 決定後公費2合計単位数 | 3230 | 当月異動フラグ |
| 3111 | 公費1合計点数 | 3171 | 決定後公費3回数 | 3231 | 区連番 |
| 3112 | 公費2指導管理料点数 | 3172 | 決定後公費3サービス単位数 | 3232 | 共通区分 |
| 3113 | 公費2単純エックス線 | 3173 | 決定後公費3合計単位数 | 3233 | 利用者ID |
| 3114 | 公費2リハビリテーション点数 | 3174 | 特定入所者介護サービス費用情報レコード順次番号 | 3234 | 任意条件名 |
| 3115 | 公費2精神科専門療法点数 | 3175 | 費用単価 | 3235 | シーケンスNO |
| 3116 | 公費2予備1 | 3176 | 負担限度額 | 3236 | 種別コード |
| 3117 | 公費2予備2 | 3177 | 公費1日数 | 3237 | 項目コード |
| 3118 | 公費2合計点数 | 3178 | 公費2日数 | 3238 | 符号 |
| 3119 | 公費3指導管理料点数 | 3179 | 公費3日数 | 3239 | 検索条件値 |
| 3120 | 公費3単純エックス線 | 3180 | 保険分請求額 | 3240 | 演算子 |

| 項番 | 項目名 | 項番 | 項目名 | 項番 | 項目名 |
|---|---|---|---|---|---|
| 3241 | 保険区分 | 3301 | 還付状況対象種別区分コード | 3361 | 詳細 |
| 3242 | 日本人-外国人区分コード | 3302 | 還付状況対象区分コード | 3362 | 翌月フラグ |
| 3243 | 氏名-漢字併記名-外字フラグ | 3303 | 金融機関コード | 3363 | 明細ソート区分コード |
| 3244 | 通称名-外字フラグ | 3304 | 支店コード | 3364 | 処理区分コード |
| 3245 | 字名コード | 3305 | 報告書作成状況区分コード | 3365 | 決算時本料収入額 |
| 3246 | 条 | 3306 | 世帯数 | 3366 | 過誤納額-本料 |
| 3247 | 丁目 | 3307 | 修正日 | 3367 | 過誤納額-延滞金 |
| 3248 | 住所-外字フラグ | 3308 | 修正者 | 3368 | 収納明細取消年月日 |
| 3249 | 方書-外字フラグ | 3309 | 還付番号 | 3369 | 総収入額 |
| 3250 | 相続放棄フラグ | 3310 | 還付金額 | 3370 | 強制指定区分コード |
| 3251 | 相続放棄年月日 | 3311 | 還付支払日 | 3371 | 口座名義人 |
| 3252 | 過誤納番号 | 3312 | 口座用途区分コード | 3372 | 金融機関コード-本店コード |
| 3253 | 会計年度 | 3313 | 振込状態区分コード | 3373 | 金融機関コード-支店コード |
| 3254 | 過誤納発生年月日 | 3314 | 通知書送付年月日 | 3374 | 金融機関名略称 |
| 3255 | 徴収方法区分コード | 3315 | 最終通知書出力フラグ | 3375 | 支店名 |
| 3256 | 会計区分コード | 3316 | 振替口座連番 | 3376 | 変更前-口座名義人 |
| 3257 | 会計区分変更フラグ | 3317 | 振替年月 | 3377 | 変更前-口座名義人-外字フラグ |
| 3258 | 過誤納処理年月日 | 3318 | 振替日 | 3378 | 変更前-金融機関コード-本店コード |
| 3259 | 過誤納修正年月日 | 3319 | 振替金額 | 3379 | 変更前-金融機関コード-支店コード |
| 3260 | 過誤納区分コード | 3320 | 振替方法区分コード | 3380 | 変更前-金融機関名略称 |
| 3261 | 過誤納額本料累計 | 3321 | 振替状態区分コード | 3381 | 変更前-支店名 |
| 3262 | 過誤納額延滞金累計 | 3322 | 振替不能理由コード | 3382 | 変更前-口座種類コード |
| 3263 | 本料充当額累計 | 3323 | MT区分コード | 3383 | 変更前-口座番号 |
| 3264 | 延滞金充当額累計 | 3324 | 振替回数 | 3384 | 変更前-口座登録区分コード |
| 3265 | 年当初延滞金過誤納額 | 3325 | イベント日 | 3385 | 通知1年 |
| 3266 | 月次充当フラグ | 3326 | イベント区分コード | 3386 | 通知1月 |
| 3267 | 通知書出力フラグ | 3327 | 充当額 | 3387 | 通知2年 |
| 3268 | 決算フラグ | 3328 | 給付振込口座連番 | 3388 | 通知2月 |
| 3269 | 返納状況区分コード | 3329 | 使用年月日 | 3389 | 期別開始年月 |
| 3270 | 充当状況区分コード | 3330 | 公示送達番号 | 3390 | 分割開始年月 |
| 3271 | 還付状況区分コード | 3331 | 公示送達作成処理年月日 | 3391 | 振替不能金額 |
| 3272 | 送付状況区分コード | 3332 | 口座登録日 | 3392 | 口座振替依頼額 |
| 3273 | 過誤納状況区分コード | 3333 | 口座廃止日 | 3393 | 変更内容区分コード |
| 3274 | 過誤納判明年月日 | 3334 | 依頼書登録日 | 3394 | 新規・変更・削除区分コード |
| 3275 | 収入明細-期別 | 3335 | 依頼書置換日 | 3395 | 停止区分コード |
| 3276 | 収入明細-明細番号 | 3336 | リソース識別子 | 3396 | 顛末通知コード |
| 3277 | 領収年月日 | 3337 | 抽出業務日付 | 3397 | イベント処理ID |
| 3278 | OCRフラグ | 3338 | 抽出対象フラグ | 3398 | 複数納通フラグ |
| 3279 | 納付方法区分コード | 3339 | 口座開始年月 | 3399 | 複数期フラグ |
| 3280 | バッチ番号 | 3340 | 口座停止開始年月 | 3400 | イベント通知停止フラグ |
| 3281 | 本料過誤納額 | 3341 | 口座停止終了年月 | 3401 | 給付金充当通知書出力年月日 |
| 3282 | 延滞金過誤納額 | 3342 | 口座終了年月 | 3402 | 通知停止年月日 |
| 3283 | 処理連番 | 3343 | 口座開始登録日 | 3403 | 通知停止更新担当者コード |
| 3284 | 処理連番取消区分 | 3344 | 口座停止登録日 | 3404 | 収納異動区分コード |
| 3285 | 支出区分コード | 3345 | 口座終了登録日 | 3405 | 収入額累計-本料収入 |
| 3286 | 還付額 | 3346 | 口座終了登録区分コード | 3406 | 収入額累計-延滞金収入 |
| 3287 | 支払区分コード | 3347 | 口座振替区分コード | 3407 | 過不足本料 |
| 3288 | 還付処理日 | 3348 | 口座振替状況対象分類区分コード | 3408 | 過不足延滞金 |
| 3289 | 還付データ作成年月日 | 3349 | 口座振替状況対象種別区分コード | 3409 | 本料収入 |
| 3290 | 還付時効フラグ | 3350 | 口座振替状況対象区分コード | 3410 | 延滞金収入 |
| 3291 | 還付時効年月日 | 3351 | 口座登録状況対象分類区分コード | 3411 | 滞納担当者コード-担当者コード |
| 3292 | 還付時効取消年月日 | 3352 | 口座登録状況対象種別区分コード | 3412 | 滞納担当者コード-強制指定区分コード |
| 3293 | 起算開始年月日 | 3353 | 口座登録状況対象区分コード | 3413 | 猶予開始年月日 |
| 3294 | 加算開始年月日 | 3354 | 収入月報対象分類区分コード | 3414 | 猶予終了年月日 |
| 3295 | 加算終了年月日 | 3355 | 収入月報対象種別区分コード | 3415 | 猶予根拠区分コード |
| 3296 | 控除開始年月日 | 3356 | 収入月報シーケンス連番 | 3416 | 繰上徴収年月日 |
| 3297 | 控除終了年月日 | 3357 | 収入月報年月日 | 3417 | 処分開始年月日 |
| 3298 | 還付加算金額 | 3358 | 延滞金件数 | 3418 | データ番号 |
| 3299 | 還付加算金照会フラグ | 3359 | 延滞金 | 3419 | 消込修正区分コード |
| 3300 | 還付状況対象分類区分コード | 3360 | 表題 | 3420 | 科目 |

| 項番 | 項目名 | 項番 | 項目名 | 項番 | 項目名 |
|---|---|---|---|---|---|
| 3421 | 本料 | 3481 | 集計対象月 | 3541 | 滞納理由5-合計納期数 |
| 3422 | 合計収入額 | 3482 | 決算区分コード | 3542 | 滞納理由5-合計不納欠損処分額 |
| 3423 | 消し込みエラーメッセージコード | 3483 | 調定額-納期数 | 3543 | 滞納理由1-全世帯数 |
| 3424 | 担当区コード | 3484 | 調定額-世帯数 | 3544 | 滞納理由1-全納期数 |
| 3425 | 重複保険番号 | 3485 | 調定額-金額 | 3545 | 滞納理由1-調定額 |
| 3426 | 充当先-調定年度 | 3486 | 居所不明額-納期数 | 3546 | 滞納理由2-全世帯数 |
| 3427 | 充当先-賦課年度 | 3487 | 居所不明額-世帯数 | 3547 | 滞納理由2-全納期数 |
| 3428 | 充当先-納付通知書番号 | 3488 | 居所不明額-金額 | 3548 | 滞納理由2-調定額 |
| 3429 | 充当先-期別 | 3489 | 収納額-納期数 | 3549 | 滞納理由3-全世帯数 |
| 3430 | 充当先-明細番号 | 3490 | 収納額-世帯数 | 3550 | 滞納理由3-全納期数 |
| 3431 | 本料充当額 | 3491 | 収納額-金額 | 3551 | 滞納理由3-調定額 |
| 3432 | 延滞金充当額 | 3492 | 時効-合計世帯数 | 3552 | 滞納理由4-全世帯数 |
| 3433 | 充当処理日 | 3493 | 時効-合計納期数 | 3553 | 滞納理由4-全納期数 |
| 3434 | 充当取消年月日 | 3494 | 時効-合計不納欠損処分額 | 3554 | 滞納理由4-調定額 |
| 3435 | 充当申出日 | 3495 | 即時消滅-合計世帯数 | 3555 | 滞納理由5-全世帯数 |
| 3436 | 充当元会計年度 | 3496 | 即時消滅-合計納期数 | 3556 | 滞納理由5-全納期数 |
| 3437 | 充当先会計年度 | 3497 | 即時消滅-合計不納欠損処分額 | 3557 | 滞納理由5-調定額 |
| 3438 | 充当内訳種別区分コード | 3498 | 処分停止-合計世帯数 | 3558 | 滞納理由1-世帯数 |
| 3439 | 歳出-現年分本料件数 | 3499 | 処分停止-合計納期数 | 3559 | 滞納理由1-納期数 |
| 3440 | 歳出-現年分本料金額 | 3500 | 処分停止-合計不納欠損処分額 | 3560 | 滞納理由1-不納欠損処分額 |
| 3441 | 歳出-滞納繰越分本料件数 | 3501 | 合計-合計世帯数 | 3561 | 滞納理由2-世帯数 |
| 3442 | 歳出-滞納繰越分本料金額 | 3502 | 合計-合計納期数 | 3562 | 滞納理由2-納期数 |
| 3443 | 歳出-他区件数 | 3503 | 合計-合計不納欠損処分額 | 3563 | 滞納理由2-不納欠損処分額 |
| 3444 | 歳出-他区金額 | 3504 | 時効-全世帯数 | 3564 | 滞納理由3-世帯数 |
| 3445 | 歳出-延滞金件数 | 3505 | 時効-全納期数 | 3565 | 滞納理由3-納期数 |
| 3446 | 歳出-延滞金金額 | 3506 | 時効-調定額 | 3566 | 滞納理由3-不納欠損処分額 |
| 3447 | 加算金-現年分本料件数 | 3507 | 即時消滅-全世帯数 | 3567 | 滞納理由4-世帯数 |
| 3448 | 加算金-現年分本料金額 | 3508 | 即時消滅-全納期数 | 3568 | 滞納理由4-納期数 |
| 3449 | 加算金-滞納繰越分本料件数 | 3509 | 即時消滅-調定額 | 3569 | 滞納理由4-不納欠損処分額 |
| 3450 | 加算金-滞納繰越分本料金額 | 3510 | 処分停止-全世帯数 | 3570 | 滞納理由5-世帯数 |
| 3451 | 加算金-他区件数 | 3511 | 処分停止-全納期数 | 3571 | 滞納理由5-納期数 |
| 3452 | 加算金-他区金額 | 3512 | 処分停止-調定額 | 3572 | 滞納理由5-不納欠損処分額 |
| 3453 | 加算金-延滞金件数 | 3513 | 合計-全世帯数 | 3573 | 年金種別コード |
| 3454 | 加算金-延滞金金額 | 3514 | 合計-全納期数 | 3574 | 最新賦課情報-賦課額合計 |
| 3455 | 充当元保険料-充当先保険料件数 | 3515 | 合計-調定額 | 3575 | 最新賦課情報-賦課更正年月日 |
| 3456 | 充当元保険料-充当先保険料金額 | 3516 | 時効-世帯数 | 3576 | 最新賦課情報-賦課更正事由コード |
| 3457 | 充当元保険料-充当先延滞金件数 | 3517 | 時効-納期数 | 3577 | 収入額合計-本料収入 |
| 3458 | 充当元保険料-充当先延滞金金額 | 3518 | 時効-不納欠損処分額 | 3578 | 督促状作成ID |
| 3459 | 充当元延滞金-充当先保険料件数 | 3519 | 即時消滅-世帯数 | 3579 | 作成時点印字年月日 |
| 3460 | 充当元延滞金-充当先保険料金額 | 3520 | 即時消滅-納期数 | 3580 | 会計収入年月日 |
| 3461 | 充当元延滞金-充当先延滞金件数 | 3521 | 即時消滅-不納欠損処分額 | 3581 | 督促状作成処理年月日 |
| 3462 | 充当元延滞金-充当先延滞金金額 | 3522 | 処分停止-世帯数 | 3582 | 発送年月日 |
| 3463 | 過誤納発生額-保険料件数 | 3523 | 処分停止-納期数 | 3583 | 指定納期限年月日 |
| 3464 | 過誤納発生額-保険料金額 | 3524 | 処分停止-不納欠損処分額 | 3584 | 期別区分コード |
| 3465 | 過誤納発生額-延滞金件数 | 3525 | 合計-世帯数 | 3585 | 納期数 |
| 3466 | 過誤納発生額-延滞金金額 | 3526 | 合計-納期数 | 3586 | 不納欠損理由コード |
| 3467 | 過誤納発生額-加算金件数 | 3527 | 合計-不納欠損処分額 | 3587 | 分割納付約束連番 |
| 3468 | 過誤納発生額-加算金金額 | 3528 | 滞納理由1-合計世帯数 | 3588 | 分割内容-回数 |
| 3469 | 充当額-保険料件数 | 3529 | 滞納理由1-合計納期数 | 3589 | 特徴収納-期別 |
| 3470 | 充当額-保険料金額 | 3530 | 滞納理由1-合計不納欠損処分額 | 3590 | 返納対象額 |
| 3471 | 充当額-延滞金件数 | 3531 | 滞納理由2-合計世帯数 | 3591 | 返納処理日 |
| 3472 | 充当額-延滞金金額 | 3532 | 滞納理由2-合計納期数 | 3592 | イベント担当区分コード |
| 3473 | 充当額-加算金件数 | 3533 | 滞納理由2-合計不納欠損処分額 | 3593 | イベント連番 |
| 3474 | 充当額-加算金金額 | 3534 | 滞納理由3-合計世帯数 | 3594 | 業務日 |
| 3475 | 還付額-保険料件数 | 3535 | 滞納理由3-合計納期数 | 3595 | 顛末内容コード |
| 3476 | 還付額-保険料金額 | 3536 | 滞納理由3-合計不納欠損処分額 | 3596 | 顛末詳細コード |
| 3477 | 還付額-延滞金件数 | 3537 | 滞納理由4-合計世帯数 | 3597 | 対応者ID |
| 3478 | 還付額-延滞金金額 | 3538 | 滞納理由4-合計納期数 | 3598 | 見解記入者課長ID |
| 3479 | 還付額-加算金件数 | 3539 | 滞納理由4-合計不納欠損処分額 | 3599 | 見解記入者係長ID |
| 3480 | 還付額-加算金金額 | 3540 | 滞納理由5-合計世帯数 | 3600 | イベント異動対象区分コード |

| 項番 | 項目名 | 項番 | 項目名 | 項番 | 項目名 |
|---|---|---|---|---|---|
| 3601 | イベント異動内容区分コード | 3661 | 給料締日 | 3721 | 勤務先電話番号 |
| 3602 | 異動内容1 | 3662 | 賞与-夏 | 3722 | 取引先銀行コード1 |
| 3603 | 異動内容2 | 3663 | 賞与-夏支給月 | 3723 | 取引先支店コード1 |
| 3604 | 異動内容3 | 3664 | 賞与-冬 | 3724 | 取引先銀行名称1 |
| 3605 | 次回予定日 | 3665 | 賞与-冬支給月 | 3725 | 取引先支店名称1 |
| 3606 | 集金予定日 | 3666 | 職業コード | 3726 | 預貯金額1 |
| 3607 | 再振替日 | 3667 | 厚生年金受給額 | 3727 | 預貯種目1 |
| 3608 | 新強制指定区分コード | 3668 | 国民年金受給額 | 3728 | 取引先銀行コード2 |
| 3609 | 処理日 | 3669 | その他年金受給額 | 3729 | 取引先支店コード2 |
| 3610 | 確認日 | 3670 | その他年金名称 | 3730 | 取引先銀行名称2 |
| 3611 | 催告文書識別区分コード | 3671 | 持家区分コード | 3731 | 取引先支店名称2 |
| 3612 | 催告共通区分 | 3672 | 持家区分-その他 | 3732 | 預貯金額2 |
| 3613 | 催告作業グループ連番 | 3673 | 緊急連絡先住所 | 3733 | 預貯種目2 |
| 3614 | 催告状態区分 | 3674 | 緊急連絡先氏名 | 3734 | 食費 |
| 3615 | 更新利用者ID | 3675 | 緊急連絡先の関係 | 3735 | 水道代 |
| 3616 | 催告明細連番 | 3676 | 緊急連絡先電話番号 | 3736 | 電気代 |
| 3617 | 催告選択フラグ | 3677 | 給料支払方法 | 3737 | ガス代 |
| 3618 | 催告地区連番 | 3678 | 給料週払い締曜日 | 3738 | 灯油代 |
| 3619 | 減免状態区分コード | 3679 | 給料週払い支給曜日 | 3739 | 生活費計 |
| 3620 | 未反映収納分領収年月日 | 3680 | 給与収入-賞与(夏)有無区分 | 3740 | 通信費 |
| 3621 | 承認文件番号 | 3681 | 給与収入-賞与(冬)有無区分 | 3741 | その他金額 |
| 3622 | 不納欠損年度 | 3682 | 年金収入-年金計 | 3742 | 生命保険種類 |
| 3623 | 延滞金請求額 | 3683 | 住宅費-住宅ローン有無 | 3743 | 生命保険名称 |
| 3624 | 延滞金収納額 | 3684 | 住宅費-借家家賃 | 3744 | 生命保険金額 |
| 3625 | 延滞金残額 | 3685 | 更新日 | 3745 | 生命保険入院給付有無区分 |
| 3626 | 延滞金収入日 | 3686 | 雇用保険金額 | 3746 | 生保個人年金計 |
| 3627 | 延滞金領収日 | 3687 | 仕送り金額 | 3747 | サービス員対象除外フラグ |
| 3628 | 関連保険番号 | 3688 | 仕送り元名 | 3748 | 除外フラグ設定日 |
| 3629 | 滞納者との関係 | 3689 | その他収入名称 | 3749 | 集金希望日 |
| 3630 | 年月 | 3690 | その他収入金額 | 3750 | 集金年月日更新日 |
| 3631 | 納付書区分コード | 3691 | 仕送り元続柄 | 3751 | 集金年月日希望曜日 |
| 3632 | 加入区分コード | 3692 | 雇用保険受給期間-自 | 3752 | 集金年月日希望時間 |
| 3633 | 会計処理日 | 3693 | 雇用保険受給期間-至 | 3753 | 集金先住所 |
| 3634 | 会計収入日 | 3694 | その他収入計 | 3754 | 集金先住所更新日 |
| 3635 | 完納世帯数 | 3695 | 住宅ローン金額 | 3755 | 集金先電話番号 |
| 3636 | 滞納世帯数 | 3696 | 住宅ローン残額 | 3756 | 集金先電話番号更新日 |
| 3637 | 賦課件数 | 3697 | 住宅ローン完済予定年月 | 3757 | 集金先備考 |
| 3638 | 収納件数 | 3698 | 自動車ローン金額 | 3758 | 集金対象設定日 |
| 3639 | 収納額 | 3699 | 自動車ローン残額 | 3759 | 滞納整理方針 |
| 3640 | 業務年月 | 3700 | 自動車ローン完済予定年月 | 3760 | 滞納整理方針日 |
| 3641 | 内容-調査コード | 3701 | クレジット金額 | 3761 | 滞納整理方針時間 |
| 3642 | 詳細-調査コード | 3702 | クレジット残額 | 3762 | 滞納整理方針印字フラグ |
| 3643 | 履歴連番 | 3703 | クレジット完済予定年月 | 3763 | 折衝方針 |
| 3644 | 収納状況区分 | 3704 | 消費者金融金額 | 3764 | 折衝方針日 |
| 3645 | 月次区分 | 3705 | 消費者金融残額 | 3765 | 折衝方針時間 |
| 3646 | 帳票出力単位区分 | 3706 | 消費者金融完済予定年月 | 3766 | 折衝方針印字フラグ |
| 3647 | 帳票タイトル種類 | 3707 | その他ローン名称 | 3767 | 最優先連絡先 |
| 3648 | タイトル種類 | 3708 | その他ローン金額 | 3768 | 滞納状態区分 |
| 3649 | 分割約束世帯数 | 3709 | その他ローン残額 | 3769 | 滞納地区コード-強制指定区分 |
| 3650 | 現年度-賦課額 | 3710 | その他ローン完済予定年月 | 3770 | 帳票単位 |
| 3651 | 現年度-不現住調定額 | 3711 | ローン金額合計 | 3771 | 差押等額-件数 |
| 3652 | 現年度-収納額 | 3712 | クレジット利用目的 | 3772 | 差押等額-金額 |
| 3653 | 滞繰-賦課額 | 3713 | 消費者金融利用目的 | 3773 | 取立額-件数 |
| 3654 | 滞繰-不現住調定額 | 3714 | ローン残額合計 | 3774 | 取立額-金額 |
| 3655 | 滞繰-収納額 | 3715 | 続柄 | 3775 | 滞納年月 |
| 3656 | 世帯賦課額 | 3716 | 収入 | 3776 | 滞納世帯 |
| 3657 | 世帯収納額 | 3717 | 勤務先・学校等 | 3777 | 滞納金額 |
| 3658 | 生活状況番号 | 3718 | 勤務先名称 | 3778 | 収納-集金 |
| 3659 | 給料月額 | 3719 | 勤務先郵便番号 | 3779 | 収納-内勤 |
| 3660 | 給料支給日 | 3720 | 勤務先住所 | 3780 | 収納-自主 |

| 項番 | 項目名 | 項番 | 項目名 | 項番 | 項目名 |
|---|---|---|---|---|---|
| 3781 | 収納-口座 | 3841 | 分割約束中止年月日 | 3901 | 求意見・強制執行区分 |
| 3782 | 収納-約束 | 3842 | 誓約日変更有無 | 3902 | 執行機関-滞納宛名コード |
| 3783 | その他収入額 | 3843 | 他年度指定有無 | 3903 | 事件名-年 |
| 3784 | 開始住所-区コード | 3844 | 次回相談期日 | 3904 | 事件名-記号 |
| 3785 | 開始住所-字コード | 3845 | 処分番号 | 3905 | 事件名-番号 |
| 3786 | 開始住所-条 | 3846 | 納付誓約区分 | 3906 | 事件名-区分 |
| 3787 | 開始住所-丁目 | 3847 | 全世帯数 | 3907 | 執行官区分 |
| 3788 | 異動区分コード | 3848 | 全世帯賦課額 | 3908 | 執行官等氏名 |
| 3789 | 変更前開始住所-区コード | 3849 | 分割世帯数 | 3909 | 求意見・続行決定年月日 |
| 3790 | 変更前開始住所-字コード | 3850 | 分割世帯賦課額 | 3910 | 文言・備考 |
| 3791 | 変更前開始住所-条 | 3851 | 分割世帯約束額 | 3911 | 起案年月日 |
| 3792 | 変更前開始住所-丁目 | 3852 | 今月納期世帯数 | 3912 | 文書番号 |
| 3793 | 変更前地区コード | 3853 | 今月納期金額 | 3913 | 権利者-滞納宛名コード |
| 3794 | 退職区分コード | 3854 | 今月収入世帯数 | 3914 | 繰上納期限 |
| 3795 | 居所不明額 | 3855 | 今月収入金額 | 3915 | 時刻指定有無 |
| 3796 | 目標収納率 | 3856 | 納期到来世帯数 | 3916 | 指定時刻 |
| 3797 | 目標収納額 | 3857 | 納期到来金額 | 3917 | 納付場所 |
| 3798 | 必要金額 | 3858 | 収入累計世帯数 | 3918 | 繰上徴収該当事項コード |
| 3799 | 過年度情報有無 | 3859 | 収入累計金額 | 3919 | 登録担当者コード |
| 3800 | 分割納付有無 | 3860 | 不履行世帯数 | 3920 | 更新担当者コード |
| 3801 | 軽減有無 | 3861 | 分割世帯収納額 | 3921 | 権利者・共同担保番号 |
| 3802 | 顛末連番 | 3862 | 分割世帯約束対象額 | 3922 | 権利者・共同担保区分 |
| 3803 | 業務時間 | 3863 | 分割内容-分割金額 | 3923 | 権利種別 |
| 3804 | 対応者 | 3864 | 分割約束納付期限 | 3924 | 権利設定区分 |
| 3805 | 対応者所属区コード | 3865 | 分割対象額 | 3925 | 滞納宛名コード |
| 3806 | 徴収有無コード | 3866 | 分割約束時賦課額 | 3926 | 担保権設定有無 |
| 3807 | 滞納理由コード | 3867 | 時効中断有無 | 3927 | 金融公庫フラグ |
| 3808 | 後日口座有無 | 3868 | 他年度-調定年度 | 3928 | 債権額 |
| 3809 | 顛末 | 3869 | 他年度-賦課年度 | 3929 | 極度額 |
| 3810 | 減免予定年月 | 3870 | 他年度-分割納付約束連番 | 3930 | 共同担保目録-記号 |
| 3811 | 減免取消フラグ | 3871 | 発付停止種別区分 | 3931 | 共同担保目録-番号 |
| 3812 | 予定対応済フラグ | 3872 | 発付停止事由 | 3932 | 権利者取消理由区分 |
| 3813 | 予定単位コード | 3873 | テーブル番号 | 3933 | 権利者共通番号 |
| 3814 | 予定年月日 | 3874 | テーブルID | 3934 | 財産番号 |
| 3815 | 予定時間 | 3875 | 処理フラグ | 3935 | 権利順位 |
| 3816 | 予定内容コード | 3876 | 処理順 | 3936 | 申立人氏名 |
| 3817 | 編集許可フラグ | 3877 | CSV名称 | 3937 | 申立人住所 |
| 3818 | 滞納理由グループコード | 3878 | 退避用テーブルID | 3938 | 代理店名 |
| 3819 | 登録日時_業務 | 3879 | 項目番号 | 3939 | 登録番号 |
| 3820 | 顛末画像連番 | 3880 | データ型 | 3940 | 受付年月日 |
| 3821 | 画像ファイル名 | 3881 | 桁数 | 3941 | 処分種別 |
| 3822 | 課長見解 | 3882 | 必須 | 3942 | 財産大分類コード |
| 3823 | 課長ID | 3883 | 上限 | 3943 | 財産中分類コード |
| 3824 | 課長見解登録日 | 3884 | 下限 | 3944 | 財産小分類コード |
| 3825 | 係長見解 | 3885 | 関連項目 | 3945 | 延滞金計算有無 |
| 3826 | 係長ID | 3886 | 関連記号 | 3946 | 延滞金計算基準年月日 |
| 3827 | 係長見解登録日 | 3887 | 関連テーブルID | 3947 | 差押年月日 |
| 3828 | 顛末通知連番 | 3888 | コード | 3948 | 差押理由コード |
| 3829 | 納通番号 | 3889 | 集金 | 3949 | 差押解除区分 |
| 3830 | 複数期有フラグ | 3890 | 自主納付不能 | 3950 | 差押解除年月日 |
| 3831 | 複数納通有フラグ | 3891 | 口座不能 | 3951 | 差押解除理由コード |
| 3832 | 付箋連番 | 3892 | 文書催告対象 | 3952 | 差押解除取消理由詳細 |
| 3833 | 付箋分類コード | 3893 | 付箋対象 | 3953 | 同日解除予定フラグ |
| 3834 | 付箋設定年月日 | 3894 | 強制指定対象 | 3954 | みなし交付要求フラグ |
| 3835 | 付箋略記 | 3895 | 滞納処分対象 | 3955 | 交付要求同時解除フラグ |
| 3836 | 分割納付約束年月日 | 3896 | 全員喪失 | 3956 | 執行官宛先-郵便番号 |
| 3837 | 分割納付区分コード | 3897 | 約束 | 3957 | 執行官宛先-住所 |
| 3838 | 分割回数 | 3898 | 約束口座 | 3958 | 執行官宛先-方書 |
| 3839 | 納付開始年月日 | 3899 | 対象差押財産番号 | 3959 | 先行差押年月日 |
| 3840 | 分割納付約束変更年月日 | 3900 | 決裁区分 | 3960 | 先行解除・取消年月日 |

| 項番 | 項目名 | 項番 | 項目名 | 項番 | 項目名 |
|---|---|---|---|---|---|
| 3961 | 備考印字フラグ | 4021 | 敷地権割合-分子 | 4081 | 財産状況フラグ-債権-なし |
| 3962 | 電子公印印字有無 | 4022 | 敷地権割合-分母 | 4082 | 財産状況フラグ-債権-優先債権有 |
| 3963 | 解除用-備考 | 4023 | 階数 | 4083 | 財産状況フラグ-債権-反対債権有 |
| 3964 | 解除用-起案年月日 | 4024 | 床面積 | 4084 | 財産状況フラグ-債権-差押禁止額以下 |
| 3965 | 解除用-発行年月日 | 4025 | 保険種類名称 | 4085 | 財産状況フラグ-債権-生活を著しく窮迫 |
| 3966 | 解除用-文書番号 | 4026 | 保険証番号 | 4086 | 財産状況フラグ-債権-少額の為 |
| 3967 | 解除理由印字フラグ | 4027 | 解約返戻金 | 4087 | 財産状況フラグ-債権-理由他 |
| 3968 | 解除備考印字フラグ | 4028 | 貸付金 | 4088 | 財産状況フラグ-その他-なし |
| 3969 | 交付解除用-備考 | 4029 | 介入権有無 | 4089 | 財産状況-備考 |
| 3970 | 交付解除用-起案年月日 | 4030 | 専有部分連番 | 4090 | 市民税-現年-番号有無 |
| 3971 | 交付解除用-発行年月日 | 4031 | 附属建物連番 | 4091 | 市民税-現年-基本カード番号 |
| 3972 | 交付解除用-文書番号 | 4032 | 銀行口座種別 | 4092 | 市民税-現年-転居先の記録有無 |
| 3973 | 交付解除理由印字フラグ | 4033 | 銀行口座番号 | 4093 | 市民税-現年-転居先 |
| 3974 | 交付解除備考印字フラグ | 4034 | 銀行残高 | 4094 | 市民税-課税年度-通知書郵送有無 |
| 3975 | 破産手続開始年月日 | 4035 | 銀行貸付金 | 4095 | 市民税-課税年度-通知書公示有無 |
| 3976 | 第三決議フラグ | 4036 | 銀行口座住所 | 4096 | 市民税-課税年度-転居先の記録有無 |
| 3977 | 第三債務者差押年月日印字フラグ | 4037 | 表示順 | 4097 | 市民税-課税年度-転居先 |
| 3978 | 交付解除年月日 | 4038 | 財産名称 | 4098 | 市民税-勤務先-記載有無 |
| 3979 | 交付解除理由コード | 4039 | 嘱託先-滞納宛名コード | 4099 | 市民税-勤務先-名称 |
| 3980 | 交付解除取消理由詳細 | 4040 | 第三債務者-滞納宛名コード | 4100 | 市民税-財産調査-不動産フラグ |
| 3981 | 登記完了証交付区分 | 4041 | 第三債務者-名称 | 4101 | 市民税-財産調査-債権フラグ |
| 3982 | 公売予定年月日 | 4042 | 第三債務者-所属名称 | 4102 | 市民税-財産調査-その他フラグ |
| 3983 | 公売通知年月日 | 4043 | 回答年月日 | 4103 | 市民税-財産調査-なしフラグ |
| 3984 | 公売年月日 | 4044 | 履行期限 | 4104 | 市民税-財産調査-不明フラグ |
| 3985 | 関連用処分番号 | 4045 | 帳票用-文言 | 4105 | 市民税-財産調査-備考 |
| 3986 | 操作者-滞納宛名コード | 4046 | 帳票用-目録 | 4106 | 国税徴収法第76条第1項第4号の金額 |
| 3987 | 売却財産種別 | 4047 | 一覧非表示フラグ | 4107 | 家族構成等月収合計 |
| 3988 | 請求内訳種別 | 4048 | 差押フラグ | 4108 | 事業状況-事業の概要 |
| 3989 | 配当期日 | 4049 | 参加差押フラグ | 4109 | 現況・倒産等-年月日 |
| 3990 | 延滞金額計算日出力有無 | 4050 | 交付要求フラグ | 4110 | 現況・倒産等-倒産状況等コード |
| 3991 | 債務順位 | 4051 | 権利者設定フラグ | 4111 | 現況・倒産等-その他 |
| 3992 | 口座管理機関-滞納宛名コード | 4052 | 持分割合-分子 | 4112 | 倒産状況等-清算人 |
| 3993 | 発行者-滞納宛名コード | 4053 | 持分割合-分母 | 4113 | 倒産状況等-事業再開見込み有無 |
| 3994 | 所有者-滞納宛名・保険番号 | 4054 | 共有者取消理由区分 | 4114 | 倒産状況等-備考 |
| 3995 | 所有者参照先区分 | 4055 | 決議書出力年月日 | 4115 | 確認事項-第二次納税義務者有無 |
| 3996 | 財産登録番号 | 4056 | 執行停止年月日 | 4116 | 確認事項-代表者代納意志有無 |
| 3997 | 無体財産順位 | 4057 | 執行停止理由コード | 4117 | 調査年月日 |
| 3998 | 帳票用-登記・登録嘱託文章 | 4058 | 通知書出力有無 | 4118 | 特記事項-好転の見込み有無 |
| 3999 | 直近の支給額 | 4059 | 同条第5項該当フラグ | 4119 | 特記事項-年号コード |
| 4000 | 支払日等 | 4060 | 事業倒産フラグ | 4120 | 特記事項-年 |
| 4001 | 振込口座 | 4061 | 執行停止取消理由コード | 4121 | 特記事項-備考1コード |
| 4002 | 建物の所在 | 4062 | 執行停止取消理由詳細 | 4122 | 特記事項-備考2コード |
| 4003 | 建物の地番 | 4063 | 指定納付年月日 | 4123 | 特記事項-備考3コード |
| 4004 | 主体構造コード | 4064 | 取消-文書番号 | 4124 | 特記事項-備考4コード |
| 4005 | 主体構造名称 | 4065 | 取消-起案年月日 | 4125 | 特記事項-備考5コード |
| 4006 | 屋根構造コード | 4066 | 取消理由印字フラグ | 4126 | 特記事項-備考6コード |
| 4007 | 屋根構造名称 | 4067 | 続柄名称 | 4127 | 特記事項-備考7コード |
| 4008 | 地下階付 | 4068 | 職業・勤務先 | 4128 | 特記事項-備考 |
| 4009 | 階建 | 4069 | 月収 | 4129 | 所在等調査-催告書返戻フラグ |
| 4010 | 建物の名称 | 4070 | 執行停止処理区分 | 4130 | 所在等調査-調査先1 |
| 4011 | 家屋番号 | 4071 | 財産状況フラグ-不動産-土地 | 4131 | 所在等調査-調査先1所在不明フラグ |
| 4012 | 建物種類コード | 4072 | 財産状況フラグ-不動産-家屋 | 4132 | 所在等調査-調査先1転居不明フラグ |
| 4013 | 建物種類名称 | 4073 | 財産状況フラグ-不動産-なし | 4133 | 所在等調査-調査先2 |
| 4014 | 土地の符号 | 4074 | 財産状況フラグ-不動産-財産価値なし | 4134 | 所在等調査-調査先2所在不明フラグ |
| 4015 | 所在 | 4075 | 財産状況フラグ-不動産-私債権等に劣後 | 4135 | 所在等調査-調査先2転居不明フラグ |
| 4016 | 地番 | 4076 | 財産状況フラグ-不動産-その他 | 4136 | 所在等調査-調査先3 |
| 4017 | 地目コード | 4077 | 財産状況フラグ-債権-家賃・地代 | 4137 | 所在等調査-調査先3所在不明フラグ |
| 4018 | 地目名称 | 4078 | 財産状況フラグ-債権-預貯金 | 4138 | 所在等調査-調査先3転居不明フラグ |
| 4019 | 地積 | 4079 | 財産状況フラグ-債権-給与・年金 | 4139 | 所在等調査-調査先4 |
| 4020 | 敷地権種類名称 | 4080 | 財産状況フラグ-債権-その他 | 4140 | 所在等調査-調査先4所在不明フラグ |

| 項番 | 項目名 | 項番 | 項目名 | 項番 | 項目名 |
|---|---|---|---|---|---|
| 4141 | 所在等調査-調査先4転居不明フラグ | 4201 | 滞納処分費 | 4261 | 期間延長-申請期間終了年月日 |
| 4142 | 所在等調査-住基-台帳有無 | 4202 | 税額 | 4262 | 期間延長-承認・却下区分 |
| 4143 | 所在等調査-住基-職権消除年月日 | 4203 | 充当順位 | 4263 | 期間延長-決定年月日 |
| 4144 | 所在等調査-住基-本籍地 | 4204 | 法定納期限等 | 4264 | 期間延長-決定期間開始年月日 |
| 4145 | 所在等調査-住基-筆頭者 | 4205 | 時効完成・消滅年月日 | 4265 | 期間延長-決定期間終了年月日 |
| 4146 | 所在等調査-住基-転出予定地区分 | 4206 | 通知フラグ | 4266 | 期間延長-猶予該当条項区分 |
| 4147 | 所在等調査-市外-調査不明区分 | 4207 | 即時フラグ | 4267 | 期間延長-延滞金免除区分 |
| 4148 | 所在等調査-代表者等住所 | 4208 | 債権申立フラグ | 4268 | 期間延長-却下理由詳細 |
| 4149 | 所在等調査-代表者等氏名 | 4209 | 欠損確定フラグ | 4269 | 期間延長-備考 |
| 4150 | 所在等調査-代表者等関係 | 4210 | 課税区コード | 4270 | 猶予取消該当条項区分 |
| 4151 | 所在等調査-事業再開意志有無 | 4211 | 滞納繰越額 | 4271 | 猶予取消理由詳細 |
| 4152 | 所在等調査-代表者等不明フラグ | 4212 | 繰越時収納額 | 4272 | 弁明年月日 |
| 4153 | 所在等調査-法人備考 | 4213 | 不納欠損額 | 4273 | 申請用-文書番号 |
| 4154 | 市民税関係-現年度申告書有無 | 4214 | 減免前確定延滞金 | 4274 | 申請用-起案年月日 |
| 4155 | 市民税関係-休業届有無 | 4215 | 確定延滞金 | 4275 | 申請用-発行年月日 |
| 4156 | 納期限 | 4216 | 延滞金不納欠損額 | 4276 | 期間延長用-文書番号 |
| 4157 | 補正後-宛名氏名 | 4217 | 延滞金確定フラグ | 4277 | 期間延長用-起案年月日 |
| 4158 | 補正後-郵便番号 | 4218 | 法定納期限 | 4278 | 期間延長用-発行年月日 |
| 4159 | 補正後-住所 | 4219 | バーコード出力回数 | 4279 | 取消用-文書番号 |
| 4160 | 補正後-方書 | 4220 | 督促区分 | 4280 | 取消用-起案年月日 |
| 4161 | 承継人フラグ | 4221 | 督促発付年月日 | 4281 | 取消用-発行年月日 |
| 4162 | 充当連番 | 4222 | 催告回数 | 4282 | 配当連番 |
| 4163 | 領収書パンチ年月日 | 4223 | 最終催告書発行年月日 | 4283 | 換価年月日 |
| 4164 | 配当受入金額 | 4224 | 最終催告書文書番号 | 4284 | 滞納処分費-法定納期限等 |
| 4165 | 滞納明細-確定延滞金有無 | 4225 | 差押予告指定納期限 | 4285 | 滞納処分費-滞納額 |
| 4166 | 滞納明細-延滞金計算有無 | 4226 | 更正事由 | 4286 | 滞納処分費-配当順位 |
| 4167 | 滞納明細-延滞金計算基準年月日 | 4227 | 更正年月日 | 4287 | 滞納処分費-配当金額 |
| 4168 | 滞納明細-自動充当優先区分 | 4228 | 最終収納年月日 | 4288 | 滞納処分費-備考 |
| 4169 | 充当年月日 | 4229 | 時効完成予定起算日 | 4289 | 滞納明細-差押同日フラグ |
| 4170 | 通知書備考 | 4230 | 時効完成予定年月日 | 4290 | 滞納明細-配当順位 |
| 4171 | 付属書備考 | 4231 | 延滞金時効完成予定起算日 | 4291 | 滞納明細-備考 |
| 4172 | 充当後-納期未到来有無 | 4232 | 延滞金時効完成予定年月日 | 4292 | 残余金-交付先 |
| 4173 | 充当後-確定延滞金有無 | 4233 | 収納連携年月日 | 4293 | 換価代金交付-納入期日 |
| 4174 | 充当後-延滞金計算基準年月日 | 4234 | 更正フラグ | 4294 | 換価代金交付-納入場所 |
| 4175 | 交付期日 | 4235 | 免除フラグ | 4295 | 条項 |
| 4176 | 交付場所 | 4236 | 分納フラグ | 4296 | 延滞金計算日印字有無 |
| 4177 | 差押同時解除フラグ | 4237 | 受託フラグ | 4297 | 税目等コード |
| 4178 | 期別枝番 | 4238 | 徴収猶予フラグ | 4298 | 配当順位 |
| 4179 | 課税年度 | 4239 | 換価猶予フラグ | 4299 | 配当額 |
| 4180 | 事業年度-開始年月日 | 4240 | 繰上徴収フラグ | 4300 | 通知書対象フラグ |
| 4181 | 事業年度-終了年月日 | 4241 | 執行停止フラグ | 4301 | 売却・取立額 |
| 4182 | 科目コード | 4242 | 猶予処理区分 | 4302 | 公売管理番号 |
| 4183 | 充当金額-税額 | 4243 | 申請-決裁区分 | 4303 | 配当計算書用財産名 |
| 4184 | 充当金額-延滞金 | 4244 | 申請-印刷済フラグ | 4304 | 配当金額-税額 |
| 4185 | 充当金額-滞納処分費 | 4245 | 申請-申請年月日 | 4305 | 配当金額-延滞金 |
| 4186 | 滞納明細-延滞金 | 4246 | 申請-申請期間開始年月日 | 4306 | 名義人印字区分 |
| 4187 | 捜索実施予定年月日 | 4247 | 申請-申請期間終了年月日 | 4307 | 登録名義人区分 |
| 4188 | 捜索状態区分 | 4248 | 申請-承認・却下区分 | 4308 | 変更理由1コード |
| 4189 | 捜索実施年月日 | 4249 | 申請-決定年月日 | 4309 | 変更理由2コード |
| 4190 | 差押財産有無 | 4250 | 申請-決定期間開始年月日 | 4310 | 登記の目的 |
| 4191 | 処分発行区分 | 4251 | 申請-決定期間終了年月日 | 4311 | 住所原因コード |
| 4192 | 確定延滞金利用有無 | 4252 | 申請-猶予該当条項区分 | 4312 | 住所原因詳細 |
| 4193 | 繰上差押有無 | 4253 | 申請-延滞金免除区分 | 4313 | 住所原因年月日 |
| 4194 | 納期未到来有無 | 4254 | 申請-却下理由詳細 | 4314 | 氏名原因コード |
| 4195 | 発生年月日 | 4255 | 申請-備考 | 4315 | 氏名原因詳細 |
| 4196 | 滞納処分費名称 | 4256 | 猶予原因年月日 | 4316 | 氏名原因年月日 |
| 4197 | 内訳等 | 4257 | 期間延長-決裁区分 | 4317 | 変更前住所 |
| 4198 | 支払先 | 4258 | 期間延長-印刷済フラグ | 4318 | 変更前氏名 |
| 4199 | 処分概要 | 4259 | 期間延長-申請年月日 | 4319 | 配信区コード |
| 4200 | 金額欄備考 | 4260 | 期間延長-申請期間開始年月日 | 4320 | カナ氏名 |

| 項番 | 項目名 | 項番 | 項目名 | 項番 | 項目名 |
|---|---|---|---|---|---|
| 4321 | 生年月日-元号コード | 4381 | 所得区分コード | 4441 | 前年過年度-収入額-リスト |
| 4322 | 保険料額 | 4382 | 所得額 | 4442 | 前年過々年度-賦課額-リスト |
| 4323 | 処理除外フラグ | 4383 | 市民税所得割額 | 4443 | 前年過々年度-収入額-リスト |
| 4324 | 該当月 | 4384 | 社会保険料控除額 | 4444 | 前々年度-賦課額(普徴)-リスト |
| 4325 | 不一致種類 | 4385 | 公的年金収入額 | 4445 | 前々年度-賦課額(特徴)-リスト |
| 4326 | 介護・保護区分 | 4386 | 遡及フラグ | 4446 | 前々年度-収入額(普徴)-リスト |
| 4327 | 今回・前回区分 | 4387 | 口座振替フラグ | 4447 | 前々年度-収入額(特徴)-リスト |
| 4328 | 相当年度 | 4388 | 期別口座金融機関コード | 4448 | 前々年過年度-賦課額-リスト |
| 4329 | 賦課管理番号 | 4389 | 期別口座種類 | 4449 | 前々年過年度-収入額-リスト |
| 4330 | 期別番号 | 4390 | 期別口座番号 | 4450 | 前々年過々年度-賦課額-リスト |
| 4331 | 作成日時 | 4391 | 還付口座金融機関コード | 4451 | 前々年過々年度-収入額-リスト |
| 4332 | 集計年度 | 4392 | 還付口座種類 | 4452 | 市民税番号 |
| 4333 | 収納年月日 | 4393 | 還付口座番号 | 4453 | 特別徴収義務者番号 |
| 4334 | 保険料収納済額 | 4394 | 分割口座金融機関コード | 4454 | 特徴フラグ |
| 4335 | 督促状発行年月日 | 4395 | 分割口座種類 | 4455 | 現年度-不納欠損(即時)額-リスト |
| 4336 | 催告書発行年月日 | 4396 | 分割口座番号 | 4456 | 現年度-不納欠損(時効)額-リスト |
| 4337 | 連携年月日 | 4397 | 分割納付サイン | 4457 | 現年度-不納欠損区分-リスト |
| 4338 | 相殺フラグ | 4398 | 特別徴収停止区分フラグ | 4458 | 資格取得処理日 |
| 4339 | 登録区 | 4399 | 現年度【賦課額】-賦課額(普徴)-リスト | 4459 | 資格喪失処理日 |
| 4340 | 登録係 | 4400 | 現年度【賦課額】-賦課額(特徴)-リスト | 4460 | 承継人氏名(カナ) |
| 4341 | 郵送先グループID | 4401 | 現年度【賦課額】-賦課額合計(普徴) | 4461 | 承継人氏名(漢字) |
| 4342 | 施設コード1 | 4402 | 現年度【賦課額】-賦課額合計(特徴) | 4462 | 承継人・郵便番号 |
| 4343 | 施設コード2 | 4403 | 現年度【賦課額】-賦課額合計 | 4463 | 承継人・住所 |
| 4344 | 施設コード3 | 4404 | 現年度賦課額該当年度 | 4464 | 賦課変更日 |
| 4345 | 不現住調定額-全体分 | 4405 | 現年度【収入額】-収入額(普徴)-リスト | 4465 | 賦課変更回数 |
| 4346 | 未納額 | 4406 | 現年度【収入額】-収入額(特徴)-リスト | 4466 | 督促サイン-リスト |
| 4347 | 未折衝額 | 4407 | 現年度【収入額】-収入額合計(普徴) | 4467 | 期別口座名義人(カナ) |
| 4348 | 約束済額 | 4408 | 現年度【収入額】-収入額合計(特徴) | 4468 | 期別口座名義人(漢字) |
| 4349 | 画面ID | 4409 | 現年度【収入額】-収入額合計 | 4469 | 還付口座名義人(カナ) |
| 4350 | 賦課区コード-現年 | 4410 | 現年度収入額該当年度 | 4470 | 還付口座名義人(漢字) |
| 4351 | 区・字名コード | 4411 | 納付年月日 | 4471 | 分割口座名義人(カナ) |
| 4352 | 地番コード-地番タイプ | 4412 | 滞納有無 | 4472 | 分割口座名義人(漢字) |
| 4353 | 住所指定サイン | 4413 | 滞納繰越有無 | 4473 | 期別振替口座開始年月 |
| 4354 | 世帯主-氏名-漢字 | 4414 | 前年度-賦課額合計(普徴) | 4474 | 分割振替口座開始年月 |
| 4355 | 世帯主-氏名-カナ | 4415 | 前年度-賦課額合計(特徴) | 4475 | 口座振替依頼額-リスト |
| 4356 | 地区コード-地区／強制指定区分 | 4416 | 前年度-賦課額合計 | 4476 | 滞納整理普通徴収希望フラグ |
| 4357 | 連絡先1-名称 | 4417 | 前年度-収入額合計(普徴) | 4477 | 過誤納額 |
| 4358 | 連絡先1-電話番号 | 4418 | 前年度-収入額合計(特徴) | 4478 | 還付未済額 |
| 4359 | 連絡先2-名称 | 4419 | 前年度-収入額合計 | 4479 | 還付済額 |
| 4360 | 連絡先2-電話番号 | 4420 | 現年過年度-賦課額合計 | 4480 | 送付先指定郵便番号 |
| 4361 | 連絡先3-名称 | 4421 | 現年過年度-収入額合計 | 4481 | 送付先指定住所 |
| 4362 | 連絡先3-電話番号 | 4422 | 現年過々年度-賦課額合計 | 4482 | 送付先指定方書 |
| 4363 | 連絡先4-名称 | 4423 | 現年過々年度-収入額合計 | 4483 | 送付先指定住所届出日 |
| 4364 | 連絡先4-電話番号 | 4424 | 年間保険料 | 4484 | 住所指定住所 |
| 4365 | 連絡先5-名称 | 4425 | 不現住調定額 | 4485 | 住所指定方書 |
| 4366 | 連絡先5-電話番号 | 4426 | 前年過年度-賦課額合計 | 4486 | 住所指定届出日 |
| 4367 | 納付通知書発付停止種別 | 4427 | 前年過年度-収入額合計 | 4487 | 収納指定住所 |
| 4368 | 納付通知書発付停止事由 | 4428 | 前年過々年度-賦課額合計 | 4488 | 収納指定住所届出日 |
| 4369 | 督促状発付停止種別 | 4429 | 前年過々年度-収入額合計 | 4489 | 住所指定(住所地特例)住所 |
| 4370 | 督促状発付停止事由 | 4430 | 現年度-未納額合計 | 4490 | 住所指定(住所地特例)届出日 |
| 4371 | 世帯区分コード | 4431 | 前年度以前-未納額 | 4491 | 調査日 |
| 4372 | 構成員数 | 4432 | 現年過年度-賦課額-リスト | 4492 | 調査経過 |
| 4373 | 新年度資格取得事由コード | 4433 | 現年過年度-収入額-リスト | 4493 | 現年度-滞納処分執行額-リスト |
| 4374 | 世帯資格喪失事由コード | 4434 | 現年過々年度-賦課額-リスト | 4494 | 現年度-処分停止額-リスト |
| 4375 | 資格異動フラグ | 4435 | 現年過々年度-収入額-リスト | 4495 | 現年度-徴収猶予額-リスト |
| 4376 | 未申告サイン-現年 | 4436 | 前年度-賦課額(普徴)-リスト | 4496 | 現年度-延滞金請求額-リスト |
| 4377 | 未申告サイン-現年過年 | 4437 | 前年度-賦課額(特徴)-リスト | 4497 | 現年度-延滞金収入額-リスト |
| 4378 | 未申告サイン-現年過々年 | 4438 | 前年度-収入額(普徴)-リスト | 4498 | 現年度-還付請求権時効額-リスト |
| 4379 | 介護課非区分 | 4439 | 前年度-収入額(特徴)-リスト | 4499 | 現年過年度-不納欠損(即時)額-リスト |
| 4380 | 調査区分コード | 4440 | 前年過年度-賦課額-リスト | 4500 | 現年過年度-不納欠損(時効)額-リスト |

| 項番 | 項目名 | 項番 | 項目名 | 項番 | 項目名 |
|---|---|---|---|---|---|
| 4501 | 現年過年度-滞納処分執行額-リスト | 4561 | 検索状態ステータスコード | 4621 | 変更後-区コード |
| 4502 | 現年過年度-処分停止額-リスト | 4562 | 検索開始日時 | 4622 | 変更後-字名コード |
| 4503 | 現年過年度-徴収猶予額-リスト | 4563 | 検索完了日時 | 4623 | 変更後-条 |
| 4504 | 現年過年度-延滞金請求額-リスト | 4564 | 該当件数 | 4624 | 変更後-丁目 |
| 4505 | 現年過年度-延滞金収入額-リスト | 4565 | 金額区分 | 4625 | 変更後-番地 |
| 4506 | 現年過年度-還付請求権時効額-リスト | 4566 | 金額種別コード | 4626 | 変更後-子番地 |
| 4507 | 現年過々年度-不納欠損(即時)額-リスト | 4567 | 新年度取込フラグ | 4627 | 変更後-室番地 |
| 4508 | 現年過々年度-不納欠損(時効)額-リスト | 4568 | 賦課期日 | 4628 | 変更後-地番タイプ |
| 4509 | 現年過々年度-滞納処分執行額-リスト | 4569 | 賦課期日現在の世帯区分コード | 4629 | 変更後住所 |
| 4510 | 現年過々年度-処分停止額-リスト | 4570 | 賦課期日現在の被保険者数 | 4630 | 変更後-方書 |
| 4511 | 現年過々年度-徴収猶予額-リスト | 4571 | 被保険者数 | 4631 | 変更後氏名 |
| 4512 | 現年過々年度-延滞金請求額-リスト | 4572 | 賦課期日現在総所得額 | 4632 | 変更前-電話番号1 |
| 4513 | 現年過々年度-延滞金収入額-リスト | 4573 | 被保険者の総所得額 | 4633 | 変更後-電話番号1 |
| 4514 | 現年過々年度-還付請求権時効額-リスト | 4574 | 手計算事由コード | 4634 | 変更前-電話番号2 |
| 4515 | 前年度-不納欠損(即時)額-リスト | 4575 | 手計算区分コード | 4635 | 変更後-電話番号2 |
| 4516 | 前年度-不納欠損(時効)額-リスト | 4576 | 賦課調査リスト発行フラグ | 4636 | 変更前-電話番号3 |
| 4517 | 前年度-滞納処分執行額-リスト | 4577 | 前年減免区分コード | 4637 | 変更後-電話番号3 |
| 4518 | 前年度-処分停止額-リスト | 4578 | 前年減免金額 | 4638 | 変更前-電話番号4 |
| 4519 | 前年度-徴収猶予額-リスト | 4579 | 超過額 | 4639 | 変更後-電話番号4 |
| 4520 | 前年度-延滞金請求額-リスト | 4580 | 期間賦課額合計 | 4640 | 変更前-電話番号5 |
| 4521 | 前年度-延滞金収入額-リスト | 4581 | 賦課取消額 | 4641 | 変更後-電話番号5 |
| 4522 | 前年度-還付請求権時効額-リスト | 4582 | 端数額 | 4642 | 変更前-構成員数 |
| 4523 | 前年過年度-不納欠損(即時)額-リスト | 4583 | 旧年度賦課額 | 4643 | 変更後-構成員数 |
| 4524 | 前年過年度-不納欠損(時効)額-リスト | 4584 | 算出賦課額 | 4644 | 地区コード変更事由 |
| 4525 | 前年過年度-滞納処分執行額-リスト | 4585 | 賦課確定フラグ | 4645 | 資格異動情報業務日連番 |
| 4526 | 前年過年度-処分停止額-リスト | 4586 | 減免対象フラグ | 4646 | 同一人指示-旧保険番号 |
| 4527 | 前年過年度-徴収猶予額-リスト | 4587 | 構成員レコードサイン | 4647 | 同一人指示-新保険番号 |
| 4528 | 前年過年度-延滞金請求額-リスト | 4588 | 翌年度仮徴収予定額 | 4648 | 支給費名称 |
| 4529 | 前年過年度-延滞金収入額-リスト | 4589 | 介護保険料-介護依頼額 | 4649 | 振替予定日 |
| 4530 | 前年過年度-還付請求権時効額-リスト | 4590 | 7月依頼時翌年度仮徴収予定額 | 4650 | 最終取込日 |
| 4531 | 前年過々年度-不納欠損(即時)額-リスト | 4591 | 6月仮徴収額 | 4651 | 最終取込ファイル名 |
| 4532 | 前年過々年度-不納欠損(時効)額-リスト | 4592 | 居所不明管理登録年月日 | 4652 | バッチ実行ID |
| 4533 | 前年過々年度-滞納処分執行額-リスト | 4593 | 住変指導先-字名コード | 4653 | 仮期別賦課額 |
| 4534 | 前年過々年度-処分停止額-リスト | 4594 | 住変指導先-条 | 4654 | 納付通知書発付フラグ |
| 4535 | 前年過々年度-徴収猶予額-リスト | 4595 | 住変指導先-丁目 | 4655 | 賦課取消期サイン |
| 4536 | 前年過々年度-延滞金請求額-リスト | 4596 | 判明現住所-字名コード | 4656 | 期別-公示送達年月日 |
| 4537 | 前年過々年度-延滞金収入額-リスト | 4597 | 判明現住所-条 | 4657 | 期別-公示送達・納期変更区分コード |
| 4538 | 前年過々年度-還付請求権時効額-リスト | 4598 | 判明現住所-丁目 | 4658 | 特徴期別-公示送達年月日 |
| 4539 | 前々年度-不納欠損(即時)額-リスト | 4599 | 変更連番 | 4659 | 特徴期別-公示送達・納期変更区分コード |
| 4540 | 前々年度-不納欠損(時効)額-リスト | 4600 | 賦課変更事由コード | 4660 | 地区コード-強制指定区分 |
| 4541 | 前々年度-滞納処分執行額-リスト | 4601 | 処理担当者コード | 4661 | 還付加算金履歴シーケンス連番 |
| 4542 | 前々年度-処分停止額-リスト | 4602 | 対象構成員氏名 | 4662 | 明細過誤納番号 |
| 4543 | 前々年度-徴収猶予額-リスト | 4603 | 該当日 | 4663 | 統合元-保険番号 |
| 4544 | 前々年度-延滞金請求額-リスト | 4604 | 非該当日 | 4664 | 統合元-調定年度 |
| 4545 | 前々年度-延滞金収入額-リスト | 4605 | 捜索連番 | 4665 | 統合元-賦課年度 |
| 4546 | 前々年度-還付請求権時効額-リスト | 4606 | 回答・受領年月日 | 4666 | 統合元-過誤納番号 |
| 4547 | 前々年過年度-滞納処分執行額-リスト | 4607 | 帳票名 | 4667 | 口座登録・連携ファイル関係情報 |
| 4548 | 前々年過年度-処分停止額-リスト | 4608 | 重要フラグ | | |
| 4549 | 前々年過年度-徴収猶予額-リスト | 4609 | 業務日連番 | | |
| 4550 | 前々年過年度-延滞金請求額-リスト | 4610 | 変更前-住登内外区分コード | | |
| 4551 | 前々年過年度-延滞金収入額-リスト | 4611 | 変更前-区コード | | |
| 4552 | 前々年過年度-還付請求権時効額-リスト | 4612 | 変更前-字名コード | | |
| 4553 | 前々年過年度-不納欠損(即時)額-リスト | 4613 | 変更前-条 | | |
| 4554 | 前々年過年度-不納欠損(時効)額-リスト | 4614 | 変更前-丁目 | | |
| 4555 | 前々年過々年度-滞納処分執行額-リスト | 4615 | 変更前-番地 | | |
| 4556 | 前々年過々年度-処分停止額-リスト | 4616 | 変更前-子番地 | | |
| 4557 | 前々年過々年度-徴収猶予額-リスト | 4617 | 変更前-室番地 | | |
| 4558 | 前々年過々年度-延滞金請求額-リスト | 4618 | 変更前-地番タイプ | | |
| 4559 | 前々年過々年度-延滞金収入額-リスト | 4619 | 変更前-方書 | | |
| 4560 | 前々年過々年度-還付請求権時効額-リスト | 4620 | 変更後-住登内外区分コード | | |

| （別紙１）番号法第１９条第８号に基づく主務省令第２条の表に定める事務 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 項番 | 情報照会者 | 事務 | 情報提供者 | 特定個人情報 |
| 1 | 厚生労働大臣 | 健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）又は介護保険法による保険給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付関係情報」という。）であって主務省令で定めるもの |
| 2 | 全国健康保険協会 | 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 3 | 健康保険組合 | 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 4 | 厚生労働大臣 | 船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 6 | 全国健康保険協会 | 船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 8 | 都道府県知事 | 児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）であって主務省令で定めるもの |
| 11 | 市町村長 | 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 26 | 都道府県知事等 | 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 30 | 社会福祉協議会 | 社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 住民票関係情報、児童手当関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 33 | 日本私立学校振興・共済事業団 | 私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 39 | 国家公務員共済組合 | 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 42 | 市町村長又は国民健康保険組合 | 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 56の2 | 市町村長 | 障害者の雇用の促進等に関する法律による納付金関係業務又は納付金関係業務に相当する業務の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 児童福祉法による障害児通所支援若しくは母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 58 | 地方公務員共済組合 | 地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 61 | 市町村長 | 老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの |

| （別紙１）番号法第１９条第８号に基づく主務省令第２条の表に定める事務 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 項番 | 情報照会者 | 事務 | 情報提供者 | 特定個人情報 |
| 62 | 市町村長 | 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 80 | 後期高齢者医療広域連合 | 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 87 | 都道府県知事等 | 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 90 | 都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長 | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 94 | 市町村長 | 介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 95 | 厚生労働大臣又は共済組合等 | 介護保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 介護保険法第百三十六条第一項（同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。）、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの |
| 108 | 都道府県知事又は市町村長 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 117 | 厚生労働大臣 | 年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの |

# Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
|---|---|
| 介護保険情報ファイル | |
| **2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）** | |
| リスク1： 目的外の入手が行われるリスク | |
| 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 | 1　窓口対応では、個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報の入手を防止する。<br>2　他の行政機関等から特定個人情報を含む情報（被保険者資格情報、所得情報等）を入手する際は、必要とされる対象者以外記載できない書類様式で照会等を行う。<br>3　電子申請時は、サービス検索・電子申請機能画面に個人番号の提出が必要な対象者について表示し、対象者以外の情報の入手を防止する。 |
| 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容 | 1　必要な情報以外記載できない書類様式とする。<br>2　住民がサービス検索・電子申請機能の画面誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力する際に、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続きに係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 |
| その他の措置の内容 | － |
| リスクへの対策は十分か | ［　　十分である　　］　＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | ＜介護保険システム、国保・介護・後期　統合収納管理／滞納管理システム及び高齢・障がい福祉システムにおける措置＞<br>1　手続に当たっては、個人番号の記載が必要であることを認識してもらった上で、申請書等を提出してもらう。これにより、本人が知らぬ間に個人番号を提出してしまうことを防止している。<br>2　紙媒体の申請等情報は、本人等が来庁して提出するか、直接札幌市に郵送するため、中間で詐取・奪取が行われるリスクは低い。<br>3　それぞれのシステムへアクセスできる職員と端末を限定している。<br><br>＜団体内統合宛名システム及び住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置＞<br>それぞれのシステムへアクセスできる職員と端末を限定している。<br><br>＜サービス検索・電子申請機能における措置＞<br>1　住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信する際には、個人番号カードの署名用電子証明書による電子証明を付し、電子申請を受理した市町村等で署名検証を行う。これにより、本人からの情報であることを確認している。<br>2　サービス検索・電子申請機能の画面の誘導で住民に何の手続を探して電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしてもらい、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく適切に電子申請してもらえるよう措置を講じている。<br><br>＜システム外の措置＞<br>窓口等で個人番号の提示を受けるときは、個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示を受けることなどにより、必ず本人確認を行う。 |
| リスクへの対策は十分か | ［　　十分である　　］　＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク | |
| 入手の際の本人確認の措置の内容 | 個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示を受けることなどにより、必ず本人確認を行う。<br>他の地方公共団体等からは、当該地方公共団体等が番号法第16条に基づく本人確認を行って入手した情報が提供される。<br>住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信する際には、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付す。また、個人番号付電子申請データを受領した市町村等は署名検証（有効性確認、改ざん検知）等を実施する。これにより本人確認を行う。 |
| 個人番号の真正性確認の措置の内容 | 個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示を受け、登録済みの基本4情報（氏名・住所・性別・生年月日）と差異がないか比較することにより、個人番号の真正性を確認する。 |
| 特定個人情報の正確性確保の措置の内容 | 1　職員が収集した情報に基づいて、不正確な情報があれば修正している。<br>2　サービス検索・電子申請機能へ不正確な個人番号が入力されたときに検出する機能がある（チェックデジット）。また、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記する機能がある。これにより、不正確な個人番号の入力を抑止している。 |
| その他の措置の内容 | － |
| リスクへの対策は十分か | ［　　十分である　　］　＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　2）十分である<br>3）課題が残されている |

| | |
|---|---|
| リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | ＜介護保険システム、国保・介護・後期　統合収納管理／滞納管理システム及び高齢・障がい福祉システムにおける措置＞<br>1　紙媒体により提出された申請等情報は、鍵付きの保管庫で保管する。<br>2　委託先との契約において、秘密保持の遵守に関する条項を明記して、情報の漏えいを防止している。<br>3　システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとなっているので、外部に漏れることはない。<br><br>＜団体内統合宛名システムにおける措置＞<br>団体内統合宛名システムは、中間サーバーや各システムとの接続に専用回線を用いているため、外部に漏れることはない。<br><br>＜住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置＞<br>住民基本台帳ネットワークシステムとの接続に専用回線を用いているため、外部に漏れることはない。<br><br>＜サービス検索・電子申請機能における措置＞<br>サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間はLGWAN（※）、VPN（仮想プライベートネットワーク）等の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部への漏えい等が起こらないようにしている。<br>（※）LGWAN…地方自治体のコンピュータネットワークを相互に接続した広域ネットワーク。インターネットからは切り離されている。 |
| リスクへの対策は十分か | ［　　十分である　　］　＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| － | |

## 3. 特定個人情報の使用

| | |
|---|---|
| リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク | |
| 宛名システム等における措置の内容 | 1　介護保険業務に関する宛名情報は、システム基盤（社会保障宛名）に保存しており、事務で使用する部署の職員のみが当該情報にアクセスし、利用できる仕組みとなっている。<br>2　介護保険業務以外との情報連携は、番号法や条例などの関係法令で定められた必要な範囲に限定される仕組みになっている。<br>3　システム基盤（個人基本）との連携は、住民基本台帳に関する情報連携に限定される仕組みになっている。<br>4　システム基盤（団体内統合宛名）との連携は、番号制度に伴う、個人の特定に必要な範囲に限定される仕組みになっている。 |
| 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容 | システム基盤（市中間サーバー）との連携は、番号法や条例などの関係法令で定められた必要な範囲に限定される仕組みになっている。 |
| その他の措置の内容 | － |
| リスクへの対策は十分か | ［　　十分である　　］　＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク | |
| ユーザ認証の管理 | ［　行っている　］　＜選択肢＞<br>1）行っている　2）行っていない |
| 具体的な管理方法 | 1　システムを利用できる職員を限定し、ユーザIDによる識別と認証用トークンに表示されたパスワード（約30秒ごとに変化する）、PINコードによる認証を実施する。また、業務に応じて各ユーザの操作権限を制限する。<br>2　サービス検索・電子申請機能をLGWAN接続端末上で利用する職員を限定し、個人ごとのユーザIDを割り当て、IDとパスワードによる認証を行う。<br>3　なりすましによる不正を防止する観点から共用のIDは利用しない。 |
| アクセス権限の発効・失効の管理 | ［　行っている　］　＜選択肢＞<br>1）行っている　2）行っていない |
| 具体的な管理方法 | 1　発効管理<br>①　職員ごとに必要最小限の権限が付与されるよう管理している。<br>②　アクセス権限の付与を行う際、実施手順に基づき、業務主管部門（「Ⅱ．2．⑥事務担当部署」の所属長）から情報システム部門に対して申請を行う。<br>2　失効管理<br>　人事異動等によりアクセス権に変更が生じた場合は、実施手順に基づき業務主管部門は情報システム部門に対して、速やかに失効の申請を行う。 |
| アクセス権限の管理 | ［　行っている　］　＜選択肢＞<br>1）行っている　2）行っていない |
| 具体的な管理方法 | 1　アクセス権限の付与者一覧を作成し、アクセス権限の変更がある都度、更新を行っている。<br>2　機器利用課の職員名簿と、アクセス権限付与者一覧を突合し、その都度、失効申請を行っている。 |

| | | |
|---|---|---|
| 特定個人情報の使用の記録 | | [　　記録を残している　　] <選択肢><br>1）記録を残している　　2）記録を残していない |
| | 具体的な方法 | システム操作記録として、いつ、どのユーザーが、誰の情報を、参照・更新したか、アクセスログを記録している。 |
| その他の措置の内容 | | 1　システムが利用できる端末については、勝手に設定を変更できないよう情報システム部門で管理している。<br>2　指定された端末以外からアクセスできないよう、情報システム部門で制御している。<br>3　システム使用中以外は必ずログオフを行う。また、一定時間端末を操作しなかった場合は再度パスワード認証を要求する設定としている。 |
| リスクへの対策は十分か | | [　　十分である　　] <選択肢><br>1）特に力を入れている　　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク3：　従業者が事務外で使用するリスク | | |
| リスクに対する措置の内容 | | 1　外部記憶媒体へのデータのコピーを禁じている。仮にコピーしようとしたとしても、外部記憶媒体の利用制御システムにより、事前に登録した外部記憶媒体以外は書き込みができない。<br>2　システム操作記録を取得していることを周知し、事務外で使用しないように注意喚起している。<br>3　会計年度任用職員等には、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む承諾書に署名をさせる。<br>4　住民が行った電子申請のデータ等へアクセスできる端末を制限する。<br>5　業務上やむを得ず外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は事前に登録した USB メモリ等のみを使用する。<br>6　外部記憶媒体内のデータは暗号化する。 |
| リスクへの対策は十分か | | [　　十分である　　] <選択肢><br>1）特に力を入れている　　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク4：　特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク | | |
| リスクに対する措置の内容 | | 1　システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとなっている。<br>2　情報システム部門の承認を得なければ、情報の複製は認められない仕組みとなっている。<br>3　住民が行った電子申請のデータ等へは、アクセス権限の設定により特定の職員のみがアクセスできるようシステムで管理する。<br>4　外部媒体へのデータのコピーを禁じている。仮にコピーしようとしたとしても、外部記憶媒体の利用制御システムにより、事前に登録した外部記憶媒体以外は書き込みができない。<br>5　業務上やむを得ず外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は事前に登録した USB メモリ等のみを使用する。<br>6　外部記憶媒体内のデータは暗号化する。 |
| リスクへの対策は十分か | | [　　十分である　　] <選択肢><br>1）特に力を入れている　　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| 〈リスク：事務に関係のない者にのぞき見等されるリスク〉<br>1　一定時間操作が無い場合は、自動的にログアウトする。<br>2　スクリーンセーバを利用して、長時間にわたり個人情報を表示させない。<br>3　端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。<br>4　事務処理に必要のない画面のハードコピーは取得しない。 | | |
| **4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託**　　**[　]委託しない** | | |
| 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク<br>委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク<br>委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク<br>委託契約終了後の不正な使用等のリスク<br>再委託に関するリスク | | |
| 情報保護管理体制の確認 | | 札幌市が規定する特定個人情報取扱安全管理基準に適合しているかあらかじめ確認して委託契約を締結している。 |
| 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 | | [　　制限している　　] <選択肢><br>1）制限している　　2）制限していない |
| | 具体的な制限方法 | ①特定個人情報を取り扱う従業者の名簿を提出させる。<br>②電子計算機等のアクセス権限を設定し、アクセスできる従業者を限定させる。<br>③サーバ室や事務室の入退室を従業者に配布しているICカードにより制限し不正な侵入を防止している。<br>④端末機の操作者ごとにフォルダへのアクセス権限を設定し、利用可能なファイルを制限する等の方法を定める。 |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 | | [　　記録を残している　　] <選択肢><br>1）記録を残している　　2）記録を残していない |
| | 具体的な方法 | 特定個人情報を取り扱う電子計算機等では、従業者の利用状況をアクセスログとして記録し、保管している。また、データベースへの接続監視を行い、30分毎に担当職員へメールで監視状況が通知されるようになっており、いつ・だれが・どのデータベースに・どのようなアクセスをしたかを把握できるようになっている。 |

| | | |
|---|---|---|
| 特定個人情報の提供ルール | | [　　定めている　　] <選択肢><br>1）定めている　2）定めていない |
| | 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法 | （内容）<br>当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。<br>（確認方法）<br>この特記事項の中で、第三者への提供の禁止を規定している。また、遵守内容について定期的に報告させている。 |
| | 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法 | （内容）<br>当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。<br>（確認方法）<br>この特記事項の中で、札幌市の指定する手段で特定個人情報等の受渡しや確認を行うことを規定している。また遵守内容について定期的に報告させている。 |
| 特定個人情報の消去ルール | | [　　定めている　　] <選択肢><br>1）定めている　2）定めていない |
| | ルールの内容及びルール遵守の確認方法 | （内容）<br>当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。<br>（確認方法）<br>この特記事項の中で、札幌市の指定する手段で消去し、その内容を記録した書面で報告することを規定している。 |
| 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 | | [　　定めている　　] <選択肢><br>1）定めている　2）定めていない |
| | 規定の内容 | 当該委託業務の契約書では「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めており、以下の事項を規定している。<br>1　秘密保持義務<br>2　事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止<br>3　特定個人情報の目的外利用の禁止<br>4　再委託における条件<br>5　漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任<br>6　委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄<br>7　特定個人情報を取り扱う従業者の明確化<br>8　従業者に対する監督・教育、契約内容の遵守状況についての報告<br>9　必要があると認めるときは実地の監査、調査等を行うこと |
| 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 | | [　　十分に行っている　　] <選択肢><br>1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている<br>3）十分に行っていない　4）再委託していない |
| | 具体的な方法 | 当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。この特記事項の中で、再委託するときは必ず札幌市の許諾を得ることと規定している。その際には、再委託先が札幌市の規定する特定個人情報取扱安全管理基準に適合しているか予め確認して許諾することと規定している。<br>また、再委託先における特定個人情報等の取扱状況についても定期的に報告させている。 |
| その他の措置の内容 | | － |
| リスクへの対策は十分か | | [　　十分である　　] <選択肢><br>1）特に力を入れている　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| － | | |
| **5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）　[　]提供・移転しない** | | |
| リスク1：　不正な提供・移転が行われるリスク | | |
| 特定個人情報の提供・移転の記録 | | [　　記録を残している　　] <選択肢><br>1）記録を残している　2）記録を残していない |
| | 具体的な方法 | 特定個人情報の提供・移転の実行記録をシステムに保管する。 |
| 特定個人情報の提供・移転に関するルール | | [　　定めている　　] <選択肢><br>1）定めている　2）定めていない |
| | ルールの内容及びルール遵守の確認方法 | （内容）<br>札幌市内部の介護保険業務以外との情報連携は、番号法や条例などの関係法令で定められた必要な範囲に限定する。<br>（確認方法）<br>個人番号利用事務監査を実施し、提供・移転が適切であるかを確認している。 |

| | |
|---|---|
| その他の措置の内容 | 1 「サーバー室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を管理し、情報の持ち出しを制限する。<br>2 システムにより自動化されている情報の提供・移転処理以外で、情報の提供・移転を行う場合は、情報システム部門の職員が立会う。<br>3 外部記憶媒体へのコピーを禁止している。また、外部記憶媒体利用制御システムにより外部記憶媒体が作動しないようにすることで、情報の不正な持ち出しを禁止している。 |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | 1 誤った相手へ提供・移転しないように、管理されたネットワーク上の通信を用いる。<br>2 システム処理によらない特定個人情報の提供・移転を行う必要がある場合は、業務主管部門からの事前手続に基づいて、情報システム部門の管理の下に実施する。 |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | 1 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置<br>① システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。<br>② 情報を提供・移転するファイルはシステム上で形式が定義されており、定義された形式の情報以外は連携されない。<br>③ システムによって入力内容や計算内容のエラーチェックが行われている。<br><br>2 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置<br>① 本市の情報システム部門に事前協議を行い、承認を得る必要がある。また、情報連携が認められた相手システムとしか連携されない仕組みになっている。<br>② 誤った相手へ提供・移転しないように、管理されたネットワーク上の通信を用いる。 |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |
| 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| - | |
| **6. 情報提供ネットワークシステムとの接続** | **[ ] 接続しない（入手） [ ] 接続しない（提供）** |
| リスク1： 目的外の入手が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | ＜札幌市における措置＞<br>情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、本市の各業務システムから、情報提供ネットワークシステム側へのアクセスはできない。<br><br>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞<br>1 番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を有しており、目的外の入手が行われないように備えている。<br>2 ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |

| | |
|---|---|
| リスク2： 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | ＜札幌市における措置＞<br>情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、本市の各業務システムから、情報提供ネットワークシステム側へのアクセスはできない。<br><br>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞<br>情報提供ネットワークシステムは、特定個人情報保護委員会との協議を経て総務大臣が設置・管理している。中間サーバーは、この情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報しか入手できない設計になっており、安全性を保っている。<br><br>＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞<br>1　中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。<br>2　中間サーバーと地方公共団体等との間については、VPN（仮想プライベートネットワーク）等の技術を利用し、地方公共団体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 |
| リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | 情報提供ネットワークシステムは、特定個人情報保護委員会との協議を経て総務大臣が設置・管理している。中間サーバーは、この情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報しか入手できない設計になっている。そのため、照会対象者の正確な特定個人情報を入手することが担保されている。 |
| リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | ＜札幌市における措置＞<br>情報提供ネットワークシステムとの情報連携は、システム基盤（市中間サーバー）を通じて、閉鎖された専用回線により通信を行う。<br><br>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞<br>1　中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報のみを入手するため、漏えい・紛失のリスクに対応している（※）。<br>2　既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。<br>3　情報照会が完了又は中断した情報照会結果を、一定期間経過後に自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。<br>4　ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。<br>（※）中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。<br><br>＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞<br>①　中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。<br>②　中間サーバーと地方公共団体等との間については、VPN（仮想プライベートネットワーク）等の技術を利用し、地方公共団体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。<br>③　中間サーバー･プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはない。 |
| リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　　2）十分である<br>3）課題が残されている |

| リスク5： 不正な提供が行われるリスク | |
|---|---|
| リスクに対する措置の内容 | ＜札幌市における措置＞<br>情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の各業務システムへのアクセスはできない。<br><br>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞<br>1 情報提供の要求があった際には、情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックする機能が備わっている。<br>2 情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、照会内容に対応した情報のみを自動で生成して送付する機能が備わっている。また、情報提供ネットワークシステムから、情報提供許可証と、情報照会者へたどり着くための経路情報を受け取ってから提供する機能が備わっている。これらの機能により、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。<br>3 機微情報（DV支援対象者情報等）については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認することで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。<br>4 ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | ＜札幌市における措置＞<br>情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の各業務システムへのアクセスはできない。<br><br>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞<br>1 情報提供ネットワークシステムに情報を送信する際は、情報が暗号化される仕組みになっている。<br>2 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。<br><br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。<br>2 中間サーバーと地方公共団体等との間については、VPN（仮想プライベートネットワーク）等の技術を利用し、地方公共団体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。<br>3 中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が、特定個人情報にはアクセスができないよう管理することで、不適切な方法での情報提供を行えないようにしている。 |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | ＜札幌市における措置＞<br>1 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置<br>① システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。<br>② 情報を提供・移転するファイルはシステム上で形式が定義されており、定義された形式の情報以外は連携されない。<br>③ システムによる入力内容や計算内容のエラーチェックが行われている。<br>2 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置<br>① 本市の情報システム部門に事前協議を行い、承認を得る必要がある。また、情報連携が認められた相手システムとしか連携されない仕組みになっている。<br>② 誤った相手へ提供・移転しないように、管理されたネットワーク上の通信を用いる。<br><br>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞<br>1 情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、照会内容に対応した情報のみを自動で生成して送付する機能が備わっている。また、情報提供ネットワークシステムから、情報提供許可証と、情報照会者へたどり着くための経路情報を受け取ってから提供する機能が備わっている。これらの機能により、誤った相手へ特定個人情報を提供するリスクに対応している。<br>2 情報提供データベースへ情報が登録される際には、決められた形式のファイルであるかをチェックする機能が備わっている。また情報提供データベースに登録された情報の内容は端末の画面で確認することができる。これらにより、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。<br>3 情報提供データベース管理機能（※）では、情報提供データベース内の副本データを既存業務システム内の正本データと照合するためのデータを出力する機能を有しており、提供する特定個人情報に誤りがないか確認することができる。<br>（※）特定個人情報を副本として保存・管理する機能。 |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |

| 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置 |
|---|
| その他のリスク①：不正なアクセスがなされるリスク<br>＜札幌市における措置＞<br>情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成とすることにより、システムの仕組みとして、情報提供ネットワークシステム側から本市の各業務システムへのアクセスが不可能となるようにしている。<br>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞<br>ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施される機能を有することにより、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止している。<br><br>その他のリスク②：情報提供用符号が不正に用いられるリスク<br>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞<br>システム上、情報連携時にのみ符号を用いる仕組みになっており、不正な名寄せが行われることのないよう、安全性を確保している。<br><br>その他のリスク③：通信中の情報に対する不正なアクセスにより情報が漏えいするリスク<br>＜札幌市における措置＞<br>情報提供ネットワークシステムとの情報連携は、システム基盤（市中間サーバー）を通じて、閉鎖された専用回線により通信を行うことにより、通信中の情報に不正なアクセスを受けることのないよう、安全性を確保している。<br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>1　中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間における通信は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、通信中の情報が不正なアクセスを受けることのないよう、安全性を確保している。<br>2　中間サーバーと自治体等についてはVPN（仮想プライベートネットワーク）等の技術を利用し、自治体ごとに通信回線を分離することで、通信中の情報が不正なアクセスを受けることのないよう、安全性を確保している。<br>3　中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間における通信は暗号化されており、万が一通信中の情報に不正なアクセスがあったとしても容易に情報漏えいが起こらないよう対応している。<br><br>その他のリスク④：情報提供データベースに保存される情報が漏えいするリスク<br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>1　中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方自治体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、他の地方自治体が管理する情報には一切アクセスできない仕組みとすることで、保存された情報が漏えいすることのないよう、安全性を確保している。<br>2　地方自治体のみが特定個人情報の管理を行う仕組みとし、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報にアクセスできないようにしているため、事業者における情報漏えい等のリスクを極小化している。 |

## 7．特定個人情報の保管・消去

| リスク1：　特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク | | |
|---|---|---|
| ①NISC政府機関統一基準群 | [　政府機関ではない　] | ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れて遵守している　2）十分に遵守している<br>3）十分に遵守していない　4）政府機関ではない |
| ②安全管理体制 | [　十分に整備している　] | ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れて整備している　2）十分に整備している<br>3）十分に整備していない |
| ③安全管理規程 | [　十分に整備している　] | ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れて整備している　2）十分に整備している<br>3）十分に整備していない |
| ④安全管理体制・規程の職員への周知 | [　十分に周知している　] | ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れて周知している　2）十分に周知している<br>3）十分に周知していない |
| ⑤物理的対策 | [　十分に行っている　] | ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている<br>3）十分に行っていない |
| 具体的な対策の内容 | ＜札幌市における措置＞<br>1　サーバー室は、機械による入退室管理設備を設置し、入退室カード（ICカード）を貸与された者でないと入室できない。また、入退室の記録は保存され、監視カメラも設置している。<br>2　磁気ディスクや書類は施錠可能な保管庫で保存している。<br>3　電気通信装置（ルータ・HUB）は施錠可能なラックに設置している。<br>4　LGWAN接続端末の操作場所へは、管理者である課長の許可を受けないと入室できない。また、業務時間外は執務室施錠などの物理的対策を講じている。<br>5　外部記憶媒体については、限定された USB メモリ等以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理、などの安全管理措置を 講じている。<br><br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>1　中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。・日本国内でデータを保管している。<br>2　事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。<br><br>＜ガバメントクラウドにおける措置＞<br>①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。<br>②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 | |

| | | |
|---|---|---|
| ⑥技術的対策 | | [　十分に行っている　] <選択肢><br>1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている<br>3）十分に行っていない |
| | 具体的な対策の内容 | ＜札幌市における措置＞<br>1 コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。併せて、端末機及びサーバー機のハードディスクドライブの全ファイルのウイルススキャンを毎週1回、自動実行する。<br>2 本市の情報セキュリティに関する規程に基づき、ネットワーク管理に係る手順等を整備するとともに、機器を設置する際はファイアウォールを敷設する。<br>3 サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間はLGWAN、VPN（仮想プライベートネットワーク）等の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部への漏えい等が起こらないようにしている。<br><br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>1 中間サーバー・プラットフォームでは、UTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。<br>2 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスパターンファイルの更新を行う。<br>3 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチを適用する。<br>4 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。<br>5 中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。<br>6 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。<br>7 中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。<br><br>＜ガバメントクラウドにおける措置＞<br>①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。<br>②地方公共団体が委託したASP（「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和4年10月　デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。<br>③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。<br>④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。<br>⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。<br>⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。<br>⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。<br>⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 |
| ⑦バックアップ | | [　十分に行っている　] <選択肢><br>1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている<br>3）十分に行っていない |
| ⑧事故発生時手順の策定・周知 | | [　十分に行っている　] <選択肢><br>1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている<br>3）十分に行っていない |
| ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか | | [　発生なし　] <選択肢><br>1）発生あり　2）発生なし |
| | その内容 | － |
| | 再発防止策の内容 | － |
| ⑩死者の個人番号 | | [　保管している　] <選択肢><br>1）保管している　2）保管していない |
| | 具体的な保管方法 | 死者の特定個人情報は、生存する個人の特定個人情報と分けて管理しないため、「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」において示す、生存する個人の特定個人情報ファイルと同様の管理を行う。 |
| その他の措置の内容 | | － |
| リスクへの対策は十分か | | [　十分である　] <選択肢><br>1）特に力を入れている　2）十分である<br>3）課題が残されている |

| | |
|---|---|
| リスク2： 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | 1 保有する情報は変更があった場合に随時更新している。また、更新漏れがないように、複数の職員で確認する体制をとっている。<br>2 取得した電子申請データは紙に印刷するまで、LGWAN接続端末に一時保管されている。この一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合は古い情報で審査等を行わないよう履歴管理を行う。 |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク | |
| 消去手順 | [ 定めている ] ＜選択肢＞<br>1）定めている 2）定めていない |
| 手順の内容 | ＜札幌市における措置＞<br>1 事務処理上、消去して問題ない情報かどうかを一定期間ごとに確認する（介護保険法等には保管期間の定めがない）。<br>2 磁気ディスク等の場合は、内容の復元ができないよう物理的な破砕等によって消去する。<br>3 紙媒体の場合は、内容が判読できないよう焼却又は裁断によって消去する。<br>4 外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は 管理者の承認を得て行う手順を定めている。<br><br>＜ガバメントクラウドにおける措置＞<br>データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。 |
| その他の措置の内容 | - |
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] ＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている 2）十分である<br>3）課題が残されている |
| 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| - | |

## Ⅳ　その他のリスク対策 ※

| 1. 監査 | | |
|---|---|---|
| ①自己点検 | [　　十分に行っている　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |
| 具体的なチェック方法 | ＜札幌市における措置＞<br>札幌市で毎年実施している個人番号利用事務監査の際に、各職場において、本評価書に記載された事項等が順守されているかどうか、自己点検票による確認を行う。<br><br>＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞<br>運用規則等に基づき、中間サーバー･プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者が、定期的に自己点検を実施する。 | |
| ②監査 | [　　十分に行っている　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |
| 具体的な内容 | ＜札幌市における措置＞<br>札幌市で毎年実施している個人番号利用事務監査で、本評価書に記載された事項等が遵守されているかどうかの確認を実施する。内容は以下のとおり。<br>1　監査は全ての個人番号利用事務について実施する。<br>2　現地監査を定期的に実施する。<br>3　監査結果に応じフォローアップを行う。<br>4　監査結果、フォローアップの結果は、番号制度総括部門に報告する。<br><br>＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞<br>1　運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。<br>2　政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。<br><br>＜ガバメントクラウドにおける措置＞<br>ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 | |

| 2. 従業者に対する教育・啓発 | | |
|---|---|---|
| 従業者に対する教育・啓発 | [　　十分に行っている　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |
| 具体的な方法 | ＜札幌市における措置＞<br>介護保険事務に携わる職員（会計年度職員等を含む。）に対して、初任時及び一定期間ごとに、必要な知識の習得のための研修（個人情報保護、セキュリティ対策に関する内容を含む。）を実施するとともに、その記録を残している。<br><br>＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞<br>IPA（情報処理推進機構）が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則（接続運用規程等）や情報セキュリティに関する教育を年次（年2回）及び随時（新規要員着任時）実施することとしている。 | |

| 3. その他のリスク対策 |
|---|
| ＜札幌市における措置＞<br>情報システム部門が管理するサーバ室にて、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、情報システム部門と委託業者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。<br><br>＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞<br>中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。<br><br>＜ガバメントクラウドにおける措置＞<br>ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。<br>ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。<br>具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。 |

# Ⅴ　開示請求、問合せ

| 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
|---|---|
| ①請求先 | 郵便番号060-8611<br>札幌市中央区北1条西2丁目<br>総務局行政部行政情報課 |
| ②請求方法 | 指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求について受け付ける。 |
| 特記事項 | 札幌市ホームページに請求先、請求手続、費用等についての案内を掲載している。 |
| ③手数料等 | [　　無料　　]　＜選択肢＞<br>1) 有料　2) 無料<br>（手数料額、納付方法：手数料は無料。ただし写しの交付を希望する場合は、交付費用の実費相当の負担が必要。納付方法は現金、納入通知書等による。） |
| ④個人情報ファイル簿の公表 | [　　行っている　　]　＜選択肢＞<br>1) 行っている　2) 行っていない |
| 個人情報ファイル名 | 介護保険に関する事務 |
| 公表場所 | 札幌市総務局行政部行政情報課 |
| ⑤法令による特別の手続 | - |
| ⑥個人情報ファイル簿への不記載等 | - |

| 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
|---|---|
| ①連絡先 | 札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課<br>〒060-8611<br>札幌市中央区北1条西2丁目<br>011-211-2547 |
| ②対応方法 | 問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 |

# Ⅵ　評価実施手続

| 1. 基礎項目評価 | |
|---|---|
| ①実施日 | 令和3年3月2日 |
| ②しきい値判断結果 | [　　基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる　　]<br>＜選択肢＞<br>1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる<br>2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる（任意に全項目評価を実施）<br>3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる（任意に全項目評価を実施）<br>4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない（任意に全項目評価を実施） |
| **2. 国民・住民等からの意見の聴取** | |
| ①方法 | 札幌市広報（広報さっぽろ）、札幌市ホームページ等で住民等からの意見の募集を実施する旨を周知し、ホームページ及び主要市有施設（区役所等）で全文を閲覧可能とする。 |
| ②実施日・期間 | 令和6年2月15日～3月15日 |
| ③期間を短縮する特段の理由 | _ |
| ④主な意見の内容 | ・個人番号で多くの個人情報を紐づけるほどリスクが大きくなり情報漏えいすれば取り返しがつかないことになる。<br>・情報漏えいした場合、どのような措置になるのか。<br>・使用済み文書・データの物理破壊や感全消去に職員は立ち会うのか。また、記録は残すのか。<br>・業務委託、再委託に伴うリスクが大きい。 |
| ⑤評価書への反映 | 住民意見による評価書の修正はない。 |
| **3. 第三者点検** | |
| ①実施日 | 令和6年6月4日 |
| ②方法 | 学識経験者等で組織される札幌市情報公開・個人情報保護審議会に諮問した。 |
| ③結果 | 特定個人情報保護評価指針に定める適合性及び妥当性の観点から、評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱い及び保護措置は適正であると認められ、審議会として妥当であるとの答申を得た。 |
| **4. 個人情報保護委員会の承認 【行政機関等のみ】** | |
| ①提出日 | |
| ②個人情報保護委員会による審査 | |

## （別添3）変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成28年4月27日 | Ⅲ－３　リスク２<br>アクセス権の発効・失効の管理　具体的な管理方法１② | システム部門（総務局情報化推進部） | 情報システム部門 | 事後 | 機構改革に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらない。 |
| 平成28年4月27日 | Ⅲ－３　リスク２<br>アクセス権の発効・失効の管理　具体的な管理方法２ | システム部門 | 情報システム部門 | 事後 | 文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない |
| 平成28年4月27日 | Ⅲ－３　リスク２<br>その他の措置の内容１，２ | システム部門 | 情報システム部門 | 事後 | 文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない |
| 平成28年4月27日 | Ⅲ－３　リスク４<br>リスクに対する措置の内容２ | システム部門 | 情報システム部門 | 事後 | 文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない |
| 平成28年4月27日 | Ⅳ　その他のリスク対策<br>１．監査　②監査の具体的内容<br>２及び３ | 情報化推進部 | 情報システム部門 | 事後 | 機構改革に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらない。 |
| 平成29年9月15日 | Ⅰ－５　法令上の根拠 | 番号法第９条第１項　別表第一の68の項<br>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第50条<br>札幌市個人番号利用条例（（平成27年10月6日条例第42号）以下、「条例」という。）第４条 | 番号法第９条第１項　別表第一の68の項<br>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第50条<br>番号法第９条第２項及び札幌市個人番号利用条例<br>（平成27年10月6日条例第42号。以下、「利用条<br>例」という。） | 事後 | 文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない |
| 平成29年9月15日 | Ⅲ－３　リスク３　リスクに対<br>する措置の内容 | １　外部媒体へのデータのコピーを禁じている。<br>２　システム操作記録を取得しているため、事務外で使用した場合は直ちに特定可能であることを周知している。<br>３　臨時職員等は、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む承諾書に署名をする。 | １～３（省略）<br>４　外部記憶媒体の利用制御システムにより、事前に登録された外部記憶媒体以外は書き込みができないようにすることで、不正な情報の持ち出しを制限する。 | 事後 | リスクを明らかに軽減させる変更であり、重要な変更にあたらない。 |
| 平成29年9月15日 | Ⅲ－５　リスク１　その他の措<br>置の内容 | １　「サーバー室等への入室権限」および「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を管理し、情報の持ち出しを制限する。<br>２　システムにより自動化されている情報の提供・移転処理以外で、情報の提供・移転を行う作業等においては、情報システム部門の職員が立会いを行う。 | １～２（省略）<br>３　外部記憶媒体の利用制御システムにより、事前に登録された外部記憶媒体以外は書き込みができないようにすることで、不正な情報の持ち出しを制限する。 | 事後 | リスクを明らかに軽減させる変更であり、重要な変更にあたらない。 |
| 平成31年3月7日 | Ⅰ－７．．評価実施機関における担当部署　②所属長の役職名 | 介護保険課長　小山　雅司 | 介護保険課長 | 事後 | 様式変更による記載の変更のため、重要な変更にあたらない |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和2年11月24日 | Ⅰ－１．．評価実施機関における担当部署　②事務の内容 | 札幌市では、介護保険法及びこれに基づく条例により、介護保険に関する事務を行っている。<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（（平成２５年５月３１日法律第２７号）以下、「番号法」という。）別表第一の68項により個人番号を利用することができるのは、介護保険法（平成９年法律第１２３号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、内閣府・総務省令で定められている。<br>ついては、特定個人情報ファイルを当該内閣府・総務省令に定める以下の事務で取り扱うこととする。<br>１　介護保険の資格に関する事務<br>住民基本台帳の異動状況を把握し、資格の取得・喪失の処理を行う。<br>２　介護保険の賦課に関する事務<br>被保険者等の所得情報を把握し、保険料賦課額の決定、更正の処理を行う。<br>３　介護保険の収納管理に関する事務<br>徴収した保険料の収入状況を把握し、適切に管理するとともに決算の集計を行う。<br>４　介護保険の滞納整理に関する事務<br>滞納している納付義務者を把握し、催告等の処理を行う。<br>５　介護保険の認定に関する事務<br>被保険者等の申請に基づき、要介護認定の調査等を実施し、要介護・要支援状態区分等を認定する。また、要介護（要支援）認定決定情報に関する情報提供を行う。<br>６　介護保険のケアプランに関する事務<br>認定決定等を受けた被保険者のケアプランを管理する。<br>７　介護保険の給付に関する事務<br>介護サービス等の受給者に対して保険給付を行う。また、各種減額、減免及び利用者負担割合証交付に関する事務を行う。<br>８　地域支援事業に関する事務<br>被保険者の介護予防対象者を管理し、利用申請の受付、支給決定を行う。 | 札幌市では、介護保険法（平成９年法律第123号）及びこれに基づく条例により、介護保険に関する事務を行っている。<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）別表第一の68項により個人番号を利用することができるのは、介護保険法（平成９年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、内閣府・総務省令で定められている。<br>ついては、特定個人情報ファイルを当該内閣府・総務省令に定める以下の事務で取り扱う。<br>１　介護保険の資格に関する事務<br>住民基本台帳により異動状況を把握し、介護保険の資格の取得・喪失の処理を行う。<br>２　介護保険料の賦課に関する事務<br>被保険者等の所得情報を把握し、介護保険料賦課額の決定、更正の処理を行う。<br>３　介護保険料の収納管理に関する事務<br>徴収した介護保険料の収納状況を管理し、決算の集計を行う。<br>４　介護保険料の滞納整理に関する事務<br>滞納している納付義務者を把握し、催告等の処理を行う。<br>５　介護保険の認定に関する事務<br>被保険者等の申請に基づき、要介護認定の調査等を実施し、要介護・要支援状態区分等を認定する。また、主治医等から提供依頼があった場合、要介護（要支援）認定決定情報に関する情報提供を行う。<br>６　介護保険のケアプランに関する事務<br>要介護（要支援）の認定決定等を受けた被保険者のケアプランを管理する。<br>７　介護保険の給付に関する事務<br>介護サービス等の受給者に対して介護保険給付を行う。また、介護サービス利用料等の各種減額、減免及び利用者負担割合証交付に関する事務を行う。<br>８　地域支援事業に関する事務<br>対象となる被保険者からの利用申請を受付、支給決定を行い対象者を管理する。 | 事後 | 文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和2年11月24日 | Ⅰ－１．．評価実施機関における担当部署　②事務の内容 | | （以下を追加。）<br><br>上記事務における申請・届出の受理については、郵送と窓口での受け付けのほか、サービス検索・電子申請機能（※）でも受け付ける。<br>（※）サービス検索・電子申請機能…地方公共団体のサービスの検索やオンライン申請ができる機能。 | 事前 | 申請方法（電子申請）追加に伴う重要な変更。 |
| 令和2年11月24日 | Ⅰ－２．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　システム１②事務の内容 | １　介護保険の資格に関する機能<br>・取得及び喪失など介護保険者の資格管理<br>・住所地特例、適用除外などの管理<br>・住所指定、送付先指定などの住所管理<br>・住登外者の登録<br>・被保険者証及び受給資格証明書の発行<br><br>２　介護保険の賦課に関する機能<br>・賦課情報の照会<br>・新規資格取得者の賦課決定及び納入通知書の発行<br>・税更正等による賦課更正及び納入通知書の発行<br>・減免申請の登録<br><br>３　介護保険の認定に関する機能<br>・要介護及び要支援認定の申請登録<br>・訪問調査及び主治医意見書等の登録<br>・一次判定及び認定審査会関係の登録<br>・認定決定通知書、介護被保険者証等の発行<br>・受給者情報の照会<br><br>（以下省略） | １　介護保険の資格に関する機能<br>・取得及び喪失など介護保険者の資格管理<br>・住所地特例、介護保険適用除外などの管理<br>・住所指定、送付先指定などの住所管理<br>・本市に住民登録のない被保険者の登録<br>・被保険者証及び受給資格証明書の発行<br><br>２　介護保険料の賦課に関する機能<br>・賦課情報の照会<br>・新規資格取得者の賦課決定及び納入通知書の発行<br>・税更正等による賦課更正及び納入通知書の発行<br>・減免申請の登録<br><br>３　介護保険の認定に関する機能（総合事業含む）<br>・要介護及び要支援認定の申請登録<br>・訪問調査及び主治医意見書等の登録<br>・一次判定及び認定審査会関係の登録<br>・認定決定通知書、介護被保険者証等の発行<br>・受給者情報の照会<br><br>（以下省略） | 事後 | 文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和2年11月24日 | Ⅰ－２．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　システム２②事務の内容 | ＜収納管理＞<br>１　（省略）<br>２　社会保障宛名から国保・介護・後期高齢システムの送付先情報を連携<br>３　（省略） | ＜収納管理＞<br>１　（省略）<br>２　国保・介護・後期高齢システムで設定した送付先情報を社会保障宛名から連携<br>３　（省略） | 事後 | 文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 令和2年11月24日 | Ⅰ－２．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　システム４②事務の内容 | 中間サーバー・プラットフォームは、情報提供ネットワークシステムやシステム基盤（市中間サーバー及び団体内統合宛名）とデータの受け渡しをすることで、符号の取得や他情報保有機関間の特定個人情報照会・提供の機能を有する。<br>１　符号管理<br>情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報の保管・管理を行う。<br>２　情報照会<br>情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う。<br>３　情報提供<br>情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。<br>４　既存システムとの接続<br>システム基盤（市中間サーバー）と情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携を行う。<br>５　情報提供等記録の管理<br>特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。<br>６　情報提供データベース管理<br>特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理を行う。<br>７　データの送受信<br>情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）と情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携を行う。<br>８　セキュリティ管理<br>特定個人情報（連携対象）の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）から受信した情報提供ネットワークシステム配信マスター情報の管理を行う。<br>９　職員認証・権限管理<br>中間サーバー・プラットフォームを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。<br>１０　システム管理<br>バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。 | 国のシステムであり、情報提供ネットワークシステムやシステム基盤（市中間サーバー及び団体内統合宛名）とデータの受け渡しをする。また、符号の取得や特定個人情報の照会・提供の機能を有する。<br>１　符号管理<br>符号と団体内統合宛名番号とを紐付け、その情報の保管・管理を行う。<br>（※）符号…情報提供ネットワーク内で個人を特定するために用いられる見えない番号<br>（※）（団体内統合）宛名番号…「誰」の情報であるかを特定するために、各自治体内で共通して用いる番号。宛名番号は、それぞれの自治体の各業務システム（社会保障システム、地方税システム等）において、社会保障関係情報や地方税情報などと紐づけられている。国が管理する情報提供ネットワークシステムを利用して情報照会・情報提供を行う際には、セキュリティの観点から個人番号を直接用いるのではなく、宛名番号を媒介としてやりとりする仕組みになっている。<br>２　情報照会<br>情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の照会や照会した情報の受領を行う。<br>３　情報提供<br>情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会の要求を受け付けて特定個人情報を提供する。<br>４　既存システムとの接続<br>システム基盤（市中間サーバー）と情報照会の内容、情報提供の内容、特定個人情報、符号取得のための情報等について連携を行う。<br>５　情報提供等記録の管理<br>特定個人情報の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。<br>６　情報提供データベース管理<br>特定個人情報を副本として、保持・管理を行う。<br>７　データの送受信<br>情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム（※））と情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携を行う。<br>（※）インターフェイスシステム…情報照会者や情報提供者とコアシステムを接続するシステム<br>＜参考＞コアシステム…符号の生成・情報連携の媒介・情報提供記録の管理の3つの機能を持つシステム<br>８　セキュリティ管理<br>①特定個人情報の暗号化及び復号を行う。<br>②送信するデータに対して署名（そのファイルの正当性を示すデータ）を付与する。<br>③送信するデータ等に付与されている署名の検証を行う。<br>④データの暗号化や複合に必要となるデータ暗号化鍵の管理を行う。<br>⑤情報提供ネットワークシステムから受信したマスター情報（システムを利用するためにあらかじめ登録が必要な基本的な情報）の管理を行う。<br>９　職員認証・権限管理<br>中間サーバー・プラットフォームを利用する職員の認証と職員に付与した権限に基づく各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。<br>１０　システム管理<br>バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。 | 事後 | 文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和2年11月24日 | Ⅰ－2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　システム５②事務の内容 | 中間サーバー・プラットフォームと庁内各業務システムの間に立ち、セキュリティの境界としての役割を果たすとともに、中間サーバー・プラットフォームの稼働時間などの要件が、庁内の各業務システムに与える影響を吸収する。また、フォーマット変換やコード変換など、各システムでそれぞれに開発すると非効率になってしまう機能を集約する。<br>１　サーバー・プラットフォームとの情報連携<br>中間サーバー・プラットフォームに対して、符号取得、情報転送、情報照会に関する連携を行う。<br>２　フォーマット・コード変換<br>中間サーバー・プラットフォームへの連携を行う場合及び庁内各業務システムへの連携を行う場合に、それぞれが受け取れるデータのフォーマットや、コードへ変換を行う。<br>３　システム基盤（団体内統合宛名）との情報連携<br>中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際は、団体内統合宛名番号が必要となるため、団体内統合宛名番号をシステム基盤（団体内統合宛名）から取得する。<br>また、庁内各業務システムへ情報照会結果を返却する際は、庁内各業務システムで管理している番号へ変換するために、システム基盤（団体内統合宛名）から庁内各業務システムで管理している番号を取得する。<br>４　各業務システムとの情報連携<br>中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際の要求や、その結果を庁内各業務システムとの間で連携する。 | 札幌市のシステムであり、中間サーバー・プラットフォーム（※）と庁内各業務システムの間に立ち、セキュリティの境界としての役割を果たすとともに、中間サーバー・プラットフォームの稼働時間などが、庁内の各業務システムに与える過剰な負荷などの影響を吸収する。また、システム間で情報の受け渡しをする際に、フォーマットやコードを変換する。<br>１　サーバー・プラットフォームとの情報連携<br>中間サーバー・プラットフォームと連携して、符号取得、情報転送、情報照会を行う。<br>２　フォーマット・コード変換<br>中間サーバー・プラットフォームへの連携を行う場合や庁内各業務システムへの連携を行う場合に、データを受け取ることができるように、データのフォーマットやコードの変換を行う。<br>３　システム基盤（団体内統合宛名）との情報連携<br>中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際は、団体内統合宛名番号が必要となるため、団体内統合宛名番号をシステム基盤（団体内統合宛名）から取得する。<br>また、庁内各業務システムへ情報照会結果を返却する際は、、団体内統合宛名番号を庁内各業務システムで管理している番号へ変換する。そのため、システム基盤（団体内統合宛名）から庁内各業務システムで管理している番号を取得する。<br>４　各業務システムとの情報連携<br>中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際の要求や、その結果を庁内各業務システムとの間で連携する。<br>※中間サーバー・プラットフォーム　…自治体中間サーバーのハードウェア部分。地方公共団体情報システム機構が整備・運用する中間サーバーの拠点。<br>〈参考〉<br>中間サーバー・ソフトウェア…自治体中間サーバーのソフトウェア部分。番号法令に基づく、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携等を実施するため、地方公共団体からの特定個人情報の照会、及び地方公共団体による特定個人情報の提供やそれに付随する業務を行うアプリケーション（プログラム）群のこと（ハードウェアは含まない。） | 事後 | 文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和2年11月24日 | Ⅰ－2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　システム６②事務の内容 | 団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理の機能を有する。<br>１　団体内統合宛名番号の登録・管理<br>個人番号を把握したことを契機として、団体内統合宛名番号の付番と、個人番号や各業務で管理している番号の関連づけを行う。<br>２　符号取得状況の管理<br>中間サーバー・プラットフォームとの間で、符号取得が完了しているかの状況管理を行う。<br>３　団体内統合宛名番号の検索<br>個人番号・各業務で管理している番号等を検索条件とした団体内統合宛名番号検索を行う。<br>４　職員認証・権限の管理<br>システム基盤（団体内統合宛名）を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。<br>５　情報連携記録の管理<br>情報連携記録の生成・管理を行う。<br>６　セキュリティの管理<br>庁内各業務システム専用エリア利用のためのID・パスワードの管理及びユーザの認証を行う。 | 札幌市のシステムであり、団体内統合宛名番号、個人番号及び各業務で管理している番号の紐付け管理の機能を有する。<br>１　団体内統合宛名番号の登録・管理<br>団体内統合宛名番号を付番し、個人番号や各業務で管理している番号の関連づけを行う。<br>※（団体内統合）宛名番号…「誰」の情報であるかを特定するために、各自治体内で共通して用いる番号。宛名番号は、それぞれの自治体の各業務システム（社会保障システム、地方税システム等）において、社会保障関係情報や地方税情報などと紐づけられている。国が管理する情報提供ネットワークシステムを利用して情報照会・情報提供を行う際には、セキュリティの観点から個人番号を直接用いるのではなく、宛名番号を媒介としてやりとりする仕組みになっている。<br>２　符号取得状況の管理<br>中間サーバー・プラットフォームとの間で、符号の取得が完了しているかの状況管理を行う。<br>※符号…情報提供ネットワーク内で個人を特定するために用いられる見えない番号<br>３　団体内統合宛名番号の検索<br>個人番号・各業務で管理している番号等を検索条件とした団体内統合宛名番号検索を行う。<br>４　職員認証・権限の管理<br>システム基盤（団体内統合宛名）を利用する職員の認証と職員に付与した権限に基づき各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。<br>５　情報連携記録の管理<br>情報連携記録の生成・管理を行う。<br>６　セキュリティの管理<br>庁内各業務システムの利用のためのID・パスワードの管理及びユーザの認証を行う。 | 事後 | 文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和2年11月24日 | Ⅰ－２．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　システム７②事務の内容 | 既存住基システムより住民基本台帳の情報を受領し、情報を再編成のうえ、庁内の住民基本台帳の情報を必要とするシステムへ、情報移転するためのシステム機能を有する。住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けているシステムにのみ住民基本台帳の情報を連携する。<br>１　既存住基システムからのデータ受領<br>既存住基システムで発生した異動データを受領し、情報連携が認められた情報移転先のシステムに、必要と認められた項目について送信する。<br>２　住民異動情報の連携<br>随時（リアルタイム）で既存住基システムから送信された異動データについて、要求に応じてシステム基盤（団体内統合宛名）や庁内各業務システムへ渡す。<br>※当該異動データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で連携する。<br>３　システム基盤（市中間サーバー）への情報転送<br>番号法別表第二に基づき、世帯情報をシステム基盤（市中間サーバー）へ転送する。<br>４　職員認証・権限の管理<br>各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。<br>５　情報連携記録の管理<br>情報連携記録の生成・管理を行う。 | 札幌市のシステムであり、既存住基システムから住民基本台帳の情報を受領し、その住民基本台帳の情報を移転が認められた項目のみに再編成した上で、庁内の各システムに情報移転する機能を有する。情報移転は、情報システム部へ住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けたシステムに対してのみ行う。<br>１　既存住基システムからのデータ受領<br>既存住基システムのデータを受領し、承認を受けているシステムにのみ必要な項目を送信する。<br>２　住民記録の異動情報の連携<br>随時（リアルタイム）で既存住基システムから送信されたデータを、要求に応じてシステム基盤（団体内統合宛名）や庁内各業務システムへ渡す。<br>※当該データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で渡す。<br>３　システム基盤（市中間サーバー）への情報転送<br>世帯情報のうち、番号法別表第二に定められた情報をシステム基盤（市中間サーバー）へ転送する。<br>４　職員認証・権限の管理<br>各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。<br>５　情報連携記録の管理<br>情報連携記録の生成・管理を行う。 | 事後 | 文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和2年11月24日 | Ⅰ－２．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　システム８②事務の内容 | システム基盤（個人基本）より住民基本台帳の情報を受領し社会保障業務（国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療、高齢・障がい福祉、児童福祉などの業務）で活用するとともに、個人（および法人）を管理し、宛名情報、応対記録、口座情報及び税宛名から連携される課税情報などを集約管理する機能群である。<br>１　システム基盤（個人基本）からの住記異動情報連携<br>システム基盤（個人基本）から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。<br>２　税宛名からの課税情報連携<br>税宛名から課税額、所得額、収入額などの課税情報を受領し、必要に応じて各社会保障システムへ情報連携する。<br>３　社会保障宛名管理<br>社会保障業務共通で利用する個人および法人の情報を記録し、必要に応じて各社会保障システムへ情報連携する。また、住登外者の基本４情報（氏名・性別・生年月日・住所）を管理する。<br>３　システム基盤（団体内統合宛名）連携<br>システム基盤（団体内統合宛名）にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、社会保障業務として把握した対象者について、社会保障業務として管理している番号を連携する。 | 札幌市のシステムであり、システム基盤（個人基本）から住民基本台帳の情報を受領し社会保障業務（国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療、高齢・障がい福祉、児童福祉などの業務）で活用する。個人（及び法人）の宛名情報、応対記録、口座情報及び税宛名から連携される課税情報などを集約管理する。<br>１　システム基盤（個人基本）からの住記異動情報連携<br>システム基盤（個人基本）から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。<br>２　システム基盤（税宛名）からの課税情報連携<br>システム基盤（税宛名）から課税額、所得額、収入額などの課税情報を受領し、必要に応じて各社会保障システムへ情報連携する。<br>３　社会保障宛名管理<br>社会保障業務共通で利用する個人（及び法人）の情報を記録し、必要に応じて各社会保障システムへ情報連携する。また、住登外者の基本４情報（氏名・性別・生年月日・住所）を管理する。<br>４　システム基盤（団体内統合宛名）連携<br>システム基盤（団体内統合宛名）にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、社会保障業務で把握した対象者について、社会保障業務で管理している番号を連携する。 | 事後 | 文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和2年11月24日 | Ⅰ－２．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　システム９②事務の内容 | 居住関係を公証する住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステムであり、次の機能を有する。<br>１　本人確認情報検索<br>統合端末において入力された４情報（氏名、住所、性別、生年月日）の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。<br>２　機構への情報照会<br>全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は４情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。<br>３　本人確認情報整合<br>本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバーにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバーにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバー及び全国サーバーに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。 | 国のシステムであり、住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるもので、次の機能を有する。<br>１　本人確認情報検索<br>端末に入力した４情報（氏名、住所、性別、生年月日）の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。<br>２　機構（※）への情報照会<br>全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は４情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。<br>※機構…地方公共団体情報システム機構のこと。地方公共団体情報システム機構法（平成25年法律第29号）に基づく地方協働法人。住民基本台帳ネットワークシステムの運営、総合行政ネットワーク（LGWAN）の運営、個人番号カードの作成業務、地方公共団体の情報化推進、情報セキュリティ対策への支援及び人材育成への支援を行っている。<br>３　本人確認情報整合<br>本人確認情報の内容について、都道府県知事が都道府県サーバーにおいて保有している本人確認情報と、機構が全国サーバーにおいて保有している本人確認情報とが整合することを確認するため、都道府県サーバー及び全国サーバーに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。 | 事後 | 文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和2年11月24日 | Ⅰ－２．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　システム10②事務の内容 | 金融機関・財務連携代行システムは、金融機関等との間で、口座振替依頼や口座振替結果、日々の収入情報を送受信するシステムであり、国保・介護・後期　収納管理／滞納整理システムにおいては、以下の機能を活用する。<br>１　国保・介護・後期　収納管理／滞納整理システムから金融機関・財務連携代行システムへの連携<br>国保・介護・後期　収納管理／滞納整理システムから、口座振替依頼の情報を金融機関・財務連携代行システムへ連携する。<br>２　金融機関・財務連携代行システムから国保・介護・後期　収納管理／滞納整理システムへの連携<br>金融機関・財務連携代行システムから、口座振替結果および日々の介護保険料の収納情報を国保・介護・後期　収納管理／滞納整理システムへ連携する。 | 金融機関・財務連携代行システムは札幌市のシステムであり、金融機関等との間で、口座振替依頼や口座振替結果、日々の収納情報を送受信するシステムであり、国保・介護・後期　収納管理／滞納整理システムとの連携においては、以下の機能を活用する。<br>１　国保・介護・後期　収納管理／滞納整理システムから金融機関・財務連携代行システムへの連携<br>国保・介護・後期　収納管理／滞納整理システムから金融機関・財務連携代行システムへ、口座振替依頼の情報を提供する。<br>２　金融機関・財務連携代行システムから国保・介護・後期　収納管理／滞納整理システムへの連携<br>金融機関・財務連携代行システムから国保・介護・後期　収納管理／滞納整理システムへ、口座振替結果及び日々の介護保険料の収納情報を提供する。 | 事後 | 文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和2年11月24日 | Ⅰ－２．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　システム11②事務の内容 | システム基盤（個人基本）より住民基本台帳の情報を受領し税業務で活用するとともに、個人及び法人を管理し、納付書情報や応対記録、口座情報などを集約管理する機能群である。<br>１　システム基盤（個人基本）からの住基異動情報連携<br>システム基盤（個人基本）から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。<br>２　税宛名管理<br>税業務共通で利用する個人及び法人の情報を記録し、必要に応じて各税システムへ情報連携する。<br>また、住登外者の基本４情報（氏名・性別・生年月日・住所）を管理する。<br>３　システム基盤（団体内統合宛名）連携<br>システム基盤（団体内統合宛名）にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、税業務として把握した対象者について、税業務として管理している番号を連携する。<br>４　社会保障宛名への課税情報連携<br>課税額、所得額、収入額などの課税情報を社会保障宛名へ情報連携する。 | 札幌市のシステムであり、システム基盤（個人基本）から住民基本台帳の情報を受領し税業務で活用する。個人（及び法人）の納付書情報や応対記録、口座情報などを集約管理する。<br>１　システム基盤（個人基本）からの住基異動情報連携<br>システム基盤（個人基本）から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。<br>２　税宛名管理<br>税業務共通で利用する個人及び法人の情報を記録し、必要に応じて各税システムへ情報連携する。<br>また、住登外者の基本４情報（氏名・性別・生年月日・住所）を管理する。<br>３　システム基盤（団体内統合宛名）連携<br>システム基盤（団体内統合宛名）にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、税業務で把握した対象者について、税業務で管理している番号を連携する。<br>４　システム基盤（社会保障宛名）への課税情報連携<br>課税額、所得額、収入額などの課税情報をシステム基盤（社会保障宛名）へ情報連携する。 | 事後 | 文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和2年11月24日 | Ⅰ－２．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　システム12①システムの名称 | | 伝送通信ソフト | 事後 | 国保連合会に委託している「介護保険審査支払事務」で、委託先へのデータの受渡し方法を電子媒体から専用線による方法に変更。 |
| 令和2年11月24日 | Ⅰ－２．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　システム12②システムの機能 | | 伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険の審査支払等の業務で使用するデータについて、専用端末を用いて電子メール方式で保険者（市区町村）と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。（専用端末で送受するデータで個人番号は利用しない。）<br><br>１．受給者情報異動連絡票データの送信<br>受給者情報異動連絡票データを暗号化し、国保連合会へ送信する。<br>２．受給者情報訂正連絡票データの送信<br>受給者情報訂正連絡票データを暗号化し、国保連合会へ送信する。 | 事後 | 国保連合会に委託している「介護保険審査支払事務」で、委託先へのデータの受渡し方法を電子媒体から専用線による方法に変更。 |
| 令和2年11月24日 | Ⅰ－２．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　システム13①システムの名称 | | サービス検索・電子申請機能 | 事前 | 申請方法（電子申請）追加に伴う重要な変更。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和2年11月24日 | Ⅰ－2．特定個人情報ファイルを取扱う事務において使用するシステム　システム13②システムの機能 | | 【住民向け機能】<br>自らが受けることができるサービスをオンラインで検索および申請ができる機能<br>【地方公共団体向け機能】<br>住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能 | 事前 | 申請方法（電子申請）追加に伴う重要な変更。 |
| 令和2年11月24日 | Ⅰ－4．特定個人情報ファイルを取り扱う理由①事務実施上の必要性 | 特定個人情報ファイルを利用することで、個人の特定、個人の宛名の突合の正確性が向上し、適正な賦課及び給付に資することとなるとともに、社会保障に関する情報及び地方税関係情報を入手することで、被保険者の給付や保険料決定の際の所得確認などの事務の効率化が図れる。 | 特定個人情報ファイルを利用することで、個人の特定、個人の宛名の突合の正確性が向上し、適正な賦課及び給付に資することとなる。また、社会保障に関する情報及び地方税関係情報を入手することで、被保険者の給付や保険料決定時の手続きに添付書類を省略できるなど、住民の負担軽減及び事務の効率化が図れる。 | 事後 | 文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和2年11月24日 | Ⅰ－4．特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ②実現が期待されるメリット | １　番号制度の導入により、税情報や住所等の住民情報の名寄せ・突合ができることで正確かつ効率的に介護保険被保険者等の情報を把握することが可能となり、より公平な保険料の賦課及び保険給付に資することが期待される。<br>２　紙媒体での照会により確認している、介護保険被保険者の所得等の確認等において事務の効率化が可能となる。<br>３　市・道民税証明書等の添付書類の提出を省略することが可能となり、住民負担軽減（証明書を入手する金銭的、時間的コストの節約）につながる。 | １　番号制度の導入により、税情報や住所等の住民情報の名寄せ・突合ができることで正確かつ効率的に介護保険被保険者等の情報を把握することが可能となり、より公平な保険料の賦課及び保険給付に資することが期待される。<br>２　介護保険被保険者の所得等の確認等について、紙媒体での照会よりも事務を効率化することができる。<br>３　市・道民税証明書等の添付書類の提出を省略することが可能となり、住民の負担軽減（証明書を入手する金銭的、時間的コストの節約）につながる。 | 事後 | 文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和2年11月24日 | Ⅰ－6．情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠 | 番号法第１９条第７号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二<br><br>（別表第二における情報提供の根拠）<br>第３欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第４欄（特定個人情報）に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項（１、２、３、４、６、２６、３０、３３、３９、４２、５６の２、５８、６１、６２、８０、８７、９０、９４、９５、１１７の項）<br><br>（別表第二における情報照会の根拠）<br>第１欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第２欄（事務）に「介護保険法」が含まれる項（９３、９４の項） | 番号法第１９条第７号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二<br><br>（別表第二における情報提供の根拠）<br>番号法別表第二の第３欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第４欄（特定個人情報）に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項（１、２、３、４、６、８、11、26、30、33、39、42、56の２、58、61、62、80、87、90、94、95、108、117の項）<br><br>（別表第二における情報照会の根拠）<br>第１欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第２欄（事務）に「介護保険法」が含まれる項（93、94の項） | 事後 | 番号法の改正による変更。 |
| 令和2年11月24日 | （別添１）事務の内容 | | 図中　①届出・申請（電子申請） | 事前 | 申請方法（電子申請）追加に伴う重要な変更。 |
| 令和2年11月24日 | （別添１）事務の内容 | | 図中　⑦受給者異動情報⑧給付実績の授受に「伝送通信ソフト」を追加。 | 事後 | 国保連合会に委託している「介護保険審査支払事務」で、委託先へのデータの受渡し方法を電子媒体から専用線による方法に変更したため修正。 |
| 令和2年11月24日 | Ⅱ－2．基本情報　③対象となる本人の範囲　その必要性 | 介護保険の第１号被保険者並びに介護保険被保険者証を交付した第２号被保険者及び世帯構成員（資格喪失者を含む）<br><br>正確かつ公平・公正な介護保険業務を行うにあたり、介護保険対象者の特定等に必要な範囲の特定個人情報を保有する必要があるため | ①介護保険の第１号被保険者及びその世帯構成員（喪失者を含む）<br>②介護保険被保険者証を交付した第２号被保険者及びその世帯構成員（資格喪失者を含む）<br>③札幌市に住所を有する介護保険適用除外者及び住所地特例者。<br><br>介護保険業務を正確かつ公平・公正に行うため、上記の範囲を対象にする必要がある。 | 事後 | 文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和2年11月24日 | Ⅱ－２．基本情報　④記録される項目　その妥当性 | １　識別情報：対象者を正確に特定するために保有<br>２　連絡先等情報：対象者の居住地、世帯情報等を把握するために保有<br>３　業務関係情報<br>①　地方税関係情報：保険料段階及び利用者負担段階等を決定するために保有<br>②　医療保険関係情報：第２号被保険者の医療保険を把握するため、また、高額医療合算介護サービス費の給付のために保有<br>③　障害者福祉関係情報：被保険者の適用除外の確認等を行うために保有<br>④　生活保護・社会福祉関係情報：生活保護に関する情報に基づき、保険料段階及び利用者負担段階等を決定するために保有<br>⑤　介護・高齢者福祉関係情報：介護保険給付の適切な給付実績等を確認するために保有<br>⑥　年金関係情報：特別徴収を行うために保有。また、老齢福祉年金にあっては、保険料段階及び利用者負担段階等を決定するために保有 | １　識別情報：対象者を正確に特定するために保有<br>２　連絡先等情報：対象者の居住地、世帯情報等を把握するために保有<br>３　業務関係情報<br>①　地方税関係情報：介護保険料段階及び介護保険の利用者負担段階等を決定するために保有<br>②　医療保険関係情報：第２号被保険者の医療保険を把握するため、また、高額医療合算介護サービス費の給付のために保有<br>③　障害者福祉関係情報：被保険者の介護保険の適用除外の確認等を行うために保有<br>④　生活保護・社会福祉関係情報：生活保護に関する情報に基づき、介護保険料段階及び介護保険の利用者負担段階等を決定するために保有<br>⑤　介護・高齢者福祉関係情報：介護保険給付の適切な給付実績等を確認するために保有<br>⑥　年金関係情報：特別徴収を行うために保有。また、老齢福祉年金にあっては、介護保険料段階及び介護保険の利用者負担段階等を決定するために保有。 | 事後 | 文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和2年11月24日 | Ⅱ－３．特定個人情報の入手・使用　②入手方法 | | （以下を追加）<br>その他（サービス検索・電子申請機能） | 事前 | 申請方法（電子申請）追加に伴う重要な変更。 |
| 令和2年11月24日 | Ⅱ－３．特定個人情報の入手・使用　⑤本人への明示 | 介護保険法並びに番号法別表第二の９３項及び９４項の規定による。庁内連携による入手は条例別表２の９項、10項、11項、12項、13項、14項及び15項において明示されている。 | 介護保険法並びに番号法別表第二の93項及び94項の規定に明示している。また、庁内連携による入手は条例別表２の９項から15項までにおいて明示している。 | 事後 | 文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和2年11月24日 | Ⅱ－３．特定個人情報の入手・使用　⑥使用目的 | 行政運営の効率化と公平・公正な介護保険事務を行うため。 | 行政運営の効率化と公平・公正な介護保険事務のため。 | 事後 | 文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和2年11月24日 | Ⅱ－３．特定個人情報の入手・使用　⑧使用方法 | １（省略）<br>２　介護保険の賦課に関する事務<br>①～④（省略）<br>３　介護保険の収納管理に関する事務<br>①　本人等の金融機関口座情報を取得し、保険料の口座振替や還付の事務に使用する。<br>②　金融機関からの普通徴収の保険料入金情報を取得し、収納消込の事務に使用する。<br>③　年金保険者からの特別徴収の保険料入金情報を取得し、収納消込の事務に使用する。<br>④　生活保護受給情報に基づき、保険料の受領委任払いの事務に使用する。<br>４　介護保険の滞納整理に関する事務<br>①～②（省略<br>５（省略）<br>６　介護保険のケアプランに関する事務<br>①本人や代理人からのケアプランを受付け、ケアプラン届出状況を管理する事務に使用する。<br>７　介護保険の給付に関する事務<br>①　住民税や社会保障の給付状況等の情報を把握し、利用者負担段階を決定する事務に使用する。<br>８　地域支援事業に関する事務<br>①　被保険者の介護予防対象者を管理し、利用申請の受付、支給決定する事務に使用する。 | １（省略）<br>２　介護保険料の賦課に関する事務<br>①～④（省略）<br>３　介護保険料の収納管理に関する事務<br>①　本人等の金融機関口座情報を取得し、保険料の口座振替や還付の事務に使用する。<br>②　金融機関からの普通徴収の保険料入金情報を取得し、収納の事務に使用する。<br>③　年金保険者からの特別徴収の保険料入金情報を取得し、収納の事務に使用する。<br>④　生活保護受給情報に基づき、保険料の受領委任払いの事務に使用する。<br>４　介護保険料の滞納整理に関する事務<br>①～②（省略<br>５（省略）<br>６　介護保険のケアプランに関する事務<br>①　本人や代理人からのケアプランを受け付け、ケアプラン届出状況を管理する事務に使用する。<br>７　介護保険の給付に関する事務<br>①　住民税や社会保障の給付状況等の情報を把握し、利用者負担段階を決定する事務に使用する。<br>８　地域支援事業に関する事務<br>①　対象となる被保険者を管理し、利用申請の受付、支給決定する事務に使用する。 | 事後 | 文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和2年11月24日 | Ⅱ－３．特定個人情報の入手・使用　⑧使用方法<br>権利利益に影響を与え得る決定 | １　個人番号カード等により、正確な本人確認と個人番号の真正性を確認する。<br>２　内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。 | １　個人番号カード等により、正確に本人確認をして個人番号の真正性を確認する。<br>２　内部識別番号である宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。 | 事後 | 文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和2年11月24日 | Ⅱ－３．特定個人情報の入手・使用　⑧使用方法<br>権利利益に影響を与え得る決定 | 保険料の賦課額・減免等の決定、要介護（要支援）認定等の決定、給付の支給・減額・減免の決定、償還払いの支給決定 | 介護保険料の賦課額・減免等の決定、要介護（要支援）認定等の決定、介護給付の支給・減額・減免の決定、償還払いの支給決定 | 事後 | 文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和2年11月24日 | Ⅱ－４．特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項１②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲　その妥当性 | 介護保険システムの安定した稼働のため、システムの運用・保守の専門的な知識・技術を保有する民間事業者に委託する。 | 特定個人情報ファイルの一部ではなく全体について運用管理等を行う必要がある。 | 事後 | 文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和2年11月24日 | Ⅱ－４．特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項１⑥委託先名 | 札幌市総合情報センター株式会社（予定） | 競争入札により決定する。 | 事後 | 修正漏れがあったため今回の見直しで修正。 |
| 令和2年11月24日 | Ⅱ－４．特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項１　再委託⑧再委託の許諾方法 | 申請を受けて、委託内容（業務の一部であるか）や管理体制（委託先の管理下にあるか）を判断し許諾する。 | 申請を受けて、委託内容（業務の一部であるか）や管理体制を判断し許諾する。 | 事後 | 文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和2年11月24日 | Ⅱ－４．特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事２②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲　その妥当性 | 介護保険システムの安定した稼働のため、システムの運用・保守の専門的な知識・技術を保有する民間事業者に委託する。 | 特定個人情報ファイルの一部ではなく全体について運用管理等を行う必要がある。 | 事後 | 文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和2年11月24日 | Ⅱ－４．特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項２⑥委託先名 | 札幌市総合情報センター株式会社（予定） | 競争入札により決定する。 | 事後 | 修正漏れがあったため今回の見直しで修正。 |
| 令和2年11月24日 | Ⅱ－４．特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項２　再委託⑧再委託の許諾方法 | 申請を受けて、委託内容（業務の一部であるか）や管理体制（委託先の管理下にあるか）を判断し許諾する。 | 申請を受けて、委託内容（業務の一部であるか）や管理体制を判断し許諾する。 | 事後 | 文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和2年11月24日 | Ⅱ－４．特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事３②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲　対象となる本人の数　対象となる本人の範囲 | 対象となる本人の数　１万人未満<br>対象となる本人の範囲　100万人以上1,000万人未満 | 対象となる本人の数　100万人以上1,000万人未満<br>対象となる本人の範囲　「２．③対象となる本人の範囲」と同じ。 | 事後 | 明らかな誤記修正のため重要な変更にあたらない。 |
| 令和2年11月24日 | Ⅱ－４．特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事３②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲　その妥当性 | 介護保険システムの安定した稼働のため、システムの運用・保守の専門的な知識・技術を保有する民間事業者に委託する。 | 特定個人情報ファイルの一部ではなく全体について運用管理等を行う必要がある。 | 事後 | 文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和2年11月24日 | Ⅱ－４．特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項３⑥委託先名 | 札幌市総合情報センター株式会社（予定） | 競争入札により決定する。 | 事後 | 修正漏れがあったため今回の見直しで修正。 |
| 令和2年11月24日 | Ⅱ－４．特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項３再委託⑧再委託の許諾方法 | 申請を受けて、委託内容（業務の一部であるか）や管理体制（委託先の管理下にあるか）を判断し許諾する。 | 申請を受けて、委託内容（業務の一部であるか）や管理体制を判断し許諾する。 | 事後 | 文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和2年11月24日 | Ⅱ－４．特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事４②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲　その妥当性 | 札幌市では、大量の印刷を実施できるプリンタを保有しておらず、指定の期日までに、印刷及び事後処理を実施するために、データからの印刷と事後処理の技術を保有する民間事業者に委託する。 | 対象者へ自己負担割合証や各種通知等を送付するに当たり、札幌市では、大量の印刷を実施できるプリンタを保有しておらず、指定の期日までに、印刷及び事後処理を実施するために、データからの印刷と事後処理の技術を保有する民間事業者に委託する。 | 事後 | 文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和2年11月24日 | Ⅱ－４．特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項４再委託⑧再委託の許諾方法 | 申請を受けて、委託内容（業務の一部であるか）や管理体制（委託先の管理下にあるか）を判断し許諾する。 | 申請を受けて、委託内容（業務の一部であるか）や管理体制を判断し許諾する。 | 事後 | 文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和2年11月24日 | Ⅱ－４．特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項５①委託内容 | 介護報酬等の審査支払業務及び第三者求償業務 | 介護報酬等の審査支払業務、第三者求償業務及び保険者事務共同処理業務 | 事後 | 記載漏れがあったため今回の見直しで業務を追加。（いずれの業務も個人番号の利用はない。） |
| 令和2年11月24日 | Ⅱ－４．特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項５②取扱いファイルを委託する特定個人情報ファイルの範囲　その妥当性 | 介護保険法第１７６条において、国民健康保険団体連合会は市町村から委託を受けて、介護報酬等の審査・支払い事務、第三者行為求償業務行うことができる旨規定されている。 | 介護保険法第176条において「国民健康保険団体連合会は市町村から委託を受けて、介護報酬等の審査・支払い事務、第三者行為求償業務の他、介護保険事業の円滑な運営に資する事業を行うことができる」旨規定されている。 | 事後 | 文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和2年11月24日 | Ⅱ－４．特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項５④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く） | 専用線 | 事後 | 敷設済み専用線の利用が可能となったことから特定個人情報ファイルの提供方法を変更。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和2年11月24日 | Ⅱ－４．特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項５ ⑤委託先名の確認方法 | 介護保険法第１７６条において、国民健康保険団体連合会は市町村から委託を受けて、介護報酬等の審査・支払い事務、第三者行為求償業務行うことができる旨規定されている。 | 介護保険法第176条において、国民健康保険団体連合会は市町村から委託を受けて、介護報酬等の審査・支払い事務、第三者行為求償業務の他、介護保険事業の円滑な運営に資する事業を行うことができる旨規定されている。 | 事後 | 業務内容修正に伴い、今回の見直しで修正。 |
| 令和2年11月24日 | Ⅱ－５．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供・移転の有無 | 提供を行っている（20件） | 提供を行っている（23件） | 事後 | 番号法の改正による変更。 |
| 令和2年11月24日 | Ⅱ－５．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先１ | 厚生労働大臣 | 番号法第19条第７号　別表第二に定める情報照会者（別紙１参照） | 事後 | 提供先について別紙１に集約した。文言整理による記載の変更であり、重要な変更にあたらない。 |
| 令和2年11月24日 | Ⅱ－５．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先１-①法令上の根拠 | 番号法第19条第７号　別表第二（第1項） | 番号法第19条第７号　別表第二 | 事後 | 提供先について別紙１に集約した。文言整理による記載の変更であり、重要な変更にあたらない。 |
| 令和2年11月24日 | Ⅱ－５．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先１-②提供先における用途 | 健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの | 番号法第19条第７号　別表第二に定める各事務 | 事後 | 提供先について別紙１に集約した。文言整理による記載の変更であり、重要な変更にあたらない。 |
| 令和2年11月24日 | Ⅱ－５．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先１-③提供する情報 | 介護保険給付等関係情報 | 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって主務省令で定めるもの | 事後 | 文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和2年11月24日 | Ⅱ－５．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先１-⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 介護保険被保険者 | 「２．③対象となる本人の範囲」と同じ | 事後 | 文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和2年11月24日 | Ⅱ－５．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>提供先２～２０ | | （削除） | 事後 | 提供先について別紙１に集約した。文言整理による記載の変更であり、重要な変更にあたらない。 |
| 令和2年11月24日 | Ⅱ－６．特定個人情報の保管・消去　①保管場所 | ＜札幌市における措置＞<br>１　セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退館管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。<br>２　（以降省略） | ＜札幌市における措置＞<br>１　セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。<br>２　（以降省略） | 事後 | 誤記の修正であり、重要な変更にあたらない。 |
| 令和2年11月24日 | Ⅱ－６．特定個人情報の保管・消去　②保管期間　その妥当性 | 介護保険法ほか法令では、データ保管期間の定めはなく、各業務で過去の情報を必要とする事務処理に対応できるようにする必要があるため。 | 過去の情報を必要とする業務が多いため、介護保険法等ではデータの保管期間の定めがない。 | 事後 | 文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和2年11月24日 | Ⅱ－６．特定個人情報の保管・消去　③消去方法 | ＜札幌市における措置＞<br>１　一定の保管期間を経過するなど業務上不要と判断される情報は、システムにて自動判別し消去する。<br>２　ディスクの交換時は、物理的破壊や専用ソフトにて完全に消去する。<br>３　札幌市が定めた保管期間を経過した紙書類については、シュレッダーで完全に消去する。<br><br>（以下、省略） | ＜札幌市における措置＞<br>１　一定の保管期間を経過するなど業務上不要と判断される情報を、システムが自動判別し消去する仕組みを備えている。<br>２　ディスクの交換時は、物理的破壊や専用ソフトにて完全に消去する。<br>３　札幌市が定めた保管期間を経過した紙書類は、シュレッダーで裁断する。<br>４　個人番号付電子申請データは紙に打ち出した後、LGWAN接続端末から速やかに完全消去する。<br><br>（以下、省略） | 事前 | 申請方法（電子申請）追加に伴う重要な変更。 |
| 令和2年11月24日 | （別紙１）番号法第１９条第７号別表２に定める事務 | | 提供先について集約したため「別紙１」を追加 | 事後 | 提供先について別紙１に集約した。文言整理による記載の変更であり、重要な変更にあたらない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和2年11月24日 | Ⅲ－２．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）<br>リスク１：目的外の入手が行われるリスク<br>対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 | １　個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報の入手を防止する。<br>２　他の行政機関等より特定個人情報を含む情報（被保険者資格情報、所得情報等）を入手する際、必要とされる対象者以外記載できない書類様式で照会等を行う。 | １　窓口対応では、個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報の入手を防止する。<br>２　他の行政機関等から特定個人情報を含む情報（被保険者資格情報、所得情報等）を入手する際は、必要とされる対象者以外記載できない書類様式で照会等を行う。<br>３　電子申請時は、サービス検索・電子申請機能画面に個人番号の提出が必要な対象者について表示し、対象者以外の情報の入手を防止する。 | 事前 | 「３」について、申請方法（電子申請）追加に伴う重要な変更。 |
| 令和2年11月24日 | Ⅲ－２．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）<br>リスク１：目的外の入手が行われるリスク<br>必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容 | 必要とされる情報以外記載できない書類様式とする。 | １　必要な情報以外記載できない書類様式とする。<br>２　住民がサービス検索・電子申請機能の画面誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力する際に、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続きに係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 | 事前 | 「２」について、申請方法（電子申請）追加に伴う重要な変更。 |
| 令和2年11月24日 | Ⅲ－２．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）<br>リスク２：不適切な方法で入手が行われるリスク<br>リスクに対する措置の内容 | ＜介護保険システム、国保・介護・後期収納管理／滞納整理システム及び高齢・障がい福祉システムにおける措置＞<br>１　住民からの申請等情報については、法令等において手続きに必要な事項を規定した様式を示していることから、申請等の手続きを行う者は個人番号の記載が必要であると認識した上で申請書等を提出することとしており、不適切に入手することはない。<br>２　紙媒体により提出される申請等情報は、札幌市を送付先としており、詐取・奪取が行われることはない。<br>３　システムへのアクセスについては、業務システム端末からの制限された利用者による照会と登録のみとしており、それ以外の方法ではアクセスできない。<br><br>＜団体内統合宛名システムにおける措置＞<br>システムへのアクセスについては、業務システム端末からの制限された利用者によるもののみとしており、それ以外の方法ではアクセスはできない。<br><br>＜住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置＞<br>システムへのアクセスについては、業務システム端末からの制限された利用者によるもののみとしており、それ以外の方法ではアクセスはできない。<br><br>＜システム外の措置＞<br>窓口等で個人番号の提示を受けるときは、法令で定める本人確認を行ったうえで受付を行う。 | ＜介護保険システム、国保・介護・後期収納管理／滞納整理システム及び高齢・障がい福祉システムにおける措置＞<br>１　手続に当たっては、個人番号の記載が必要であることを認識してもらった上で、申請書等を提出してもらう。これにより、本人が知らぬ間に個人番号を提出してしまうことを防止している。<br>２　紙媒体の申請等情報は、本人等が来庁して提出するか、直接札幌市に郵送するため、中間で詐取・奪取が行われるリスクは低い。<br>３　それぞれのシステムへアクセスできる職員と端末を限定している。<br><br>＜団体内統合宛名システム及び住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置＞<br>それぞれのシステムへアクセスできる職員と端末を限定している。<br><br>＜サービス検索・電子申請機能における措置＞<br>１　住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信する際には、個人番号カードの署名用電子証明書による電子証明を付し、電子申請を受理した市町村等で署名検証を行う。これにより、本人からの情報であることを確認している。<br>２　サービス検索・電子申請機能の画面の誘導で住民に何の手続を探して電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしてもらい、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく適切に電子申請してもらえるよう措置を講じている。<br><br>＜システム外の措置＞<br>窓口等で個人番号の提示を受けるときは、個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示を受けることなどにより、必ず本人確認を行う。 | 事前 | ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞について、申請方法（電子申請）追加に伴う重要な変更。 |
| 令和2年11月24日 | Ⅲ－２．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）<br>リスク３：入手した特定個人情報が不正確であるリスク<br>入手の際の本人確認の措置の内容 | 個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示を受けることなどにより、必ず本人確認を行う。<br>他市町村等から入手する情報については、各入手元において番号法第16条に基づく本人確認が行われている。 | 個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示を受けることなどにより、必ず本人確認を行う。<br>他市町村等からは、他市町村等が番号法第16条に基づく本人確認を行って入手した情報が提供される。<br>住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信する際には、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付す。また、個人番号付電子申請データを受領した市町村等は署名検証（有効性確認、改ざん検知）等を実施する。これにより本人確認を行う。 | 事前 | 申請方法（電子申請）追加に伴う重要な変更。 |
| 令和2年11月24日 | Ⅲ－２．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）<br>リスク３：入手した特定個人情報が不正確であるリスク<br>個人番号の真正性確認の措置の内容 | 個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示を受け、既に登録された宛名情報の基本４情報（氏名・住所・性別・生年月日）と差異がないか比較することにより、個人番号の真正性を確認する。 | 個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示を受け、登録済みの基本４情報（氏名・住所・性別・生年月日）と差異がないか比較することにより、個人番号の真正性を確認する。 | 事後 | 文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和2年11月24日 | Ⅲ－２．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）<br>リスク３：入手した特定個人情報が不正確であるリスク<br>特定個人情報の正確性確保の措置の内容 | １　上記の通り、入手の各段階で、本人確認とともに、特定個人情報の正確性を確保している。<br>２　職員にて収集した情報に基づいて、適宜、職権で修正することで、正確性を確保している。 | １　職員が収集した情報に基づいて、不正確な情報があれば修正している。<br>２　サービス検索・電子申請機能へ不正確な個人番号が入力されたときに検出する機能がある（チェックデジット）。また、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記する機能がある。これにより、不正確な個人番号の入力を抑止している。 | 事前 | 申請方法（電子申請）追加に伴う重要な変更。 |
| 令和2年11月24日 | Ⅲ－２．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）<br>リスク４：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク<br>リスクに対する措置の内容 | ＜介護保険システム、国保・介護・後期収納管理／滞納整理システム及び高齢・障がい福祉システムにおける措置＞<br>１　省略紙媒体により提出された申請等情報は、鍵付きの保管庫で保管する。<br>２　委託業者との契約において、秘密保持の遵守に関する条項を明記して、情報の漏えいを防止している。<br>３　システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとなっているので、外部に漏れることはない。<br><br>＜団体内統合宛名システムにおける措置＞<br>団体内統合宛名システムは、中間サーバーや各システムとの接続に専用回線を用いているため、外部に漏れることはない。<br><br>＜住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置＞<br>住民基本台帳ネットワークシステムとの接続に専用回線を用いているため、外部に漏れることはない。 | ＜介護保険システム、国保・介護・後期収納管理／滞納整理システム及び高齢・障がい福祉システムにおける措置＞<br>１　紙媒体により提出された申請等情報は、鍵付きの保管庫で保管する。<br>２　委託先との契約において、秘密保持の遵守に関する条項を明記して、情報の漏えいを防止している。<br>３　システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとなっているので、外部に漏れることはない。<br><br>＜団体内統合宛名システムにおける措置＞<br>団体内統合宛名システムは、中間サーバーや各システムとの接続に専用回線を用いているため、外部に漏れることはない。<br><br>＜住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置＞<br>住民基本台帳ネットワークシステムとの接続に専用回線を用いているため、外部に漏れることはない。<br><br>＜サービス検索・電子申請機能における措置＞<br>サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間はLGWAN（※）、VPN（仮想プライベートネットワーク）等の回線を用いた暗号化通信を行うため、外部に漏れることはない。<br>（※）LGWAN…地方自治体のコンピュータネットワークを相互に接続した広域ネットワーク。インターネットからは切り離されている。 | 事前 | 「＜サービス検索・電子申請機能における措置＞」について、申請方法（電子申請）追加に伴う重要な変更。 |
| 令和2年11月24日 | Ⅲ－３．特定個人情報の使用<br>リスク１：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク<br>　宛名システム等における措置の内容 | １　介護保険業務に関する宛名情報の保存は、システム基盤（社会保障宛名）において実施しており、事務で使用する部署の職員のみが当該情報にアクセスし、利用できる仕組みとなっている。<br>２　介護保険業務以外との情報連携は、番号法や条例などの関係法令で定められた必要な範囲に限定される。<br>３　システム基盤（個人基本）との連携は、住民基本台帳に関する情報連携に限定される。<br>４　システム基盤（団体内統合宛名）との連携は、番号制度に伴う、個人特定に必要な範囲に限定される。 | １　介護保険業務に関する宛名情報は、システム基盤（社会保障宛名）に保存しており、事務で使用する部署の職員のみが当該情報にアクセスし、利用できる仕組みとなっている。<br>２　介護保険業務以外との情報連携は、番号法や条例などの関係法令で定められた必要な範囲に限定される仕組みになっている。<br>３　システム基盤（個人基本）との連携は、住民基本台帳に関する情報連携に限定される仕組みになっている。<br>４　システム基盤（団体内統合宛名）との連携は、番号制度に伴う、個人特定に必要な範囲に限定される仕組みになっている。 | 事後 | 文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和2年11月24日 | Ⅲ－３．特定個人情報の使用<br>リスク１：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク<br>　事務で使用するその他の | システム基盤（市中間サーバー）との連携は、番号制度に伴う、団体間の情報連携に必要な範囲に限定される。 | システム基盤（市中間サーバー）との連携は、、番号法や条例などの関係法令で定められた必要な範囲に限定される仕組みになっている。 | 事後 | 文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和2年11月24日 | Ⅲ－３．特定個人情報の使用<br>リスク２：権限のないもの（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク<br>ユーザ認証の管理　具体的な方法 | システムを利用できる職員を限定し、ユーザIDによる識別と認証用トークンに表示されたパスワード（約３０秒ごとに変化する）、ＰＩＮコードによる認証を実施する。また、業務に応じて各ユーザの操作権限を制限する。 | １　システムを利用できる職員を限定し、ユーザIDによる識別と認証用トークンに表示されたパスワード（約３０秒ごとに変化する）、ＰＩＮコードによる認証を実施する。また、業務に応じて各ユーザの操作権限を制限する。<br>２　サービス検索・電子申請機能をLGWAN接続端末上で利用する職員を限定し、個人ごとのユーザIDを割り当て、ＩＤとパスワードによる認証を行う。<br>３　なりすましによる不正を防止する観点から共用のIDは利用しない。 | 事前 | 「２」及び「３」について、申請方法（電子申請）追加に伴う重要な変更。 |
| 令和2年11月24日 | Ⅲ－３．特定個人情報の使用<br>リスク２：権限のないもの（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク<br>アクセス権限の発効・失効の管理　具体的な方法 | １　発効管理<br>①　認証サーバーにおいて、職員の所属及び業務によりアクセス権限をパターン化することによって、必要最小限の権限が付与されるよう管理している。<br>②　アクセス権限の付与を行う際、実施手順に基づき、業務主管部門（「Ⅱ．２．⑥事務担当部署」の所属長）から情報システム部門に対して申請を行う。<br>２　失効管理<br>　人事異動等によりアクセス権に変更が生じた場合は、実施手順に基づき業務主管部門は情報システム部門に対して、速やかに失効の申請を行う。 | １　発効管理<br>①　職員ごとに必要最小限の権限が付与されるよう管理している。<br>②　アクセス権限の付与を行う際、実施手順に基づき、業務主管部門（「Ⅱ．２．⑥事務担当部署」の所属長）から情報システム部門に対して申請を行う。<br>２　失効管理<br>　人事異動等によりアクセス権に変更が生じた場合は、実施手順に基づき業務主管部門は情報システム部門に対して、速やかに失効の申請を行う。 | 事後 | 文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和2年11月24日 | Ⅲ－３．特定個人情報の使用<br>リスク２：権限のないもの（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク<br>その他の措置の内容 | １　システムが利用できる端末については、勝手に設定を変更できないよう情報システム部門にて管理している。<br>２　指定された端末以外からアクセスできないよう、情報システム部門にて制御している。<br>３　システム使用中以外は必ずログオフを行う旨、実施手順に記載し周知するとともに、一定時間端末を操作しなかった場合は再度パスワード認証を要求する設定としている。 | １　システムが利用できる端末については、勝手に設定を変更できないよう情報システム部門で管理している。<br>２　指定された端末以外からアクセスできないよう、情報システム部門で制御している。<br>３　システム使用中以外は必ずログオフを行う。また、一定時間端末を操作しなかった場合は再度パスワード認証を要求する設定としている。 | 事後 | 文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和2年11月24日 | Ⅲ－３．特定個人情報の使用<br>リスク３：従業者が事務外で使用するリスク<br>リスクに対する措置の内容 | １　外部媒体へのデータのコピーを禁じている。<br>２　システム操作記録を取得しているため、事務外で使用した場合は直ちに特定可能であることを周知している。<br>３　臨時職員等は、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む承諾書に署名をする。<br>４　外部記憶媒体の利用制御システムにより、事前に登録された外部記憶媒体以外は書き込みができないようにすることで、不正な情報の持ち出しを制限する。 | １　外部媒体へのデータのコピーを禁じている。仮にコピーしようとしたとしても、外部記憶媒体の利用制御システムにより、事前に登録した外部記憶媒体以外は書き込みができない。<br>２　システム操作記録を取得していることを周知し、事務外で使用しないように注意喚起している。<br>３　会計年度任用職員等には、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む承諾書に署名をさせる。<br>４　住民が行った電子申請のデータ等へアクセスできる端末を制限する。 | 事前 | 「４」について、申請方法（電子申請）追加に伴う重要な変更。 |
| 令和2年11月24日 | Ⅲ－３．特定個人情報の使用<br>リスク４：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク<br>リスクに対する措置の内容 | １　システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとなっている。<br>２　セキュリティ実施手順に情報システム部門の承認を得なければ、情報の複製は認められない仕組みとなっている。 | １～２　省略<br>３　住民が行った電子申請のデータ等へは、アクセス権限の設定により特定の職員のみがアクセスできるようシステムで管理する。 | 事前 | 「３」について、申請方法（電子申請）追加に伴う重要な変更。 |
| 令和2年11月24日 | Ⅲ－３．特定個人情報の使用<br>特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | １　一定時間操作が無い場合は、自動的にログアウトする。<br>２　スクリーンセーバを利用して、長時間にわたり個人情報を表示させない。<br>３　端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。<br>４　画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要となる範囲にとどめる。 | 〈リスク：事務に関係のない者にのぞき見等されるリスク〉<br>１　一定時間操作が無い場合は、自動的にログアウトする。<br>２　スクリーンセーバを利用して、長時間にわたり個人情報を表示させない。<br>３　端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。<br>４　事務処理に必要のない画面のハードコピーは取得しない。 | 事後 | 文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和2年11月24日 | Ⅲ－４．特定個人情報ファイルの取扱いの委託　情報保護体制の確認 | 契約毎に被指名者選考委員会を開いて審議し、指名見積参加者選考調書に記録している。審査基準は札幌市役務契約事務取扱要領および札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領による。 | 札幌市が規定する特定個人情報取扱安全管理基準に適合しているか予め確認して委託契約を締結している。 | 事後 | 札幌市特定個人情報取扱要領（以下「要領」という。）で新たに策定した、特定個人情報取扱安全管理基準に基づき、予め「情報保護管理体制の確認」を実施することと規定したため |
| 令和2年11月24日 | Ⅲ－４．特定個人情報ファイルの取扱いの委託　特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 | サーバー室や事務室の入退室を従業者に配布しているICカードにより制限し不正な侵入を防止している。<br>また、端末機の操作者ごとにフォルダへのアクセス権限を設定し、利用可能なファイルを制限する等の方法を定める。 | サーバ室や事務室の入退室を従業者に配布しているICカードにより制限し不正な侵入を防止している。また、端末機の操作者ごとにフォルダへのアクセス権限を設定し、利用可能なファイルを制限する等の方法を定める。 | 事後 | 文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和2年11月24日 | Ⅲ－４．特定個人情報ファイルの取扱いの委託　特定個人情報ファイルの取扱いの記録 | システム操作記録による記録を残している。また、データベースへの接続監視を行い、30分毎に担当職員へメールで監視状況が通知されるようになっており、申請のない接続を把握できるようになっている。 | システムの操作記録を残している。また、データベースへの接続監視を行い、30分毎に担当職員へメールで監視状況が通知されるようになっており、いつ・だれが・どのデータベースに・どのようなアクセスをしたかを把握できるようになっている。 | 事後 | 文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和2年11月24日 | Ⅲ－４．特定個人情報ファイルの取扱いの委託　特定個人情報の提供ルール　委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法 | サーバー室および事務室からの情報の持ち出し禁止を仕様書に明記している。また、セキュリティ保全の対策状況について定期的に報告させている。 | （内容）<br>当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。<br>（確認方法）<br>この特記事項の中で、第三者への提供の禁止を規定している。また、遵守内容について定期的に報告させている。 | 事後 | 要領で新たに「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を策定したため、記載を変更。 |
| 令和2年11月24日 | Ⅲ－４．特定個人情報ファイルの取扱いの委託　特定個人情報の提供ルール　委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法 | サーバー室および事務室からの情報の持ち出し禁止を仕様書に明記している。また、セキュリティ保全の対策状況について定期的に報告させている。 | （内容）<br>当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。<br>（確認方法）<br>この特記事項の中で、札幌市の指定する手段で特定個人情報等の受渡しや確認を行うことを規定している。また遵守内容について定期的に報告させている。 | 事後 | 要領で新たに「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を策定したため、記載を変更。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和2年11月24日 | Ⅲ－４．特定個人情報ファイルの取扱いの委託　特定個人情報の消去ルール<br>ルールの内容及びルール遵守の確認方法 | 消去ルール：定めていない<br>ルールの内容及びルール遵守の確認方法：<br>サーバー室および事務室からの情報の持ち出しは禁止している。<br>委託先が特定個人情報を消去する場合は、本市の指示に基づき実施する。 | 消去のルール：定めている<br>ルールの内容及びルール遵守の確認方法：<br>（内容）<br>当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。<br>（確認方法）<br>この特記事項の中で、札幌市の指定する手段で消去し、その内容を記録した書面で報告することを規定している。 | 事後 | 要領で「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を策定したため、記載を変更。 |
| 令和2年11月24日 | Ⅲ－４．特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 | 個人情報取扱注意事項として以下を契約書に明記している。<br>１　個人情報の保護<br>２　複写、複製の禁止<br>３　目的外使用の禁止<br>４　情報の返還 | 当該委託業務の契約書では「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めており、以下の事項を規定している。<br>１　秘密保持義務<br>２　事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止<br>３　特定個人情報の目的外利用の禁止<br>４　再委託における条件<br>５　漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任<br>６　委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄<br>７　特定個人情報を降り扱う従業者の明確化<br>８　従業者に対する監督・教育、契約内容の遵守状況についての報告<br>９　必要があると認めるときは実地の監査、調査等を行うこと | 事後 | 要領で新たに「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を策定したため、記載を変更。 |
| 令和2年11月24日 | Ⅲ－４．特定個人情報ファイルの取扱いの委託　再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 | 委託先に対し、業務委託契約書における遵守事項を再委託先に周知徹底し遵守させている。<br>セキュリティ保全状況に関する報告を定期的に提示させている。 | 当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。この特記事項の中で、再委託するときは必ず札幌市の許諾を得ることと規定している。その際には、再委託先が札幌市の規定する特定個人情報取扱安全管理基準に適合しているか予め確認して許諾することと規定している。<br>また、再委託先における特定個人情報等の取扱状況についても定期的に報告させている。 | 事後 | 要領で「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を策定したため、記載を変更 |
| 令和2年11月24日 | Ⅲ－５．特定個人情報の提供・移転　リスク１：不正な提供・移転が行われるリスク　特定個人情報の提供・移転の記録 | 特定個人情報の提供・移転が行われるシステム処理の実行記録が保管される。 | 特定個人情報の提供・移転の実行記録をシステムに保管する。 | 事後 | 文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和2年11月24日 | Ⅲ－５．特定個人情報の提供・移転　リスク１：不正な提供・移転が行われるリスク　特定個人情報の提供・移転に関するルール<br>ルールの内容及びルール遵守の確認方法 | 介護保険業務以外との情報連携は、番号法や条例などの関係法令で定められた必要な範囲に限定される。 | （内容）<br>札幌市内部の介護保険業務以外との情報連携は、番号法や条例などの関係法令で定められた必要な範囲に限定する。<br>（確認方法）<br>個人番号利用事務監査を実施し、提供・移転が適切であるかを確認している。 | 事後 | 文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和2年11月24日 | Ⅲ－５．特定個人情報の提供・移転　リスク１：不正な提供・移転が行われるリスク　その他の措置の内容 | １　「サーバー室等への入室権限」および「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を管理し、情報の持ち出しを制限する。<br>２　システムにより自動化されている情報の提供・移転処理以外で、情報の提供・移転を行う作業等においては、情報システム部門の職員が立会いを行う。<br>３　外部記憶媒体の利用制御システムにより、事前に登録された外部記憶媒体以外は書き込みができないようにすることで、不正な情報の持ち出しを制限する。 | １　「サーバー室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を管理し、情報の持ち出しを制限する。<br>２　システムにより自動化されている情報の提供・移転処理以外で、情報の提供・移転を行う場合は、情報システム部門の職員が立会う。<br>３　外部記憶媒体へのコピーを禁止している。また、外部記憶媒体利用制御システムにより外部記憶媒体が作動しないようにすることで、情報の不正な持ち出しを禁止している。 | 事後 | 文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和2年11月24日 | Ⅲ－５．特定個人情報の提供・移転　リスク２：不適切な方法で提供・移転が行われるリスクリスクに対する措置の内容 | １　管理されたネットワーク上で行われる、システム処理による通信により、特定個人情報の提供・移転が行われるため、誤った相手への提供・移転は行われない。<br>２　システム処理によらない特定個人情報の提供・移転を行う必要がある場合は、業務主管部門からの事前手続きに基づいて、情報システム部門の管理の下に実施する。 | １　誤った相手へ提供・移転しないように、管理されたネットワーク上の通信を用いる。<br>２　システム処理によらない特定個人情報の提供・移転を行う必要がある場合は、業務主管部門からの事前手続に基づいて、情報システム部門の管理の下に実施する。 | 事後 | 文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和2年11月24日 | Ⅲ－５．特定個人情報の提供・移転　リスク３：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク　リスクに対する措置の内容 | １　誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置<br>①　システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。<br>②　情報を提供・移転するファイルはシステム上で形式が定義されており、定義された情報以外は連携されない。<br>③　システムによるエラーチェックとして、入力内容や計算内容のチェックが行われている。<br>２　誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置<br>①　本市の情報システム部門に事前協議を行い、承認を得たうえで、システム機能でどの相手システムと情報連携するかが定義されたもの以外は連携されない。<br>②　管理されたネットワーク上で行われる、システム処理による通信により、特定個人情報の提供・移転が行われるため、誤った相手への提供・移転は行われない。 | １　誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置<br>①　システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。<br>②　情報を提供・移転するファイルはシステム上で形式が定義されており、定義された形式の情報以外は連携されない。<br>③　システムによって入力内容や計算内容のエラーチェックが行われている。<br><br>２　誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置<br>①　本市の情報システム部門に事前協議を行い、承認を得る必要がある。また、情報連携が認められた相手システムとしか連携されない仕組みになっている。<br>②　誤った相手へ提供・移転しないように、管理されたネットワーク上の通信を用いる。 | 事後 | 文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和2年11月24日 | Ⅲ－６．情報提供ネットワークシステムとの接続　リスク１：目的外の入手が行われるリスク　リスクに対する措置の内容 | ＜札幌市における措置＞<br>（省略）<br><br>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞<br>１　情報照会機能（※１）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト（※２）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。<br>２　中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※３）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。<br>（※１）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。<br>（※２）番号法別表第二及び第１９条第１４号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。<br>（※３）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 | ＜札幌市における措置＞<br>（省略）<br><br>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞<br>１番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を有しており、目的外の入手が行われないように備えている。<br>２　ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 | 事後 | 文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和2年11月24日 | Ⅲ－６．情報提供ネットワークシステムとの接続　リスク２：　安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク | ＜札幌市における措置＞<br>（省略）<br><br>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞<br>１　中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。<br><br>＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞<br>１　中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。<br>２　中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 | ＜札幌市における措置＞<br>（省略）<br><br>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞<br>情報提供ネットワークシステムは、特定個人情報保護委員会との協議を経て総務大臣が設置・管理している。中間サーバーは、この情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報しか入手できない設計になっており、安全性を保っている。<br><br>＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞<br>１　中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。<br>２　中間サーバーと地方公共団体等との間については、VPN（仮想プライベートネットワーク）等の技術を利用し、地方公共団体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 | 事後 | 文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和2年11月24日 | Ⅲ－６．情報提供ネットワークシステムとの接続　リスク３：入手した特定個人情報が不正確であるリスク | ＜札幌市における措置＞<br>（省略）<br><br>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞<br>１　中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 | 情報提供ネットワークシステムは、特定個人情報保護委員会との協議を経て総務大臣が設置・管理している。中間サーバーは、この情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報しか入手できない設計になっている。そのため、照会対象者の正確な特定個人情報を入手することが担保されている。 | 事後 | 文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 令和2年11月24日 | Ⅲ－６．情報提供ネットワークシステムとの接続<br>リスク４：　入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク | ＜札幌市における措置＞<br>（省略）<br><br>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞<br>１　中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している（※）。<br>２　既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。<br>３　情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。<br>４　中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。<br>（※）中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。<br><br>＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞<br>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、漏えい･紛失のリスクに対応している。<br>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい･紛失のリスクに対応している。<br>③中間サーバー･プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。 | ＜札幌市における措置＞<br>（省略）<br><br>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞<br>１　中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している（※）。<br>２　既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。<br>３　情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。<br>４　中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。<br>（※）中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。<br><br>＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞<br>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、漏えい･紛失のリスクに対応している。<br>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい･紛失のリスクに対応している。<br>③中間サーバー･プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。 | 事後 | 文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和2年11月24日 | Ⅲ－６．情報提供ネットワークシステムとの接続<br>リスク５：　不正な提供が行われるリスク | ＜札幌市における措置＞<br>（省略）<br><br>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞<br>１　情報提供機能（※）により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。<br>２　情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。<br>３　特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。<br>４　中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。<br>（※）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。 | ＜札幌市における措置＞<br>（省略）<br><br>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞<br>１　　番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を有しており、不正な提供が行われないよう備えている。<br>２　情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、照会内容に対応した情報のみを自動で生成して送付する機能が備わっている。また、情報提供ネットワークシステムから、情報提供許可証と、情報照会者へたどり着くための経路情報を受け取ってから提供する機能が備わっている。これらの機能により、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。<br>３　特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認することで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。<br>４　ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 | 事後 | 文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和2年11月24日 | Ⅲ－６．情報提供ネットワークシステムとの接続<br>リスク６：　不適切な方法で提供されるリスク　リスクに対する措置の内容 | ＜札幌市における措置＞<br>（省略）<br><br>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞<br>１　セキュリティ管理機能（※）により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。<br>２　中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。<br>（※）暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。<br><br>＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞<br>１　中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。<br>２　中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい･紛失のリスクに対応している。<br>３　中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。 | ＜札幌市における措置＞<br>（省略）<br><br>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞<br>１　情報提供ネットワークシステムに情報を送信する際は、情報が暗号化される仕組みになっている。<br>２　中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。<br><br>＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞<br>１　中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。<br>２　中間サーバーと地方公共団体等との間については、VPN（仮想プライベートネットワーク）等の技術を利用し、地方公共団体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。<br>３　中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が、特定個人情報にはアクセスができないよう管理することで、不適切な方法での情報提供を行えないようにしている。 | 事後 | 文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和2年11月24日 | Ⅲ－６．情報提供ネットワークシステムとの接続<br>リスク７：　誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク　リスクに対する措置の内容 | ＜札幌市における措置＞<br>１　誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置<br>①　システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。<br>②　情報を提供・移転するファイルはシステム上で形式が定義されており、定義された情報以外は連携されない。<br>③　システムによるエラーチェックとして、入力内容や計算内容のチェックが行われている。<br>２　誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置<br>①　本市の情報システム部門に事前協議を行い、承認を得たうえで、システム機能でどの相手システムと情報連携するかが定義されたもの以外は連携されない。<br>②　管理されたネットワーク上で行われる、システム処理による通信により、特定個人情報の提供・移転が行われるため、誤った相手への提供・移転は行われない。<br><br>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞<br>１　情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。<br>２　情報提供データベース管理機能（※）により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。<br>３　情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。<br>（※）特定個人情報を副本として保存・管理する機能。 | ＜札幌市における措置＞<br>１　誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置<br>①　システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。<br>②　情報を提供・移転するファイルはシステム上で形式が定義されており、定義された形式の情報以外は連携されない。<br>③　システムによる入力内容や計算内容のエラーチェックが行われている。<br>２　誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置<br>①　本市の情報システム部門に事前協議を行い、承認を得る必要がある。また、情報連携が認められた相手システムとしか連携されない仕組みになっている。<br>②　誤った相手へ提供・移転しないように、管理されたネットワーク上の通信を用いる。<br><br>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞<br>１　情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、照会内容に対応した情報のみを自動で生成して送付する機能が備わっている。また、情報提供ネットワークシステムから、情報提供許可証と、情報照会者へたどり着くための経路情報を受け取ってから提供する機能が備わっている。これらの機能により、誤った相手へ特定個人情報を提供するリスクに対応している。<br>２　情報提供データベースへ情報が登録される際には、決められた形式のファイルであるかをチェックする機能が備わっている。また情報提供データベースに登録された情報の内容は端末の画面で確認することができる。これらにより、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。<br>３　情報提供データベース管理機能（※）では、情報提供データベース内の副本データを既存業務システム内の正本データと照合するためのデータを出力する機能を有しており、提供する特定個人情報に誤りがないか確認することができる。<br>（※）特定個人情報を副本として保存・管理する機能。 | 事後 | 文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和2年11月24日 | Ⅲ－６．情報提供ネットワークシステムとの接続<br>情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | ＜札幌市における措置＞<br>情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の各業務システムへのアクセスはできない。<br><br>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞<br>１　中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。<br>２　情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。<br><br>＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞<br>１　中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。<br>２　中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。<br>３　中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。<br>４　特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 | ・本市の各システム、管理する情報及び通信中の情報へ不正にアクセスされたり漏えいしたりするリスク<br><br>＜札幌市における措置＞<br>（省略）<br><br>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞<br>（省略）<br><br>＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞<br>１～２（省略）<br>３　中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、他の地方公共団体が管理する情報には一切アクセスできない。<br>４　地方公共団体のみが特定個人情報の管理を行い、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報にアクセスできないようにすることで、事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 | 事後 | 文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和2年11月24日 | Ⅲ－７．特定個人情報の保管・消去　リスク１－⑤物理的対策　具体的な対策の内容 | ＜札幌市における措置＞<br>１　サーバー室は、機械による入退室管理設備を設置し、入退室カード（ＩＣカード）を貸与された者でないと入室できない。また、入退室の記録は保存され、監視カメラも設置している。<br>２　磁気ディスクやドキュメント類は施錠可能な保管庫で保存している。<br>３　電気通信装置（ルータ・ＨＵＢ）は施錠可能なラックに設置している。<br><br>＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞<br>中間サーバー･プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 | ＜札幌市における措置＞<br>１　サーバー室は、機械による入退室管理設備を設置し、入退室カード（ＩＣカード）を貸与された者でないと入室できない。また、入退室の記録は保存され、監視カメラも設置している。<br>２　磁気ディスクや書類は施錠可能な保管庫で保存している。<br>３　電気通信装置（ルータ・ＨＵＢ）は施錠可能なラックに設置している。<br>４　LGWAN接続端末の操作場所へは、管理者である課長の許可を受けないと入室できない。また、業務時間外は執務室施錠などの物理的対策を講じている。<br><br>＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞<br>中間サーバー･プラットフォームを設置しているデータセンターでは、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 | 事前 | 申請方法（電子申請）追加に伴う重要な変更 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和2年11月24日 | Ⅲ－７．特定個人情報の保管・消去　リスク１－⑥技術的対策　具体的な対策の内容 | ＜札幌市における措置＞<br>１　コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。併せて、端末機及びサーバー機のハードディスクドライブの全ファイルのウイルススキャンを毎週１回、自動実行する。<br>２　本市の情報セキュリティに関する規程に基づき、ネットワーク管理に係る手順等を整備するとともに、機器を設置する際はファイアウォールを敷設することとしている。<br><br>＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞<br>１　中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。<br>２　中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。<br>３　導入しているＯＳ及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 | ＜札幌市における措置＞<br>１　コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。併せて、端末機及びサーバー機のハードディスクドライブの全ファイルのウイルススキャンを毎週１回、自動実行する。<br>２　本市の情報セキュリティに関する規程に基づき、ネットワーク管理に係る手順等を整備するとともに、機器を設置する際はファイアウォールを敷設する。<br>３　サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間はLGWAN、VPN（仮想プライベートネットワーク）等の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部への漏えい等が起こらないようにしている。<br><br>＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞<br>１　UTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。<br>２　ウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスパターンファイルの更新を行う。<br>３　導入しているＯＳ及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチを適用する。 | 事前 | 申請方法（電子申請）追加に伴う重要な変更。 |
| 令和2年11月24日 | Ⅲ－７．特定個人情報の保管・消去　リスク２：特定個人情報が古い情報のまま管理され続けるリスク<br>リスクに対する措置 | 保有する情報は異動があった場合に随時更新しており、更新していない場合は他の職員から判別可能であるなど複数人で確認できる体制にあることから、古い情報のまま保管されるリスクはない。 | １　保有する情報は変更があった場合に随時更新している。また、更新漏れがないように、複数の職員で確認する体制をとっている。<br>２　取得した電子申請データは紙に印刷するまで、LGWAN接続端末に一時保管されている。この一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合は古い情報で審査等を行わないよう履歴管理を行う。 | 事前 | 申請方法（電子申請）追加に伴う重要な変更。 |
| 令和2年11月24日 | Ⅲ－７．特定個人情報の保管・消去　リスク３：　特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク<br>消去手順　手順の内容 | １　データについては法律等で保管期間の定めがないため、一定の保管期間を経過するなど札幌市が事務処理上不要と判断した情報に関して、データ調査の上で、情報を消去する。<br>２　磁気ディスクの廃棄時は、内容の復元ができないように消去または物理的破砕等を行う。<br>３　札幌市が定めた保管期間を経過した帳票及び申告書等の廃棄時には、内容が判読できないよう、焼却もしくは裁断することとする。 | １　事務処理上、消去して問題ない情報かどうかを一定期間ごとに確認する（介護保険法等には保管期間の定めがない）。<br>２　磁気ディスク等の場合は、内容の復元ができないよう物理的な破砕等によって消去する。<br>３　紙媒体の場合は、内容が判読できないよう焼却又はは裁断によって消去する。 | 事後 | 文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和2年11月24日 | Ⅳ－その他のリスク対策<br>１．監査　①自己点検 | ＜札幌市における措置＞<br>札幌市で毎年実施しているセキュリティ内部監査の際に、各職場において、本評価書に記載された事項が順守されているかどうか、自己点検表による確認を行う。<br><br>＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞<br>運用規則等に基づき、中間サーバー･プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。 | ＜札幌市における措置＞<br>札幌市で毎年実施している個人番号利用事務監査の際に、各職場において、本評価書に記載された事項等が順守されているかどうか、自己点検票による確認を行う。<br><br>＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞<br>運用規則等に基づき、中間サーバー･プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施する。 | 事後 | 要領で新たに策定した点検項目に基づき自己点検実施するため、記載を変更。 |
| 令和2年11月24日 | Ⅳ－その他のリスク対策<br>１．監査　②監査 | ＜札幌市における措置＞<br>札幌市で毎年実施しているセキュリティ内部監査で、本評価書に記載された事項が順守されているかどうかの確認を実施する。内容は以下のとおり。<br>１　内部監査はすべての職場で実施する。<br>２　内部監査の結果を情報システム部門に報告する。<br>３　必要に応じて情報システム部門が聞き取り調査を行う。<br>４　聞き取り調査にあたっては、外部の専門家の支援を受けながら実施する。<br><br>＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞<br>運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 | ＜札幌市における措置＞<br>札幌市で毎年実施している個人番号利用事務監査で、本評価書に記載された事項等が遵守されているかどうかの確認を実施する。内容は以下のとおり。<br>１　監査は全ての個人番号利用事務について実施する。<br>２　現地監査を定期的に実施する。<br>３　監査結果に応じフォローアップを行う。<br>４　監査結果、フォローアップの結果は、番号制度総括部門に報告する。<br><br>＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞<br>運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行う。 | 事後 | 要領で新たに策定した監査項目に基づき監査を実施するため、記載を変更。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和2年11月24日 | Ⅳ-その他のリスク対策<br>２．従業者に対する教育・啓発　具体的な方法 | ＜札幌市における措置＞<br>介護保険事務にかかわる職員（臨時職員等を含む。）に対して、初任時及び一定期間ごとに、必要な知識の習得に資するための研修（個人情報保護、セキュリティ対策に関する内容を含む。）を実施するとともに、その記録を残している。<br><br>＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞<br>１　中間サーバー･プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。<br>２　中間サーバー･プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 | ＜札幌市における措置＞<br>介護保険事務に携わる職員（会計年度職員等を含む。）に対して、初任時及び一定期間ごとに、必要な知識の習得のための研修（個人情報保護、セキュリティ対策に関する内容を含む。）を実施するとともに、その記録を残している。<br><br>＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞<br>中間サーバープラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に、セキュリティや運用規則等についての研修を実施する | 事後 | 要領で新たに策定した監査項目に基づき監査を実施するため、記載を変更。 |
| 令和2年11月24日 | Ⅳ-その他のリスク対策<br>３．その他のリスク対策 | ＜札幌市における措置＞<br>情報システム部門が管理するサーバー室にて、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、情報システム部門と委託業者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。<br><br>＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞<br>中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 | （削除） | 事後 | 他の項目に書かれているリスク対策と内容が重複しているため削除。文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和3年3月3日 | Ⅰ－１．．評価実施機関における担当部署　②事務の内容 | 札幌市では、介護保険法及びこれに基づく条例により、介護保険に関する事務を行っている。<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（（平成２５年５月３１日法律第２７号）以下、「番号法」という。）別表第一の68項により個人番号を利用することができるのは、介護保険法（平成９年法律第１２３号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、内閣府・総務省令で定められている。<br>ついては、特定個人情報ファイルを当該内閣府・総務省令に定める以下の事務で取り扱うこととする。<br><br>１～７（省略）<br>８　地域支援事業に関する事務<br>被保険者の介護予防対象者を管理し、利用申請の受付、支給決定を行う。 | 札幌市では、介護保険法及びこれに基づく条例により、介護保険に関する事務を行っている。<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）別表第一の68項により個人番号を利用することができるのは、介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、内閣府・総務省令で定められている。<br>また、同法第９条第２項に基づき札幌市個人番号利用条例（平成27年札幌市条例42号。以下「利用条例」という。）により個人番号の利用に関し必要な事項を定めている。<br>ついては、特定個人情報ファイルを当該内閣府・総務省令及び利用条例に定める以下の事務で取り扱う。<br><br>１～７（省略）<br>８　地域支援事業に及び保健福祉事業関する事務<br>対象となる被保険者からの利用申請を受付、支給決定を行い対象者を管理する。 | 事前 | 文言整理及び法定事務（地域支援事業）の一部を独自利用事務（保健福祉事業）に移行したため事務の名称を変更。事務手続き及び利用範囲等に変更はなく、リスクの変動はないため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和3年3月3日 | Ⅰ－２．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　システム３　②システムの機能 | 高齢者や障がい者に関する福祉制度の事務を行うシステムであり、介護保険事務においては、介護保険法に基づく介護保険の地域支援事業に関する事務において、次の機能を使用する。<br><br>・地域支援事業に関するサービスの申請登録（決定、変更、廃止等）<br>・地域支援事業に関するサービスの実績入力、確認、支払登録、照会<br>・地域支援事業に関するサービスの支給決定通知書、利用券、関係帳票の発行<br>・受給者情報の照会<br>・所得情報を反映する機能（階層再設定） | 高齢者や障がい者に関する福祉制度の事務を行うシステムであり、介護保険事務においては、介護保険法に基づく介護保険の地域支援事業及び保健福祉事業に関する事務において、次の機能を使用する。<br><br>・地域支援事業及び保健福祉事業に関するサービスの申請登録（決定、変更、廃止等）<br>・地域支援事業及び保健福祉事業に関するサービスの実績入力、確認、支払登録、照会<br>・地域支援事業及び保健福祉事業に関するサービスの支給決定通知書、利用券、関係帳票の発行<br>・受給者情報の照会<br>・所得情報を反映する機能（階層再設定） | 事前 | 法定事務（地域支援事業）の一部を独自利用事務（保健福祉事業）に移行したため事務の名称を変更。事務手続き及びシステム等に変更はなく、リスクの変動はないため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和3年3月3日 | Ⅰ－５．．個人番号の利用　法令上の根拠 | 番号法第９条第１項　別表第一の68の項<br>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第50条<br>番号法第９条第２項及び札幌市個人番号利用条例（平成27年札幌市条例42号。以下「利用条例」という。） | 番号法第９条第１項　別表第一の68の項<br>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第50条<br>番号法第９条第２項及び利用条例第４条 | 事前 | 文言整理のため、重要な変更にあたらない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和3年3月3日 | （別添１）事務の内容<br>（備考） | ①～⑩（省略）<br>⑪被保険者からの地域支援事業に関する申請や届出を受け付け、確認を行う。<br>⑫所得情報等に基づき、地域支援事業に関するサービスの決定通知、利用券の発行を行う。 | ①～⑩（省略）<br>⑪被保険者からの地域支援事業及び保健福祉事業に関する申請や届出を受け付け、確認を行う。<br>⑫所得情報等に基づき、地域支援事業及び保健福祉事業に関するサービスの決定通知、利用券の発行を行う。 | 事前 | 法定事務（地域支援事業）の一部を独自利用事務（保健福祉事業）に移行したため事務の名称を変更。事務手続き及びシステム等に変更はなく、リスクの変動はないため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和3年3月3日 | Ⅱ－３．特定個人情報の入手・使用　⑧使用方法 | １～７（省略）<br><br>８　地域支援事業に関する事務<br>①　対象となる被保険者を管理し、利用申請の受付、支給決定する事務に使用する。 | １～７（省略）<br><br>８　地域支援事業及び保健福祉事業に関する事務<br>①　対象となる被保険者を管理し、利用申請の受付、支給決定する事務に使用する。 | 事前 | 法定事務（地域支援事業）の一部を独自利用事務（保健福祉事業）に移行したため事務の名称を変更。事務手続き及び特定個人情報の入手・使用方法に変更はなく、リスクの変動はないため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和3年3月3日 | Ⅱ－５．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>移転先４－①法令上の根拠 | 番号法第９条第２項、条例第４条第２項及び条例第４条第３項別表２（第９項、第13項及び第14項） | 番号法第９条第２項、条例第４条第２項及び条例第４条第３項別表２（第９項、第11の２項、第13項及び第14項） | 事前 | 条例改正に伴う文言整理。事務手続き及び個人番号利用範囲等に変更はなく、リスクの変動はないため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和3年3月3日 | Ⅱ－５．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）<br>移転先４－②移転先における用途 | 老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの<br>老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの<br>高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）による相談、指導及び助言、通報を受けた場合の措置又は立入調査に関する事務であって規則で定めるもの<br>札幌市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減額措置事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの<br>札幌市訪問指導事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの | 老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの<br>老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの<br>高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）による相談、指導及び助言、通報を受けた場合の措置又は立入調査に関する事務であって規則で定めるもの<br>介護保険法による保健福祉事業としての在宅の高齢者等に対して紙おむつを支給する事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの<br>札幌市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減額措置事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの<br>札幌市訪問指導事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの | 事前 | 法定事務（地域支援事業）の一部を独自利用事務（保健福祉事業）に移行したことによる、条例改正に伴う文言整理。事務手続き及び個人番号利用範囲等に変更はなく、リスクの変動はないため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和4年9月1日 | 表紙　評価書名 | 介護保険に関する事務 | 介護保険に関する事務　全項目評価書 | 事後 | 文言整理による記載の追加のため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和4年9月1日 | Ⅰ－１．特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事務の内容 | （省略）<br><br>≪左欄にある※について（以下、評価書中同じ。）≫<br>特定個人情報保護評価指針（平成26年４月18日号外特定個人情報保護委員会告示第４号）の別表に定める重要な変更の対象である記載項目である。<br>※の項目の変更については、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第１号）第11条及び特定個人情報保護評価指針第６－２（２）で、誤字脱字の修正等の軽微な変更若しくは個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更である場合を除き、評価を再実施することとされている。 | （省略）<br><br>≪左欄にある※について（以下、評価書中同じ。）≫<br>特定個人情報保護評価指針（平成26年４月18日号外特定個人情報保護委員会告示第４号）の別表に定める重要な変更の対象である記載項目である。<br>※の項目の変更については、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第１号）第11条及び特定個人情報保護評価指針第６－２（２）で、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更である場合を除き、評価を再実施することとされている。 | 事後 | 特定個人情報保護評価指針（以下「指針」という。）改正に伴う文言整理による記載の変更であり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更にあたらない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和4年9月1日 | Ⅰ－２．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　システム７　②システムの機能 | 札幌市のシステムであり、既存住基システムから住民基本台帳の情報を受領し、その住民基本台帳の情報を移転が認められた項目のみに再編成した上で、庁内の各システムに情報移転する機能を有する。情報移転は、情報システム部へ住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けたシステムに対してのみ行う。<br>１　既存住基システムからのデータ受領<br>既存住基システムのデータを受領し、承認を受けているシステムにのみ必要な項目を送信する。<br>２　住民記録の異動情報の連携<br>随時（リアルタイム）で既存住基システムから送信されたデータを、要求に応じてシステム基盤（団体内統合宛名）や庁内各業務システムへ渡す。<br>※当該データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で渡す。<br>３　システム基盤（市中間サーバー）への情報転送<br>世帯情報のうち、番号法別表第二に定められた情報をシステム基盤（市中間サーバー）へ転送する。<br>４　職員認証・権限の管理<br>各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。<br>５　情報連携記録の管理<br>情報連携記録の生成・管理を行う。 | 札幌市のシステムであり、既存住基システムから住民基本台帳の情報を受領し、その住民基本台帳の情報を移転が認められた項目のみに再編成した上で、庁内の各システムに情報移転する機能を有する。情報移転は、スマートシティ推進部へ住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けたシステムに対してのみ行う。<br>１　既存住基システムからのデータ受領<br>既存住基システムのデータを受領し、承認を受けているシステムにのみ必要な項目を送信する。<br>２　住民記録の異動情報の連携<br>随時（リアルタイム）で既存住基システムから送信されたデータを、要求に応じてシステム基盤（団体内統合宛名）や庁内各業務システムへ渡す。<br>※当該データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で渡す。<br>３　システム基盤（市中間サーバー）への情報転送<br>世帯情報のうち、番号法別表第二に定められた情報をシステム基盤（市中間サーバー）へ転送する。<br>４　職員認証・権限の管理<br>各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。<br>５　情報連携記録の管理<br>情報連携記録の生成・管理を行う。 | 事後 | 機構改革に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和4年9月1日 | Ⅰ－６．情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠 | 番号法第19条第７号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二<br><br>（別表第二における情報提供の根拠）<br>番号法別表第二の第３欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第４欄（特定個人情報）に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項（１、２、３、４、６、８、11、26、30、33、39、42、56の２、58、61、62、80、87、90、94、95、108、117の項）<br><br>（別表第二における情報照会の根拠）<br>第１欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第２欄（事務）に「介護保険法」が含まれる項（93、94の項） | 番号法第19条第８号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二<br><br>（別表第二における情報提供の根拠）<br>番号法別表第二の第３欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第４欄（特定個人情報）に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項（１、２、３、４、６、８、11、26、30、33、39、42、56の２、58、61、62、80、87、90、94、95、108、117の項）<br><br>（別表第二における情報照会の根拠）<br>第１欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第２欄（事務）に「介護保険法」が含まれる項（93、94の項） | 事後 | 番号法改正に伴う条項号数ズレによる修正であり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和4年9月1日 | Ⅱ－２．基本情報　④記録される項目-主な記録項目 | ・識別情報<br>[○] 個人番号、[ ] 個人番号対応符号、[○] その他識別情報（内部番号）<br><br>・連絡先等情報<br>[○] 4情報（氏名、性別、生年月日、住所）、[○] 連絡先（電話番号等）、[○] その他住民票関係情報<br><br>・業務関係情報<br>[ ] 国税関係情報、[○] 地方税関係情報、[ ] 健康・医療関係情報、<br>[○] 医療保険関係情報、[ ] 児童福祉・子育て関係情報、<br>[○] 障害者福祉関係情報、[○] 生活保護・社会福祉関係情報<br>[○] 介護・高齢者福祉関係情報、[ ] 雇用・労働関係情報<br>[○] 年金関係情報、[ ] 学校・教育関係情報、[ ] 災害関係情報<br>[ ] その他（<br>） | ・識別情報<br>[○] 個人番号、[ ] 個人番号対応符号、[○] その他識別情報（内部番号）<br><br>・連絡先等情報<br>[○] 4情報（氏名、性別、生年月日、住所）、[○] 連絡先（電話番号等）、[○] その他住民票関係情報<br><br>・業務関係情報<br>[ ] 国税関係情報、[○] 地方税関係情報、[ ] 健康・医療関係情報、<br>[○] 医療保険関係情報、[ ] 児童福祉・子育て関係情報、<br>[○] 障害者福祉関係情報、[○] 生活保護・社会福祉関係情報<br>[○] 介護・高齢者福祉関係情報、[ ] 雇用・労働関係情報<br>[○] 年金関係情報、[ ] 学校・教育関係情報、[ ] 災害関係情報<br>[○] その他（公金受取口座情報） | 事前 | 照会先の追加にあたり特定個人情報ファイルを取扱うプロセス及び当該プロセスに係るリスク対策に変更はなく、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更にあたらない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和4年9月1日 | Ⅱ－２．基本情報　④記録される項目−その妥当性 | １　識別情報：対象者を正確に特定するために保有<br>２　連絡先等情報：対象者の居住地、世帯情報等を把握するために保有<br>３　業務関係情報<br>①　地方税関係情報：介護保険料段階及び介護保険の利用者負担段階等を決定するために保有<br>②　医療保険関係情報：第２号被保険者の医療保険を把握するため、また、高額医療合算介護サービス費の給付のために保有<br>③　障害者福祉関係情報：被保険者の介護保険の適用除外の確認等を行うために保有<br>④　生活保護・社会福祉関係情報：生活保護に関する情報に基づき、介護保険料段階及び介護保険の利用者負担段階等を決定するために保有<br>⑤　介護・高齢者福祉関係情報：介護保険給付の適切な給付実績等を確認するために保有<br>⑥　年金関係情報：特別徴収を行うために保有。また、老齢福祉年金にあっては、介護保険料段階及び介護保険の利用者負担段階等を決定するために保有。 | １　識別情報：対象者を正確に特定するために保有<br>２　連絡先等情報：対象者の居住地、世帯情報等を把握するために保有<br>３　業務関係情報<br>①　地方税関係情報：介護保険料段階及び介護保険の利用者負担段階等を決定するために保有<br>②　医療保険関係情報：第２号被保険者の医療保険を把握するため、また、高額医療合算介護サービス費の給付のために保有<br>③　障害者福祉関係情報：被保険者の介護保険の適用除外の確認等を行うために保有<br>④　生活保護・社会福祉関係情報：生活保護に関する情報に基づき、介護保険料段階及び介護保険の利用者負担段階等を決定するために保有<br>⑤　介護・高齢者福祉関係情報：介護保険給付の適切な給付実績等を確認するために保有<br>⑥　年金関係情報：特別徴収を行うために保有。また、老齢福祉年金にあっては、介護保険料段階及び介護保険の利用者負担段階等を決定するために保有。<br>⑦　公金受取口座情報：住民が公金受取口座の利用を希望した場合、保険料の還付及びサービス費等支給時の受取口座として保有。 | 事前 | 照会先の追加にあたり特定個人情報ファイルを取扱うプロセス及び当該プロセスに係るリスク対策に変更はなく、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和4年9月1日 | Ⅱ－３．特定個人情報の入手・使用　①入手元 | [○] 本人又は本人の代理人<br>[○] 評価実施機関内の他部署（各区の戸籍住民課、保険年金課、保護担当課及び保健福祉課、各市税事務所の市民税課）<br>[○] 行政機関・独立行政法人等（医療保険者、日本年金機構、年金保険者）<br>[○] 地方公共団体・地方独立行政法人（各市町村）<br>[　] 民間事業者（ ）<br>[○] その他（国民健康保険団体連合会） | [○] 本人又は本人の代理人<br>[○] 評価実施機関内の他部署（各区の戸籍住民課、保険年金課、保護担当課及び保健福祉課、各市税事務所の市民税課）　[○] 行政機関・独立行政法人等（デジタル庁、医療保険者、日本年金機構、年金保険者）<br>[○] 地方公共団体・地方独立行政法人（各市町村）<br>[　] 民間事業者（ ）<br>[○] その他（国民健康保険団体連合会） | 事前 | 照会先の追加にあたり特定個人情報ファイルを取扱うプロセス及び当該プロセスに係るリスク対策に変更はなく、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和4年9月1日 | Ⅱ－３．特定個人情報の入手・使用　②入手の時期・頻度 | １　識別情報：随時（変更時等）<br>２　連絡先等情報：随時（変更時等）<br>３　業務関係情報<br>①　地方税関係情報：随時又は月次、年次<br>②　医療保険関係情報：随時<br>③　障害者福祉関係情報：随時<br>④　生活保護・社会福祉関係情報：随時<br>⑤　介護・高齢者福祉関係情報：随時<br>⑥　年金関係情報：月次、年次 | １　識別情報：随時（変更時等）<br>２　連絡先等情報：随時（変更時等）<br>３　業務関係情報<br>①　地方税関係情報：随時又は月次、年次<br>②　医療保険関係情報：随時<br>③　障害者福祉関係情報：随時<br>④　生活保護・社会福祉関係情報：随時<br>⑤　介護・高齢者福祉関係情報：随時<br>⑥　年金関係情報：月次、年次<br>⑦　公金受取口座情報：随時 | 事前 | 照会先の追加にあたり特定個人情報ファイルを取扱うプロセス及び当該プロセスに係るリスク対策に変更はなく、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更にあたらない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和4年9月1日 | Ⅱ－３．特定個人情報の入手・使用　⑧使用方法 | １　介護保険の資格に関する事務<br>①　住民基本台帳から65歳到達者情報を取得し、資格を取得させる事務に使用する。<br>②　住民基本台帳の異動情報から、資格の取得及び喪失、住所変更の事務に使用する。<br><br>２　介護保険料の賦課に関する事務<br>①　被保険者及び世帯構成員の住民税情報から保険料賦課額を決定又は更正する事務に使用する。<br>②　他市町村からの転入者の住民税情報を把握し、保険料賦課額を決定する事務に使用する。<br>③　生活保護受給情報及び老齢福祉年金情報から、保険料賦課額を決定する事務に使用する。<br>④　年金保険者からの年金情報に基づき、特別徴収の開始又は停止などの事務に使用する。<br><br>３　介護保険料の収納管理に関する事務<br>①　本人等の金融機関口座情報を取得し、保険料の口座振替や還付の事務に使用する。<br>②　金融機関からの普通徴収の保険料入金情報を取得し、収納の事務に使用する。<br>③　年金保険者からの特別徴収の保険料入金情報を取得し、収納の事務に使用する。<br>④　生活保護受給情報に基づき、保険料の受領委任払いの事務に使用する。<br><br>４　介護保険料の滞納整理に関する事務<br>①　保険料の滞納情報及び督促情報から、催告書の送付及び滞納処分に使用する。<br>②　本人等との納付相談内容等を記録。<br><br>５　介護保険の認定に関する事務<br>①　第２号被保険者の医療保険情報を確認する事務に使用する。<br>②　保険料の滞納情報から、給付制限の措置に該当するか判断する事務に使用する。<br>③　他市町村からの転入者の受給資格証明書の情報に基づき、認定情報を継続する事務に使用する。<br><br>６　介護保険のケアプランに関する事務<br>①　本人や代理人からのケアプランを受け付け、ケアプラン届出状況を管理する事務に使用する。<br><br>７　介護保険の給付に関する事務<br>①　住民税や社会保障の給付状況等の情報を把握し、利用者負担段階を決定する事務に使用する。<br><br>８　地域支援事業及び保健福祉事業に関する事務<br>①　対象となる被保険者を管理し、利用申請の受付、支給決定する事務に使用する。 | １　介護保険の資格に関する事務<br>①　住民基本台帳から65歳到達者情報を取得し、資格を取得させる事務に使用する。<br>②　住民基本台帳の異動情報から、資格の取得及び喪失、住所変更の事務に使用する。<br><br>２　介護保険料の賦課に関する事務<br>①　被保険者及び世帯構成員の住民税情報から保険料賦課額を決定又は更正する事務に使用する。<br>②　他市町村からの転入者の住民税情報を把握し、保険料賦課額を決定する事務に使用する。<br>③　生活保護受給情報及び老齢福祉年金情報から、保険料賦課額を決定する事務に使用する。<br>④　年金保険者からの年金情報に基づき、特別徴収の開始又は停止などの事務に使用する。<br><br>３　介護保険料の収納管理に関する事務<br>①　本人等の金融機関口座情報を取得し、保険料の口座振替や還付の事務に使用する。<br>②　金融機関からの普通徴収の保険料入金情報を取得し、収納の事務に使用する。<br>③　年金保険者からの特別徴収の保険料入金情報を取得し、収納の事務に使用する。<br>④　生活保護受給情報に基づき、保険料の受領委任払いの事務に使用する。<br><br>４　介護保険料の滞納整理に関する事務<br>①　保険料の滞納情報及び督促情報から、催告書の送付及び滞納処分に使用する。<br>②　本人等との納付相談内容等を記録。<br><br>５　介護保険の認定に関する事務<br>①　第２号被保険者の医療保険情報を確認する事務に使用する。<br>②　保険料の滞納情報から、給付制限の措置に該当するか判断する事務に使用する。<br>③　他市町村からの転入者の受給資格証明書の情報に基づき、認定情報を継続する事務に使用する。<br><br>６　介護保険のケアプランに関する事務<br>①　本人や代理人からのケアプランを受け付け、ケアプラン届出状況を管理する事務に使用する。<br><br>７　介護保険の給付に関する事務<br>①　住民税や社会保障の給付状況等の情報を把握し、利用者負担段階を決定する事務に使用する。<br>②　金融機関口座情報を取得し、サービス費等支給の事務に使用する。<br><br>８　地域支援事業及び保健福祉事業に関する事務<br>①　対象となる被保険者を管理し、利用申請の受付、支給決定する事務に使用する。 | 事前 | 照会先の追加にあたり特定個人情報ファイルを取扱うプロセス及び当該プロセスに係るリスク対策に変更はなく、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和4年9月1日 | Ⅱ－５．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先、①法令上の根拠、②提供先における用途 | 提供先1　番号法第19条第７号　別表第二に定める情報照会者（別紙１参照）<br>①法令上の根拠　番号法第19条第７号　別表第二<br>②提供先における用途　番号法第19条第７号　別表第二に定める各事務<br><br>（別紙１）番号法第１９条第７号別表２に定める事務 | 提供先1　番号法第19条第８号　別表第二に定める情報照会者（別紙１参照）<br>①法令上の根拠　番号法第19条第８号　別表第二<br>②提供先における用途　番号法第19条第８号　別表第二に定める各事務<br><br>（別紙１）番号法第１９条第８号別表２に定める事務 | 事後 | 番号法改正に伴う条項号数ズレによる修正であり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和4年9月1日 | Ⅱ－６．特定個人情報の保管・消去　①保管場所 | ＜札幌市における措置＞<br>１　セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。<br>２　サーバーへのアクセスはＩＤ及びパスワードによる認証が必要となる。<br><br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>１　中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。<br>２　特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 | ＜札幌市における措置＞<br>１　セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。<br>２　サーバーへのアクセスはＩＤ及びパスワードによる認証が必要となる。<br><br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>１　中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室厳重に管理する。警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。<br>２　特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 | 事後 | 地方公共団体情報システム機構が所管する自治体中間サーバー・プラットフォームの更改に伴う変更であり、特定個人情報ファイルを取扱うプロセス及び当該プロセスに係るリスク対策に変更はなく、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更にあたらない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和4年9月1日 | Ⅱ－６．特定個人情報の保管・消去　③消去方法 | ＜札幌市における措置＞<br>（省略）<br><br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>１　特定個人情報の消去は地方公共団体等からの操作によって行われるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。<br>２　ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報を読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 | ＜札幌市における措置＞<br>（省略）<br><br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>１　特定個人情報の消去は地方公共団体等からの操作によって行われるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業所が特定個人情報を消去することはない。<br>２　ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業所が、保存された情報を読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 | 事後 | 文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和4年9月1日 | （別紙１）番号法第１９条第７号別表２に定める事務 | （別紙１）番号法第１９条第７号別表２に定める事務 | （別紙１）番号法第１９条第８号別表２に定める事務 | 事後 | 番号法改正に伴う条項号数ズレによる修正であり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和4年9月1日 | Ⅲ－４．特定個人情報ファイルの取扱いの委託　特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限　具体的な制限方法 | サーバ室や事務室の入退室を従業者に配布しているICカードにより制限し不正な侵入を防止している。また、端末機の操作者ごとにフォルダへのアクセス権限を設定し、利用可能なファイルを制限する等の方法を定める。 | ①特定個人情報を取り扱う従業者の名簿を提出させる。<br>②電子計算機等のアクセス権限を設定し、アクセスできる従業者を限定させる。<br>③サーバ室や事務室の入退室を従業者に配布しているICカードにより制限し不正な侵入を防止している。<br>④端末機の操作者ごとにフォルダへのアクセス権限を設定し、利用可能なファイルを制限する等の方法を定める。 | 事後 | 文言整理による記載の変更であり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和4年9月1日 | Ⅲ－４．特定個人情報ファイルの取扱いの委託　特定個人情報ファイルの取扱いの記録　具体的な方法 | システムの操作記録を残している。また、データベースへの接続監視を行い、30分毎に担当職員へメールで監視状況が通知されるようになっており、いつ・だれが・どのデータベースに・どのようなアクセスをしたかを把握できるようになっている。 | 特定個人情報を取り扱う電子計算機等では、従業者の利用状況をアクセスログとして記録し、保管している。また、データベースへの接続監視を行い、30分毎に担当職員へメールで監視状況が通知されるようになっており、いつ・だれが・どのデータベースに・どのようなアクセスをしたかを把握できるようになっている。 | 事後 | 文言整理による記載の変更であり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和4年9月1日 | Ⅲ－６．情報提供ネットワークシステムとの接続　リスク５　リスクに対する措置の内容 | ＜札幌市における措置＞<br>（省略）<br><br>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞<br>１　番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を有しており、不正な提供が行われないよう備えている。<br>２　情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、照会内容に対応した情報のみを自動で生成して送付する機能が備わっている。また、情報提供ネットワークシステムから、情報提供許可証と、情報照会者へたどり着くための経路情報を受け取ってから提供する機能が備わっている。これらの機能により、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。<br>３　特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認することで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。<br>４　ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 | ＜札幌市における措置＞<br>（省略）<br><br>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞<br>１　情報提供の要求があった際には、情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックする機能が備わっている。<br>２　情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、照会内容に対応した情報のみを自動で生成して送付する機能が備わっている。また、情報提供ネットワークシステムから、情報提供許可証と、情報照会者へたどり着くための経路情報を受け取ってから提供する機能が備わっている。これらの機能により、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。<br>３　機微情報（DV支援対象者情報等）については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認することで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。<br>４　ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 | 事後 | 地方公共団体情報システム機構が所管する自治体中間サーバー・プラットフォームの更改に伴う変更であり、特定個人情報ファイルを取扱うプロセス及び当該プロセスに係るリスク対策に変更はなく、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更にあたらない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 令和4年9月1日 | Ⅲ－６．情報提供ネットワークシステムとの接続<br>情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | ・本市の各システム、管理する情報及び通信中の情報へ不正にアクセスされたり漏えいしたりするリスク<br><br>＜札幌市における措置＞<br>情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の各業務システムへのアクセスはできない。<br><br>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞<br>１　ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。<br>２　情報提供用個人識別符号は情報連携においてのみ用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。<br><br>＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞<br>１　中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。<br>２　中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。<br>３　中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、他の地方公共団体が管理する情報には一切アクセスできない。<br>４　地方公共団体のみが特定個人情報の管理を行い、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報にアクセスできないようにすることで、事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 | その他のリスク①：不正なアクセスがなされるリスク<br>＜札幌市における措置＞<br>情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成とすることにより、システムの仕組みとして、情報提供ネットワークシステム側から本市の各業務システムへのアクセスが不可能となるようにしている。<br>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞<br>ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施される機能を有することにより、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止している。<br><br>その他のリスク②：情報提供用符号が不正に用いられるリスク<br>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞<br>システム上、情報連携時にのみ符号を用いる仕組みになっており、不正な名寄せが行われることのないよう、安全性を確保している。<br><br>その他のリスク③：通信中の情報に対する不正なアクセスにより情報が漏えいするリスク<br>＜札幌市における措置＞<br>情報提供ネットワークシステムとの情報連携は、システム基盤（市中間サーバー）を通じて、閉鎖された専用回線により通信を行うことにより、通信中の情報に不正なアクセスを受けることのないよう、安全性を確保している。<br>＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞<br>１　中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間における通信は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、通信中の情報が不正なアクセスを受けることのないよう、安全性を確保している。<br>２　中間サーバーと自治体等についてはVPN（仮想プライベートネットワーク）等の技術を利用し、自治体ごとに通信回線を分離することで、通信中の情報が不正なアクセスを受けることのないよう、安全性を確保している。<br>３　中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間における通信は暗号化されており、万が一通信中の情報に不正なアクセスがあったとしても容易に情報漏えいが起こらないよう対応している。<br><br>その他のリスク④：情報提供データベースに保存される情報が漏えいするリスク<br>＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞<br>１　中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方自治体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、他の地方自治体が管理する情報には一切アクセスできない仕組みとすることで、保存された情報が漏えいすることのないよう、安全性を確保している。<br>２　地方自治体のみが特定個人情報の管理を行う仕組みとし、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報にアクセスできないようにしているため、事業者における情報漏えい等のリスクを極小化している。 | 事後 | 地方公共団体情報システム機構が所管する自治体中間サーバー・プラットフォームの更改等に伴う変更であり、特定個人情報ファイルを取扱うプロセス及び当該プロセスに係るリスク対策に変更はなく、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和4年9月1日 | Ⅲ－７．特定個人情報の保管・消去　⑤物理的対策－具体的な対策の内容 | ＜札幌市における措置＞<br>１　サーバー室は、機械による入退室管理設備を設置し、入退室カード（ＩＣカード）を貸与された者でないと入室できない。また、入退室の記録は保存され、監視カメラも設置している。<br>２　磁気ディスクや書類は施錠可能な保管庫で保存している。<br>３　電気通信装置（ルータ・ＨＵＢ）は施錠可能なラックに設置している。<br>４　LGWAN接続端末の操作場所へは、管理者である課長の許可を受けないと入室できない。また、業務時間外は執務室施錠などの物理的対策を講じている。<br><br>＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞<br>中間サーバー･プラットフォームを設置しているデータセンターでは、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 | ＜札幌市における措置＞<br>１　サーバー室は、機械による入退室管理設備を設置し、入退室カード（ＩＣカード）を貸与された者でないと入室できない。また、入退室の記録は保存され、監視カメラも設置している。<br>２　磁気ディスクや書類は施錠可能な保管庫で保存している。<br>３　電気通信装置（ルータ・ＨＵＢ）は施錠可能なラックに設置している。<br>４　LGWAN接続端末の操作場所へは、管理者である課長の許可を受けないと入室できない。また、業務時間外は執務室施錠などの物理的対策を講じている。<br><br>＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞<br>１　中間サーバー･プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。<br>２　事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 | 事後 | 地方公共団体情報システム機構が所管する自治体中間サーバー・プラットフォームの更改に伴う変更であり、特定個人情報ファイルを取扱うプロセス及び当該プロセスに係るリスク対策に変更はなく、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更にあたらない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和4年9月1日 | Ⅳ－２．従業者に対する教育・啓発　具体的な方法 | ＜札幌市における措置＞<br>（省略）<br><br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>中間サーバープラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に、セキュリティや運用規則等についての研修を実施する。 | ＜札幌市における措置＞<br>（省略）<br><br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>IPA（情報処理推進機構）が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則（接続運用規程等）や情報セキュリティに関する教育を年次（年２回）及び随時（新規要員着任時）実施することとしている。 | 事後 | 地方公共団体情報システム機構が所管する自治体中間サーバー・プラットフォームの更改に伴う変更であり、特定個人情報ファイルを取扱うプロセス及び当該プロセスに係るリスク対策に変更はなく、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和4年9月1日 | Ⅳ－３．その他のリスク対策 | | ＜札幌市における措置＞<br>情報システム部門が管理するサーバ室にて、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、情報システム部門と委託業者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。<br><br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 | 事後 | 地方公共団体情報システム機構が所管する自治体中間サーバー・プラットフォームの更改等に伴う表記の追加であり、特定個人情報ファイルを取扱うプロセス及び当該プロセスに係るリスク対策に変更はなく、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和6年8月5日 | （別添1）事務内容 | | 図中　⑬速報・確報情報<br>　　⑭被保険者情報<br>　　（※個人番号除く） | 事前 | 介護保険料のコンビニ収納導入及び行政事務センターへの業務委託に伴う追加である。<br>なお、収納代行会社は収納情報のみを取扱い、行政事務センターは個人番号を除いた業務委託に係る被保険者情報のみを取扱うので、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和6年8月5日 | （別添１）事務の内容　（備考） | ①～⑫（省略） | ①～⑫（省略）<br>⑬コンビニエンスストアで納付した情報を受け取る。<br>⑭行政事務センターが口座振替処理業務及び保険料早期納付勧奨に係る業務に関する被保険者情報を取扱う。 | 事前 | 介護保険料のコンビニ収納導入及び行政事務センターへの業務委託に伴う追加である。<br>なお、収納代行会社は収納情報のみを取扱い、行政事務センターは個人番号を除いた業務委託に係る被保険者情報のみを取扱うので、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和6年8月5日 | （別添1）事務内容 | | 図中　⑮被保険者情報 | 事前 | 区役所における介護認定事務の一部を介護認定事務センターに委託・集約化することに伴う追加である。<br>なお、Ⅱ－４,特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項6の追記に合わせた記載の整理のため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和6年8月5日 | （別添１）事務の内容　（備考） | ①～⑭（省略） | ①～⑭（省略）<br>⑮介護認定事務センターが介護認定事務に関する被保険者情報を取扱う。 | 事前 | 区役所における介護認定事務の一部を介護認定事務センターに委託・集約化することに伴う追加である。<br>なお、Ⅱ－４,特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項6の追記に合わせた記載の整理のため、重要な変更にあたらない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和6年8月5日 | Ⅱ－２．基本情報　④記録される項目−主な記録項目 | ・識別情報<br>[〇] 個人番号、[ ] 個人番号対応符号、<br>[〇] その他識別情報（内部番号）<br><br>・連絡先等情報<br>[〇] 4情報（氏名、性別、生年月日、住所）、[〇] 連絡先（電話番号等）、[〇] その他住民票関係情報<br><br>・業務関係情報<br>[ ] 国税関係情報、 [〇] 地方税関係情報、[ ] 健康・医療関係情報、<br>[〇] 医療保険関係情報、[ ] 児童福祉・子育て関係情報、<br>[〇] 障害者福祉関係情報、[〇] 生活保護・社会福祉関係情報<br>[〇] 介護・高齢者福祉関係情報、[　] 雇用・労働関係情報<br>[〇] 年金関係情報、[　] 学校・教育関係情報、[　] 災害関係情報<br>[〇] その他（公金受取口座情報） | ・識別情報<br>[〇] 個人番号、[ ] 個人番号対応符号、<br>[〇] その他識別情報（内部番号）<br><br>・連絡先等情報<br>[〇] 4情報（氏名、性別、生年月日、住所）、[〇] 連絡先（電話番号等）、[〇] その他住民票関係情報<br><br>・業務関係情報<br>[ ] 国税関係情報、 [〇] 地方税関係情報、[ ] 健康・医療関係情報、<br>[〇] 医療保険関係情報、[ ] 児童福祉・子育て関係情報、<br>[〇] 障害者福祉関係情報、[〇] 生活保護・社会福祉関係情報<br>[〇] 介護・高齢者福祉関係情報、[　] 雇用・労働関係情報<br>[〇] 年金関係情報、[　] 学校・教育関係情報、[　] 災害関係情報<br>[〇] その他（口座登録・連携ファイル関係情報） | 事前 | 文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和6年8月5日 | Ⅱ－４.特定個人情報ファイルの取扱いの委託.委託事項4～5 | 委託事項4：帳票印刷等業務<br><br>委託事項5：介護保険審査支払等事務 | （項目を削除。）<br>委託事項4：帳票印刷等業務<br><br>（項番を繰上げ。）<br>委託事項4：介護保険審査支払等事務 | 事前 | 帳票印刷等業務において、特定個人情報の取扱いを委託していないことによる、評価書上の記載から削除及び記載削除に伴う項番繰上げの変更であり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和6年8月5日 | Ⅱ－４.特定個人情報ファイルの取扱いの委託.委託事項5 | | （以下を追加。）<br>委託事項5：介護認定事務<br><br>①委託内容：区役所で行っている介護認定事務の一部を集約した介護認定事務センターの業務を行う。<br><br>②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲：特定個人情報ファイルの一部<br>　対象となる本人の数：100万人以上1,000万人未満<br>　対象となる本人の範囲：「2.③対象となる本人の範囲」と同じ。<br>　その妥当性：介護認定事務センターでは、個人番号が記載された介護認定申請書を各区役所から受理する。受理後に、介護保険システムにて個人番号を閲覧しながら、各区役所で行った介護認定申請のシステム入力が別の被保険者になっていないかを確認するため。<br><br>③委託先における取扱者数：50人以上100人未満<br>④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法：専用線、紙<br>⑤委託先名の確認方法：札幌市ホームページ「入札等契約結果一覧」にて公表する。<br>⑥委託先名：企画競争により決定する。<br>⑦再委託の有無：再委託する<br>⑧再委託の許諾方法：申請を受けて、委託内容（業務の一部であるか）や管理体制を判断し許諾する。<br>⑨再委託事項：業務内容の一部であって、役務の性質上やむを得ないと認められる事項。 | 事前 | 区役所における介護認定事務の一部を介護認定事務センターに委託・集約化することに伴う追加であり重要な変更にあたる。 |
| 令和6年8月5日 | Ⅱ－６．特定個人情報の保管・消去　①保管場所 | ＜札幌市における措置＞<br>1　セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。<br>2　サーバーへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要となる。<br><br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>1　中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室厳重に管理する。警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。<br>2　特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 | ＜札幌市における措置＞<br>1　セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。<br>2　サーバーへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要となる。<br>3　外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。<br><br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>1　中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室厳重に管理する。警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。<br>2　特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 | 事前 | 外部記憶媒体への特定個人情報データ複製は禁止しており、災害時やプリンタ障害などの業務上やむを得ない場合に限り、データ複製及び保管を行うため、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではなく、重要な変更にあたらない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和6年8月5日 | Ⅱ－６．特定個人情報の保管・消去　③消去方法 | ＜札幌市における措置＞<br>1　一定の保管期間を経過するなど業務上不要と判断される情報を、システムが自動判別し消去する仕組みを備えている。<br>2　ディスクの交換時は、物理的破壊や専用ソフトにて完全に消去する。<br>3　札幌市が定めた保管期間を経過した紙書類は、シュレッダーで裁断する。<br>4　個人番号付電子申請データは紙に打ち出した後、LGWAN接続端末から速やかに完全消去する。<br><br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>1　特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業所が特定個人情報を消去することはない。<br>2　ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業所が、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 | ＜札幌市における措置＞<br>1　一定の保管期間を経過するなど業務上不要と判断される情報を、システムが自動判別し消去する仕組みを備えている。<br>2　ディスクの交換時は、物理的破壊や専用ソフトにて完全に消去する。<br>3　札幌市が定めた保管期間を経過した紙書類は、シュレッダーで裁断する。<br>4　個人番号付電子申請データは紙に打ち出した後、LGWAN接続端末から速やかに完全消去する。<br>5　外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全消去する。<br><br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>1　特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業所が特定個人情報を消去することはない。<br>2　ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業所が、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 | 事前 | 札幌市における措置に関する記載の追加であり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和6年8月5日 | （別添2）ファイル記録項目 | | 4667　口座登録・連携ファイル関係情報 | 事前 | 照会先の追加にあたり特定個人情報ファイルを取扱うプロセス及び当該プロセスに係るリスク対策に変更はなく、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和6年8月5日 | Ⅲ－３．特定個人情報の使用　リスク３：従業者が事務外で使用するリスク-リスクに対する措置の内容 | 1　外部媒体へのデータのコピーを禁じている。仮にコピーしようとしたとしても、外部記憶媒体の利用制御システムにより、事前に登録した外部記憶媒体以外は書き込みができない。<br>2　システム操作記録を取得していることを周知し、事務外で使用しないように注意喚起している。<br>3　会計年度任用職員等には、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む承諾書に署名をさせる。<br>4　住民が行った電子申請のデータ等へアクセスできる端末を制限する。 | 1　外部記憶媒体へのデータのコピーを禁じている。仮にコピーしようとしたとしても、外部記憶媒体の利用制御システムにより、事前に登録した外部記憶媒体以外は書き込みができない。<br>2　システム操作記録を取得していることを周知し、事務外で使用しないように注意喚起している。<br>3　会計年度任用職員等には、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む承諾書に署名をさせる。<br>4　住民が行った電子申請のデータ等へアクセスできる端末を制限する。<br>5　業務上やむを得ず外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は事前に登録した USB メモリ等のみを使用する。<br>6　外部記憶媒体内のデータは暗号化する。 | 事前 | 文言整理による記載の変更であり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和6年8月5日 | Ⅲ－３．特定個人情報の使用　リスク４：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク-リスクに対する措置の内容 | 1　システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとなっている。<br>2　情報システム部門の承認を得なければ、情報の複製は認められない仕組みとなっている。<br>3　住民が行った電子申請のデータ等へは、アクセス権限の設定により特定の職員のみがアクセスできるようシステムで管理する。 | 1　システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとなっている。<br>2　情報システム部門の承認を得なければ、情報の複製は認められない仕組みとなっている。<br>3　住民が行った電子申請のデータ等へは、アクセス権限の設定により特定の職員のみがアクセスできるようシステムで管理する。<br>4　外部記憶媒体へのデータのコピーを禁じている。仮にコピーしようとしたとしても、外部記憶媒体の利用制御システムにより、事前に登録した外部記憶媒体以外は書き込みができない。<br>5　業務上やむを得ず外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は事前に登録した USB メモリ等のみを使用する。<br>6　外部記憶媒体内のデータは暗号化する。 | 事前 | 外部記憶媒体に係る記載の追加であり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更にあたらない。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和6年8月5日 | Ⅲ－７．特定個人情報ファイルの保管・消去　リスク１：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク　⑤物理的対策－具体的な対策の内容 | ＜札幌市における措置＞<br>1　サーバー室は、機械による入退室管理設備を設置し、入退室カード（ICカード）を貸与された者でないと入室できない。また、入退室の記録は保存され、監視カメラも設置している。<br>2　磁気ディスクや書類は施錠可能な保管庫で保存している。<br>3　電気通信装置（ルータ・HUB）は施錠可能なラックに設置している。<br>4　LGWAN接続端末の操作場所へは、管理者である課長の許可を受けないと入室できない。また、業務時間外は執務室施錠などの物理的対策を講じている。<br><br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>1　中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。<br>2　事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 | ＜札幌市における措置＞<br>1　サーバー室は、機械による入退室管理設備を設置し、入退室カード（ICカード）を貸与された者でないと入室できない。また、入退室の記録は保存され、監視カメラも設置している。<br>2　磁気ディスクや書類は施錠可能な保管庫で保存している。<br>3　電気通信装置（ルータ・HUB）は施錠可能なラックに設置している。<br>4　LGWAN接続端末の操作場所へは、管理者である課長の許可を受けないと入室できない。また、業務時間外は執務室施錠などの物理的対策を講じている。<br>5　外部記憶媒体については、限定された USB メモリ等以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理、などの安全管理措置を 講じている。<br><br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>1　中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。<br>2　事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 | 事前 | 外部記憶媒体に係る記載の追加であり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和6年8月5日 | Ⅲ－７．特定個人情報ファイルの保管・消去　リスク３：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク－消去手順－手順の内容 | 1　事務処理上、消去して問題ない情報かどうかを一定期間ごとに確認する（介護保険法等には保管期間の定めがない）。<br>2　磁気ディスク等の場合は、内容の復元ができないよう物理的な破砕等によって消去する。<br>3　紙媒体の場合は、内容が判読できないよう焼却又は裁断によって消去する。 | 1　事務処理上、消去して問題ない情報かどうかを一定期間ごとに確認する（介護保険法等には保管期間の定めがない）。<br>2　磁気ディスク等の場合は、内容の復元ができないよう物理的な破砕等によって消去する。<br>3　紙媒体の場合は、内容が判読できないよう焼却又は裁断によって消去する。<br>4　外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は 管理者の承認を得て行う手順を定めている。 | 事前 | 外部記憶媒体に係る記載の追加であり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和6年8月5日 | Ⅰ－1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事務の内容 | 札幌市では、介護保険法（平成9年法律第123号）及びこれに基づく条例により、介護保険に関する事務を行っている。<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）別表第一の68項により個人番号を利用することができるのは、介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、内閣府・総務省令で定められている。<br>また、同法第9条第2項に基づき札幌市個人番号利用条例（平成27年札幌市条例42号。以下「利用条例」という。）により個人番号の利用に関し必要な事項を定めている。<br>ついては、特定個人情報ファイルを当該内閣府・総務省令及び利用条例に定める以下の事務で取り扱う。 | 札幌市では、介護保険法（平成9年法律第123号）及びこれに基づく条例により、介護保険に関する事務を行っている。<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項別表の68項により個人番号を利用することができるのは、介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、内閣府・総務省令で定められている。<br>また、同法第9条第2項に基づき札幌市個人番号利用条例（平成27年札幌市条例42号。以下「利用条例」という。）により個人番号の利用に関し必要な事項を定めている。<br>ついては、特定個人情報ファイルを当該内閣府・総務省令及び利用条例に定める以下の事務で取り扱う。 | 事後 | 番号法の改正による変更。 |
| 令和6年8月5日 | Ⅰ－5.. 個人番号の利用　法令上の根拠 | 番号法第9条第1項　別表第一の68の項<br>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第50条<br>番号法第9条第2項及び利用条例第4条 | 番号法第9条第1項別表の68の項<br>番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令　第50条<br>番号法第9条第2項及び利用条例第4条 | 事後 | 番号法の改正による変更。 |
| 令和6年8月5日 | Ⅰ－6．情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠 | 番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二<br><br>（別表第二における情報提供の根拠）<br>番号法別表第二の第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、108、117の項）<br><br>（別表第二における情報照会の根拠）<br>第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄（事務）に「介護保険法」が含まれる項（93、94の項） | 番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表<br><br>（番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠）<br>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、108、117の項）<br><br>（番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠）<br>第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄（事務）に「介護保険法」が含まれる項（93、94の項） | 事後 | 番号法の改正による変更。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和6年8月5日 | Ⅱ-3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示 | 介護保険法並びに番号法別表第二の93項及び94項の規定に明示している。また、庁内連携による入手は条例別表2の9項から15項までにおいて明示している。 | 介護保険法並びに番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の93項及び94項の規定に明示している。また、庁内連携による入手は条例別表2の9項から15項までにおいて明示している。 | 事後 | 番号法の改正による変更。 |
| 令和6年8月5日 | （別紙1）Ⅱ-5-提供先 | （別紙1）番号法第19条第8号別表第2に定める事務 | （別紙1）番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務 | 事後 | 番号法の改正による変更。 |
| | Ⅰ-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 | 札幌市では、介護保険法（平成9年法律第123号）及びこれに基づく条例により、介護保険に関する事務を行っている。<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）別表第一の68項により個人番号を利用することができるのは、介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、内閣府・総務省令で定められている。<br>また、同法第9条第2項に基づき札幌市個人番号利用条例（平成27年札幌市条例42号。以下「利用条例」という。）により個人番号の利用に関し必要な事項を定めている。<br>ついては、特定個人情報ファイルを当該内閣府・総務省令及び利用条例に定める以下の事務で取り扱う。 | 札幌市では、介護保険法（平成9年法律第123号）及びこれに基づく条例により、介護保険に関する事務を行っている。<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項別表の100項により個人番号を利用することができるのは、介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、内閣府・総務省令で定められている。<br>また、同法第9条第2項に基づき札幌市個人番号利用条例（平成27年札幌市条例42号。以下「利用条例」という。）により個人番号の利用に関し必要な事項を定めている。<br>ついては、特定個人情報ファイルを当該内閣府・総務省令及び利用条例に定める以下の事務で取り扱う。 | 事後 | 番号法の改正による変更。 |
| | Ⅰ-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1③他のシステムとの接続 | [ ] 情報提供ネットワークシステム<br>[ ] 庁内連携システム<br>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム<br>[ ] 既存住民基本台帳システム<br>[ ] 宛名システム等<br>[O] 税務システム<br>[O] その他（国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システム） | [ ] 情報提供ネットワークシステム<br>[ ] 庁内連携システム<br>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム<br>[ ] 既存住民基本台帳システム<br>[ ] 宛名システム等<br>[O] 税務システム<br>[O] その他（国保・介護・後期 統合収納管理／滞納管理システム） | 事前 | 接続先システムの変更。 |
| | Ⅰ-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2①システムの名称 | 国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システム | 国保・介護・後期 統合収納管理／滞納管理システム | 事前 | 接続先システムの変更。 |
| | Ⅰ-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2②システムの機能 | 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、介護保険法、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）及びこれに基づく条例により賦課された保険料の収納管理及び滞納整理を行うシステムであり、次の機能を有する。<br><br>＜収納管理＞<br>1 国保・介護・後期高齢システムからの賦課情報連携<br>2 国保・介護・後期高齢システムで設定した送付先情報を社会保障宛名から連携<br>3 金融機関・財務連携代行システムからの収納情報連携<br><br>＜滞納整理＞<br>1 滞納者情報の管理<br>2 各滞納処分書類の作成<br>3 納付書、催告書、実態調査・財産調査書類の作成<br>4 統計・決算情報の作成<br>5 延滞金の計算 | 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、介護保険法、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）及びこれに基づく条例により賦課された保険料の収納管理及び滞納整理を行うシステムであり、次の機能を有する。<br><br>＜収納管理＞<br>1 国民健康保険・介護保険・後期高齢支援システムからの賦課情報連携<br>2 国民健康保険・介護保険・後期高齢支援システムからの送付先情報連携<br>3 eLTAXとの納付書情報及び納付情報連携<br><br>＜滞納整理＞<br>1 滞納者情報の管理<br>2 各滞納処分書類の作成<br>3 納付書、催告書、実態調査・財産調査書類の作成<br>4 統計・決算情報の作成<br>5 延滞金の計算 | 事前 | 連携先システムの変更。 |
| | Ⅰ-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2③他のシステムとの接続 | [ ] 情報提供ネットワークシステム<br>[ ] 庁内連携システム<br>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム<br>[ ] 既存住民基本台帳システム<br>[O] 宛名システム等<br>[ ] 税務システム<br>[O] その他（金融機関・財務連携代行システム、庁内各業務システム） | [ ] 情報提供ネットワークシステム<br>[ ] 庁内連携システム<br>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム<br>[ ] 既存住民基本台帳システム<br>[O] 宛名システム等<br>[ ] 税務システム<br>[O] その他（庁内各業務システム、eLTAX） | 事前 | 連携先システムの変更。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| | Ⅰ-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　システム7②システムの機能 | 札幌市のシステムであり、既存住基システムから住民基本台帳の情報を受領し、その住民基本台帳の情報を移転が認められた項目のみに再編成した上で、庁内の各システムに情報移転する機能を有する。情報移転は、スマートシティ推進部へ住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けたシステムに対してのみ行う。<br>1　既存住基システムからのデータ受領<br>　既存住基システムのデータを受領し、承認を受けているシステムにのみ必要な項目を送信する。<br>2　住民記録の異動情報の連携<br>　随時（リアルタイム）で既存住基システムから送信されたデータを、要求に応じてシステム基盤（団体内統合宛名）や庁内各業務システムへ渡す。<br>　※当該データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で渡す。<br>3　システム基盤（市中間サーバー）への情報転送<br>　世帯情報のうち、番号法別表第二に定められた情報をシステム基盤（市中間サーバー）へ転送する。<br>4　職員認証・権限の管理<br>　各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。<br>5　情報連携記録の管理<br>　情報連携記録の生成・管理を行う。 | 札幌市のシステムであり、既存住基システムから住民基本台帳の情報を受領し、その住民基本台帳の情報を移転が認められた項目のみに再編成した上で、庁内の各システムに情報移転する機能を有する。情報移転は、スマートシティ推進部へ住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けたシステムに対してのみ行う。<br>1　既存住基システムからのデータ受領<br>　既存住基システムのデータを受領し、承認を受けているシステムにのみ必要な項目を送信する。<br>2　住民記録の異動情報の連携<br>　随時（リアルタイム）で既存住基システムから送信されたデータを、要求に応じてシステム基盤（団体内統合宛名）や庁内各業務システムへ渡す。<br>　※当該データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で渡す。<br>3　システム基盤（市中間サーバー）への情報転送<br>　世帯情報のうち、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定められた情報をシステム基盤（市中間サーバー）へ転送する。<br>4　職員認証・権限の管理<br>　各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。<br>5　情報連携記録の管理<br>　情報連携記録の生成・管理を行う。 | 事後 | 番号法の改正による変更。 |
| | Ⅰ-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　システム8②システムの機能 | 札幌市のシステムであり、システム基盤（個人基本）から住民基本台帳の情報を受領し、社会保障業務（国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療、高齢・障がい福祉、児童福祉などの業務）で活用する。個人（及び法人）の宛名情報、応対記録、口座情報及び税宛名から連携される課税情報などを集約管理する。<br>1　システム基盤（個人基本）からの住記異動情報連携<br>　システム基盤（個人基本）から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。<br>2　システム基盤（税宛名）からの課税情報連携<br>　システム基盤（税宛名）から課税額、所得額、収入額などの課税情報を受領し、必要に応じて各社会保障システムへ情報連携する。<br>3　社会保障宛名管理<br>　社会保障業務共通で利用する個人（及び法人）の情報を記録し、必要に応じて各社会保障システムへ情報連携する。また、住登外者の基本4情報（氏名・性別・生年月日・住所）を管理する。<br>4　システム基盤（団体内統合宛名）連携<br>　システム基盤（団体内統合宛名）にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、社会保障業務で把握した対象者について、社会保障業務で管理している番号を連携する。 | 札幌市のシステムであり、システム基盤（個人基本）から住民基本台帳の情報を受領し、社会保障業務介護保険、高齢・障がい福祉、児童福祉などの業務）で活用する。個人（及び法人）の宛名情報、応対記録、口座情報及び税宛名から連携される課税情報などを集約管理する。<br>1　システム基盤（個人基本）からの住記異動情報連携<br>　システム基盤（個人基本）から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。<br>2　システム基盤（税宛名）からの課税情報連携<br>　システム基盤（税宛名）から課税額、所得額、収入額などの課税情報を受領し、必要に応じて各社会保障システムへ情報連携する。<br>3　社会保障宛名管理<br>　社会保障業務共通で利用する個人（及び法人）の情報を記録し、必要に応じて各社会保障システムへ情報連携する。また、住登外者の基本4情報（氏名・性別・生年月日・住所）を管理する。<br>4　システム基盤（団体内統合宛名）連携<br>　システム基盤（団体内統合宛名）にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、社会保障業務で把握した対象者について、社会保障業務で管理している番号を連携する。 | 事後 | 接続先システムの変更。 |
| | Ⅰ-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　システム10①システムの名称 | 金融機関・財務連携代行システム | システム基盤（税宛名） | 事後 | 接続先システムの廃止（10廃止のため11～13を1づつ繰り上げ）。 |
| | Ⅰ-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　システム10②システムの機能 | 札幌市のシステムであり、金融機関等との間で、口座振替依頼や口座振替結果、日々の収納情報を送受信するシステムであり、国保・介護・後期　収納管理／滞納整理システムとの連携においては、以下の機能を活用する。<br>1　国保・介護・後期　収納管理／滞納整理システムから金融機関・財務連携代行システムへの連携<br>　国保・介護・後期　収納管理／滞納整理システムから金融機関・財務連携代行システムへ、口座振替依頼の情報を提供する。<br>2　金融機関・財務連携代行システムから国保・介護・後期　収納管理／滞納整理システムへの連携<br>　金融機関・財務連携代行システムから国保・介護・後期　収納管理／滞納整理システムへ、口座振替結果及び日々の介護保険料の収納情報を提供する。 | 札幌市のシステムであり、システム基盤（個人基本）から住民基本台帳の情報を受領し税業務で活用する。個人（及び法人）の納付書情報や応対記録、口座情報などを集約管理する。<br>1　システム基盤（個人基本）からの住基異動情報連携<br>　システム基盤（個人基本）から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。<br>2　税宛名管理<br>　税業務共通で利用する個人及び法人の情報を記録し、必要に応じて各税システムへ情報連携する。<br>また、住登外者の基本4情報（氏名・性別・生年月日・住所）を管理する。<br>3　システム基盤（団体内統合宛名）連携<br>　システム基盤（団体内統合宛名）にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、税業務で把握した対象者について、税業務で管理している番号を連携する。<br>4　システム基盤（社会保障宛名）への課税情報連携<br>　課税額、所得額、収入額などの課税情報をシステム基盤（社会保障宛名）へ情報連携する。 | 事後 | 接続先システムの廃止（10廃止のため11～13を1づつ繰り上げ）。 |
| | Ⅰ-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　システム10③他のシステムとの接続 | [ ] 情報提供ネットワークシステム<br>[ ] 庁内連携システム<br>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム<br>[ ] 既存住民基本台帳システム<br>[ ] 宛名システム等<br>[O] 税務システム<br>[O] その他（国保・介護・後期　収納管理／滞納整理システム） | [ ] 情報提供ネットワークシステム<br>[ ] 庁内連携システム<br>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム<br>[ ] 既存住民基本台帳システム<br>[ ] 宛名システム等<br>[ ] 税務システム<br>[O] その他（システム基盤（団体内統合宛名、個人基本、社会保障宛名）、庁内各業務システム） | 事後 | 接続先システムの廃止（10廃止のため11～13を1づつ繰り上げ）。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| | Ⅰ-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　システム11①<br>システムの名称 | システム基盤（税宛名） | 伝送通信ソフト | 事後 | 接続先システムの廃止（10廃止のため11～13を1づつ繰り上げ）。 |
| | Ⅰ-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　システム11②<br>システムの機能 | 札幌市のシステムであり、システム基盤（個人基本）から住民基本台帳の情報を受領し税業務で活用する。個人（及び法人）の納付書情報や応対記録、口座情報などを集約管理する。<br>1　システム基盤（個人基本）からの住基異動情報連携<br>　システム基盤（個人基本）から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。<br>2　税宛名管理<br>　税業務共通で利用する個人及び法人の情報を記録し、必要に応じて各税システムへ情報連携する。<br>また、住登外者の基本4情報（氏名・性別・生年月日・住所）を管理する。<br>3　システム基盤（団体内統合宛名）連携<br>　システム基盤（団体内統合宛名）にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、税業務で把握した対象者について、税業務で管理している番号を連携する。<br>4　システム基盤（社会保障宛名）への課税情報連携<br>　課税額、所得額、収入額などの課税情報をシステム基盤（社会保障宛名）へ情報連携する。 | 伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険の審査支払等の業務で使用するデータについて、専用端末を用いて電子メール方式で保険者（市区町村）と国保連合会との間で、送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。（専用端末で送受するデータで個人番号は利用しない。）<br><br>1．受給者情報異動連絡票データの送信<br>　受給者情報異動連絡票データを暗号化し、国保連合会へ送信する。<br><br>2．受給者情報訂正連絡票データの送信<br>　受給者情報訂正連絡票データを暗号化し、国保連合会へ送信する。 | 事後 | 接続先システムの廃止（10廃止のため11～13を1づつ繰り上げ）。 |
| | Ⅰ-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　システム11③<br>他のシステムとの接続 | [ ] 情報提供ネットワークシステム<br>[ ] 庁内連携システム<br>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム<br>[ ] 既存住民基本台帳システム<br>[ ] 宛名システム等<br>[ ] 税務システム<br>[○] その他（システム基盤（団体内統合宛名、個人基本、社会保障宛名）、庁内各業務システム） | [ ] 情報提供ネットワークシステム<br>[ ] 庁内連携システム<br>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム<br>[ ] 既存住民基本台帳システム<br>[ ] 宛名システム等<br>[ ] 税務システム<br>[ ] その他（　　） | 事後 | 接続先システムの廃止（10廃止のため11～13を1づつ繰り上げ）。 |
| | Ⅰ-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　システム12①<br>システムの名称 | 伝送通信ソフト | サービス検索・電子申請機能 | 事後 | 接続先システムの廃止（10廃止のため11～13を1づつ繰り上げ）。 |
| | Ⅰ-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　システム12②<br>システムの機能 | 伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険の審査支払等の業務で使用するデータについて、専用端末を用いて電子メール方式で保険者（市区町村）と国保連合会との間で、送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。（専用端末で送受するデータで個人番号は利用しない。）<br><br>1．受給者情報異動連絡票データの送信<br>　受給者情報異動連絡票データを暗号化し、国保連合会へ送信する。<br><br>2．受給者情報訂正連絡票データの送信<br>　受給者情報訂正連絡票データを暗号化し、国保連合会へ送信する。 | 【住民向け機能】<br>　自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能<br><br>【地方公共団体向け機能】<br>　住民が行った電子申請データを取得するため、地方公共団体に公開する機能 | 事後 | 接続先システムの廃止（10廃止のため11～13を1づつ繰り上げ）。 |
| | Ⅰ-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　システム12③<br>他のシステムとの接続 | [ ] 情報提供ネットワークシステム<br>[ ] 庁内連携システム<br>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム<br>[ ] 既存住民基本台帳システム<br>[ ] 宛名システム等<br>[ ] 税務システム<br>[ ] その他（　　） | [ ] 情報提供ネットワークシステム<br>[ ] 庁内連携システム<br>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム<br>[ ] 既存住民基本台帳システム<br>[ ] 宛名システム等<br>[ ] 税務システム<br>[ ] その他（　　） | 事後 | 接続先システムの廃止（10廃止のため11～13を1づつ繰り上げ）。 |
| | Ⅰ-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　システム13①<br>システムの名称 | サービス検索・電子申請機能 | 削除 | 事後 | 接続先システムの廃止（10廃止のため11～13を1づつ繰り上げ）。 |
| | Ⅰ-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　システム13②<br>システムの機能 | 【住民向け機能】<br>　自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能<br><br>【地方公共団体向け機能】<br>　住民が行った電子申請データを取得するため、地方公共団体に公開する機能 | 削除 | 事後 | 接続先システムの廃止（10廃止のため11～13を1づつ繰り上げ）。 |
| | Ⅰ-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　システム13③<br>他のシステムとの接続 | [ ] 情報提供ネットワークシステム<br>[ ] 庁内連携システム<br>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム<br>[ ] 既存住民基本台帳システム<br>[ ] 宛名システム等<br>[ ] 税務システム<br>[ ] その他（　　） | 削除 | 事後 | 接続先システムの廃止（10廃止のため11～13を1づつ繰り上げ）。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| | Ⅰ-5.. 個人番号の利用　法令上の根拠 | 番号法第9条第1項　別表第一の68の項<br>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第50条<br>番号法第9条第2項及び利用条例第4条 | 番号法第9条第1項別表の100の項<br>番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令　第50条<br>番号法第9条第2項及び利用条例第4条 | 事後 | 番号法の改正による変更。 |
| | Ⅰ-6.. 情報ネットワークシステムによる情報連携 | 番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表<br><br>（番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠）<br>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、108、117の項）<br><br>（番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠）<br>第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄（事務）に「介護保険法」が含まれる項（93、94の項） | 番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表<br><br>（番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠）<br>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（利用特定個人情報）に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項（2、3、7、11、15，42、56、65、69、80、83、86，87、108、115、125，128、132、144、161の項）<br><br>（番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠）<br>第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄（特定個人情報利用事務）に「介護保険法」が含まれる項（131、132の項） | 事後 | 番号法の改正による変更。 |
| | （別添1）事務内容 | | 【図中】<br>・基幹系システムがガバメントクラウド内へ移行<br>・国保・介護・後期　統合収納管理／滞納管理システムに名称変更<br>・庁内各業務システムをガバメントクラウド内外に分割<br>・eLTAX及び⑯納付書情報・⑰納付情報の追加<br>・介護保険システムとシステム基盤間に矢印を追加（実情に合わせた修正） | 事前 | 特定個人情報の保管場所変更や対象システム変更によるため、重要な変更にあたる。 |
| | Ⅱ-2.. 基本情報　④記録される項目　主な記録項目　・連絡先等情報 | [〇]4情報（氏名、性別、生年月日、住所）<br>[〇]連絡先（電話番号等）<br>[〇]その他住民票関係情報 | [〇]5情報（氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所）<br>[〇]連絡先（電話番号等）<br>[〇]その他住民票関係情報 | 事後 | 様式変更による。 |
| | Ⅱ-4.. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項2 | 介護保険法並びに番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の93項及び94項の規定に明示している。また、庁内連携による入手は条例別表2の9項から15項までにおいて明示している。 | 介護保険法並びに番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の131項及び132項の規定に明示している。また、庁内連携による入手は条例別表2の9項から15項までにおいて明示している。 | 事後 | 番号法の改正による変更。 |
| | Ⅱ-4.. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項2 | 国保・介護・後期　収納管理／滞納整理システムのアプリケーション運用・保守 | 国保・介護・後期　統合収納管理／滞納管理システムのアプリケーション運用・保守 | 事前 | 委託対象システムの変更 |
| | Ⅱ-6．特定個人情報の保管・消去　①保管場所 | ＜札幌市における措置＞<br>1　セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。<br>2　サーバーへのアクセスはＩＤ及びパスワードによる認証が必要となる。<br>3　外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。<br><br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>1　中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室厳重に管理する。警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。<br>2　特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 | ＜札幌市における措置＞<br>1　セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。<br>2　サーバーへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要となる。<br>3　外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。<br><br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>1　中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。<br>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。<br>・日本国内でデータ保管している。<br>2　特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。<br><br>＜ガバメントクラウドにおける措置＞<br>①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。<br>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。<br>・日本国内でのデータ保管を条件としていること。<br>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 | 事前 | ①自治体中間サーバー・プラットフォームの更改に伴う所要の修正（事後）。<br><br>②特定個人情報の保管場所変更によるため、重要な変更にあたる。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| | Ⅱ－６．特定個人情報の保管・消去　　③消去方法 | ＜札幌市における措置＞<br>１　一定の保管期間を経過するなど業務上不要と判断される情報を、システムが自動判別し消去する仕組みを備えている。<br>２　ディスクの交換時は、物理的破壊や専用ソフトにて完全に消去する。<br>３　札幌市が定めた保管期間を経過した紙書類は、シュレッダーで裁断する。<br>４　個人番号付電子申請データは紙に打ち出した後、LGWAN接続端末から速やかに完全消去する。<br>５　外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全消去する。<br><br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>１　特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業所が特定個人情報を消去することはない。<br>２　ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業所が、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 | ＜札幌市における措置＞<br>1　一定の保管期間を経過するなど業務上不要と判断される情報を、システムが自動判別し消去する仕組みを備えている。<br>2　ディスクの交換時は、物理的破壊や専用ソフトにて完全に消去する。<br>3　札幌市が定めた保管期間を経過した紙書類は、シュレッダーで裁断する。<br>4　個人番号付電子申請データは紙に打ち出した後、LGWAN接続端末から速やかに完全消去する。<br>5　外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全消去する。<br><br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>1　特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業所及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。<br>2　クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。<br>3　中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。<br><br>＜ガバメントクラウドにおける措置＞<br>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。<br>②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。<br>③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。 | 事前 | ①自治体中間サーバー・プラットフォームの更改に伴う所要の修正（事後）。<br><br>②特定個人情報の保管場所変更によるため、重要な変更にあたる。 |
| | Ⅲ－２．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）　リスク１：目的外の入手が行われれるリスクリスクへの対策は十分か | 特にカを入れている | 十分である | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| | Ⅲ－２．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）　リスク２：不適切な方法で入手が行われるリスク　リスクに対する措置の内容 | ＜介護保険システム、国保・介護・後期　収納管理／滞納整理システム及び高齢・障がい福祉システムにおける措置＞<br>１　手続に当たっては、個人番号の記載が必要であることを認識してもらった上で、申請書等を提出してもらう。これにより、本人が知らぬ間に個人番号を提出してしまうことを防止している。<br>２　紙媒体の申請等情報は、本人等が来庁して提出するか、直接札幌市に郵送するため、中間で詐取・奪取が行われるリスクは低い。<br>３　それぞれのシステムへアクセスできる職員と端末を限定している。<br><br>＜団体内統合宛名システム及び住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置＞<br>それぞれのシステムへアクセスできる職員と端末を限定している。<br><br>＜サービス検索・電子申請機能における措置＞<br>１　住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信する際には、個人番号カードの署名用電子証明書による電子証明を付し、電子申請を受理した市町村等で署名検証を行う。これにより、本人からの情報であることを確認している。<br>２　サービス検索・電子申請機能の画面の誘導で住民に何の手続を探して電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしてもらい、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく適切に電子申請してもらえるよう措置を講じている。<br><br>＜システム外の措置＞<br>窓口等で個人番号の提示を受けるときは、個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示を受けることなどにより、必ず本人確認を行う。 | ＜介護保険システム、国保・介護・後期　統合収納管理／滞納管理システム及び高齢・障がい福祉システムにおける措置＞<br>１　手続に当たっては、個人番号の記載が必要であることを認識してもらった上で、申請書等を提出してもらう。これにより、本人が知らぬ間に個人番号を提出してしまうことを防止している。<br>２　紙媒体の申請等情報は、本人等が来庁して提出するか、直接札幌市に郵送するため、中間で詐取・奪取が行われるリスクは低い。<br>３　それぞれのシステムへアクセスできる職員と端末を限定している。<br><br>＜団体内統合宛名システム及び住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置＞<br>それぞれのシステムへアクセスできる職員と端末を限定している。<br><br>＜サービス検索・電子申請機能における措置＞<br>１　住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信する際には、個人番号カードの署名用電子証明書による電子証明を付し、電子申請を受理した市町村等で署名検証を行う。これにより、本人からの情報であることを確認している。<br>２　サービス検索・電子申請機能の画面の誘導で住民に何の手続を探して電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしてもらい、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく適切に電子申請してもらえるよう措置を講じている。<br><br>＜システム外の措置＞<br>窓口等で個人番号の提示を受けるときは、個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示を受けることなどにより、必ず本人確認を行う。 | 事前 | 特定個人情報を取り扱うシステムの変更による。 |
| | Ⅲ－２．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）　リスク２：不適切な方法で入手が行われるリスク　リスクへの対策は十分か | 特に力を入れている | 十分である | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ－２．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）　リスク３：入手した特定個人情報が不正確であるリスク　リスクへの対策は十分か | 特に力を入れている | 十分である | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ－２．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）　リスク４：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク　リスクに対する措置の内容 | ＜介護保険システム、国保・介護・後期　収納管理／滞納整理システム及び高齢・障がい福祉システムにおける措置＞<br>１　紙媒体により提出された申請等情報は、鍵付きの保管庫で保管する。<br>２　委託先との契約において、秘密保持の遵守に関する条項を明記して、情報の漏えいを防止している。<br>３　システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとなっているので、外部に漏れることはない。<br><br>＜団体内統合宛名システムにおける措置＞<br>団体内統合宛名システムは、中間サーバーや各システムとの接続に専用回線を用いているため、外部に漏れることはない。<br><br>＜住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置＞<br>住民基本台帳ネットワークシステムとの接続に専用回線を用いているため、外部に漏れることはない。<br><br>＜サービス検索・電子申請機能における措置＞<br>サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間はLGWAN（※）、VPN（仮想プライベートネットワーク）等の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部への漏えい等が起こらないようにしている。<br>（※）LGWAN…地方自治体のコンピュータネットワークを相互に接続した広域ネットワーク。インターネットからは切り離されている。 | ＜介護保険システム、国保・介護・後期　統合収納管理／滞納管理システム及び高齢・障がい福祉システムにおける措置＞<br>１　紙媒体により提出された申請等情報は、鍵付きの保管庫で保管する。<br>２　委託先との契約において、秘密保持の遵守に関する条項を明記して、情報の漏えいを防止している。<br>３　システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとなっているので、外部に漏れることはない。<br><br>＜団体内統合宛名システムにおける措置＞<br>団体内統合宛名システムは、中間サーバーや各システムとの接続に専用回線を用いているため、外部に漏れることはない。<br><br>＜住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置＞<br>住民基本台帳ネットワークシステムとの接続に専用回線を用いているため、外部に漏れることはない。<br><br>＜サービス検索・電子申請機能における措置＞<br>サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間はLGWAN（※）、VPN（仮想プライベートネットワーク）等の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部への漏えい等が起こらないようにしている。<br>（※）LGWAN…地方自治体のコンピュータネットワークを相互に接続した広域ネットワーク。インターネットからは切り離されている。 | 事前 | 特定個人情報を取り扱うシステムの変更による。 |
| | Ⅲ－２．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）　リスク４：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク　リスクへの対策は十分か | 特に力を入れている | 十分である | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| | Ⅲ－３．特定個人情報の使用　リスク１：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク　リスクへの対策は十分か | 特に力を入れている | 十分である | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ－３．特定個人情報の使用　リスク３：従業者が事務外で使用するリスク　リスクへの対策は十分か | 特に力を入れている | 十分である | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ－３．特定個人情報の使用　リスク４：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク　リスクへの対策は十分か | 特に力を入れている | 十分である | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ－４．特定個人情報ファイルの取扱いの委託　リスクへの対策は十分か | 特に力を入れている | 十分である | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ－５．特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）　リスク１：不正な提供・移転が行われるリスク　リスクへの対策は十分か | 特に力を入れている | 十分である | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ－５．特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）　リスク２：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク　リスクへの対策は十分か | 特に力を入れている | 十分である | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ－５．特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）　リスク３：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク　リスクへの対策は十分か | 特に力を入れている | 十分である | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| | Ⅲ－６．情報提供ネットワークシステムとの接続　リスク４：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク　リスクに対する措置の内容 | ＜札幌市における措置＞<br>情報提供ネットワークシステムとの情報連携は、システム基盤（市中間サーバー）を通じて、閉鎖された専用回線により通信を行う。<br><br>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞<br>１　中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報のみを入手するため、漏えい・紛失のリスクに対応している（※）。<br>２　既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。<br>３　情報照会が完了又は中断した情報照会結果を、一定期間経過後に自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。<br>４　ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。<br>（※）中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。<br><br>＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞<br>①　中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。<br>②　中間サーバーと地方公共団体等との間については、VPN（仮想プライベートネットワーク）等の技術を利用し、地方公共団体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。<br>③　中間サーバー･プラットフォーム事業者が運用、監視・障害対応等の業務をする際に、特定個人情報へはアクセスすることはできない。 | ＜札幌市における措置＞<br>情報提供ネットワークシステムとの情報連携は、システム基盤（市中間サーバー）を通じて、閉鎖された専用回線により通信を行う。<br><br>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞<br>１　中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報のみを入手するため、漏えい・紛失のリスクに対応している（※）。<br>２　既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。<br>３　情報照会が完了又は中断した情報照会結果を、一定期間経過後に自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。<br>４　ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。<br>（※）中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。<br><br>＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞<br>①　中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。<br>②　中間サーバーと地方公共団体等との間については、VPN（仮想プライベートネットワーク）等の技術を利用し、地方公共団体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。<br>③　中間サーバー･プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはない。 | 事後 | 自治体中間サーバー・プラットフォームの更改に伴う所要の修正。 |
| | Ⅲ－６．情報提供ネットワークシステムとの接続　リスク６：不適切な方法で提供されるリスク　リスクに対する措置の内容 | ＜札幌市における措置＞<br>情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー･プラットフォームが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の各業務システムへのアクセスはできない。<br><br>＜中間サーバー･ソフトウェアにおける措置＞<br>1　情報提供ネットワークシステムに情報を送信する際は、情報が暗号化される仕組みになっている。<br>2　中間サーバーの職員認証･権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン･ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。<br><br>＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞<br>1　中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。<br>2　中間サーバーと地方公共団体等との間については、VPN(仮想プライベートネットワーク)等の技術を利用し、地方公共団体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。<br>3　中間サーバー･プラットフォームの事業者が、特定個人情報にはアクセスができないよう管理することで、不適切な方法での情報提供を行えないようにしている。 | ＜札幌市における措置＞<br>情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー･プラットフォームが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の各業務システムへのアクセスはできない。<br><br>＜中間サーバー･ソフトウェアにおける措置＞<br>1　情報提供ネットワークシステムに情報を送信する際は、情報が暗号化される仕組みになっている。<br>2　中間サーバーの職員認証･権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン･ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。<br><br>＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞<br>1　中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。<br>2　中間サーバーと地方公共団体等との間については、VPN(仮想プライベートネットワーク)等の技術を利用し、地方公共団体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。<br>3　中間サーバー･プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が、特定個人情報にはアクセスができないよう管理することで、不適切な方法での情報提供を行えないようにしている。 | 事後 | 自治体中間サーバー･プラットフォームの更改に伴う所要の修正。 |
| | Ⅲ－７．特定個人情報の保管・消去　リスク１：特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスク⑤安全管理体制 | 特に力を入れて整備している | 十分に整備している | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ－７．特定個人情報の保管・消去　リスク１：特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスク④安全管理規程 | 特に力を入れて整備している | 十分に整備している | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| | Ⅲ－７．特定個人情報の保管・消去　リスク１：特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスク④安全管理体制・既定の職員への周知 | 特に力を入れて周知している | 十分に周知している | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ－７．特定個人情報の保管・消去　リスク１：特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスク⑤物理的対策 | 特に力を入れて行っている | 十分に行っている | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ－７．特定個人情報の保管・消去　リスク１：特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスク⑤物理的対策　具体的な対策の内容 | ＜札幌市における措置＞<br>１　サーバー室は、機械による入退室管理設備を設置し、入退室カード（ＩＣカード）を貸与された者でないと入室できない。また、入退室の記録は保存され、監視カメラも設置している。<br>２　磁気ディスクや書類は施錠可能な保管庫で保存している。<br>３　電気通信装置（ルータ・ＨＵＢ）は施錠可能なラックに設置している。<br>４　LGWAN接続端末の操作場所へは、管理者である課長の許可を受けないと入室できない。また、業務時間外は執務室施錠などの物理的対策を講じている。<br>５　外部記憶媒体については、限定されたUSB メモリ等以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理、などの安全管理措置を 講じている。<br><br>＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞<br>１　中間サーバー･プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。<br>２　事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 | ＜札幌市における措置＞<br>１　サーバー室は、機械による入退室管理設備を設置し、入退室カード（ＩＣカード）を貸与された者でないと入室できない。また、入退室の記録は保存され、監視カメラも設置している。<br>２　磁気ディスクや書類は施錠可能な保管庫で保存している。<br>３　電気通信装置（ルータ・ＨＵＢ）は施錠可能なラックに設置している。<br>４　LGWAN接続端末の操作場所へは、管理者である課長の許可を受けないと入室できない。また、業務時間外は執務室施錠などの物理的対策を講じている。<br>５　外部記憶媒体については、限定されたUSB メモリ等以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理、などの安全管理措置を 講じている。<br><br>＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞<br>１　中間サーバー･プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。・日本国内でデータを保管している。<br>２　事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。<br><br>＜ガバメントクラウドにおける措置＞<br>①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。<br>②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 | 事前 | ①自治体中間サーバー・プラットフォームの更改に伴う所要の修正（事後）。<br><br>②特定個人情報の保管場所変更によるため、重要な変更にあたる。 |
| | Ⅲ－７．特定個人情報の保管・消去　リスク１：特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスク⑥技術的対策 | 特に力を入れて行っている | 十分に行っている | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| | Ⅲ－７．特定個人情報の保管・消去　リスク１：特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスク⑥技術的対策　具体的な対策の内容 | ＜札幌市における措置＞<br>１　コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。併せて、端末機及びサーバー機のハードディスクドライブの全ファイルのウイルススキャンを毎週１回、自動実行する。<br>２　本市の情報セキュリティに関する規程に基づき、ネットワーク管理に係る手順等を整備するとともに、機器を設置する際はファイアウォールを敷設する。<br>３　サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間はLGWAN、VPN（仮想プライベートネットワーク）等の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部への漏えい等が起こらないようにしている。<br><br>＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞<br>１　UTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。<br>２　ウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスパターンファイルの更新を行う。<br>３　導入しているＯＳ及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチを適用する。 | ＜札幌市における措置＞<br>１　コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。併せて、端末機及びサーバー機のハードディスクドライブの全ファイルのウイルススキャンを毎週１回、自動実行する。<br>２　本市の情報セキュリティに関する規程に基づき、ネットワーク管理に係る手順等を整備するとともに、機器を設置する際はファイアウォールを敷設する。<br>３　サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間はLGWAN、VPN（仮想プライベートネットワーク）等の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部への漏えい等が起こらないようにしている。<br><br>＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞<br>１　中間サーバー・プラットフォームでは、UTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。<br>２　中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスパターンファイルの更新を行う。<br>３　導入しているＯＳ及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチを適用する。<br>４　中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。<br>５　中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。<br>６　中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。<br>７　中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。<br><br>＜ガバメントクラウドにおける措置＞<br>①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。<br>②地方公共団体が委託したASP（「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和４年１０月　デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。<br>③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。<br>④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。<br>⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。<br>⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。<br>⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。<br>⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 | 事前 | ①自治体中間サーバー・プラットフォームの更改に伴う所要の修正（事後）。<br><br>②特定個人情報の保管場所変更によるため、重要な変更にあたる。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| | Ⅲ－７．特定個人情報の保管・消去　リスク１：特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスク　⑦バックアップ | 特に力を入れて行っている | 十分に行っている | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ－７．特定個人情報の保管・消去　リスク１：特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスク　⑧事故発生時手順の策定・周知 | 特に力を入れて行っている | 十分に行っている | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ－７．特定個人情報の保管・消去　リスク１：特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスク　⑩死者の個人番号　リスクへの対策は十分か | 特に力を入れて行っている | 十分である | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅲ－７．特定個人情報の保管・消去　リスク３：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク | 1　事務処理上、消去して問題ない情報かどうかを一定期間ごとに確認する（介護保険法等には保管期間の定めがない）。<br>2　磁気ディスク等の場合は、内容の復元ができないよう物理的な破砕等によって消去する。<br>3　紙媒体の場合は、内容が判読できないよう焼却又は裁断によって消去する。<br>4　外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は 管理者の承認を得て行う手順を定めている。 | ＜札幌市における措置＞<br>1　事務処理上、消去して問題ない情報かどうかを一定期間ごとに確認する（介護保険法等には保管期間の定めがない）。<br>2　磁気ディスク等の場合は、内容の復元ができないよう物理的な破砕等によって消去する。<br>3　紙媒体の場合は、内容が判読できないよう焼却又は裁断によって消去する。<br>4　外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は 管理者の承認を得て行う手順を定めている。<br><br>＜ガバメントクラウドにおける措置＞<br>データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。 | 事前 | 特定個人情報の保管場所変更によるため、重要な変更にあたる。 |
| | Ⅳ－１．監査　①自己点検 | 特に力を入れて行っている | 十分に行っている | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅳ－１．監査　②具体的内容 | 特に力を入れて行っている | 十分に行っている | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅳ-1．監査　②監査　具体的な内容 | ＜札幌市における措置＞<br>札幌市で毎年実施している個人番号利用事務監査で、本評価書に記載された事項等が遵守されているかどうかの確認を実施する。内容は以下のとおり。<br>1　監査は全ての個人番号利用事務について実施する。<br>2　現地監査を定期的に実施する。<br>3　監査結果に応じフォローアップを行う。<br>4　監査結果、フォローアップの結果は、番号制度総括部門に報告する。<br><br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行う。 | ＜札幌市における措置＞<br>札幌市で毎年実施している個人番号利用事務監査で、本評価書に記載された事項等が遵守されているかどうかの確認を実施する。内容は以下のとおり。<br>1　監査は全ての個人番号利用事務について実施する。<br>2　現地監査を定期的に実施する。<br>3　監査結果に応じフォローアップを行う。<br>4　監査結果、フォローアップの結果は、番号制度総括部門に報告する。<br><br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>1　運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。<br>2　政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。<br><br>＜ガバメントクラウドにおける措置＞<br>ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 | 事前 | ①自治体中間サーバー・プラットフォームの更改に伴う所要の修正（事後）。<br><br>②特定個人情報の保管場所変更によるため、重要な変更にあたる。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| | Ⅳ－２．従業者に対する教育・啓発　従業者に対する教育・啓発 | 特に力を入れて行っている | 十分に行っている | 事後 | 令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。 |
| | Ⅳ－３．その他のリスク対策 | ＜札幌市における措置＞<br>情報システム部門が管理するサーバ室にて、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、情報システム部門と委託業者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。<br><br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する | ＜札幌市における措置＞<br>情報システム部門が管理するサーバ室にて、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、情報システム部門と委託業者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。<br><br>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。<br><br>＜ガバメントクラウドにおける措置＞<br>ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。<br>ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。<br>具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。 | 事前 | ①自治体中間サーバー・プラットフォームの更改に伴う所要の修正（事後）。<br><br>②特定個人情報の保管場所変更によるため、重要な変更にあたる。 |

介護保険に関する事務の特定個人情報保護評価書について
寄せられたご意見と本市の考え方

## 1　意見の募集期間

令和７年11月12日（水）～令和７年12月11日（木）

## 2　公表場所

⑴　市役所等での配布

ア　保健福祉局 高齢保健福祉部 介護保険課（市役所本庁舎３階）

イ　市政刊行物コーナー（市役所本庁舎２階）

ウ　各区役所 総務企画課（広聴係）

⑵　札幌市公式ホームページによる公開

https://www.city.sapporo.jp/kaigo/kl00citizen/k-510mynumber.html

## 3　意見の受付方法

⑴　郵送

⑵　持参

⑶　ＦＡＸ

⑷　電子メール

## 4　意見数等

⑴　提出者数

１名

⑵　意見の受付方法別内訳

| 提出方法 | 郵送 | 持参 | ＦＡＸ | 電子メール | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 提出者数 | １人 | ０人 | ０人 | ０人 | ０人 |

⑶　意見総数

９件

## 5　意見の概要とそれに対する札幌市の考え方

別添のとおり

別添

ご意見の概要とそれに対する札幌市の考え方

（令和７年11月12日～12月11日実施）

## １．介護保険に関する事務の特定個人情報保護評価書に対するご意見

| No. | 寄せられたご意見 | 札幌市の考え方 |
|---|---|---|
| 1 | 個人番号カード取得は申請、個人番号の提供は任意ではないのか。 | 個人番号（マイナンバー）カードは、ご指摘のとおり、本人の申請に基づき交付されるものであり、申請・取得するかどうかは任意となっております。<br>また、個人番号の提供につきましては、介護保険制度の関係法令において申請書等に個人番号を記載することが義務付けられております。 |
| 2 | 介護保険事務（被保険者・介護利用者）の個人番号紐付けによるセキュリティリスク管理（委託・再委託）は、誰が責任（賠償）を取るのか。 | ガバメントクラウドはISMAPに登録されたCSPにより提供されるクラウドサービスであり、不正アクセスなどに対する高度なセキュリティ対策が施されております。また、本市においてはガバメントクラウドの利用にあたり、個人番号を扱うシステムのみを取り扱うネットワークに、専用回線で接続することで、安全性を確保しています。<br>万が一、個人情報の漏洩があった場合の責任とその損害賠償につきましては、事案の内容により個別に判断することとなります。CSPやデジタル庁に帰責性がある場合は、CSPやデジタル庁が損害賠償責任を負うものとされています。 |
| 3 | 昨今介護の現場では、介護職員不足、訪問介護事業者の経営破綻し必要な介護が受けられない、介護施設での虐待事件などが全国的に相次いでいる。札幌市は、必要とされる介護（訪問を含む）、施設の運営監査確認監視機関の設置はしているのか。<br>外部に委託するのか、その場合、「問題」（被害）が起きてから調査行うのか。情報は公開されているのか。 | 「介護保険に係る事業者及び施設に関すること」及び「養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームに関すること」は介護保険課の事務分掌とされており、札幌市介護保険施設等指導監査要綱（平成24年４月１日保健福祉局長決裁）に基づき、定期的に運営指導・実地指導、通報、事故等があった際には監査を実施し、介護サービス等の質の確保及び向上並びに保険給付等の適正化を図っています。<br>また、行政処分を行った際には、処分内容を公表しております。 |
| 4 | 介護利用自己負担（率）の応能負担が問題となっているが、保険料算定や介護利用に、銀行口座の個人番号紐づけて保険料・自己負担額（率）を決めるのか。介護保利用者の銀行口座の提供および個人番号提供紐付けは「義務」なのか。 | 介護保険料の算定や介護サービスの利用者負担割合の決定に、銀行口座は使用しておりません。<br>また、介護保険料の低所得者減免および特定入所者介護サービス費の給付対象の判定において預貯金の金額が要件となっておりますが、個人番号に紐付けることができる預貯金口座（以下、「公金受取口座」という。）は使用しておりません。<br>なお、公金受取口座の登録は任意となっております。 |

| No. | 寄せられたご意見 | 札幌市の考え方 |
|---|---|---|
| 5 | クラウド企業の運営維持管理経費は自治体負担（税金＝市民の負担）となり、想定（予算）の５倍との報道もあるがどのような状況か判明しているか。情報は公開されるのか。 | 運営維持管理経費についても、常に把握・最適化に努めながら、適切な管理を講じた上で、他の経費と同様の手続きを経て、本市予算・決算に計上してまいります。<br>なお、今年度から既にガバメントクラウド利用料の支払いをしているところではありますが、想定した当初予算の範囲内で執行できる見込みです。 |
| 6 | 札幌市はガバメントクラウドにするための「自治体システムの標準化」は終了したのか。 | 標準準拠システムへの移行が求められている20業務のうち、令和７年度中に特定児童扶養手当、選挙、戸籍の３業務に係るシステムを標準準拠システムへ移行する予定となっており、令和９年度までに介護保険システムを含む、残るシステムについても標準準拠システムへ移行する予定となっております。 |
| 7 | 国・デジタル庁が契約したクラウド化による情報漏洩はどこが責任を担うのか。 | ガバメントクラウドは、クラウドサービスに高度なセキュリティ対策を施していることを評価・登録する「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度」、通称「ＩＳＭＡＰ（イスマップ）」に登録されたCSPにより提供されるものです。さらには「自治体の合意を得ない限り、一切の情報資産を国外へ持ち出ししないこと」や「取り扱う情報に厳格なアクセス制御を行うこと」など、国が定める高いセキュリティが確保されています。<br>なお、セキュリティについてはCSPが担うだけでなく、国（デジタル庁）は運用管理権限や監査ログの収集などの管理領域を担い、標準準拠システムが運用されるクラウド環境については、各自治体とその運用管理補助者としてASPが担います。 |
| 8 | 大企業ＨＤに対する身代金要求型不正アクセスサイバー攻撃事件が横行しているが、クラウド化した市民の膨大な個人情報がサイバー攻撃・不正アクセスされた場合は、いったい誰が責任（賠償を含む）を取るのか。 | 上述の個人情報の漏洩時の対応と同様に、サイバー攻撃・不正アクセスを受けた際の責任とその損害賠償につきましては、事案の内容により個別に判断することとなります。CSPやデジタル庁に帰責性がある場合は、CSPやデジタル庁が損害賠償責任を負うものとされています。 |
| 9 | 情報のクラウド化はＡＷＳなどアメリカのＩＴ企業で機微情報が管理され、情報主権を護れないばかりか、運営維持経費が高額（自治体負担も）となり、費用対効果が見込めない。 | ご指摘いただいた事業全体の費用対効果については、本評価の目的である「プライバシーリスクの軽減」とは評価の軸が異なるため、本評価書において直接的な回答を行うものではございませんが、コストについても常に把握・最適化に努めながら、適切な安全管理措置を講じてまいります。<br>情報主権については、本事業で利用するガバメントクラウドにおいては、デジタル庁とクラウド事業者との契約により、準拠法を日本法、裁判管轄を東京地方裁判所と定めています。また、政府機関等からの開示請求に対する主権免除に係る対応もクラウド事業者の要件として定められているほか、データの保存場所を国内に限定し、技術的なアクセス制御を講じることで、日本政府の主権及び地方公共団体の管理権限が及ぶ体制を確保しています。 |